

統計百五十年史

上 卷

総務省統計局
総務省政策統括官（統計制度担当）
総務省統計研究研修所
独立行政法人統計センター

明治4年に太政官正院に総務省統計局の前身組織である政表課が設置され、我が国として総合的に統計を整備することとしてから令和3年で150年を迎えたことを記念し、令和4年12月7日（水）、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、「統計150年記念式典」を開催しました。



受賞者に拍手を送られる秋篠宮皇嗣同妃両殿下



式典全景

統計150年記念式典における秋篠宮皇嗣殿下おことば



本日、統計150年記念式典が開催され、ここに集われている皆様、また、画面を通して参加されている皆様とともにお祝いできますことを大変うれしく思います。そして、本日表彰を受けられる方々に心からお喜びを申し上げます。

日本における近代統計の歴史を振り返りますと、1871年に太政官正院に政表課が設置され、大主記に任ぜられた杉亨二が、初の総合統計書である「日本政表」の編成に着手した時がその端緒とされています。

爾来、我が国の統計は、人口や社会、経済などの現状を体系的に把握し、合理的な意思決定を行うための基盤として、広く生活の向上や社会経済の発展に寄与してきました。それとともに、過去から現在に至るまでの統計の数値は、誰もが利活用できる国民共有の財産になっております。

また、近年では、生活様式の変化や個人情報保護意識の高まり、さらには、COVID-19の影響など統計調査を取り巻く環境が大きく変化する中で、ビッグデータの活用やオンラインによる調査の導入など、ICTを活用した新たな取り組みもなされていると伺っております。

関係者のご努力により、このようにして統計調査が着実に実施され、正確な統計が効率的に提供されていることは、多くの人々にとって大変心強いことだと思います。

このような統計調査は、統計調査員をはじめとする多くの関係者によって支えられております。本日表彰を受けられる方々を始め、長年にわたり、献身的に統計の作成に携わっておられる方々に深く敬意を表します。

おわりに、この150周年の機会に、先人の業績と関係者のたゆみない努力に思いを致すとともに、これからも、社会の重要な情報基盤である統計が一層充実し、さらに発展していくことを祈念し、本式典に寄せる言葉といたします。

統計百五十年史の発刊に当たり



統計行政は、明治4年（1871年）に太政官正院に政表課が設置され、我が国として総合的に統計を整備することとしてから、令和3年（2021年）で150年を迎えました。今日に至るまで、我が国を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中で、統計は国民の合理的な意思決定を支える社会の情報基盤として発展を続けてまいりました。

歴史をたどると、政表課設置から10年後の明治14年（1881年）に、参議であつた大隈重信が、「統計院設立の件」建議書において「現在の国勢を詳明せざれば、政府すなわち施政の便を失う。過去施政の結果を鑑照せざれば、政府その政策の利弊を知るに由なし。」と言及しています。これは、政策の実施には、統計によって国や地域社会の状況や過去の政策の結果を正確に把握することが不可欠である旨述べたものであり、この考え方は現代においてもEBPM（証拠に基づく政策立案）として重視されております。このように、統計の普遍的な重要性は、150年の間揺らぐことなく受け継がれてきました。

統計の作成や提供は、統計調査に御回答いただく皆様、統計調査の実務に携わる地方公共団体の職員や統計調査員の皆様、統計を利用される皆様の御協力により初めて完遂する、国家の一大事業です。統計は行政と国民をつなぐ架け橋であることに思いを致し、関係各位の長年の御尽力に、深く御礼申し上げます。

総務省といたしましても、デジタルなど最先端の技術を活用し、さらなる速やかさ・正確さと国民皆様との統計情報の幅広い共有を追求することに力を尽くしてまいります。

本書は、統計行政の歴史を詳細に記録し、今後の統計行政の参考資料とするものです。我が国の統計の発展に尽くした先人達の足跡をたどることにより、我が国の統計の一層の発展と利活用の推進につながることを期待します。

令和6年（2024年）3月

総務大臣 松本 剛明

統計 150 年の歩み



総務省統計局の前身は、明治4年（1871 年）、太政官に設立された政表課に遡ります。そして、2021 年の令和の時代に、150 年の節目を迎えました。振り返れば、明治維新の初期において、政府が統計の重要性を認識し、政府の事務として統計を開始して以来、日本の政府統計は、多くの困難を乗り越えて、今日まで 150 年の歴史を積み重ねて、国際的にも非常に高い評価を受けています。

この 150 年の間には、関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの自然災害や世界大戦による被災、新型コロナウイルス感染症のまん延など、様々な試練を経験してきました。このような中においても、統計は国内外の出来事を的確に捉え、国と社会を映す「鏡」として、どの時代でも信頼性のある「羅針盤」として機能してきました。

近年では、経済統計の精度の向上と回答者の負担軽減を目的とし、統計局を代表する調査である経済センサスを新たに創設し、また、プライバシー意識の高まりを背景に調査環境が悪化する中、平成 27 年国勢調査において、オンライン調査を全国展開するなど、統計局は、様々な改革を推進しています。

日本の経済社会も統計の作成・提供の在り方も大きく変化しています。情報化の進展により多くの人が容易に統計データにアクセスし利活用できるようになるとともに、統計データは国民の意思決定のための材料として、統計の重要性がますます高まっています。統計局は先人達の 150 年の歴史を尊重しつつ、技術と社会の進歩に適応し、新しい時代に適した統計を提供することを約束します。

最後に、本書の編纂に携わっていただいた全ての方々に感謝申し上げます。本書は長年にわたる公的統計の歴史を記録したものであり、統計分野に関わる人々に広く利用されることを期待しています。

令和6年(2024 年)3月

総務省統計局長 岩佐 哲也

統計の150年を振り返って



明治4年、太政官正院に「政表課」が設置されて以来、近代的統計調査体制が整備されてから、150周年という大きな節目を迎えました。この度、これを記念して百五十年史を発刊する運びとなり、刊行に関わった皆様に心から感謝を申し上げます。

この150年にわたる年月を振り返りますと、政表課の設置以来、順次近代的統計調査の体制が整備されてきましたが、第二次世界大戦後、統計制度の再建に当たり、統計行政の総合調整業務は、新たに設置された統計委員会が所掌することとされ、その後、度重なる組織改正などの影響を受けながら、現在の政策統括官(統計制度担当)が担ってきております。

本書は、この150年間にわたる、統計の総合調整、国勢の基本に関する統計の作成、統計情報の加工・提供、統計研究研修など、日本の統計行政の歴史を綿密につづったものであり、正に日本の統計の記念碑ともいえます。

統計は、行政施策の企画・立案に欠くことのできないものでありますが、近年、情報通信技術、データ処理技術が高度化し、大量のデータが世の中を動かしていく中で、公的統計が社会を支える重要な情報基盤としての役割を果たすことができるよう、有用で使いやすい統計データを提供していくことが、ますます重要になってきております。

このような状況の中で、本書により日本の統計の発展に尽くした先人達の足跡をたどることは、未来に向けて日本の統計を更に一層発展させていく上で、非常に有意義であると考えます。

令和6年(2024年)3月

総務省政策統括官(統計制度担当) 北原 久

統計百五十年史発刊に当たって



統計研究研修所の歴史は、第1回国勢調査の実施(大正9年(1920年)10月1日)の翌年である大正10年(1921年)、国勢院第一部(後の内閣統計局)に「統計職員養成所」が設置されたのが始まりです。その後、昭和46年に名称が「統計研修所」に改められ、幾度かの変遷を経て、平成15年に統計知識の普及と発展に貢献する機関として、総務省の施設等機関(文教研修施設)となりました。さらに29年4月には、統計局から統計技術の研究を移管したことに伴い、組織の見直しが行われ、「統計研修所」から「統計研究研修所」として、これまでの研修機関としての役割に加え、新たに研究機関としての役割を担うこととなり、統計精度向上のための統計技術やビッグデータの利用等の高度な統計技術について研究開発を進めてまいりました。

近年、Society5.0の実現を目指す我が国において、統計人材の育成に関心が高まる中、統計研究研修所は、オンライン研修の導入など、様々な改革を推進し、これにより、多くの国・地方公共団体の皆様に高度な統計教育を提供する機会を拡大しています。

これからも統計研究研修所は、統計技術の進歩、新たな社会変化に対応しながら、高度な研究を行うとともに高品質な統計研修を提供し続けてまいりたいと思います。

統計研究研修所の歴史は、その使命と価値観を反映したものであり、統計研究研修所は、これからも国民の皆さんとともに歩み、成長し続けることを確信しております。

令和6年(2024年)3月

総務省統計研究研修所長 水野 靖久

統計百五十年史の発刊に寄せて



1871 年からの 150 年余りで我々の社会生活の中で一番大きく変わったのは何でしょうか？社会生活には様々な側面がありますが、統計にも関わるものとして、社会における様々な情報の流通のスピードと流通量の変化が注目に値することは間違いありません。特に、1990 年代以降のインターネットの登場とその普及、情報技術の飛躍的進歩は、情報通信の高速化・大量化を、それ以前と桁違いのものとししました。その結果、インターネットの世界では様々な情報があふれており、さらにチャット GPT(2022 年公開)を始めとする生成 AI の登場により、大量の情報の使い方にも大きな変化が起きる兆しが表れています。

こうした中でも、私は公的機関が作成する統計の価値はますます高まっていると考えます。社会の情報化を反映して個人情報保護意識が高まってきたことにより公的統計の大宗をなす調査統計は厳しい環境に置かれていますが、統計理論の適用・深化、行政記録情報等の活用、最新の情報技術の活用などにより、真実に近づく努力を弛まず続けているからです。今後も社会経済の事象を数字で示す情報は増えていくことが予想されますが、公的統計は、社会経済の実相により近いものとして国民に信頼され選ばれる情報であり続けなければならないと思います。

統計百五十年史は、30 年前に編纂された百二十年史をベースにしつつ、特に社会の情報化が進展し統計行政の中でも様々な出来事があったこの 30 年を同時代として統計行政に携わってきた皆様によってまとめられました。これからの統計行政の運営を進めていく中で、我が国の統計行政の歴史を振り返り、将来を展望するに当たって、貴重な記録になると確信しています。

最後に、この場をお借りして、編纂に当たった関係者の皆様の御尽力に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

令和6年(2024 年)3月

独立行政法人統計センター理事長 佐伯 修司

目 次

上 巻

統計150年記念式典

統計150年記念式典における秋篠宮皇嗣殿下おことば

統計百五十年史の発刊に当たり（総務大臣）

統計150年の歩み（総務省統計局長）

統計の150年を振り返って（総務省政策統括官（統計制度担当））

統計百五十年史発刊に当たって（総務省統計研究研修所長）

統計百五十年史の発刊に寄せて（独立行政法人統計センター理事長）

第一編 総論

第一部 草創期の統計制度と統計調査の整備	1
第一章 近代的統計制度の夜明け（明治4年～明治18年）	1
第一節 統計を専担する組織の創設とその変遷	1
1 統計を専担する組織の創設	1
2 組織の変遷	2
3 統計院の設立	4
第二節 統計の重複是正の取組	5
1 事務の重複調整	5
2 調査方法の統一等	7
第三節 統計書の編集と刊行	8
1 政表	8
2 日本府県民費表	9
3 統計要覧、統計年鑑	10
4 表紀提綱、万国対照年鑑	10
第四節 甲斐国現在人別調	11
1 調査実施までの経緯	11
2 調査の概要	12
第五節 甲斐国人員運動調	13

第六節	共立統計学校の設立	14
第七節	国際社会への参加	15
第八節	民間統計団体の動き	16
第二章	人口統計整備の時代（明治18年～大正11年）	17
第一節	内閣統計局の設置	17
第二節	行政各部の統計の統一	19
1	各省統計主任の設置と統計の進歩改善に関する訓令	19
2	中央統計委員会の設置	20
第三節	人口静態調査と人口動態調査	21
1	人口静態調査	21
2	人口動態調査	24
3	職業分類	25
第四節	国勢調査実現に向けて	25
1	「国勢調査ニ関スル法律」の制定	25
2	国勢調査準備委員会の設置	27
第五節	第1回国勢調査の実施	29
1	臨時国勢調査局、国勢調査評議会の設置	29
2	国勢院の設置	33
3	第1回国勢調査の概要	33
第六節	人口推計	39
第七節	内閣統計講習会の開催と統計職員養成所の設置	40
第八節	統計書の編集と刊行	42
1	統計年鑑、統計摘要	43
2	統計時報	43
3	日本国民新死亡表	44
4	維新以後帝国統計材料彙纂	44
5	列国国勢要覧	44
6	政家年鑑、海外各国国勢要覧	45
第九節	その他の事業	45
1	集計等の受託	45
2	道府県人口統計主任会議	45
3	内閣統計局展覧会	45
第三章	経済統計調査の発展と統計受難の時代（大正11年～昭和20年）	47
第一節	組織の変遷～再び内閣統計局へ	47
第二節	統計事務の整理統一	49
第三節	国勢調査	51

1	「国勢調査ニ関スル法律」の改正	51
2	大正14年国勢調査	52
3	昭和5年国勢調査	53
4	昭和10年国勢調査	55
5	昭和14年臨時国勢調査	56
6	昭和15年国勢調査	58
7	昭和19年人口調査	59
8	昭和20年国勢調査の中止	61
第四節	人口動態調査と死因及疾病分類	62
第五節	労働統計の整備	64
1	大正13年労働統計実地調査	65
2	失業統計調査	68
3	昭和2年以降の労働統計実地調査、労働技術統計調査	69
4	賃銀毎月調査、労働統計毎月実地調査	75
5	勤労統計調査	78
第六節	家計調査	83
1	大正15年家計調査	83
2	昭和6年から16年までの家計調査	86
3	昭和17年家計調査とその後の家計調査	87
第七節	生計費指数資料実地調査	90
1	生計費指数資料実地調査の開始	90
2	生計費指数の算定	91
3	その後の生計費指数資料実地調査	92
4	公設市場小売価格調査	93
第八節	農業調査	93
1	調査の実施まで	93
2	調査の概要と結果	95
第九節	国富及び国民所得調査	95
1	大正2年、8年国富推計	95
2	大正13年国富推計、大正14年国民所得推計	97
3	昭和5年国富調査	97
4	昭和5年国民所得調査	98
5	昭和10年国富及国民所得調査	99
第十節	国際統計協会会議の開催	99
第十一節	統計書の編集と刊行	101
1	統計年鑑、統計摘要	101

2	列国国勢要覧、国際統計摘要	101
3	統計時報	101
4	労働統計要覧、賃銀物価統計月報	101
5	生命表	102
6	臨時に刊行された統計書	102
7	官庁事務再編成二関スル件	102
第十二節	その他の事業	103
1	内閣統計展覧会	103
2	全国統計大会の後援	104
第二部	戦後の統計再生とその後の発展	105
第一章	再生への動き	105
第一節	再建施策の上申	105
1	終戦後の建設施策	105
2	統計機能充実整備案	107
3	統計制度改革案	111
4	統計調査法案要綱の提出	113
5	地方統計機構の整備	114
第二節	統計・統計制度の再建	115
1	再建への胎動	116
2	統計委員会の設置	122
3	統計法の制定	124
4	指定統計の指定	125
5	ライス統計使節団報告と我が国の統計	126
6	地方統計機構整備要綱	127
7	全国都道府県統計課長会議及び地方統計会議	128
第二章	統計及び統計制度の整備・充実	129
第一節	統計の総合調整の強化	129
1	統計委員会の動き	129
2	統計委員会から行政管理庁・統計審議会へ	129
3	統計報告調整法の制定	132
第二節	各種統計調査の整備	134
1	新生統計局の発足と統計の整備	134
2	統計の拡充整備と集計業務の近代化	141
3	新たな統計需要への対応と調査環境の変化	146

第三章	総務庁誕生までの経緯	149
1	行政改革と臨時行政調査会答申	149
2	「橋本案」から総務庁設置法案成立まで	150
3	新統計局・統計センターの組織	153
第四章	新統計局・統計センターの足跡	158
第一節	新統計局・統計センター発足時の課題	158
第二節	課題への取組	158
1	統計行政の中・長期構想	158
2	統計行政の新中・長期構想	159
3	各種統計調査等の実施	160
4	総務庁統計情報データベースシステム（SISMAC） の開発と運用開始	161
5	統計に関する国際協力の推進	161
6	製表業務の近代化と統計研修の充実	162
第三節	統計局創設120年	162
第三部	中央省庁再編と統計改革	164
第一章	中央省庁再編・行政改革への対応	164
第一節	中央省庁再編と総務省の発足	164
第二節	統計審議会の法施行型審議会への改組	164
第三節	各種行政改革課題への対応	165
1	統計行政の新たな展開方向	165
2	申請負担軽減対策	166
3	地方分権改革	167
4	民間委託の推進	168
5	電子政府の推進と統計	176
第四節	組織の変遷	179
1	統計局の分課の変遷	179
2	統計センターの独立行政法人化	181
3	統計研究研修所の変遷	181
4	統計基準部の政策統括官への改編	182
第二章	統計法の全面改正	183
第一節	改革の背景・経緯	183
1	統計制度改革の背景と契機	183
2	検討の進展	184
3	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	188

4	新たな統計法の立案から成立まで	188
第二節	新統計法の概要	189
1	統計法の全面改正・統計報告調整法の廃止	189
2	統計委員会の発足	189
3	統計委員会の総務省への移管	190
4	基本計画の策定	191
5	統計区分の再編	191
6	事業所母集団データベースの構築	192
7	公的統計データの二次的利用の促進	192
第三節	公的統計の整備に関する基本的な計画	193
1	第Ⅰ期基本計画	194
2	第Ⅱ期基本計画	196
3	第Ⅲ期基本計画	197
4	第Ⅲ期基本計画の変更	199
第三章	地方創生と統計	200
第一節	統計データ利活用センター設置の経緯	200
1	政府関係機関の地方移転の動き	200
2	誘致の提案	200
3	「政府関係機関移転基本方針」の決定	200
4	実証実験	201
5	「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」 の決定	201
6	統計データ利活用促進プロジェクト	201
7	統計データ利活用センターの開設	202
8	オフィス環境	202
第二節	統計データ利活用センターの役割	202
第四章	統計改革	204
第一節	改革の背景・経緯	204
第二節	経済統計の体系的整備	205
1	基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実	206
2	経済統計の体系的整備の推進等	208
3	国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携 強化	210
第三節	統計法・統計センター法の一部改正	211
1	平成30年一部改正法の立案から成立まで	211
2	改正法の概要	211

3 改正法公布後の動き	212
第四節 E B P Mと統計	212
第五章 統計業務の不適切事案と再発防止に向けた対策	214
第一節 毎月勤労統計における事案	214
1 事案判明に至る背景事情の概要	214
2 判明した事案の概要及び影響	214
3 基幹統計の一斉点検	215
4 点検検証と再発防止策	216
5 総合的対策と公的統計整備基本計画の改定	218
第二節 建設工事受注動態統計調査における事案	219
1 事案の概要及び検証	219
2 再発防止策の検討	221
第六章 大規模災害等と統計	223
第一節 阪神・淡路大震災への対応	223
1 国勢調査における対応	223
2 経常調査における対応	224
第二節 東日本大震災への対応	225
1 統計委員会等における対応	225
2 統計局の各調査における対応	226
第三節 その他の地震・水害・台風等への対応	229
第四節 新型コロナウイルス感染症への対応	231
1 統計委員会における対応	231
2 統計局の各調査における対応	232
第七章 統計150年	234
1 統計150年記念式典	234
2 統計博物館	234

第二編 各論

第一部 統計の総合調整機能の展開	235
第一章 統計機構の推移	235
第一節 中央統計機構の推移	235
第二節 地方統計機構の推移	238
1 地方統計機構整備要綱の制定	238
2 地方統計機構の変遷	239
3 都道府県統計専任職員の範囲の拡大等	243

第二章 統計審議会及び統計委員会の活動	246
第一節 統計審議会	246
1 統計審議会の組織	247
2 統計審議会の活動状況	248
第二節 統計委員会	248
1 統計委員会の設置	248
2 総務省への移管	249
3 統計委員会の組織	250
4 統計委員会の審議状況	253
第三章 統計関係法令の変遷及び整備	255
第一節 統計法（昭和22年法律第18号）の改正状況	255
第二節 統計法（平成19年法律第53号）の改正状況	257
第三節 統計法施行令（昭和24年政令第130号）の改正状況	258
第四節 統計法施行令（平成20年政令第334号）の改正状況	260
第五節 統計法施行規則の改正状況	262
第六節 沖縄の復帰に伴う行政管理庁関係法令の適用の特別措置等に 関する政令（昭和47年政令第91号）の制定	263
第七節 届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号） の改正状況	263
第八節 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の改正状況	263
第九節 統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）の改正状況	264
第十節 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を 定める政令（昭和26年政令第127号）の改正状況	266
第四章 時代に即応した統計の整備	267
第一節 指定統計から基幹統計へ	267
1 指定統計制度・基幹統計制度の意義	267
2 指定統計制度・基幹統計制度の運用	268
第二節 指定統計調査制度から基幹統計調査制度へ	277
1 指定統計調査制度・基幹統計調査制度の意義	277
2 指定統計調査・基幹統計調査の実績	278
3 調査票の使用	290
第三節 承認統計調査制度の意義と実績	293
1 承認統計調査制度の意義	293
2 承認統計調査制度の実績	294
第四節 届出統計調査制度の意義と実績	295
第五節 予算を通じた統計の調整	297

第六節	統計調査の整理再編	298
1	昭和55年行政改革計画に基づく報告等の整理	298
2	59行革大綱に基づく統計調査の整理再編	299
3	統計調査に係る国民の負担軽減方策についての申合せ	300
4	経済センサスの創設	302
5	経済統計の体系的整備	303
第五章	統計基準の設定と運用	304
第一節	統計基準	304
1	統計基準	304
2	日本標準産業分類	308
3	日本標準職業分類	318
4	日本標準商品分類	324
5	生産物分類	328
6	日本標準建築物用途分類	330
7	指数の基準時に関する統計基準及び季節調整法の適用に 当たっての統計基準	332
第二節	その他の基準等	336
1	公的統計の品質保証	336
2	消費税の取扱い	336
3	従業上の地位に関する区分の取扱い	337
4	地域別表章に関するガイドライン	337
5	民間委託	338
6	オンライン調査	339
7	大規模災害等への対応	339
8	新型コロナウイルス感染症への対応	340
9	統計調査の用語定義集の作成	340
第六章	産業連関表の作成と加工統計の基幹統計化	341
第一節	産業連関表	341
1	産業連関表の作成状況	341
2	S U T 体系への移行	349
第二節	加工統計の基幹統計化	351
第七章	統計調査員制度の確立	352
第一節	統計調査員制度の意義	352
第二節	統計調査員制度の充実	353
1	統計調査員の処遇の改善等	353
2	統計調査員確保対策事業	355

第三節	統計調査員の安全対策	356
1	安全対策の重要性	356
2	統計局における対応	356
第八章	統計に関する普及啓発	358
第一節	「統計の日」の制定及び諸行事	358
1	「統計の日」のポスターの作成	358
2	統計グラフ全国コンクール	359
3	全国統計大会	360
第二節	統計環境の整備	362
1	統計環境整備事業及び統計調査の環境改善のための普及啓発事業	362
2	児童・生徒に対する統計知識の普及	362
3	理論家と実務家による官庁統計シンポジウム	362
4	地方公共団体との連携	366
第九章	統計行政の中・長期的な指針	368
第一節	統計行政の中・長期構想の概要	368
1	主要統計調査の実施時期	369
2	新しい社会・経済の動向に対応した統計体系の整備	370
3	統計調査の正確性の確保と合理化	372
4	統計データの利用の促進	375
5	統計調査のための基盤整備	376
第二節	統計行政の新中・長期構想の概要	380
1	社会・経済の変化に対応した統計調査の見直し	381
2	主要統計調査の実施時期	382
3	報告者負担の軽減と地方統計機構	383
4	調査結果の利用の拡大	385
5	統計調査の効率的実施と正確性の確保	386
6	国際協力の推進	387
第三節	統計行政の新たな展開方向の概要	387
1	社会・経済の変化に対応した統計の整備	388
2	統計調査の効率的・円滑な実施	389
3	調査結果の利用の拡大	390
4	国際協力の推進	391
第二部	統計の国際展開	392
第一章	国際統計事務の総合調整	393

第一節	国際協力の基盤整備	393
1	講和までの統計の国際的な連絡業務の概要	393
2	国際統計協会への復帰、国際会議及び講習会への参加	394
3	国際機関及び外国との連絡	394
第二節	国際協力の強化と国際交流の活発化	395
1	経済統計に関する国際条約の批准	395
2	E C A F E 域内諸国との協力の強化	396
3	国際連合との協力	397
4	国際統計協会第32回大会の東京開催	398
5	国際会議への参加	398
第三節	国際社会への積極的貢献と国連アジア太平洋統計研修所への協力	399
1	国際機関への積極的協力	399
2	国内体制の整備	401
3	国連アジア太平洋統計研修所への協力	403
4	近年の主な国際統計活動	407
第四節	統計事情の紹介	410
第二章	国勢の基本に関する統計調査に係る国際協力の実施	413
第一節	国際会議への出席及び国際機関への職員派遣等	413
1	国際会議への出席	413
2	国際機関及び開発途上国への職員派遣	414
3	国内体制の整備	416
第二節	二国間交流	416
1	中華人民共和国	416
2	大韓民国	417
3	ベトナム社会主義共和国	417
4	モンゴル国	417
第三節	I C T を活用した統計システムの海外展開	418
第四節	国際会議の開催	419
1	東アジア統計局長会議	419
2	人口センサス会議	419
3	国際連合関連専門家会合等	420
年表		年1
組織の変遷		組1
歴代幹部一覧		幹1

【下巻】

第二編 各論（承前）

第三部 国勢の基本に関する統計調査の実施	1
第一章 人口・住宅に関する統計調査	1
第一節 人口に関する調査の概観	1
第二節 国勢調査の概観	1
第三節 戦後の人口調査	13
第四節 戦後の国勢調査	15
第五節 住宅・土地統計調査（住宅統計調査）	40
第六節 人口推計	52
第七節 住民基本台帳人口移動報告	60
第二章 労働に関する統計調査	63
第一節 労働力調査	63
第二節 就業構造基本調査	91
第三節 社会生活基本調査	107
第三章 企業活動に関する統計調査	127
第一節 事業所・企業統計調査（事業所統計調査）	127
第二節 事業所名簿の整備	150
第三節 経済センサス	156
第四節 サービス産業動向調査	174
第五節 経済構造実態調査	182
第六節 事業所母集団データベース	188
第七節 個人企業経済調査	197
第八節 サービス業基本調査	203
第九節 科学技術研究調査	209
第四章 家計に関する統計調査	217
第一節 家計調査	217
第二節 全国家計構造調査（全国消費実態調査）	226
第三節 貯蓄動向調査	246
第四節 家計消費状況調査	254
第五節 家計消費単身モニター調査	259
第六節 消費動向指数（C T I）	264
第五章 物価に関する統計調査	267
第一節 小売物価統計調査（動向編）	267

第二節	小売物価統計調査（構造編）	284
第三節	消費者物価指数（C P I）	291
第四節	全国物価統計調査	303
第四部	統計編成業務の実施	316
第一章	独立行政法人化前の集計技術の発展	317
第一節	パンチカードシステム（P C S）による製表	317
第二節	コンピュータによる製表	322
第二章	独立行政法人化前の製表業務	334
第一節	国勢調査の製表	334
第二節	事業所統計調査（事業所・企業統計調査）の製表	340
第三節	家計調査の製表	346
第四節	小売物価統計調査及び消費者物価指数の製表	352
第五節	受託製表	355
第三章	特定独立行政法人化とその後の行政執行法人への移行	358
第一節	特定独立行政法人への移行	358
第二節	独立行政法人統計センターの発足	363
第三節	独立行政法人改革と統計センターの新たな役割	367
第四節	行政執行法人としての統計センター	388
第五節	独立行政法人化後の業務運営	395
第五部	統計情報戦略の推進	437
第一章	統計に関する広報の展開と統計情報戦略の策定	437
第二章	I C Tを活用した統計情報戦略の展開、政府統計の総合窓口 （e-Stat）の開設	442
第一節	電磁的記録による統計情報の提供	442
第二節	インターネットによる統計情報の提供	443
第三節	e-Stat	448
第四節	統計リテラシー向上に向けての取組	451
第三章	統計データの二次的利用	458
第一節	調査票情報の提供	458
第二節	オーダーメイド集計	462
第三節	匿名データの提供	464
第四章	統計データ利活用センターの取組	467
第五章	総合統計書の編集	471
第六章	社会・人口統計体系の整備	479

第七章	統計地理情報の整備・提供	482
第一節	統計GISへの取組	482
第二節	地域メッシュ統計	488
第八章	統計図書館、統計博物館	490
第一節	統計図書館の沿革	490
第二節	統計図書館の特色	491
第三節	統計相談の実施	495
第四節	統計博物館（統計資料館）	496
第六部	統計教育・研修・研究	498
第一章	統計研修の変遷	498
第一節	統計職員の養成等	498
第二節	統計研修の実施	504
第二章	統計研修の充実	513
第一節	統計実務職員の育成に向けた研修	513
第二節	オンライン研修の推進	517
第三章	統計に関する研究	521
第四章	統計技術の向上に向けた支援	525
参考文献一覧		
「統計百五十年史」編纂関係者一覧		
「統計百五十年史」の編纂を終えて		

第一編 總論

第一部 草創期の統計制度と統計調査の整備

第一章 近代的統計制度の夜明け

(明治4年～明治18年)

明治4年に太政官正院に置かれたとされる政表課の最初の任務は、いわゆる岩倉使節団を欧米各国に派遣するに当たって、その利用に供するために我が国の国勢を表す統計書を編纂することであった。そして政表課は、その後9年には、各省の統計事務を調整するという中央統計機関としての機能を併せ持つことになった。

この4年から18年までの太政官時代は、正に政府における近代的な統計制度、組織の創設期であり、事務の範囲や組織が度々変わったが、この時代において特筆すべきことは、我が国の近代的統計調査の最初の原型ともいえるべき「甲斐国現在人別調」が12年に実施されたことであり、また、我が国統計教育史に大きな足跡を残した共立統計学校が16年に創立されたことである。

第一節 統計を専担する組織の創設とその変遷

1 統計を専担する組織の創設

統計を専門につかさどる組織が政府内に初めて設置されたのがいつであるのかについては、これを示す法規などの直接的資料は見つかっていない。ただ、「法規分類大全第一編」（内閣記録局編明治24年刊）の「文書門 記録志表 統計」の部の冒頭では、「明治史要」（太政官修史局編明治9年刊）からの引用という形ではあるが、明治4年12月24日に太政官正院に政表課が置かれたとされている。

正院達節録五年十月四日（全文ハ官職門官制ニ載ス）

正院中分課左ノ通被相定候事

外史所管

地誌課政表

（備考）明治史要四年十二月二十四日ノ条ニ曰ク政表課ヲ正院ニ置ク

また、執筆者、執筆時期共に不明であるが、総務省統計図書館に「政表課誌」という毛

筆墨書の和綴本が保管されている。これは、「明治四年六月政表ノ創業」から「同十四年五月統計院ヲ置ルハニ至」るまでの官制の沿革、事務の概要を述べたものであるが、その冒頭にも同様に4年12月24日に政表課が置かれた旨の記述がある。

明治四年辛未官将サニ特命全権大使ヲ欧米諸国ニ差遣セントスルノ議アリ其携帯ノ用ニ充ンカ為メニ六月八日権少史安川繁成ニ命シテ日本政表及日本国勢要覧ヲ編纂セシム……是レ政表事務ノ由テ起ル所ナリ

十二月廿四日正院中ニ始メテ政表課ヲ置キ外史ノ所轄タリ杉亨ニ大主記ニ任セラレ政表ノ事務ヲ担任ス

一方、14年に設置された統計院の「統計院沿革」（太政官沿革志第二十九）によれば、4年6月8日に「日本政表」、「日本国勢要覧」の編纂を命じたことは同じであるが、政表課はこの6月8日から始まるとされている。

明治四年六月八日大納言岩倉具視旨ヲ権少史安川繁成ニ伝ヘ日本政表及日本国勢要覧ヲ編製セシム是ヲ政表事務ノ濫觴ト為ス（本文旨ヲ伝フル中弁田中不二麿ノ口達ニ係リ辞令書無シト云）

本年廢藩置県ノ挙了ルノ後将ニ全権使臣ヲ欧米諸国ニ歴聘セシメントスルノ議アリ本日ノ命ハ則チ使臣齎帶ノ用ニ供セントナリ政表課ノ称此際ヨリ始マルト云（明治史要辛未十二月廿四日政表課ヲ正院ニ置クトアルハ誤レル由本文ト共ニ統計院ノ答フル所ニ拠ル）

また、「明治史要」も補正版（明治18年刊）では、4年12月24日の記載を削除し、それに替えて4年6月8日の条に「正院ニ政表取調局ヲ設ク。後政表課ト称ス（統計院書東）」という記事を入れている。

このように、政表課という名称とその設置の日については確定的なことはいえないのであるが、我が国の統計業務が開始されたのが4年6月8日であり、その内容が統計書の編纂であったことは間違いのないところである。なお、正規の官制として政表の名が出てくるのは、先に引用した5年10月4日の「正院達」である。

なお、この時に編纂された「日本政表」は残念ながら現存していないが、「日本国勢要覧」は三条公所蔵本の写本が残されている。

2 組織の変遷

統計業務は、明治4年6月に開始されたが、その後、これをつかさどる組織は目まぐるしく変遷することとなる。43年に内閣統計局が発行した「内閣統計局一覧」によれば、次のとおりである（なお、この一覧では4年12月24日に政表課が設置されたとしている。）。

第一 沿革略記

明治四年十二月二十四日正院中ニ政表課ヲ置ク

同 六年五月政表課ヲ内史財務課ノ附属トス

同 七年三月九日外史所管中ニ政表課ヲ置ク

同 八年九月太政官中内外史及諸局課ヲ廢シ更ニ五科ヲ置キ第五科中ニ政表掛ヲ置ク

同 十年一月十八日太政官中ニ調査局ヲ置キ局中ニ政表掛ヲ置ク

同 十三年三月三日太政官中調査法制兩局ヲ廢シ更ニ法制會計等ノ六部ヲ置キ而シテ政表掛ヲ改メテ統計課ト為シ會計部ニ属セシム

同 十四年五月三十日太政官中ニ統計院ヲ置ク

同 十八年十二月二十八日統計院ヲ廢シテ内閣ニ統計局ヲ置ク

統計をつかさどる組織は、早くも6年5月には「太政官正院事務章程」の改正に伴って制定された「内史官事務章程」において、「財務課此課ハ一切財用ニ関係スル事ヲ勘査ス政表課ハ此課ニ附属ス」とされた。このことについて、「政表課誌」には、「五月二日太政官職制ヲ更定シテ財務課ヲ置キ権大内史熊谷武五郎課長トナル政表ヲ以テ之ニ属ス」との記述があり、また、「統計院沿革」では、「五月二日政表課ノ名ヲ復シ之ヲ財務課ノ所管ト為ス」としている。

その後、「内閣統計局一覧」では触れられていないが、7年2月12日、正院の法制課と財務課が廃止され、その事務が左院に移されたので政表の事務もこれに伴った。ところが2月28日、左院副議長伊地知正治から、「元来政表ノ要用タル治国ノ必需ニシテ欠ヘカサルハ論ヲ待サル儀故自今政表課ハ正院ニ付属シ史官ノ分課ニ被附……」という上申書が出され、3月9日、「外史所管中政表課被置六等出仕杉亨二課長被仰付候条此旨申入候也」という左院への達が出されて、正院中の外史の一課として政表課が置かれた。同年8月に制定された政表課規程は10条から成るが、その第1条及び第2条は、政表課の任務を次のように規定している。

第1条 夫レ国家法ヲ立テ政ヲ行フヤ其効蹟ヲ察セサレハ焉ソ能ク事物ノ利害得失及国民安寧ノ域ニ進ムヤ否ヲ知ランヤ而シテ其効蹟ヲ察セント欲セハ全国ノ事実計數ヲ総括スル所ノ政表ニ依ラサルヘカラズ今ヤ万機政務中諸省所管ノ事務ハ諸省之ヲ部理スト雖モ各其権限アリテ他ノ所管ニ及ボスヲ得ス故ニ全国ノ事実計數ヲ総括スル者ハ独リ正院ノ権限義務トス是レ本課ノ設アル所以ナリ

第2条 政表ハ諸省使府県等ヨリ録上スル所ノ諸件ヲ統括シ全国ノ形勢ヲ表章スル者ニシテ即チ国土氣候地質産物境界行政權利義務財政租税防禦戸口年齢開化ノ度財量ノ源物品ノ計算及諸産業農業工作手芸交易航海等一切ノ事実計數ヲ分合比較シテ其得失ヲ鑑照シ以テ其形状ヲ知り施政ノ實際要領ヲ得ルニ於テ一大緊要トスルモノ也

このように政表課は、中央統計機関として、「全国ノ形勢ヲ表章スル」ことを任務としたが、統計調査を実施する機関ではなく、この時の課員は26名であった。

この政表課も翌8年9月22日に、法制、修史2局を除き内外史本課を始め諸課局全てが廃止されたのに伴って廃止され、替わりに太政官には五つの科が置かれ、同月27日第五科が政表を専管することとされたが、更に同年11月には、第二科で所掌していた財務に関する事務を第五科で所掌することに改められ、政表は第五科の所掌事務の一部とされるに至った。9年2月14日の第五科の事務章程では、「本科ハ理財ニ関渉スル事務ニ付各庁ヨリ上申スル伺届報告書類ヲ受理シ各庁ノ考課状ヲ勘査シ政表ヲ作ル所ナリ」とされている。

さらに、10年1月18日、太政官正院が廃止されるなどの改革に伴って太政官に調査局が設置され、第五科政表掛は同局中の政表掛となったが、「調査局ハ凡ソ財務ニ関スル諸伺届及報告書類ヲ受理勘査シ且政表ヲ作ル所ナリ」とされ、政表が調査局の事務の一部として行われたことは第五科の場合と同様であった。

次いで、13年3月3日、太政官の法制、調査の2局が廃止され、法制部、会計部、軍事部、内務部、司法部、外務部の6部が置かれ、その会計部の分課として統計課が設けられた。

そして、翌14年5月30日、太政官に統計院が設置されるに及んで、ようやく中央統計機関としての機構が整備されることとなったのである。

3 統計院の設立

明治14年5月に統計院が設立されたのは、参議という要職に在り、大蔵卿を兼ねていた大隈重信の次のような建議によるところが大きいと思われる。大隈は統計院設置とともにその院長に就任したが、その直後の10月、いわゆる「明治14年の政変」により下野することとなる。

現在ノ国勢ヲ詳明セサレハ政府則チ施政ノ便ヲ失フ過去施政ノ結果ヲ鑑照セサレハ政府其政策ノ利弊ヲ知ルニ由ナシ故ニ現在ノ国勢ヲ詳明シ過去施政ノ結果ヲ鑑照スルハ是レ政府ニ在テ欠クヘカラサルノ務ナリ而テ……現在ノ国勢ヲ一ニ明瞭ナラシムル者ハ統計ニ若クハ莫シ又現在ノ国勢ヲ以テ之ヲ既往ニ比較シ過去施政ノ得失ヲ証明スル者ハ亦タ統計ニ若クハナシ……抑モ統計ノ業タル施政ノ実務ニ遠離スルノ外觀アルカ為メニ其材料ヲ有スル諸官衙ニ於テ報告徴集ヲ等閑ニ付スルノ弊ナキニアラス又統計課ニ在テハ其仕組ノ狭少ナルカ為ニ充分ナル編製ヲ遂ルコト能ハス是則チ完全ナル統計表ナキ原因ノ大ナル者ナリ故ニ願クハ今六部ノ外ニ於テ別ニ一院ヲ設ケ鋭意統計ノ業ニ従事セシメ……其規模ヲ大ニシ且ツ内閣重官ヲ以テ其首長ヲ兼務セシメラレンコトヲ斯ノ如クンハ完全ナル統計総表ノ製出ヲ望ムヘク政府始メテ現在ノ国勢ヲ容易ニ鑑照スルノ便ヲ得テ又過去施政ノ結果ニ就キ政策ノ利弊ヲ発見スルノ端諸ヲ得ヘキナリ……右謹テ御裁可アラントヲ請フ

明治十四年四月 参議 大隈重信

「統計院事務章程」（明治14年5月太政官達第49号）は、統計院の所掌事務を次のとおり定めている。

- 第1条 政治上其他諸般ノ事物ニ関スル統計表ヲ編製公布スル事
- 第2条 統計表ニ拠テ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル事
- 第3条 統計表ノ様式ヲ定ムル事
- 第4条 統計表ヲ編製スルノ材料ヲ各官庁其他ヨリ徴集スル事
- 第5条 各官庁其他ヨリ徴集スル報告書ノ様式ヲ定ムル事
- 第6条 報告書及ヒ統計ノ材料ヲ徴集スルノ期限ヲ定ムル事
- 第7条 統計ニ関スル新古ノ書類ヲ集テ之ヲ保管スル事
- 第8条 各官庁ニ於テ編製スル統計区域ヲ定メ其統計表若クハ統計ニ関スル書類ノ様式ヲ改良セシムル事

また、統計図書館に保管されている「統計院誌」によれば、設立当初の統計院は9課から成り、その事務分担は次のとおりであった。

- 第一課 土地、東京、北海道
- 第二課 人口調査、宗教、慈恵
- 第三課 政治、財政、軍政
- 第四課 司法、警察、教育
- 第五課 農業、工業
- 第六課 商業、通運
- 第七課 保険、衛生
- 第八課 編纂及ヒ検算ノ務ニ任ス
- 第九課 庶務及ヒ出納ノ務ニ任ス

このように太政官の下に中央統計機関として整備された統計院であったが、18年12月28日には、内閣制度の発足に伴って統計院は廃止され、新たに内閣統計局が設置されることとなった。

なお、統計院の職員数は、14年末には29人であったが、廃止直前には73人に達している。

第二節 統計の重複是正の取組

1 事務の重複調整

太政官正院に政表課が置かれたのと同じ明治4年には、7月に大蔵省に統計司が設置され、翌8月に統計寮となり、「全国ノ歳入歳費及公債証書紙幣又ハ諸印紙発行ノ員数其他

戸口地方面積物貨ノ産出海外輸出入品ノ多寡等一切形状ヲ表出シテ覧閱ニ便スル事ヲ掌管スル所ナリ」(明治4年8月統計寮事務章程)とされた。しかし、統計寮では全国的な統計を収集編纂することが困難であったため、7年7月3日大蔵省から次のような上申が行われた。

統計寮事務章程ニ基キ歳入出ノ贏縮国力ノ盛衰民有財産ノ多寡ニ至ルマテ委詳表出シ廟謨ノ参考ニ供セントスルモ維新已降時勢未タ其度ニ至ラサルカ故ニ僅ニ金穀ノ出納計算ニ止リ其他ニ至テハ未タ普及ノ順序ヲ得難シト雖モ……時運稍開明ニ赴キ各庁ノ所務モ亦漸ク精微ニ至リタレハ計表ノ事業自今其規模ヲ弘拓シ追次完備ナラシメントス然レトモ各省ニ交渉ノ事件ノ如キ照会往復スルモ到底暗中摸索ニ涉リ明晰精確ナラサルヲ恐ル因テ式ニ準拠シ於各庁調理シ報告書ヲ作リ期ヲ追テ当省ニ送付セシメラレンコトヲ請フ

この大蔵省の上申は、今後いよいよ統計の規模を拡大したいので、その様式を定め、各省に対して期日を切って統計寮に報告するよう命じてほしいというものであった。

これに対して政表課は、政表は、それ自体が独立した業務であり、かつ専門的な知識を要するものであることから、諸外国においても独立した組織が置かれている。むしろ政表課に統計寮を合併して事務の重複錯綜を避けるべきである。もしこれが難しいとすれば、事務章程を見直して、それぞれの権限を明確にすべきである旨上申したが、大蔵省、政表課いずれの上申も採用されなかった。

この間、統計寮と政表課を合併する安川繁成の上申、統計寮、戸籍寮を政表課と合併し長官を置く杉亨二の上申などが相次いだ。9年11月に至り、内務省から地方における重複繁雑な事務を整理してほしいとの次の建議が出されたのを契機に、12月、大蔵省統計寮の所掌事務は「政府金穀ノ統計」と「税関輸出入ノ統計」に限定されることとなり、この問題は決着を見たのであった。

事物ノ数ヲ統計シ政治ノ迹ヲ表章スルハ国家ノ経綸上ニ於テ最モ欠クヘカラサルノ要務タルハ今復タ陳述ヲ待ス是正院ニ政表課ヲ置カル、所以ナリ然ルニ大蔵省ニ旧来民蔵合併ノ時ヨリ統計寮アリテ其掌理スル所ノ事務政表課ト異名同実ニシテ……各庁ニ向テ取調ヲ請求スル所ノ条件ハ尽ク同事異様ニ出テ其重複繁冗言フニ勝ユヘカラサルモノアリ殊ニ地方官ノ如キハ平素事務繁劇ナルヲ以テ尤其重複繁冗ニ堪ヘス之カ為ニ他ノ事務ヲ障害スルノ弊少ナカラス就テハ右事務ノ取調ハ之ヲ一方ノ主務ニ專屬シ重複ノ弊ヲ除サルヲ得ス……全国統計ノ事務ハ政表課ニ属シ金穀ノ統計ハ統計寮ニ附シ内外ノ物産ヲ計査シ商業ノ盛衰ヲ示スカ如キハ内務省ヘ専任セラレ税関輸出入ノ計表ノミ大蔵省ニ任セラレ候ハ、畜ニ体裁ノ宜キヲ得ルノミナラス前頭各庁并地方ノ重複手数モ相省ケ大ニ官民ノ便宜ト相成可申被存候……此段致建議候也

2 調査方法の統一等

明治9年11月の内務省の建議にも見られるとおり、新政府が発足して間もないこの当時には、各省それぞれが地方に対して同様の事柄について異なる様式で調査を要求し、その重複の弊害には堪え難いものがあつた。こうした状況を受けて、9年4月21日、各省が府県に調査を要求する場合は、まず主務省に照会してからにするように、との太政官達（第40号）が出されている。

○太政官達 第40号

従来各省ヨリ府県へ直達明細調査ヲ要求セシモノ、内主務ノ省ニ於テ既ニ調査行届居候分モ不少且府県ニ於テハ各庁臨時ノ求メニ応シ事務煩重ノ憂有之趣ニ付以来右様ノ節ハ其主務ノ省へ照会シ相互ニ調査候様可致此旨相達候事

次いで、第五科からの上申を受けて、同年6月5日、外務、内務、大蔵、工部、司法5省の政表主任を毎月第五科に出頭させ、政表掛会議を開催する旨の達が出された。その趣旨とするところは、政表の編製方法について協議を行い、調査方法の統一を図り、無用の労を省こうとするものであつた。

政表編製方第五科政表掛へ協議セシム

外務内務大蔵工部司法五省へ達 明治9年6月5日

政表編製方ノ儀ニ付テハ……細目多端ニモ有之各庁事務ノ都合ニ因リ取調方法一定ノ式難相立廉可有之候ニ付主任ノ者毎月一兩度正院第五科政表掛へ出頭熟議致シ無益ノ手数ヲ省キ実用專一ニ取調候様可致此旨相達候事

この政表掛会議は、6月20日に第1回が開かれ、協議に基づき「第五科政表掛会議規則」が定められた後、10年3月に中止になるまでおおむね月2回ずつ開催された。

なお、「政表課誌」によれば、会議の結果は、毎回報告書、新聞紙等をもって広告することとなっているが、これは当時「政表ニ記載スヘキ事実ハ専ラ各地方ノ調査ニ」よつており、地方の関係者すなわち「地方官及区戸長等」にその趣旨方法等を周知するためであつた。

さらに、14年5月に統計院が設置されたが、その所掌事務を定めた「統計院事務章程」の第8条では、「各官庁ニ於テ編製スル統計区域ヲ定メ其統計表若クハ統計ニ関スル書類ノ様式ヲ改良セシムル事」とされ、各官庁の統計に関して統計院が調整を図ることが明記されている。

また、統計院の組織を定めた「統計院職制」（明治14年5月太政官達第49号）においては、統計委員を置く旨が定められており、この統計委員は、「院長ノ尋問ニ対シテ意見ヲ述ヘ統計法ノ改良ヲ助クル者」で、「専ラ統計ニ関スル官庁ノ奏任官ヲシテ之ヲ兼務セシム」

こととされていたが、その活動状況は明らかでない。統計委員の任命は15年9月7日に行われているが、統計委員会組織及規則は16年3月12日になって制定されていること、「統計院誌」における統計委員会の記事は、18年3月30日に総会を開いて18人が参加し、各省から府県に要求する統計材料の重複を除くため各省調査に区域を設けることを議したが、なお関係官庁と協議の後総会を開くことにして散会したという1回についてだけであることから、この1回しか統計委員会は開かれなかったとみられる（なお、統計集誌明治44年1月号、高橋二郎「本邦中央統計機関の沿革」中に「委員会は十八年中に一回招集せられしのみ」という記述がある。）。

このほか各省統計事務の調整に関しては、統計院の建議に基づき次のような太政官達が出され、統計表調製年度は原則として暦年によること、各省は統計の方法について統計院へ協議することとされている。

○太政官達 第35号 官省院庁府県（明治15年6月7日）

統計表調整年度ノ儀歳入歳出等金穀ノ出納ヲ主トシテ計査スルモノニ限り会計年度（甲年七月ヨリ乙年六月マテ）ヲ以テ取調其他ノ事物ハ総テ暦年（一月ヨリ十二月マテ）ヲ以テ取調候儀ト可心得此旨相達候事

○太政官達 第39号 各省（明治15年6月24日）

統計ハ政治上其他諸般事物ノ結果ヲ証明スル重要ノ事件ナルニ因リ材料ノ計査正確ナラサルヘカラス就テハ各省ニ於テ統計院ヘ協議ヲ遂ケ各其主管ノ事務ニ付統計ノ方法相立審議候様致スヘシ此旨相達候事

第三節 統計書の編集と刊行

1 政表

明治4年にいわゆる岩倉使節団を欧米に派遣するに当たって、その参考資料として編纂を命じられたのが、「日本政表」、「日本国勢要覧」であり、これが我が国近代統計業務の始まりとなった。このうち「国勢要覧」と題する三条公所蔵本の写本が残されており、周圍里数概略、国郡（国郡名）、人員（府藩県別）、歳入出、輸入出、度量衡、貨幣、陸軍、海軍、鉄路、神社、寺院等の項目から構成されている。一方、このときの「日本政表」は残存しておらず、あるいは政表と国勢要覧を別に編纂したのではなく、国勢要覧としてまとめたとも考えられる。

5年4月には、「辛未政表」が刊行された。菊判、和紙使用、木版刷り本文54ページのもので、「凡例」には「大主記杉亨二編纂」とある。ただ、内容は、その凡例の中で述べられているように国勢全般にわたるものではなく、4年（この年は十千十二支で辛未、か

のとひつじの年に当たる)における華族・士族・平民等別及び勅任官・奏任官・判任官・等外別の院省・開拓使・東京府の官員数と官省別の官録・月給総額などにとどまっている。

政表ノ務タル人事ノ変遷土地ノ沿革庶物ノ興廃等総テ地上ノ万有ヲ網羅シ以テ全国ノ大勢ヲ表示スルニ在リ然ルニ本課ヲ立テラレシヨリ未タ日アラスメ事尚備ラス是ヲ以テ大綱挙リ難キ者多シ故ニ先ツ其易キニ就キ其難キヲ後ニス此表ニ記スル所ノ如キハ僅ニ其一班ノミ

これに続く「壬申政表」は、その例言に「明治六年五月政表課」とあるが、6年5月5日の皇居の火災で原稿が焼失したために再度取調書を徴集しており、実際には7年秋の刊行であると思われる。これも和紙使用の木版刷り本文65ページであるが、「辛未政表」に比べて院省・開拓使の雇入外国人の国別人員、職業別人員及び月給・年俸、更には二府三十九県官員表、官費留学生表、皇華士族卒戸数録高表、死刑人表などが追加されている。

7年12月には、より広範な政表を編製するため、府県及び各院省使庁に対して所定事項を毎年報告せよとの太政官達が出され、これによって「明治六年政表」がまとめられ、以後「明治七年政表」、「明治八年日本政表」から「明治十一年日本政表」までが編集刊行された。

○太政官達 第166号 府県(明治7年12月18日)

年々政表編製候ニ付左ノ箇条ノ通取調本年分ヨリ毎翌年三月限可差出此旨相達候事
但明治六年分モ取調来八年二月限可差出尤委細ノ儀ハ政表課ヘ可打合事

一 官員族籍

.....

一 賦金支用高

日本政表には、全国人員、男女、出生、死亡、年齢、職業、府県賦金、海外貿易、教育、警察等、辛未政表や壬申政表に比べてより充実した内容が掲載されている。また、「明治六年海外貿易表」は、「此表大蔵省ノ上申スル所ニ拠リ明治六年中各港輸出入物品ノ種類員数及価格ヲ合算シテ之ヲ列子載セ又出入ノ多寡ヲ比較シテ貿易ノ全形ヲ表シ一目ニ瞭然ナラシム」ものであり、当初独立した書名が付されていたが、7年から11年までは「日本政表海外貿易之部」と部門化されている。

2 日本府県民費表

政表編製のための報告を求める達が出される前の7年4月には、府県に対して、その民費を取り調べて報告せよとの達が出されている。「日本府県民費表」は、この達に基づき全国各府県から毎年上申された民費調書により、明治6年分から12年分まで毎年編纂され

たが、11年分、12年分は刊行されていない。「明治六年日本府県民費表」は、本文126ページで、全国中3府56県（4県欠）の民費を、府県庁及出張所並倉庫等営繕費、道路堤防橋梁修繕費、布告並布達類入費、正副区戸長以下ノ給料、府県社郷村社神官給料、山林調費、戸籍調費、徴兵下調費、学校費、病院費、道路掃除費、用悪水道費、消防入費、邏卒番人給料並諸費等28項目に分けて掲載している。

○太政官達 第53号 府県（明治7年4月18日）

民費課出ノ儀ハ其多寡増減ニ因リ大ニ民情ニ関係シ地方官ニ於テモ別シテ注意スヘキ事ニ候就テハ……明治六年民費ノ分別紙雛形ノ通取調来ル八月限り可差出尤今後右ニ準シ毎一年取調翌年三月限り可差出此旨相達候事
但明治五年ノ分モ取調出来次第可差出事

3 統計要覧、統計年鑑

日本政表に続き、明治14年1月には「統計要覧」が刊行された。これは太政官調査局政表掛が会計部統計課になってから編集されたもので、土地、人口を始め歳出入国債、海關出入、紙幣、貨幣、郵便、警察、鉄道、電信、鉱山、学校などその内容は日本政表よりも更に充実したものとなっている。

さらに、統計院となって陣容が整ったのを機に、フランス、ベルギーその他欧州諸国の統計年報の体裁、内容を参考にして年鑑を編纂することとし、14年6月からその材料及び様式の調整が始められ、15年3月に「統計年鑑」として刊行された。これは、本文678ページ、掲載表279表に及ぶ本格的な統計年鑑で、その内容は、土地、人口、農業、山林、漁業及製塩、鉱山、工業、通運、銀行及金融、外国貿易、衛生、社寺、教育、警察、監獄、司法、陸軍、海軍、財政、政事、北海道の21分野に及んでいる。

統計年鑑はこの後毎年刊行されているが、統計院としては18年の「第四統計年鑑」が最後となった。

4 表紀提綱、万国対照年鑑

明治7年10月に太政官外史政表課から「表紀提綱 一名政表学論」が刊行されている。この書は、陸軍省出仕津田眞道がオランダ、ライデン大学のシモン・ヒッセリング博士の著述を翻訳したもので、統計の意義・目的、統計家としての心得、統計表作成の方法等について述べた本文45ページ、仮綴の小冊子である。

第一章 表紀ノ本義

表紀ノ原語ヲ スタチスチキト 謂フ其義ヲ直訳スレハ邦国又ハ形勢ト謂フ事ナリ蓋一国数国乃至万国ノ人民互ニ相生養スル實際ノ形勢ヲ知ル學術ナリ

また、統計院時代の18年9月には「万国対照年鑑」が翻訳、刊行された。この書は、明治14（1881）年ロンドンで出版され、明治3（1870）年から13（1880）年までの「欧米各国並ニ其殖民地ニ於ケル百般進歩の概況」を記載したものであり、「万国比較ノ部」では産業、製造、人口、兵事などの10の分野についての27表が、「各国別ノ部」では「大英国」、「仏蘭西」、「露西亜」、「北米合衆国」など20の国・地域が掲載されている。

第四節 甲斐国現在人別調

1 調査実施までの経緯

「政表課誌」において明治4年12月の政表課設置の際「大主記ニ任セラレ政表ノ事務ヲ担任」したとされ、また7年3月の太政官から左院への達においても「外史所管中政表課被置六等出仕杉亨二課長被仰付候」とその名が現れる杉亨二は、幕府開成所で翻訳に携わっていた頃から「スタチスチック」に関心を持っており、明治維新に際して徳川家に従って駿府に移住した際、駿河国の人別調に着手した。しかし、藩の重役から異論が出されてこれは中止となった。その間の経緯について、「杉亨二自叙伝」（河合利安編 大正7年刊）では次のように述べている。

静岡奉行の中台伸太郎に面会して、時事の談に及び新に不知案内の土地に来て領内の事実を知らずして政事を行ふも徒に勞して功無かるべしと、其頃はスタチスチックを政表と称せし故、政表の利益を説きたれば、中台大に感服して……然らば先づ市中を取調べべしとて、家別表を人々に配布し、日々兩三人を召連れ、刀などをさして居ると寄附かぬから脱刀して、麦飯の弁当を提げて、取調を為した……其結果を現す積りで、調べて居ると重役の方から妨害が起つて来た、それは封土人民奉還の後であるから朝廷で為さらぬ事に当藩で斯様な調べをするのは宜く無いと云ふ論である、さういふ俗論が起つて如何ともすることが出来ず、折角麦飯弁当で何でもやらうとした事が、遂に纏まらずして仕舞つた……誠に残念至極であるが致し方がない

その後、杉は政府に任官して統計書の編纂に従事したが、国家の経営には何よりも現在人口の調査が必要であるとの信念をますます強く持つようになり、まず人口の少ない県で試験的に実施することを建議、12年に至ってようやく山梨県で「甲斐国現在人別調」が実施されることとなった。再び杉の自叙伝によれば、それは次のような考え方からであった。

是に於て余は多年の宿志を遂げんと、大胆にもスタチスチックの大目的たる、全国総人員の現在調査を行はんことを心掛けた……現在人別の調査は根本である、国家必要なる事である、其必要なる事は明瞭なれども此調査を挙行するには、学者の熟練も必要にして、多額の費用も亦必要である、去りながら、邦国の大事業なれば軽挙を慎

まざるべからず、始めて之を行つて一たび誤まれば再び容易に取返し得べきで無い、此問題には甚だ苦心した、遂に一県にして民数の寡少なる一国の調査を行つたらば大体の目途を知り得べしと決した

この調査は、単に戸籍編成のために戸籍上の人員を点検調査する戸口調査とは異なり、地域こそ甲斐国一円に限られていたが、近代的センサスとしての我が国国勢調査の先駆を成すものであった。

明治12年4月2日

山梨県へ達

今般其県管轄甲斐国一円人別取調トシテ太政官権大書記官杉亨二被差遣候右取調ハ他府県人別政表ノ模範トモ相成候ニ付取調方法等懇切ニ協議イタシ人民営業ニ差障無之様可取計此旨相達候事

2 調査の概要

(1) 調査範囲

「甲斐国現在人別調」は、明治12年12月31日午後12時に山梨県に現在する人員を対象とし、「其本籍ノ人及ヒ寄留ノ人ニ就テ男女、年齢、家主及ヒ家族、身上ノ有様ヨリ職業、族籍、生国、宗旨ニ至ルマデ洩レナク」（人別調人心得並家別表書込雛形）調査するものであった。ここでいう「寄留」とは、90日以上本籍外の場所に住所又は居所を有すること（昭和27年の住民登録法（後の住民基本台帳法）の施行とともにこの制度は廃止された。）であるが、「寄留シ所帯ヲ持チタル人ハ其寄留先ノ地ニテ取調ヘ……寄留ストイヘトモ出先ニテ所帯ヲ持タサル人ハ尚ホ本籍ニテ取調ヘ」ることとされていた。

なお、杉はその自叙伝で、調査の対象については「他県の分轄無き、一国専管の県を良しとし、地図を按じて其最も適宜なるものを「山梨県」と決定」した、時期については「人間の集合して極めて静かなる時即ち冬季を最も良しとする」と述べている。

(2) 調査事項

この調査の具体的な調査事項は、住家（土地、家屋の所有関係）、姓名、族籍（華族、士族、平民の別）、家主及家族（世帯における地位）、性別、身上ノ有様（配偶関係）、年齢、生国、宗旨、職業、啞聾盲の11項目で、「人別調人心得並家別表書込雛形」にはそれらの概念や記入方法が詳細に記されている。

調査は、「家別表」により世帯ごとに記入する形式をとり、これを中央で各人別の「単名表」約40万枚に写し取って集計した。

(3) 調査結果

戸籍を離れて、現在人口とこれに伴う状態を調査するこの「甲斐国現在人別調」については、明治11年の秋頃から太政官調査局政表掛において検討され、太政官の決定を経て実

施の運びとなったが、調査実施中の13年3月に太政官の職制改革によってその事務は会計部統計課に移った。さらに、集計中の14年5月には新設された統計院がこれを引き継ぎ、最終的に調査の結果は15年6月、「甲斐国現在人別調」として統計院から刊行されている。その緒言において、大書記官杉亨二は、山梨県令始め郡長、書記の協力を深く感謝を表明するとともに、この調査の意義を強調して次のように記している。

夫レ人別ノ調査ハ国家ノ大典ニシテ固ヨリ容易ナル事業ニアラス此政表ノ如キハ之ヲ明治十三年ノ全国人員ニ較ブレハ僅カニ九十分ノ一ニ過キストイヘトモ端緒斯ニ開ケ之レニ由リテ予メ法則ヲ定メ準備ヲ為シ漸次事ニ従ヒ全国ニ及ボスコトヲ得バ此挙ノ効用亦マサニ尠ナカラザラントス

第五節 甲斐国人員運動調

杉はその自叙伝で、人口調査には静態調査と動態調査の2種類があると述べている。

国人の状態を調ぶるに二様の別がある、其一は国民の総数の現在調査で、之をスタチック調と云ふ……其二は人生の変動する有様の調で、之をダイナミック調と云ふ……生れるもの、死するもの、婚姻するもの、離縁するもの又往くもの、来るもの等種々様々の移動あり、悉く之を記載して一週年に至る

甲斐国現在人別調の完了後、杉のいう「ダイナミック調」、すなわち人口の動態調査についても、統計院において計画された。これは、日々変化する人の動きを把握するには、戸籍法上の届出に基づく人口統計では、どうしても遺漏や重複が生じて不十分、不完全であり、これとは別に人の異動の把握そのものを目的とする統計が必要であるとの考えによるものであった。

この調査は、山梨県を対象とし、男女人員及ヒ年齢調、男女出生調、出生届洩調、男女死亡調、婚姻調、離縁調、移住人調、行方知レサル人員及ヒ年齢調、棄児調から成るものであり、明治16年5月から6月にかけて県下9郡を巡回し、戸長を郡役所に集めて趣旨を説明した上で、17年の事実から報告を求めることとし、実際に18年暮には調査票が到着しつつあったが、12月28日統計院が廃止されて、そのまま立ち消えとなった。その間の経緯について、統計院の職員であった高橋二郎は次のように述べている（「明治十二年末甲斐国現在人別調顛末」38年3月統計集誌）。

次に十六年の春は山梨県に人口動態調査を行はんとて県庁とも協議調ひ小生は杉君と其心得書及雛形を議定し……十七年の事実より調査報告せしむること、し十八年末より漸次各村の材料到達せし折柄十二月二十八日統計院廃せられ杉君も官を去り次て内閣に置れし統計局は規模も少さく事年鑑に止り動態調査も立消となり

第六節 共立統計学校の設立

明治15年5月、統計院は「統計学教授所」を設置することについての上申を行った。これは、統計は専門の学術であつて統計担当者であるからにはその学識を深めなければ実地において誤るおそれがあること、志願者に対して統計院の職員が勤務時間外に交替でおよそ3年間の講義を行うこと、その修了者を将来各官庁の統計主務者として採用することにすれば政府の施策推進の上でも大いに役立つことなどを内容とするものであったが、聞き入れられなかった。

そこで、杉は15年4月に統計院長に着任したばかりの鳥尾小彌太、統計院幹事安川繁成らと諮り、有志によって「統計学講習所」を設立することとした。その後の経緯は次のとおりである。

15年8月 統計学講習所設置のために義援金を募ることを決める。杉亨二ら統計院在職職員有志発起員となり、同院在職者はこれに賛同し、おのおの月給百分の一を抛出することとする。

11月 発起員の公選により、鳥尾小彌太を統計学講習所所長に、杉亨二を教授長に選出する。

12月 設置規約と就学規則を定め、これを印刷して公表する。官民有志の賛同者80人余を得る。

16年1月 統計学講習所を新築することとし、麹町区飯田町一丁目の借用方を陸軍省に出願する。

3月 統計学講習所を共立統計学校と改称することを決める。

6月 校舎が完成する。新聞紙により生徒を募集、80人余が応募する。

7月 4日間にわたり入学試験を実施する。

こうして16年9月8日に開校式が行われ、共立統計学校の運営が開始されたが、生徒は入学試験の合格者41人のほか、地方長官の推薦者3人、特に入学を許可された者12人の計56人であった。授業は毎週18時間で、その内容は、ハウスホーヘルの統計論（統計学の歴史、理論及び方法）、人口統計学、経済統計学、社会・政治統計学、道德統計学とされていたが、そのほかにもモーリス・ブロックの統計論、ワッペウスの人口統計学、ペ・ド・

セメノ一の万国統計公会決議条目の講義などがあり、科目ごとに実地演習が行われて実務への応用についても配慮されていた。さらに、科外講義も取り入れられており、統計学のみならず広く生徒の学識を深めることも企図されていた。

18年12月に卒業試験を実施、翌年1月に卒業証書授与式を行い、3年にして卒業生36人を出し、その氏名を新聞に広告して、統計事務への採用方を推薦紹介した。

このように順調に船出した共立統計学校であったが、18年12月28日の統計院の廃止に伴い、杉亨二が退官したほか院長以下関係者の多くが転任、休官となり、ついに閉校のやむなきに至った。そして19年2月に東京統計協会に譲渡され、同会が開催する統計講習会によって人材の養成が図られることとなった。

第七節 国際社会への参加

「政表課誌」によれば、明治7年6月、政表課に「仏国博士モリースブロック氏」からの書簡が届けられた。ブロックの書簡は、明年ストックホルムで万国統計公会を開催する予定であり、その準備のための小会議が本年8月に行われる。貴国に参加して欲しい。また、もし私を貴国の代理人として委任されるのであれば、謹んで任に当たりたい、というものであった。政表課は「本邦既ニ政表ノ設アルヲ以テ彼我ノ方法参酌ノ為メ其列ニ加ハリ今後互ニ表紀ヲ交換セハ各国事実ノ得失ヲ詳悉シ以テ内国事物ノ利害ヲ分明ナラシムルニ至ルヘシ」として、ブロックを代理人とするよう要請したが、我が国の成り立ち、政治、社会などをよく理解していない人物を代理人にするのはいかなものか、といった外務省の意見などもあって決定が遅れ、8月7日になって代理人として委任する旨返電したが、結局当の小会議には間に合わなかった。しかし、このことは、近代統計草創の頃から、先人たちが国際社会を意識し、これに積極的に加わって我が国統計の発展を目指そうとしていたことをうかがわせるものである。

この後、8（1875）年^{（注）}のブタペスト公会及び10（1877）年にローマで開かれた常設委員会にはブロックの代理委任が認められたが、13（1880）年夏のローマの常設委員会では認められなかった。そこで、14年12月、統計院は上申して、これまでのように断片的に代理人によって参加するのではなく、「本邦モ該公会ニ加入セラレンコトヲ請フ」たが、認められなかった。

なお、この後も内閣統計局から国際統計協会（I S I : International Statistical Institute（18（1885）年に設立された万国統計公会の後継組織））への加盟、委員派遣に関する上申書が出されているが、我が国から初めてI S Iの会議に出席したのは、32年クリスチャニア（ノルウェー）の第7回総会からである。

（注） 政表課誌による。明治9（1876）年とする資料もある。

第八節 民間統計団体の動き

杉亨二は、政府統計の発展に尽力するのみならず、統計学の普及や後継者の育成にも意を用いた。杉は、好学の士を自宅に招いてしばしば政表の会を開いていたが、これが母体となって、明治9年2月、統計関係者有志十余名によりスタチスチック研究のための「表記学社」が結成され、太政官政表課長杉亨二が社長となって、毎月11日に例会を開くことなどを決めた。11年2月には、表記学社を「スタチスチック社」と改称し、毎月第2、第4土曜日の例会において、社員が2～3名ずつ講義することとした。

さらに、19年5月^(注)「スタチスチック雑誌」第1号を発行、25年1月17日には社名を「統計学社」に、機関誌名を「統計学雑誌」に改めたが、このことについて杉は「統計学雑誌」において次のように述べている。

元来「スタチスチック」を主張したるは余なれとも決して斯学を研究するには統計なといふ文字を附してはならぬ「スタチスチック」でなければならぬといふ次第もなき故斯学の真理を講究する精神さへ変せされは固より不可なきなり左れば諸君に望むところは自今何卒統計といふ文字に拘泥せずして斯学に力を尽されん事なり

一方、スタチスチック社とは別に、統計材料を集め有志の研究の用に供するため、小幡篤次郎などが杉亨二とともに既に11年12月に「製表社」を設立していたのであるが、翌12年に渡邊洪基などが統計に関する別の団体を設立する計画を立てて杉に相談したところ、杉は趣旨目的を同じくする製表社と合体すべきことを説いた。その結果、製表社と新たな団体の参加予定者が合同して、翌12年4月1日「統計協会」が設立された。統計協会規則第一条は、「内外諸科ノ統計ニ関スル材料ヲ収集シテ会員講究ノ便ニ供ヘ且ツ其必要トスル所ノ者ヲ編纂公布スルヲ以テ本会ノ目的トス」と定めている。

統計協会は、明治13年11月「統計集誌」第1号を、続く14年3月には第2号を刊行したが、第2号からはその編纂者名が「東京統計協会」となっており、以来東京統計協会と称した。

なお、時代が下って昭和19年10月6日には統計学社と東京統計協会が合併して財団法人「大日本統計協会」が設立され、終戦後の22年11月24日には「日本統計協会」と改称している。

(注) スタチスチック雑誌第2号(5月30日刊行)には、「本社雑誌毎月一回(三十日)発行致シ度段去月廿二日…内務大臣へ出願セシ所本月五日許可アリシニ由リ」との記述がある。ただ、第1号の刊行日は4月30日とする資料もある。

第二章 人口統計整備の時代

(明治18年～大正11年)

明治18年12月の内閣制度の発足に伴って設置された内閣統計局は、人口静態統計、人口動態統計を整備し、様々な困難に直面しながらも国勢調査の具体化に向けて力を尽くした。また、大正9年5月に内閣に設置された国勢院は、臨時国勢調査局とともに第1回国勢調査の実施という我が国統計調査史上特筆すべき大事業を行った。国勢調査の結果を用いての人口推計が開始されたことを含めて、この時代には主として人口統計の整備が飛躍的に進んだことが特色である。

また、9年10月に設置された中央統計委員会は、統計に関する重要事項の調査審議機関として多数の答申、建議を行い、我が国統計調査の進歩発展に大きな足跡を残した。

さらに、10年には国勢院に統計職員養成所が開設され、統計職員の養成が本格的に進められることとなった。

第一節 内閣統計局の設置

明治18年12月22日に太政官が廃止されて内閣が設置されたことに伴い、同月28日、統計院に代わって内閣に統計局が置かれることとなった。

○太政官達 第69号

今般太政大臣左右大臣参議各省卿ノ職制ヲ廃シ更ニ内閣総理大臣及宮内外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ置ク

内閣総理大臣及外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス

明治18年12月22日

○内閣達 第83号

統計院ヲ廃シ内閣ニ統計局ヲ置キ官制ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治18年12月28日

第1条 統計局ハ諸般ノ統計ヲ編製スルコトヲ掌リ左ノ職員ヲ置ク

局長 一人 奏任

次長 一人 奏任

属 判任

第2条 局長ハ事ヲ内閣総理大臣ニ承ケ局務ヲ掌理シ所属僚員ヲ統督シ其一部ノ責ニ任ス

第3条 次長ハ局長ヲ助ケテ局務ヲ整理ス

第4条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ書記帳簿及計算ノ事ヲ掌ル

具体的な内閣統計局の所掌事務としては、23年6月の内閣所属職員官制（明治23年勅令第114号）において、①諸般の統計表編製に関する事項、②統計材料の様式に関する事項、③統計材料の徴集に関する事項、④各官庁統計主任の招集及び会議に関する事項、⑤内外統計表の交換に関する事項、の五つが挙げられており、人口、外国貿易、財政、教育などの分野をそれぞれ担当する第一課から第四課までの分課が置かれている。

その後、26年11月、行政整理の一環として統計局は廃止され、代わって内閣書記官室に統計課が設けられたが、その所掌事務は、諸般の統計表編製、統計材料の徴集及び内外統計表の交換に限定された。

しかし、国勢調査実現への機運の高まりなどを背景に、31年10月に内閣所属職員官制が改正（明治31年勅令第255号）されて、11月再び内閣に統計局が設置され、その所掌事務にも各省統計の統一を図ることが明記されることとなった。

○内閣所属職員官制（明治31年勅令第255号）

第1条 内閣所属ノ職員左ノ如シ

書記官長	一人	勅任
統計局長	一人	勅任
統計局審査官	専任二人	奏任

第5条 統計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 行政各部統計ノ統一ニ関スル事項
- 二 行政各部ニ専属セサル統計ニ関スル事項
- 三 統計ニ関スル報告ノ刊行ニ関スル事項
- 四 内外統計表ノ交換ニ関スル事項
- 五 各官庁ノ統計主任者ノ招集及会議ニ関スル事項

内閣統計局は、大正9年に国勢院第一部、11年に内閣の外局としての統計局となるなどこの後もしばしば機構の変遷を重ねることとなる。

なお、内閣統計局は、明治42年5月3日、麻布区富士見町に建築した新庁舎に移転し、和田倉門内にあった支室は閉鎖された。5月29日に移庁式が行われたが、その際内閣書記官長が次のような桂太郎内閣総理大臣の訓示を代読している。

統計の国家に於ける其の要務たること復た弁を俟たず……諸子の励精誠に嘉みすべきなり然れども国家の進運に伴ひ社会百般の事物益々複雑に赴くを以て統計觀察の事業も亦将来拡張改善を要すべきもの甚だ多きを知る諸子一層勉励以て益々斯業の進歩を謀らむことを期すべし

第二節 行政各部の統計の統一

1 各省統計主任の設置と統計の進歩改善に関する訓令

明治19年2月、内閣統計局は、各省に統計主任を常置させ、内閣統計局と「気脈ヲ相通」じて事務の円滑な遂行を図りたい旨の伺いを内閣に提出した。これを受けて内閣から各省に対し、統計主任を置くようにとの次のような通達が出され、行政各部の統計の統一に関する事務が一步前進することとなった。この統計主任は、太政官第五科に置かれた政表掛会議や統計院に置かれた統計委員を継ぐものであったといえよう。

なお、同じ2月には「各省官制通則」が定められて、統計報告材料の採集、統計報告の調製などは各省とも総務局報告課がつかさどることとされている。

○内閣達 第10号

統計ノ材料ヲ改良シ其調査ノ整頓ヲ速ニスル為メ各省院庁ノ統計或ハ報告ヲ主管編製スル局課ノ長一名ヲ以テ統計主任トナシ常ニ内閣統計局ト協議シ事務ノ便利ヲ計ルヘシ

明治19年2月15日

○各省官制（明治19年勅令第2号）

通則

第36条 各省総務局ニ文書課往復課報告課及記録課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第39条 報告課ハ各局課ニ就キ統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ査閲ニ供シ官報掲載ノ事項ヲ官報局ニ送致スル事ヲ掌ル

また、やや時代が下って大正5年5月には、内閣統計局の伺いを受けて、内閣から次のような訓令が出され、統計の進歩改善を促している。

○内閣訓令第1号

統計ハ国家社会各般ノ現象ヲ觀察シ其ノ発達消長ノ跡ヲ表頭スルモノニシテ将来施設ノ指針トスヘキモノナルノミナラス又學術研究ノ基礎タルヘキモノトス単ニ計數ヲ列ネ体裁ヲ整フルヲ以テ能事ト為スヘキニアラス其ノ調査ハ迅速精確ニシテ実用ニ適

スルモノタルヲ要ス官庁各種ノ統計報告年報等ヲ調製スルニ当リテハ特ニ此ノ点ニ留意スヘシ

局ニ当ル者益々力ヲ統計ノ事ニ致シ堪能ノ吏員ヲシテ之ヲ掌ラシメ調査ノ杜撰ヲ革メ報告ノ精確ヲ期シ務メテ統計ノ進歩改善ヲ図以テ国務ノ実用ニ資セムコトヲ望ム

大正 5 年 5 月 10 日

さらに、地方庁の統計組織に関しては、11年6月に国勢院総裁から内務大臣に対して書簡を發出し、「地方官官制」の中に分掌事務として「統計に関する事項」を明記してその所管部署を明確にすることによって、地方庁の統計事務の統一整備を図りその能率を上げるよう取り計らってほしい旨依頼している。

2 中央統計委員会の設置

各省への統計主任の設置に次いで、大正9年10月には勅令によって中央統計委員会が設置され、内閣統計局を引き継いだ国勢院と一体となって、実質的な中央統計機関として活発な活動を開始した。

○中央統計委員会官制（大正9年勅令第514号）

第1条 中央統計委員会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ統計ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

第2条 中央統計委員会ハ内閣総理大臣又ハ各省大臣ノ諮問ニ応シテ意見ヲ開申ス

第3条 中央統計委員会ハ内閣総理大臣又ハ各省大臣ニ建議スルコトヲ得

第4条 中央統計委員会ハ会長一人、副会長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス前項定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第5条 会長、副会長、委員及臨時委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第8条 中央統計委員会ニ幹事ヲ置ク内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ国勢院高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第1回の中央統計委員会は、10年4月11日に総理大臣官舎において開催されたが、その際の原内閣総理大臣の挨拶要領が統計局に残されており、政府として中央委員会に期待するところが示されている。

惟フニ社会ノ進歩ニ伴ヒ其ノ組織ハ益益複雑トナルト之ニ対スル官公ノ施設モ亦從テ詳密ヲ要スル訳デアリマス而シテ適切穩健ナル施設ヲ為スニハ申ス迄モナク予メ正確ナル調査ニ依テ事物ノ實際ノ真相ヲ明ニスルコトカ最モ必要デアリマス……今後ハ……務メテ重複繁雜ヲ避ケ地方庁ヲ忙殺スルコトナク又務メテ一般国民トカ当業者ト

カヲ勞スルコトノ少イ様ニ致度イモノト考ヘマス、右ハ權威アル統計、正確ナル調査ヲ得ルニ必要ナルノミナラス中央地方ニ於ケル事務簡捷ノ一端トモ相成ル次第ト考ヘマス……今後各種ノ案件ヲ御審議下サル場合ニ特ニ御留意ヲ願ヒ度イノテアリマス

中央統計委員会は、昭和15年12月に廃止されるまでに、26件の答申（諮問第6号及び第9号は撤回されており、これに対する答申は行われていない。）、3件の建議を行い、我が国統計調査の進歩発展に大きな足跡を残した。この章で扱う時代を超えるものも含め、その主な答申、建議は次のとおりである。

答申内容	答申年月日
第1号 公定人口ニ関スル件	大正10年5月3日
第2号 統計整理統一ニ関スル件	11年7月5日
第5号 人口動態調査ニ関スル件	11年9月10日
第7号 労働統計実地調査ノ時期範囲方法ニ関スル件	12年4月26日
第8号 人口動態調査ノ結果表章ニ用ウヘキ死因分類ニ関スル件	13年2月7日
第10号 大正十四年国勢調査ノ時期範囲方法ニ関スル件	14年5月1日
第11号 失業統計調査ノ時期範囲方法ニ関スル件	14年5月1日
第12号 家計調査ノ実施方法ニ関スル件	15年4月7日
第14号 農業調査計画準備ニ関スル件	昭和3年7月14日
第17号 産業分類及職業分類ニ関スル件	5年12月22日
第21号 国民所得ノ調査方法ニ関スル件	8年8月1日
第25号 生計費指数調査ノ計画ニ関スル件	12年4月20日
第26号 昭和十四年臨時国勢調査ニ関スル件	13年12月9日
第27号 労働統計毎月実地調査ノ計画ニ関スル件	14年4月6日

建議名	建議年月日
第一回国勢調査結果編整完了期ノ繰上ニ関スル件建議	大正14年5月1日
次回国勢調査ニ関スル件建議	昭和11年10月7日

第三節 人口静態調査と人口動態調査

1 人口静態調査

明治4年4月に「府藩県一般戸籍ノ法」が太政官によって布告されたが、そこでは、戸長が区内の戸籍を編製して地方庁に報告し、地方庁はその管内を合計した戸籍表を5年ご

と（6年目）に太政官に提出すること、その間の生死、出入等はその都度戸長から地方庁に報告し、地方庁がこれに基づいて増減を行った後、毎年11月に戸籍表を改め12月中に太政官に提出することなどが定められていた。この「戸籍ノ法」に基づいて翌5年1月29日現在の「日本全国戸籍表」が内務省により作成されたのが、近代的な人口静態調査の始まりであり、この後内務省は、毎年1月1日現在（明治19年以降は12月31日現在）の戸籍上の人口を各府県から提出させ、これを集計して全国人口を公表していた。

31年6月には、新たに「戸籍法」（明治31年法律第12号）が制定され、戸籍に関する事務は内務省から司法省に移管されることとなった。これに伴い、人口統計の事務も内務省から内閣統計課（同年11月から内閣統計局）に移されたが、この間の経緯は、内閣統計課長が起案し総理大臣が決裁した「人口統計材料徴収ニ関スル将来ノ方針」の中で次のように述べられている。

人口ノ調査ハ百般統計ノ基礎ニシテ最モ精確ノ観察ヲ要スルヲ以テ海外各国ニ於テハ之ヲ以テ中央統計ノ最大事務トナセリ然ルニ本邦戸籍ノ事務ハ従来内務省ノ管掌ニ属シ随テ人口ノ現況及異動ニ関スル統計ノ調査モ同省ニテ施行シ本課ハ唯其結果ヲ拔萃シ之ヲ統計年鑑ニ掲載スルニ過ギズ候処今ヤ戸籍法改正セラレ戸籍行政ノ事其ノ大部分ハ司法省ノ管掌ニ属シタルニ付テハ一方ニ於テ最早内務省ハ人口統計ノ材料ヲ徴収スルヲ得ザルベク他ノ一方ニ於テ人口統計ノ事ハ司法行政以外ニ属スルヲ以テ司法省ニ於テモ亦之ヲ調製スルニ至ラサルベシ而シテ一般統計ハ内閣ノ主管ニ属スルヲ以テ今後人口統計ハ内閣統計課ニ於テ直接ニ其材料ヲ徴収シ之ヲ調製スヘキハ当然ノ儀ト被存候

こうして、人口静態に関する統計材料は31年12月31日をもって第1回とし、以後5年ごとに地方長官を経て内閣が徴収すること、その間の毎年の人口は毎年徴収する材料により内閣が推算することなどを内容とする閣議決定が行われ、11月7日にはその様式に関する内閣訓令が発せられた。

○内閣訓令第1号

人口統計ニ関スル材料ハ左記甲号及乙号ニ依リ統計表及統計小票ヲ以テ内閣統計局ヘ進達相成ヘシ

明治31年11月7日

（甲号）……

（乙号）……

この内閣訓令にいう「甲号」は「人口統計材料統計表取扱手続」である。その第1条においては「人口統計材料ハ別記様式第一号乃至第六号ニ依ル」とされ、別記ではそれぞれ

「本籍人口族称別及棄児」、「本籍人口有配偶者無配偶者生年別」、「市町村出入人口及現住戸数」、「就除籍国籍得喪失踪等」、「在監人員」、「無籍在監人生年別」の様式が示されている。また、第2条においては、毎年調査する「就除籍国籍得喪失踪等」を除き「明治三十一年ヲ以テ第一回トシ以後毎五年即六年目ニ於テ十二月三十一日ヲ期トシ其ノ日ノ現在数ヲ各様式ニ示ス所ニ依リ調査記入スルモノトス」とされている。

また、「乙号」は「人口統計材料統計小票取扱手続」であり、「出生死亡婚姻離婚死産ニ関スル材料」、すなわち人口動態調査に関するものである。

この訓令に基づき第1回の人口静態調査が行われ、その結果は「明治三十一年日本帝国人口統計」として、34年3月に刊行された。そして、この後人口静態調査は、36年、41年、大正2年、7年の4回実施され、各回の調査結果は「日本帝国人口静態統計」として刊行されている。

さらに、人口静態調査の中間年及び大正8年以降については、各市町村が乙号によって提出する出生、死亡等の異動数を集計し、これを前年人口に加減して、昭和11年末まで各年の人口が算出されている。

なお、人口静態調査に関するその他の刊行物には、次のようなものがある。

- ・自明治十七年至同三十六年道府県現住人口 明治40年11月刊行……いわゆる甲種現住人口（本籍人口から出入寄留者、逃亡失踪者、陸海軍の兵営艦船に在る者、監獄に在る者、外国行きの者を加除して得た人口であり、いわゆる常住人口に近いもの）の総数のみを掲げたもの。

- ・自明治十七年至同四十年道府県現住人口 明治42年8月刊行……明治31年以後について初めて男女別を区分し、甲種、乙種（寄留には届漏れ、特に出寄留者の抹消処理の不備があり、入寄留者数が出寄留者数を大幅に上回ってしまい、36年の時点で甲種現住人口と本籍人口に約190万人の差が生じた。そのため、全国の入・出寄留者の差数を各県別の入・出寄留者数の比で各県に按分修正して算出するという統計的補正を加えた現住推計人口。ただし、乙種現住人口は府県単位で算出しており、市区町村別現住人口に関しては甲種人口のみが掲載されている。なお、寄留とは、90日以上本籍外において一定の場所に住所又は居所を有することである）の現住人口を掲げたもの。ただし、明治37年から40年までについては、後に改算されている。

- ・維新以後帝国統計材料彙纂第二輯 現住人口静態ニ関スル統計材料 大正2年2月刊行

- ・日本帝国人口静態及人口動態統計描画図並該描画図ノ基ツケル統計表 大正4年3月刊行

- ・日本帝国人口静態統計描画図 大正5年5月刊行

- ・大正二年末人口静態調査ノ結果ニ拠ル帝国人口概説 大正5年5月刊行

- ・大正七年末日本帝国人口静態調査記述編 大正10年3月刊行

- ・大正七年末日本帝国人口静態調査記述編 附録 統計図 大正10年3月刊行

2 人口動態調査

人口動態調査については、「府藩県一般戸籍ノ法」に基づき、明治5年の戸籍表以降、年々の出生、死亡等が各府県からの報告によって内務省によりまとめられてきていたが、31年の「戸籍法」制定に伴い、同年の内閣訓令第1号中の乙号「人口統計材料統計小票取扱手続」によることとなった。この取扱手続においては、32年1月1日から市町村長が出生、死亡、婚姻、離婚、死産について1件ごとに統計小票（取扱手続とともに「人口統計材料統計小票記入心得」が公示されたが、その標題では小票に「コフダ」と振り仮名が付されている）に記入し、3か月ごとに取りまとめて道府県庁を通じて内閣統計局に送付することとされていた。各府県が戸籍表を作成するという従来の地方分査方式から、統計小票によって内閣統計局が集計するという中央集査方式に改められたこととなる。

1回目の結果は、「明治三十二年日本帝国人口動態統計（原表ノ部）」として35年12月に刊行されたが、その緒言は、次のように述べている。

之ヲ要スルニ人口動態統計ノ如キ地方分査ノ方法ニ依リテハ到底近世統計ノ望ムカ
如キ精密ナル計数ヲ得ヘカラサルハ識者ノ一般ニ認ムル所ナルカ故ニ明治三十一年ノ
改正ハ始メテ将来進歩ノ基礎ヲ此ノ統計ニ与ヘタルモノニシテ此ノ点ニ於テハ我邦人
口動態統計ノ一新紀元ト謂フコトヲ得ヘシ

次いで36年5月には、原表に「解剖説明ヲ加ヘ」た「明治三十二年日本帝国人口動態統計概説」が刊行された。

その後の人口動態調査の結果については、37年分までは「日本帝国人口動態統計（原表ノ部）」として、38年分以降は同じく「実数及比例」として毎年継続して刊行されている。また、大正2年分から「帝国人口動態統計略説（5年分からは「帝国人口動態統計概説）」と題して結果の解説が行われ、これは大正7年分から昭和11年分までは「日本帝国人口動態統計記述編（昭和7年分からは「人口動態統計記述編）」として独立して毎年継続して刊行されている。

さらに、「日本帝国人口動態統計」中に掲げられていた死因統計（これに用いられた死因分類は、国際死因分類にのっとったものとなっている）は、明治39年分から「日本帝国死因統計」として別冊で毎年刊行され、大正2年分からは「死因統計略説」とする解説が付されている。その後、昭和7年分以降は「死因統計」と改題されて13年分まで刊行されたが、以後はまた「人口動態統計」の中に編入されるに至っている。

なお、このほか、大正8年分から昭和11年分までは「日本帝国人口動態統計摘要」が毎年刊行されている。これは、「従来人口動態統計ト死因統計トヲ刊行シ来リシカ共ニ形式内容浩翰ニシテ通覧上不便ノ憾ナシトセス故ニ……単ニ其ノ要項ヲ掲ケタル統計表ヲ作成」したものである。また、明治45年3月には「今ヤ明治三十二年乃至同四十一年ノ比例モ亦

其ノ計算ヲ結了セルヲ以テ」として、「自明治三十二年至同四十一年日本帝国人口動態統計（材料徴収ニ関スル規定）（比例）」が、大正2年3月には「明治初年以来同三十一年ニ至ル現住ノ動態ニ関スル計数ヲ抄集」した「維新以後帝国統計材料彙纂 第四輯 人口動態ニ関スル統計材料」がそれぞれ刊行されている。

人口動態調査については、この後11年11月に「人口動態調査令」（大正11年勅令第478号）が制定され、12年1月から施行されることとなって、明治31年の内閣訓令第1号は廃止された。

3 職業分類

明治31年に人口統計が内閣統計局に移管されたが、これを職業別に見るための職業分類作成の必要性が早くから認識されており、内閣統計局は34年6月からその作成に着手した。人口動態統計の材料である統計小票のうち、32年1月分から4月分までの48万余の出生票に記入された父の職業及び34年1月分から3月分までの23万余の死亡票に記入された死亡者の職業を抜粋、分類、整理して、「務メテ本邦特殊ノ職業状態ヲ没却セサランコトヲ期シ傍ラ各国ノ分類ニ参照シテ編製」した職業分類が、38年12月に完成を見た。これを試みに37年の東京府、大阪府の死亡統計に適用して分類集計したものが、「明治三十七年東京府職業別死亡統計表」（明治40年7月刊行）及び「明治三十七年大阪府職業別死亡統計表」（明治40年10月刊行）である。

その後、この職業分類は39年分から死亡統計について全国的に用いられ、その結果は「日本帝国死因統計」に掲載されている。

第四節 国勢調査実現に向けて

1 「国勢調査ニ関スル法律」の制定

明治12年の「甲斐国現在人別調」は、人口調査を全国に及ぼすための試験調査という位置付けで行われたが、その後統計院が廃止されるなどして、全国的な調査の機会は容易に訪れなかった。そうした中で、19年3月、東京統計協会から内閣統計局長宛てに人口調査の草案が提出された。この草案は、「人別調ノ趣意及心得」のほか、「人別票」など調査票の様式や「人別票書入心得」、「巡調者心得」などを付した具体的なものであったが、政府は大日本帝国憲法の制定、国会開設の準備に忙殺されていた時期でもあり、引き続いて日清戦争が勃発したこともあって、その後しばらく国勢調査実施の機運は高まらなかった。

しかし、28年になって、万国統計協会報告委員（スイス連邦統計局長）ギュイヨームから内閣統計課長宛てに、来る1900（明治33）年のなるべく同日に各国で「民勢調査」を執行することが必要である旨を万国統計協会において決議した、ついでには日本国もこれに参加してほしい、との書簡（9月21日付け）が送付されてきた。多年にわたって人口センサ

スの実現を希求してきた東京統計協会は、早速、29年3月7日、内閣総理大臣に「民勢大調査ニ付建議」を提出、更に3月11日には渡邊洪基ほか18名が、貴族院、衆議院両議長に「明治三十三年民勢調査施行ノ請願」を行った。こうした働きかけを受けて、衆議院では江原素六議員らから提出された「国勢調査執行建議案」が3月25日に、貴族院でも船越衛議員らから提出された「国勢調査ニ関スル建議案」が同月26日にそれぞれ可決され、政府に送付された。貴族院の建議は次のように述べている。

統計ハ国家ノ現状ヲ查察シ事物ノ変遷ヲ推定スル羅針ナリ故ニ統計ニシテ明確ナラサルトキハ公私百般ノ事業ハ茫乎トシテ抛ル所ナク往々誤謬ニ陥ルヲ免レサラムトス而シテ統計ノ正確ナラムコトヲ欲セハ全国人民ノ現状ヲ調査スルニ若クハナシ而ルニ我国ニ於テハ人口調査ヲ行フト雖単ニ戸籍ニ拠リテ其ノ総数ヲ挙クルニ過キスシテ族籍男女年齢ノ外一モ之ヲ知ルコトヲ得ス加之又遺漏ノ疑アリ既ニ全国人口ニテモ本籍調ト現籍調トハ毎年六七十萬ノ差異アリ……萬国統計会ニ於テ次会ノ調査期限ヲ議決シ西暦一千九百年即チ我明治三十三年ト定メ……萬国同一時日ニ其ノ調査ヲ執行セムコトヲ望ミ……我国ニモ照会アリシト聞ケリ故ニ政府ハ之ニ応シテ明治三十三年ヲ第一期トシ爾後毎十年ニ調査スルコトト為シ速ニ其ノ計画ヲ定メラレムコトヲ望ム

翌30年3月には貴族院で、今や諸事業を推進するに当たって統計の必要性は前日の比でなく、政府は「統計事務ヲ拡張シ中央統計機関ヲ整備」する必要がある、速やかにその設置計画を定められたい、との建議が採択された。さらに、31年5月、江原素六衆議院議員らから、既に衆貴両院において、政府は速やかに国勢調査の準備に着手すべきとの決議を行っているが、何ら対応がなされていない、いかに処置しようとしているのか、との質問主意書が提出された。これに対する政府の答弁書は次のとおりである。

国勢調査ノ結果ノ有効無効ハ主トシテ其ノ実行ノ方法ニ依ルカ故ニ政府ハ先ツ統計専門ノ機関ヲ整備シ之ヲシテ其ノ方法ヲ審査セシメ然ル後其ノ挙否ヲ決セントス其ノ専門ノ機関ヲ組織スルニ要スル経費ハ之ヲ要求シタル三十一年度ノ予算ノ不成立トナリシニ依リ更ニ三十二年度ノ予算ニ於テ之ヲ要求セントス

このような経緯を経て、31年11月、内閣書記官室統計課は再び内閣統計局となり、本格的に国勢調査の企画と実施準備に当たることとなった。

さらに、万国統計協会の決議による1900(明治33)年には間に合わなかったが、35年2月、第16回帝国議会に「国勢調査ニ関スル法律案」が内藤守三議員ほか10人から提出されて、同月25日に衆議院で、翌3月6日に貴族院で可決され、同年12月1日に公布された。

朕帝国議會ノ協賛ヲ經タル国勢調査ニ関スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

法律第49号

第1条 国勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス

第2条 国勢調査ノ範圍、方法及經費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第3条 第一回国勢調査ハ明治三十八年ニ於テ施行ス但シ第二回ニ限り第一回ヨリ起算シ滿五箇年ヲ以テ施行シ爾後第一条ノ例ニ依ル

この法律で、第1回の国勢調査を38年とし、第2回を5年後の43年とし、その後10年ごととしているのは、貴族院本会議における特別委員長の審査報告によれば、次のような理由からであった。

五年毎ニト致シマシテハ随分費用モ掛ルコトデアリマスルシ、矢張此案ノ如ク時期ハ十年ト云フコトガ宜カラウト云フコトニナリマシタ、ソコデ十年ト云フコトニ致シマスルト、斯ウ云フコトハ各国共ニ余リ時期ノ違ハヌ時分ニ行フノガ相互ノ比較上便利デアルト云フ所カラシテ……明治四十三年ガ即チ千九百十年ガ好イ時期デアリマスカラ四十三年ニ行フト云フコトデアリマス、併シ今日カラ致シテ四十三年ト申スト大分時モアリマスルシ、又本邦ニ於テ斯ノ如キコトヲ行ヒマスルノハ始テノコトデアリマスカラ、其前ニ矢張原案ノ如ク三十八年ニ一度試験的ニ行ッテ而シテ更ニ五年ヲ經テ四十三年ニ行フトコトガ適當デアル

2 国勢調査準備委員会の設置

「国勢調査ニ関スル法律」により第1回の国勢調査は明治38年に実施することとされ、内閣統計局は、調査事項等に関する各省との協議、法施行のための勅令案、閣令案の起草、費用見積り等を開始し、調査票集計機の作成を逓信省に依頼した。ところが、調査の費用が計上されていた36年度予算は議会解散のために成立せず、また、折しも37年2月には日露戦争が始まった。そのため、政府は37年12月、「目下ノ時局ニ照シ財政上ノ関係已ムヲ得サルノミナラス戦役ノ為全国ノ人口職業等其ノ常態ヲ失シ明年ヲ以テ国勢調査ヲ行フヘキ適當ノ時機ト認メ難シ」として「国勢調査ニ関スル法律」の第3条を「第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とする改正案を帝国議会に提出した。貴族院では、柳沢保恵議員から、実施時期を勅令に委ねると往々にして延期に流れやすいので明治43年と明記すべきとの修正案も提出されたが、結局衆貴両院で原案どおり可決されて改正法(明治38年法律第13号)が成立し、国勢調査の実施は延期となった。

なお、調査票の集計機は39年に完成を見ており、39年3月刊行の「川口式電気集計機」によれば、次のようなものであった。

此ノ川口式電気集計機ハ通信技師川口市太郎氏ノ發明セル所ナリ此ノ機械ハ統計表ヲ製スルタメニ小票ヲ数フルノ機械ニシテ数ヲ算出スル機械ニアラス……小票ヲ一枚二枚三枚ト一枚宛数ヘテ積ンテ十万百万ノ大数ニ至ル機械ナリ……明治三十七年度ニ於テ試験ノ為メ人口動態統計ノ一部ノ用ニ供スヘキ一台ノ機械ヲ製作センコトヲ上申シ遂ニ内閣ヨリ之ヲ通信省ニ注文シ川口氏始メテ其ノ実験ニ従事スルコトヲ得テ終ニ此ノ機械ヲ完成スルニ至レリ他日国勢調査実施ノ日ニ至ラハ大ニ其ノ用ヲ為スコトヲ得ヘシ即チ此ノ發明タルヤ独リ一機械ノ發明ニ止マラス我カ統計上ニ一新時期ヲ開クノ端緒タルコトヲ得ン

一旦法律で38年実施とされた国勢調査は延期となったが、その後も実施に向けての動きは続き、42年2月には清釜太郎衆議院議員から国勢調査の時期を問う質問主意書が提出されたのを始め、翌3月には、柳沢保恵議員から「国勢調査施行ノ準備ニ関スル建議」が貴族院に提出されて可決され、また、東京統計協会、統計学社からは、それぞれ43年3月に、第1回の国勢調査を48年に実施されたい旨の建議が総理大臣に提出されている。

このうち柳沢議員提出の建議は、「国勢調査施行ノ準備ニ関シ政府ハ此ノ際一ノ機関ヲ特設シ其ノ調査ノ範囲、方法其ノ他準備ニ要スル諸般ノ案件ヲ審査セシムルノ計画アラムコトヲ望ム」というものであったが、柳沢議員は、「一ノ機関」とは純然たる諮問機関であり、委員会のようなものを組織するのであると説明している。

こうして政府も43年度予算に8,000円の国勢調査準備委員会の経費を計上し、43年5月26日には「国勢調査準備委員会官制」が制定された。

○国勢調査準備委員会官制（明治43年勅令第233号）

第1条 国勢調査準備委員会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ第一回国勢調査ノ準備ニ関スル事項ニ付内閣総理大臣ノ諮詢ニ応シ意見ヲ開申ス

第2条 国勢調査準備委員会ハ第一回国勢調査ノ準備ニ関スル事項ニ付内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得

第3条 国勢調査準備委員会ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

会長

副会長 一人

委員 三十人以内

一 内閣書記官長

二 法制局長官

三 内閣統計局長

四 各省次官

五 貴族院議員

六 衆議院議員

七 学識経験アル者

前項委員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

43年6月に開催された第1回国勢調査準備委員会においては、内閣総理大臣から勅令案（国勢調査実施年は空欄となっている）及び4件の閣令案（国勢調査申告書様式、国勢調査申告書記入心得、調査委員心得、市町村長心得）が諮詢（しじゅん）された。

この会議の冒頭、桂内閣総理大臣は次のように挨拶を行っている。

顧フニ此国勢調査ノコトハ欧米ニ於キマシテハ既ニ多年ノ実験ヲ経テ参リマシタコトデゴザイマスルナレドモ本邦ニ於キマシテハ実ニ草創ノコトデゴザイマス随ツテ其範圍方法等ノコトニ就キマシテモ十分其考案ヲ密ニシ我ガ国情ニ照ラシテ違算ナキヲ期セナケレバナラヌコトデアラウト考ヘルノデゴザイマス

委員会は、主査会議を行うなどしてこれらを審議し、諮詢案を修正（勅令案においては、実施は明治48年とされている）の上、10月に答申を行った。

しかし、財政状況が厳しかったことに加え、第一次憲政擁護運動によるいわゆる大正政変、第一次世界大戦の勃発などもあって、勅令等が公布されるには至らず、国勢調査準備委員会も大正2年6月に廃止された。

その後も国勢調査実施のための建議、意見書の提出が続けられたほか、6年の帝国議会の審議においてはその実施が強く求められ、特に衆議院からは「国勢調査法公布以来既ニ十五年ヲ経過スルモ荏苒今日ニ至レルカ如キハ法律施行ノ重責アル政府自ラ法律ヲ死法タラシムルノ嫌アリ」、したがって「速ニ之ヲ実施スルノ計ヲ立テラレムコトヲ望ム」との建議が行われた。このような議論の高まりを受けて、政府は同年12月、各国一斉調査の時期である9年に第1回国勢調査の実施を予定し、7年度以降8か年の継続事業とすることを閣議決定した。

なお、このことは、12月4日に公となったが、奇しくもこの日に、甲斐国現在人別調の実施を始めとして、誰よりも早くから最も熱心に活動が続けてきた杉亨二博士が長逝したのであった。

国勢調査実施経費を計上した7年度予算案は、7年3月12日に帝国議会の協賛を得て成立し、長年にわたる統計関係者の宿願であった国勢調査が、二度の延期を経てついに実現することとなった。

第五節 第1回国勢調査の実施

1 臨時国勢調査局、国勢調査評議会の設置

大正9年の国勢調査実施に向けて、7年5月14日、臨時国勢調査局と国勢調査評議会が

設置された。

○臨時国勢調査局官制（大正 7 年勅令第 135 号）

第 1 条 臨時国勢調査局ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ第一回国勢調査ニ関スル事務ヲ掌ル

第 2 条 臨時国勢調査局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

次長

一人 勅任 内閣統計局長ヲシテ之ヲ兼ネシム

第 4 条 長官ハ内閣書記官長ヲ以テ之ニ充ツ内閣総理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ総理ス

○官庁事項

◎臨時国勢調査局 内閣統計局構内（麻布区富士見町）ニ臨時国勢調査局ヲ置キ昨十四日ヨリ事務ヲ開始セリ

◎臨時国勢調査局分課規程 臨時国勢調査局分課規程ヲ昨十四日左ノ通定メタリ
臨時国勢調査局分課規程

第 1 条 臨時国勢調査局ニ左ノ三課ヲ置ク

調査課

製表課

庶務課

○国勢調査評議会官制（大正 7 年勅令第 136 号）

第 1 条 国勢調査評議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ因リ第一回国勢調査ニ関スル事項ヲ調査審議シ意見ヲ開申ス

第 2 条 国勢調査評議会ハ会長一人副会長一人及評議員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス但シ必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第 3 条 会長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副会長、評議員及臨時評議員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時国勢調査局は必要な法令等を起草し、これらは次のとおり国勢調査評議会に諮問されて答申を得た後、順次制定、公布された。

番号	件名	諮問	答申	公布
第1号	国勢調査施行令	大正7.7.4	7.9.17	7.9.26 (勅令第358号)
第2号	第一回国勢調査施行ニ要スル 費用負担ニ関スル件	7.7.4	7.9.17	8.3.25 (法律第5号)
第3号	国勢調査施行細則	7.12.27	8.5.21	8.5.28 (閣令第6号)
第4号	国勢調査地方事務取扱規程	7.12.27	8.5.21	8.5.28 (内閣訓令第2号)
第5号	国勢調査員心得	7.12.27	8.5.21	8.5.28 (内閣訓令第3号)
第6号	国勢調査申告書用紙様式	8.12.10	8.12.18	9.1.22 (内閣告示第1号)
第7号	各世帯ニ配付スベキ国勢調査 宣伝書	9.7.12	9.8.1	
第8号	国勢調査ノ結果表章ニ用ウヘ キ職業分類	9.7.12	9.12.15	9.12.24 (内閣訓令第1号)
第9号	地方ニ於テ申告書副本ノ作成 並人口世帯数ノ公表ニ関スル 件	9.9.26	9.9.30	

このうち、「国勢調査施行令」の概要は、次のとおりである。

○国勢調査施行令（大正7年勅令第358号）

第1条 第一回国勢調査ハ大正九年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第2条 第一回国勢調査ハ前条ノ時期ニ於テ帝国版図内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ
調査ス

- 一 氏名
- 二 世帯ニ於ケル地位
- 三 男女ノ別
- 四 出生ノ年月日
- 五 配偶ノ関係
- 六 職業及職業上ノ地位
- 七 出生地
- 八 民籍別又ハ国籍別

第3条 前条ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯ト称スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

第4条 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者ニ就キ国勢調査申告書ヲ以テ第二条第一項各号ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

第12条 国勢調査ノ事務ヲ執行セシムル為市町村ニ国勢調査員ヲ置ク

第13条 国勢調査員ハ府県知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

国勢調査員ハ名誉職トス

第21条 本令ヲ適用シ難キ場所ニ関スル調査ニ付テハ内閣総理大臣別ニ其ノ手続ヲ定ム

第22条 朝鮮、台湾及樺太ニ於テハ第二条第一項ニ掲クル事項ノ外朝鮮総督、台湾総督及樺太庁長官ノ必要ト認ムル事項ヲ併セ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ内閣総理大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第21条に規定されている別の手続が定められたのは、①宮城、離宮等、②外国の大使館、公使館等、③陸海軍の部隊及び艦船、④監獄であったが、これらについては、宮内省、外務省、陸軍省、海軍省、司法省が調査し、9年11月中に臨時国勢調査局に結果が回付された。

さらに、別途在外公館によって在外邦人を調査したが、この結果は、10年3月に「国勢調査速報在外本邦人」として、更に12年3月に「国勢調査報告在外本邦人」として刊行されている。

また、第22条に規定されているように、国勢調査はいわゆる外地でも実施され、それぞれ施行のための規則が制定されている。しかし、このうち朝鮮については、「朝鮮ノ現状ハ第一回国勢調査ノ施行ヲ許ササル情勢ニ在リ」との理由で「朝鮮ニ於ケル国勢調査ニ関スル法律」（大正9年法律第35号）が制定され、「第一回国勢調査ハ朝鮮ニ之ヲ施行セス」とされた。ただし、国勢調査に代わるべきものとして、民籍簿に基づいて現住戸数と人口を調査する臨時戸口調査が行われている。

- ・国勢調査施行規則（大正8年樺太庁令第14号）
- ・国勢調査規則（大正8年朝鮮総督府令第103号）
- ・臨時戸口調査規則（大正8年青島守備軍令第28号）
- ・南洋群島々勢調査規則（大正8年民政令第6号）
- ・国勢調査施行規則（大正8年台湾総督府令第125号）
- ・関東庁臨時戸口調査令（大正9年関東庁令第5号）

なお、諮問第2号の「第一回国勢調査施行ニ要スル費用負担ニ関スル件」は、評議員会における政府の説明によれば、「国勢調査ニ関スル法律」は国勢調査費の分担方法を勅令の規定に譲っているが、「第四十議会ニ於テ予算審議ニ当リ衆議院ヨリ国勢調査施行ノ為成ルヘク地方団体ノ負担ヲ増加セシメサル方法ヲ講セラレタキ旨ノ希望出テ政府モ大体ニ於テ之ニ同意ヲ表シタリ、依テ大正九年度ニ地方ニ於テ要スル実費トシテ国庫ヨリ金……

円ヲ支出セムトス」るためのものであった。政府は勅令案として諮問したが、評議員会においては、「国勢調査ニ関スル法律」は経費を国と地方とで分担することを前提としており、全額国庫が負担するのであれば法律の精神を変えることになるのであるから法律で定める必要があるとの意見が出て、結局「第一回国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル法律」（大正8年法律第5号）として制定、公布されたもので、市区町村経費に充てるため、国から155万5,488円（9年に法改正され、217万7,683円）を道府県に交付するという内容であった。

2 国勢院の設置

大正7年5月に設置された臨時国勢調査局は、第1回国勢調査の実施に向けて準備を進めていたが、一方で、9年5月には内閣に国勢院が設置されて、内閣統計局はその第一部として再編されることとなった。これは、10年11月に国勢院第一部が発行した「国勢院第一部」という冊子によれば、次のような理由によるものであった。

日露の戦後、我国勢の膨張するに伴って、内外統計事務も益重要となり、愈多端となつたか、這般の欧州大戦に依て更に此の感を深くし、施政百般の基本たる統計調査の事務を拡張整理するの機運に際会し、大正九年五月十五日統計局及軍需局を合し、内閣に国勢院を置き、其の第一部に於て各般の統計に関する事務を、第二部に於ては軍需工業動員に関する事務を掌ることになった。

「国勢院官制」（大正9年勅令第139号）においては、国勢院第一部の事務として、従来内閣統計局が行ってきた、行政各部の統計の統一、行政各部に専属しない統計、統計に関する報告の刊行、内外統計表の交換、各官庁の統計主任者の招集及び会議に加えて、新たに「統計職員ノ養成」が明記されている。また、発足時の国勢院第一部には、監理課、原表課、審査課の3課が置かれた。

なお、第1回国勢調査の実査終了後の10年4月に臨時国勢調査局は廃止されたが、製表事務及びその他の残務は国勢院に引き継がれ、その際国勢院第一部には国勢調査課及び臨時製表課が増置された。さらに、同年9月には労働統計課が、11年4月には国際統計課がそれぞれ新設されている。

国勢調査評議会もその任務を終えて10年3月に廃止された。

3 第1回国勢調査の概要

(1) 調査の意義、調査の時期、調査対象と調査事項

臨時国勢調査局が発行した「国勢調査員必携」では、「国勢調査は何の為に行ひますか。」として次のように記している。

国勢調査といふのは、国家社会の実況を調べ、其の国に於ける社会組織の内容と、国民生活の実状とを審にし、善政の基礎を作るのが目的で、それが為、先づ全国一斉に一人一人に就いて実地の調査を行ふのであります。一体国家が繁栄し、国民が幸福になるには、常に時代に適応して、国家の制度や、社会の組織を整頓し、行政の施設でも、産業の経営でも、出来るだけ無駄や、重複のない様にするのが肝要であります。それに就いては、先づ国勢の基本を正確に知る為に、国勢調査を行はなければなりません。

また、「国勢調査は何を調べますか。」という項目では、次のように述べている。

今度行はれる国勢調査は、本年十月一日午前零時に、苟も帝国の版図内に現在する人々に就いて、内外人の別なく、一人も漏さず其の（一）氏名や、（二）世帯に於ける地位や、（三）男女の別や、（四）出生の年月日や、（五）配偶の関係や、（六）職業及職業上の地位や、（七）出生地や、（八）民籍別又は国籍別といふ八つの事柄を、実地に正確に調べるのであります。

（一）氏名を調べると、調査が正確になるばかりでなく、国家社会成立の基本になつて居る人口の総数や、各地方集団分布の状況などを知ることが出来ます。

（二）世帯に於ける地位を調べると、社会生活の単位である世帯の構成や、家族制度の現状を知ることが出来ます。

（三）男女の別を調べると、人類社会の二大部門であつて、道德風教に至大の関係がある男女の釣合を知ることが出来ます。

（四）出生の年月日を調べると、国民の活動力や、生産力の尺度である年齢別に依る人口の構成を明にすることが出来ます。

（五）配偶の関係を調べると、国民増殖の本源で、又社会が健全であるか否かを察する標準である縁組上の状態を知ることが出来ます。

（六）職業及職業上の地位を調べると、国民経済の組織や、其の発達程度を示す職業分化の模様を知ることが出来ます。

（七）出生地を調べると、人口移動の趨勢、殊に都会集中の模様を知ることが出来ます。

（八）民籍別又は国籍別を調べると、内外交通往来の一斑や、植民地人や外国人の混入状態などを明にすることが出来ます。

以上の八つの事柄を互に相関連させて見ると、尚幾多の重要な事実が明になりまして、所謂国勢の基本が明瞭に分るのであります。

調査は、世帯を単位として行われ、世帯主には申告義務が課された。そして世帯主自らが「国勢調査申告書」に記入する「自計方式」が採られ、国勢調査申告書には1枚に10人

を記入することができる欄が設けられていた。

世帯には普通の世帯と準世帯があり、

- ・普通世帯とは、住居及び家計を共にする者の集まりをいう。
- ・一人で住居を有し、家計を立てている者も一つの普通世帯である。
- ・家計を共にしても、別に住居を有する者は、住居が異なるごとにそれぞれ一つの普通世帯である。
- ・住居を共にしても、別に家計を立てている者は、家計が異なるごとにそれぞれ一つの普通世帯である。
- ・準所帯とは、寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所、船舶等にいる家計を共にしない者の集まりをいう。
- ・旅館、下宿屋等の営業主は準世帯の申告義務者であるが、準世帯内の人ではない。

などと説明されている。

調査の対象となるのは、大正9年10月1日午前零時、すなわち、9月30日から10月1日に移る夜半に世帯内に現在する者であり、いわゆる現在人口の調査であった。ただし、①午前零時に夜勤などのためにたまたま世帯外にいても、10月1日のうちに自分の世帯に帰るべき者はその世帯に現在した者として扱うこと、②午前零時に汽車、船等による旅行中で、旅館などに宿泊しないことがあらかじめ明らかな者は最後に出発した世帯に現在した者とし、明らかでない者は10月1日午前8時まで初めて到着した世帯に現在した者として扱うこと、③午前零時に乗船中の者で、調査の時期前に帝国の港湾を発し、途中寄港せずに、調査の時期後4日以内に初めて帝国の港湾に入った者は入港地の人口に加えること、という例外があった。

また、10月1日午前零時に帝国版図内に現在した者で、いずれの世帯においても申告されないことを知ったときは、10月4日までに最寄りの市町村長又は国勢調査員に、その旨を申し出ることとされていた。

なお、調査日を10月1日とした理由については、昭和8年に内閣統計局が発行した「大正九年国勢調査記述編」において次のように述べている。

先づ年末、年始は従来常に本籍人口又は現住人口の調査時期として選ばれ、比較の便宜よりするも、年齢計算の容易なる点よりするも、極めて好都合なりと雖も、時恰も諸取引の決算、年賀の風習等あり、而も一般に冬期は山陰・北陸・東山・東北・北海道に亘り積雪深く、実査の時期として不適當なり。次に夏期は炎熱甚だしく、是亦実査の時期として不便なるを以て、春又は秋に調査期日を求めざるべからず。然るに春は旅行、遊山を試むる者多く、人口分布の常態を失するものあり。之を以て比較的人口の分布常態に在り、人の職業的活動亦旺にして、而も全人口の大半を占むる農民にとりて全くの農繁期に非ず、且恰も年の四分の三を経過したる十月一日を以て、最も適當なる調査の期日と為したるものなり。

(2) 調査の方法

調査は、臨時国勢調査局が国勢調査評議会の議を経て企画・立案し、地方における事務は府県知事、郡長、市町村長が担当した。そのため、全ての府県に臨時国勢調査部が設けられ、郡市町村においても適宜臨時国勢調査部や臨時国勢調査係が設置された。さらに、市町村には(特別調査水面区域のある府県の場合は、これを担当する国勢調査員は府県に)国勢調査員が置かれた。国勢調査員は、府県知事の推薦により内閣が任命する「名誉職」とされ、実際に世帯を訪問して申告書を配布し、記入済みの申告書を収集した後、これを検査、整理して市町村に提出する役割を担い、全国で24万6,865人が任命された。なお、調査終了後の大正10年6月には「第一回国勢調査記念章制定ノ件」(大正10年勅令第272号)が制定されて、国勢調査員など「第一回国勢調査ノ事業ニ直接関与シタル者」及び「第一回国勢調査ノ事業ニ伴フ要務ニ関与シタル者」に国勢調査記念章が授与されている。

実査は、市町村の区域を調査区に分割して、1人の国勢調査員が一つの調査区を担当することによって行われた。調査区は、府県知事の認可を得て市町村長が設定したが、「一調査員一日中ニ区内各世帯ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ収集ヲ完結シ得ルヲ程度トシ大要左ノ標準ニ依ルコト」(国勢調査地方事務取扱規程第23条)とされた。その結果、全国を通じて20万2,770の調査区が設定され、一調査区平均を見ると約55世帯、276人であった。

市町村の人口	1 調査員平均受持ち世帯数
人口10万以上	120
5 万以上	100
3 万以上	80
1 万以上	60
1 万未満	50

なお、この調査区設定の例外として、船舶の輻輳する水面については「特別調査水面区域」として府県知事が直轄することとされ、「東京港及河川」など23区域が指定されている。

(3) 国民への周知宣伝

初めての国勢調査が滞りなく実施され所期の目的を達成するためには、調査の意義と趣旨を広く国民一般に理解してもらい、その協力を得て、正しく申告してもらうことが何よりも必要であった。そのため、官民を挙げて様々な努力が払われたが、それは大正9年10月10日付け、臨時国勢調査局長官から内閣総理大臣に宛てた「国勢調査事務経過概要」によれば、次のようなものであった。この文書は、国勢調査の「基本にして且最も困難なる地方実査は今や無事終了」したことから、この機会に「今日に至る迄の経過概要を記し茲に高覧に供す。」とするものである。

此の間当局に於ては地方機関の活動を援助し、広く一般国民の了解を求むる為、国勢調査の目的方法を記載したる小冊子を印刷して府県郡市区町村に配布し……又……諸省の援助を得て全国小学校、実業補習学校、青年団、在郷軍人会、各鉱山、各船主並に仏教各派の寺院に配付せり。尚宣伝ビラの見本、申告書記入の契及各世帯に配付すべき一枚刷説明書の見本を調製して各府県に交付せり。又炎暑の候にも拘らず特に貴衆両院議員、専門の学者を勞し……宣伝講演隊を組織して国内主要の地点に於て……大講演会を開催し直接一般国民の了解を得るに勉めたり。

府県郡市区町村に於ては各数十回多きは数百回の講演会を開き意匠を凝したる各種のポスター、宣伝ビラ、スタンプ等を使用して管内全部に対する趣旨の普及に勉め、又多くの地方に於ては唱歌俗謡等を作り尚活動写真、幻灯、浪花節、落語、芝居等通俗なる方法に依りて広く調査の趣旨並に調査事項の徹底を図りたり。

又中央地方を通し各所在の新聞通信は……雑報に論説に日を経るに随ひ其の記事を豊富にして世人の注意を喚起したり。

東京統計協会は……進んで各地に宣伝講演会を催し、統計学社、柳澤統計研究所も亦相提携して各地に宣伝講演を試み何れも学会の本領を発揮し本事業を翼賛せり。

当局に於ては第一回国勢調査事業を記念し兼ねて宣伝用に供する為記念絵葉書を発行し、民間に於ても数十種の記念絵葉書発行せられ……一層世の注意を喚起したり。通信省は特に記念郵便切手を発行し当日記念スタンプを押捺して本事業の記念すべき重要事なることを公示せり。

地方によりては或は国旗を掲げ、或はイルミネーション満船飾を施し、或は旗行列提灯行列を行ひ、或は花電車花自動車を運転し、或は飛行機を飛ばし気球を揚げ、或は号砲を放ち梵鐘を打ち、或は汽笛を鳴らし煙火を打ち揚ぐる等の手段に依り各自相警めて移動を慎み旅行を控へて調査の正確完全ならむことを期し、……

各国勢調査員の熱誠は非常なるものにして日夜奔走尽力し、或は自費を投じて宣伝印刷物絵葉書手拭団扇の類を区内各世帯に配付し、或は賞を懸けて記入の正確を奨励する等只管調査の完全に行はれんことに勉め、……国民の自覚と相待て地方実査を予期以上に完全ならしめたるの事実は正に本事業に対する国民の能力熱誠共に欧米諸国に比し毫も遜色なきことを証明するものなりと謂ふへし。

(4) 調査の結果

臨時国勢調査局は、「国勢調査の結果は仮令其の概略なりとも一日も速に之を知らんことは一般の希望する所なるか故に此の要求に応せんか為」（大正10年9月の国勢院総裁発内閣総理大臣宛て「国勢調査事務経過概要」）、まず、国勢調査員が世帯から収集した申告書に基づいて市区町村、郡、府県がそれぞれ作成した「要計表」による集計作業を開始し、大正9年12月18日、全国、府県市区世帯及び男女人口の概数を「国勢調査速報 世帯及人口」として公表した。この速報による人口は、5,596万1,140人であった。なお、要計

表とは、市町村については一調査区ごとに申告書の枚数、人員実数を記入したもの、府県については市町村・郡の要計表を基に管内の世帯及び人口の概数を記入したものである。

次いで、申告書の検査作業と並行させつつ、直接申告書に基づいて、選挙を始め様々な施策の基礎となる確定人口の集計を進め、翌10年8月27日「道府県郡島嶼市区町村別人口」として官報で告示（大正10年内閣告示第5号）した。この確定人口は、5,596万3,053人である。

結果表の編成は、①申告書の検査、②符号付け（申告の内容に応じて事項ごとに個別に符号を付ける）、③穿孔（せんこう）による計牌（パンチカード）の作成（符号に従いカードに穴を開ける）、④集計・統計原票の調整及び整理、⑤出版、の順で行われた。

これら集計・編成作業は、①当初7年から14年までとして予定されていた経費の予算計上が、行政整理の結果16（昭和2）年まで繰り延べられたこと、②穿孔機、電気集計機の作成が遅れ、また、当初は順調に稼働せずに一部を人手によって行わざるを得なかったこと、③関東大震災により印刷所が焼失して報告原稿が失われ、また、追加作成中の電気集計機10台が焼失したこと、など様々な困難に見舞われたが、順次詳細な結果を得て、「大正9年国勢調査報告」として公表、刊行された。なお、このうち「全国の部」は、人口、体性（男女の別）等の事項ごとに全国、府県、市郡、6大都市（東京市、大阪市、神戸市、京都市、名古屋市、横浜市）について表章したものである。

大正九年国勢調査報告

全国の部第一巻（昭和3年10月） 人口、体性、出生地、年齢、配偶関係、
国籍民籍、世帯

全国の部第二巻（昭和4年7月） 職業

全国の部第三巻（昭和4年10月） 普通世帯の構成

府県の部第二巻（大正12年12月） 京都府

⋮

府県の部第一巻（昭和4年4月） 東京府

大正九年国勢調査記述編（昭和8年6月）

また、集計が当初計画より遅れた一方で、「社会各方面に於て全国に関する詳細なる結果を速かに知らんとする希望切なるものありたるを以て、当局は一種の便法に依り総申告書より千分の一を抽出し、之に基づいて全国の各調査事項に関する概数を算出し」（大正9年国勢調査記述編）、大正13年6月に「抽出方法に依る第一回国勢調査結果の概観」として公表した。

さらに、申告書に記入された職業名を職業分類別、五十音別に整理・編集した「大正9年国勢調査職業名鑑」を昭和6年3月に、「大正9年国勢調査の結果に依る我国人口構成の大観を与へんが為主なる事項に付之を図示した」「大正9年国勢調査統計図」を同年12

月に刊行している。

なお、職業分類については、国勢調査評議会への諮問、その答申を経て、大正9年12月に「国勢調査ノ結果表章ニ用ウヘキ職業分類」（大正9年内閣訓令第1号）が定められており、この中では、①農業、②水産業、③鉱業、④工業、⑤商業、⑥交通業、⑦公務、自由業、⑧その他の有業者、⑨家事使用人、⑩無職業、の10項目の大分類の下、41項目の中分類、252項目の小分類が示されている。また、併せて、各官庁が作成する統計のうち職業によって類別するものは全て本分類によること、ただし、特に必要あるときは比較対照の便を失わない程度に各項目を集約若しくは細別することができることと定められており、この職業分類は、職業に関する標準分類といえるものであった。

(5) 調査経費

第1回国勢調査実施のために当初帝国議会で認められた予算額は、大正7年から14年までの継続費として8か年計215万3,320円であったが、その後、地方経費の増額、物価騰貴による割増しを行う一方、12年の行政整理により12年から14年までの年割が12年から16(昭和2)年までに変更された。さらに、大正12年の大震災の復興事業に多額の経費が必要になったことから経費を削減するとともに更に2年延期することとなり、この結果、最終的に7年から18年までの12か年にわたる調査経費の最終的な総額は、579万6,174円となった。

第六節 人口推計

明治31年の内閣訓令により、同年を初回として5年ごとに人口静態調査が行われ、その中間年の人口については、直近の静態調査結果とその前の静態調査結果を比較し、毎年 averages 増減率を基に内閣統計局が推計を行って算出してきた。大正9年の国勢調査の後、国勢調査人口を基礎とすることができることとなったが、次の国勢調査が行われるまでは比較すべき国勢調査人口が存在しないことから、10年においては、9年の国勢調査人口に、大正7年と明治41年の静態調査を比較して求めた毎年の平均増減率を乗じて算出することとし、国勢院は大正11年7月に「大正十年推計人口」を公表している。なお、増減率を求めるに当たって、9年の国勢調査と7年の静態調査を比較しなかったのは、「両調査ノ人口ハ一ハ現在人口他ハ現住人口ニシテ其性質ニ於テ相異スル所アル」からであり、7年の静態調査と2年の静態調査を比較しなかったのは、7年は「流行性感冒ノタメ特ニ多数ノ死亡者ヲ出シタル異常ノ年ニ属シ両調査ノ人口ヲ基礎トシタル人口増加率ハ明ニ一時的变化ノ影響ヲ蒙レルモノナリ依テ成ルヘク此影響ヲ軽減シ而モ最近ノ状況ヲ失ハサラシメンカタメ更ニ五年ヲ遡及シ」たからであった。

14年の第2回国勢調査の結果が出た後の15年からの人口推計には、直近とその前の国勢調査を比較して求めた年平均人口増減率を使用した。

その後さらに、昭和11年以降は次のように推計方法を改めている（「人口推計方法改正要旨」昭和11年11月統計時報第62号）。

我国に於ける人口の実増加を考察するに、其れは殆んど出生、死亡に依り左右せられてゐる実情である。

而して此の人口自然増加は年に依り相当の変動があるから、毎年の推計人口を実際の人口に近からしめんが為には、従来の推計方法の如く、過去の実績に依る増加率に依つて逐年同一割合で増加すると仮定したものよりも寧ろ実際の増加状態を盛り込んだものを以て推計の基礎とするのが良いのであつて、……即ち最近国勢調査後の増加人口として人口動態調査の結果に拠る出生、死亡を出来得る限り利用し、猶判明せざる分は最近五箇年の平均に依つて推計して、之を最近調査人口に加算し、以て全国の総人口とすること、したのである。次に部分人口、即ち各府県市区郡の人口であるが、……人口の社会的移動に依る影響も亦侮り難いものがあると考へられるのであつて、……而も現在の所人口の社会的移動に関する調査は全然缺如してゐるのであるから、已むを得ず従来と全く同一の方法、即ち過去に於ける部分人口の増減と全国人口の増加との割合に依つて将来も増減するものとして全国人口の増加数を部分人口の増減数に依つて按分し、之を部分の最近調査人口に加算し、以て部分人口とすること、したのである。

なお、静態調査による現住人口や戸籍調査による本籍人口は、国勢調査による現在人口とは全くその性質が異なり、そのままでは比較することができない。そこで、内閣統計局は、国勢調査人口と比較可能な人口を、明治5年の戸籍人口と国勢調査人口を基礎とし、人口動態統計を利用して明治5年まで遡って推計し、「明治五年以降我国の人口」として昭和5年8月に刊行している。

第七節 内閣統計講習会の開催と統計職員養成所の設置

統計に携わる職員を養成する必要があることについては、既に早くから認識され、明治15年には統計院から統計学教授所設置についての上申が行われている。この時は実現に至らなかったが、その後、中央各省はもとより地方庁においても徐々に統計の重要性が認識され、これに従事する職員の養成に関する要望が高まっていた。そうした中で、第1回国勢調査の大正9年実施が決定されるに及んでますます強く統計職員養成の必要性が認識されることとなり、8年から12年までの5年間の継続事業として臨時統計講習会費が認められ、8年7月、内閣統計局により内閣統計講習会が開催されることとなった。

この第1回内閣統計講習会は、各省、道府県庁などから推薦された職員を対象に、同年7月21日から8月23日まで行われ、142人の修了者を出している。ちなみに、その講習科目は次のとおりであった。

統計一般、統計論、人口統計及国勢調査、労働問題及労働統計、経済統計、数理統計、
行政法、経済総論、財政学、経済政策、農産物の集散及市場問題
(科外) 統計実務、国勢調査

一方、9年5月に国勢院が設置されて内閣統計局はその第一部となったが、国勢院の所掌事務には初めて「統計職員ノ養成」が加えられており、国勢院は、統計職員の養成のために統計職員養成所を設置することとし、道府県知事に次のように依頼した。

大正9年12月28日

道府県知事宛

照会

今般本院第一部内ニ統計職員養成所ヲ設置スルコトト相成候条別記要綱ニ依り入所希望者一名乃至二名貴管下ニ於テ推薦ノ上来ル大正十年一月十五日迄ニ回報方御配意相煩度候

一、場 所 東京市麻布区富士見町国勢院第一部内

一、開 所 期 大正十年二月一日

一、授業科目 統計学 経済学大意 財政学大意 法制大意 英語 数学

一、終 了 期 大正十年三月三十一日

一、学費支給 生徒一人ニ付毎月二十円以内支給

一、入学資格 中学校卒業者又ハ之ト同等ノ学力アリト認ムル者

発足当初は国勢院に事実上置かれた統計職員養成所であったが、11年10月、「統計職員養成所規程」(大正11年内閣告示第5号)が制定され、その第1条に「統計職員養成ノ為国勢院第一部ニ統計職員養成所ヲ置ク」と規定されて、統計職員養成所は国勢院の正式の機関となった。この統計職員養成所規程には、「学科目左ノ如シ但シ時宜ニ依リ其ノ一部ヲ省略シ又ハ他ノ学科目ヲ加フルコトアルヘシ」として、統計汎論、人口動態統計附国勢調査、人口動態統計、経済統計、社会統計、数理統計、経済学、経済政策、社会政策、財政学、社会学、法制大意、英語、数学の14科目が掲げられている。

国勢院によって始められた統計職員養成所の研修は、10年2月の第1回、10月の第2回以降、関東大震災で12年に中止されたほかは昭和18年の第22回まで毎年1回約3か月間開催され、この間の修了生は985人に達している。

また、大正8年から始められた内閣統計講習会は、以降毎年1回開催され、12年の第5回をもって一応の完了を見たが、中央、地方を問わずその継続を求める声が強かったことから、国勢院第一部を引き継いだ統計局は、13年7月、統計職員養成所規程を改正して、統計職員養成所の附属事業としてこれを継続することとした。こうして内閣統計講習会は、昭和12年の第19回まで開催されたが、この間の修了者は5,501人であり、講習会の講義録は

「内閣統計講習会講演録」として昭和7年のものまで刊行されている。

大正末期から昭和初期にかけて、国勢調査や労働統計実地調査のような全国的かつ周期的な調査を始めとして、失業統計調査、家計調査、農業調査、国富及び国民所得調査など各種の新しい統計調査が相次いで実施されたが、このような時代にあって、これらの研修生が統計の進歩改善に果たした役割には極めて大きなものがあったといえよう。

なお、杉亨二ら統計院の有志によって明治16年に設立された共立統計学校は、統計院が廃止されて継続が困難となり、校舎、資産等が東京統計協会に譲渡されていたが、32年に至り、東京統計協会は統計学社と共同で統計講習会を行うこととした。第1回の統計講習会は、官庁の職員のほか学会、商業会議所、銀行、会社等の役員を対象に、無償で、32年7月から9月にかけて毎日午後の3時間行われた。その後この講習会は、33年から36年まで開催された後、資金難もあって39年が最後となったが、6回の講習会を合わせて817人に講習証書が授与されている。明治の統計草創期において、官に先駆けて民間でこうした試みが行われたことは特筆に値するであろう。

第八節 統計書の編集と刊行

大正10年に刊行された「国勢院第一部」によれば、当時刊行していた主な統計書は次のとおりである。

本院刊行書

定期刊行物

一 日本帝国統計年鑑	毎年 一回刊行
一 日本帝国統計摘要	同
一 日本帝国人口静態統計	每五年一回刊行
一 日本帝国人口動態統計	毎年 一回刊行
一 日本帝国死因統計	同
一 統計時報	毎年 四回刊行

臨時刊行書（局員研究の結果其の他の臨時調査に係るもの）

一 明治三十七年東京府職業別死亡統計表	明治四十年 七月刊行
一 明治三十七年大阪府職業別死亡統計表	同年 十月刊行
一 自明治十七年至同三十六年道府県現住人口	同年 十一月刊行
一 自明治十七年至同四十年道府県現住人口	明治四十二年 八月刊行
一 日本人ノ生命ニ関スル研究	明治四十五年 三月刊行
一 日本国民死亡表	同年 四月刊行
一 維新以後帝国統計材料彙報 ^{（注1）}	
第一輯 民有地ニ関スル統計材料	大正元年十二月刊行

第二輯	現住人口静態ニ関スル統計材料	同二年	二月刊行
第三輯	刑事被告人ニ関スル統計材料	同年	三月刊行
第四輯	人口動態ニ関スル統計材料	同年	三月刊行
一	内閣統計講習会講義要録	大正八年十二月刊行	
一	大正七年十二月三十一日日本帝国現住人口梗概	同年	十二月刊行
一	国勢院統計講習会講演録	大正九年十一月刊行	(注2)
一	国勢調査速報 世帯及人口	同年	十二月刊行
一	列国国勢要覧	同十年	三月刊行 (注3)
一	大正七年末日本帝国人口静態調査記述編	大正十年	三月刊行
一	同附録統計図	同年	三月刊行
一	大正七年日本帝国死因統計記述編	同年	七月刊行
一	大正七年日本帝国人口動態統計記述編	同年	九月刊行

(注1) 「彙報」とあるのは、「彙纂」の誤りと思われる。

(注2) 原本の例言は大正9年11月、奥付は大正10年1月発行となっている。

(注3) 原本の奥付は、大正10年5月2日発行となっている。

1 統計年鑑、統計摘要

「国家社会各般の現象を通覧する目的を以て編纂し、行政各部の統計を広く社会に頒布する趣旨を以て発行（「国勢院第一部」大正10年11月）」する統計年鑑は、統計院時代の明治15年の「統計年鑑」の後、「第二統計年鑑」（16年）、「日本帝国第五統計年鑑」（19年）、「第四十一回日本帝国統計年鑑」（大正11年）と名称を変更しながら、毎年継続して刊行されている。なお、第36回（大正7年）からは、統計表に加えて統計内容の概要を記述して利用者の便を図っている。

明治20年3月に初めて刊行された「日本帝国統計摘要第一回」は、統計年鑑が多様な統計について府県別に掲載しているため大部かつ浩瀚（こうかん）なものとなり、要点を見るのに不便であることから作成されたもので、第五統計年鑑の摘要版である。府県別とするのではなく、本州を中、北、西の3区に分け、これに四国、九州、北海道を加えた6の統計区別としたほか、万国統計協会の決議に基づいてフランス語の対訳を付すとともに、アラビア数字を用いたものとなっている。この統計摘要も昭和14年まで毎年刊行された。

2 統計時報

大正10年11月には「統計時報」が創刊された。その「発刊の辞」には、創刊の趣旨が次のように述べられている。

抑統計の中央機関としては是等統計書の編成刊行のみを以て足れりと云ふへからずして統計の学問技術に関する所説、統計の学術的研究の結果、海外各国統計界の事情等にして性質上統計の原表に収むへからざるもの多々之あり、又縦令原表の性質を有

するものと雖速に公表を要するか如き場合は之を定期の刊行物に待つこと能はすして別に其の途を講せざるへからず、斯を以て従前に在りては是等の必要の生するに及び臨時の刊行物を以てし姑く其の闕を補ひたり。

然るに近時統計の事業漸く振興し内外統計界多事の秋に当り、従前の如き状況を以てしては克く其の機能を発揚すること能はざるの憾あるにより、本年度より統計時報発刊の計画を樹て茲に其の初号を創刊するに至りたるは本邦統計界の為一步を進めたる感あり、希くは本書所載事項の活用、統計の改善等に資益する所あらは幸甚なり。

統計時報は、論説、調査、雑録、雑報（14年6月の第11号からは彙報）、資料（第11号から新設）の各項目から成り、14年度からは四半期ごと、昭和11年度から14年8月まで毎月、以後再び四半期ごとに発行され、15年6月の第98号をもって廃刊となった。

3 日本国民新死亡表

ある年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかなどを死亡率や平均余命等の指標によって表す生命表は、明治35年の1回目の後、45年、大正7年、昭和4年、10年、14年の6回作成・公表されている。このうち2回目は「明治三十二年ヨリ同三十六年ニ至ル五ヶ年ノ材料ニ基キ調査」したものであるが、その結果を解説した「日本人ノ生命ニ関スル研究 一名日本国民新死亡表」が明治45年3月に刊行されており、男子の平均余命は43.97、女子の平均余命は44.85となっている。

4 維新以後帝国統計材料彙纂

大正元年から2年にかけて、「維新以後帝国統計材料彙纂」として「民有地ニ関スル統計材料」、「現住人口静態ニ関スル統計材料」、「刑事被告人ニ関スル統計材料」、「人口動態ニ関スル統計材料」の4巻が刊行されている。維新以来多くの統計書が出されているが、「未タ能ク各事ニ就キ多年ノ全数ヲ網羅シ参互比較以テ国勢発展ノ蹟ヲ一ヨリノ下ニ瞭然タラシムルニ足ルモノ」が少ないため、「部門ヲ分チ各般ノ材料ヲ抄集シ」、これを編纂して「国勢発展ノ蹟ヲ観察セント欲スル者ノ資料ニ供」しようとするものである。なお、「現住人口静態ニ関スル統計材料」には附録として、明治2年から同33年までの人口統計材料に関する法規類が収録されている。

5 列国国勢要覧

大正10年5月に刊行された「列国国勢要覧」は、「皇太子殿下の海外御巡遊に際し御参考の一端に供せん為」編纂したもので、「帝国の位置」、「列国の人口」、「列国の鉄道」など29項目から構成されている。

列国国勢要覧はこの後、昭和17年を除き18年まで毎年刊行された。

6 政家年鑑、海外各国国勢要覧

「国勢院第一部」の刊行物一覧には掲載されていないが、明治23年から25年までの3回、「政家年鑑」が刊行されている。これは、ロンドンで刊行されていた「ステーツマンズ、イヤーブック」を翻訳したものであり、各国について政体、面積及び人口、産業、内国交通、貨幣などの項目を掲載している。

また、23年7月には「独逸ゴータ府刊行ノ千八百八十九年同九十年「アルマナ、ド、ゴータ」英国倫敦刊行千八百八十九年同九十年「ステーツマンズ、イヤーブック」其他二三ノ書類ニ拠リ抄訳」した「海外各国国勢要覧」が刊行されている。

第九節 その他の事業

1 集計等の受託

各省等から依頼を受けて受託した調査の集計等は次のとおりである。

年月	依頼者	事項	受託内容
明治35年12月	印刷局	印刷局職員及び職工の疾患統計	調査計画、集計
42年12月	内務省	公私立病院ニ於ケル精神病調査	調査票配布、集計 (昭和11年3月まで継続)
43年12月	内務省	癪療養所収容癪患者調査	計画援助、調査票配布、 集計 (大正15年末まで継続)
44年8月	内務省	細民調査（東京市）	集計
大正元年7月	内務省	細民調査（東京市、大阪市）	集計

2 道府県人口統計主任会議

大正4年3月に初めて道府県人口統計主任会議を開催した。以後、翌年から各地方庁統計主任協議会、昭和4年からは地方統計課長会議と改称して毎年1回開催した。

3 内閣統計局展覧会

大正5年5月27、28日の両日、内閣統計局において内閣統計局展覧会が開催された。各種統計図、新古の統計書の展示のほか人口統計原票整理の現場や各種計算機の使用の現状を公開し、843人の参観者を得て「盛況を極め」た。大隈首相もこの展覧会を視察したが、その模様を「統計集誌」第424号（5年6月）は、次のように描写している。

今回大隈首相が始めて部内局務を視察し二階堂統計官の死亡統計の説明を聞きて
屢々首肯せられ、嘗て明治十四年参議として自から建白せる統計院設置の原議書を視
ては自から之を手に取りて当時を回想せられ、七十余名の集計員一室に忙しげに統計
票整理の状を見ては屢々快心の笑を漏せるなど我統計界の為に快心禁ぜざるものあ
りき

第三章 経済統計調査の発展と統計受難の時代

(大正11年～昭和20年)

大正9年の第1回の後、国勢調査は5年ごとに実施することとされ、昭和14年臨時国勢調査を含め昭和15年までに5回実施された。一方、我が国産業の近代化に伴って生じた労働問題や社会問題に対処する諸施策立案の基本資料を得るため、労働統計、家計統計、生計費指数統計など各種の経済統計調査が大正末期から一斉に行われ始め、発展したことがこの時代の大きな特色である。反面、終盤は、調査の中止、結果公表の取りやめ、刊行物の停止など、戦争の影響をまともに受けた統計受難の時代でもあった。

第一節 組織の変遷～再び内閣統計局へ

大正9年の国勢院設置から昭和20年の終戦に至るまでの間に、中央統計組織は次のような変遷をたどっている。

大正9年5月15日 内閣統計局と軍需局を統合して国勢院が設置され、統計はその第一部が所掌することとなる。

11年11月1日 国勢院が廃止され、内閣の外局として統計局が置かれる。

13年12月20日 統計局は、直接内閣に所属する内閣統計局となる。

昭和17年11月1日 内閣統計局は廃止され、企画院の外局として統計局が置かれる。

18年11月1日 企画院が廃止され、直接内閣に所属する内閣統計局が置かれる。

大正9年に内閣統計局と軍需局を併せて設立された国勢院であったが、11年の行政整理により廃止され、新たに「統計局官制」(大正11年勅令第462号)が制定されて、国勢院第一部の事務は統計局に引き継がれることとなった。新設された統計局は内閣総理大臣の管理に属する機関ではあるが、「内閣所属職員官制」(当初のものは明治23年勅令第114号)によって規定され、内閣に直属していた従前のいわゆる内閣統計局とは異なり、形の上では内閣の外局として位置付けられるものである。なお、この際に、国勢院第一部が所掌していた労働統計に関する事務は新たに内務省の外局として設置された社会局に移管され、統計局には監理課、原表課、国際統計課、審査課、国勢調査課、臨時製表課の6課が置かれた。その後、12年4月には編纂課が増設されている。

次いで13年12月には「内閣所属職員官制」が全部改正されて「内閣所属部局及職員官制」(大正13年勅令第307号)として公布され、統計局は再び内閣に直接置かれることとなった。

所掌事務は外局としての統計局のものをそのまま引き継ぎ、内閣統計局には、庶務課、国際統計課、動態統計課、審査課、国勢調査課、臨時製表課の6課が置かれた。

その後14年4月には、労働統計に関する事務が社会局から内閣統計局に再度移管され、内閣統計局の分課は、庶務課、国際課、人口課、労働課、製表課の5課に再編された。また、既に国勢院時代から国際統計課が置かれていたが、この14年4月の官制改正において内閣統計局の所掌事務として初めて「国際統計事務ニ関スル統轄事項」が規定上も明記されることとなった。

○勅令第109号

内閣所属部局及職員官制中左ノ通改正ス

第5条 統計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 行政各部統計ノ統一ニ関スル事項
- 二 国際統計事務ニ関スル統轄事項
- 三 人口統計、労働統計其ノ他国勢ノ基本ニ関スル統計ニシテ行政各部ニ専属セサルモノニ関スル事項
- 四 統計ニ関スル図書ノ刊行及内外統計書ノ交換ニ関スル事項
- 五 統計職員ノ養成並各官庁統計主任者ノ招集及会議ニ関スル事項

さらに、昭和2年5月の内閣所属部局及職員官制の改正（勅令第105号）によって、内閣統計局は「各庁ノ委託ヲ受ケ其ノ統計ノ製表ヲ為スコトヲ得」とされ、製表事務の受託が所掌事務に追加された。この規定は、10年7月に再度改正（勅令第210号）され、受託できる相手方が公共団体や公益社団・財団法人にまで拡大されている。

なお、この間、内閣統計局の分課は次のように改編されているが、臨時に課を増設する場合は、「内閣所属職員臨時増置ニ関スル件」（大正13年勅令第308号）を改正して増置する職員に従事させる事務を指定し、これに合わせて内閣所属部局分課規程を改正するという手法によっている。

（大正14年4月 庶務課、国際課、人口課、労働課、製表課）

大正15年4月 臨時家計調査課を設置

昭和2年10月 臨時家計調査課を廃止

4年4月 国際課を廃止、審査課及び臨時農業調査課を設置

6年4月 臨時農業調査課を廃止、製表課を第一製表課と第二製表課に再編

この後、太平洋戦争さ中の昭和17年11月、行政簡素化の一環として「内閣所属部局及職員官制」から統計局に関する規定が削られ、「統計局官制」（勅令第736号）が制定されて、「統計局ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ」（同第1条）、「局長ハ企画院総裁ノ指揮監督ヲ

承ケ」る（第3条）こととされて、統計局は企画院の外局となった。企画院はこれより先の昭和12年に設置されており、平・戦時における総合国力の拡充運用に関して内閣総理大臣に上申すること、国家総動員計画の設定、遂行に関する各庁事務の調整統一を図ることなどを任務とする機関である。

しかし、18年11月、企画院は廃止され、これに伴って「内閣所属部局及職員官制」が改正（勅令第799号）されて、統計局は再び内閣に直接所属することとなった。なお、これら機構の変遷によっても所掌事務に変更はなく、分課も従前と同じ庶務課、審査課、人口課、労働課、第一製表課、第二製表課の6課体制が終戦まで続いている。

第二節 統計事務の整理統一

やや時代は遡るが、大正8年2月、貴族院において次のような質疑が行われている。

伯爵柳澤保恵君

最後ニーツ統計調査ノ統一ニ付イテ伺ヒタイ……統一ガ出来ズシテ皆官庁ガ区々ニ以寄ツタ種々ノ材料ヲ得ラレテ居ル為ニ不統一ノモノガ出テ居ル、是ハ私ハ改善スベキモノト思フ……詰リ各省官衙ノ雑駁ナル所ノ統計ヲ止メテーツノ組織的ノモノニ依ツテ材料ヲ取ラレルヤウナ御考ガアリマスカ

原国務大臣

唯今柳澤伯ノ御質問ハ徹頭徹尾御同感デアリマス、此弊害ハ何トカシテ除カナケレバ本當ノ統計ハ得ラレマイト思ヒマス……例ヘバー箇所ノ役所ニデモ統一シタラバー番宜カラウト考ヘタコトガアルガ、……其組織モドンナコトニ致セバ宜シイカ、三四十年前ノ統計院ノヤウナモノニナサラナケレバナラヌカ、兎ニ角ニ是等ノコトニ付テハ多年苦心イタシテ居ツテ未ダ名案ヲ得兼ネテ居リマス、其弊害ノ点ニ於テハ極メテ同感デアリマスカラ、何トカ出来得ル途ガアリマスレバ此弊ヲ除イテ正確ナル統計ヲ得タイモノト希望シテ居ル次第デアリマス

また、9年12月には6大市長から国勢院総裁に宛てて、統計調査は各省各様に要求されるため統一を欠き重複するものが少なくない、調査事項は簡易を旨とし、統一法規を制定し、経費は国費支弁とすべきであるとする旨の建議が行われた。さらに、同月、全国経済調査機関連合会からも、官庁統計の形式・内容を統一すべきこと、官庁統計に使用する単位を統一すべきことなどを内容とする建議が行われた。

このような動きを受けて、10年4月、中央統計委員会に対して「今後権威アル統計正確ナル調査ヲ得併セテ中央地方ニ於ケル事務簡捷ノ実ヲ挙クル為統一整理スヘキ事項並其ノ方法如何」とする「統計整理統一ニ関スル件」が諮問された。

中央統計委員会は1年余りをかけて審議し、11年7月、①統計調査事務の統一整理刷新

を図ること、②国勢院を純然たる中央統計調査機関とすること、③国勢院を統計行政の中
枢とし、国勢院に各省及び地方庁の統計事務の統一を図らせること、④国勢院を国勢の基
本に関する普遍的調査の管掌機関とすること、⑤性質上各省に専属しない一般的調査、2
省以上の所管事項に及ぶ調査は国勢院が施行すること、⑥中央統計委員会を統計調査に関
する最高諮問機関と位置付けること、⑦各省に統計調査を専管する課を設けること、⑧各
府県及び大都市に統計調査を専管する組織を設けること、⑨市町村に統計調査主任を置く
こと、⑩統計に関する各省の定期報告例の改廃、臨時調査はあらかじめ国勢院に合議する
こと、⑪統計職員の優遇、統計教育の普及を図ること、⑫市町村の統計調査主任の給料に
国庫補助の途を講ずること、を内容とする詳細な答申を行った。しかし、行政整理によっ
て11年11月1日に国勢院が廃止されたことなどもあり、この答申が一体として実行され
ることはなかった。

ただ、地方庁の統計組織に関しては、11年6月に国勢院総裁から内務大臣に対して書簡
を発出し、「地方官官制」の中に分掌事務として「統計に関する事項」を明記してその所
管部署を明確にし、地方庁の統計事務の統一整備を図ってその能率を上げるよう取り計ら
ってほしい旨依頼している。また、13年7月には、各省統計主任の会合において統計製表
に用いるべき道府県の配列順序を申し合わせ、統計局長から各省次官、各地方長官等に通
牒を発している。

過般本局ニ於テ各省統計主任会同ノ上統計製表ニ用ウヘキ地方名配列順序一定方ノ
件ニ関シ別紙ノ通申合候ニ付テハ貴省（庁）ニ於テ特殊ノ事情アルモノノ外成ルヘク
之ヲ採用シ各般統計比較上並執務上ノ便益ヲ図ル様致度

（別紙）

北海道

東北区 青森県

岩手県

……

沖縄県

その後、15年には行政調査会において、各庁統計事務統一に関して議論が行われ、内閣
統計局からは、①各省が所管統計の定期報告例の新設改廃、臨時調査を行おうとするとき
はあらかじめ内閣統計局に合議すること、②一般国民から直接材料を収集する統計調査は、
内閣統計局の主管とすること、③各省所管の統計調査につき、内閣統計局が委託を受けて
その製表事務を行えるようにすること、などを提案した。このうち、③については昭和2
年に「内閣所属部局及職員官制」が改正されて「統計局ニ於テハ……各庁ノ委託ヲ受ケ其
ノ統計ノ製表ヲ為スコトヲ得」と明文化されたが、①、②は農林省、商工省などの反対に
より実現しなかった。さらに、同じ2年には、行政制度審議会から各官庁の権限整備につ

いて報告があり、その中で産業統計その他各種第一次統計の所管は内閣統計局に統一することとされていたことから、内閣統計局は農林省、商工省と協議を行ったが、これも実現しなかった。

太平洋戦争勃発前後には、戦時体制強化のため内閣において「官庁事務再編成実施要項」、「行政簡素化実施要領」、「国政運営要綱」、「決戦非常措置要綱」などが相次いで決定され、機構の縮小廃止や定員削減が求められることとなった。これらを受けて、内閣統計局は、国の諸統計を一元的に統制する中央統計機関の設置、統計調査の根本法たるべき統計法の制定などを累次にわたって提案したが、それらの実現は戦後の統計制度改革に持ち越されることとなった。

第三節 国勢調査

大正9年の第1回の後、昭和20年の終戦までに実施された国勢調査及びこれに準ずる人口調査は次のとおりである。

	調査項目数	特徴
(大正9年国勢調査	8	世帯票、中央集査)
大正14年国勢調査	4	個人票、地方分査
昭和5年国勢調査	12	世帯票、中央集査。所属の産業、失業、従業の場所、住居の室数を初めて調査
昭和10年国勢調査	5	世帯票、中央集査。常住地を調査
昭和14年臨時国勢調査		8月1日現在。 物品販売高から国民の消費状況を調査
昭和15年国勢調査	11	世帯票、中央集査。国外の軍人等をも調査対象とし、また指定技能を調査
昭和19年人口調査	8	2月22日現在。個人票、一部地方分査。資源調査法に基づいて行われた緊急の調査
昭和20年国勢調査		特例法により中止

1 「国勢調査ニ関スル法律」の改正

我が国の静態人口については、明治31年以来、5年ごとに市町村長から戸籍を基にした統計材料を徴収して内閣統計局が集計し、その結果を官報に告示して衆議院議員選挙や地方議会議員定数の基準となる公定人口としていたが、国勢調査が実施されれば、その結果をこれに替えて用いることが当然のことと認識されていた。しかし一方で、国勢調査は10年ごとに行うと定められており、そのままでは長きに失して、年々増大する人口移動や急速な経済社会の変化に追いつけないのではないかというおそれがあった。そこで政府は、

大正9年に設置された中央統計委員会に対して次のような諮問を行った。

○諮問案第1号 公定人口ニ関スル件

大正10年3月14日

- 一 公定人口算出ノ基本タル従来ノ人口静態調査ハ之ヲ廃止シテ可ナリヤ
- 一 公定人口ハ国勢調査ノ結果ニ依ル総現在人口ヲ採用シテ可ナリヤ
- 一 公定人口ハ五年毎ニ調査スル必要ナキヤ

中央統計委員会は、人口静態調査は当然廃止すべきものである、国勢調査の結果である総現在人口に加え部隊や艦船内の者と監獄内の者を各別に告示すべきである、としたほか、5年ごとの調査の必要性については、「人口移動ノ頻繁ナル現状ニ鑑ミ毎十年一回ノ国勢調査ノ中間ニ於テ人口総数及男女別等ヲ明ニスル為簡易ナル調査ヲ施行スルノ必要アリト認ム」との答申を行った。

これを受けて政府は、「国勢調査ニ関スル法律」の第1条に第2項を加える改正案を帝国議会に提出し、その協賛を得て、この改正法は11年4月に法律第51号として公布された。改正後の「国勢調査ニ関スル法律」は次のとおりである。

○国勢調査ニ関スル法律（明治35年法律第49号）

第1条 国勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス

前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル国勢調査ヲ施行ス

第2条 国勢調査ノ範圍、方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第3条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

2 大正14年国勢調査

「国勢調査ニ関スル法律」が改正されて、大正14年に2回目の国勢調査を実施することとなり、政府は同年4月、中央統計委員会に「大正十四年国勢調査ノ時期範圍方法ニ関スル件」を諮問し、その答申を得て、5月に「大正十四年国勢調査施行令」（勅令第201号）、「大正十四年国勢調査施行細則」（閣令第1号）等を制定、公布した。今回は小規模の調査であり、従来行われていた静態調査に比べてもさほど地方に大きな負担をかけることはないであろうとの考えから、地方経費の国庫負担に関する法令は制定されていない。

大正14年国勢調査は、同年10月1日午前零時に世帯に現在する者について、①氏名、②男女の別、③出生の年月、④配偶の関係、の4項目を調査するものであり、いわゆる内地のほかに、9年には調査できなかった朝鮮を含め台湾、樺太をも対象とした。また、同じ期日に関東州、南洋群島においても調査が実施された。

調査方法については、①申告書を世帯票ではなく、一人1枚の個人票としたこと、②府

県知事の直轄する特別調査水面区域を廃止したこと、以外は前回9年調査と同じであった。個人票としたのは、調査事項が簡易であることに加えて地方における集計を容易にするためであり、特別調査水面区域を無くしたのは、前回調査の実績に鑑み市町村において調査すれば足りると考えられたからである。

また、集計には、地方分査、すなわち、まず府県郡市町村が申告書から「世帯及人口」と「年齢及配偶関係別人口」の2表を作成し、これを中央で審査・集計するという方法が採られた。

調査の結果は、府県郡市町村が作成した要計表に基づく概数が「大正十四年国勢調査速報」として14年12月に、府県郡市町村が作成した結果表に基づく確定数が「道府県郡島嶼市町村別人口」（内閣告示第1号）として15年6月に、それぞれ公表された。速報人口は5,973万6,704人、確定人口は5,973万6,822人であった。

調査結果の報告書は、「大正十四年国勢調査報告」として次のとおり刊行されている。

第一巻	記述編	昭和9年3月
第二巻	全国結果表	大正15年12月
第三巻	市町村別世帯及人口	15年6月
第四巻	府県編（47分冊）	15年12月

大正14年国勢調査の経費は、14年度と15年度を合わせて25万円であった。

大正9年国勢調査においては、これが我が国初めての大調査であり、かつ調査事項もやや複雑であったことから、調査の円滑な遂行、結果の正確さを優先して地方における附帯調査は認めなかったが、14年調査では「之を行はしめざるは我国統計の整備を期するの所以に非ざるが故に」（大正十四年国勢調査報告記述編）、内閣総理大臣の認可を条件として認めることとした。これにより14府県市町村で職業及び職業上の地位などの項目について附帯調査が行われている。

なお、この大正14年国勢調査と同時に、失業統計調査が実施されている。

3 昭和5年国勢調査

昭和5年国勢調査については、政府は、中央統計委員会に対して、まず昭和2年10月に「昭和五年国勢調査計画要綱」を諮問して答申を得た後、さらに、4年11月の諮問、答申を経て、翌12月、「昭和五年国勢調査施行令」（勅令第396号）、「昭和五年国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル件」（勅令第397号）、「昭和五年国勢調査施行細則」（閣令第4号）を制定、公布した。

昭和5年国勢調査は、大正9年の初めての国勢調査に続く大調査であり、その調査事項は、①氏名、②世帯における地位、③男女の別、④出生の年月日、⑤配偶の関係、⑥職業、⑦所属の産業、⑧失業、⑨従業の場所、⑩出生地、⑪民籍又は国籍、⑫住居の室数、の12

項目であった。このうち、⑦所属の産業、⑧失業、⑨従業の場所、⑫住居の室数、の4項目は、大正9年調査に比して新たに加えられたものである。これは、⑦については「所属の産業を調査して一国の産業組織を知り、各産業に分属する人口の割合、従て当該産業に於ける景気の影響の及ぶ範囲を明かにするの要」があり、⑧については「我国に於ては……適当なる資料なき状況なるを以て、失業に関する資料を得んが為には……今次調査の如き機会を利用して極めて簡易なる事項を調査するの外なかるべし」であり、⑨⑫については、「従業の場所を調査して是等移動する人口の分量と方向とを計量し、更に昼間に於ける人口及産業の分布を知り、又住居に関する事項を調査して住宅問題解決の資料を供与するの要あるべし」（「昭和五年国勢調査最終報告書」）と考えられたからであった。

この調査も10月1日午前零時に世帯に現在する者を対象とするいわゆる現在人口の調査であったが、申告書は10人連記の世帯票を用いた。

集計は中央集査の方法によって行われ、結果は、府県市町村の作成した要計表による概数が「昭和五年国勢調査速報 世帯及人口」として5年12月に、申告書から直接集計した確定人口が「道府県郡島嶼市町村別人口」（内閣告示第3号）として6年6月に、それぞれ公表された。速報人口は6,444万7,724人、確定人口は6,445万5人であった。

また、これとは別に、府県市町村の作成した失業者要計表による市町村別失業者の概数を「昭和五年国勢調査速報 失業」として世帯及び人口の速報と同時に5年12月に公表したほか、7年12月には「抽出調査に依る昭和五年国勢調査結果の概観」を、11年3月には「六大都市産業別昼間人口」を刊行している。

詳細な調査結果の編成は全て機械製表の方法によって行われ、調査結果の報告書は次のとおり5巻に分けて刊行された。また、これらに加えて「昭和五年国勢調査最終報告書」が13年3月に刊行されている。

第一巻	人口 体性 年齢 配偶関係 出生地 民籍国籍 世帯 住居	昭和10年9月
第二巻	職業及産業	10年11月
第三巻	従業ノ場所（上、下）	10年11月
第四巻	府県編（47分冊）	6年12月～10年4月
第五巻	市町村別人口	6年10月

なお、結果の表章に用いられる産業分類、職業分類については、中央統計審議会への諮問とその答申を経て、昭和5年12月に「国勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類及職業分類」（内閣訓令第3号）が定められ、大正9年12月の職業分類は廃止された。新たに定められた産業分類は大分類10、中分類42、小分類280から、職業分類は大分類10、中分類41、小分類376から成っている。各官庁が作成する統計のうち産業や職業によって類別するのは全て本分類によるものとするが、特に必要あるときは比較対照の便を失わない程度に

各項目を集約又は細別することができる、とされているのは大正9年と同様であり、この産業分類、職業分類も標準分類と言えるものであった。

なお、従前の大正9年の職業分類は、この昭和5年の産業分類に近い内容であり、旧職業分類を継承するのは新産業分類で、新職業分類は全く別個の系統に属するものである。

昭和5年国勢調査に要した経費は、353万5,327円であった。

4 昭和10年国勢調査

政府は、昭和5年国勢調査と同様に、中央統計委員会に対して、まず昭和8年8月に「昭和十年国勢調査計画要綱」を諮問して答申を得た後、さらに、9年12月の諮問、答申を経て、10年4月、「昭和十年国勢調査施行令」（勅令第82号）、「昭和十年国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル件」（勅令第83号）、「昭和十年国勢調査施行細則」（閣令第1号）を制定、公布した。

昭和10年は簡易な調査を行う年であり、調査事項は、①氏名、②男女の別、③出生の年月、④配偶の関係、⑤常住地、の5項目としたが、調査結果のより一層の正確を期し、かつ地方負担の軽減を図るため、前回の簡易調査である大正14年調査の例を改め、中央集査によるとともに、地方への交付金を計上することとした。

調査事項のうち、⑤の常住地は今回初めて加えられたものであるが、これは、交付金や補助金の配分、租税負担力の測定、教育設備や住宅設備の計画等むしろ常住人口を基準に決定すべき事項が多くなってきた一方で、交通の発達に伴い現在人口と常住人口の差が顕著なものになってきたことから、現在人口を調査するに当たって現在者に常住地を質問することによって、現在人口と常住人口の差を明らかにするためであった。申告書は、10人連記の世帯票である。

結果は、府県市町村の作成した要計表による概数が「昭和十年国勢調査結果速報」として10年11月に、申告書から直接集計した確定人口が「道府県郡島嶼市町村別人口」（内閣告示第3号）として11年4月に、それぞれ公表された。速報人口は6,925万1,265人、確定人口は6,925万4,148人であった。また、現在人口から一時現在者を控除し、これに一時不在者を加算した「道府県及市別常住人口」が11年10月に公表され、この人口は、6,921万7,197人であった。

調査結果の報告書は次のとおり刊行されている。

第一巻	全国編	昭和14年2月
第二巻	府県編（47分冊）	11年11月～13年12月
第三巻	市町村別人口	11年11月

昭和10年国勢調査の経費としては、9年度に準備費2万5,000円、10年度から13年度までの継続費として90万5,000円（うち地方交付金15万円）が認められている。

5 昭和14年臨時国勢調査

(1) 中央統計委員会の建議

大正9年以来4回の国勢調査を経験し、かつ満州事変を経て我が国は国際連盟を脱退するという状況の中で、昭和11年10月、中央統計委員会は、次回国勢調査の調査事項の範囲について、次のような建議を行った。

次回国勢調査ニ関スル件建議

現下ノ情勢ニ鑑ミ次回国勢調査ニ於テハ其ノ範囲ヲ独リ人口・職業等ニ関スル事項ニ止ムルコトナク広く産業其ノ他国勢ノ基本ニ関スル事項ニ及ボスノ要アリト認ム仍テ政府ハ之ガ実現ヲ期スル為急速ニ其ノ準備ニ着手セラレンコトヲ希望ス

右建議ス

理由書

国勢調査ハ数次ノ経験ニ依リ国民ノ之ニ対スル理解大ニ進ミ広汎ナル大調査ノ円滑完全ナル施行ニ対シ何等懸念ヲ要スベキモノナキニ至リ他面我国現下ノ情勢ニ鑑ミ総合的国策樹立ノ見地ヨリシテ次回ノ国勢調査ニ於テハ産業其ノ他国勢ノ基本ニ関スル事項ニ及ボシ一層国勢調査ノ実ヲ挙グルコト緊要ナリト思惟セラル

この建議を受けて内閣統計局は、各省、地方庁に対して調査事項についての希望を聴取するとともに諸外国の例なども参考にしながら、従来の人口調査に加えて農業、工業、商業等の産業調査、家畜調査を一括して行う案、時期を分割してそれぞれ人口調査と産業調査、家畜調査を行う案など15年に予定される次回国勢調査計画の検討を進めていたが、12年7月に盧溝橋事件が勃発し全面的な日中戦争に突入するという緊迫した時勢の下で、結局、14年に臨時国勢調査として国民の消費に関する調査を行うこととなった。

(2) 「国勢調査ニ関スル法律」の改正

政府は、昭和13年12月に「昭和十四年臨時国勢調査計画要綱」を中央統計委員会に諮問し、その答申を得た後、次のような「国勢調査ニ関スル法律」の改正案を帝国議会に提出し、その協賛を得て、この改正は14年3月に法律第33号として公布された。

明治35年法律第49号中左ノ通改正ス

第1条ニ左ノ一項ヲ加フ

前2項ノ規定ニ依ル調査ノ外必要アルトキハ臨時ニ国勢調査ヲ施行スルコトヲ得……

明治35年法律第49号中改正法律案理由書

我国現下ノ情勢ニ於テハ従来ノ如キ10年毎ノ国勢調査及5年毎ノ簡易国勢調査ノ外ニ国民消費調査ノ如キ緊急ナル事項ニ付臨時ニ国勢調査ヲ施行シ得ルノ途ヲ開クノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(3) 調査の概要

この調査は、改正後の「国勢調査ニ関スル法律」のほか、いずれも昭和14年に制定された「昭和十四年臨時国勢調査施行令」（勅令第209号）、「昭和十四年臨時国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル件」（勅令第210号）、「昭和十四年臨時国勢調査施行規則」（閣令第7号）等に基づいて行われたが、この調査の趣旨については、内閣統計局作成の「国勢調査員必携」に次のように記されている。

臨時国勢調査は、国民の消費事情を明かにするのが目的であります。即ち、国民の日常生活に於て、衣食住に必要とする物資が一年間に如何程用ひられるか、又其の地方的の実情が如何様になってゐるかを、明かにせんとする調査でありまして、従来の人口に関する国勢調査と、全然其の趣を異にしてゐるのであります。……

我国としては、……急速に国家総力戦の体制を整へねばならぬのでありまして、……国防力の強化、生産力の拡充という大目標の下に、資金の調達と物資の円滑なる供給確保とが絶対的に必要であります。……

さて、……元来国民の消費事情を調査する方法には……物品販売業者の売上高又は接客業者の営業上必要な物品の仕入高等を調べて、是等から国民消費高を求めようとする方法があります。……比較的調査が容易であるのみならず、他面国民の消費と密接不可分の関係に在る小売業、卸売業、仲介業等の所謂配給機関の実情をも明かにし得る長所がありますから、此の方法に依ることにした訳であります。

このように、この調査は、国民の消費に要する物資の数量、金額及びその地域的分布の状況をつまびらかにして、諸般の政策立案、実施に資することを目的としたものであり、従来の国勢調査とは異なる、言わば「物の国勢調査」「消費の国勢調査」であり、むしろ後の「商業センサス」の嚆矢（こうし）ともいえるものであった。

具体的には、14年8月1日現在で、物品販売業者、物品売買仲介業者、旅館、料理店、飲食店、工場、寄宿舎、病院及び船舶を対象に、名称、営業又は事業の種類、調査期日前1年間の売上総金額、指定物品の調査期日前1年間の売上数量及び金額（旅館等については卸売業者又は生産業者から仕入れた指定物品の仕入数量及び金額）等を調査した。

また併せて、農業、飲食料品製造業、物品販売業、建設業を営む経営体の一部（農業については200分の1、飲食料品製造業については100分の2、物品販売業と建設業については100分の1）を対象に、名称、事業の種類、調査期日前1年間の指定物品の生産（売上）数量及び金額、調査期日前1年間の指定物品の自家消費数量及び金額（建設業については調査期日前1年間に落成した住宅の新築及び増築の総坪数、調査期日前1年間に落成した住宅の新築及び増築に使用した指定建築材料の使用数量及び金額）等につき「標本的実地調査」を実施した。なお、指定物品、指定建築材料は施行規則において詳細に規定されている。

調査は、各経営体につき1通の調査票が国勢調査員によって配布、収集され、市町村、府県を経由して内閣統計局に送付され、中央集査により集計するというこれまでと同じ方法により行われたが、調査事項が複雑かつ広範囲であったことから、この調査で初めて国勢調査指導員が任命されている。

調査の結果は、15年3月に「昭和十四年物の国勢調査第一回速報（六大都市店舗数）」として公表された後、次のような報告書がいずれも16年3月に刊行されているが、これらの報告書の中扉にはいずれも「本書所載ノ計数ハ公表ヲ差控ヘ防諜上特ニ注意セラレタシ」と記載され、配布も関係省のみに限定されていた。

第一巻 営業ノ種類及経営ノ形態ニ依リ分チタル店舗従業者数及売上金額

第二巻 営業ノ種類及経営ノ形態ニ依リ分チタル店舗数従業者ノ種別及売上金額

第三巻 営業ノ種類ニ依リ分チタル店舗数並ニ従業者ノ年齢及教育程度

第四巻 営業ノ種類及従業者ノ階級ニ依リ分チタル店舗数従業者ノ種別及売上金額

第五巻 営業ノ種類払込資本金又ハ出資額ノ階級及企業ノ組織ニ依リ分チタル法人経営ノ本店支店数及売上金額

第六巻 経営ノ形態ニ依リ分チタル指定物品ノ調査期日前一年間（自昭和十三年八月一日至昭和十四年七月三十一日）ニ於ケル売上高

昭和14年臨時国勢調査の予算は、14年、15年合わせて150万円であった。

6 昭和15年国勢調査

昭和15年国勢調査は、昭和15年4月の中央統計委員会への諮問とその答申を経て、5月の「昭和十五年国勢調査施行令」（勅令第343号）、「昭和十五年国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル件」（勅令第344号）、「昭和十五年国勢調査施行規則」（閣令第6号）等が制定、公布されて、15年10月1日に実施されたが、日中戦争下という緊迫した時局を反映した異色の調査であった。「今回の国勢調査は戦時下に於ける調査であって、時局柄重要国策の基礎資料を整備することに主眼点が置かれて」（国勢調査員必携）いたのである。

すなわち、調査対象者として、①帝国版図内に現在する者（軍人等を含む。）のほか、②帝国版図外に現在する現役軍人、③陸軍、海軍の艦船に勤務する軍人以外の者、④帝国版図外の区域において従軍中の軍属等、を加え、軍の関係者についてはその所在地にかかわらず、全て調査することとした。そして、②③④については、本人の配偶者、父母等の現在する世帯を「縁故世帯」とし、その縁故世帯から申告させた。

調査事項は、①氏名、②世帯における地位、③男女の別、④出生の年月日、⑤配偶の関係、⑥所属の産業及び職業（調査時現在及び昭和12年7月1日現在）、⑦指定技能、⑧兵役の関係、⑨出生地、⑩本籍地、⑪民籍又は国籍、の11項目である。このうち⑥について

は、12年7月7日の盧溝橋事件により日中戦争が本格化する前と調査日との間に産業と職業の状態がいかに推移したか、どのような変化があったのかを明らかにするためのものであったが、これについては430余の職業名を記した職名表を世帯に配布し、その職名表の中から申告者が自ら選択して記入するという方法を採用した。また、⑦は、戦時下において特に必要と認められる120余の職業に、現に従事し又は過去に従事したことがあるかどうか、指定技能に関係の深い学歴があるかどうか等を調べるものであった。

調査を主管したのは、内地においては内閣統計局であり、外地においては朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、南洋庁、関東局であった。また、この調査と並行して従来どおり外務省において在外本邦人の調査が行われたほか、在満州本邦人については満州国政府が調査を行った。

調査の結果は、16年4月に「帝国全版図ノ人口」として内地と朝鮮など外地の区域ごとの総数、男女別人口が、「道府県郡島嶼市区町村別人口」（内閣告示第6号）として市区町村ごとの総数、男女別人口が公表され、後者については翌5月に同一内容の「昭和十五年国勢調査内地人口数（市町村別）」も刊行されたが、詳細な結果は、国家総動員計画の一部である軍需工場労務動員計画の基礎資料として、企画院、陸軍省、海軍省等に複写して提供されただけで一般には公表されなかった。戦後の24年4月になって「昭和15年国勢調査・昭和19年人口調査・昭和20年人口調査・昭和21年人口調査結果報告摘要」が刊行され、その中で昭和15年国勢調査についても都道府県別の世帯・人口や年齢別人口、職業別人口等の結果表が掲載された。その後はさらに、「昭和15年国勢調査報告」として、次のような詳細な報告書が刊行されている。

第一巻	人口総数、男女の別、年齢、配偶の関係、民籍または国籍	昭和36年10月
第二巻	産業、事業上の地位	37年10月
第三巻	職業	48年3月

昭和15年国勢調査に要した経費は約850万円であった。

7 昭和19年人口調査

昭和16年12月に太平洋戦争が勃発して時勢が緊迫し、これに応じて必要となる様々な施策の基礎として正確な人口数の把握が強く求められるようになったが、一方で、戦時下において国内人口の移動が激しく、昭和15年国勢調査の結果を用いるだけでは不十分なことは明らかであった。統計局は、既に17年夏頃から、毎年10月1日に簡易人口調査を行う案、18年に簡易国勢調査を行う案など種々検討し、最終的には18年に人口調査を行うこととしてその経費を要求したが、これは認められなかった。

そこで18年12月に「現下ノ戦局ニ鑑ミ……国民動員乃至兵力動員計画ノ……策案実施ニ必須ナル基礎統計資料ヲ緊急整備スルノ要アリ……尚食糧品其他国民生活用品ノ配給統制

ニモ確実ナル人口統計ヲ根拠トスル要アルヲ以テ……併セテ之ニ関スル資料ヲモ緊急整備セントス……」として予備費の支出を要求し、これが認められて「昭和19年人口調査」が行われることとなった。

「昭和19年人口調査要綱」は、次のとおりである。

○昭和19年人口調査要綱

一 調査ノ目的

戦局ノ進展ニ伴ヒ軍需生産、食糧生産並ニ交通運輸等ニ要スル人員ノ充実及食糧其ノ他ノ国民生活用品ノ配給統制等ノ重要計画上各省庁トモ信賴シ得ベキ人口統計資料ヲ要求ス而モ国内人口ノ移動甚ダシク之ガ推計ハ不可能ナル現状ナリ依ツテ資源調査法ニ基キ緊急ニ内地ヲ限り人口調査ヲ行ハントス

二 調査ノ範囲

調査ノ時期ニ内地（樺太ヲ含ム）ニ現在スル者……

三 調査ノ時期

昭和十九年二月二十二日午前零時

四 調査ノ事項

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 男女ノ別
- 4 年齢（数ヘ年）
- 5 配偶者ノ有無
- 6 所属ノ産業
- 7 従業上ノ地位
- 8 兵役ノ関係

五 調査ノ方法及順序

各人毎ニ一枚ノ申告書……ヲ用ヒ世帯主ヨリ申告セシム……

市町村長ハ各調査員ヨリ提出シタル申告書ニ依リ別ニ定ムル様式ノ統計表ヲ作成シ申告書ト共ニ地方長官ニ提出シ地方長官ハ之ヲ取纏メ内閣統計局長ニ送付ス

内閣統計局ニ於テハ各市町村長ノ作成シタル前記統計表ニ依リ都庁府県別ニ集計スル外申告書ニ依リ必要ナル統計表ヲ作成ス

六 調査ノ結果ノ利用

本調査ノ結果ハ動員兵力ヲ推知セラルル危険多キモノナルモ調査ノ目的ハ前掲ノ如キ重要ナル国家計画ノ必要ニ出ヅルモノナルヲ以テ各般ノ施策計画上ノ基礎資料トシテ之ヲ各官庁其ノ他ノ利用ニ供スルモノトス但シ之ヲ公表セザルハ勿論其ノ取扱ニハ秘密保持上各別ノ注意ヲナスモノトス

この要綱にあるように、この調査は「資源調査法」（昭和4年法律第53号）に基づいて行われたが、これは外地などを含む全版図を対象とする「国勢調査ニ関スル法律」や農業、労働、技術に関する統計資料の収集を目的とする「統計資料実地調査ニ関スル法律」（大正11年法律第52号）（制定当初は労働のみ、昭和4年改正で農業が、15年改正で技術が加えられた。）によることはできず、かつこれらの法律を改正する暇もなかったからである。政府は、19年1月、「資源調査法第一条ノ規定ニ依ル人口ノ調査ニ関スル件」（勅令第27号）、「昭和十九年人口調査規則」（閣令第3号）等を制定、公布した。

○資源調査法

第1条 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ為必要アルトキハ個人又ハ法人ニ対シ之ニ関スル報告又ハ実地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○資源調査法第一条ノ規定ニ依ル人口ノ調査ニ関スル件

内閣総理大臣ハ資源調査法第一条ノ規定ニ依リ昭和十九年二月ニ於テ内地ニ現在スル者ニ付人口ノ調査ヲ行フ

前項ノ調査ハ之ヲ昭和十九年人口調査ト呼称ス

第一項ノ調査ニ関スル事務ハ内閣統計局ニ於テ之ヲ掌ル

調査結果については、市区町村長が作成した「年齢及従業上ノ地位別人口」など六つの統計表が19年4月までに集計され、同年5月には沖縄県を除いて「産業（第一次分類）、及年齢別有業者」など19の統計表が、8月には沖縄県分も含めて内地全体の統計表の製表が完了した。これらの結果表の扱いについては、結果報告の印刷物を送付してほしいとの朝鮮総督官房調査課長から内閣統計局長への依頼に対する回答が次のように残されている。

御申越ノ昭和十九年人口調査ノ結果ノ印刷物ニ関シテハ之ヲ原表ニ止メ印刷不致且内容ハ嚴重ナル秘扱トシ関係官庁ニ限り副本ヲ送付シタル次第ニ付御希望ニ副ヒ難ク候条御了知相成度

戦後になって、24年4月に「昭和15年国勢調査・昭和19年人口調査・昭和20年人口調査・昭和21年人口調査結果報告摘要」が、52年3月に「昭和19年人口調査集計結果摘要」がそれぞれ刊行されている。

昭和19年人口調査の経費は、179万円であった。

8 昭和20年国勢調査の中止

昭和20年は、14年の臨時国勢調査を別とすれば、6回目の定期的な国勢調査を実施すべ

き年であった。しかし、時勢はますます緊迫の度を加え、外地を含む帝国全版図において一斉に国勢調査を行うことは困難であった。そこで、政府は20年1月、「明治三十五年法律第四十九号第一条第二項ノ規定ニ拘ラズ国勢調査ハ昭和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ」とする特例法案を帝国議会に提出し、この法案は原案どおり可決されて成立（昭和20年法律第1号）した。なお、貴族院の審議において、政府委員は法案提出の理由を次のように述べている。

戦局ノ現状ニ於キマシテハ、帝国ノ全版図ニ互ツテ、而モ一斉ニ調査ヲ実行シ得ルヤ否ヤハ、予断ヲ容サザル現状デアラウト考ヘマス、加之資材、労務、運輸等ノ逼迫セル情勢ト睨ミ合セマスレバ、法律ノ規定通りニ全版図ノ調査ヲ施行スルコトハ適当ナラズト認メラレマスルノデ、昭和二十年ニ於キマシテハ、国勢調査ヲ施行スルコトヲ中止スルコトニ致シタイノデゴザイマス

その後も内閣統計局は、戦時下において、従事する産業の移動、疎開等による地域的な移動等人口状態の急激な変動が予想され、その最新の実情を把握して国民動員計画、食糧の配給等の重要施策に資する必要があるとして、20年においても資源調査法に基づく人口調査を行う計画を検討したが、結局これも断念せざるを得なかった。

戦前の調査は昭和19年人口調査が最後のものとなり、戦後になって20年11月に急遽実施された人口調査、21年4月の人口調査、22年の臨時国勢調査へと続くことになる。

第四節 人口動態調査と死因及疾病分類

人口動態調査は、明治31年の内閣訓令第1号の乙号「人口統計材料小票取扱手続」により行われてきたが、同じ内閣訓令第1号の甲号は人口静態調査について定めており、こちらは国勢調査が開始されたことによってその必要がなくなった。そこで政府は、内閣訓令第1号全体を廃止することとし、人口動態調査については新たに勅令を定めて市町村長が事務を行う法的な根拠を明確にし、併せて四半期ごととされていた調査票の提出を毎月に変更して製表事務の迅速化を図ることとした。こうして大正11年6月の中央統計委員会への諮問、9月の答申を経て、11月に「人口動態調査令」（勅令第478号）が制定されたが、この勅令においても、市町村長が婚姻、離婚、出生、死亡、死産について調査票を用いて報告するという調査の方法自体は変わっていない。

次いで、12年4月には、「人口動態調査ノ結果表章ニ用ウヘキ死因分類ニ関スル件」が中央統計委員会に諮問されている。これは、これまでの人口動態調査に用いていた国際死因分類が大正9（1920）年に修正され、国際連盟からもその使用を勧奨されたことによるものであるが、その諮問文においては、「此ノ機会ニ於テ訓令ヲ制定シ各官庁ニ於ケル死因統計表章方統一セムトス」とされている。そして中央統計委員会の答申を得た後の13年3月、

次のような内閣訓令が制定された。

○内閣訓令第 1 号

人口動態調査ノ結果表章ニ用ウヘキ死因及疾病分類左ノ通定ム

各官庁ニ於テ調整スル統計中死亡原因又ハ疾病ニ依リテ類別スルモノハ凡テ本分類ニ拠ルヘシ但特ニ必要アルトキハ本分類ニ拠ルモノト比較対照ノ便ヲ失ハサル程度ニ各項目ヲ輯約シ若ハ細別スルコトヲ得

死因及疾病分類……

第一 大分類

小分類番号

一、流行病、地方病及伝染病

一乃至四二

……

第二 中分類

小分類番号

一、腸チフス及パラチフス

一

再掲 腸チフス

一（イ）

……

第三 小分類

一、腸チフス及パラチフス

（イ） 腸チフス

（ロ） パラチフス

……

二〇五、不明ノ診断及不詳ノ原因

この分類は、国際分類と同じ大分類15項、中分類38項、小分類205項から成っており、再掲項目や細分44項目を設けることによって我が国に特殊な死因を考慮できるようになっている。

死因及疾病分類は、昭和4（1929）年の国際標準分類の改正を受けて、昭和7年12月に改正（内閣訓令第2号）され、大分類18項、中分類85項、小分類200項となった。この改正後、死亡診断書の死亡原因や死亡者の職業の正確な記入を促進するため、内閣統計局は、内務省衛生局と共同で「死亡診断書の死亡原因及職業記入方に就て」と題する小冊子を作成し、医師に頒布している。

人口動態調査の基本的な調査方法や調査事項は、明治32年1月の開始当時から抜本的な改正が行われず、昭和に入ると時代の推移に合わない部分が生じてきた。また、一方で国民保健政策の重要性が認識され、その基礎資料の不備が指摘されるようになった。そこで

内閣統計局は、昭和11年9月、中央統計委員会に「人口動態統計ノ改善整備方法ニ関スル件」を諮問し、これを受けて中央統計委員会は「人口動態統計改善整備方法要綱」を答申した。この要綱では、①結果は市町村別に表章すること、②職業別表章は死亡のみならず出生、婚姻についても行うこと、③結果の整理は機械製表によって行うこと、④国民保健上最も注目すべき乳児死亡、青年期死亡等については特に詳細に表章すること、など動態調査の要改善事項のほか、⑤産児体力調査、乳児死亡事情調査を臨時特別の調査として行うべきこと、⑥国勢調査に附帯して国民出産力調査、健康調査を行うべきこと、⑦家計調査を利用して栄養調査を行うべきこと、などが述べられており、内閣統計局は、15年度予算に人口動態調査の整備及び保健統計調査の施行に関する経費を要求し、一旦はこれが認められたが、その後の予算修正によりこの経費は削除され、この意欲的な計画は実現しなかった。

人口動態統計、死因統計の結果については、「人口動態統計」、「死因統計」（昭和14年分以降は人口動態統計の中に編入）、「人口動態統計記述編」、「人口動態統計摘要」などとして刊行されている。また、国勢調査が行われた大正9年、14年、昭和5年、10年の4回分については、府県別、市別にとどまらず町村別までを表章した「市町村別人口動態統計」が公表・刊行されている。

戦後の昭和21年3月、人口動態統計の改善案を提出せよとの連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）からの覚書を受けて同年4月に「人口動態調査整備要綱」が閣議決定され、21年7月分から月ごとに「人口動態統計速報」が発行されたが、人口動態調査は、翌22年9月に厚生省に移管された。

第五節 労働統計の整備

明治、大正を通じて我が国産業の近代化が進んで工場や鉱山に勤務する労働者も増加し、これに伴って劣悪な労働条件の改善、多発する労働争議、失業問題への対応などが大きな課題として認識されるようになったが、これら労働問題、社会問題解決のための施策の立案には、その基礎資料として労働状態に関する正確な労働統計を整備することが必要であった。この間の労働統計整備の動きを概観すれば、次のとおりである。

大正10年9月	国勢院第一部に労働統計課を新設
11年4月	統計資料実地調査ニ関スル法律を制定
11年11月	官制改革により国勢院廃止、統計局設置。労働統計は、内務省の外局として新たに設置された社会局の所掌となる。
12年5月	労働統計実地調査令を制定。第1回の調査は12年10月10日
12年7月	社会局が賃銀毎月調査を開始。調査対象は民営の工場、鉱山※

大正 12 年 9 月	関東大震災により労働統計実地調査を 1 年延期
13 年 10 月	労働統計実地調査を実施
14 年 4 月	労働統計の事務を再び内閣統計局に移管
14 年 10 月	失業統計調査を国勢調査と同時に実施
昭和 2 年 1 月	賃銀毎月調査の対象を交通事業体、官営工場に拡大※
2 年 10 月	労働統計実地調査を実施
5 年 10 月	労働統計実地調査を実施
8 年 10 月	労働統計実地調査を実施
11 年 6 月	労働統計実地調査令を全部改正、調査の対象に交通事業体を追加
11 年 10 月	労働統計実地調査を実施
13 年 2 月	臨時労働統計実地調査を実施
14 年 4 月	労働統計毎月実地調査令を制定。これに基づき 6 月から賃銀毎月調査に替わり労働統計毎月実地調査を開始※
14 年 10 月	労働統計実地調査を実施
15 年 3 月	統計資料実地調査ニ関スル法律を改正、調査の対象に技術を追加
15 年 6 月	臨時労働及技術統計実地調査を実施
16 年 4 月	労働技術統計調査令を制定、労働統計実地調査令を廃止
16 年 6 月	労働技術統計調査を実施
16 年 8 月	労働統計毎月実地調査を労働統計毎月調査と改称※
17 年 6 月	労働技術統計調査を実施
19 年 4 月	勤労統計調査令を制定、年次勤労統計調査、毎月勤労統計調査※、特別勤労統計調査※を創設
19 年 6 月	年次勤労統計調査を実施
19 年 7 月	毎月勤労統計調査、特別勤労統計調査を開始※
20 年 7 月	年次勤労統計調査を実施

(注) ※は、月次調査の関係である。

1 大正13年労働統計実地調査

(1) 労働統計実地調査の実現まで

大正 9 年夏、国勢院は、次のような理由を付して労働統計課の設置に要する経費を要求し、これが認められて、翌10年 9 月に国勢院第一部に労働統計の調査及び整理編纂に関する事項を所掌する労働統計課が新設された。

労働問題ノ解決ハ労働状態ヲ具体的ニ調査シ確實ナル基礎ノ下ニ之カ対策ヲ定メサルヘカラス……関係各省特殊ナル目的ヲ以テ部分的ニ各種ノ調査ヲ施行セルモ労働統計ニ関スル調査トシテハ頗不完全ナルノミナラス其ノ間何等ノ連絡ナク徒ニ被調査者ヲシテ

困憊セシムルニ止ル

故ニ国勢院第一部ニ労働統計課ヲ新設シ重複セル各省ノ調査ヲ統一シ且現代ノ要求ニ
応スル基本的労働統計ヲ調査編纂シ労働施設ニ対スル根本資料ヲ整備スルノ必要アリ

こうして国勢院は労働統計調査の実施に向けて準備を進め、政府は11年3月に調査実施
の根拠法規として「統計資料実地調査ニ関スル法律」案を帝国議会に提出、この法案は可
決されて翌4月に公布された。

○統計資料実地調査ニ関スル法律（大正11年法律第52号）

第1条 政府ハ労働ニ関スル統計資料蒐集ノ為必要アルトキハ特ニ期日ヲ定メ全国ニ
渉リ又ハ一定ノ区域ヲ劃シテ実地調査ヲ行フ

前項ノ実地調査ノ期日、範囲、方法其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

なお、国勢院がこの法案を閣議請議する時点では、その第1条は「人口産業及労働ニ関
スル事項」について実地調査ができるとされていた。議会提出までの間に変更された事情
について、国勢院総裁は法案審議の際の答弁において次のように述べている。

統計資料の蒐集は、此外にもする考は無いかと云ふ御尋であります、是は実は労
働ばかりでなく、……他に調査したい事も沢山ありますので、生産物の数量とか価格
とか云ふやうな産業に関する調査等も、矢張此法律で定めて置かうと云ふ考へで、原
案を作りました次第であります、……現に国勢院労働課が出来て、さうして此調査
に関しては、費用も帝国議会の協賛を経て聊か金があります。然るに生産物の数量と
か、価格とか、其他の調査に付ては、今金もなければ何もない、さう云ふ事を今日や
ると云ふことは賛成が出来ないと云ふ関係官庁の異論がありまして、是が為に労働の
分を延ばして置く訳に参りませぬから、已むを得ず其意見を容れまして、其分は法律
から削つて……

次いで国勢院は11年6月、勅令案等を付して「労働統計実地調査ノ時期範囲方法ニ関ス
ル件」を中央統計委員会に諮問した。この勅令案においては、5人以上の労働者を使用す
る工場、鉱山の事業主及び労働者を対象に、2年ごとに1回、11月10日現在で労働統計実
地調査を行い、第一回調査は大正11年に実施することとされていた。

ところが、同年11月官制改革が行われ、国勢院が廃止されてその第一部は統計局に引き
継がれるとともに、労働統計の事務は新たに内務省の外局として設置された社会局に移管
されることとなって、中央統計委員会への諮問は撤回され、審議は中断された。

労働統計の事務を引き継いだ社会局は、12年1月、改めて「労働統計実地調査ノ時期範
囲方法ニ関スル件」を中央統計委員会に諮問し、その答申を得た後、同年5月には「労働

統計実地調査令」(勅令第266号)、6月には「労働統計実地調査施行規則」(内務省令第16号)等が制定、公布された。

こうして12年10月に調査を行うべく準備が進んでいたが、9月1日の関東大震災により中心地たる東京、神奈川の工場がほとんど壊滅して調査は不可能となり、やむなく1年延期されて、翌13年10月に初めての労働統計実地調査が実施された。

(2) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりである。この調査は、調査事項からも分かるように、我が国最初の賃金構造調査であると同時に事業所調査であると言えるものであった。

ア 調査期日

労働統計実地調査は、3年ごとに1回、10月10日現在により行い、第1回は大正13年とする。10月10日としたのは、10月が年間を通じて労働者の移動が最も少ないと見込まれ、かつ月始、月末を避けたからである。

イ 調査対象

労働統計実地調査は、30人(ただし、綿糸紡績業等については300人、製糸業、船舶車両製造業等については100人、毛撚糸業、活字製造業等については15人)以上の労働者を使用する工場又は50人以上の労働者を使用する鉱山の事業主及び労働者を対象とする。

ウ 調査事項

事業主については、①工場又は鉱山の名、②工場又は鉱山の所在地、③事業の種類、④労働者現在数、⑤1日の所定労働時間、⑥1日の所定休憩時間、⑦1か月の所定休業日数、⑧実物給与の種類及び価格、の8項目、労働者については、①氏名、②男女の別、③出生の年月、④出生地、⑤配偶者の有無、⑥教育の程度、⑦職名、⑧就業の年数、⑨賃金、⑩実物給与の有無、の10項目とし、事業主は事業票に自ら記入(自計)し、労働者についてはその申告により労働調査員又は労働副調査員が労働票に記入(他計)する。

エ 労働調査員

調査事務を行うため市町村に労働調査員を置く。また、調査事務の指導のため府県、鉱務署、郡又は市町村に労働調査指導員を置くことができる。これらは名誉職とし、府県知事又は鉱務署長の推薦により内務大臣が任命する。

なお、労働調査員は、工場又は鉱山ごとに1人が置かれ、労働副調査員は労働者50人以上の工場又は鉱山について50人ごとに1人が置かれ、指導員は448人、調査員は7,451人、副調査員は2万3,448人であった。

オ その他

官営事業については、その主務大臣が別途手続を定めて行う。

調査結果については、まず14年2月に各府県、鉱務署長及び各省から提出された要計表に基づく各府県、鉱務署及び各省別の工場、鉱山数と男女別労働者数が速報として公表された。14年4月に労働統計の事務が移管された後は内閣統計局が結果の整理編製を引き継ぎ、次のように「大正十三年労働統計実地調査報告」が刊行されている。

工場の部	第壱巻	昭和2年1月
工場の部	第二巻	3月
鉱山の部		大正15年2月

2 失業統計調査

大正7（1918）年に第一次世界大戦が終わると過剰な設備投資と在庫の滞留などによって景気が悪化し、これが長引いて失業が大きな社会問題となった。しかし、いまだ我が国にはその解決のための基本資料たるべき失業統計が存在しなかったことから、内閣統計局は、社会局において検討されていた計画を引き継ぎ、急遽、大正14年に「統計資料実地調査ニ関スル法律」に基づいて失業統計調査を実施することとした。そこで、まず14年4月中央統計委員会に「失業統計調査ノ時期範囲方法ニ関スル件」を諮問し、その答申を得て、5月に「失業統計調査令」（勅令第202号）、「失業統計調査施行細則」（閣令第2号）等の法令が制定、公布された。

調査の概要は、次のとおりである。

ア 調査期日

失業統計調査は、大正14年10月1日現在で、国勢調査と同時に行う。

イ 調査対象

失業統計調査は、札幌市、東京市、大阪市など21の都市に、鉱山が所在する夕張市、足尾町、大牟田市の3市町を加えた計24市町とその付近に現在する①労働者又は給料生活者であった者で現に失業者であるもの、②現に労働者又は給料生活者であるもの、を対象とする。したがって、雇主、自営業者は調査の対象外である。失業とは、就業の能力及び意思があつて、就業の機会を得ない状態をいう。

ウ 調査事項

調査対象者別にみると、次のとおりであり、これらの事項については、該当する世帯員について世帯主がそれぞれ個人票に記入して提出することとされていた。

- ・失業者、労働者・給料生活者共通
 - ①氏名、②男女の別、③出生の年月、④配偶の関係
- ・失業者
 - ⑤世帯主か否か、⑥世帯員の数（世帯主が失業者の場合に限る）、⑦失業当時の職業、⑧失業当時の勤務先、⑨失業の原因、⑩失業の年月日、⑪失業当時の賃金又は給料
- ・労働者、給料生活者
 - ⑤-2 現在の職業、⑥-2 現在の勤務先
- ・労働者、給料生活者のうち最近1年以内に失業したことがあるもの
 - ⑤-2、⑥-2に加えて⑦-2 失業当時の職業、⑧-2 失業当時の勤務先、⑨-2 失業の原因、⑩-2 失業の年月日、⑪-2 失業当時の賃金又は給料、⑫-2 失業後就業した年月日、⑬-2 就業当時の賃金又は給料

エ 失業調査員、失業調査指導員

調査の事務執行のため失業調査員、その指導のため失業調査指導員を置く。失業調査員、失業調査指導員は、府県知事の推薦により内閣が任命し、名誉職とする。なお、失業調査員は、おおむね国勢調査員が兼務した。

調査の結果については、まず、市町村が作成した要計表に基づいて、調査地域別に人口、失業者数、有業者数、失業率を表した「失業統計調査結果概要」が大正14年12月に公表された。24調査地域合計の失業率は4.5%であり、その内訳は給料生活者3.2%、労働者2.9%、日雇労働者19.0%であった。次いで、「大正十四年失業統計調査報告第二巻結果表」が15年9月に、「第一巻記述」が昭和2年3月に、それぞれ刊行されている。

この調査に要した経費は、15万円であった。

3 昭和2年以降の労働統計実地調査、労働技術統計調査

大正14年4月に労働統計の事務が再び社会局から移管された後は、労働統計実地調査は内閣統計局によって、「労働統計実地調査令」（大正12年勅令第266号）に基づいて3年ごとに実施されたが、昭和11年の調査の後、戦時下において13年には臨時労働統計実地調査が、さらに14年の定期調査を挟んで15年には臨時労働及技術統計実地調査がそれぞれ行われ、16年、17年には労働技術統計調査として実施された。

(1) 昭和2年、5年、8年労働統計実地調査

昭和2年労働統計実地調査においては、「一日の所定労働時間」に休憩時間も含めて記入することとするなど記入方法や調査票の様式等に若干の改正を行ったが、その調査対象者の範囲、調査事項等調査の基本的な枠組みは前回の大正13年調査と同じである。また、これに続く昭和5年、8年の調査も2年調査と同様に行われた。

昭和2年、5年、8年調査の結果については、それぞれまず、府県、鉱山監督局、各省から提出された要計表により集計した概数が公表され、また、その後に詳細な結果表等を掲載した報告書が刊行されている。

第二回労働統計実地調査工場鉱山及労働者数	2年12月
昭和二年労働統計実地調査報告	第一巻 記述の部 7年3月
	第二巻 工場の部 上 5年7月
	第三巻 工場の部 下 5年8月
	第四巻 鉱山の部 5年8月
第三回労働統計実地調査工場鉱山及労働者概数	5年12月
昭和五年労働統計実地調査報告	第一巻 工場の部 9年8月
	第二巻 鉱山の部 7年12月

第四回労働統計実地調査工場鉱山及労働者概数		8年12月
昭和八年労働統計実地調査報告	第一巻 工場の部	12年3月
	第二巻 鉱山の部	11年12月

(2) 昭和11年労働統計実地調査

内閣統計局は、昭和11年の5回目の労働統計調査においては、調査の対象を工場、鉱山に加えて交通事業体にも拡大するとともに、それらのうち工場については、原則「30人以上の労働者を使用するもの」から「50人以上の労働者を使用するもの」に改めることとし、10年12月、中央統計委員会に「労働統計実地調査ノ範囲変更ニ関スル件」を諮問し、諮問案どおりの答申を得た。変更の理由については、委員会の審議において次のように説明されている。

本調査ノ範囲ハ、第一回以来変更セラルルコトナク、毎回工場ト鉱山トニ限ツテ調査シテ参ツタノデアリマスガ、労働問題対策ノ資料トシテハ、之ノミデハ必ズシモ十分ナモノデナハク、調査ノ範囲ヲ交通業ニモ及ボス必要ガアルノデアリマシテ、時勢ノ進運ニ伴ヒ、其ノ必要ハ次第ニ痛感セラレテ参ツテ居ルノデアリマス。……従来ノ調査範囲ヲ其ノ儘ニシテ、更ニ交通業ヲ加ヘマスコトハ、経費ノ点ニ於テ不可能デ御座イマスノデ、已ムヲ得ズ、本調査ノ所期ノ目的ヲ達スルニ、サシテ支障ナキ限度ニ於キマシテ、工場ノ調査範囲ヲ多少縮少スル計画ニ相成ツテ居リマス。

この計画に沿って11年6月、「労働統計実地調査令」、「労働統計実地調査施行規則」が全面改正（それぞれ勅令第104号、閣令第4号）された。

「50人以上の労働者を使用する工場」の例外となる工場の業種については、大正12年の調査令制定当初とは「各種工業ノ規模ニ、非常ナ相違ヲ来タシテ居リマスノデ、之ヲ現在ノ状態ニ即スル様、合理的ニ整理」する必要があるとして、300人以上とするものは造船業等7種、100人以上はセメント製造業等20種、15人以上はメリヤス・メリヤス品製造業等9種とした。なお、船舶については総トン数が千トン以上のものを対象としている。

調査事項はこれまでと同じで、事業者は8項目、労働者は10項目である。また、官営の工場、鉱山、郵便、国有鉄道などについては主務大臣を通じて調査することもこれまでと同様である。

調査の結果については、事業主に対する調査事項について編製した「第五回労働統計実地調査報告 第一部」が12年7月に、労働者に対する調査事項について編製した「第二部」が14年7月に、それぞれ刊行されている。

(3) 昭和13年臨時労働統計実地調査

昭和12年7月に盧溝橋事件が勃発し全面的な日中戦争となるに及んで、戦時下の労働事情を明らかにし、また戦後の復員の基礎資料を整備することが喫緊の課題となった。この

ため、政府は予備費を使用して臨時労働統計実地調査を実施することとし、12年12月「昭和十三年臨時労働統計実地調査令」を制定、公布して、13年2月10日現在で臨時に調査を行うこととした。

○昭和十三年臨時労働統計実地調査令（昭和12年勅令第744号）

第1条 政府ハ労働統計実地調査令ニ拘ラズ本令ニ依リ昭和十三年二月十日現在ニ依リ臨時労働統計実地調査ヲ行フ

この臨時労働統計実地調査の調査対象は、常時5人以上の労働者を使用する又は5人以上の労働者を使用する設備を有する工場（紡織工業を営む工場の労働者を除く。）、鉱山の事業主及び労働者であり、従来に比べてその範囲が大幅に拡大されている。また、法令に基づかない事実上のものとして、併せて技術者についても調査を行うこととした。これは、調査令の根拠となる「統計資料実地調査ニ関スル法律」の当時の規定では、実地調査できる範囲が農業と労働に限られていたためである。

事業主は事業票、労働者は労働票、技術者は技術票によって申告することとされ、調査事項は、事業主については従来の「事業の種類」、「労働者現在数」などのほか、12年6月から13年1月までの「毎月ノ雇入及解雇労働者数」、「毎月ノ実際作業日数」など「就業状態」の詳細や「応召労働者数」が、労働者についても「当該工場又ハ鉱山ニ就職ノ年月日」や「就職ノ径路」などの「就職事情」、「一月ノ実際労働日数」や「一月ノ超過労働ノ回数及其ノ時間合計」などの「一月ノ実労働時間」が加えられている。また、技術者については①氏名、②男女の別、③出生の年月日、④職名、⑤教育（卒業又は修業学校名、専攻学科名）、の5項目である。

調査の結果は、「昭和十三年臨時労働統計実地調査報告」として、次のように刊行されたが、「本報告の内容は絶対秘密に付之が取扱に関し特に注意すべし」と記されている。

第一部	（事業票から製表したもの）	昭和13年6月
第一部	（別冊）	13年5月
第二部	労働者に関するもの	14年3月
第二部	労働者に関するもの（別冊）	14年3月
第二部	技術者に関するもの	13年8月
第二部	技術者に関するもの（別冊）	13年8月

なお、本編は陸軍省、海軍省所管のものを除く全工場、鉱山に関する調査結果であり、別冊は陸軍省、海軍省所管の工場、鉱山に関する調査結果である。

（4）昭和14年労働統計実地調査

日中戦争が続き、情勢がますます緊迫の度を加える中で、昭和14年労働統計実地調査に

対しては、国民動員、賃金規制等緊急の施策立案に必要な基礎資料を得るためのものとして実施することが強く求められた。そこで内閣統計局は調査対象を拡大するとともに、調査事項も追加してこれに応えることとし、政府は昭和14年6月に「労働統計実地調査令」「労働統計実地調査規則」を改正、公布（それぞれ勅令第411号、閣令第10号）した。

すなわち、調査の対象は、事業主については「常時5人以上の労働者を使用する工場、鉱山又は5人以上の労働者を使用する設備ある工場、鉱山の事業主」に、労働者については「常時5人以上の労働者を使用する鉱山又は5人以上の労働者を使用する設備ある鉱山の労働者」に改めたが、調査対象の推移（15年以降を含む）をみると、次のとおりとなる。

調査年	調査対象	工場	鉱山	交通事業体
大正13年、 昭和2年、 5年、8年	事業主	30人以上	50人以上	—
	労働者	30人以上	50人以上	—
	（技術者）	—	—	—
11年	事業主	50人以上※	50人以上	50人以上※
	労働者	50人以上※	50人以上	50人以上※
	（技術者）	—	—	—
13年臨時	事業主	5人以上※	5人以上※	—
	労働者	5人以上※	5人以上※	—
	（技術者）	5人以上※	5人以上※	—
14年	事業主	5人以上	5人以上	50人以上
	労働者	50人以上※	5人以上	50人以上
	（技術者）	5人以上	5人以上	50人以上※
15年臨時	事業主	5人以上	5人以上	5人以上※
	労働者	50人以上	50人以上※	50人以上
	技術者※	5人以上	5人以上	5人以上※

（注）※は前回と比較して異なるものである。

また、技術者についても13年の臨時調査同様法令に基づかない形で調査したが、13年調査は現に技術者として働いている者のみを対象にしたのに対し、14年調査では技術を有しているが現在は技術とは別の職務に就いている者など技術能力者、元技術者をも対象とした。

調査事項は、これまでのものに加え、事業主には年齢階級別、転職者非転職者別、就職経路別、教育程度別の労働者現在数、賃金形態、応召労働者数など、労働者には扶養者数、就業の年月数、転職非転職の別、賃金、就業時間などと詳細なものとなっている。なお、労働者の調査票は連記式に改められた。

調査の結果は、次のとおりであるが、第一巻には「取扱については防諜上特に注意せられたし」とあり、「統計表」には「極秘」の印が押されている。なお、第一巻に続くものは刊行されておらず、「統計表」も前者が9ページ、後者が8ページのごく簡略なもので

ある。

第六回労働統計実地調査結果表 昭和十四年 第一巻 昭和15年10月

(事業票から製表したもの)

工場、鉱山の産業及賃銀形態別労働者数統計表 15年 9 月

工場、鉱山、交通事業体の産業別応召労働者数統計表 15年 9 月

(5) 昭和15年臨時労働及技術統計実地調査

日中戦争が長期化し、労働者の賃金規制や生産力の拡充、中でも技術者の養成、移動の調整などがますます重要な課題となってきた。内閣統計局は、時代の要請に応え、昭和15年に臨時の調査を行うこととしたが、事業主、労働者はもとより技術者に対しても法律に基づいて正確な申告を求める必要があると判断した。こうして政府は、「統計資料実地調査ニ関スル法律」(大正11年法律第52号)の改正案を帝国議会に提出し、これが原案どおり可決されて15年3月に公布(法律第2号)されたが、この間の事情については、内閣統計局長が3月6日の衆議院特別委員会で次のように説明している。

技術者に対する調査は、一番初めに昭和十三年の二月に一応実施を致しました、併し是は其の当時まだ事変がどれだけ続くか、長期戦になるかどうかと云ふことが、十分に分つて居らない時でありましたので、差当り必要なことだけ調べようと云ふので、依頼調査の形式を以ちまして、労働調査と同じ機会に調査を致して居つたのであります、併しながら事変の経過がご承知の通り長期戦になって参り、又生産力の拡充という問題も、段々深刻になつて参りまして、最近では技術者の養成及び其の配当、其の移動の調整と云ふような問題まで出来て参りまして、是は到底一時の調査だけではいけないので、将来に亙りまして技術者に付ても、労働者に関する調査と等しく、定期的に調べる必要が出て参つたのであります、随てやはり法律に其の条項を明示致しまして、其の法律の根拠に依つて技術者に付ても統計調査を致さう、斯う云ふ必要が出来ましたので、本案を提出した次第であります。

○改正後の統計資料実地調査ニ関スル法律

第1条 政府ハ農業、労働及技術ニ関スル統計資料蒐集ノ為必要アルトキハ特ニ期日ヲ定メ全国ニ渉リ又ハ一定ノ区域ヲ劃シテ本法ニ依ル実地調査ヲ行フコトヲ得

次いで、翌4月に「昭和十五年臨時労働及技術統計実地調査令」(勅令第254号)、「昭和十五年臨時労働及技術統計実地調査施行規則」(閣令第4号)が制定、公布された。

この調査は、15年6月10日現在で行われ、調査対象の工場には労働者延べ300人以上を使用する土木建築業と船舶解体業が、鉱山には採鉱事業体のほか新たに土石採取事業体が追加された。また、交通事業体について50人以上から5人以上のものの事業主、技術者に範

圏を広げて調査することとした。

調査事項は、事業主については「労働者現在数」、「技術者現在数」、「一月ノ賃金支払総額」などの6項目、労働者については「就業ノ年月数」、「賃金」、「就業時間」などの10項目、技術者については「職名」、「教育」などの6項目である。

調査の結果として刊行されたものは、16年9月の「昭和十五年六月十日現在 工場、鉱山、交通事業場数及労働者数 内地」のみであり、「本統計表の取扱については防諜上特に注意せられたし」とされている。

なお、どのような結果表を作成するかについて内閣統計局が企画院や厚生省と協議した文書が残っており、詳細な結果は、別途これらの院省に提供されたと思われる。

(6) 昭和16年、昭和17年労働技術統計調査

大正13年の第1回以来3年ごとに実施されてきた労働統計実地調査であったが、日中戦争が始まってからは、昭和13年に臨時調査、14年に第6回調査、15年に再び臨時調査と、事実上毎年実施されるようになっていた。そこで、戦争が継続していることも踏まえ、この調査を恒常的な年次調査とすることとし、政府は、16年4月、新たに「労働技術統計調査令」を制定して労働技術統計調査を毎年6月10日に行うこととするとともに、いわゆる内地のみならず、朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島においても実施することとした。

○労働技術統計調査令（昭和16年勅令第380号）

第1条 大正十一年法律第五十二号（昭和十六年勅令第三百七十九号ニ於テ依ル場合ヲ含ム）ニ基キ政府ハ毎年六月十日現在ニ依リ労働技術ノ統計ニ関スル実地調査（労働技術統計調査）ヲ行フ

各年ノ労働技術統計調査ノ名称ニハ之ヲ行フ年次毎ニ其ノ年号ヲ冠ス

附 則

労働統計実地調査令ハ之ヲ廃止ス

○大正十一年法律第五十二号ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スルノ件（昭和16年勅令第378号）

大正十一年法律第五十二号ハ之ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行ス

○関東州及南洋群島ニ於ケル統計資料実地調査ニ関スル件（昭和16年勅令第379号）

関東州及南洋群島ニ於ケル農業、労働及技術ニ関スル統計資料蒐集ノ為ノ実地調査ニ関シテハ大正十一年法律第五十二号ニ依ル

昭和16年労働技術統計調査は、賃金統制令の運用資料を得ることを第一の目的として行われ、調査対象や調査事項が拡大されたほか、用語についても変更が加えられている。

すなわち、この調査の対象には、これまでの工場（この調査では「工業事業体」として）、鉱山（同じく「鉱業事業体」）、交通事業体（同じく「運輸事業体」）に新たに

「事務所商店」が追加された。そしてこれに伴って、職工、鉱夫、車掌など従来の「労働者」に加えて、門衛、電話交換手、店員等の「労働者以外の労務者」も調査することとした。「労務者」は、「労働者」と「労働者以外の労務者」を合わせた概念である。具体的な調査対象は、①5人以上の労働者を使用する工業・鉱業・運輸事業体の事業主及び技術者、②30人以上の労働者を使用する工業・鉱業・運輸事業体の労務者、③10人以上の労働者以外の労務者を使用する事務所商店の事業主、労務者、技術者、としている。

調査事項は、事業主については6項目、労務者については11項目、技術者については6項目である。

調査結果については、「本統計表の取扱については防諜上特に注意せられたし」として、「昭和十六年六月十日現在 工場、鉱山、運輸事業場、事務所商店数及其ノ所属労務者、技術者数 内地」が17年8月に刊行されている。

17年においても16年調査の計画をほぼそのまま踏襲して、昭和17年労働技術統計調査が行われた。その結果は、やはり「本統計表の取扱については防諜上特に注意せられたし」として、「昭和十七年六月十日現在 昭和十七年労働技術統計調査結果表 内地」が18年12月に刊行されている。

(7) 昭和18年労働技術統計調査の中止

戦時下の労働技術統計調査は、労務者の賃金統制の運用上必要な資料を整備することに重点が置かれており、集計整理を迅速に行う必要があったが、製表機械は整備できず、人手製表についても労力不足でその実行は甚だ困難な状況に陥っていた。一方で、太平洋戦争の開戦、賃金統制の強化、国民動員の本格化など情勢の緊迫化に対応して、従来の調査を大幅に変更する必要があった。そこで、政府は昭和18年5月、次のような勅令を制定し、18年の労働技術統計調査は一旦中止して、時局に即応する新調査の方法を研究の上、19年から実施することとした。

○労働技術統計調査令ニ依ル調査ヲ昭和十八年ニ於テ行ハザルノ件(昭和18年勅令第427号)
内地及南洋群島ニ於ケル労働技術統計調査令ニ依ル調査ハ昭和十八年ニ於テハ之ヲ行ワズ

なお、この時樺太は既に内地とされており、また朝鮮、台湾、関東州については、労務対策資料として他によるべきものがないなどの事情から、18年もこの調査が実施されている。

4 賃銀毎月調査、労働統計毎月実地調査

(1) 賃銀毎月調査

内務省社会局は「労働施設ノ資料タラシムル為自今本局ニ於テ職工（鉱夫）賃銀ノ毎月調査ヲ実施スルコト」（社会局長官発府県知事（鉱務署長）宛て通牒）し、大正12年7

月から、職工と鉱夫について賃銀毎月調査を開始したが、14年4月に労働統計に関する事務が内閣統計局に移管されたことから、これを内閣統計局が引き継ぐこととなった。

賃銀毎月調査は、23道府県に所在する437の工場、72の鉱山の職工、鉱夫について賃金、諸手当、賞与の支払い総額、一人当たり金額等を調べるものであった。昭和2年1月分からは、調査対象を交通事業体及び官営の工場等にも拡大するなど徐々にその内容を充実し、13年3月には28道府県所在の1,020の工場、90の鉱山、172の交通事業体が対象となっていた。さらに、14年1月からは調査要綱を改正して、対象を29道府県の2,400工場、150鉱山、472交通事業体に大幅に拡大するとともに、「出勤職工（稼働鉱夫）延人員」や「賃銀諸手当賞与支払総額」についてそれぞれ20歳未満と20歳以上に分けて記入することとするなど調査事項もより詳細となった。

調査の結果は、次のとおり公表されている。

大正12年7月分から14年5月分まで	謄写版刷り
(13年1月分から同年12月分までは統計時報にも掲載)	
大正14年6月分から昭和10年12月分まで	賃銀物価統計月報
昭和11年1月分から12年5月分まで	賃銀統計月報
(この間の結果は統計時報にも掲載)	
12年6月分から14年5月分まで	賃銀統計
(この間の結果は統計時報にも掲載)	

(2) 労働統計毎月実地調査、労働統計毎月調査

昭和14年3月、内閣統計局は次のような理由を付して、中央統計委員会に「労働統計毎月実地調査ノ計画ニ関スル件」を諮問し、翌4月に答申を得た。

大正十二年七月以降毎月賃銀ニ関スル調査ヲ施行シ賃銀変動ノ実情ヲ明ニシ来レルモ従来ノ毎月調査ハ時局ニ鑑ミ調査内容ヲ緊急ニ整備改善スルノ必要ヲ生ズルニ至レリ。

依テ毎月調査ノ調査事項ヲ独リ賃銀事情ニ止メズ、就業労働者数、労働異動、労働総量、実就業時間等労働事情各般ノ事項ニ及ボシ、且調査ヲ法令ニ基キ施行シ適正ナル資料ヲ蒐集シ、正確ナル結果ヲ迅速ニ確定セントス。

政府は「統計資料実地調査ニ関スル法律」（大正11年法律第52号）に基づいて、14年4月、「労働統計毎月実地調査令」、「労働統計毎月実地調査規則」等を制定、公布し、賃銀毎月調査を引き継いで14年6月から労働統計毎月実地調査が実施されることとなった。

○労働統計毎月実地調査令（昭和14年勅令第283号）

第1条 労働ニ関スル指数作成ノ統計資料蒐集ノ為本令ニ依リ毎月実地調査ヲ行フ
前項ノ調査ハ之ヲ労働統計毎月実地調査ト称ス

第2条 労働統計毎月実地調査ハ昭和十四年六月以降毎月末日現在ニ依リ之ヲ行フ

第3条 労働統計毎月実地調査ハ府県知事ノ選定シタル官営ニ属セザル工場及交通事業体並ニ鉱山監督局長ノ選定シタル官営ニ属セザル鉱山（調査事業体）ニ付之ヲ行フ

第12条 労働統計毎月実地調査ノ事務ヲ執行セシムル為府県又ハ鉱山監督局ニ労働毎月調査員ヲ置ク

労働毎月調査員ハ府県知事又ハ鉱山監督局長ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
労働毎月調査員ハ名誉職トス

第14条 内閣総理大臣ノ指定スル官営ニ属スル工場及鉱山、国有鉄道（之ニ関連スル国営自動車ヲ含ム）並ニ政府管掌ノ郵便、電信及電話事業ニ関シテハ各其ノ主務大臣本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行フ

○労働統計毎月実地調査施行規則（昭和14年閣令第8号）

第2条 労働毎月調査員ハ事業主ノ申告ニ基キ各調査事項ヲ労働毎月調査票用紙ニ記入シ之ヲ事業主ニ提示スベシ

事業主ハ当該労働毎月調査票ノ記入事項ニ誤謬ナシト認メタルトキハ之ニ捺印スベシ

労働統計毎月実地調査は、33道府県の6,500の工場、270の鉱山、150の交通事業体を対象に行われ、その調査事項は、工場についてみると①労働者数（前月・当月の調査日現在数、一月の雇入れ・解雇数、一月の実際就業延べ人員）、②賃銀（支払い総額、定額給）、③就業時間（一月の延べ実就業時間、一日の所定就業時間、うち所定休憩時間）、④一月の実際作業日数、であり、これらの結果と生計費指数を組み合わせることにより賃金の購買力、すなわち実質賃金の算定が可能になったほか、調査事項を有機的に関連させて様々な分析ができるようになった。

なお、この調査の施行と同時に、大正10年11月から行われてきた日本銀行の労働統計は廃止され、その主たる調査事項は労働統計毎月実地調査の中に織り込まれている。

調査の結果は、14年6月分から16年11月分までが「労働統計（労働統計毎月実地調査結果）」として公表されている。

その後政府は、16年8月に労働統計毎月実地調査令、労働統計毎月実地調査施行規則を全部改正して、「労働統計毎月調査令」、「労働統計毎月調査施行規則」を制定、公布した。

○労働統計毎月調査令（昭和16年勅令第809号）

第1条 労働ニ関スル指数作成ノ為大正十一年法律第五十二号ニ基キ政府ハ毎月末日現在ニ依リ調査ヲ行フ

前項ノ調査ハ之ヲ労働統計毎月調査ト称ス

附 則

本令ハ昭和十六年十一月三十日現在ニ依リ行フ労働統計毎月調査ヨリ之ヲ適用ス

○労働統計毎月調査規則（昭和16年閣令第17号）

第2条 事業主ハ毎月令第三条第一項各号ノ事項、……及調査ノ年月ヲ労働毎月調査票用紙ニ記入シ記名捺印ノ上……指定官庁ニ之ヲ提出スベシ

調査の対象は、全47道府県の工場8,570、鉱山300、交通事業体401と拡大された。また、調査事項は大きく変更されていないが、調査員は置かず、事業主自らが記入して申告することに改められた。

この調査の結果は、16年12月分から最後となった19年6月分までが「労働毎月統計」として公表されている。

5 勤労統計調査

太平洋戦争の長期化により、国民動員も本格化しこれに対応する統計資料の必要性がますます増大する一方、統計に携わる要員は不足し、従来の調査を大幅に変更する必要が生じた。このため、政府は既存の労務関係諸調査を可能な限り統合して、時局に即応する新たな統計調査を創設することとした。こうした方針の下、内閣統計局は各省と折衝を重ね、昭和19年1月に次官会議において「総合労務統計調査要綱」（後に総合労務統計調査から勤労統計調査に名称変更された。）に基づき新たな調査を行うことが決定された。

この要綱では、新調査創設の趣旨が次のとおり述べられている。

- 一、現行各般の勤労に関する統計調査の総合調整を実施することに依り戦時下国家の諸計画並に其の運用に適する的確統一的なる基礎資料を迅速に提供すると共に兼て現下生産能率を阻害しつつある調査報告書類の整理簡素化を計り且つ能ふ限り第一線調査担当者の負担を軽減し以て時局の要請に応ぜんが為専ら勤労に関する統計調査又は勤労に関する事項を含む統計調査報告類にして技術上単一の調査に体系化し得るものに付き之等を統合して茲に勤労に関する一の総合統計調査を実施せんとす。
- 二、調査は之を分つて年次勤労調査、毎月勤労調査、特別勤労統計調査とす。
 - 1、年次勤労統計調査は年一回勤労の全般に亘り其の内容構成、年間の異動を調査し勤労統計の根幹たらしめんとす。
 - 2、毎月勤労統計調査は工業、鉱業、交通業の三産業の範囲に付縮図的に月々其の

勤労状況を表示せんとす。

3、特別勤労統計調査は特定の緊要事業場に付月々其の勤労の変動状況を把握せんとす。

この要綱に沿って、政府は、19年4月「勤労統計調査令」（勅令第265号）、「勤労統計調査施行規則」（閣令第14号）等を制定、公布した。

(1) 昭和19年、昭和20年年次勤労統計調査

昭和19年年次勤労統計調査は、同年6月末日現在をもって実施された。調査対象は、従来の労働技術統計調査に比べて大幅に拡大され、①工業、鉱業、交通業については労務者5人以上との制限を撤廃しその全て、②労務者10人以上の事務所商店に限らず、使用する従業者を有する、農業、学校、病院等を含む全ての事業場、事務所のほか、新たに③総トン数20トン以上の船舶、④家事使用人を有する世帯、が追加された。これにより調査対象事業体の数は、工場8,000、鉱山280、交通事業体450、船舶運輸事務所30となった。調査事項は調査対象ごとに異なるが、事業体についてみると、①名称、②所在地、③事業の種類、④従業者現在数、⑤従業者の1年間の異動、⑥従業者の1年間の雇入れ、⑦常傭労務者、⑧技術者、⑨事務者、⑩従業者中3か月以上勤労に従事しない者、⑪日傭労務者及び臨時的労務者の1年間の延べ人員、である。なお、内閣統計局の労働技術統計調査、厚生省所管の労務動態調査などがこの勤労統計調査に統合され廃止された。

20年の年次勤労統計調査においては、従業者の内訳の中に「動員学徒」の欄が設けられたほか、常傭労務者について年齢別、男女別に加えて経験年数別を調査した。さらに、勤労統計調査施行規則の改正（昭和20年閣令第5号）により、戦時下においては調査事項に特例を設けることができるとされ、19年調査の調査事項のほかに、「常傭労務者の動員方式別（現員徴用者、新規徴用者、女子挺身隊員、その他の者）」が加えられている。また、この調査は諸般の事情により実査が1か月延期され、事実上7月末に現在する事業体について6月末現在の状況を調査するという扱いにされている。

なお、内閣統計局労働課が20年4月に作成した「交通杜絶ノ場合ニ於ケル調査事務ノ処置方」という文書が残っており、空襲が激化し、戦局が緊迫する中での困難な調査であったことがうかがえる。

- (1) 実査用品ノ府県（又ハ地方鉱山局、海運局）ニ到着ノ見込立タザルトキハ当該府県ノ実査ハ施行セザルコト
- (2) 実査用品到着後ナルトキハ実査ヲ施行シ、調査票ハ之ヲ府県（又ハ地方鉱山局、海運局）ニ於テ保管セシムルコト但シ一切ノ交通杜絶シタル市町村ニ於ケル分ハ当該市町村ニ於テ保管セシメ府県（又ハ地方鉱山局、海運局）ヘノ交通ハ杜絶シタルモ本局ヘノ交通可能ナル市町村ニ於ケル分ハ之ヲ直接本局ヘ提出セシムルコト尚府県（又ハ地方鉱山局、海運局）ニ於テ必要アル場合ハ蒐集シタル調査票ヲ利用シ又

ハ之ニ依リ統計表ヲ作成スルモ差支ヘナキコト

(3) 結果ノ編成ハ本局ニ到着ノ資料ニ付テノミ之ヲ行フコト

調査の結果については、19年調査、20年調査とも計画したもののうちの一部が結果原表として残されているだけである。

(2) 昭和21年年次勤労統計調査（戦後）

終戦後の昭和21年6月、GHQ経済科学局から次のような内容の指令が発せられた。

①内閣統計局は、経済科学局調査統計部と打合せの上、昭和21年事業場別年次勤労調査を行うこと

②昭和21年事業場別年次勤労調査は、次の変更事項を除くほか、全て従前施行したものと同一の方法をもって行うこと

- ・事業場名、所在地はローマ字またはかなを併記すること
- ・調査事項として、工場、鉱山の生産額を入れること
- ・家事従業者及び農業、漁業に従事する世帯は調査の対象から除くこと

この指令を受けて、「勤労統計調査令」、「勤労統計調査施行規則」等に必要な改正が行われ（昭和21年勅令第347号、閣令第63号）、内閣統計局は、21年7月末現在で昭和21年勤労統計調査を実施した。なお、この調査では、再び指導員、調査員が置かれたが、進駐軍施設内の日本人従業者については、都道府県が直接調査することとされている。また、21年7月末現在のほか、同年6月末及び20年12月末の従業員数についても調査している。

この調査の結果は、「昭和二十一年年次勤労統計調査結果速報」として3回に分けて（其の一は22年3月、其の二は22年5月、其の三は22年7月）公表されたが、いずれもわら半紙両面に謄写版刷りしたものである。

翌22年は、GHQの要請により、年次勤労調査に代えて事業所統計調査を行うこととなり、また、この後も毎年「昭和〇年年次勤労調査の停止に関する政令」が制定されて年次勤労調査は行われず、結局、勤労統計調査令は28年5月の「生計費指数資料実地調査令等を廃止する政令」（政令第89号）により廃止された。

(3) 毎月勤労統計調査

「勤労統計調査令」（昭和19年勅令第265号）によって創設された毎月勤労統計調査は、労働統計毎月調査を引き継いで、昭和19年7月から開始された。この調査は、工業、鉱業、交通業について、全国から一定の割合で標本的な事業体を選定し、これについて毎月末現在で、就業人員の増減、賃金の趨勢を指数と実数で簡易迅速に見ようとするものである。

調査の対象とする事業体の数は内閣総理大臣が定め、その具体的な選定は地方長官、鉱山監督局長、海運局長が行ったが、工場が8,000、鉱山が280、交通事業体が450、船舶運輸事務所が30であった。

調査項目は、①名称、②所在地、③事業の種類、④常傭労務者の1か月間の異動、⑤常傭労務者の1か月間の就業人員、就業時間及び賃金、であった。

この調査の公表資料は残されていない。

(4) 毎月勤労統計調査（戦後）

終戦後の昭和21年11月、GHQ経済科学局から次のような内容の指令が発せられた。

①内閣統計局は厚生省と打合せの上、民間及び政府の生産工場、運輸、通信、鉱山、採石、商業に関する事業所の給与及び雇用状態についての毎月調査を22年1月から開始すること

②この調査の対象事業所は、科学的方法により抽出して選定すること

③集計表は、調査月の末日から6週間以内に完成させること

④現行の内閣統計局の毎月勤労調査、厚生省労政局の勤労者給与調査報告は中止すること

この指令に基づいて、①調査の対象となる産業の範囲を商業にまで拡大し、②調査の対象者を労務者から職員にまで拡大し、③年齢の新区分の設定、給与の現金支給と現物支給への分割など調査事項を細分化し、④調査事業所の割当及び選定方法を改めた、新たな毎月勤労統計調査が21年12月から開始された。

毎月勤労統計調査は、22年8月に指定統計第7号に指定された後、23年9月からは前年9月に新設されていた労働省との共管（総理庁統計局は調査票の配付、収集、審査、保管、実施機関の指導及び監査の事務を、労働省は企画立案、結果の公表、分析の事務を行う。）となり、更に26年4月からは労働省に全面的に移管された。

(5) 特別勤労統計調査

特別勤労統計調査は、「従来各庁に於て夫々の行政上の立場より重要事業場として調査して居ったものに付、之等各庁の要求を合一し、之を単一の調査に結集したもの」であって、これにより「生産増強の母体を為す緊要事業場の月々の勤労の状況を迅速的確に闡明ならしめ」（内閣統計局作成、特別勤労調査提要）ることを目的としていた。

この調査は、19年7月から毎月末現在で行われた。調査の対象は、①内閣総理大臣の指定する重要な工業事業場、鉱業事業場、交通事業場、②総トン数100トン以上の鋼船の製造設備を有する事業場、であり、調査事項は、①名称、②所在地、③事業の種類、④従業者の1か月間の異動、である。

終戦に伴い、内閣統計局はこの調査を一時中止することとし、その旨20年8月に電報により地方長官等に通知した。その後10月には「勤労統計調査令」が改正（勅令第589号）されて、特別勤労統計調査は廃止された。

(6) 毎週勤労統計調査（戦後）

昭和20年12月、GHQから政府宛てに「週刊統計資料」と題する次のような内容の覚書が発出された。

①日本の経済事情に関し最近の詳細な統計が必要であるため、現在月次統計等を作成している機関は、週間統計も作成すること

②週間統計は、21年1月1日から7日までの期間に間に合うよう開始すること

この覚書には、週間統計を作成すべき機関とその具体的な内容も記されており、内閣統

計局に対しては、賃金指数、雇用指数、生計費指数の作成が指示されていた。

これを受けて内閣統計局は、21年1月1日から7日までを第1週とし、以後毎週末現在により「毎週勤労統計調査」を行うこととし、20年12月に「勤労統計調査令」、「勤労統計調査規則」等が改正（勅令第737号、閣令第74号）された。

この調査の調査対象は、毎月勤労調査の調査対象の中から選定した工場1,000、鉱山50、交通事業場100であった。また、調査事項は、①名称、②所在地、③事業の種類のほか、④常備労務者の1週間の異動、⑤常備労務者の1週間の就業人員及び賃金、である。

この調査の結果は、公表されていない。

その後21年7月、再度覚書が発出されて、賃金指数、雇用指数、生計費指数については月間の数値で足りるとされたため、毎週勤労統計調査は21年8月5日分限りで廃止された。「勤労統計調査令」、「勤労統計調査規則」等は同月に再改正（勅令第401号、閣令第73号）されている。

なお、調査票はいずれ印刷の上配布するが、それまでは内閣統計局が示す様式に従って地方において適宜調整してほしいとの指示が出されているほか、調査票の提出については、関係地方庁に宛てて「運輸省ト協議ノ結果当分ノ内別紙ノ如キ車掌託送ノ方法ニ依ルコトニ決定相成候」との通知が出ており、戦後の混乱の中、種々の困難を乗り越えて我が国の再建の基礎となるべき調査を行おうとする努力が伝わってくる。

毎週ノ勤労調査票及生計費指数資料提出ノ提出方法ニ関スル件

別紙 車掌託送ノ具体的方法

一、各庁ハ毎週調査票ヲ所定ノ封筒ニ収メ之ヲ関係駅長室ニ持参スルコト

一、駅長ハ此ノ荷物ヲ受取りタルトキハ最先ニ其ノ駅ヲ通過スル列車ノ車掌ニ其ノ荷物ヲ托スルコト

一、車掌ハ其ノ荷物ノ保管ニ当リ列車ガ東京駅（又ハ上野駅）ニ到着シタルトキハ直ニ其ノ荷物ヲ自ラ携行シテ東京駅長室（又ハ上野駅長室）ニ持参スルコト

（7）船員毎月勤労統計調査（戦後）

昭和2年1月に賃銀毎月調査の対象に交通事業体に加えられ、以来船員についても賃金や雇用の動向が調査されてきたが、賃銀毎月調査を引き継いだ毎月勤労統計調査が23年9月に労働省との共管になったことに伴い、船員はこの調査の対象外となった。そこで、総理府統計局は運輸省と協議の上、船員についても調査を続けることとし、23年9月に統計法による指定統計第17号として指定を受けて、新たに「船員毎月勤労統計調査」を開始した。この調査は、その後数回調査対象やその抽出方法、調査事項等が改正されているが、25年8月の調査対象は、汽船300隻、機帆船は指定する111の船主が所有する1,146隻で、調査事項は、①調査期間、②地域番号、③事業所番号、④指定船舶番号、総トン数、稼働日

数、用途及び航行区域、⑤乗組員の数、実労働時間及び給与、の5項目であった。

調査の結果として、24年1月分から32年3月分までが「船員毎月勤労統計調査月報」により、22年分、23年分、25年6月分から26年6月分、27年分から29年分、30年分、31年分が「船員毎月勤労統計調査年報」により、それぞれ公表されている。

32年度から運輸省が「船員労働統計調査」を行うこととなり、船員毎月勤労統計調査は、32年3月分限りで廃止された。

第六節 家計調査

1 大正15年家計調査

(1) 家計調査の実現まで

大正時代も半ばになると、社会経済の進展の一方で貧富の差が拡大し、また物価も上昇して様々な社会問題が発生し、これらを解決して国民生活の安定を図ることが大きな課題となってきた。そして、そのためには、国民生活の実情を明らかにし、正確な事実関係を把握する必要があった。既然大正5年には、高野岩三郎によって我が国で初めて家計簿を用いて「東京ニ於ケル二十職工家計調査」が行われており、その後も公私の団体などによって調査がなされていたが、それらはいずれも調査範囲が狭く、調査期間も短いなど十分とはいえないものであった。

こうしたことから、国勢院第一部は全国的な家計調査の実施を計画し、これに要する経費を予算要求したが、10年度、11年度においては認められなかった。次の12年度予算においては、その編成途中の11年11月に国勢院が廃止されてその第一部は統計局となり、同時に内務省の外局として社会局が新設されたため、家計調査予算の要求は社会局が引き継ぎ、これが認められた。そこで、社会局は13年3月から一年間にわたり家計調査を行うこととし、12年6月に中央統計委員会に諮問を行った。しかし、12年9月に関東大震災が起これ、家計調査の実施は一旦中止され、諮問も撤回された。

その後、14年4月に家計調査は再び内閣統計局に移管され、内閣統計局は15年にこれを行うこととして15年1月、中央統計委員会に「家計調査ノ実施方法ニ関スル件」を諮問した。その中では、家計調査実施の必要性について、次のように述べている。

国民生活ノ安定ヲ図ルニハ其ノ実情ヲ審ニシ正確ナル事実ニ基キ施設ヲ講セサルヘカラス近時頻発スル各種ノ社会問題ノ多クハ其ノ因テ来ル所国民ノ實際生活ニ胚胎セサルモノナク賃金問題ヲ始メ負担ノ均衡、救貧及防貧、物価ノ調節、生活改善等重要問題ノ解決ハ衣食住、育児、教育、保健等ニ投スル費用ノ割合並賃金、給料等収支ノ如何ヲ闡明スヘキ家計調査ノ結果ニ俟ツニ非サレハ到底其ノ適切ヲ期シ難シ……且家計調査ハ労働統計調査ト密接ナル関係ヲ有シ……最近社会ノ情勢ハ愈家計調査ノ必要ヲ認メシメ之カ実施ハ遷延ヲ許ササルモノアルニ至リタリ

中央統計委員会においては、農家は生産経済と消費経済が分離しておらず、給料生活者や労働者とは別の調査を行うべきではないかとの議論もあったが、結局、農家については調査事項を変えて行うことが適当として、15年4月、その旨の答申を行った。また、同月には内閣統計局に臨時家計調査課が新設された。

(2) 調査の概要

大正 15 年家計調査は法令に基づくものではなく、新聞雑誌等によって調査趣旨の徹底を図った上で、府県知事又は鉱山監督局長が官公署、会社、工場、労働団体等を介して家計簿記入者を募集することによって行われた。調査の概要は次のとおりである。

ア 調査地域と調査対象世帯数

- ・調査地域は1道18府県。調査対象世帯数は、給料生活者、労働者、農業者を合わせて7,220世帯
- ・給料生活者に関しては、札幌、仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、長崎の11市とそれぞれその付近から2,000世帯
- ・工場労働者に関しては、札幌、郡山、東京、横浜、金沢、名古屋、京都、大阪、神戸、呉、八幡、長崎の12市とそれぞれその付近から2,800世帯
- ・鉱山労働者に関しては、夕張炭鉱、磐城炭鉱、足尾銅山、別子銅山、筑豊炭鉱地方の5か所から500世帯
- ・交通労働者及び日傭労働者に関しては、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の6市とそれぞれその付近から600世帯ずつの1,200世帯。労働者は合計4,500世帯
- ・農業者に関しては、山形、埼玉、新潟、長野、愛知、兵庫、広島、愛媛、福岡の9県から720世帯
- ・調査対象世帯は、次の基準により選定する。
 - ①月収総額200円以下であること。農業世帯は耕作面積が2町歩以下であること
 - ②世帯主の勤労所得又は農業所得が全収入の半額以上を占めること
 - ③営業を有しないこと
 - ④世帯員数が世帯主を含めおおむね2人から7人であること
 - ⑤同居人がいないこと
 - ⑥なるべく家事使用人がいないこと

イ 調査事項

調査事項は、①収入支出、②世帯及び住宅に関する事項（氏名、世帯における地位、男女の別、出生の年月日、配偶の有無、職業、持家借家間借りの別、室数、畳数、家賃又は間代、敷金、土間の坪数）、農業者についてはこれに加えて、③農業に関する事項（土地の種別及び面積、主要作物の経営反別、家畜の種類及び数、養蚕繰立枚数、農産加工の種類及び規模）である。

①については、日々各人別にその金額と種類（支出については、そのほかできる限りその数量と用途）を記入する。ただし、農業者は農業による収入は記入しない。②について

は、毎月 1 回 1 日現在により記入する。

ウ 調査機関

給料生活者及び労働者についてはおよそ 50 世帯ごとに、農業者についてはおよそ 25 世帯ごとに 1 人の家計調査員を置く。家計調査員は、家計簿等の配布、収集、検査を行い、市町村長を通じて府県知事に提出する。家計調査員は名誉職とし、府県知事が市町村長を通じて家計簿記入者に関係ある工場、農会等の職員その他の者の中から選定し、内閣が任命する。

エ 調査期間

大正 15 年 9 月 1 日から 16（昭和 2）年 8 月末日まで

オ 栄養調査

大正 15 年 10 月と昭和 2 年 5 月の 2 回、飲食料品への支出を特に詳細に記入する方法によって、栄養調査が行われた。

○家計簿記入の葉

第十四 營養調査の十月及五月の記入方

国民か如何な食物を幾何の分量に於て摂取したならば健康に活動して行けるかの所謂国民の營養問題は極めて重要であります

此の問題解決には此の度の調査は絶好の機会であります就いては本年の十月と来年の五月の家計簿から之か基礎資料を得ることにしましたから此の二箇月分に於ける支出の部に限り特に消費する飲食料品の種類及数量を記入する際単に一般的種類及個数に止めず名称及目方又は容積を出来得る限り詳細正確に記入して下さい例えば拾錢大根二本自家用とせず拾錢練馬大根二本六百匁位自家用の如く記入し……

(3) 調査の結果

家計簿記入者の応募総数は、1 万 1,824 に達し、地方長官がこの中から選定した 7,856 世帯について調査が開始され、うち 1 年間継続して記入した世帯は 6,506 であった。内閣統計局が作成した「家計調査事務報告」という文書においては、次のように記されている。

家計調査ハソノ性質上強制的ニ行フベキモノニ非ザルヲ以テ全然任意調査トシタリ是從來ノ法令ニ依ル統計調査ト著シク趣ヲ異ニスル点ナリ然ルニ……地方自治体調査員並家計簿記入者ガ統計ノ一切時務ノ重要ナル基礎ニシテ本調査ノ緊要ナルモノナルコトヲ理解シ協力一致シ誓テ此ノ文化事業ヲ成功セシメント努力シタルコトハ特筆スベキ点ナリ……一箇年間ノ継続記入世帯ハ六千五百六ニシテ当初記入ヲ開始シタル世帯ニ対シ八割三分ノ割合トナル諸外国ニ於テモ普通一箇年ノ調査ニ在リテハ記入完了者ノ割合ハ大体三割乃至四割ナルニ對比シ稀有ノ好成績ヲ挙げタルモノト云ヒ得ベシ

この調査の結果は、昭和2年10月に「家計調査結果速報」として給料生活者及び労働者の大正15年9月分の家計収支の概要が公表された後、次のように詳細な報告書が刊行されている。また、昭和4年12月には「調査の根幹たる収支の梗概を擧出し之れに平易なる説明を加へた」「給料生活者労働者農業者 家計の調べ」と題する小冊子が刊行されている。

自大正十五年九月至昭和二年八月 家計調査報告

第一巻 記述の部	昭和8年3月
第二巻 給料生活者及労働者の部 上	4年6月
第三巻 給料生活者及労働者の部 下	4年7月
第四巻 農業者の部	4年3月
家計調査報告 營養に関する統計表	6年3月

2 昭和6年から16年までの家計調査

(1) 昭和6・7年家計調査

昭和初年になると米の需給が不安定となり、米価が高騰したため、政府は6年3月に「米穀法」を改正（昭和6年法律第31号）し、米価が政府の告示した最低価格又は最高価格を超えて低落又は騰貴した場合に限って、政府が米の買入れ又は売渡しができることとし、その際の最低価格又は最高価格は、①米穀生産費、②家計費、③米価指数の物価指数に対する割合の趨勢により算出した価格（率勢米価）、を基礎として定めることとした（なお、8年にはこれらの規定を受け継いで、「政府ハ米穀ノ数量又ハ市価ヲ調節シ米穀ノ統制ヲ図ル為本法ニ依リ米穀ノ買入及売渡ヲ行フ」とする「米穀統制法」（昭和8年法律第24号）が新たに制定されている）。このため、直近の家計の状況を明らかにする必要が生じ、内閣統計局は、毎年継続して家計調査を行うこととし、6年4月「家計調査ノ施行ニ関スル件」を中央統計委員会に諮問、その答申を得て、同年7月に「家計調査施行規則」（昭和6年閣令第1号）が制定された。なお、この規則は米穀法の委任勅令に基づいて定めたものとされている。

この規則に基づき、6年9月から翌7年8月まで家計調査が実施され、この調査は「昭和6・7年家計調査」と称された。

この調査の調査地域は札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、徳島、八幡、長崎の10市であり、調査対象世帯数は給料生活者700、工場労働者と交通労働者合わせて1,300の合計2,000世帯である。鉱山労働者、日傭労働者、農業者は対象となっていない。また、家計簿記入者を募集するのは大正15年調査と同様であるが、その選定要件は次のとおり15年調査より厳しいものとなっている。

- ①平均50円以上100円未満の月収であること
- ②世帯主の勤労所得を主たる収入とすること
- ③営業を有しないこと

- ④世帯員数が世帯主を含め２人から７人であること
- ⑤同居人がいないこと
- ⑥家事使用人がいないこと
- ⑦収入相応の賃借料を支払う借家又は借間に居住していること
- ⑧白米（外国米を除く）を主食としていること
- ⑨収入相応の生活を営んでいること
- ⑩無償で他より食糧その他の生活必需品の支給を受けていないこと
- ⑪病者その他特に費用を要する家族がいないこと

なお、家計簿記入者に応募したのは3,287世帯であり、この中から選定した2,000世帯のうち１年間の記入を完結したのは1,761世帯であった。

調査事項は、収入、支出と世帯に関する事項であり、住宅に関する事項は入っていない。また、家計調査員のほかに府県に家計調査指導員が置かれている。

調査の結果については、米価の基準を決定する上で直接欠くべからざる結果表を収録した米価基準関係用報告を昭和７年11月に農林省に送付し、その他の結果表を網羅した家計調査としての一般報告は「自昭和六年九月至昭和七年八月家計調査報告」として８年９月に刊行された。

なお、実際に米価の最高価格を決定するに当たって家計米価が使われたのは、11年からである。

(2) 昭和７・８年家計調査から昭和15・16年家計調査まで

この家計調査は昭和７年９月以降も、昭和６・７年調査と同様に、９月から８月までの１年間を調査期間として16年８月まで毎年継続して、昭和６・７年調査を含めて10回実施された。これら調査の結果は、それぞれ「自昭和○年九月至昭和○年八月家計調査報告」として刊行されている。また、９年から13年まで毎年、その前年の調査結果を紹介する「家計の概要」が刊行されている。

３ 昭和17年家計調査とその後の家計調査

(1) 昭和17年家計調査

公定米価決定の基礎としての家計米価を算定することを主たる目的として始められた家計調査であったが、日中戦争が長期化するに伴って戦時体制の強化が不可避となり、戦時国民生活の実態をより詳細に明らかにする必要性が生じてきた。また、種々の国家統制を行うためには国民の栄養状態や生活必需品の消費量を把握することが必要であった。そこで内閣統計局は、昭和16年に始まる家計調査から実施地域や調査対象者の範囲を拡大するとともに、これに併せて栄養調査を行うこととし、16年８月には家計調査施行規則が全部改正された。

○家計調査施行規則（昭和16年閣令第16号）

第1条 家計調査ハ毎年十月一日ヨリ翌年九月末日ニ至ル一箇年ニ付之ヲ行フ但シ未婚者ニ付テハ毎年四月一日ヨリ九月末日ニ至ル半箇年ニ付之ヲ行フ

各年ノ家計調査ノ名称ニハ調査ヲ終リタル年ノ年号ヲ冠ス

第2条 家計調査ハ給料生活者、労働者、農業者若ハ物品小売業者ヲ世帯主トスル世帯又ハ未婚者ニシテ毎年府県知事ノ推薦ニ基キ内閣ニ於テ選定シタルモノニ付之ヲ行フ

附 則

第27条 昭和十六年十一月、昭和十七年二月、五月及八月ノ各一箇月ニ限り給料生活者世帯、労働者世帯、農家及商家ニ付テハ第四条乃至第六条ニ掲グル事項ノ外營養ニ関スル事項ヲ調査ス

調査の対象者別に、①対象地域、②対象世帯数、③調査事項、をまとめると次のとおりである。昭和15・16年調査の対象地域、世帯が10都市、2,000世帯であったのに比べ、この昭和17年調査は全国の8,060世帯となって、大幅に拡大されている。

・給料生活者

①大都市6、一般的都市14、重化学工業的都市10、繊維工業的都市7、鉱業的都市7、漁港的都市3、海港的都市2、休養観光都市3の計52市町

②官公吏480、警察官335、国民学校教員535、銀行会社員550の計1,900世帯

③収入、支出、現金残高、住居、世帯員、内閣総理大臣の指定する手持消耗品の数量、内閣総理大臣の指定する手持耐久品の数量、手持有価証券の数量及び価格、貯蓄金額

・労働者

①38道府県

②鉱山労働者500、工業労働者1,900、交通従業員500、朝鮮半島からの労働者100の計3,000世帯

③給料生活者と同じ

・農家

①全国各道府県

②稲作を主とする自作農家、小作農家、自作兼小作農家各559、相当の養蚕収入を有する農家138、相当の蔬菜及び花卉収入を有する農家62、相当の果樹収入を有する農家34、機械作業を主とする稲作農家20、新興産業都市に近接する地帯にあつて通勤労働者を有する農家36、北海道にあつて畑作を主とする農家33の計2,000世帯

③農業上の実物収入及び支出、農業上の金銭収入及び支出、金銭の収入支出のない取引についてその内容及び金額、家計上の収入支出、現金残高、農業経営（種類、土地の種類面積、主要作物の種類及び作付面積等）、家屋、世帯員、内閣総理大臣の指定する手持消耗品で純農業用でないものの数量、内閣総理大臣の指定する手持耐久品で

純農業用でないものの数量、内閣総理大臣の指定する農家資産及び負債の種類、数量及び金額

・ 商家

① 給料生活者と同じ

② 青物販売業者、鮮魚販売業者、乾物販売業者、酒類販売業者、菓子販売業者、荒物販売業者、金物販売業者、呉服販売業者、洋品雑貨販売業者、薬品販売業者各 100 世帯の計 1,000 世帯

③ 営業上の金銭収入及び支出、金銭の収入支出のない取引についてその内容及び金額、家計上の収入支出、現金残高、営業（種類、従業者）、家屋、世帯員、内閣総理大臣の指定する手持消耗品で純農業用でないものの数量、内閣総理大臣の指定する手持耐久品で純農業用でないものの数量、内閣総理大臣の指定する商家資産及び負債の種類、数量及び金額

・ 未婚者

① 東京市、大阪市及びこれらに近接する地域

② 給料生活者 80、労働者 80 の計 160 世帯

③ 収入、支出、現金残高、住居、本人（戸主との続柄、学歴等）

また、規則の附則により行われた栄養調査は、世帯の食料品消費の実情を把握することによってその栄養状況を明らかにし、国民保健、食糧政策の参考資料とすることを目的としており、その調査事項は、消費する目的で購入した飲食物の種類、材料、数量、用途及び価格又は見積り金額である。

これら調査の結果については、調査開始最初の 1 か月である 16 年 10 月分の給料生活者及び労働者に関する結果原票の一部が「給料生活者及労働者 戦時下家計調査結果表 抜萃（昭和十六年十月分）」として、19 年 3 月に公表されたのみである。

なお、この調査は、規則第 1 条第 2 項により昭和 17 年家計調査と称されることになるが、昭和 15・16 年家計調査は 16 年 8 月まで、この調査の開始は 16 年 10 月からであるので、調査期間としては、ほぼ連続していることになる。

(2) 昭和 18、19 年家計調査

昭和 17 年 10 月から 18 年 9 月までの昭和 18 年家計調査は、17 年調査と同様に行われたが、原表が作成されたのみでその結果は公表されていない。

次の昭和 19 年調査は、未婚者は調査しないこととした（「昭和十九年家計調査ニ関スル件」（昭和 19 年閣令第 8 号））ほか、調査対象者の調査地域への割当数や調査対象者選定基準、家計簿記入方法に若干の変更を加えて実施されたが、実施中に戦災罹災者、疎開者等が続出することとなった。

昭和 20 年調査は、「昭和二十年家計調査ニ関スル件」（昭和 19 年閣令第 16 号）により「之ヲ行ハズ」とされた。この閣令第 16 号案の上申においては、中止の理由が次のように説明されている。

而シテ本調査ハ昭和十六年十月以降三回ニ互リ実施セラレ、時局下緊急ニ対策ヲ要スル企画ノ資料ハ充分蒐集シー応右目的ヲ達シ得ラルル見込ナリ

仍テ本年十月ヨリ開始セラルベキ昭和二十年調査ハ之ヲ中止シ戦局愈々逼迫シ極度ニ輻輳スル中央地方ノ事務ヲ幾分ニテモ軽減セントスルモノナリ

昭和 21 年家計調査は、調査対象者を「給料生活者、労働者、農業者若ハ物品小売業者」から「職員、労務者、農業者、物品小売業者、漁業者若ハ工業者」に、未婚者に係る調査期間を「毎年四月一日ヨリ九月末日」から「毎年十月一日ヨリ翌年三月末日」に改めるなど家計調査施行規則を改正（昭和 20 年閣令第 9 号）して実施準備を行っていたが、結局「昭和二十一年家計調査ニ関スル件」（昭和 20 年閣令第 24 号）が制定されて再び「之ヲ行ハズ」とされ、実施されなかった。

その後家計調査施行規則は、昭和 28 年になって「家計調査施行規則を廃止する総理府令」（昭和 28 年総理府令第 16 号）により廃止された。

第七節 生計費指数資料実地調査

1 生計費指数資料実地調査の開始

物価に関する調査を行う必要性は早くから認識されており、大正 11 年及び昭和 2 年、国勢院は次のような理由を付して物価調査のための予算要求を行った。

①正確な物価統計は、経済財政運営の基準となるばかりでなく、国民生活の安定、物価の調節等の社会政策上欠くべからざる重要な資料である。

②近年、経済が混乱して物価の騰落が激しく、国民が生活に不安を感じている状況にあるが、その原因を把握し対策を講ずるには、信頼するに足る物価調査が必要である。

③労働統計と物価統計は極めて緊密な関係にあり、労働者の賃金その他労働事情に関する調査は、一面で家計調査によりその消費の状況を明らかにし、他面で物価調査によりその消費する生活必需品の価格を明らかにし、これらに対比することによって最大の効用を発揮することとなる。

④名目賃金の購買力を測定する実質賃金指数を算出するためには生計費指数が必要であり、その生計費指数を算出するためには、家計調査とともに物価調査が必要不可欠である。

⑤国際連盟事務局から物価に関する統計報告を求められているが、これに応えることができていない。

これらの要求は認められず、その後もしばらく物価調査は実現しなかったが、昭和 12 年度予算において初めて経費が計上され、物価調査が行われることとなった。

内閣統計局は、12 年 3 月中央統計委員会に「生計費指数調査ノ計画ニ関スル件」を諮問し、その答申を得て、5 月には「生計費指数資料実地調査令」、「生計費指数資料実地調査

施行規則」(昭和 12 年閣令第 2 号) が公布された。

○生計費指数資料実地調査令(昭和 12 年勅令第 183 号)

第 1 条 労働者ニ関スル生計費指数作成ノ統計資料蒐集ノ為本令ニ依リ生計費指数資料実地調査ヲ行フ

第 2 条 生計費指数資料実地調査ハ昭和十二年七月以降毎月十六日現在ニ依リ之ヲ行フ

第 5 条 生計費指数資料実地調査ハ労働者ノ家計ニ現ルル主要項目ニ付一定ノ種類ニ依ルー単位ノ価格ヲ調査ス

前項ノ項目並ニ其ノ種類及単位ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

調査期日が毎月 16 日とされたのは、月の半ばは月初、月末に比べて価格の変動が少なく、その月の価格を代表するのに最も適当と考えられたからである。

調査地域は、地方ごとに労働人口を基礎として選定した 24 市(札幌、仙台、山形、郡山、前橋、東京、横浜、新潟、金沢、松本、浜松、名古屋、京都、大阪、神戸、鳥取、岡山、広島、徳島、今治、八幡、長崎、熊本、延岡)である。

価格報告者は、物品小売業者のほか賃貸家屋の所有者又は管理人、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、浴場業者、理髪業者、洗濯業者、地方鉄道業者又は軌道業者、一定の路線による自動車の運輸業者、活動写真興行者で、地方長官が選定した全国約 5,800 業者である。

調査事項は、生計費を構成する商品と用務の価格であり、飲食料費を構成するもの 73、同じく住居費 12、光熱費 6、被服費 30、その他 27 の計 148 の価格である。また、食塩、たばこ(3 種)、郵便はがき、雑誌(2 種)、ラジオ聴取料の 8 価格については全国共通であることから、内閣統計局が直接調査した。これら調査する商品、用務を選定するに当たっては、①労働者世帯の消費において重要な地位を占めるものであること、②常時豊富に供給されるものであること、③なるべく選定外項目の価格の変動をも代表するようなものであること、の 3 条件が考慮された。報告される全国 1 か月の延べ総価格数は約 2 万 2,800 であり、生計費指数資料調査員が報告者の営業所又は住所を訪ねて報告を求め、調査員が調査票に記入する他計方式が採られた。

2 生計費指数の算定

生計費指数については、ひとまず調査開始の昭和 12 年 7 月を基準とする暫定指数を算定することとしたが、これに用いたウエイト(生計費指数を構成する項目とその項目が全体の消費に占める割合)と具体的な算定方法は次のとおりである。

・ウエイト

数量ではなく価格によるウエイトとし、昭和 6・7 年、昭和 8・9 年、昭和 10・11 年

の3か年分の家計調査から、それぞれ2:3:5の割合で計1,000世帯分（労働者650、給料生活者350）の家計簿を選び、これを基に5大費（飲食料費、住居費、光熱費、被服費、その他の諸費）別、部類（例えば、飲食料費中の米麦類、魚介、肉など）別、項目（例えば飲食料品中の米麦類中の白米二等、糯米、小麦粉など）別のウエイトを全国及び各都市別に作成する。

- ・各都市の指数

まず、実地調査の結果により、各項目価格の基準時に対する比率を求める。次に、これを各項目のウエイトにより加重算術平均して部類指数を求める。次に、部類指数を各部類ウエイトにより加重算術平均して5大費指数を求める。最後に5大費指数を各5大費ウエイトにより加重算術平均して生計費指数を求める。

- ・全国指数

まず、実地調査の結果により求めた各都市における各項目価格の基準時に対する比率を人口ウエイト（昭和10年国勢調査による、調査対象都市及びこれに地理的に近接する都市を加えた計125都市の総人口を基に算定されたもの）により加重算術平均して各項目価格の基準時に対する全国的比率を求める。次にこれを各項目の全国的ウエイトにより加重算術平均して全国的部類指数を求める。次に、部類指数を各部類の全国的ウエイトにより加重算術平均して5大費指数を求める。最後に5大費指数を各5大費の全国的ウエイトにより加重算術平均して全国的生計費指数を求める。

3 その後の生計費指数資料実地調査

生計費指数資料実地調査は、戦局が激化し、物資の配給が窮屈となって収集に困難な価格が生じてきたこと、実査の第一線における負担を軽減する必要があったことなどから、昭和20年1月調査から改正が行われ、調査項目の生活依存度の最も強い商品、用務への限定、商品、用務の種類選定の地方長官への委任、調査期日の柔軟化などが行われた。しかし、20年8月には「当分ノ内之ヲ行ハズ」とする勅令が制定され、20年7月調査から中止された。

戦後は、21年1月から再開したが、GHQの覚書により週間統計を作成すべきとされたことから、10都市（仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、京都、大阪、岡山、徳島、熊本）については、水曜日現在の価格を調査する毎週調査となった。その後21年9月からは月次調査に戻り、22年8月を最後に中止されて、消費者価格調査、消費者物価指数に引き継がれることとなる。

なお、この調査に関する勅令の制定、改廃状況は次のとおりである。

- ・生計費指数資料実地調査令（昭和12年勅令第183号）
- ・一部改正（昭和19年勅令第637号） 20年1月から調査項目の限定等
- ・生計費指数資料実地調査令ノ特例ニ関スル件（昭和20年勅令第459号）
20年7月から当分の間行わない

- ・昭和二十年勅令第四百五十九号生計費指数資料実地調査令ノ特例ニ関スル件廃止ノ件
(昭和 20 年勅令第 735 号) 21 年 1 月から再開
- ・一部改正 (昭和 20 年勅令第 736 号) 21 年 1 月から 10 都市については毎週調査
- ・一部改正 (昭和 21 年勅令第 401 号) 21 年 9 月から毎週調査廃止
- ・生計費指数資料実地調査令による生計費指数資料実地調査の休止に関する政令
(昭和 22 年政令第 243 号) 22 年 9 月から当分の間行わない
- ・生計費指数資料実地調査令等を廃止する政令 (昭和 28 年政令第 89 号)

生計費指数資料実地調査の結果は、「生計費指数」として12年 8 月分から19年 5 月分までが毎月発行されている。

4 公設市場小売価格調査

生計費指数資料実地調査に直接つながるものではないが、物価に関しては、大正 12 年 1 月から昭和 11 年 4 月まで「公設市場小売価格調査」が行われている。これは、内務省社会局によって始められ、大正 14 年 4 月からは内閣統計局が引き継いだもので、全国おおむね 40 市の公設市場における食料品及び木炭、炭団、薪の合わせて 81 品目（昭和 6 年 1 月以降は 41 品目）の小売価格を毎月 15 日現在により調査した。

この調査の結果は、「賃銀物価統計月報」、「労働統計要覧」、「統計時報」に掲載されている。

第八節 農業調査

1 調査の実施まで

大正末期から昭和の初頭にかけては慢性的な不況が続き、農産物価格も下落して農村の疲弊が深刻な問題となってきたことから、政府においても、農村の振興が喫緊の課題であり、そのためには正確な農業統計が必要であるとの認識が形成されつつあった。そうした中、万国農事協会は1924（大正13）年の総会において、1930（昭和 5）年に加盟各国一斉に世界農業センサスを実行することを計画、決議し、我が国に対しても参加を要請してきた。

こうした情勢を受けて、内閣統計局は、農業調査準備協議会を開いて農林省との協議を重ね、成案を得て、昭和 3 年 6 月「農業調査計画準備ニ関スル件」を中央統計委員会に諮問したが、この時委員会に提出された「農業調査実施計画要綱」では、調査を四つに分けた上で、まず耕地調査を 4 年に行い、翌年に生産調査、経営調査、家畜調査を実施するというものであった。中央統計委員会は、7 月、原案がおおむね適当とする答申を行った。

しかしながら、その後財政事情等もあって、耕地調査と生産調査、経営調査、家畜調査を切り離し、まず耕地調査のみを行うこととなった。

こうした経緯を経て、政府は、「統計資料実地調査ニ関スル法律」（大正11年法律第52

号)を改正して農業調査実施の根拠法とすることとし、帝国議会の協賛を得て、改正法(昭和4年法律第1号)が4年3月に公布された。

○法律第1号

大正11年法律第52号中左ノ通改正ス

第一条中「政府ハ」ノ下ニ「農業及」ヲ加ヘ「実地調査ヲ行フ」ヲ「本法ニ依ル実地調査ヲ行フコトヲ得」ニ改ム

○改正後の統計資料実地調査ニ関スル法律

第1条 政府ハ農業及労働ニ関スル統計資料蒐集ノ為必要アルトキハ特ニ期日ヲ定メ
全国ニ涉リ又ハ一定ノ区域ヲ画シテ本法ニ依ル実地調査ヲ行フコトヲ得
前項ノ実地調査ノ期日、範囲、方法其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

続く4年4月には内閣統計局に臨時農業調査課が増設され、また、事務的技術的な見地から農業調査施行に関する事項を調査審議するため、農林省始め関係各省の局長等を構成員とする農業調査委員会が設置された。次いで同じ4月、内閣統計局は、「農業調査ノ施行ニ関スル件」を中央統計委員会に諮問した。なお、内閣書記官長は同委員会において、この諮問に至った経緯を次のように説明している。

原案ハ昨年本会議ニ於テ御決定ヲ願ヒマシタ農業調査計画要綱ニ基イテ居ルノデアリマス、而シテ同要綱ニ依リマスレバ昭和四年ニ行フ耕地調査ト、昭和五年ニ行フ生産、経営、家畜調査トニ相成ツテ居リマスガ、今回ハ財政ノ関係カラ特ニ此ニツノモノヲ切離シマシテ、昭和五年以降ニ行フベキ農業調査ノ基礎的準備調査トモ申スベキ耕地調査ノミヲ行フコトニ相成ツタノデアリマス

中央統計委員会の答申を得た後、4年4月には「農業調査令」、「農業調査施行規則」(昭和4年閣令第3号)等が公布された。

○農業調査令(昭和4年勅令第96号)

第1条 農業調査ハ昭和四年度ニ於テハ耕地ニ付之ヲ行フ

第2条 前条ノ調査ハ農家ノ経営スル耕地ニ付昭和四年九月一日午前零時現在ニ依リ
左ノ事項ヲ調査ス

- 一 地番
- 二 種類
- 三 面積
- 四 経営農家世帯主ノ住所氏名

五 自作地小作地ノ別

学校、試験場其ノ他農家ニ非ザル者ノ経営スル耕地ト雖モ前項ニ準ジテ調査ス

第3条 調査ハ実地耕地ニ就キ之ヲ執行スルモノトシ耕地各筆毎ニ之ヲ行フヲ例トス

なお、5年に予定されていた生産調査、経営調査、家畜調査は、4年11月の臨時閣議において「農業調査ノ必要ハ政府ノ認ムル所ナルモ財源ノ関係上昭和五年度ニ於テハ之ヲ行ハサルコトトシ」として実施されず、6年度予算要求においても新規事項は一切要求しないこととされて、結局その後も実施されなかった。

2 調査の概要と結果

農業調査令に基づき、この調査は昭和4年9月1日現在で行われ、調査事項は耕地の各筆について、①地番、②種類（田、普通畑、桑畑、茶畑、果樹畑、その他の樹木灌木栽培畑の別）、③面積、④経営農家世帯主の住所氏名、⑤自作地小作地の別、の5項目である。全国で農業調査員が約17万5,000人、農業調査指導員が約450人任命され、実査及びその指導に当たった。集計は市町村別結果、道府県別結果については地方分査としてそれぞれ市町村、道府県が整理し、全国については内閣統計局が行った。なお、道府県、市町村において必要がある時は、内閣の認可を受けて独自の附帯調査を行うことができることとされており、4県9町村において、田の一毛作、二毛作別面積や山葵畑、蒟蒻畑の面積等が調査されている。

調査の結果については、4年12月に「農業調査結果概要」として種類及び自作地小作地別耕地面積が公表され、5年12月には「昭和四年農業調査結果報告」が刊行された。

第九節 国富及び国民所得調査

1 大正2年、8年国富推計

我が国で最初に国富を推計したのは、内閣統計局の職員中村金蔵で、明治30年末についてのものであった。また、公的機関によるものとしては、38年及び43年について日本銀行が行っていた。

ところが、大正10（1921）年、国際連盟事務総長から我が国宛てに、国家の私的部門の財産総額、生産物の見積価格、国及び公共団体の保有する財産額等国富に関する統計資料を提出してほしいとの書簡が送られてきた。これは、第一次世界大戦の戦後処理を取り決めたベルサイユ条約によって国際労働機関（ILO:International Labour Organization）が創設されたが、その常任理事国は主要工業国8か国とする旨定められており、これを決定する必要があることによるものであった。そしてその国富統計は、第一次世界大戦前の大正2（1913）年又は大正3（1914）年におけるものであることが求められていた。これを受けて国勢院は、急きょ2年末及び8年末（第一次世界大戦の前後）の国富を推計し、

11 年 1 月「国際連盟ニ提出スヘキ国富統計ニ関スル件」を中央統計委員会に諮問した。中央統計委員会は、国際連盟への提出については、政府に委ねることとし、国富統計については、「右ハ頗ル多岐ニ亘ルヲ以テ到底短時日ノ間ニ調査ヲ了スルコト能ハス依テ時日ヲ限定セス此儘調査ヲ継続シ……」との決議を行い、内閣総理大臣に「申進」した。

この 2 年、8 年の国富推計については、10 年 12 月に「戦前戦後に於ける国富統計」として国勢院から報告書が刊行されているが、国富統計の意義、作成の経緯等については次のように述べられている。

国富統計は国富の多寡増減を察し従て国力の強弱を知るに足るを以て政治家、行政官、学者其の他一般人士の之を知らんと欲すること甚だ切なるものあるに拘らず欧米諸国に於ても未だ完全に之を調査したることなし、是れ畢竟其の範囲頗る広汎にして労費の許さざるものあるのみならず往々統計の原則に悖りて調査不能のもの之あるを以てなり。

故に今日尚此の種の調査は主として既存の統計に基きたる一種の推計に過ぎざるを以て其の結果の信憑するに足らざるものとし主観的直覚論者より一言を以て排斥せらるゝ所以なり。

然れども縦令其の方法に欠点ありとするも毎次同一の方法を踏襲して之が計算を為さんか其の結果は以て国運消長の如何を察するに足るべく各方面の好参考たるを失はざるべし。

然るに今夏国際連盟より八大工業国決定問題参考資料として要求せる調査事項中我国の国富統計の要求あり外務省は之が調査を本院に照会したり是に於て国際上の必要に迫られたるを動機とし年来の宿題を解決せんとし……

2 年末現在の国富は、貨幣価値によって表示した官公私有財産の合計額から対外債権債務を加除したものであり、個々の財貨の資本価格（これが不明のものについては資本より生ずる利得又は加工価格から還元したものを資本価格として）を合算するという方法で算定された。

○国富統計ニ関スル算出方法

各種ノ財貨ヲ二十項目ニ大別シ主トシテ個々ノ財貨ヲ資本価額ニ依リ表示シ財貨ノ価額不明ナルモノニ対シテハ資本ヨリ生スル利得若クハ加工価額ヨリ還元シタルモノヲ資本価額トシテ計算セリ其ノ項目次ノ如シ

一 土地	二 鉱山	三 海湖川及港湾	四 樹木
五 建物	六 家具及家財	七 製造工業機械	八 家畜及家禽
九 鉄道及軌道	一〇 諸車	一一 船舶	一二 水道
一三 橋梁	一四 農産品	一五 林産品	一六 工産品

一七 鉱産品 一八 水産品 一九 輸入品 二〇 金銀貨幣及地金
各省及皇室所管ノ財産ハ右ノ内ニ包含セシメス別目ニ依リ調査セリ

また、8年末現在の国富の推計は、2年と8年の物価の騰落により各種単価を改めたほかは、2年末と同様の方法で行ったものである。2年末の国富総額は320億4,313万円、8年末の国富総額は860億7,707万円であった。

2 大正13年国富推計、大正14年国民所得推計

内閣統計局は、「其の後我国産業経済界の事情著しく変化し国富の総額並其の内容に尠からず異動を来せる」ことから、「最近に於ける我が国富を察知し併せて戦前戦後の国富と比較対照して其の消長如何を察知するの資料たらしむる」ため、大正13年における国富を推計することとした。推計の方法は、前回2年、8年とおおむね同じであるが、「一つは近年各般統計資料の整備と一つは各項目の細目に互り慎重なる研究を遂げ以て重複脱漏の訂正に努めたとに依り本推算の全般に互り相当の改善を加ふることを得たり」とされている。この結果は、昭和3年6月に「大正十三年に於ける国富推計」として刊行されており、国富総額は1,023億4,160万円とされている。

続いて内閣統計局は、「国民所得は其の背後に存する国富と相俟つて一国経済組織の真相を示し経済力を明にするもの」であることから、大正14年における国民所得を推計することとした。推計に当たっては、所得税統計を利用するとともに、免税点以下の者については国勢調査の結果を用いて職業別有業者の各業平均所得額を算定した。ただ、この推計は、主として国民所得の総額を明らかにするにとどまり、その分配にまでは及んでいない。結果は、昭和3年12月に「大正十四年に於ける国民所得」として刊行されており、総額133億8,232万3,000円である。

なお、この推計が政府として行った最初の国民所得推計であるが、我が国で最初の国民所得推計は、国富推計と同じ中村金蔵が行った明治33年のものであり、これは明治35年6月に「帝国人民の所得」として発表されている。

3 昭和5年国富調査

大正13年までの国富推計は、特にそのための予算は計上されておらず、したがって各種の既存調査を利用するという形で行われたものであった。しかし、その後昭和7年に至って国富調査費3万5,000円が認められ、本格的な調査が実現することとなった。

内閣統計局は、7年7月、中央統計委員会に国富調査要綱と国富推計方法の案を提出、これを受けて、中央統計委員会は「時日ヲ限定セス此儘調査ヲ継続シ」としていた国富統計に関する審議を再開し、10月に次のような附帯決議を付けて答申を行った。

国富調査ハ国民所得ノ調査ト相俟ツニ非サレハ国力ノ現状ヲ審ニスルヲ得ス故ニ目下調査中ノ国富調査ニ関連シ国民所得調査ヲナスコトハ最モ緊要ナリト認ム仍テ政府ハ国富調査ニ引続キ国民所得調査ヲモ実行セラレンコトヲ希望ス

昭和5年国富調査は、5年末現在の物的財貨の総額及び対外債権債務差額を調査するものであるが、5年末としたのは、既存資料を用いる上で最も好都合と考えられたからである。調査は、財貨を土地、鉱山、港湾及び運河、橋梁、樹木、家畜及び家禽、建物、工業用機械器具、鉄道及び軌道、諸車及び航空機、船舶、電気及びガス供給設備、電信及び電話設備、水道設備、所蔵財貨（家具家財、生産品、铸件及び金銀地金）、雑、対外債権債務差額の17項目に分けて、既存資料、照会調査、実地調査に基づき官有、公有、私有及び府県別にその価格を明らかにすることによって行われた。このうち照会調査及び実地調査は、7年12月31日現在により、主として建物、工業用機械、家具家財、生産品について約3万5,000世帯等を対象に実施されている。

価格の算定は、原則として減損を考慮した再生産価格により、再生産不可能なものについては時価によっている。また、照会調査、実地調査で得られた価格は5年末の時価に換算された。

この調査の結果については、8年12月に「昭和五年国富調査報告」が刊行されており、国富総額は1,101億8,800万4,000円である。

4 昭和5年国民所得調査

昭和7年に行われた「昭和5年国富調査」の翌8年には予算2万8,000円余が計上されて、「昭和5年国民所得調査」が実施された。8年7月の中央統計委員会への諮問では、「曩ニ調査推計シタル昭和五年国富調査ノ結果ト相俟チ国力ノ現状ヲ一層審ニスル為、今回之ニ引続キ国民所得ノ調査ヲ為サントス」とされている。

8月に答申を得て実施されたこの調査は、各種の収益源泉から生じた5年1年間の純収益総額及び国際投資・事業利得差額を明らかにすることを目的としていたが、5年としたのは、国勢調査結果の利用、国富調査との関係、国際比較上の便宜等を考慮したからである。調査項目は、農業、水産業、鉱業、工業、商業、交通業、公務・自由業及び家事、国際投資及び事業利得差額の八つとし、項目ごとに既存資料、照会調査、実地調査に基づいて純収益額を調査して合算した。照会調査は水産会社、鉱山、工場約2,300事業体を、実地調査は約2万9,000世帯を対象としたが、後者は世帯が対象であることから、調査期日を8年12月31日現在とし、これを5年当時の価格に換算している。

本調査の結果は、9年12月に「昭和五年国民所得調査報告」として刊行されており、国民所得の総額は、106億3,578万5,000円であった。

5 昭和10年国富及国民所得調査

昭和 10 年には、国富調査と国民所得調査を併せ、昭和 10 年国富及国民所得調査が行われた。調査の方法、項目等はそれぞれほぼ昭和 5 年国富調査、昭和 5 年国民所得調査と同様である。実地調査、照会調査は 10 年 12 月 31 日現在で行われたが、その対象は、国富、国民所得を合わせて 4 万 404 世帯、3,212 工場、8,136 事業体に及んでいる。

この調査の結果については、戦後になって 23 年 10 月に「昭和十年における我国富及び国民所得額」が刊行されているが、その中では、「当時の状況下に未公表のまま今日に至り、其の計算の詳細は焼失の厄に遭って、唯其の総合結果のみが茲に刊行を見るに至ったものである」と記されている。10 年の国富総額は 1,243 億 4,367 万 5,000 円、国民所得総額は 145 億 3,187 万円であった。

なお、国富推計は戦後、経済企画庁が所管することとなったが、昭和30年国富調査及び昭和45年国富調査に際してはその家計部門を統計局が受託し、30年に家計財産調査、45年に家計資産調査を実施している。また、国民所得については、16年から大蔵省に移管され、戦後は経済安定本部、経済審議庁、経済企画庁を経て、内閣府によって国民経済計算の一環として作成公表されている。

第十節 国際統計協会会議の開催

国際統計協会（I S I : International Statistical Institute）は、各国の統計関係者により 1885（明治 18）年に設立された団体で、常設の事務局をハーグに置き、隔年に学者、実務家等による会議を開催して様々な議論を行い、結果の国際比較を可能にするための調査手法や様式の統一についての意見を表明し、また先進的な調査手法を紹介するなど国際統計の進歩発達に寄与してきた。

我が国は、1899（明治 32）年にクリスチャニア（オスロ）で開催された第 7 回会議に初めて政府の代表を派遣した後、第 9 回会議からは毎回参加していたが、1927（昭和 2）年のカイロ会議を除きそれまでの会議は全て欧米で開催されていた。

政府はこの会議を我が国に招致することとし、1929（昭和 4）年 6 月、1931（昭和 6）年の第 19 回万国統計会議（国際統計協会会議）の東京開催を提案すること、その経費として 10 万円を措置することを内容とする閣議決定を行った。閣議を求める（閣議請議）内閣統計局の文書には、次のように記されている。

万国統計会議ハ……今夏波蘭「ワルソー」ニ開催セラルヘキ会議ヲ以テ其ノ数実二十八回ニ及フ而シテ此等ノ会議ハ凡テ欧米各国ニ於テ開催セラレ……旁次回即チ一九三一年（昭和六年）ノ万国統計会議ノ開催地ヲ本邦トセムトスル意向関係者ノ中ニ在リテ現ニ昨年埃及「カイロ」ニ於テ開催セラレタル会議ノ場合ニ於テ其ノ希望ヲ洩シタル者多

シ然ル処万国統計會議ヲ本邦ニ於テ開催スルコトハ本邦統計ノ進歩及統計思想ノ普及並内外統計研究及統計機関ノ連絡上極メテ緊要ニシテ近時本邦ニ於ケル統計発達ノ現況ニ照シ寔ニ適當ナリト認メラルルノミナラス惹イテ国交上資スル所亦大ナルヘシ

閣議決定後直ちに、我が国は 1931（昭和 6）年の會議を東京に招致する旨国際統計協會事務局に内報したが、この時になって既に 4 か月前にスペインが招致の意向を示していたことが判明した。事前の調整がつかないまま、決定は 1929（昭和 4）年 8 月の第 18 回會議の場で行われることとなり、結局、1930（昭和 5）年に臨時に東京で、翌 1931（昭和 6）年にマドリードで開催することで決着を見た。

政府は、4 年 12 月、内閣に「国際統計協會會議準備委員会」を設置して準備を進め、5 年 9 月 15 日から開催すること、秩父宮殿下の御統裁を仰ぐこと、会場は帝国議事堂とすることなどが決定された。また一方で、有志により国際統計會議後援会が組織され、寄付金が募集されてその総額は、10 万 4,500 円に達した。

こうして 5 年 9 月 15 日に衆議院議場において開會式が挙行政され、20 日までの日程で總會のほか、第一部会（人口統計）、第二部会（經濟統計）、第三部会（社会統計）に分かれて熱心な議論が交わされた。この間、連日昼餐会、茶会、晚餐会が催され、また 17 日には日光見学が行われている。参加者は 28 か国から 74 人、邦人 83 人、會議に提出された論文は 61 編であった。なお、會議終了後の 21 日から 25 日までの日程で希望者には京都、滋賀、奈良、大阪への旅行が提供されている。

なお、6 年 12 月に「第十九回国際統計協會會議記念写真帖」、8 年 3 月に「第十九回国際統計協會會議報告」が発行されている。

○第十九回国際統計協會會議開會式次第

昭和五年九月十五日
於帝国議事堂衆議院

- 一、午前九時迄ニ参集
- 一、午前九時三十分統裁秩父宮殿下台臨
- 一、国際統計協會會長開會宣言
- 一、内閣總理大臣ノ歡迎ノ辞
- 一、国際統計協會會議準備委員会會長ノ報告
- 一、国際統計協會會議後援會長ノ挨拶
- 一、国際統計協會會長ノ挨拶及報告

第十一節 統計書の編集と刊行

昭和6年7月の「内閣統計局案内」によれば、当時内閣統計局が定期的に刊行していた統計書は次のとおりである。

日本帝国統計年鑑	年1回
日本帝国統計摘要（仏文対訳）	年1回
日本帝国人口動態統計	年1回
日本帝国死因統計	年1回
日本帝国人口動態統計記述編	年1回
日本帝国人口動態統計摘要（仏文対訳）	年1回
列国国勢要覧	年1回
統計時報	年4回
労働統計要覧	年1回
賃銀物価統計月報	月1回

1 統計年鑑、統計摘要

統計年鑑は、明治15年の「統計年鑑」以来、毎年継続して刊行されてきたが、昭和12年にはそれまでの「第〇回日本帝国統計年鑑」から「第五十六回大日本帝国統計年鑑」と名称が改められ、16年の「第五十九回大日本帝国統計年鑑」をもって休刊となった。

明治20年に初めて刊行された統計摘要もその後毎年継続して刊行されたが、昭和14年の第53回が最後となった。

2 列国国勢要覧、国際統計摘要

列国国勢要覧は、大正10年以来、昭和17年を除き18年まで毎年刊行された。

また、昭和2年には詳細広汎な国際統計資料を編纂した「第一回国際統計摘要」が刊行されたが、その後は刊行されていない。

3 統計時報

統計時報は大正10年の創刊以来、おおむね四半期ごとに発行されてきたが、昭和15年の第98号をもって廃刊となった。

4 労働統計要覧、賃銀物価統計月報

「労働統計要覧」は、内務省社会局によって大正13年12月に初めて刊行されたが、これは、主として各省庁の資料を基に「我邦の労働状態を知悉する上に於て須要なる各種統計

を抄録し、簡単に之が記述を試みたる」ものであった。その後は事務の移管に伴って内閣統計局によって、15年6月の大正15年版以降昭和14年版まで毎年刊行された。

また、内閣統計局は、賃銀毎月調査及びこれを引き継いで昭和14年6月から開始された労働統計毎月実地調査の結果を賃銀物価統計月報(大正14年6月分～昭和10年12月分)、賃銀統計月報(昭和11年1月分～昭和12年5月分)、賃金統計(昭和12年6月分～昭和14年5月分)、労働統計(昭和14年6月分～昭和16年11月分)を発行して掲載している。

5 生命表

ある年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかなどを死亡率や平均余命等の指標によって表す生命表は、既に明治35年、45年、大正7年に作成・公表されていたが、昭和5年7月には「第四回生命表」が刊行された。その緒言には、次のように記されている。

本局ハ……時代ノ要求ニ鑑ミ茲ニ大正十年ヨリ同十四年ニ至ル五箇年間ニ於ケル内地現在ノ内地人ニ付特ニ生命表ヲ作成シタリ。

新生命表ノ特色トスル所ハ国勢調査ノ結果ヲ利用セル点ニ在リ、従来ノ生命表ハ本籍人口ニ基キタル結果多少不備ノ点アルヲ免レサリシモ、新生命表ハ大正九年及同十四年施行ノ国勢調査ニ基ク人口ヲ利用シタルヲ以テ従前ニ比シ著シク改善スルヲ得タリト信ス。

生命表は、10年、14年にも作成・公表されている。

6 臨時に刊行された統計書

「統計調査に関する各官庁刊行書概覧」は、大正12年6月(大正11年分)から作成され、以降昭和4年9月まで統計時報に不定期に掲載された。

また、大正15年12月には「現行統計法規類抄」が、昭和11年12月には「内地ニ於ケル各庁、学校、民間調査機関、諸団体等ニ照会ヲ発シテ得タル報告ヲ基礎トシテ更ニ本局ニ於テ調査分明セルモノヲ補足シ、其ノ各々ニ付重要性ヲ勘考ノ上多少ノ取捨ヲ為」した「統計資料解題」が作成、刊行されている。

7 官庁事務再編成ニ関スル件

日中戦争が長期化し日米関係も緊迫してきた昭和15年9月、「官庁事務再編成ニ関スル件」との閣議決定が行われた。これは、国防国家体制に即応し戦時対策遂行の円滑を期するため事務の緩急要否を再検討し、比較的不要不急と認められる事務を停止又は縮小してその整理統合を行うとするものであり、各省庁に対して具体案を作成して提出するよう指示がなされた。これを受けて内閣統計局は、次のような措置を採ることとしたが、戦争の

影響が統計行政にも及び、正に苦難の時代に入ったことを強く感じさせるものとなっている。

昭和一五年十月二日 回発第一六六九号

内閣統計局長発内閣書記官長宛

官庁事務再編成ニ関スル件

一、停止又ハ廃止スベキモノ

(イ) 大日本帝国統計年鑑ノ編纂及刊行ノ停止

(ロ) 大日本帝国統計摘要ノ編纂及刊行ノ停止

(ハ) 労働統計要覧 ノ編纂及刊行ノ停止

(ニ) 統計時報 ノ編輯及刊行ノ停止

(ホ) 死因統計書 ノ刊行停止 (統計作成ハ存続)

(ヘ) 列国国勢要覧 ノ刊行停止 (編纂ハ存続)

右各事項ハ何レモ特別ノ定員ヲ有セザルヲ以テ定員減少ノ結果トハナラザルモ、之ニ因ツテ生ズル多少ノ余力ヲ以テ生計費指数調査、人口動態統計等ヲ時局ニ則スルヤウ改善セムトス

第十二節 その他の事業

1 内閣統計展覧会

大正14年5月22日から24日までの3日間、東京市麹町区大手町の中央会議所において内閣統計展覧会が開催された。これは同年が第1回の国勢調査施行から5年目に、また5年に初めて内閣統計局展覧会を開催してから10年目に当たることから企画されたもので、その開催趣意書には、次のように記されている。

本展覧会ハ一般統計思想ノ普及ニ資スルノ外本年実施スヘキ簡易国勢調査、失業調査ノ宣伝及刻下ノ時勢ニ於テ最急務タル消費節約、能率増進、生活改善ノ宣伝ヲモ目標トシテ開催セムトス

この展覧会には、官公庁、学校、民間会社、新聞社等からも出品を募集したが、内閣統計局からのものを合わせて、その数は統計図 867、統計書 925、ポスター 34、その他 277 の合計 2,000 点余に及び、入場者は約 4,800 人にのぼった。また、23 日には統計講演会も開催され、約 500 人が聴講した。なお、大阪市もこれら出品物を借り受けて、6 月 17 日から 21 日まで中の島市公会堂において統計展覧会を開催した。

2 全国統計大会の後援

東京統計協会は、昭和3年10月に昭和天皇の即位礼が挙行されたこと、同年が協会創立50周年となることから、大礼記念全国統計大会を開催することとした。この大会は、内閣統計局始め、農林省、商工省、京都府、京都市、京都商工会議所の後援を得て、同年12月5、6日の両日京都植物園及び京都市公会堂において行われ、官公庁の統計関係職員、国勢調査など各調査の統計調査員、統計学会員、統計協会員等約6,000人が参加した。大会会議のほか講演会や統計図表の展示、懇親会などが行われ、次のような決議が採択されている。

決 議

我邦人口増加、産業発達其他諸般の情勢に照し統計の刷新、改善及統計知識の普及は寔に緊急なる時務なりと認む仍て中央及地方を通じ当局は統計に関する制度施設の一層充実整備を図り之が為要する相当の経費を支出せられん事を希望す

右決議す

昭和三年十二月五日

於京都

全国統計大会

第二部 戦後の統計再生とその後の発展

第一章 再生への動き

昭和20年まで続いた戦争は、日本の統計及び統計制度に壊滅的な打撃を与えた。戦時中の政府は、次々と行政簡素化の方針を打ち出すとともに、多くの戦時行政特例を設け、統計についても予算を削減し、機構を縮小した。また、経済、社会の実態を示す統計数字は、戦時下の防諜（ぼうちよう）を理由に取扱いが厳重になり、みだりに印刷物によって公表しないなど利用が制限され、国民の前に示されることがなくなった。加えて、戦時中に行われた調査は、爆撃による被害や疎開などのため集計されないものも多かった。統計調査の実施面でも、明治42年に作成が開始された工場統計調査（昭和14年工場調査に改称）の公表が昭和18年から中止され、20年が実施年であった国勢調査は調査自体が中止された。一方、各種の機関が無秩序、無統制に調査を行ったり、必要に応じて秘密に資料を収集したりするなど乱脈化したため、統計の真実性が失われ、信頼性も著しく低下した。

平和になって、政府が何よりも切実に感じたのは、正確な統計資料の必要性であった。それは、焦土と化した我が国を再建し、インフレーションを克服し、経済を安定させるための基礎資料として不可欠なものであった。さらに、我が国は「ポツダム宣言」の受諾に伴い、連合国の占領下にあり、連合国最高司令官総司令部（GHQ: General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）の指令による統計資料の要求、調査実施の要請にも応える必要があった。しかし、戦時中に縮減された統計組織では、これらに対応することは不可能であった。

このような状況の中で、統計組織の再建、統計制度全般の改革を早急に行う必要のあることが、関係する各方面の共通認識となってきた。

第一節 再建施策の上申

1 終戦後の建設施策

昭和20年9月11日、閣議が開催され、席上、東久邇宮稔彦王内閣総理大臣から「……将来ノ建設ノ踏ミ切りヲ準備シナケレバナラナイト思フ之ヲ考フルトキ各省ニ於テ将来為スベキコトハ沢山アルソレデ先ヅコノ12月ノ始迄ニ行ハントスル計画ヲ樹テソレヲ知ラシテ貰ヒ度イ……」との発言があり、同日、内閣総務課長から内閣統計局長宛てに、至急検討

を行い、その計画を9月末日までに報告するよう依命の通牒があった。

この通牒を受けて、20年9月29日、内閣統計局長から内閣総理大臣に宛て「終戦後ノ建設策ニ関スル件」、「一、現在実施セル施策」として人口調査の実施を、「二、将来実施ヲ必要トスル案件」として我が国の統計制度の整備充実を上申した。

(1) 人口調査の実施

「現在実施セル施策」に関する報告については、戦争の終結による新たな事態に対処し、衆議院議員総選挙の選挙区及び議員定数を改正するための基礎資料として、国勢調査の方法により昭和20年11月1日に全国で人口調査を実施することとし、同月20日には確定人口を決定する目標を立て、その業務を進めているというものであった。

これについては、20年は国勢調査の実施年であったが、戦況から国勢調査を中止し、「資源調査法」（昭和4年法律第53号）の規定により、区域を限定した人口調査を計画したものの、当該調査も同年には行わないこととなっていた。しかしながら、終戦とともに、再び、我が国の再建のための基礎資料として、急きょ、人口調査を実施することとなったのであった。

昭和20年人口調査の実施が決定されるまでの経緯は、次のとおりである。

・20年8月29日

人口調査の実施についての意向を確認するため、内務省の地方局長、行政課長が内閣統計局を訪問し、人口課長が応対

・8月30日

午後4時から首相官邸において内閣書記官長、内閣法制局長官、内務省地方局長、内閣法制局参事官、内閣統計局長などにより、人口調査を早急に実施する件について協議。内閣統計局からは人口課長、庶務課長、審査課長、統計官等9名が陪席。統計局に帰局後、夜を徹して人口調査の実施計画・調査要綱を作成

・8月31日

前夜内閣統計局が作成した「昭和20年人口調査要綱案」及び「昭和20年人口調査施行ニ関スル各省各庁ノ協力ニ関スル件」について、首相官邸において法制局長官、内務省地方局長、法制局参事官と協議、内閣書記官長に説明。同案を当日の閣議に議案として上程することとなり、直ちに資料として作成し、提出。昭和20年人口調査の実施を決定

(2) 統計制度の整備充実について

戦時下においては、内閣統計局、農林省や商工省の統計課などのいわゆる統計官庁以外の一般の行政機関が各種の報告を求めたり、独自に調査を行ったりするようになった。さらに、軍部や物価統制団体などが個別に調査するなど、統計調査は無統制、乱雑に実施され、結果の公表もされなかった。その結果、被調査者の負担が増加し、地方機関は混乱し、統計の真実性が失われ、偏った利用がなされるなど、多くの問題が生じていた。

内閣統計局は、これらの問題に対し、「統計事務刷新ニ関スル意見書」（昭和15年、近衛文麿内閣総理大臣に提出）、「国政処理ノ戦時態勢化ニ関スル件」（16年、企画院次長

宛て)、「行政簡素化実施ニ関スル件」(17年、内閣書記官長宛て)や「統計法案」(17年、下審査のため企画院へ送付)などの上申を行い、統計組織の整備、統計事務の刷新を求めたが、そのほとんどは実現に至らなかった。

このような状況から、「将来実施ヲ必要トスル案件」においては、戦後の国家再建の諸施策を立てるには、計画の基礎となる統計の不備欠陥を刷新し、改善をすべきであるとして、まず統計の基礎部門から改革に着手する必要があることを上申した。

さらに、内閣統計局長のその上申の中では、「右ノ改革ニ関シテハ小官、数年来、研究ヲ続ケ概略ノ腹案ヲ持ツニ至レルガ当面差シ当リ行ウベキ事ハ左ノ諸件ナリト思料ス」として、

- ①「統計ニ関スル根本法ヲ制定スルコト」
- ②「中央統計機関ノ設置、地方ノ統計職員ノ充実等、統計事務機構ヲ刷新整備スルコト」
- ③「官民ヨリナル我国統計改善整備ノ為メノ委員会ヲ設置スルコト」

の3項目を挙げている。

2 統計機能充実整備案

昭和20年12月25日、川島内閣統計局長は、「我国統計機能充実整備案」を携えて首相官邸に次田内閣書記官長を訪ね、統計機能の具体的な充実整備の方策について進言した。

○「我国統計機能充実整備案」

昭20.12.25

川島孝彦

第一 機構組織ノ関係

ア 統計調査員ノ問題

一 統計調査員即チ統計調査事務最前線ノ職員ハ現行制ノ通り民間人ニ依嘱スル制ヲトル。

二 統計調査員ノ手当其ノ他ノ処遇ニ付テハ其ノ事務ノ難易及ビ量ニ対応スル如ク各種ノ調査員ノ間ニ統制ヲ行フ。

※「各官庁ニ於テ調査員ノ手当ノ基準ヲ定ムル場合ニハ中央統計機関(仮ニ統計院ト称ス以下同ジ)ノ承認ヲ要スル規定ヲ設クルコト」

三 市区町村及ビ之ニ類スル末端行政庁ヲシテ統計調査員ニ対シ定期的ニ訓練講習ヲ行ハシム。

イ 市区町村ノ問題

一 市区町村ニ統計事務ニ関スル一人若クハ相当数ノ専任職員ヲ置キ其ノ管内所管ノ統計事務一切ヲ指導監督セシム。

※「市区町村制ニ統計専任ノ有給吏員ヲ置クベキ旨ノ規定ヲ設クルコト及ビ其ノ経費ハ国庫ヨリ支出スベキ旨ノ規定ヲ設クルコト」

二 右統計専任職員ノ費用ハ国庫ヨリ支出スルコトトシ俸給手当ヲ潤沢ニス。

※「自治体議員ノ経費膨張ノ危倶ニヨリ陣容充実シ難シ」

三 市ニハ必ズ統計課（部）ヲ設ケシメ市長ノ直属トシテ市役所内各部門ノ統計事務ノ上位指導者タラシム統計課ハ自ラ必要トスル統計調査ヲ直接執行スルト共ニ他部門ノ行フ統計調査ニ承認及ビ指示ヲ与エ且調査結果ノ統計ノ謄本ヲ集収スル権ヲ有シ之ヲ整理保管シテ自他ノ利用ニ供ス。

※「市制ニ新規定ヲ設クルコト」

四 市区町村ノ統計課（係、部等）ハ当該自治団体ノ運営の指導ニ従ヒツツ統計院ヨリ出デタル指示及ビ課題ヲ遂行スル義務ヲ負フ。

※「市制、町村制ニ新規定ヲ設ク」、「全国家統計ノ組織的一体的活動」

五 国又ハ県ガ市区町村ニ命ジテ自己ノ統計調査ヲ行ハシムルトキハ必ズ其ノ経費ヲ国又ハ県ヨリ支出ス。

※「自治体ノ過重負担防止」

ウ 府県ノ問題

一 知事直属ノ系統ニ統計課（部）ヲ独立セシム。

※「地方官官制及ビ府県制ニ明記スルコト」、「統計課ノ廃止セラレタルモノ多シ」

二 統計課（部）ノ府県庁内ニ於ケル地位及ビ職務権限ハ市統計課ノ市役所内ニ於ケル（イノ三）ト同様トス。

三 統計課（部）ト統計院トノ関係ハ市区町村ト統計院トノ関係（イノ四）ニ同ジ。

※「自治体トシテ府県ノ独立性ガ現在程度ナラバ府県ト統計院トノ関係ハ別ニ問題ナキモ今後独立性ガ強化セラルニ於テハ府県制ニ其ノ旨ヲ規定スルヲ要ス」

四 統計課（部）ニハ知事ノ所管事務一切ノ統計資料ヲ收集整理保管シテ内外ノ利用ニ応ゼシムル為統計文書室ヲ附置ス。

※「統計文書室ハ統計表ノ図書館ナリ」

五 知事ニハ管轄区域ニ在ル他ノ中央官庁系統ノ地方官庁及ビ半官的の団体ニ対シ管轄区域内ノ事情ニ関スル現有統計ノ謄本及ビ之ヨリ作成シ得ル統計表ヲ要求シ之ヲ提出セシムル権限ヲ有セシム。

※「地方官官制、府県制及ビ府県庁以外ノ地方官衙ノ官制中ニ此ノ旨ノ規定ヲ設ク」、「総合関連計算」

六 統計課（部）ノ職員ノ人件費ノ半額及ビ事務費ノ半額ハ国庫ヨリ支弁ス。

※「府県統計事務ニ対スル陣容ノ強化ヲ促進ス」

七 府県庁内ニ於テ上級官庁及ビ下級行政庁ニ対スル統計上ノ報告通報又ハ命令具申ノ書類ハ凡テ統計課（部）ヲ経由セシム。

※「庁中庶務細則中ニ規定スルコト」、「府県庁ノ文書課ハ単ナル文書收受発送

ヲナスニ過ギズ此ノ現況ヨリスレバ統計課ヲ拡大シテ之ニ現在ノ文書課事務ヲ吸収スル方ヲ可トス」

八 地方事務所ハ統計事務上格別一ノ段階トシテ取扱ハズ。

エ 中央諸官衙ノ問題

一 行政、司法、立法ノ各部門ニ亘リ各省ヲ始メ凡テ官衙ニハ其ノ長官直属ノ系統ニ統計事務専任ノ係、課、部、局ヲ置キ所管事務全般ニ亘ル統計事務ノ中心的存在トス其ノ当該官衙内ニ於ケル地位及ビ職務権限ハ概ネ市統計課ノ市役所内ニ於ケル（イノ三）ト同様トス。

二 各官衙ハ夫々其ノ活動ノ部門及ビ指揮命令系統ヲ別ニスト雖モ統計事務ニ関シテハ当該官庁ノ運営的指導ニ従属シツツ統計院ヨリ出タル命令及ビ課題ヲ遂行スル義務ヲ負フコト市区町村ト統計院トノ関係（イノ四）ニ同ジ。

※「各官制ニ其旨規定スルコト」

オ 中央統計機関ノ問題

一 内閣統計局ヲ改組拡大シテ統計院ヲ設ケ我国統計行政ノ最高中央機関トス。

※「我国統計事務ノ専門機関トシテ長キ伝統ヲ有シ現在所管ノ事務範囲ハ限定セラレ規模モ未ダ大ナラザレド他ノモノニ比シ比較的陣容整備ス」

二 内閣総理大臣ト府県知事トノ関係ニ於テ統計院ハ府県庁ヲ事務上直系ノ下級官庁トシテ有ス。

※「統計院直系ノ地方統計機関ヲ設クルハ時期尚早ナリト認ム、米国ニテハ現在下級機関トシテ両者ヲ併用シツツアレドモ……」

三 各部門ノ行政官庁ニ対シテハ（エノ二）ノ関係ニ於テ統計事務ニ関スル限りニ於テハ其ノ統計課（部）ニ対シテ指揮命令ノ権ヲ有ス。

※「官制ニ明記スルコト」

四 統計院ヲシテ我国全体ノ統計機能ノ発達向上ヲ掌ル責任ト権限トヲ有セシム。

※「単ニ官庁ノミナラズ民間ニ対シテモ権力発動ヲ要スルニ付法律ヲ制定スル要アリ」

五 統計院ノ長ヲシテ閣議ニ列セシム但シ閣員ニ非サレバ表決ニ加ハラシメザレド単ナル顧問又ハ傍聴者デナク閣議事項ニ関シ統計上ヨリスル独自ノ見解ヲ開陳シ又ハ我国ノ統計ニ関スル問題ニ関シテハ進ンデ意見ヲ閣議ニ開陳シ得ル資格ヲ与フ。

※「国是国策ノ方向ニ密接シ機ヲ失セズ且方向ヲ誤ラス統計資料整備ノ用意ヲ得シム」、「統計ノ用意ハ国家計画立案ニ先ツモノナレバナリ」

六 統計院ノ掌ルトコロ概略左ノ如シ但シ左記ハ目下内閣統計局其ノ他一般官庁ノ現況ヲ基トシタル案ニシテ差シ当リ急ヲ要スル部分ノミニ過ギズ機構ノ整備、人員及ビ機能ノ充実ニ伴ヒナホ司掌範囲ハ拡張スル要アリ。

※「中央統計機関ヲ省トナサザルハ統計行政ハ縦割ノ分担的行政ニ非ズシテ有

機的総合行政ナレバナリ」

- 1 国勢調査ノ如キ規範大ナル統計調査（但シ人口統計ニ限定セズ物資動力経営体ノ活動等ニモ及ブ）又ハ数省ニ跨ル統計調査等自己ノ行フヲ適当ト認ムル調査ヲ自ラ施行ス。

※「全官庁ノ統計業務ノ総括的計画ヲ編成スルコト」、「各官庁ノ金銭的経理ノ清算書ノ検査ヲナスコト」、「国民経済バランスノ作成、国民経済バランス遂行ノ動態的状况ノ検査ヲナスコト」

- 2 各省其ノ他ノ中央官庁ガ統計調査ヲ行ハントスルトキ其ノ計画ヲ審査シ承認ヲ与フ調査ノ結果ニ関スル報告ヲ受ケ之ヲ検討シテ必要ナル指導ヲ行フ。
 - 3 右以外各官庁ノ統計事務ニ対スル指導、監督、統制ヲ行フ。
 - 4 我国ノ全統計表ノ謄本ヲ収集シ之ヲ整理保管シテ内外ノ用ニ供ス。
 - 5 我国全統計分野ノ検討整理及ビ新編成ニ関スル業務。
 - 6 統計計算機械化ノ工夫、指導、計画。
 - 7 統計報告送達ノ機械化及ビ能率化ノ工夫、指導、計画。
 - 8 統計文書整理保存複写ノ科学化能率向上ノ研究。
 - 9 統計職員ノ養成。
 - 10 統計的著作ノ刊行及ビ計算ニ関スル智識ノ普及向上。
 - 11 国内統計学術団体ト連絡シ又外国ノ統計機関トノ国際的連繫ヲ緊密ニシ相互援助ヲ図ルコト。
- 七 統計院ニ統計計算専門学校ヲ附置シ統計実務者及ビ将来設クベキ中等程度ノ統計学校ノ教職員ヲ養成ス。
- 八 統計院ニ統計文庫ヲ設ケ統計表其ノ他統計関係図書ノ閲覧利用ニ便セシム。
- 九 統計ニ関スル中央委員会ヲ設ク。

第二 人事関係

- 一 統計院ノ長ヲシテ各行政庁ノ任免進退ニ対シ或ル程度ノ発言権ヲ有セシム。
- 二 各庁ノ統計職員ニ対シテハ努メテ其ノ扱フ事務ノ種類ノ行政ノ實際ニ触レシムルコト。
- 三 官吏ノ詮衡ニ際シテハ統計上ノ智識技倆ヲ採否ノ標準ニ採リ入ルルコト。

第三 機械設備ノ関係

- 一 無線電話
- 二 統計報告便
- 三 集計機械
- 四 マイクロフォト

（注） ※は同案のコメントとして記述されているものである。

この「我国統計機能充実整備案」は、同じ12月25日、内閣法制局第二部長にも手交され

た。また、その後、次田内閣書記官長の後任（21年1月13日付け）となった檜橋内閣書記官長には、21年2月7日に届けられた。

なお、上申の説明は、内閣書記官長室において行われたが、12月25日当日には、内閣書記官長のほかに、有澤廣巳東京大学教授も同席しており、教授からは、大いに統計制度改革が急務であるとして、アメリカの統計事情を交え、①公表の重要性、工業の統計の重要性、②各官庁の統計課がそれぞれ行うのではなく、本質的には中央統計機関に集中するのが良いこと、③統計の末端機関の強化をすべきであること、④専門家の養成を行い、その職で地位が昇っていくようにすること、などについて発言があった。また、内閣書記官長との間で次のような質疑、応答があった。

（問）第一に専門家の養成であるが、その方法、また、実務家には講習以外に少し程度の高いものを要すると思うが、その程度は如何。

（答）実務家にそう高等な教育は要らないが長い経験が肝要である。おかしな数字がちょっと見て分かるように（照合、検査などで）。

（問）専門家の養成機関として文部省統計数理研究所は如何。

（答）あれは程度が高すぎる。

3 統計制度改革案

川島内閣統計局長は、「我国統計機能充実整備案」の上申の後も、統計制度の改善についてこの際思い切った方針を立て、これを実行することが現下の我が国の諸要求に合致する最も基本的な要件であるとし、「我国統計制度改革ノ趣旨」及び「統計制度改革案」を取りまとめ、内閣書記官長など政府関係者及びGHQの関係者に提出した。

○「統計制度改革案」

昭21. 2. 17

一、内閣官制ヲ一部改正シ内閣総理大臣ハ統計ニ関スル事項ニ付各省大臣ニ対シ命令、指揮、監督及ビ指導ヲナス権限ヲ有スル旨ヲ規定ス。

二、内閣ニ中央統計局、各官庁（下級行政庁ヲモ含ム）ニ夫々統計調査課（事務ノ量ニ依リ部又ハ局トス）ヲ置キ、之ヲシテ自ラ所要ノ統計調査ヲ行ハシムルノ外、中央統計局ニハ全官庁ノ統計事務ニ付、又統計調査課ニハ当該官庁内ノ他ノ局課ノ行フ統計事務ニ付、上位指導者トシテ統制、指導、監督ヲナスノ権限ヲ有セシム。

1、中央統計局ハ内閣総理大臣直属ノ系統ニ之ヲ置キ我国統計行政ノ最高中央機関トス。

2、各官庁ノ統計調査ハ当該官庁ノ長官直属ノ系統ニ之ヲ設ケ専任ノ課長ヲ置キ、ナホ統計事務統制上必要アル場合ニハ統計事務ノ他、当該官庁ノ文書發送收受ノ事務一切ヲモ所管セシム。

3、都道府県ノ統計調査課ハ中央統計局ニ直属シ其ノ直接ノ指導ノ下ニ活動シ下級

ノ地域行政機関ノ統計事務ヲ指導ス。

三、各官庁ノ統計調査課ハ当該官庁ノ長官ノ運営的指導ニ従ヒツ、中央統計局ヨリ出デタル指示及ビ課題ヲ遂行スル義務ヲ負フモノトス、同一官庁内ニ於テ局課ノ統計事務担当者ト統計調査課トノ関係モ亦同様トス。

四、各官庁ガ統計調査ヲ行ハントスル場合ニ於テハ必ズ其ノ案ヲ中央統計局ニ提出シテ審査ヲ受ケ其ノ承認ヲ得タル上之ヲ行ヒ、調査ノ結果ニ付テモ亦中央統計局ノ確認ヲ受クルヲ要ス、各官庁ガソノ庁内ノ統計制度ノ新設改廃ヲナス場合モ又承認ヲ受クルヲ要ス。

五、統計調査ニ関スル現行ノ雑多ナル法律ヲ整理統合シテ単一ノ統計法ヲ制定ス、而シテ此ノ中ニ中央統計局ノ承認ヲ經ザル統計調査ニ対シテハ国民ニ申告ノ義務ナキコト及ビ関係当局ニ於テ其ノ事務ヲ遂行スル義務ナキコトヲ明確ニス。

六、毎年、国ノ総予算純計ニ百分ノ五ニ該当スル金額（外割五分ノ謂）ハ統計事務経費トシテ大蔵省ニ於テ別ニ取り置き、各省（中央統計局ヲモ含ム）ノ統計事務ニ関スル経費予算ハ凡テ之ヨリ配当スルコトトシ、右金額ノ範囲内ニ於テハ中央統計局、各省ノ予算要求ヲ査定ス。而シテ之ヲ以テナホ不足ノ場合ハ大蔵省其ノ要求ヲ査定シ、又剰余ヲ生ジタル場合ハ其ノ金額ヲ積立テ置き後年度ノ予算ニ充テ得ルコトトスル。

七、中央統計局ヨリ絶ヘズ人ヲ派遣シテ、各官庁ノ統計事務執行ノ状況ヲ視察シ事務向上ノ指導、訓練及ビ監督ヲナスノ制ヲ設ク。

八、各官庁ガ調査ノ第一線ニ任用スル調査員ニ関シテハ其ノ任免、給与、待遇等ニ付テ中央統計局ノ長官之ヲ一元的ニ統制ス。

九、各官庁ニ於ケル統計調査課長ノ任免進退ニ付テハ中央統計局ノ長官其ノ意見ヲ関係当局ニ申出ズルコトヲ得又中央統計局ノ長官ノ同意ナクシテ統計調査課長及ビ其ノ他ノ統計事務ニ従事スル職員ノ任免進退ヲ行フコトヲ得ズ。

十、中央統計局ノ長官ニハ閣議ニ常ニ出席シ且ツ統計ニ関スル問題ニ付テハ独自のニ其ノ意見ヲ述べ得ル資格ヲ有セシム同様ニ各官庁ノ統計課長ニハ当該官庁ノ最高会議ニ常ニ出席シ統計上ノ意見ヲ開陳スル資格ヲ有セシム。

十一、各官庁ノ長官又ハ指定セラレタル官吏（吏員ヲ含ム）ハ中央統計局ノ長官ノ要求ニ依リ所管事項ニ付、又ハ所管事務ヲ通ジテ他ノ事項ニ付統計報告ヲ提出シ、及ビ統計ニ関スル各種ノ資料又ハ其ノ写ヲ提出スル義務ヲ負フ。

十二、中央統計局ノ長官ハ国政全般ニ互リ統計事項ニ関シテ其ノ責ニ任ジ、各官庁ノ統計調査課長ハ当該官庁内ノ全統計事項ニ付其ノ責ニ任ズ。

十三、統計専門学校ヲ東京ニ設ケ中央統計局ノ管理ニ属セシメ官庁及ビ民間ニ於ケル幹部統計職員ノ養成ニ充テ兼ネテ一般官吏ニ対シ経営統計利用ニ関スル知識技能ヲ習得セシム。

十四、一般行政官吏ノ銓衡、任用及ビ其ノ進退ニ当ツテ経営統計ニ関スル技力量

ヲ考査スル制ヲ設ク。

十五、統計事務ニ従事スル官吏ハ各種ノ議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ又政治運動ヲナスコトヲ得ザルコトトス。

十六、統計事務ニ従事スル官吏ニハ特別ノ年功加俸ヲ給スルノ制ヲ設ク。

附 記

一、中央統計局ニハ国政ニ関スル凡テノ統計ヲ收集整理スル統計文庫ヲ設ケ之ヲ官民ノ利用ニ供ス。

二、中央統計局ヲ創設スルニハ内閣統計局及ビ各省ニ於テ現在統計局又ハ統計課トシテ統計事務ヲ専門ニ掌ル局部課ヲ其ノ所管事務、人員、設備、経費ト共ニ全部統合シテ之ヲ実現シ之ヲ中核トシテ漸次中央統計局内部ノ整備ヲ進ムルコトトス。

三、中央統計局ノ機構詳細ハ別途之ヲ定ム。

四、新統計制度ハ改革発足後三年間ニテ全部ノ整理ヲ了スル見込ニシテ第四年目ヨリハ経営統計トシテ少クトモ今次大戦直前ノソ連ノ統計ト同等ノ機能ヲ發揮セシメ得ルコトヲ確言ス。

(注) 「統計制度改革案」の「附記」事項を除く「一」から「十六」までの事項は、後に開催される「統計研究会」、「統計制度改善に関する委員会」において「統計局長私案」(「川島私案」ともいわれる。)として提出されたものである。

4 統計調査法案要綱の提出

(1) 法律の必要性

内閣統計局は、昭和21年4月18日、来るべき特別国会に提出するための法律案として、「統計調査法案要綱」を作成し、内閣官房総務課長に提出した。

これまで、我が国の統計調査は、「国勢調査ニ関スル法律」(明治35年法律第49号)、「統計資料実地調査ニ関スル法律」(大正11年法律第52号)、「資源調査法」(昭和4年法律第53号)及び「国家総動員法」(昭和13年法律第55号)により、それぞれ実施されており、統計は統一した基準によって作成されていなかった。我が国の再建の基礎となる統計を整備するためには、それぞれの法律の規定を整理・統合して、統計調査に関して基本となる法律を制定する必要があった。

(2) 法案の骨子

「統計調査法案要綱」には、統計調査法において規定すべき事項として、①統計調査の基準、②国の統計は法律により実施し、資料の提出を求めること、③国勢調査は法律により5年ごとに実施すること、④官庁、公共団体等の国家機関及びその他民間の統計調査の実施について統制を行うこと、⑤正規の手続によらない調査には申告義務がないこと、⑥政府の統計は法律に定めがあるもののほかは全て公開し、利用者からは手数料を徴収すること、⑦政府は毎年の予算の百分の五を統計調査及び統計整備のために別に確保すること、などが盛り込まれていた。

5 地方統計機構の整備

(1) 地方の統計組織

昭和10年1月に「地方官官制」（大正15年勅令第147号）が改正（昭和10年勅令第4号）され、「統計ニ関スル事項」は、知事官房から総務部に移管されて、北海道を除く全府県に統計専管課が置かれるようになったが、17年11月には再び知事官房の所掌に戻され（「行政簡素化実施ノ為ニスル警視庁官制外九勅令中改正ノ件」（昭和17年勅令第768号））、統計事務」は不要不急のものとされて、地方庁における統計組織は縮小されていった。

その結果、20年12月末には、統計専管課のある府県は29（統計課15府県、調査課14県）となり、その他の18府県においては総務課、庶務課、地方課等に合併され、統計の仕事はその一部として取り扱われるという状況であった。

(2) 整備案の提出

内閣統計局は、昭和22年臨時国勢調査に際して、その実施計画とともに、戦後の地方における統計組織を整備するため「地方統計機構整備案」を統計委員会に提出した。

○「地方統計機構整備案」（※ 組織図は省略）

一、地方統計局（仮称）ノ設置

- (1) 中央集査ニ依ル製表事務ヲ迅速ナラシメル為ニ中央統計局ノ支局(地方統計局)ヲ行政協議会ノ地区（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）ニ置キ其ノ管轄地域ノ内閣統計局、農林省、商工省等ノ各種統計調査ノ集計ニ当ラシメル。
- (2) 尚右ノ支局ハ各調査及一般統計事務ニ付都道府県ノ統計課ヲ指導スル。
- (3) 地方統計局ハ内閣統計局ノ直属ノ機関トシ、其ノ職員ニ対スル身分上ノ監督ハ内閣統計局長ガ之ヲ行フ。
- (4) 地方統計局ニ於テ行フ各省ノ統計調査ノ集計事務ニ付テハ各省ガ指導監督スル。
- (5) 地方統計局ノ構成人員ハ局長（二級官）1名ノ外平均二級官5名、三級官10名、集計雇員ハ常時300名位トスル。
- (6) 地方統計局設置ニ伴フ所要経費概算 約15,000,000円位（經常費）

二、都道府県統計課ノ国費設置

- (1) 都道府県ニ全額国費支弁ノ官吏ヲ中心トスル統計課ヲ必ズ設置スル。
- (2) 右統計課ノ職員ノ身分上ノ監督権ハ地方長官ガ持ツコトトスル。
- (3) 内閣統計局及各省ノ行フ統計調査ノ事務ニ付テハ内閣統計局及各省ノ指揮監督ヲ受ケル。
- (4) 市区町村ノ統計職員ノ身分上ノ監督権ヲ持タナイガ統計事務上ノ監督権ヲ持ツコトトスル。
- (5) 内閣統計局及各省ニ於テ行フ各種大規模統計調査ノ集計事務ハ行ハナイ。

(6) 都道府県統計課ノ国費支弁ノ構成人員ハ平均二級官 2 名（内 1 名課長）三級官 20 名、雇員 20 名位トスル。

(7) 所要経費概算 約 14, 000, 000 円位（経常費）

三、市区町村ニ国費支弁ノ統計主任ノ設置

(1) 市区町村ニ全額国費支弁ノ統計職員（三級官待遇但シ市区ニハ二級官待遇）ヲ 1 名乃至数名置キ統計調査員ノ監督指導其ノ他一般統計事務ヲ専行セシメル（半額支弁トスルコトモ考ヘラレル）人口二十万以上ノ大都市ニハ統計課ヲ設置セシメ、其ノ構成職員ノ大部分ハ国費支弁ノ者ヲ以テ充テル。

(2) 右ノ職員ノ身分上ノ監督権ハ市区町村長トスル。

(3) 内閣統計局各省及都道府県ノ行フ統計調査ノ事務ニ付テハ内閣統計局各省及都道府県ノ指導監督ヲ受ケル。

(4) 内閣統計局及各省ニ於テ行フ各種ノ大規模ノ統計調査ノ集計ハ原則トシテ行ハナイ。

(5) 国費支弁ノ統計専任職員ハ原則トシテ町村ハ 1 名、市ハ人口一万人ニ付 1 名ノ割合トスル（約 15, 000 名）。

(6) 所要経費概算 約 150, 000, 000 円位

第二節 統計・統計制度の再建

我が国の統計及び統計制度は、明治 4 年太政官正院において政表事務を始めたことを嚆矢（こうし）とし、草創期を経て、14 年 5 月に統計院が設置されて飛躍的な拡充が図られた。その後も変遷を重ねたが、大正 9 年 5 月には国勢院が置かれ、初めての国勢調査が実施された。さらに、同年 10 月、統計に関する重要な事項を調査審議する中央統計委員会が内閣に設置され、中央統計委員会は、統計制度の改善、統計体系の整備などについて政府に対して種々の答申、建議を行った。特に、諮問第二号「統計整理統一ニ関スル件」に対する大正 11 年 7 月 5 日の答申は画期的なものであった。

一、政府ハ行政整理ノ要目トシテ統計調査事務ノ統一整理刷新ヲ図ルヘキコト……

二、国勢院ヲ純然タル中央統計調査機関タラシムヘキコト……

三、国勢院ヲシテ統計行政ノ中枢タラシメ各省及地方庁ノ統計事務統一ノ実ヲ挙げシムヘキコト……

四、国勢院ヲシテ国勢ノ基本ニ関スル普通的調査ノ管掌機関タラシムヘキコト……

五、性質上各省ニ専属セサル一般的調査及二省以上ノ所掌事項ニ跨リ統一シテ調査スルヲ便トスルモノハ国勢院ヲシテ施行セシムヘキコト……

六、中央統計委員会ヲ統計調査ニ関スル最高諮問機関ト為シ委員ノ選任並其ノ待遇ニ

留意シ以テ十分其ノ機能ヲ發揮セシムヘキコト……

七、各省ニ其ノ省主管事項ニ関スル統計調査ヲ統一整理シ定期又ハ臨時ノ調査ヲ担当セシムル為専務ノ課ヲ設ケ且之ニ充ツルニ相当素養アル専門家ヲ以テスヘキコト…
…

八、各府県及大都市ニ統計調査事務ノ機関ヲ設ケ中央ヨリスル諸調査ノ命令照会ヲ処理シ併テ各地方ノ事情ニ照シ適切ナル特殊ノ調査ニ当ラシムヘキコト……

九、市町村ニ統計調査主任ヲ置キ各種調査事務ヲ処理セシメ直接調査ノ為調査員ヲ設置スヘキコト……

十、統計ニ関スル各省定期報告例ノ改廃新設及臨時調査ハ予メ国勢院ニ合議シ合議ノ違ナキモノハ事後ニ報告シ各地方ニ於ケル定期臨時ノ調査ハ主務省及国勢院ニ報告セシムヘキコト……

十一、統計職員ノ優遇統計教育ノ普及ヲ図ルヘキコト……

十二、市町村ニ於ケル統計調査主任ノ給料ニ対シ国庫補助ノ途ヲ講スヘキコト……

しかし、一部を除いて答申の内容は実現せず、第二次世界大戦勃発後の昭和15年12月には、その機能が弱体化して、20年間にわたり我が国の統計の発展に寄与してきた中央統計委員会は廃止された。さらに、戦局が緊迫すると行政が簡素化され、予算も削減されて統計機構が縮小されたため、20年の終戦時における我が国の統計及び統計制度は壊滅に近い状態となっており、改めて焦土の中から再建されなければならなかった。

1 再建への胎動

戦後の社会経済は戦争によって悲惨な状態に陥っており、国民生活の回復と経済の再建が焦眉の急務となっていたが、そのための諸施策の立案には、何よりも正確な統計資料が必要であった。

一方、我が国は連合国の占領下に置かれ、その占領政策はGHQの主導の下に行われており、GHQは、あらゆる機関に対して統計資料の提供を求めてきた。

内閣統計局にも、GHQの関係者がたびたび来局し、戦時中における統計資料、統計組織、関連法規、統計の利用状況などを調査した。さらに、経済に関する詳細な週間統計の作成や「1946年4月日本ノセンサス」の施行（昭和21年人口調査として実施された。）、人口動態統計の整備、消費者価格調査、労働力調査の実施などが覚書によって矢継ぎ早に指令された。

しかし、統計機構にあつては、組織は縮減され、職員は離散し、機械類は焼損しており、また、終戦直後の命令で過去の統計資料の多くを破棄焼却していたため、直ちに統計資料の需要に応ずることは困難であり、政府として、統計組織の再建、統計制度の改善を図ることが急務であった。折しも、内閣統計局長から上申された「終戦後ノ建設施策ニ関スル件」（昭和20年9月29日）など統計の整備、改革への進言が端緒ともなり、統計及び統計

制度の再建に向けての取組が始まったのである。

統計制度改善の必要性を痛感した政府は、この問題を取り上げることとし、内閣書記官長は、首相官邸に有澤東京大学教授を招いて協議した。教授は、大いに日本の統計制度改革が急務であることを説いたが、内閣書記官長と教授との協議の結果は政変のために実現しなかった。その後、内閣を組織した吉田茂内閣総理大臣は、経済閣僚として大内兵衛東京大学教授、高橋正雄九州大学教授などの入閣を要望したが承諾を得られず、仲介を日本統計界の元老高野岩三郎博士に依頼した。これに対し博士は、むしろ統計制度の改善が急務であることを説き、これを大内教授に委ねることを助言した。吉田総理は、この助言を受けて、統計及び統計制度の改善に関する一切を大内教授に委ねた。このような経緯から、大内教授が所長であった日本統計研究所の全面的な参加、協力を得て、終戦後各方面から要望されていた統計の再建は、大内教授を中心に行われることとなった。

(1) 内閣審議室の設置

統計及び統計制度の再建に向けた企画は、「内閣部内臨時職員設置制」（昭和18年勅令第189号）の改正（昭和20年勅令第645号）により、「重要施策に関する各庁事務の総合調整に関する事務を掌らしむる為」、内閣官房に内閣審議室が置かれてから具体化した。

内閣審議室は、経済安定本部の発足（昭和21年8月12日、物価庁と同日に新設）を控え、経済施策立案の根底となるべき経済統計の整備が不可欠となるとの見通しの下に、当面必要な経済動態統計の整備及びその利用普及を第一段階の目的としていた。しかし同時に、この課題を解決するためには、日本の統計制度全般の改善が必要となるということも予想していた。動態統計の整備、利用の研究を進めれば、必然的にその統計の真実性や統計体系が問題となり、それはまた統計の作成過程にも及ぶものになるからであった。内閣審議室が統計及び統計制度の改善の企画に本格的に着手したのは、昭和21年4月からで、この企画業務は、同室の桜井真首席参事官と山中四郎参事官が中心となって推進した。

ア 統計懇談会

内閣審議室は、GHQに提出する統計資料の整備のための措置を研究するに当たって、統計の整備改善について各方面の関係者が自由な立場で討論し、情報を交換し合う場として、統計懇談会を設けた。第1回の懇談会は、昭和21年5月22日に各省庁、日本統計研究所、国民経済研究協会等の統計担当者、統計学者が出席して行われ、①本邦統計の整備改善に関するGHQの意向と米国における統計の現状、②経済安定本部設置に伴い緊急に整備すべき統計の内容並びに連絡機構、③各省における統計事務の現状と現在改善に関して執りつつある措置、などが議題となり、同年6月19日までに5回開催された。

イ 統計研究会

統計懇談会は、その後、経済安定計画の目標及び測定指標となる基礎統計の構成についての研究を任務とする統計研究会に発展した。統計研究会は、昭和21年7月2日に第2回連絡会議を開き、第一期に経済安定緊急対策の決定及び対策の効果判定に必要な重要統計の整備に関する研究を、第二期に日本経済再建計画策定に必要な基本的統計資料の整備に

関する研究を、第三期に現存統計及び統計機構の根本的改善案の研究を行うこととした。

統計研究会には、総合委員会と人口推計、生産流通、勤労生計、金融物価の4分科会を設け、関係各省庁の統計主務者と統計学者などが参加した。分科会は、主査、副主査及び幹事を決め、随時連絡会議が開かれた。主査には、川島内閣統計局長（人口推計担当）、のほかいずれも日本統計研究所の理事であった有澤東京大学教授（生産流通担当）、中山伊知郎東京産業大学（東京商科大学）教授（勤労生計担当）、森田優三横浜経済専門学校（横浜国立大学）教授（金融物価担当）が就いて、研究の取りまとめに当たった。人口推計分科会は25年までの人口推計を早急に行うこととし、金融物価分科会はインフレーション指標、生産流通分科会は生産再開の指標、勤労生計分科会は国民の生活程度の測定指標の作成をそれぞれ目標として、21年7月の第1週から研究を開始したが、現存の統計の研究によって統計の不備、不正確さが具体的に指摘されることとなり、良い統計を無駄なく作成するための統計制度の改善の必要性が改めて強く認識されることとなった。

また、GHQの要求に応じて提出する統計は不正確、不統一なものが多く、米国と比較して余りに懸隔が甚だしかったことも、大きな刺激となった。

21年7月10日、統計研究会の各分科会の連絡会議の席上、川島内閣統計局長から「我国統計制度改革の趣旨」及び「統計制度改革案」が私案として提出され、これが導火線となって統計制度改善の問題が表面化した。この私案は、当日の会議において討議されたが、この案は統計制度の理想型の一つであるが、現段階の実情から見て、更に研究、検討すべきものがあるとの結論になった。

しかし、川島内閣統計局長は、今こそ統計の旧慣を廃し、飛躍、脱皮すべき時機であるとして、当日各省から意見のあった問題点について、さらに統計改善上重要なポイントとなる事項について「各省ノ意見ニ対シ原案者ノ反駁意見」として取りまとめ、山中参事官に宛て書面を送った。これを受けて、内閣審議室は、川島内閣統計局長私案に対する各省の意見、各省の統計調査機構の現状及び統計調査機構改善計画について提出を求めたが、問題が非常に大きいものであることから、これらを委員会を設置して審議することとした。

（2）統計制度改善に関する委員会

統計研究会における議論を契機として、昭和21年7月19日、「統計制度の改善に関する委員会の設置の件」が閣議了解された。

○統計制度の改善に関する委員会の設置の件（昭和21年7月19日閣議了解）

- 一、統計制度の改善に関する具体案を審議立案するため内閣に統計制度改善に関する委員会を設けること。
- 二、右委員会の委員は統計学者、研究機関その他関係団体代表者、及び各官庁の関係官を以て充てること、又実務相当者を以て幹事とすること。
- 三、委員会の議事は出来るだけ急速に進行せしめ、決定事項は政府に於て逐次実施に移すこと。

この委員会の委員長には、大内東京大学教授が就任し、委員には統計研究会の主査であった諸教授のほか、高橋日本統計研究所専務理事・九州大学教授、帆足計日本産業協合理事、篠原周一日本銀行統計局長、政府側から橋井内閣審議室首席参事官、川島内閣統計局長などが任命された。また、橋井参事官が幹事長、山中内閣審議室参事官、友安亮一内閣統計局審査課長など各省の関係課長が幹事に任命された。

統計制度の改善については、GHQからも賛同を得て、委員会は、第1回の総会を21年8月24日に開催した。当日は吉田総理の臨席を予定していたが、国会日程により出席できなかったため、膳桂之助経済安定本部総務長官が挨拶し、GHQからはE.ロス経済科学局調査統計部長が出席して、米国の統計制度に関して説明した。その後、内閣審議室が提出した「統計制度改善に関する意見書」について審議が行われたが、委員会は、審議に先立ち、直ちに実行可能な改善案を得ることを眼目とし、特に次の2点について考慮することとした。

①各省庁の対立によって統計改善のための力が弱められることを避けること。現存機構のいずれかに強力な権限を持たせようとする強硬な統一主義を押し通すことによってかえって対立を一層激化することを避けるため、各省庁の意向が一致する形の新しい機構（統計委員会）を設けること

②その機構の存立を永続させ、これに対する各省庁の協力を確保するために、権威と永続性を持つ法律に詳細な規定を設けること（統計法の制定）

この方針は、大正11年7月、加藤高明内閣の当時、中央統計委員会への諮問第2号「統計整理統一ニ関スル件」に対する中央統計委員会の答申がおおむね適切な内容を持っていたにもかかわらず、中央統計委員会が諮問建議の機関であって決議執行の機関でなかったためそれが一部しか実施されず、かつ、その成果を永く確保し得なかったことを踏まえて立てられたものであった。また、統計改善の目的は、各種統計それ自体の改善にあるが、差し当たっては、まず統計を作る機関を整備することに主眼を置くこととされた。

委員会は、統計研究会及び関係各省の委員から成る小委員会を設け、さらに、その小委員会委員の中から大内、有澤、中山、高橋、近藤（康男東京大学教授）、森田の各教授など日本統計研究所の統計学者を中心とする原案作成委員を選び、改善案の作成を開始した。改善案作成に当たって主に議論された事項は、①統計の企画審査機関を統計実施機関と一体のものとすべきか、分離すべきか、②分離する場合の企画審査機関の行政機構、③その機構の所属、④地方統計機構経費と国の予算の関係、などであった。

原案作成委員会は、数次にわたる討議を行うとともに、千葉県下への実情調査を行い、昭和21年9月5日に小委員会案を可決した。この案は、同年10月21日に開催された第2回総会に諮られ、一部修正の後、採択されて、同日、「統計制度改善に関する件答申」として内閣総理大臣に提出された。総会の席上、膳国务大臣は、政府として具体案について急速なる実現を図り、その必要のあるものは本年度の通常会に提出することを言明した。

○統計制度改善案（昭和21年10月21日統計制度改善に関する委員会決定）

一、統計に関する機構の整備

統計機構は差当り左の如く整備すること。

(A) 統計委員会

(一)内閣に統計委員会（仮称）を設け、重要統計の改善のため左記のことはしめる。

- (1) 重要統計に関する企画を審査し、調査主体を指定する。
- (2) 重要統計に関し、所管官庁にその企画をなさしめ、或は委員会自ら企画をする。
- (3) 重要統計に関する各機関の事務の監査を行ふ。
- (4) 政府が中央統計局長を任命するには予め委員会の意見を徴する。
- (5) 統計関係職員の資格を定め又資格の認定を行ふ。
- (6) 現行統計法規の統一整備を行ふ。
- (7) 統計の改善、統一を目的とする会議を開催する。
- (8) その他統計制度の改善に関する立案、審査を行ふ。

(二) 統計委員会の会長は内閣総理大臣とし、副会長は経済安定本部総務長官とする。

委員は統計に関する専門家十名以内とし、必要ある場合には臨時委員をおく。

幹事は関係官の中より之を任命する。

(三) 委員会に事務局をおく、局長は委員の中より之を任命する。

(四) 関係官庁職員は統計委員会に出席して意見を述べることができる。また統計委員会は関係官庁職員に対し、委員会に出席して説明又は意見を述べを求めることができる。

(B) 中央統計局

(一) 経済安定本部に中央統計局（仮称）を設け、左の事務を行はしめる（現行の内閣統計局を之に移行せしめる）。

- (1) 人口調査その他の包括的調査。
- (2) 各省その他にて行ふ大規模統計の集計。
- (3) 統計年鑑の編纂。
- (4) 統計及官庁出版物の印刷刊行販売。
- (5) 統計研究所及び統計専門学校（仮称）の経営。
- (6) 統計知識の普及。
- (7) 統計資料文庫の設置、公開。

(二) 中央統計局長の任命については、政府は予め統計委員会の意見を徴するものとする。

(三) 統計研究所においては、統計学に関する研究をなす外、統計に基く調査研究を行ふ。

(四) 統計専門学校においては、統計学その他必要なる課程を授け、統計関係職員の

養成並に統計に関する研究を行ふ。

(五) 統計に関する出版物はその形式を統一し、各官庁の出版物もなるべく形式を統一し、一箇所にまとめて広く頒布する様にする。

(C) 各省

(一) 各省に統計専管の局又は課をおき、その省所管の統計を取扱はしめる。

(二) 統計専管の局又は課に統計連絡会議をおき、省内における諸統計及び重要な業務報告の企画を調整する。

(D) 地方庁

(一) 都道府県庁に統計課をおき、人口、農林水産業、商工業、労務等に関する第一次統計の調査集計並びに教育その他の諸統計に関する事務を取扱はしめる。

(二) 都道府県庁統計課にも統計の集計及速報機能を整備し、統計の作成及利用をなさしめる。

(三) 市町村に統計課又は専任の統計主任をおき、人口、農林水産業、商工業、労務等に関する第一次統計並びに教育その他の諸統計に関する事務を取扱はしめる。

(四) 国庫は国家の必要により都道府県及び市町村をして行はしめる右第一次統計事務に関する経費を全額負担する。

(五) 各省所管統計については各省大臣、中央統計局の統計については経済安定本部総務長官が夫々地方庁の統計関係事務を監督、指導する。

(E) 民間統計機関

(一) 統計調査のうち民間の機関において行ふを可とするものは、できるだけこれを民間機関に委せ、民間統計の発達を促進するやうに措置する。

(二) 民間機関の実施する統計調査のうち、重要なものの企画については統計委員会の審査を要することとする。

(三) 政府は民間機関に統計調査の実施を命令することが出来る。又政府は民間機関の統計調査のうち、政府の調査と競合するものゝ実施を禁止することが出来る。但し、此の場合は統計委員会の審議を経ねばならない。

二、統計関係職員及び統計調査員の質的向上

(一) 統計関係職員及び統計調査員の任命、委嘱について必要な資格及び義務、権限を定める。

(二) 統計関係職員の待遇を改善し、優秀なる者に対して褒賞を行ふ。

三、統計の公表

重要統計は全て速やかに之を公表すべきものとし、必要ある場合は公表の期日を指定することができるものとする。

一定の期間公表を差控へる必要があるものについては、統計委員会の承認を受くべきものとする。

四、統計に関する基本法の制定

(一)統計に関する基本法として統計法（仮称）を制定し、前各項の実現のために法的根拠を必要とする事項につき所要の規定を整備する。統計法には主要なる事項として左記の点に関する規定を包含せしめる。

(1) 政府その他の機関に於て重要な統計調査を行はんとする場合には、その実施要綱を統計委員会の議に附し、その承認を受けることを要すること。

(2) 統計委員会に附議すべき重要統計の範囲は、統計委員会の議に附して定めること。

(3) 統計委員会の議を経たる統計調査については、被調査者及調査報告者に真実義務を課し、その違反者に対しては適当なる罰則を設けること。

(4) 統計の公表及びその保存に関する事項

五、要望事項

本委員会は前各項の外、左記について速かに適切なる措置を講ずることを要望する。

(一)各省の現行統計の検討改善を速に行ふこと。

(二)地方における統計関係事務の改善を行ふため、地方庁の実状報告及び改善意見を求めること。

(三)既存の各種重要統計の保管状況を調査して、散逸防止の措置を講ずること。

(四)委員会の決議を実現するために必要な経費は速に支出する様取計ふこと。

(3) 日本国憲法公布に際しての政府声明

昭和21年11月3日、再建日本の基礎法典たる日本国憲法が公布された。翌4日、政府は、国民に向けて「日本国憲法公布に際しての政府声明」を発し、新憲法の公布を機に、憲法の精神の普及徹底を期するとともに、平和国家の再建と国民生活の向上のため、今後における諸般の政策の樹立実行の指針として、教育、文化、経済等に関し政府が抱懷する当面の施策に関して6項目の基本方策を宣明し、これを実現するため、国民に協力を要請した。さらに、基本方策に基づき、当面直ちに実施し、又は実施の準備に着手するものとして、教育制度の刷新、産業経済の再建、労働問題の解決及び民生の安定の三つの事項を挙げ、第二の産業経済の再建に関する事項の中で「一、統計制度の整備」として「1、統計に関する基本法規の制定」、「2、統計の企画及び実施に関する官庁組織の刷新強化」、「3、統計体系の整備及び統計の利用の普及」に早急に取り組むことを国民に明示した。

2 統計委員会の設置

政府は、統計制度改善に関する委員会の答申の趣旨に沿って、昭和21年11月22日に、「統計制度改善に関する緊急処置要綱」を閣議了解し、統計委員会を設置することとした。

○統計制度改善に関する緊急処置要綱（昭和21年11月22日閣議了解）

一、我国統計行政の中核となる統計委員会の設置

(1) 統計委員会の構成

会長は内閣総理大臣、副会長は経済安定本部総務長官、委員は統計に関し学識経験あるもの十名以内とし、関係各省関係官の中より臨時委員を任命する。

(2) 委員会に事務局を置く、局長は委員の中よりこれを任命する。

(3) 統計委員会の主なる機能一新に制定する統計法（仮称）にもとづく。

イ 重要統計の企画審査、及び調査主体の指定

ロ 重要統計に関する事務の監査

ハ その他統計制度の改善に関する立案審議

二、統計委員会の本年度内事務予定

(1) 統計法（仮称）の立案

(2) 内閣統計局及び各省統計機構の改善案の立案

(3) 現行重要統計の改善に関する具体案の作成

(4) 今次改善の趣旨徹底と地方における統計事務の実情調査

(5) 重要統計資料の散逸防止及び収集

三、前項本年度事務に必要な経費は本年度予備金より支出する。

(1) 統計委員会官制

統計委員会の官制は、経済安定本部において統計委員会準備会を開き、統計制度改善に関する委員会の幹事の協力を得て立案された。そして、昭和21年12月28日に「統計委員会官制」（昭和21年勅令第619号）が公布、施行された。その第1条では、「統計委員会は、内閣総理大臣の監督に属し、重要統計に関する企画、関係各庁その他のものの行う重要統計に関する企画の審査及び重要統計の作成に当る官庁又は団体の指定を行い、その他統計の改善発達に関する事項を調査審議する」と規定していたが、この規定は、統計委員会が重要統計に関し企画し、審査し、実施者を指定するという行政的決定を行うことを明らかにしたものであり、委員の合議制行政機関、すなわち行政委員会の我が国における最初のものとして、各方面から注目された。

統計委員会は、会長を内閣総理大臣、副会長を経済安定本部総務長官とし、委員には大内、有澤、中山、森田、高橋、近藤の諸教授のほか、美濃部亮吉毎日新聞社客員、橋井経済安定本部第一部長、川島内閣統計局長、野田卯一大蔵省主計局長がそれぞれ任命された。

(2) 委員会の開催

統計委員会は、昭和21年12月28日に第1回の会議を開催し、「統計委員会議事規則」を決定した後、委員長に大内委員が互選され、事務局長には美濃部委員が任命された。また、今後の議事運用を円滑にするため、商工関係を有澤委員、農林関係を近藤委員、金融関係を森田委員、労働関係を中山委員、人口関係を川島委員、国民所得及び国際関係を高橋委

員が、それぞれ分担することとした。さらに、定例として毎週金曜日（午後1時30分から）に委員会を行うことを決定した。なお、当日は、GHQの要請により米国から派遣され来日していた統計使節団のS. A. ライス団長、P. スタッフ副団長及びGHQのE. ロス経済科学局調査統計部長が出席し、傍聴した。

(3) 委員会における審議

統計委員会が最初に着手したのは、統計に関する基本法の制定であった。具体的には、重要統計の指定、指定統計調査以外の統計調査の取扱い、統計調査体系の整備、中央・地方の統計機構の整備などについて検討・審議を行った。また、昭和22年国勢調査など統計調査の実施に関連して、戦後の社会経済の変化に対応した産業分類・職業分類の設定、失業者の取扱いなど調査事項についての検討を行った。さらに、日本統計年鑑の編集方針を決定したほか、統計職員の養成を目指して「統計委員会統計講習会準則」（昭和22年総理庁告示第8号）を制定するなど、委員の積極的かつ精力的な審議によって、戦後の統計及び統計制度の再建の基礎は着実に築かれていった。

3 統計法の制定

(1) 統計法制定の経緯

昭和21年10月の統計制度改善に関する委員会の答申においては、「統計に関する基本法の制定」という項を設けて、統計に関する基本法として統計法（仮称）を制定し、統計に関する機構の整備、統計関係職員及び統計調査員の質的向上、統計の公表などに関して法的根拠を必要とする事項につき所要の規定を整備する、とされており、この答申を受けて政府は、経済安定本部統計調査室が中心となって、統計法要綱の立案に着手した。

その後、この作業は統計委員会に引き継がれ、統計委員会は、第1回の会合以来、統計の基本法となるべき統計法の立案に全力を尽くすこととなった。統計法案は、明治憲法に基づく最後の議会となった第92回帝国議会に22年2月26日に提出され、同年3月6日貴族院において、同月17日衆議院において、それぞれ出席議員全員の賛成を得て可決されて成立し、同月26日法律第18号として公布され、「統計法の施行期日を定める勅令」（昭和22年勅令第163号）により同年5月1日から施行された。統計法の施行と同時に、従来の統計調査の法的根拠となっていた「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年法律第49号）、「統計資料実地調査ニ関スル法律」（大正11年法律第52号）、「資源調査法」（昭和4年法律第53号）は廃止され、ここに「統計法」（昭和22年法律第18号）を根幹とする統計法規の一元化が図られた。

なお、統計法案の審議に際し、政府提出の原案は無修正で通過したが、衆議院において、各派の共同提案により「統計改善発達のためには、地方における統計制度の刷新機構の拡充を急速に実現することが特に重要である。政府はこの点に遺憾なきを期せられたい。」という附帯決議が行われ、その後の地方統計機構の整備に弾みをつけることとなった。

(2) 統計法の内容

制定当初の「統計法」の内容は、次のとおりである。

この法律は、①統計の真実性を確保し、②統計調査の重複を除き、③統計の体系を整備し、④統計制度の改善発達を図る、ことを目的とする（第1条）。

これらの目的を達成するため、統計調査を、指定統計を作成するための指定統計調査とそれ以外の統計調査（いわゆる届出統計調査）に二分し、指定統計調査を中心として統計調査全般にわたる管理を行い、その改善発達を図る仕組みとなっている。

指定統計とは、「政府若しくは公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて統計委員会で指定し、その旨を公示した統計」（第2条）をいい、政府は、指定統計を作成するための調査（指定統計調査）のため、国民に申告の義務を課し（第5条）、また、指定統計調査に従事する者は、立入調査や質問を行うことができる（第13条）。なお、いかなる統計を指定するかについては、法律に明文はないが、全国的な統計調査であつて、かつ、我が国の統計体系上重要な意義を持つものが指定されている。

統計委員会は、指定統計調査の承認に当たって調査の企画、調査方法、集計及び公表、調査経費の概算等について検討を加える（第7条第1項、第2項）ばかりでなく、その変更や中止を求めることができる（第7条第3項）。また、指定統計調査に従事する者は、統計官に補せられた官吏又は職務を行うのに適当な特別の資格を有する公共団体の吏員若しくはその他の団体の職員に限ることを原則とし（第10条）、これらの者に対しては秘密保持の義務が課せられている（第14条、第19条）。さらに、指定統計調査の調査票は統計委員会の承認を得た場合のほかは統計上の目的以外に使用してはならないとされている（第15条）。

指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、統計委員会に届け出なければならない（第8条）。これは、指定統計調査以外にいかなる統計調査があるかを統計委員会が一括把握するという意味と、他の同種統計調査との重複を排除したり、不正確な調査企画に対する改善を図ろうとする意味を持っている。なお、届け出るべき統計調査の範囲及び届出の方法・手続については、昭和25年3月31日に制定された「届出を要する統計調査の範囲に関する政令」（昭和25年政令第58号）に規定されている。

4 指定統計の指定

統計が国民から信頼され、国家の施策立案、国民の生活向上に寄与するためには、統計の真実性が確保されなければならない。統計法では指定統計について申告義務を課したが、一方で、調査の対象となる国民の負担を軽減することも重要であり、指定統計の指定に当たっては、統計体系の整備も大きな考慮要素とされた。

指定統計の指定に際しては、まず、現行の各省統計のうちで指定すべきものを検討することとなり、統計委員会は、各委員を主査とする小委員会を設けて、あらかじめ審査を行うこととし、有澤委員は商工省、運輸省、逓信省、復興院、中山委員は厚生省、文部省、

森田委員は内閣統計局、大蔵省、物価庁、近藤委員は農林省、正木千冬（経済安定本部部員）委員は内務省、司法省をそれぞれ担当した。なお、当初銀行関係の担当として篠原（日本銀行統計局長）臨時委員を主査としたが、銀行及び民間統計は、統計法案の審議過程において、指定統計として指定しないこととされたため、途中から中止となった。このような事前審査により、昭和22年5月1日の統計法施行を控えた4月25日に開かれた第15回委員会において、指定統計第1号に国勢調査、第2号に事業所統計を指定することが決定された。

5 ライス統計使節団報告と我が国の統計

(1) 第一次ライス統計使節団の来日

G H Qからの米国政府に対する要請によって、日本政府の統計事務の改革その他に関する調査勧告を行うために、昭和21年12月22日に第一次使節団が来日し、12月28日に発足した統計委員会と連絡しつつ調査を実施した。

使節団は、S. A. ライス博士（大統領府予算局次長兼統計基準部長）を団長、P. スタップ（同部次長）を副団長とし、J. コーンフィールド、E. T. クロウダー、W. E. デミング、M. サピアを加えた6人で構成されていた。団長ライス博士は、22年1月11日に「日本の統計組織に関する第一報告書」をG H Qへ提出し、同月末に帰国したが、スタッフ氏は、同年4月までとどまって使節団を統率した。また、団員のうちサピア及びコーンフィールドの両氏は、その後もG H Q調査統計部部員として日本の統計の再建・近代化に尽力した。

この間、使節団は、度々統計委員会、各省統計機関と会合を持ち、地方統計機構についても実地調査を行い、22年5月28日「日本統計の近代化」と題するG H Q宛ての最終報告書を提出した。この最終報告書では、統計の近代化の必要性やそのための方策等が報告されている。

ライス統計使節団は、21年10月の統計制度改善に関する委員会の答申に全幅の支持を表明し、統計委員会に協力して、統計法の制定、地方統計機構の整備、事業所センサスの企画等に有力な示唆を与えるなど、統計制度の再建に大きな貢献を果たした。また、使節団は、我が国の統計教育の発展方策を指摘するなど我が国における統計思想の普及浸透にも深い影響を及ぼしている。

(2) 第二次ライス統計使節団の来日

再度のG H Qの要請により、昭和26年3月25日に第二次統計使節団が来日し、統計委員会と連絡を取りつつ調査を行って、同年7月、G H Q宛てに報告書を提出した。第二次統計使節団は、ライス団長の下に、C. L. デドリック商務省センサス局国際統計調整官、E. A. タッパー大統領付の3人により構成されていた。そのうちタッパーは、別途日本の経済統制に関する用務を帯びていたことから、日本の統計機構の調査に当たったのは、ライス、デドリック両名であった。

この使節団は、講和条約発効後の日本における統計制度の在り方について勧告すること

に主目的を置いており、統計機構について触れるところが多かった。「日本の統計機構の在り方」と題するその報告書は、「序論」、「近代化はこの上も必要である」、「統計専門職を創ること」、「統計の調整を一元的に統制すること」、「統計委員会」、「総理府統計局」、「各省の統計部局」、「府県市町村の統計活動」、「民間の統計」、「国際統計関係」の10章から成り、その中に含まれている勧告の数は、合計50であった。

特に影響の大きかった勧告には、次のようなものがある。

①統計委員会を独任制の方向に改組すべきことという勧告は、その後、統計委員会の行政管理庁統計基準部への発展的解消という形で実現された。

②リポート・コントロールを実現すべきであるという勧告は、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）により、その対象を統計報告に限定して実施に移された。

③まだ曙光すら見られないと指摘された産業連関分析が、その後、急速に開発された。

6 地方統計機構整備要綱

統計の再建に当たっては、統計委員会の設置、統計法の制定を始めとする制度の整備とともに、実際の調査事務を担当する地方統計機構の拡充と機能の刷新も喫緊の課題であった。内閣統計局は、既に「地方統計機構整備案」を統計委員会に提出しており、また、帝国議会における統計法案の審議の際にも、政府は地方における統計機構の拡充に遺憾なきを期せられたい旨の附帯決議がなされていた。さらに、第一次ライス統計使節団の報告書においても、「統計の基となる資料は統計機関の実地作業によって得られるのである。最終的統計結果及びこれに基づいてなされる決定の価値はその資料を集める過程が適切効果的であるか否かによって定まる。」として、地方統計機構の重要性に言及していた。

こうしたことを踏まえ、統計委員会は「地方統計機構整備要綱」を立案し、この要綱は昭和22年7月11日に閣議決定された。

地方統計機構整備要綱は、

①国の必要に基づいて行う統計調査は、国の直接の監督の下に、国の経費をもって行うことを原則とする。

②地方に統計官及び全額国費支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わせる。

③地方集計の範囲を拡大し、調査結果の地方行政における利用価値を高める。

との方針の下に、統計官などの専任職員の具体的配置やその経費などについて定めるものであった。

この要綱の基本的な考え方は、その後の地方統計機構の整備方策に引き継がれていくこととなった。

7 全国都道府県統計課長会議及び地方統計会議

統計委員会は、統計法の公布に際してその趣旨を徹底し、また、統計委員会設置の経過を説明して今後の事務の円滑化を図り、併せて中央と地方及び地方相互の連絡を図るため、昭和22年3月26日から3日間にわたり、東京において「第一回全国都道府県及び五大市統計課長会議」を開催した。なお、地方別の会議については、同年5月16日に開催（高知県）した「四国四県統計主管課長会議」が最初で、統計局長、統計委員会事務局係官が出席した。また、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市による「大都市調査統計協議会」が同年5月26日、27日に開催（東京都）され、統計委員会事務局及び統計局から関係者が出席した。さらに、この時期には、地方における調査、統計の共同研究の推進や、地方統計機構の改善などのために、相互の連絡を目指した地方ブロック統計事務協議会が相次いで結成されるなど、地方統計の再建に向けた活動が始まった。

第二章 統計及び統計制度の整備・充実

第一節 統計の総合調整の強化

1 統計委員会の動き

統計委員会は、昭和21年12月28日の発足以来、27年8月1日に行政管理庁統計基準部として再編されるまで、我が国の統計制度の改善、統計体系整備の中心となって活動した。その間、24年6月1日には、「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）が施行されたことに伴い、「統計委員会官制」（昭和21年勅令第619号）を廃止して、「統計法」（昭和22年法律第18号）に新たに第6条から第6条の4までの規定を置き、これを統計委員会設置の法的根拠とするとともに、会長制度を廃止して特別職の委員長（大内兵衛前東京大学教授が就任）を設け、また、常任委員制を採るなどの変化があった。

統計委員会には、事務局が置かれ（統計委員会官制第7条、統計法第6条の3）、22年7月1日に統計委員会事務局分課規程が定められて、総務課及び審査課が設けられた。初代の課長は、それぞれ山中四郎及び内藤勝の両名であった。その後、事務局の分課は、23年6月20日には総務課、審査第一課及び審査第二課、24年4月1日には総務課、審査課及び基準課、25年1月30日には総務課、審査第一課、審査第二課及び審議室と変遷した。

2 統計委員会から行政管理庁・統計審議会へ

(1) 統計委員会の廃止

講和条約の締結を目前に控えて、政府は、独立後の行政機構の在り方について検討を重ねていたが、昭和27年4月5日に「行政機構改革に関する件」を閣議決定した。この機構改革の重点に、行政委員会の全面的な廃止があった。

この行政委員会全般の廃止という大きな流れによって統計委員会も廃止されることが明らかとなったとき、廃止された後にその機能をどのような形態の下に継続すべきかについて、多くの議論があった。

なお、これより先、第二次ライス統計使節団は、その報告書において、「統計の一元的統制を行う官庁として、統計委員会は、十分その効果を発揮していないが、その原因は主としてその機構にある。その機構とその任務とは相矛盾しているといわねばなるまい。即ち、諮問機関にふさわしい機構によって、委員会は、行政的な仕事を遂行することを期待されている。決定的な行政行為は、それによって影響を受ける機関に主要な利害関係をもっている人々を含む代議制の団体によっては、行われ得るものではない。故に我々は、現在の統計委員会を改組し、行政機能と諮問的機能とを分離させることを提案する。」と述

べ、勸告19として「統計委員会を改組し、首席行政官たる委員長一名と、第一委員長代理および第二委員長代理たる資格をもつ二名の委員をもって構成し……」と述べている。すなわち、使節団は、独任制の強力な行政官庁に改組することが望ましいが、まず漸進的に、委員長及び常任委員2人のみを存置するという形とし、一歩独任制へと近づくのがよいと考えたのであった。

行政改革の基本的方向に沿って統計委員会を廃止するとすれば、その後の在り方をどうするかについては、三つの道が考えられた。その一は、使節団の勸告したような形における統計委員会の存続、その二は、経済審議庁への統合、そしてその三は、行政管理庁への統合であった。結局、統計委員会は、行政管理庁への統合を選んだのであるが、この点について大内委員長は、第13回国会でおおむね次のように述べている。

①合議制の行政委員会として、統計委員会は統計行政の運営上幾多の困難を体験しており、近く施行される統計報告調整法に基づくリポート・コントロールは、行政委員会としての統計委員会の行政力では、ほとんど実施が困難であると考ええる。

②経済審議庁の必要とする統計は、経済の計画や分析に関する統計に限定されるが、統計委員会がこれまで行ってきた統計行政は、もっと広範にわたる統計体系の整備と統計制度の改善発達を目的としていた。したがって、統計委員会の行政事務を経済審議庁に移管することは適当でないと考える。

③行政管理庁は、行政全般に対する調整の権限を持つべき行政機関であるから、この行政機関の一つの部として統計に関する行政の調整を行うことが望ましいと考える。

こうして、統計委員会を廃止するとともに、統計委員会の権限及び所掌事務を引き継ぐべき統計基準部及び附属機関としての統計審議会を設置することが盛り込まれた法律改正案が、第13回国会に提出された。この「行政管理庁設置法の一部を改正する法律」(昭和27年法律第260号)が成立して、27年8月1日から施行されたことにより、統計委員会は、同年7月31日をもってその5年7か月にわたる活動を終え、廃止されたのである。

その前日、7月30日に統計委員会は、最後の会議を開いた。それは、21年12月28日の設立から24年6月の機構改革を経て、通算すれば145回目の会議であった。戦後の我が国の統計再建は、統計委員会を中心として行われたといつて過言ではなく、6年足らずの短い期間ではあったが、我が国の統計史に残した同委員会の足跡は、誠に大きいものであった。

(2) 行政管理庁統計基準部及び統計審議会の設置

ア 統計基準部

統計委員会の活動は、新たに行政管理庁に設けられた統計基準部とその附属機関として置かれた統計審議会が引き継ぐこととなった。

統計基準部は、我が国の統計の整備発達に関する基本的事項を企画するとともに、我が国の統計に関して総合調整を行う機関であり、具体的な所掌事務は、①指定統計の指定及び承認を行うこと、②統計調査の総合調整を行うこと、③各種の統計基準を設定すること、④統計調査の審査、調査実施状況の監査等を行い、統計の正確性、比較可能性の向上を図

ること、⑤統計報告の調整を行って調査の重複による無駄を省き、報告者の負担を軽減し、行政事務の能率化を図ること、⑥国際統計事務の統括を行うこと、⑦国の統計調査の実査事務の委託を受ける地方公共団体の統計機構の運営、指導、整備を行うこと、⑧統計知識の普及やその他の統計制度の改善発達に関する基本的事項の企画立案を行うこと、等であった。

なお、行政管理庁長官の権限として統計法に規定されている指定統計の指定及び指定統計調査の承認に関する権限並びに統計報告調整法に規定されている統計報告徴集の承認及び徴集の変更又は中止の要求に関する権限は、それぞれの法、施行令の規定により統計基準部長に委任された。補助機関である内部部局の長に権限の委任が行われている例は少ないが、統計の審査、総合調整等の事務は独立性を持ち、かつ専門性を持つ機関が処理すべきであるとする考え方によるものである。

統計基準部には、発足当初は企画課、審査課、報告調整課及び基準課の4課が置かれていたが、昭和31年4月1日の行政機構改革の際、企画課を除く他の3課は廃止されて、新たに3人の統計審査官が置かれた。次いで、32年8月1日に行政管理庁設置法の一部改正により、統計基準部は統計基準局となった。

その後、43年6月15日の行政機構改革（いわゆる一省庁一局削減）により、統計基準局と行政管理局とが統合されて新しい行政管理局となり、この行政管理局に、法律により直接規定される総括整理職として統計主幹が置かれることとなった。これに伴い、企画課は統計企画課に改称された。統計主幹は、従来の統計基準局の所掌事務と同じ範囲の事務を総括整理するとともに、従来統計基準局長に委任されていた指定統計の指定、統計報告の承認などの行政管理庁長官の権限もそのまま統計主幹に直接委任されることとなった。

この間、従来企画課が所掌してきた国際統計事務の増大に対処するため、39年7月1日から新たにこの事務を専担する統計審査官を設け、国際統計事務の統括処理体制の整備強化を図ることとなった。この統計審査官は、46年4月1日から国際統計管理官と改称され、さらに、48年4月12日から国際統計課となった。

また、45年5月1日に我が国と国際連合開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）との間の協定が公布され、アジア統計研修所が設立されたことに伴い、研修所において行われる研修の実施に協力するため、国際研修協力官が置かれることとなった。

イ 統計審議会

統計法及び統計報告調整法を中心とする統計の総合調整に関する事務は、全て統計基準部が行うこととなったが、統計委員会の果たしてきた機能のうち合議制機関としての長所を残すため、行政管理庁の附属機関として統計審議会が設置され、長官の諮問に応じ統計調査の審査、基準の設定等に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項について長官に建議する役割を担うこととなった。

3 統計報告調整法の制定

(1) 統計報告調整法制定の経緯

統計は近代的行政に不可欠なものであり、政策の樹立や政策効果を判定するために行政機関はいずれもおびただしい統計資料を作成している。統計に対する需要が増加し、統計の作成が盛んになると、これらの統計活動の調整が大きな課題となってくるが、この統計活動の調整には、二つの意味がある。一つは、必要な統計を整備し、関連統計の間の有機的統一性を持った能率的な統計体系を作り上げるための企画と調整であり、他の一つは、報告を求められる被調査者側の負担を軽減するよう統計事務を合理化することである。このような統計活動の調整を行うための手段として、指定統計調査及び届出統計調査の制度が設けられたのであるが、指定統計調査はその性格上基本的な統計調査に限られており、厳格な審査・調整が可能であるのに比して、圧倒的多数を占める届出統計調査や業務統計等には調整が及びにくい。しかし、実際には、行政の高度化と複雑化につれて、行政活動の基礎資料としての統計は膨大な量に上り、多数の行政機関が自己の必要に応じて相互に連絡なく報告を求めることが常態化した。

このような事情は、日本においてのみならず、米国においてもこれを見ることができる。米国においては、既に1942年に「連邦報告法」(Federal Reports Act)を制定して、10人以上を対象とする報告類は、大統領府予算局に属する統計基準部において管理する措置を講じている。

第二次ライス統計使節団もその報告書において勧告21として、いかなる政府機関であっても、10人以上の者に対して統計的情報の提供を要求する場合には、その要求につき統計委員会の承認を必要とする制度を設けるべきことを強調している。

また、報告者側からも、昭和24年8月3日に日本産業協議会(現在の経済団体連合会)から統計委員会宛てにリポート・コントロールの速やかな実施方について要望書が提出された。

さらに、26年8月14日には吉田茂内閣総理大臣の私的な諮問機関であった「政令改正諮問委員会」が「行政制度の改革に関する答申」を行っているが、その中においても「各省庁及び地方公共団体における統計調査事務が重複錯雑し民間及び地方公共団体に対し、重圧を加えるに至っているが、これらの統計調査は特に重要なもののみに限定すること。この見地から、いわゆるリポート・コントロールの制度を採用すること。」と述べられており、政府は、同年8月28日、この答申を尊重することを閣議決定した。

これより先の23年11月、連合国最高司令官総司令部(GHQ: General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers)経済科学局調査計画部から統計委員会事務局長であった美濃部亮吉委員に対し、「米国では、政府が民間に要求する報告様式を大統領府予算局統計基準部が統制して諸報告類の重複を除き、これによって民間の負担を軽減しているが、日本においても、統計委員会がリポート・コントロールを行って民間の

負担の軽減と政府予算の節約を図るべきである。」との口頭による示唆があったことから、統計委員会事務局は、日本産業協議会の協力を得て、民間企業における報告負担について調査を開始した。その結果、日本においても、早急に報告調整を行う必要があることを確認したが、この問題は、各省庁の行政事務の整理、ひいてはその権限の縮小と密接な関係を持つものであり、統計委員会のみをもってしては、その実現は困難であった。

このような情勢の中で、統計委員会事務局は米国の連邦報告法の研究を続行していたが、26年8月には、財団法人日本統計研究所に委託し、日本産業協議会の協力を得てその傘下企業を対象に、民間企業から官庁へ提出する報告の量に関する調査を行った。その結果、京浜地区所在の66社における報告負担量は平均1日1通となっており、用紙を配布して報告を求めるものは14%に過ぎず、残りの86%は用紙の調達までが報告者の負担となっていること、また、報告のための人件費は1企業平均年間約300万円に近いことなどが明らかになった。このため、日本産業協議会は、同年9月18日、再度政府に対し、レポート・コントロールの実施促進について要望した。

このような情勢を踏まえ、また、行政の簡素化とも関連して、政府としても、内閣官房長官を中心に法案の整備を急ぐこととなり、統計委員会に対し、事務局が既に起草していた統計報告調整法案の検討を深めて国会に提出する準備をさせることとした。法案は、27年4月2日に国会に提出され、同年5月16日に可決されて成立し、同月24日公布された。

この「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）の規定内容は、各省庁の行政活動に直接影響を及ぼすものであったため、その施行までに準備期間が置かれ、「統計報告調整法の施行期日を定める政令」（昭和27年政令第354号）により、同年8月21日から施行された。

（2）統計報告調整法の内容

統計報告調整法の制定当初の内容は、次のとおりである。

この法律は、統計報告の徴集方法、報告様式その他統計報告の徴集について必要な調整を行い、もって統計報告の作成に伴う負担を軽減するとともに、行政事務の能率化を図ることを目的とする（第1条）。

統計報告とは、①国の行政機関が、②直接又は地方公共団体の機関を通じ、③10以上の報告者に対し、④報告様式を示して提出を求める、⑤一定の時点又は期間についての報告で、⑥その結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられるもの、をいう（第3条）。

統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、一定の場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、統計委員会の承認を受けなければならない（第4条）。統計委員会は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する統計報告が徴集されていると認めたときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる（第10条）。

なお、統計委員会は、法案の国会提出に先立つ昭和27年3月19日の事務次官等会議に次のような覚書を配布して、統計報告調整法の施行に当たっての考え方を各省庁に示した。

①統計委員会は、統計報告調整法の施行に当たって、次の各号の一に該当する報告の徴

集は、その適用の範囲から除外するものとする。

- ・結果が全く統計に作成されない行政報告の徴集
- ・質問書又は調査票を使用することをたてまえとしない報告の徴集
- ・国の行政機関が相互間に徴集する報告（結果が統計作成に使用されると否とを問わない。）
- ・届出、又は許認可に際して徴集する報告
- ・報告を徴集した結果により台帳又はカードを作成することを目的とする報告の徴集
- ・報告の徴集を企画する際、その結果から統計を作成することを意図しない報告の徴集（継続して行われたい報告を徴集する場合、その徴集の後に、新たに統計を作成する必要を生じて統計を作成した場合には、事実上この法律を適用することができない。）

②統計報告調整法の施行に当たって、この法律を適用することにより行政の運営に著しい支障を生ずると認められる行政機関及び行政事務に関する報告の徴集は、この法律の第12条の規定（適用除外）により政令を定めてこれを除外する。

なお、統計委員会は、この法律の施行直前の27年7月31日に廃止され、その権限及び所掌事務が行政管理庁に引き継がれたため、この法律の運用は、行政管理庁が行うこととなった。

第二節 各種統計調査の整備

我が国の統計は、第二次世界大戦によって著しく衰退した。戦後の荒廃の中で、統計関係者等は、統計整備の立ち遅れが今日の破局を招いた一因であるという認識と、戦後の復興にとって統計の整備が喫緊の課題であるという認識を強く抱いており、このことがいち早い統計の復興・整備への動きにつながる事となった。

内閣統計局における統計組織・統計調査・集計体制等の整備も、統計委員会の設置、統計法の制定といった統計の制度的な整備と並行して、また、GHQの指令・助言を受けつつ、急速に進んだ。

1 新生統計局の発足と統計の整備

(1) 新生統計局の発足

新生統計局への改革は、昭和22年4月30日の「内閣所属部局及職員官制」（大正13年勅令第307号）等の一部改正（昭和22年勅令第157号）から始まった。この改正によって、統計局所掌事務から、「行政各部統計ノ統一ニ関スル事項」及び「国際統計事務ニ関スル統轄事項」が削除され、「統計技術ノ研究ニ関スル事項」及び「各官庁ノ委託ヲ受ケテ行フ統計調査ノ実施又ハ其ノ他ノモノノ委託ヲ受ケテ行フ統計調査ノ集計ニ関スル事項」が加わった。これは、21年12月28日に設置された統計委員会の所掌事務との調整及び統計局所掌事務の整理を図るものであった。

そして、その三日後の22年5月3日、日本国憲法施行の日に総理庁が設置され、内閣統計局は、総理庁統計局となった。ただし、この時の総理庁分課規程中の統計局に係る部分については、18年11月1日改正後の内閣統計局分課規程によるものとはほぼ変わらず、その後、22年9月1日の総理庁分課規程の一部改正により、部制が敷かれる等組織・事務の大幅な改革が行われた。

○総理庁分課規程の一部改正（昭和22年9月1日）

総理庁において総理庁分課規定の一部を次のように改正し、9月1日から、これを施行する。

第11条以下を次のように改める。

第11条 統計局に総務課、人口部、経済部及び研究部を置く。

第12条 統計局総務課においては次の事務を掌る。

- 一 局内事務の調整及び文書に関する事項
- 二 統計委員会及びその他各官庁との連絡に関する事項
- 三 人事及び局員の教養に関する事項
- 四 経理、用度及び営繕に関する事項
- 五 物品及び庁舎の保管に関する事項
- 六 地方駐在職員の管理に関する事項
- 七 地方配当職員の管理に関する事項
- 八 地方公共団体との連絡に関する事項
- 九 局中他課の主管に属しない事項

第13条 統計局人口部に人口第一課、人口第二課及び集計第一課を置く。

人口第一課においては次の事務を掌る。

- 一 国勢調査等人口静態統計調査の実施に関する事項
- 二 前号の統計調査の結果の編整に関する事項

人口第二課においては次の事務を掌る。

- 一 抽出人口調査の実施に関する事項
- 二 前号の統計調査の結果の編整に関する事項

集計第一課においては次の事務を掌る。

- 一 人口第一課及び人口第二課において実施した統計調査の原表の調製に関する事項
- 二 前号統計調査の材料保管に関する事項

第14条 統計局経済部に経済第一課、経済第二課及び集計第二課を置く。

経済第一課においては次の事務を掌る。

- 一 価格、所得及び消費に関する統計調査の実施に関する事項
- 二 前号の統計調査の結果の編整に関する事項

経済第二課においては次の事務を掌る。

- 一 事業所等経営に関する統計調査の実施に関する事項
- 二 人口部及び経済第一課に属しない各種統計調査の実施に関する事項
- 三 前二号の統計調査の結果の編整に関する事項
- 四 他官庁の委託を受けて行う統計調査に関する事項

集計第二課においては次の事務を掌る。

- 一 経済第一課及び経済第二課において実施した統計調査の原表の調製に関する事項
- 二 前号の統計調査の結果の材料保管に関する事項
- 三 他官庁の統計調査の委託製表に関する事項

第15条 統計局研究部に審査課、研究課及び指導課を置く。

審査課においては次の事務を掌る。

- 一 統計局における調査結果の分析、審査及び研究に関する事項
- 二 統計局において実施した調査結果の原表保管に関する事項

研究課においては次の事務を掌る。

- 一 統計調査方法の研究に関する事項
- 二 集計技術及び統計機械の研究に関する事項
- 三 統計に関する図書の編纂及び刊行に関する事項
- 四 統計資料の収集、利用及び保管に関する事項
- 五 図書の保管及び利用に関する事項

指導課においては次の事務を掌る。

- 一 統計職員養成の実施に関する事項
- 二 統計知識の普及宣伝に関する事項

第16条 統計局各部に部長を置く、部長は統計局長の命を承け部務を掌理する。

この改正は、これをもって新生統計局の誕生ともいえるもので、統計委員会の設置、各省庁所管統計の再編・整備といった統計整備に関する制度的改革に応ずるとともに、統計研究体制、統計調査の普及宣伝の充実等を図り、戦前戦中を通じた統計調査実施体制の欠陥を補い、我が国統計の新たな発展を期すものであった。

その後、更に所掌事務の整備・充実、見直し等が図られ、総理庁分課規程の一部改正等が行われた。まず、22年10月1日には、「臨時統計職員養成所規程」（昭和22年総理庁告示第39号）が制定され、統計職員養成所が再開された。また、11月1日には、人口部、経済部にそれぞれ所属していた集計部門を統合し、製表企画課、製表第一課から製表第五課の六つの課から成る製表部が設置され、研究部が研究課、資料課に再編された。さらに、翌年には、「統計職員養成所規程」（昭和23年総理庁告示第73号）により統計職員養成所は総理庁統計局の常設的な機関となり、「統計法施行令第八条第四号による機関の指定」（昭和23年総理庁告示第74号）により統計法の規定に基づく統計職員養成機関に指定された。そして、23年7月1日には人口部及び経済部の各課及び関係製表部各課の所掌事務の

再編が行われ、24年6月1日からの総理府統計局時代を迎えるのである。

なお、この間、組織の整備とあいまって職員数も着実に増加し、昭和20年7月の389人から24年4月には1,539人となっている。また、明治42年以来麻布富士見町にあった庁舎は、昭和21年12月、GHQの要請により現在地（新宿区若松町）に移転した。

この終戦から総理府統計局に至るまでの期間は、言わば、統計局の再生と新たな発展に向けての時期ともいえるものである。

(2) 統計調査の整備

我が国の統計調査は、戦局の敗勢に伴って、戦争罹災者の増加、人的・物的資源の不足、交通機関の途絶等により、次第にその実施が困難となっていった。

昭和20年は、第6回国勢調査の実施年であったが、これを行わないこととなり、また、戦時下における調査困難を理由として労働・産業の各種統計調査を統合し、総合労働統計として19年7月から開始された勤労統計調査についても、20年の調査の実施は困難を極め、不完全なものに終わった。

しかし、終戦の日を境に、逐次統計調査の整備に向けての動きが始まり、20年8月31日には、戦後の復興のための諸施策の基礎資料を得る必要から、昭和20年人口調査要綱が閣議に付され、9月5日に「昭和二十年人口調査ニ関スル件」（昭和20年勅令第523号）が公布されて、11月に調査が実施されることとなった。

ア 統計整備におけるGHQの指令

我が国統計の復興・整備は、戦後の占領政策を推進するGHQもその必要性を強く認識しており、統計データの作成・提出等に関する覚書（指令）を政府に対し矢継ぎ早に発した。統計局に関する主な覚書は表1のとおりである。

GHQの指令は、新たな統計の開始に関するものもあったが、その中心は、戦争により中断あるいは不完全な統計の作成にとどまっていた統計調査の再建・整備に関するものであった。

表 1 G H Qからの統計局に関する主な覚書

昭和20年12月13日	週間統計資料（具体的統計名を挙げて、週間統計の作成・提出についての指令）
21年 1 月31日	1946年 4 月日本ノセンサス（1946年 4 月中に人口センサスを実施することについての指令）
3 月14日	人口動態統計の整備案に関する件（人口動態統計の改善案の作成・提出についての指令）
4 月12日	人口動態統計の収集に関する件（政府提出の要綱案の承認及びその実行についての指示等）
5 月27日	連合軍総司令部に提出すべき経済資料の件（経済資料提出に関する政府諸機関への周知についての指令）
6 月 7 日	消費者ガ支払ッタ価格報告ヲ提出スルコトニ関スル指令（標本価格調査の実施に関する指令）
6 月 8 日	昭和21年事業場別年次勤労調査ニ関スル指示ノ件（事業場別年次勤労調査の施行に関する指令）
7 月27日	経済活動に関する週間及月間統計資料（週間統計資料に関する覚書の変更・統計名の変更の指令）
8 月 9 日	労働力調査月報提出に関する指令（日本人口の職業状態の毎月標本調査の実施の指令）
11月14日	給与及び雇傭状態毎月調査ニ関スル件（毎月勤労調査において主要産業事業所の給与及び雇用状態の調査を実施することについての指令）
23年 4 月23日	配給人口調査ニ附帯スル住宅調査（1948年 7 月 1 日現在で住宅調査を配給人口調査に附帯して実施することについての指令）

昭和21年 3 月に人口動態統計の改善案の作成・提出についての指令が出されたが、これは正に戦前からの統計の再建・整備に関するものである。人口動態統計は、明治31年の内閣訓令に基づいて翌年から開始され、大正11年11月の「人口動態調査令」（大正11年勅令第478号）の公布施行により整備が図られたものであるが、この昭和21年当時は、戦争末期の混乱によって調査事務が滞ったことや戦災によってデータが消失したことなどによって、人口動態統計としてのデータの整備が不完全な状態にあった。この指令は、このような状況を踏まえ、かつ戦前からの人口動態の把握方法等の改善を図ることを目的としたもので、改善案に盛り込むべき内容として、

- ①出生数（男女）・死亡数（男女、乳児死亡）・死産数（男女）・婚姻件数・離婚件数を把握できること
- ②県、市町村別に集計すること
- ③数値の把握は本籍地によらず発生地によること
- ④結果数値は、発生月の翌々月までに報告すること

等を指示している。

この指令を受けて、直ちに内閣統計局内に、「人口動態改正委員会」が設置され、司法、内務、厚生 の 3 省及びG H Qの係官も加わって、人口動態統計整備についての検討が行われた。21年 4 月 2 日の「人口動態調査整備要綱」の閣議決定を経て、7 月にまず、戦後間

もなく公布施行されていた「人口動態調査臨時特例規程」（昭和20年閣令第29号）の改正（昭和21年閣令第69号）が行われ、次いで本体の「人口動態調査令」（大正11年勅令第487号）の改正が9月に行われて、ほぼ人口動態統計の整備が完了した。この結果、我が国の人口動態統計は、①発生地によって出生・死亡を把握するよう改められたこと、②調査事項の大幅な拡充が行われたこと、③死産の把握が行われるようになったこと、④死因分類について、国際死因分類に基づいて新しい分類基準が確立されたこと、等体系的な整備が図られ、22年6月には指定統計第5号として指定された。そして、調査の所管は、その後の22年9月に厚生省に移され、現在は厚生労働省が所管している。なお、この移管に関する統計委員会における審議の過程では、我が国の統計体系上必ずしも賛成できないとの意見もあったが、結局、関係省庁の意向を尊重して移管が容認されたものである。

このように、GHQの指令は、個別統計の再建・整備に大きな役割を果たしたが、さらに、我が国における標本調査の普及にも大きく寄与している。

21年6月の「消費者ガ支払ッタ価格報告ヲ提出スルコトニ関スル指令」は、全国26都市から5,000世帯を抽出し、消費者価格調査を実施することを指示したものである。家計・消費者価格に関する統計調査としては、戦前から家計調査、生計費指数資料実地調査が実施されていたが、戦中戦後の混乱により家計調査は中断しており、生計費指数資料実地調査は中断後21年に再開されたものの、公定価格、ヤミ価格という二重価格の下では、価格調査としては不十分であったことなど、戦後の国民生活の回復にとって最も重要な基礎資料となる統計が不完全な状態にあった。指令はその整備を行うよう求めるとともに、戦前の有意抽出調査から無作為抽出調査へと標本抽出理論の導入を促すものであった。その後、技術的分野について、GHQと協議を重ね、21年7月から層別任意抽出法に基づく標本調査として消費者価格調査が開始された。

また、21年8月には、「労働力調査月報提出に関する指令」が発出された。経済復興、国民生活の安定のためには雇用・失業の実態を把握することが不可欠であったことから、これに関する統計の整備を促したものであるが、この調査も消費者価格調査と同様、標本調査により行うことを指示しており、翌9月から層別任意抽出法に基づく調査として実施され、現在に至っている。

我が国における標本調査法の導入は、第1回国勢調査の集計における無作為抽出による抽出集計が最初とされており、歴史は古いが、調査が標本理論にのっとり実施されるようになったのは、このGHQの指令を契機としたもので、戦後の統計調査の整備の大きな特徴である。

イ 統計調査の実施状況

昭和20年11月の人口調査以後、24年6月に総理府統計局が設置されるまでの3年余の間に統計局が実施した統計調査は表2のとおりであり、人口、労働、事業活動、消費、住宅の各分野について基幹となる統計の整備が行われ、戦後の復興に必要な統計データの提供が可能とするとともに、今日の統計の基礎が形作られた。

なお、22年5月には統計の基本法としての「統計法」（昭和22年法律第18号）が施行されたが、昭和22年臨時国勢調査は、この統計法第4条に基づく最初の国勢調査である。

表2 昭和20年から24年までに実施した主な統計調査

昭和20年9月	毎月勤労統計調査を再開
11月	昭和20年人口調査を実施
21年1月	生計費指数資料実地調査を再開（22年9月調査休止、28年5月廃止）
4月	昭和21年人口調査を実施
7月	年次勤労統計調査を実施（22年休止、以後行われず。）
	人口動態調査を改正実施（臨時特例規程改正、21年9月調査令改正、22年9月厚生省へ移管）
	消費者価格調査を開始
9月	労働力調査を開始
12月	毎月勤労統計調査を改正（22年8月指定統計第7号に指定、23年9月労働省へ移管）
22年10月	昭和22年臨時国勢調査を実施（指定統計第1号）
	事業所統計調査を実施（指定統計第2号）
23年7月	勤労者世帯収入調査を開始
8月	昭和23年常住人口調査を実施（指定統計第12号）
	昭和23年住宅調査を実施（指定統計第14号）
9月	船員毎月勤労統計調査を開始（毎月勤労統計調査と分離、指定統計第17号）
24年5月	特別消費者価格調査を実施（指定統計第22号）

このように統計の整備は精力的に行われたが、戦後の混乱の中での統計調査の実施は、様々な面で多くの困難に直面した。こうした状況を如実に表しているのが、昭和20年11月を期して実施された人口調査である。この調査は、戦後の復興にとって最も重要な統計データを提供すると同時に、戦後第1回の衆議院議員総選挙の実施を控えて議員定数を決定するためのデータを提供する必要があったということから、実施から結果の集計までが極めて短期間であり、このため、困難の度合いが倍加されたともいえる。当時の記録を見ると、調査票の印刷は、統計局が提示した様式に基づいて市町村において行い、用紙の不足を考慮して、故紙の裏面に謄写印刷してもよいこととされている。また、都道府県との連絡についても、通信機器の不備・混乱から、鉄道電話、警察電話、更にはNHKの放送まで利用している。さらに、集計要員の不足を補うため、学徒の動員が行われた。このほかにも、インク、ガリ版原紙、ガソリン、用紙等物品の調達、会議出席のための鉄道切符取得の便宜供与等について関係各省庁に対し協力要請を行うなどこの調査は国を挙げて実施されたが、戦後間もなくの統計調査は、多かれ少なかれ、こうした物資の不足、運輸・通信手段の不備、人的不足という困難の中で実施されたのである。

2 統計の拡充整備と集計業務の近代化

(1) 組織の変遷

昭和24年6月1日、「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）の改正により総理府が設置され、総理府統計局は総理府に置かれることとなった。「総理府設置法」（昭和24年法律第127号）においては、統計局の事務が次のとおり定められた。

第8条 統計局においては、左の事務をつかさどる。

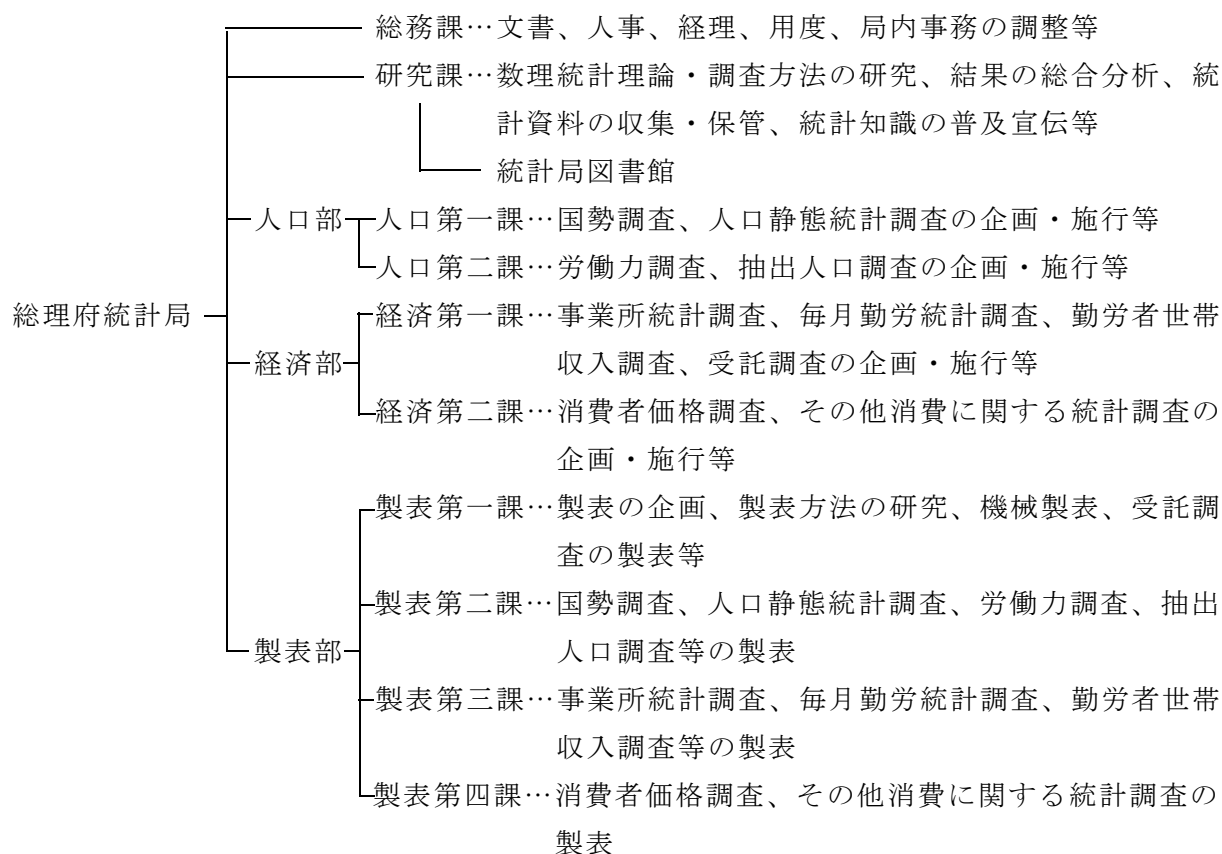
- 一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表を行うこと。
 - 二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。
 - 三 統計職員の養成を行うこと。
 - 四 統計技術の研究を行うこと。
 - 五 統計に関する図書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。
- 2 前項の事務のうち、国勢調査その他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、経済に関する統計調査の実施は、統計局経済部において、各種統計調査の製表は、統計局製表部においてつかさどる。

また、併せて内部組織の改編が行われた。その主なものは、研究課と資料課を統合して研究課とし、研究部を廃止したこと、製表部企画課、製表第一課及び製表第五課を統合し、製表第一課としたこと、統計委員会が総理府の外局となったことにより、総務課の所掌事務から統計委員会に関する事項を削除したことなどである。

さらに、統計局の附属機関であった統計職員養成所は、総理府の附属機関となって「統計職員養成所組織規程」が制定され（昭和24年総理府令第3号）、引き続き統計局に置かれることとなった。

「総理府内部部局組織規程」（昭和24年総理府令第1号）による組織及び各課の主な所掌事務は次のとおりである。

総理府統計局発足時の組織の改編は、戦後間もなくの緊急的な、かつ拡大した組織体制を見直してその整理・合理化を図るとともに、統計調査の整備や集計技術の革新に応じた組織に改めるものであった。



その後、昭和40年代前半までの主な組織改正等は、次のとおりである。

・27年8月1日

総理府設置法の改正（昭和27年法律第255号）により、人口部、経済部を統合して調査部とし、併せて総理府内部部局組織規程の改正（昭和27年総理府令第43号）により、研究課は調査部に置くこととした。

・31年4月1日

「総理府本府組織令」（昭和27年政令第372号）の改正（昭和31年政令第47号）により、調査部研究課を廃止し、調査部を国勢統計課、労働力統計課、経済統計課、消費統計課の4課体制とした。また、製表部を従来の4課体制から製表第一課から製表第三課の3課体制とした。

なお、「大臣官房に内閣参事官を置く等の総理府令」（昭和27年総理府令第61号）の改正（昭和31年総理府令第12号）により、同日、統計局に統計調査官を置き、特命事項等の事務に従事させることとなった。

・36年4月1日

総理府本府組織令の改正（昭和36年政令第69号）により、製表部に電子計算課を置き、製表部を受託製表課、人口製表課、経済製表課と合わせて4課体制とした。

なお、43年7月、長い間の懸案であった統計局の新庁舎が竣工し、旧庁舎からの移転が

無事終了した。新庁舎は、地上8階地下2階からなる近代ビルで、新庁舎の落成は、旧庁舎で長年過ごしてきた職員にとって新たな時代の始まりを予感させるものであった。

(2) 統計の見直しと拡充整備

昭和24年の総理府統計局の発足から40年代前半までの間は、戦後、緊急に開始された統計調査等の見直しが進められる一方、新たな統計調査の整備が行われた時期でもあった。

20年代は、まず、既に実施している統計調査等の改善・合理化が図られた。物価・消費に関しては、消費者物価指数の推計方法の改善、消費者物価指数算定に必要な価格データをより精確なものにするための小売物価統計調査の開始、さらに、家計消費の実態を一層合理的に把握するための消費者価格調査と勤労者世帯収入調査の統合等が行われた。また、24年以降中止されていた事業所統計調査については、この間に抜本的な見直しが進められ、我が国産業の実態を把握するとともに、各種標本調査のフレームとなる調査として再開された。

その後、20年代後半には、調査実施省庁の整理が行われ、毎月勤労統計調査が労働省専管調査となる一方、個人企業経済調査が経済安定本部から移管され、統計局が実施するものとされた。

さらに、30年代から40年代にかけては、地域データの充実やより詳細な構造面データの把握等のために、就業構造基本調査、全国消費実態調査、全国物価統計調査など大規模周期調査の整備が行われた。

この間の統計調査等の主な整備状況等は表3のとおりである。

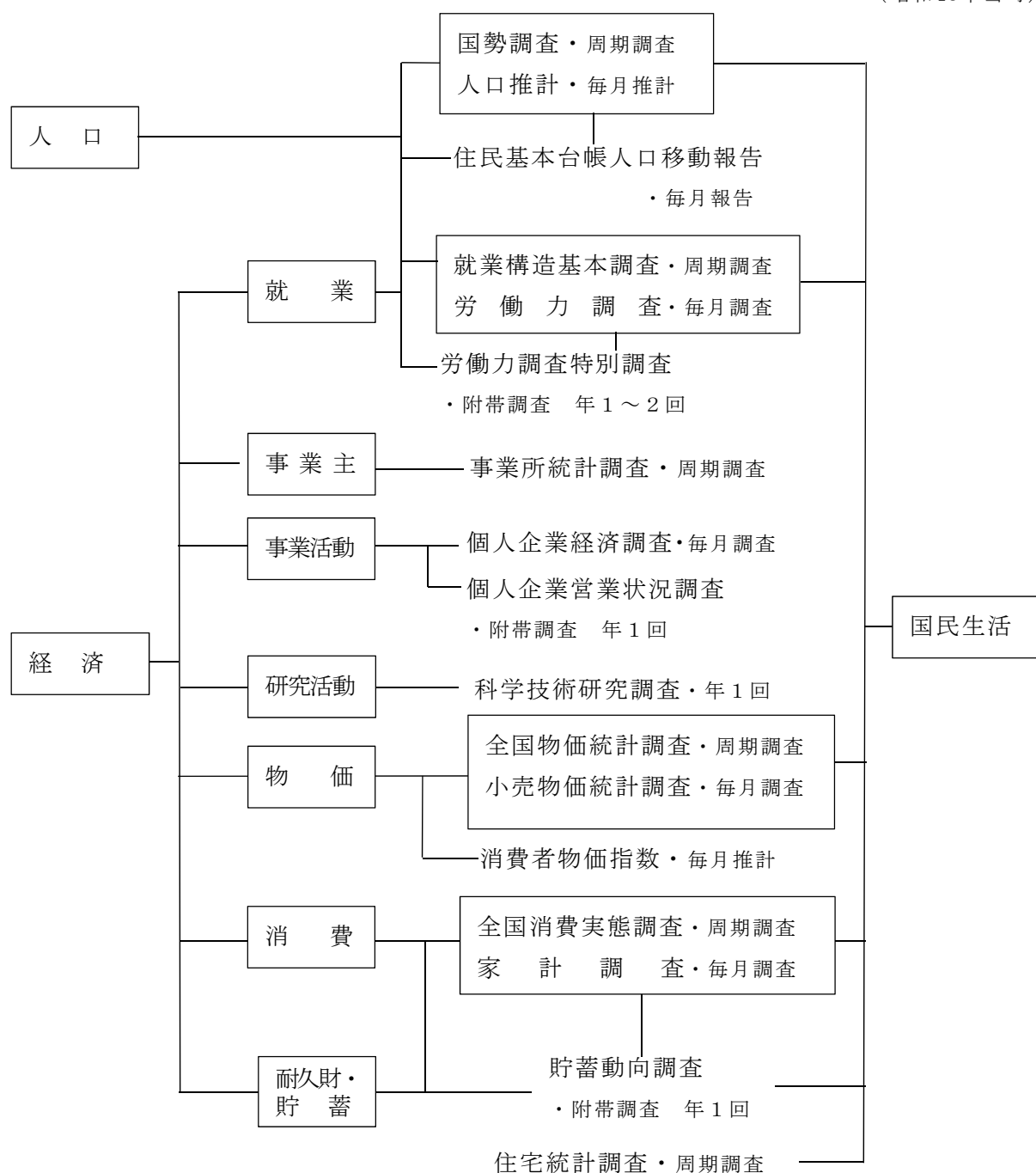
表3 昭和24年から43年までに実施した主な統計調査

昭和24年 8 月	消費者物価指数基準時の改定（23年基準、ラスパイレス式）
12月	労働力調査附帯調査「生活状態及び転職希望について」を実施（労働力調査特別調査の前身）
25年 6 月	小売物価統計調査を開始（指定統計第35号）
9 月	消費者価格調査と勤労者世帯収入調査を統合、以後、新消費者価格調査として実施
26年 4 月	毎月勤労統計調査が労働省の専管となる。
7 月	事業所統計調査を実施（毎年調査が3年周期調査となる。）
11月	新消費者価格調査を消費実態調査と改称（27年11月指定統計第56号、28年4月家計調査と改称）
27年 4 月	個人商工業経済調査を開始（経済安定本部が所管していた個人企業経済調査を移管、27年9月指定統計第57号、36年7月経済企画庁の個人サービス業調査と統合して個人企業経済調査と改称）
5 月	人口推計月報創刊（戦前からの推計方法等を改善し、月報として推計結果をまとめることとなった。）
6 月 及び12月	特別消費実態調査を実施
28年 8 月	研究機関基本統計調査を開始（指定統計第61号、35年3月科学技術研究調査と改称）
29年 1 月	住民登録人口移動報告を開始（42年11月住民基本台帳人口移動報告と改称）
31年 7 月	就業構造基本調査を開始（指定統計第87号）

昭和33年 2 月	貯蓄動向調査を開始（37年家計調査の附帯調査となる。）
34年 9 月 ～11月	全国消費実態調査を開始（指定統計第97号）
42年11月	全国物価統計調査を開始（指定統計第108号）
43年 3 月	個人企業経済調査の附帯調査として個人企業営業状況調査を開始

このような整備を経て、統計局における統計体系は、次に示すように、今日の姿に近いものとなった。

（昭和43年当時）



また、こうした統計の整備と並行して、統計総合報告書の整備も進められた。既に22年8月に「統計月報」（36年7月から「日本統計月報」）が刊行されたが、24年10月には、16年以来休刊していた「大日本帝国統計年鑑」が「日本統計年鑑」として復刊され、次いで、26年12月に諸外国の統計データをまとめた「国際統計要覧」が、31年8月に日本統計年鑑の簡易版として「日本の統計」が、32年9月に季刊版として「季刊総合統計」（39年3月まで）が、33年9月に諸外国向けの統計データによる日本の紹介書として「STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN」がそれぞれ創刊された。

さらに、統計技術・分析の向上を促すため、統計局における統計研究の成果等をまとめた「統計局研究彙報」が25年4月に創刊された。

(3) 製表業務の近代化

統計調査の製表、すなわち統計表の作成には、極めて多くの人員と時間を要する。製表業務の合理化・効率化は、統計部門における不断の課題であり、集計業務の機械化を中心として、長年にわたってその努力が払われてきた。

内閣統計局時代の明治末年には既に、数は少ないながらも電気集計機（川口式）、附属穿孔機、加算印刷機械等の機器が使用されていた。また、昭和5年国勢調査の集計は、穿孔機及び自動分類集計機によって行われており、逐次、集計の機械化が進んだことがうかがえる。

こうした集計業務への機器の導入については、戦後の統計整備の中でも取り上げられ、我が国の統計整備に大きな役割を果たしたライス統計調査団の第二報告書の「第六章 総理府統計局」においては、総理府統計局に機械設備を集中化することが必要であるとしている。

戦後間もなくの21年2月に発生した庁舎の火災により、貴重な統計機械の一部が失われたが、25年には、穿孔機が検査機を含め約720台、分類機及び分類集計機が15台、統計機、会計機、照合機等が数台整備されている。その後、国勢調査の集計等業務の増減や新機種 of 導入によって所有機械の台数も増減したが、逐次集計機器の充実が図られていった。

36年3月には、我が国初の統計集計用の電子計算機IBM705型コンピュータが導入された。これにより集計処理能力は飛躍的に増大した。

さらに、40年3月には国産コンピュータNEAC2200-200が導入され、集計用コンピュータは2機種体制となった。その後もコンピュータの発達に伴って機種を更新するなど、集計用機器の充実整備が図られ、その都度、製表能力の著しい向上につながった。

コンピュータの導入は、集計要員の省力化、集計の早期化、調査結果の詳細化を促進する一方、内容検査業務の一部機械化等製表業務の改革を促すものでもあった。

3 新たな統計需要への対応と調査環境の変化

(1) 組織の変遷

昭和40年代後半から59年7月の総務庁発足までの間の組織の改正は、大きく三つの観点から行われている。その第一は、統計需要の増大に対応して、統計情報の整備・提供等の充実強化を図ること、第二は、製表業務の合理化・効率化を図ること、第三は、統計調査実施体制の充実強化を図ること、であった。

第一については、48年4月12日の「総理府本府組織令の一部を改正する政令」（昭和48年政令第56号）により、統計情報課が設置された。統計情報課の所掌事務は次のとおりである。

（統計情報課）

第17条の2 統計情報課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 統計情報の収集、整備及び蓄積を行うこと。
- 二 統計情報の検索、加工及び提供を行うこと。
- 三 前二号に掲げる事務に必要な技術の研究を行うこと。
- 四 統計に関する図書を編集し、及び刊行すること。

これらの事務は、従来、調査部国勢統計課においてその一部が行われていたが、統計情報課の設置によって、統計情報の整備・提供等が、体系的かつ一元的に行われることとなった。

第二については、昭和51年5月10日の「総理府本府組織令の一部を改正する政令」（昭和51年政令第80号）により、製表部の分課が、製表第一課から製表第四課及び電子計算課の5課体制となるとともに、極力各年次の業務が平準化するよう、調査の実施時期を踏まえて各課所管調査の再編が行われた。

また、57年4月6日には「総理府本府組織規則の一部を改正する総理府令」（昭和57年総理府令第8号）により、製表部製表第一課に企画調整室が設置され、製表部各課の業務調整機能及び製表方法の研究機能の一層の強化が図られた。

第三については、「総理府本府組織規則の一部を改正する総理府令」（昭和53年総理府令第9号、昭和55年総理府令第3号、昭和58年総理府令第6号）により、53年4月に経済統計課に、55年4月に国勢統計課に、58年4月に消費統計課にそれぞれ調査官が設置され、経済社会の変化に応じた統計の作成を行う観点から、所管統計調査に関する特定事項の検討・分析に当たることとなった。なお、31年以来、統計局の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する統計調査官（49年から参事官）が設置されていたが、53年7月、重要事項への参画に加え、統計局所掌事務の一部を総括整理する職としての統計参事官に改められた。

このほか、46年4月に統計職員養成所が統計研修所に名称変更され、50年4月には総務課に職員厚生管理室が設置された。

(2) 経済社会の変化に応じた統計の作成・提供

経済社会の急速な変化と多様化は、同時に統計需要の増加と多様化を促した。昭和40年代後半からの時期は、こうした変化への対応が強く求められ始めた時期であり、新たな分野の統計の整備、統計データの体系的整備、より詳細な統計データの作成・提供、統計データの早期提供、統計データ提供方法の革新等が進められた。

経済の高度成長から安定成長への移行を契機として、国民の生活意識は、経済的豊かさの追求ばかりではなく、精神的豊かさ、ゆとりの重視へと変化してきたが、こうした変化に対応して、51年、国民の生活時間の配分や余暇活動の実態を明らかにする統計として社会生活基本調査（指定統計第114号）が開始された。また、48年の石油危機に対応して52年にエネルギー研究調査が、生命科学研究の進展に伴って57年にライフサイエンス研究調査が、科学技術研究調査の附帯調査として開始された。

統計情報の整備・提供の分野においても、行政需要の多様化に伴う小地域データ整備の一環として、45年から、国勢調査、事業所統計調査等の結果について、地域メッシュ統計の作成が開始され、さらに、社会生活基本調査の実施と時を同じくして、51年度から国民生活を取り巻く様々な分野についての統計データを体系的に取りまとめた、社会生活統計指標の作成が開始された。

また、情報処理機器の急速な発達と普及に伴って、情報処理機器を利用した大量情報の提供やデータの早期提供、効率的なデータの利用等への要請が高まったため、50年から磁気テープ等磁気媒体による統計データの提供を開始するとともに、57年からは、オンラインによる統計情報の提供を可能とするため、統計情報システムの実験運用が開始された。

一方、こうした統計の整備・提供の充実と並行して、技術進歩の目覚ましい集計機器の導入を中心に製表業務の改善・効率化が進んだ。

40年11月、昭和40年国勢調査のデータ入力効率化を図るため、マークリーダーが導入され、45年には更に機器が改善されてマークシートによるデータ入力方式が本格化し、昭和45年国勢調査を始め、昭和51年社会生活基本調査等の集計の早期化・効率化が図られた。また、電子計算機の更新も逐次行われ、情報処理機能が飛躍的に向上するとともに、一般集計部門への端末装置の導入が進められ、これまで人手のみで行われていた業務についても、機器と人手との連携処理へと業務の合理化が図られた。

このほか、結果表審査、報告書作成の効率化を図るための漢字情報処理システム、調査票入力の合理化を図るためのデータエントリーシステム等集計業務の改善・効率化のための機器が積極的に開発・導入された。

(3) 統計研修と統計図書館サービスの充実

統計局における組織的な統計職員の養成は、大正10年の統計職員養成所の開設に始まり、戦中戦後の一時中断期間を除いて多くの人材を養成してきたが、統計需要の増加と多様化

は、統計に携わる人材養成の重要性を一層高めることとなった。

昭和46年の統計職員養成所から統計研修所への名称の変更は、こうした認識の一つの表れであり、これを機会に統計事務担当者以外にも入所を認める等、入所者の範囲の拡大が図られた。以後、48年度には、統計の第一線を指揮する職員の統計知識の向上を図るため、係長級職員を対象とした専科基礎課程が開設され、さらに、52年度には、より高度な統計知識を備えた職員を養成するため、統計分析の新たな手法ともいえるべき多変量解析の教科を含む専科上級課程が開設されるなど、統計研修の充実・強化が図られていった。

統計図書館は、明治14年6月30日に統計院第九課に書籍掛として置かれたのが始まりであり、戦後の昭和23年、国立国会図書館支部総理庁統計局図書館として再出発し、その翌年には図書館長が置かれ、名実共に図書館としての体裁を整えて今日に至っており、統計局の業務上の利用のほか、統計資料を一般に公開し利用に供するとともに、統計相談にも応じるなど、統計利用の促進、統計の普及・啓発等に大きな役割を担ってきている。

(4) 調査環境の変化

経済の高度成長に伴う人口の都市集中、国民生活の向上等の変化は、同時に調査環境をも変化させた。昭和50年代に入り、社会に対する無関心層の増加、留守世帯の増加、プライバシー意識の高まり等により、調査の困難性が次第に目立ち始めた。こうした環境の変化は、統計関係者に対し、従来の方式・考え方による統計調査の実施についての見直しを迫るものであるとともに、国民に統計への理解を深めてもらうことの重要性を再認識させるものであった。

昭和55年国勢調査では、プライバシー保護の観点から、調査票を密封して提出できることとした。また、調査対象者の負担軽減を図る観点から、従来おおむね3年周期で実施されていた就業構造基本調査、事業所統計調査、全国物価統計調査について、62年以降、順次5年周期に変更し、調査の重複を排除した。

統計調査に対する広報啓発についても、個別統計調査の実施に際しての広報の充実、マスメディアに対する調査結果の積極的な情報提供、児童・生徒の統計理解を深めるための統計副読本の作成・配布等が行われた。

このほか、統計調査の第一線に立つ統計調査員に対しては、統計局が都道府県職員の特別講習会を開催してきめ細かな指導を促すとともに、都道府県が実施する調査員合同指導会が開始された。

近年ますます急となっている調査環境の変化への対応がこの時期から本格化してきたといえよう。

第三章 総務庁誕生までの経緯

1 行政改革と臨時行政調査会答申

行政は、いかなる時代にあっても、時代の変化の本質を見極めて、変化への対応を誤らないようにしなければならない。しかし、専門化が進んで縦割りの弊害といった指摘がしばしばなされているし、ややもすると公共性、公平性という大義名分の下に無駄が発生しやすく、パーキンソンの法則^(注)にみるように、機構が自己増殖しやすい。こうしたことから、行政改革は、常に政府の重要課題の一つであり、戦前から歴代内閣によって努力されてきたし、戦後も臨時行政調査会（第1次臨調）や5期に及ぶ行政監理委員会などから、多くの改革意見や答申などが政府に対して提出され、政府もこれらを尊重しつつ行政改革を推進してきた。

臨時行政調査会（第2次臨調）が、高度成長期に肥大化した行政組織の改革と膨大な財政赤字の解消を図るという国家百年の大計を目指して、土光敏夫経済団体連合会名誉会長を会長として発足したのは昭和56年3月16日であった。

この第2次臨調は、以後2年間にわたり、精力的な調査研究・審議を重ね、5次に及ぶ答申を鈴木善幸総理、中曽根康弘総理に提出したのであるが、総務庁そして統計局・統計センターの誕生と密接な関係を持つのが、57年7月30日に提出された「行政改革に関する第三次答申（基本答申）」であり、そこでは、「総合管理庁」構想といわれる考え方が示されていた。

この考え方は、政府全体としての行政の一体性、整合性、効率性等を確保し、セクショナリズムによる行政の停滞を回避するためには、人事・組織による調整が効率的に機能することが必要であると指摘した上で、当時、総理府、行政管理庁等に分かれていた人事管理、組織・定員管理、行政監察の諸機能を統合して、新たに総合管理庁を設置すべきというものであった。

総合管理庁構想は、第2次臨調の第2部会（行政組織及び基本的行政制度の在り方を分担）で議論され、当初は、いわゆる「総合企画庁」構想（計画による調整機能を強化するために、国土庁・北海道開発庁・沖縄開発庁の3庁と経済企画庁、科学技術庁等を統合しようとする構想）とともに審議されていたのであるが、この総合企画庁構想は非常に強い反対のため、棚上げとなった。一方、総合管理庁構想の審議もなかなかスムーズには進まず、三つの意見、すなわち、

- ①行政管理庁に総理府人事局を統合して総合管理庁とする。

（注） イギリスの歴史・政治学者パーキンソンが提唱した法則。仕事の量は与えられた時間を全て満たすまで膨張する、支出の額は収入の額に達するまで膨張するというもの

②行政管理庁の機能を総理府に移す。

③関係機関の協議機関を設けるだけでよい。

が対立した。結局、部会報告段階では調整ができず、①の総合管理庁構想に②③の反対意見を付記した形を採ったが、答申段階では、総合管理庁構想を採用することで合意に達したのである。

答申では、「総合管理庁（仮称）の設置」という項目において次のように述べられている。

ア 総理府人事局、行政管理庁等の事務・権限を統合し、国务大臣を長とする総理府の外局として総合管理庁を設置する。

イ 総合管理庁の所掌事務は次のとおりとする。

①国家公務員等の人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整等現行の総理府人事局の事務

② i) 現行の人事院の事務のうち行政の執行責任を有する内閣総理大臣が所掌することが適当と考えられる事務

ii) 人事院の承認事項の整理・基準化の推進により各省庁が実施する事務について統一保持上必要な総合調整に関する事務

③行政機構、定員及び運営の総合調整、行政機構、定員及び特殊法人の設置等の審査、行政監察等現行の行政管理庁の事務

④特殊法人職員の人事管理に関する政府としての方針等の調整等新たに実施すべきであると考えられる事務

ウ 総合管理庁の設置は、現行の任命権者（内閣、内閣総理大臣及び各省庁の長）の権限には変更を加えない。

2 「橋本案」から総務庁設置法案成立まで

第2次臨調第3次答申で提言された総合管理庁構想は、「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」（新行革大綱、昭和58年5月24日閣議決定）においては、「総合管理庁の設置構想については、総理府本府及び行政管理庁の在り方について総合的、一体的に見直し、答申の基本的方向に沿って、できるだけ速やかに成案を得るよう努めるものとする。」こととされた。そして、自由民主党の橋本龍太郎行財政調査会長が総理府と行政管理庁との統合再編成という方向での原案作成に当たり、次のような、いわゆる橋本案をまとめ、58年7月15日に、中曽根総理に報告した。

(1) 臨調の基本答申の基本的方向に沿い、総理府本府及び行政管理庁の機能を全面的に見直して、再編成し、総務庁（仮称）及び総理府（新府）を設置する。

(2) 総務庁は、国务大臣を長とした総合管理機能を専担する庁（外局）とし、今後

おける行政改革の推進体制を強化する。

総務庁に官房（官房長を置く。）、人事局、行政管理局、行政監察局、恩給局を置き、行政管理庁の地方支分部局は総務庁の総合出先機関とする。

- (3) 総理府の外局統轄の事務、内閣官房と業務上、人事上一体的に行われている事務及び他の行政機関の所掌に属さない事務を行わせるため、総理府（新府）を置く。

総理府（新府）に官房、統計局、北方対策本部を置く。なお、青少年対策本部、交通安全対策室、老人対策室については、他省庁への移管を検討する。

- (4) 総理府本府に置かれている審議会等については、特に関連の深い省庁に移管することを検討する。

- (5) 総理府（新府）の事務は、内閣官房長官が指揮監督する。

- (6) 総理府本府から内閣に賞勲局に移管する。

政府は、橋本案や新行革大綱を踏まえ、58年7月22日に、内閣に「総務庁（仮称）設立等準備委員会」（委員長 後藤田内閣官房長官、委員 藤森内閣官房副長官（事務）、山地総理府総務副長官（事務）、佐倉行政管理事務次官、味村内閣法制次長）及び同委員会の庶務を処理する「総務庁（仮称）設立等準備室」（室長 禰河内閣審議室長）を設置し、総務庁設立に向けての具体的作業を開始した。

作業を進める過程において、橋本案では、統計局は総理府（新府）に置かれることになっていたが、これも総務庁に移管すること、さらに、青少年対策本部などの関係省庁への移管は各省庁との調整が困難であることから、総務庁への移管が妥当であるとの意見が出され、この方向で橋本案の修正を目指したが、調整がつかなかった。そこで、次に、統計局は総務庁に移管するが、内部部局とせず、附属機関とするとの案が出されたが、これも合意が得られなかった。そして最終的には、統計局を統計調査の企画・実施部門と製表部門とに区分し、「各省にまたがる統計の総合調整事務と国勢の基幹的な統計の企画事務を併せ、国全体としての統計の中核的な機能を確立するという観点に立って、前者と行政管理庁行政管理局統計主幹とを統合して新たな「統計局」を創設する。後者については、統計センターという形で総務庁の施設等機関とする。」ことで決着をみた。それとともに、青少年対策本部なども総務庁に移管することとなった（なお、賞勲局は総理府本府に残されることとなった。）。そして、58年9月2日、最終案に沿った「総務庁（仮称）の設置及び総理府本府の機構改正について」が閣議了解された。

○総務庁（仮称）の設置及び総理府本府の機構改正について

（昭和58年9月2日閣議了解）

1 総務庁の設置

- (1) 総務庁は、総理府の外局とする。

- (2) 総務庁は、行政機関の人事、機構、定員、運営の総合調整等に関する事務及び

行政監察等の事務を総合的に行うとともに、これらの事務と青少年対策等の行政施策の総合調整に関する事務並びに恩給及び統計に関する事務とを一体的に行い、もって行政の適正かつ合理的な実施を推進することをその任務とする。

(3) 総務庁の長は、国務大臣をもって充てる。

(4) 総務庁の組織は、次のとおりとする。

ア 内部部局

長官官房 ……

人事局 ……

行政管理局 ……

行政監察局 ……

恩給局 ……

統計局 統計及び統計制度に関する企画、総合調整、国勢調査その他の基幹的統計調査の企画、実施、国際統計事務の統轄等の事務を行う。

イ 特別の機関等

青少年対策本部 ……

北方対策本部 ……

統計センター 国勢調査その他各種統計調査の製表等の事務を行う。同センターに統計研修所を置く。

ウ 審議会等 公務員制度審議会、統計審議会、恩給審査会、青少年問題審議会、地域改善対策協議会

エ 地方支分部局 ……

この閣議了解に基づいて「総務庁設置法案」及び「総理府設置法の一部を改正する等の法律案」が立案され、9月8日召集の第100回国会（臨時会）に提出された。

これら法案は、同月20日に衆議院本会議において、他の行革関連法案とともに趣旨説明及び質疑が行われたのを皮切りに、行政改革に関する特別委員会において総括質疑・一般質疑が8日間、参考人意見聴取・質疑、中央公聴会が各1日行われ、10月7日に特別委員会で修正可決、同月11日に本会議で可決され、参議院に送られた。

参議院では、11月18日に本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、行政改革に関する特別委員会において総括質疑又は一般質疑が4日間、参考人意見聴取・質疑が1日行われ、同月26日に特別委員会で可決、同月28日に本会議で可決され、成立した。

審議の過程においては、新統計局・統計センターに関する質疑もかなり行われており、主な質問内容は、「製表部門は内局にすべし」、「統計局を分割して生ずる問題点にどう対処するか」、「統計局の2分割案は行革に逆行ではないか」、「統計業務の中立性確保のための配慮が必要」などであった。

例えば、「統計局を分割して生ずる問題点にどう対処するか。」との民社党の吉田之久

議員の質問に対して、中曽根総理は、「今回の総理府統計局及び行政管理庁統計主幹等に係る統合再編は、政府全体を通ずる統計の企画調整と、国勢調査等政府としての基幹的統計調査の企画実施等を一元的に遂行させることにより、統計に関する専門的技術的知識と能力を活用しつつ、企画調整機能の強化、調査機能の充実を図るとともに、従来、総理府統計局が実施していた統計、製表等の業務につきましては、その業務の性格及び組織規模にかんがみ、別個の独立した管理責任体制のもとで組織運営を行わせることが適当と判断したものでございます。改革後の組織運営に当たりましては、企画調査部門と製表部門との連携を図り、効率的な業務の遂行に努めるとともに、職員の方々が従来同様職務に精励できるよう、その処遇についても十分配慮してまいり所存でございます。」と答弁している。

また、このような新統計局・統計センターに関する議論を踏まえ、特別委員会で法案を可決するに当たり、衆参ともに次のような附帯決議が行われた。

○行革関連法案に対する附帯決議

(昭和58年10月7日、衆議院行政改革に関する特別委員会)

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行財政事情とにかんがみ、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

……

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が発揮できるよう努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

「総務庁設置法」(昭和58年法律第79号)は、58年12月2日に公布、翌59年7月1日に施行されて、総務庁が発足し、新統計局・統計センターが誕生した。

3 新統計局・統計センターの組織

新統計局は、総務庁設置法第4条及び「総務庁組織令」(昭和59年政令第181号)第9条により、統計調査の審査、総合調整及び国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施等の事務を所掌し、総務庁組織令第30条により、内部組織として総務課、統計情報課並びに統計基準部及び統計調査部を置くこととされた。

一方、統計センターは、総務庁設置法第4条及び総務庁組織令第41条により、施設等機関として設置され、統計調査の製表及び統計に関する研修を所掌し、統計センターには統計研修所が置かれることとなった。

○総務庁設置法（昭和58年法律第79号）

（所掌事務及び権限）

第4条 総務庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。

- 二十二 統計及び統計制度の改善発達に関する基本的事項を企画すること。
- 二十三 統計調査の審査、基準の設定及び総合調整を行うこと。
- 二十四 統計報告の徴集について調整を行うこと。
- 二十五 統計機関の機構、定員及び運営に関し、地方公共団体の長又は教育委員会に対し、連絡及び勧奨を行うこと。
- 二十六 統計職員の養成の企画及び検定を行うこと。
- 二十七 国際統計事務の統括に関する事務を行うこと。
- 二十八 アジア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定に基づき、アジア統計研修所において行われる研修の実施に関する協力を行うこと。
- 二十九 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査を実施すること。
- 三十 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査を実施すること。
- 三十一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表及び国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて実施した各種の統計調査の製表を行うこと。
- 三十二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査の製表を行うこと。
- 三十三 政令で定める文教研修施設において統計に関する研修を行うこと。
- 三十四 統計技術の研究その他統計の改善発達に関する事務を行うこと。
- 三十五 統計に関する図書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。
- 三十六 統計知識の普及及び宣伝に関する事務を行うこと。

○総務庁組織令（昭和59年政令第181号）

（統計局の事務）

第9条 統計局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 統計及び統計制度の改善発達に関する基本的事項を企画すること。
- 二 統計調査の審査、基準の設定及び総合調整を行うこと。
- 三 統計報告の徴集について調整を行うこと。
- 四 統計機関の機構、定員及び運営に関し、地方公共団体の長又は教育委員会に対し、連絡及び勧奨を行うこと。
- 五 統計職員の養成の企画及び検定を行うこと。
- 六 国際統計事務の統括に関すること。

七 アジア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定に基づき、アジア統計研修所において行われる研修の実施に関する協力を行うこと。

八 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査を実施すること。

九 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査を実施すること。

十 統計技術の研究その他統計の改善発達に関すること（統計センターの所掌に属するものを除く。）。

十一 統計に関する図書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。

十二 統計知識の普及及び宣伝に関すること。

十三 前各号に掲げる事務に関し、必要な資料の収集を行うこと。

十四 統計センターに関すること。

2 統計基準部においては、前項第一号から第七号まで、第十号及び第十二号に掲げる事務（第十号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）並びにこれらに関する同項第十三号に掲げる事務をつかさどる。

3 統計調査部においては、第1項第八号から第十号までに掲げる事務（第十号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するもののうち統計調査の実施に係るものに限る。）及びこれらに関する同項第十三号に掲げる事務をつかさどる。

（統計局の分課）

第30条 統計局に、統計基準部及び統計調査部を置くほか、次の二課を置く。

総務課

統計情報課

2 統計基準部に、次の二課及び統計審査官三人を置く。

統計企画課

国際統計課

3 統計調査部に、次の四課を置く。

国勢統計課

労働力統計課

経済統計課

消費統計課

（統計センター）

第41条 総務庁に統計センターを置く。

2 統計センターは、次の事務をつかさどる機関とする。

一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表及び国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて実施した各種の統計調査の製表を行うこと。

二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査の製表を行うこと。

- 三 前二号に掲げる事務に必要な技術の研究を行うこと。
- 四 国及び地方公共団体の職員に対して、統計に関する研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる事務に関し、必要な資料の収集を行うこと。
- 3 統計センターに、統計研修所を置き、前項第四号に掲げる事務及びこれに関する同項第五号に掲げる事務を行わせる。
- 4 統計センターに、所長を置く。
- 5 所長は、統計センターの事務を掌理する。
- 6 前3項に定めるもののほか、統計センター及び統計研修所の位置及び内部組織は、総理府令で定める。
- 7 総務庁設置法第4条第三十三号に規定する政令で定める文教研修施設は、統計センターとする。

このように、新統計局・統計センターは、政府全体を通ずる統計の総合調整と国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表を担当する機関であり、その性格はかつての内閣統計局に類似したものになっている。

内閣統計局の所掌事務については、例えば次のように定められており、これらの規定からみても、内閣統計局は、新統計局・統計センターと同様、政府を通ずる統計の総合調整と国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表という両方の業務を担当していたのである。

○内閣所属職員官制改正（明治31年勅令第255号）

第5条 統計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 行政各部統計ノ統一ニ関スル事項
- 二 行政各部ニ専属セサル統計ニ関スル事項
- 三 統計ニ関スル報告ノ刊行ニ関スル事項
- 四 内外統計表ノ交換ニ関スル事項
- 五 各官庁ノ統計主任者ノ招集及会議ニ関スル事項

○内閣所属部局及職員官制中改正（大正14年勅令第109号）

第5条 統計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 行政各部統計ノ統一ニ関スル事項
- 二 国際統計事務ニ関スル統轄事項
- 三 人口統計、労働統計其ノ他国勢ノ基本ニ関スル統計ニシテ行政各部ニ専属セサルモノニ関スル事項
- 四 統計ニ関スル図書ノ刊行及内外統計書ノ交換ニ関スル事項
- 五 統計職員ノ養成並各官庁ノ統計主任者ノ招集及会議ニ関スル事項

その後、戦後の統計制度の再建期に統計委員会が設置されるに当たって、「行政各部統計ノ統一ニ関スル事項」等の業務は、内閣統計局から統計委員会に移管され、さらに、統計委員会の機能は、行政管理庁統計基準部、同庁統計基準局、同庁行政管理局統計主幹へと受け継がれた一方、内閣統計局は、総理庁統計局を経て総理府統計局となったが、昭和59年7月1日の総務庁誕生によって、再び政府を通ずる統計の総合調整と国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表という二つの機能を一つの部局が持つこととなった。

我が国の統計制度は、明治以来いわゆる分散型の統計制度であるが、一口に分散型統計制度といっても、統計調査を実施する組織が総合調整機能をも併せ持つ形と、別の組織が総合調整機能を持ちその組織は統計調査を実施しないという形がある。総務庁設置により誕生した我が国の統計制度は、フランスに近い形（経済省国立統計経済研究所が各省統計を調整するとともに、国民経済計算統計を作成し人口センサスなどの基本的統計調査を実施する。）となった。なお、後者の代表例としては、行政管理予算庁の情報・規制局が総合調整を行い、統計調査は各省庁（商務省センサス局、農務省統計調査局、労働省労働統計局等）が実施するアメリカ合衆国の統計制度が挙げられる。

第四章 新統計局・統計センターの足跡

第一節 新統計局・統計センター発足時の課題

行政を取り巻く社会経済情勢は、時代とともに絶えず変化しており、とりわけ人口の高齢化や科学技術の急速な進歩に伴う情報化、更に国際化の進展などには著しいものがある。新生総務庁、そして新統計局・統計センターも、発足当初からこのような社会経済情勢の変化に的確な対応をしつつ、各種の施策を展開していく必要があった。

新統計局・統計センターが、その使命を果たす上で取り組まなければならない課題には次のようなものがあった。

まず、統計局においては、統計の総合調整という面から、統計行政推進のための中・長期構想の樹立が緊要の課題であり、また、社会経済情勢の変化に対応した新しい統計、具体的にはサービス業統計の研究・整備や国民資産に関する統計の整備等を行う必要があった。

国勢の基本に関する統計調査の実施の面からは、1年後に迫った昭和60年国勢調査の円滑な実施のほか、消費者物価指数の昭和60年基準改定などがあった。

また、情報化社会への適切な対応のための総合的統計情報システムの整備、国際社会における各国の相互依存がますます深まりつつある中での統計部門における国際協力のより一層の推進が必要であった。

統計センターにおいては、我が国の中央統計集計機関として効率的かつ質の高い製表業務の実施という要請に応えるために、その近代化の推進が重要な課題であり、統計関係職員の資質の向上のための統計研修の充実・強化も必要であった。

第二節 課題への取組

1 統計行政の中・長期構想

統計審議会は、総務庁の発足を契機として、今後の統計行政を推進する上での指針を示すことが重要であるとの認識の下に、発足直前の昭和59年4月27日、後藤田正晴行政管理庁長官に対し、「今後の統計行政の進め方について」と題する建議を行った。

これを受ける形で、60年5月24日に後藤田総務庁長官から統計審議会に対し、「統計行政の中・長期構想の樹立について」の諮問がなされ、審議会において精力的に審議が重ねられた結果、同年10月25日に答申「統計行政の中・長期構想について」が提出された。

この答申は、その対象期間をほぼ5年ないし10年と想定し、

- ①主要統計調査の実施時期の予定を立て、あらかじめ調整を行うことにより各統計調査間の整合性を保つこと
- ②早急に整備の望まれているストック統計、サービス業統計、環境統計につきその方向付けを行うこと
- ③各統計調査の正確性の確保と合理化に関し、各実施主体の採るべき具体的な方策
- ④統計調査結果の利用の促進を図るための諸方策
- ⑤統計行政の円滑な遂行を支える基盤整備

について5章に分けて述べたものであり、このように統計審議会が統計行政全般にわたっての課題と改善方策を示したのは、画期的なことであった。

統計局は、これを受けて、「統計行政の中・長期構想推進協議会」を設置し、この協議会における議論・検討を経て、サービス業基本統計の指定統計としての指定（第117号、平成元年4月10日）、ストック統計や環境統計整備のための検討、「統計調査に係る国民の負担軽減方策について」（元年12月5日各省庁統計主管課長等会議申合せ）による既存統計調査の定期的見直しの推進、磁気テープ等による統計データの民間及び都道府県への提供、さらに、統計調査に係る秘密の保護等の拡充を図るための「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律」（昭和63年法律第96号）の制定など、答申の趣旨に沿って、精力的に統計行政を推進した。

2 統計行政の新中・長期構想

統計審議会が統計行政の中・長期構想を答申してから約10年を経過すると、統計が把握対象とする社会・経済の状況が大きく変化し、また、統計を取り巻く環境も更に厳しさを増してきた。

すなわち、高齢化の進展、所得水準の向上等により世帯構造が変化し、単身世帯、夫婦共働き世帯が増加して昼間在宅世帯が減少するとともに、国民の価値観が多様化し、プライバシー意識も顕在化した。一方、経済分野については、企業活動の多角化が進み、企業を単位とした活動が重要な役割を演じるようになるとともに、経済のソフト化、サービス化が進展した。また、情報通信技術が著しく進歩して、情報提供・取得の手段も多様化した。

このような状況を踏まえて、統計審議会は、平成7年3月10日、「統計行政の新中・長期構想」を答申した。

この「統計行政の新中・長期構想」は、

- ①「統計の意義」として「人口、経済、社会等に関し我が国の真実の状態を把握し、国民の生活向上に役立つことが重要」であり、「国民の共有財産として迅速かつ継続的に提供され、広くその利活用が図られていくことが肝要」

とし、

- ②「統計行政の役割」は、「社会・経済情勢の変化を的確にとらえ、ニーズに即した統

計を提供していく」こと、「必要な統計の整備を着実に進め、それを利用しやすい形で提供していく」ことにある

とした上で、

③「統計行政を進めるに当たっての視点」として、

- ・変化への対応
- ・報告者負担の軽減と調査の簡素・効率化
- ・総合性の確保
- ・信頼性の確保と利用の促進
- ・国と地方の連携の確保
- ・国際協力の推進

の6項目を掲げ、これらの基本的考え方の下に、今後推進すべき総合的、体系的な統計行政関係施策を示すものとなっている。

統計局は、これを受けて、事業所統計調査を事業所・企業統計調査に改め企業に関する調査事項を充実（平成8年度）、家計調査及び単身世帯収支調査において農林漁家世帯を調査対象の範囲に追加（平成11年度）、住宅統計調査を住宅・土地統計調査に改め土地関連の調査事項を大幅に追加（平成10年度）、調査対象者の重複是正措置のため事業所・企業データベースの運用を開始（平成14年度）などといった取組を積極的に推進した。

3 各種統計調査等の実施

統計局は、我が国統計調査の中で二大センサスといわれる国勢調査と事業所統計調査の実施を引き続き所掌することとなったが、国勢調査については、総務庁発足翌年の昭和60年10月1日に14回目の調査を、更に平成2年10月1日に15回目の調査を行った。この2回の調査の実施に当たっては、国民のプライバシー意識の高まりや留守世帯の増加等による調査環境の変化に対応するために、調査票回収期間の延長や調査票の密封提出を認めるなどの措置を講じた。また、平成2年国勢調査においては、「センサスくん」という広報用イメージキャラクターを作成し、調査への協力を呼び掛けた。

事業所統計調査については、昭和61年7月1日に14回目の調査を、更に平成3年7月1日に15回目の調査を行った。特に、平成3年事業所統計調査は、通商産業省の商業統計調査と同時に実施したが、これは所管省庁の異なる二つの大規模調査の同時実施という初の試みであった。

また、「統計行政の中・長期構想」で指摘されたサービス業統計の整備を具体化するものとして、指定統計としての指定を受けて、平成元年7月1日に、初のサービス業基本調査を実施した。

さらに、昭和63年10月1日に9回目の住宅統計調査を実施して家計部門の保有する住宅・宅地について把握し、平成元年9月から10月にかけて7回目の全国消費実態調査を実施して、家計部門の保有する主要耐久消費財について把握するなど、中・長期構想で指摘

されたストック統計の整備を図った。

その他、周期調査として、昭和61年と平成3年に社会生活基本調査（10月）を、昭和62年に就業構造基本調査（10月1日）と全国物価統計調査（11月）を実施するとともに、統計審議会の「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする」との答申（昭和56年3月20日）を踏まえて、消費者物価指数の新基準（昭和60年基準、平成2年基準）への改定を行った。

4 総務庁統計情報データベースシステム（SISMAC）の開発と運用開始

情報化社会の急速な進展と行政における統計需要の増大に伴い、大量の統計調査結果を迅速かつ的確に提供するシステムの整備についての要請が強まってくる中で、統計局・統計センターは、磁気テープ、マイクロフィルムなどの媒体による中央省庁、地方公共団体、民間等に対する調査結果の提供体制の充実を図るとともに、オンラインによる統計情報の提供システムの研究・開発を行ってきた。そして、中央省庁等に対してオンラインにより統計データを提供する「統計情報データベースシステム」の開発を進め、平成元年1月から3月までの試験運用を経て、4月から総務庁統計情報データベースシステム（S I S M A C : Statistical Information System of Management and Coordination Agency）の本格運用を開始した。

このシステムは、統計センターのホストコンピュータと各省庁等とをオンラインで接続することにより国勢調査や事業所統計調査等の結果を始めとする統計データを提供する共同利用型のシステムであり、多くの省庁等が利用した。

5 統計に関する国際協力の推進

社会経済の国際化の進展に伴い、先進国相互が協調し、また、開発途上国への経済・技術協力を効果的に推進することがますます重要になっている。統計に関しても、国連アジア太平洋統計研修所（S I A P : Statistical Institute for Asia and the Pacific）の事業への協力を始めとして、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P : United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific）、経済協力開発機構（O E C D : Organisation for Economic Co-operation and Development）、国際統計協会（I S I : International Statistical Institute）などの国際機関及び諸外国政府の行う統計活動に対し、統計技術等の面で協力を行ってきた。また、中国、韓国との統計視察団の交換を毎年継続してきた。

新統計局・統計センター発足後も、S I A Pの第3期から第5期事業に対し人的、物的両面で積極的な協力を行うとともに、昭和62年には、皇太子殿下御統裁の下にI S I第46回大会を東京で開催した（9月8日から16日まで）。

また、昭和60年10月と平成2年1月に、アセアン・日本統計局長会議を東京で開催して、

アセアン^(注) 諸国との間で統計調査の方法、情報処理技術等に関する議論を行ったほか、平成2年11月には、国連統計委員会の勧告に基づき国連統計部により開始された国際比較プログラム（ICP：International Comparison Programme）に対する参加・協力の一環として、E S C A P主催の「各国通貨の購買力比較結果の利用に関するアジア太平洋セミナー」を招致し、新潟市において開催した。

6 製表業務の近代化と統計研修の充実

統計需要の増大に対応して、統計の正確性を確保しつつ迅速な製表を行うためには、製表業務の機械化・効率化を一層推進するとともに、職員の専門技術の高度化を図ることが必要である。統計センターは、発足当初からこの課題に取り組み、昭和60年度を初年度として、コンピュータの高度利用による製表業務のシステム化・効率化、集計における品質管理の徹底、O A 機器等の各種情報処理機器の活用による業務の合理化、職員の資質の向上などを内容とする製表業務の近代化計画を策定し、この計画に沿って、品質管理手法の導入や職員の研修体系の整備等を行った。昭和60年国勢調査の製表業務においては、コンピュータシステムを大型化したことによって集計期間が大幅に短縮されるなどの成果を挙げている。

一方、統計研修に関しては、第2次臨時行政調査会の第5次答申や新行革大綱において、各省庁等の統計関係職員の共同研修の強化が盛り込まれるとともに、統計行政の中・長期構想においても研修内容の一層の充実を図ることとされていることから、統計研修所において実施する統計研修の基礎的な科目の内容を充実するとともに、情報処理関連科目等のカリキュラムの充実などを行った。

第三節 統計局創設120年

平成3（1991）年は、明治4（1871）年に政表課が太政官正院に設置されてから120年目に当たる年であった。

そこで、これを記念して各種の記念事業を実施することとし、まず、同年9月20日から25日までの6日間、「暮らしのデータフェア」を京王百貨店新宿店8階催事場において開催し、創設時からの各種の統計機械、資料やパネル等の展示を行った。ドラえもんをイメージキャラクターとして用いるなどして工夫を凝らしたこともあって、子供たちにも人気を博し、総入場者は10,867人を数えた。

続いて10月18日の「統計の日」に、井上喜一総務政務次官の出席の下で、記念式典、記念祝賀会を行った。記念式典では、井上次官の挨拶の後、来賓の中村隆英統計審議会会長、後藤正夫参議院議員（元行政管理庁統計基準局長）、石渡弘美東京都総務局統計部長の祝

（注） 東南アジア諸国連合（A S E A N : Association of Southeast Asian Nations）

辞があり、また、記念祝賀会には、後藤田正晴、山下徳夫、金丸三郎各氏といった歴代総務庁長官の出席を得た。

同じ18日には、宮崎勇大和総合研究所理事長（元経済企画事務次官）による「21世紀の統計の展望」と題する記念講演が行われ、この日と相前後して、都道府県統計主管課長合同セミナー（10月17日）や第12回理論家と実務家による官庁統計シンポジウム（10月23日）といった関連行事も行われた。

さらに、統計の作成に必要な機械や統計に関する古資料などを展示する常設の統計資料館を開設することとし、18日にはそのオープニングセレモニーが挙行されて、石川総務事務次官、井出統計局長、鈴木統計センター所長の手によりテープカットが行われた。また、120年間の活動とその成果を取りまとめ我が国の統計の歴史をつまびらかにするとともに、将来の統計の発展に寄与することを目的に「統計局・統計センター百二十年史」を編纂し、平成4年6月に刊行した。

第三部 中央省庁再編と統計改革

第一章 中央省庁再編・行政改革への対応

第一節 中央省庁再編と総務省の発足

中央省庁等改革が推進される中で、統計行政については、まず、「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）第17条第3号において、総務省の編成方針として、①統計について、政府全体を通ずる調整を行い、府省の行う統計行政の重複を是正するほか、それぞれの調査結果の共有化を推進すること、②府省が行う大規模統計で全数調査として行われるものについて、分野ごとの専門性を踏まえ、その実施について必要な一元化を行うこと、③統計事務について、できる限り民間への委託を進めること、と規定され、併せて同法別表第2において、総務省の主要な任務及び行政機能として「統計行政（他の府省に属するものを除く。）」が規定された。

これを受けて、「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）が改正されて、平成13年1月6日以降に置かれる国の行政機関が定められ、新設される総務省については11年7月16日に「総務省設置法」（平成11年法律第91号）が、12年6月7日に「総務省組織令」（平成12年政令第246号）が制定された。そして、13年1月6日、中央省庁が再編されて総務省が発足し、統計局は総務省に置かれることとなった。

また、統計センター（統計研修所を除く。）は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、15年4月に独立行政法人に移行することとされた。ほとんどの独立行政法人が13年4月の設立とされる中で、統計センターがその2年後となったのは、平成12年国勢調査の基本集計に支障を来すことのないよう独立行政法人化の準備を進めるためであった。

第二節 統計審議会の法施行型審議会への改組

統計審議会は、官庁統計に係る常設の諮問機関として、昭和27年8月1日、「行政管理庁設置法」（昭和23年法律第77号）に基づく行政管理庁の附属機関として設置され、総務庁発足に伴い、59年7月1日以降は、「総務庁組織令」（昭和59年政令181号）に基づく審議会（国家行政組織法の8条機関）として活動してきた。

その所掌事務は、総務庁長官の諮問に応じ、統計調査の審査、基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に関する重要事項を調査審議して答申を行うとともに、必要に応じこれらの事項について、総務庁長官に建議することであった。

委員は18人で、①統計に関し学識経験のある者（7人）、②行政機関及び都道府県の統計主管部局を代表する者（7人）、③統計の利用者を代表する者（4人）、を内閣総理大臣が任命するとされていた。

その後、中央省庁等改革の一環として行われた各種審議会の整理合理化において、統計審議会は、法令により審議会等への必要的付議が定められている事項のみを審議事項とする「法施行型審議会」の一つとして存置されることとなり、平成13年1月の総務省発足とともに新たな委員が任命され、総務省組織令に基づく審議会（国家行政組織法の8条機関）として引き続き活動することとなった。

「法施行型審議会」移行後の統計審議会は、総務大臣が任命する11人以内の学識経験者のみで構成されることとなったが、委員の任期が2年で、補欠の委員の任期は前任者の残任期間となっていること、委員の再任が可能なことは、従前の統計審議会と同様とされた。

第三節 各種行政改革課題への対応

1 統計行政の新たな展開方向

統計審議会が統計行政の新中・長期構想を答申した後も、更に社会・経済のグローバル化が進み、情報化が急速に進展して、産業構造も大きく変化した。また、政策評価制度の導入、個人情報保護の強化、地方分権の推進など新たな制度・施策が実施されることとなった。このような変化の中で、統計行政に対しても、ニーズに即した統計の整備や結果利用の利便性の向上などが一層強く要請されることとなった。

一方、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、統計審議会の法的位置付けが変更され、統計審議会は、法令により必要的付議事項とされている事項のみを審議する「法施行型審議会」とされて、諮問に対する答申や建議を通じて政策提言を行う機能を持たないこととなった。

こうした状況を踏まえ、14年6月16日の「各府省統計主管部局長等会議」において、今後5年から10年を見込んだ統計行政の進むべき方向についての検討を開始することが決定され、関係府省のほか、オブザーバーとして学識経験者、地方統計機構代表者の参加を求めて検討会議等を設置し、その議論を経て、15年6月27日、「統計行政の新たな展開方向」（各府省統計主管部局長等会議申合せ）が決定された。

この「統計行政の新たな展開方向」は、

- ①統計は、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するにとどまらず、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上でも重要性を増していること
- ②統計の体系的整備はもとより、複数の府省が関係する横断的な統計整備へのニーズが

高まっており、府省間の連携、協力とともに政府横断的な調整機能の的確な発揮により、必要な統計の整備を図る必要があること

③統計調査に対する国民の理解と協力を得るため、簡素で効率的かつ効果的に調査を行うとともに、統計利用者等へその結果を利用しやすい形で提供することが重要であること

などを指摘した上で、

①社会・経済の変化に対応した統計の整備

②統計調査の効率的・円滑な実施

③調査結果の利用の拡大

④国際協力の推進

の4項目に分けて、具体的な施策の展開方向を示すものとなっている。

この申合せにおいて示された課題を解決し、新たな施策を実現するための様々な検討会議等が各府省統計主管部局長等会議の下に設置されたが、統計局においても課題ごとに検討チームを設置し、経済センサスの創設に向けた検討、サービス産業動向調査の開始、オンライン調査の導入、事業所・企業データベースの拡充強化、インターネットを活用した統計情報の提供、報告者負担の軽減などこの「統計行政の新たな展開方向」に沿った総合的な取組を推進した。

2 申請負担軽減対策

規制緩和を推進するに当たっては、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することが極めて重要であることから、政府は、与党（自由民主党行政改革推進本部）からの申入れを受け、平成9年2月10日に「申請負担軽減対策」を閣議決定し、「今世紀中に申請・届出などの行政手続に伴う国民の負担感を半減する」との目標を掲げた。

申請負担軽減対策は、4分野から構成されており、第1に「申請・届出の簡素化」、第2に「申請・届出の電子化・ペーパーレス化」、第3に「統計調査の簡素合理化」、第4に「行政調査の簡素合理化」に取り組むこととされた。このうち、「統計調査の簡素合理化」については、次の(1)～(4)の取組を行うこととされた。

(1) 統計調査見直し計画の1年前倒し実施

各省庁が所管する統計調査については、平成6年2月に「統計調査に係る国民負担の軽減方策について」（各省庁統計主管課長等会議申合せ）の中で新たに平成7年度から11年度までを計画期間とする「統計見直し5か年計画」を策定し、報告者負担の軽減の観点から全ての調査の見直しを実施することとしていたが、申請負担軽減対策の閣議決定を踏まえ平成9年2月に同会議において、「統計調査に係る国民負担の軽減方策の一層の推進について」を申し合わせ、期限を原則1年前倒しし、10年度末までにおおむね見直しを完了した。

11年3月末時点の見直し実績を見ると、見直し対象となっている356調査中、349調査

(98.0%)について見直しが終了している。

(2) 行政記録の統計への活用の推進

国民の報告負担を軽減しつつ必要な統計を作成するため、総務庁は、各省庁に対し、行政記録の統計化を進めるための調査を実施し、平成10年2月にその結果を取りまとめた。

行政記録の統計への活用方策については、この調査結果等を踏まえ、統計行政の新中・長期構想推進協議会の下「行政記録の活用方策に関する検討ワーキンググループ」において検討が行われ、「2000年世界農林業センサス（林業地域調査）」では、行政記録（森林簿）の情報を活用することにより調査事項が大幅に削減された。

(3) 統計調査結果の所在案内機能の整備及び電子的提供

各省庁が個別に行っていた統計調査結果の所在案内については、総務庁において、各省庁所管の指定統計調査結果等の所在情報を一元的に把握し、その情報について平成9年5月からインターネットを通じた国民への提供を開始した。

また、統計調査結果の電子的提供については、11年3月時点で指定統計60調査中、59調査において実施されており、「行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセス」が、着実に推進されてきたところである。

(4) 統計調査結果の公表早期化

統計調査結果の有効活用の観点から、原則全ての指定統計の第1報の公表を可能な限り早期化することとし、申請負担軽減対策において、月次調査は60日以内、年次調査は1年以内に公表するとの目標が掲げられ、平成11年3月時点で60調査中、49調査で達成された。

3 地方分権改革

指定統計調査に関する事務は、従来、機関委任事務とされていたが、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、法定受託事務として整理し直されたところであり、それらについては、個別の政令で定めるものを除き、「統計法施行令」（昭和24年政令130号）に別表を設け、指定統計ごとに、委託する調査事務の種類を定めることとされた。

また、「第2次地方分権推進計画」（平成11年3月26日閣議決定）においては、農林水産統計調査関係事務の見直しを進め、業務の効率化を図ることとされた。

これらを受けて、平成11年7月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）により、「統計法」（昭和22年法律第18号）の改正が行われ、政府が行う指定統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる旨規定された。

そして、同年2月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務庁関係政令の整備に関する政令」（平成12年政令第35号）により、「統計法施行令」（昭和24年政令第130号）の改正が行われ、12年4月1日から施行された。改正後の施行令では、調査の流れによって、別表を第1から第5までに区分した上で、個々の指

定統計調査ごとに都道府県及び市町村等が行う事務について、個別具体的に規定し、国から委託される事務の内容が明確化されている。

4 民間委託の推進

(1) 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン

中央省庁等改革の実施に先立ち、平成11年4月27日、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」が閣議決定された。この計画においては、「統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を進め、組織の減量化を図る。このため、各省庁は、本年中に民間委託に関する今後の推進方針を定め、民間委託を進めるものとする。」とされた。

さらに、15年6月に取りまとめられた「統計行政の新たな展開方向」（各府省統計主管部局長等会議申合せ）では、「民間委託を一層推進していくことが求められている状況の中で、特に報告者の信頼を確保するためには、調査票等の管理を一層厳格にすることが不可欠となっている。」とされ、各府省間で検討の場を設け、民間委託を実施した場合の調査精度への影響など問題点を把握した上で、委託先として求められる業務能力、委託分野、委託方法などについて検討し、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを16年度中に作成することとされた。

これらの状況を踏まえ、17年3月、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提に、民間事業者のより適正かつ効果的な活用を一層推進し、統計調査の適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）が策定された。

このガイドラインは、「民間委託の推進対象業務の範囲等」を定めるとともに、「報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」として、①秘密の保護の徹底、②報告者の信頼の確保、③統計調査の適正な実施の確保、④委託業務の検証の的確な実施等、を求め、さらに、⑤委託先との契約書等に明記すべき事項、を示しており、各府省は、このガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間事業者の活用に積極的に取り組むこととされた。

その後、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）において、「指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。」とされ、さらに「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）の別表においては、「総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。」こととされた。

このため、これら閣議決定等を踏まえ、総務省統計局は関係府省の協力を得て、「統計法」（昭和22年法律第18号）又は「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）に基づき各

府省が実施する統計調査（指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査）に係る業務を対象として、統計の正確性・信頼性の確保等を前提に民間委託を一層推進し、質の維持・向上と適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、19年5月にガイドラインを改定（各府省統計主管課長等会議申合せ）した。改定後のガイドラインは、「統計調査の民間開放の手法と環境整備」について新たに定めるとともに、民間委託の推進対象業務の範囲等及び各府省が講ずべき措置を充実させたものになっている。以後、ガイドラインは、数次にわたる改正が行われ、31年4月に名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（統計企画会議^{（注1）}申合せ）に改め、統計調査の民間委託の取組を推進する指針となっている。

（2）総務省所管調査に関する民間委託

ア 民間開放への対応

国の規制の在り方、事務・事業の民間開放等に関する事項を調査審議するため、平成16年4月に内閣府に設置された「規制改革・民間開放推進会議」は、その第1次答申（16年12月24日）において、「指定統計の民間開放を推進」、「指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の民間開放に際しての問題点、対応策を実証的に検討するため試験調査等を実施」などと、続く第2次答申（17年12月21日）において、「平成18年度において、……「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」……について、試験調査等を実施……試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト^{（注2）}・民間開放を実施」、「総務省は、同省所管の上記2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに……市場化テスト・民間開放を実施するため、……遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定」などと指摘し、これら事項は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）に盛り込まれた。

これらを踏まえ、統計局は、統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放に関する幅広い検討を行うため、18年3月に学識経験者等を構成員とする「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を設置し、18年3月から19年4月までに計16回開催して、報告を取りまとめた。その概要は、次のとおりである。

①検討の方向性

- ・ 厳しい財政事情の下、新たな統計の整備等に取り組むためにも、更なる業務効率化が必要。正確性・信頼性の確保及び秘密の保護を前提に、民間事業者を活用した効率化を検討
- ・ 確実に実施可能な規模や地域に制約はあるものの、業務を受託する意欲のある民間

（注1） 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に掲げられた施策の推進に関する事項及び公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うために設置された統計行政推進会議の下に設けられた会議で、総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官及び各府省の統計担当課長級の職員をもって構成されている。

（注2） これまで官が独占的に実施してきた公共サービスに競争概念を導入するもので、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み

事業者は存在。地方公共団体を通じて実施している調査では、地域単位での民間開放を推進する方向で検討。当面、国（総務省）において、地方公共団体における民間開放の取組を可能とするための環境整備（民間開放を行う際の「基準・条件」の提示、情報提供等）を行う必要

②試験調査（個人企業経済調査をモデルとして18年7月から12月にかけて実施）等による実証的な検証の結果

- ・試験調査A（全国、1社）、官民の相違による結果精度への影響把握等……未記入項目が多い、非協力率が高いなど、全国規模で民間開放を行った場合に本体調査と同等の質を確保可能との結論を出すことはできない。

- ・試験調査B（都道府県単位5地域、各1社）、民間事業者の相違による結果精度への影響把握等……類似の調査経験を有する民間事業者は全体に優れた結果を挙げたが、他の民間事業者では不十分な結果。また、各民間事業者とも実施経費は契約金額を超過。これらのことから、調査周期・規模・地域や事業所対象の調査であるといった条件が同様であれば、適切な民間事業者の選定により、本体調査と同様の質を確保可能。入札に際しては、民間事業者の業務遂行能力の適切な評価が必要。コスト面の効率追求と質の維持・向上との両立を図ることが重要

- ・科学技術研究調査（国直轄の郵送調査）の対象者への意識調査……督促・照会対応等の業務を民間事業者に委ねたとしても、調査対象からの信頼の面でも問題はなく、民間開放可能と考えられる。正確性・信頼性の確保及び秘密の保護に万全を期した上で、19年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を実施

③今後に向けて

- ・実証的な検証の事前実施や民間事業者からの意見募集などを通じ、調査ごとの具体的特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要

- ・有識者による検討の場が必要であり、検討に際しては、地方公共団体・統計利用者の意見を聴くことが重要

また、統計局は、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）において、市場化テスト・民間開放を実施するための計画を策定するとされたことを踏まえ、18年10月、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民や企業の秘密保護を前提に、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けた取組方針を整理した「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」を策定した。その主な内容は次のとおりである。

○総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画

(平成18年10月 6 日総務省統計局)

Ⅱ 総務省所管の指定統計調査の実施に関わる業務の民間開放

1. 国直轄調査（科学技術研究調査）

総務省において直接調査実施に関わる業務を行っている科学技術研究調査（調査員による訪問等を伴わない郵送調査。毎年5月から調査を開始）については、以下のとおり民間開放を進めていくこととする。

①本調査の調査時期等を踏まえ、平成18年度に入札を実施し、次回調査（平成19年調査）から民間委託を開始する。

②調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務を対象とする。

③契約については、平成19年度は単年度とし、20年度以降については、19年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討する。

2. 地方公共団体に実地調査を委託している調査

地方公共団体に実地調査を委託している調査について、現時点における考え方及びそれに基づく具体的措置は以下のとおりである。

※個人企業経済調査等の総務省所管の指定統計調査は、科学技術研究調査を除き、すべて地方公共団体に実地調査を委託している。

(1) 考え方

①当面の民間開放の推進方策

地域単位での民間開放が可能となるよう、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当である。これにより民間事業者が実地調査に関わる業務を行う機会を創出する。

②国として講ずべき措置

国として、地方公共団体における民間開放の取組を平成19年度から可能とするための環境整備を行うことが必要である。

③業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査

国勢調査については、……国、地方公共団体における業務内容等は、今後、試験調査の結果等を踏まえつつ具体化することとしている。

また、……新設予定の経済センサスについても、現在、平成21年の調査実施に向け、調査方法等の具体化に向けた検討が進められているところである。

これらの調査については、見直しや企画の方向性を固めた上で、調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討し、結論を得ることとする。

(2) 環境整備等の具体的措置の内容

①概要及びスケジュール

平成19年度から、総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体において

民間開放に係る入札を実施し、民間開放を開始できるようにするため、関係政省令・要綱等を調査時期の到来に応じて順次改正するとともに、地方公共団体における民間開放の取組を促進するための措置について検討することとする。……

また、……民間開放の基準・条件等（業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等）についても、処理基準として、調査ごとにあらかじめ地方公共団体に提示する。

②対象業務

民間開放の対象業務は、調査員が行う調査票の配布・収集・照会対応（記入指導等）、調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定等とする。

③調査の流れに応じた民間開放の在り方

「国－都道府県－統計調査員－調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する都道府県により実施する。

「国－都道府県－市（区）町村－統計調査員－調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する市（区）町村が、都道府県の同意を得て実施する。

※「国－都道府県－市（区）町村－統計調査員－調査対象」の流れで行う統計調査については、……都道府県は、事務処理特例条例（地方自治法第252条の17の2）を制定することにより、上記②の事務のうち都道府県が行う事務を当該市（区）町村に委託した上で、当該市（区）町村において民間開放を実施することが考えられる。

このような中、平成18年12月22日の閣議決定「公共サービス改革基本方針」の別表においては、「科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、……地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。」こととされた。

これを受けて、統計局は、19年6月に学識経験者等を構成員とする「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」を設置し、①統計局所管統計調査の民間開放の実施に関し、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民・企業等の秘密の保護、業務の効率化等の観点から解決すべき諸課題について、調査ごとの特性に応じた具体的かつ専門的な検討、②科学技術研究調査等の各統計調査における民間開放について、その入札・契約の状況や業務実施状況に係る検証や評価に関する検討、を行った（19年6月から20年3月まで計5回開催）。

このような検討の結果、直轄調査である科学技術研究調査を除く総務省所管の全ての指定統計調査については、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の枠組みを維持した上で民間開放を推進していくことが適当であるとの結論に達し、統計局は、統計の正確性・信頼性の確保等の観点から、地方公共団体における地域単位での民間開放が可能となるよう、調査時期の到来に応じて、次のとおり順次、関係政省令・要綱等の改正を行った。

①統計法施行令の一部を改正する政令（市町村長が処理することとされた事務のうち、統計調査員の設置に関する事務、調査票の配布・取集に関する事務等を民間事業者に委託して行うことができる旨の規定を追加）

- ・平成19年2月21日：就業構造基本調査、全国物価統計調査
- ・平成19年12月19日：住宅・土地統計調査、個人企業経済調査
- ・平成21年3月18日：全国消費実態調査

②調査規則の一部を改正する省令（市（区）町村が調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合、取集した調査票の都道府県への送付を直接民間業者から行うことができる旨の規定を追加）

- ・平成19年2月23日：就業構造基本調査
- ・平成19年3月6日：全国物価統計調査
- ・平成20年1月18日：個人企業経済調査
- ・平成20年2月1日：住宅・土地統計調査
- ・平成21年4月1日：全国消費実態調査

③事務処理基準（大臣決定）

- ・平成19年5月22日：全国物価統計調査
- ・平成19年5月31日：就業構造基本調査
- ・平成20年3月3日：個人企業経済調査

市（区）町村が民間開放を実施する場合は、都道府県知事の権限である統計調査員設置等の事務の一部について市（区）町村長に移譲するなど都道府県における条例整備が必要であるが、平成19年就業構造基本調査においては、福井県が事務処理特例条例を制定し、越前市が民間開放についての方針決定を行い、同市において、調査の準備、調査票の配布・取集及び調査票等の検査・審査に係る事務について入札・契約を行った。

一方、国が直轄で行っている調査については、家計消費状況調査が調査開始の13年から、サービス産業動向調査が調査開始の20年から、経済センサス - 基礎調査（一部の民営事業所が対象）が26年から、家計消費単身モニター調査が調査開始の29年から、個人企業経済調査が令和元年から、調査の準備、調査票の配布・取集及び調査票等の検査・審査に係る事務等について民間委託を行っている。

また、平成19年就業構造基本調査において初めて統計局が国一括のコールセンターを設置し、調査に関する問合せの対応を民間委託した。以降、国一括のコールセンターは、大規模な調査（国勢調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、全国家計構造調査（全国消費実態調査）、社会生活基本調査、経済構造実態調査）において、継続的に設けられている。さらに、令和元年からは家計調査（8月以降）、労働力調査（9月以降）においても、オンライン調査等に係る問合せへの対応について、コールセンターを設置している。

イ 市場化テストの取組

平成18年12月22日の閣議決定「公共サービス改革基本方針」の別表では、「科学技術研

究調査について、民間競争入札を実施する。」とされた。

統計局は、この基本方針を踏まえ、国直轄調査である科学技術研究調査について、19年調査から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく市場化テストを開始した。その取組状況は次のとおりである。

- ・18年度に入札を実施し、翌19年調査から民間競争入札により民間委託を開始した。委託業務の範囲は調査票の送付（再送付を除く。）・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務とした。
- ・20年調査からは、委託業務の範囲を19年調査に加えて、調査関係書類（調査票及び結果の概要を除く。）の印刷、調査票等を含めた調査関係書類の封入に係る業務に拡大するとともに、契約期間を3年間とした。
- ・23年調査からは、更に委託業務の範囲に調査票及び結果の概要の印刷業務を加えた。
- ・26年調査からは、新プロセス^{（注）}へ移行した上で、民間委託を実施した。

このような取組の結果、28年5月13日、第171回官民競争入札等監理委員会において、4回目となる事業評価が行われ、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたとの評価がなされ、科学技術研究調査については、市場化テストを終了することが適当とされた。

（3）独立行政法人統計センターにおける民間委託

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）においては、統計調査業務の民間開放・市場化テストを積極的に推進することとされ、統計センターの業務についても、「業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し、結論を得る。」こととされた。これを受けて、統計センターは統計局とともに協議・検討を行い、次の措置を講ずることとした。

- ①既に民間事業者へ委託しているデータ入力業務に加えて、19年度に実施される大規模周期調査（就業構造基本調査及び全国物価統計調査）の調査票受付整理業務についても民間事業者へ委託する。
- ②符号格付業務については、平成17年国勢調査の抽出詳細集計に係る符号格付業務の一部を試行として民間事業者3者に委託し、実証的な検証を行い、19年度前半までに結果の検証を取りまとめる。
- ③管理・企画、審査に係る業務の民間開放に対する考え方については、19年6月末までに整理する。

次いで、「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）においても、統

（注） 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）において、公共サービス改革法の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととする「終了プロセス」及び官民競争入札等監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねる「新プロセス」への移行基準や具体的な手続等を定めており、科学技術研究調査では、3期目の事業評価において、新プロセスへの移行が適当であるとされた。

計センターは、その業務について民間開放を推進することとされ、具体的には、

- ・ 符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を19年度前半までに完了する。
- ・ 調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を19年6月末までに整理する。

こととされた。

これらを受けて、統計センターは、平成17年国勢調査の抽出詳細集計に係る符号格付業務を試行として民間事業者3者に委託し、併せて品質・コスト等の比較を行うため統計センター自らもこれを行った結果、符号格付業務については、事前研修の充実、検査方法の改善などが必要なものの民間委託が可能だと判断した。

一方、調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に関しては、管理・企画業務については、統計の正確性・信頼性の確保に密接不可分のものであること、結果表の審査業務については、統計の精度や品質を最終的に決定づける重要なものであることから民間に委ねることは不適切と判断した。

これらの方針は、19年7月に官民競争入札等監理委員会統計調査分科会に報告して了承された。

その後、「公共サービス改革基本方針」は、19年10月26日、12月24日に更に改定され、統計センターについては、①10月26日改定では「……符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証の結果を踏まえ、同業務を法^(注)の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して具体的検討を行い、本年中に結論を得る。」、②12月24日改定では「……符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。」とされた。

これを受け、統計センターにおいて検討を行った結果、符号格付業務については、両調査とも正解率97%を達成し、コストも削減されるなど、民間開放は可能であるとの結論を得た。また、入札方式については、金額以外で評価する項目がないため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定によるのではなく、一般競争入札（最低価格落札方式）によることが適当であるとの結論を得、この方針は、22年8月4日の官民競争入札等監理委員会において了承された。

こうしてその後、統計センターは、製表業務民間委託調整会議を設置し、入札参加者用の説明資料や仕様書・業務処理要領のガイドラインなどを作成するとともに、実施状況の把握・評価などを行っている。また、25年4月からの第3期中期目標における「製表業務の民間委託は、調査票の受付整理、分類符号の格付等の業務において積極的に実施する。」

(注) 一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を行うために制定された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)

との指示、行政執行法人移行後の27年度の目標における「平成27年国勢調査の……符号格付業務について、民間事業者の活用を着実に実施する。」との指示などを踏まえ、着実に民間委託を推進している。

そのほか、令和元年全国家計構造調査においては、オンライン家計簿に添付されたレシート等の画像データ入力及び紙の家計簿の収支項目分類符号格付とデータ入力を民間事業者に委託している。

なお、現在統計センターが行っている民間委託業務は、調査によってその対象は異なるが、主な内容は次のとおりである。

- ・輸送箱一時保管・受付整理事務用仮設建物の設営
- ・調査票の受付整理
- ・調査票のOCR入力、データ入力
- ・外国語で記入された調査票の翻訳
- ・符号格付
- ・企業への照会

5 電子政府の推進と統計

(1) 統計調査等業務の業務・システム最適化計画

平成15年7月17日、「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」は、利用者本位の視点に立ちつつ、従来の公共投資的なIT投資を見直し、予算効率の高い簡素な政府を実現することを目標に掲げて、「電子政府構築計画」を決定した。電子政府構築計画においては、政府全体で83分野に及ぶ業務やシステムについて、17年度末までに最適化計画を策定することとされ、分散型統計機構の下で各府省において行われている統計調査等業務についても、総務省統計局を取りまとめ担当府省として、政府全体で最適化に取り組むこととされた。

これを受け、統計局は、16年4月、関係府省との連絡調整の場として、各府省から構成される「業務・システムに関する最適化計画ワーキンググループ」を設置した。このワーキンググループにおいて、最適化計画策定に向けた検討が進められ、17年4月の「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」を経て18年3月31日に「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」が決定された。この計画に掲げられた主な取組は次のとおりである。

ア 各府省の情報システムの集約（各府省共同利用型システムの整備）

政府全体として効率的なシステム投資を行い、またシステム運用業務の効率化を図るため、従来、各府省でまちまちに開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し、各府省共同利用型のシステムを整備する。この各府省共同利用型システムは、13の情報システムから構成し、20年度から本格運用を開始する。

イ 母集団情報の管理及び標本抽出の共通化

各府省で行う事業所・企業を対象とした統計調査の共通基盤として、経済センサスの情報を基本情報に事業所・企業データベースを整備し、行政記録を用いた母集団情報の更新・管理を行うとともに、重複是正にも活用する。

ウ 調査項目の標準化

統計調査の結果の比較を容易なものとし、統計分析の高度化に資する等のため、統計の継続性に配慮しつつ、標準化の検討を行う調査項目を選定し、可能な限り定義情報の標準化を行う。また、設定された定義情報について、調査項目標準化データベースにおいて一元的に管理する。

エ 統計調査のオンライン化の推進

各種の統計調査について、調査対象の負担軽減、秘密の保護、利便性の向上及び統計の精度向上を図りつつ、政府全体としての効率的なシステム投資を図る観点から、各府省共通のオンライン調査システムを整備し、郵送調査によるものは原則全てについて、調査員調査によるものは当該調査の特性等に応じ、現行の統計調査方式と併用又は代替が可能なオンライン調査を順次導入する。

オ 個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化

統計調査の個票データのレイアウト構造（回答事項の配列、符号内容等）を示す記法や符号表等のデータ形式について「政府統計個票データレイアウト標準記法」を定め、19年度の統計調査から適用する。

カ 統計情報に係るワンストップ・サービス

統計利用者の立場に立ち、行政機関の違いを意識させることなく、1か所で全ての統計情報にアクセスできる環境を整備するため、20年度から、「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を政府統計に関連する情報全体の総合的な窓口とし、政府統計共同利用システム並びに各府省のホームページ及び情報システムと有機的に連携した統計情報のワンストップ・サービスを実現する。

キ 業務の簡素化・合理化

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）等を踏まえ、民間機関等の外部機関に業務を委託し、政府内の業務の簡素・合理化を強力に進めていく。

(2) 政府統計共同利用システム

ア 統計調査等業務最適化推進協議会

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」において整備することとされた各府省共同利用型システムについては、平成19年度に行われた同計画の改定において、その総称が「政府統計共同利用システム」とされ、以来これが定着している。

最適化計画においては、この政府統計共同利用システムの運営に係る重要事項について検討するため、協議会を設けることとされており、これを受けて、統計局統計情報システ

ム課長を議長とする統計調査等業務最適化推進協議会が設置された。

統計調査等業務最適化推進協議会は、特定の事項について専門的な検討、連絡調整等を行うため、18年度に、共通問題専門部会、情報システム専門部会、調査項目標準化専門部会の三つの専門部会を設置した。

政府統計共同利用システムが本格稼働する20年4月までの間に、共通問題専門部会は10回、情報システム専門部会は9回、調査項目標準化専門部会は6回開催された。

各専門部会の検討事項は次のとおりである。

(ア) 共通問題専門部会

- ①最適化計画の改定
- ②政府統計共同利用システムの利用料金
- ③政府統計共同利用システムの運用に係る重要事項

(イ) 情報システム専門部会

- ①政府統計共同利用システムの開発及び運用並びに各府省の情報システムとの連携等
- ②統計調査のオンライン化に係る電子調査票の開発等
- ③政府統計個票データレイアウト標準記法
- ④統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目
- ⑤ホームページにおける政府統計公表予定掲載基準
- ⑥その他統計調査等業務の最適化に係る情報システムの整備及び管理

(ウ) 調査項目標準化専門部会

- ①指定統計調査の調査項目に係る定義の整理、分類及び標準化
- ②調査項目標準化データベースにおける調査項目に係る定義情報の設定
- ③その他統計調査の調査項目に関する標準化

なお、調査項目標準化については、統計局において、17年6月に「調査項目の標準化に関する研究会」（座長 森博美法政大学経済学部教授）を設置して、調査研究を行っており、この研究会での整理結果を基に、専門部会での検討が進められた。

このような検討を重ね、システムのテストを兼ねて19年10月に平成19年就業構造基本調査において世帯を対象にした初めてのオンライン調査が実施された後、20年4月に政府統計共同利用システムが本格稼働することとなった。

その後は三つの専門部会を廃止し、統計調査等業務最適化推進協議会の下に、幹事会を設置し、各府省に共通する課題並びに政府統計共同利用システム等の整備及び運営等について、検討、連絡調整を行っている。

イ 政府統計共同利用システム基本規程

統計調査等業務最適化推進協議会は、政府統計共同利用システムの運用に当たって、基本原則を定めるとともに、関係機関の相互関係及び責務等を明らかにするものとして、「政府統計共同利用システム基本規程」を決定した。

この基本規程には、経費分担、各府省におけるサービス利用、セキュリティの確保、運

用管理機関の責務、利用機関の責務、システムの改修及び機能拡充、利用機関固有の事情によるシステム対応等が定められている。

また、政府統計共同利用システムの運用に際し、運用管理機関である独立行政法人統計センターが提供するサービスの内容及びサービスの提供を行うに当たり必要となる事項を「政府統計共同利用システムサービス提供約款」として定めるとともに、統計調査等業務の最適化の担当府省である総務省と独立行政法人統計センターとの間で本約款を主な内容とする契約書を締結している。

なお、最適化計画は、平成24年度までの間に8回の改定を行ったが、計画の実施事項がおおむね完了したことから、それ以降は計画の改定はしていない。また、28年度までは、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、統計調査等業務の業務・システム最適化実施評価報告書を作成し、公表してきている。

第四節 組織の変遷

1 統計局の分課の変遷

中央省庁再編により新たに総務省が設置されることとなり、平成11年7月16日に「総務省設置法」（平成11年法律第91号）が公布され、13年1月6日からの施行とともに総務省が発足し、統計局、統計センター、統計研修所は総務省に置かれることとなった。

総務省設置法第4条及び「総務省組織令」（平成12年政令第246号）第13条によれば、統計局は、統計調査の実施についての審査、基準の設定及び調整並びに国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施等の事務等を所掌し、その内部組織は、総務省組織令第110条により、統計基準部、統計調査部、総務課及び参事官によって構成するものとされた。なお、統計調査部には、部の所掌事務に関する総合調整等をつかさどる調査企画課が新設された。

その後、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）において、行政改革の一環として、既存の統計を抜本的に見直す一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させるとされたことを踏まえ、統計制度・統計行政に関する企画立案機能の一層の充実を図ることを目的として、17年、統計基準部が廃止され、統計基準部の所掌事務は、新たに設置された政策統括官に移管された。同時に、参事官が統計情報システム課へ名称変更された。

次いで、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、経済社会の実態を的確に捉える統計として、産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称））を整備するとされたこと等を踏まえ、事業所及び企業の基本的な構造に関する統計調査（全数調査）の実施及び製表に関する事務を所掌する課として、18年、新たに経済基本構造統計課が設置され

た。

さらに、21年4月1日に施行された「統計法」（平成19年法律第53号）第27条において、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び被調査者の負担軽減を目的として、総務大臣が「事業所母集団データベース」を整備する旨規定されたことを受けて、経済基本構造統計課の所掌に事業所母集団データベースに係る事務が追加された。

事業所母集団データベースの適時的確な更新の必要性については、その後も「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅰ期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）や内閣府の統計委員会の意見において改めて指摘を受けたことから、国内の全事業所の46.3%を占める個人事業所に関する情報収集方策の検討体制の整備を目的として、23年、個人企業経済調査に関する事務を経済統計課から経済基本構造統計課へ移管し、同じ課の中で一体的に検討を行うこととなった。

25年には、統計に係る情報提供・発信機能の充実・強化を図り、国民の統計に対する理解を深めること等を目的として、総務課、統計情報システム課、調査企画課、統計研修所に分散していたこれらの機能が統計情報システム課に集約された。

27年10月、経済財政諮問会議において、財務大臣から、経済情勢をよりの確に把握するため、家計調査等GDPを推計する基となる基礎統計の更なる充実についての要請があり、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては、経済統計の改善に係る政府の取組方針を年内に取りまとめることとされた。

こうして、28年12月の経済財政諮問会議において、総務大臣からの経済統計改善の推進に向けた取組状況の報告並びに有識者議員及び行政改革担当大臣からの提言を踏まえた「統計改革の基本方針」が取りまとめられた。この方針に、ビッグデータや行政記録情報など新たなデータ源の活用、統計利用者の利便性の向上、経済統計改善のための体制強化などが盛り込まれたことを受けて、29年4月、事業所母集団データベースのより一層の充実・拡充、統計作成のための情報の収集及び提供、調査票情報の利用及び提供等の業務を実施する統計作成支援課、統計の利用に必要な情報の収集及び提供の推進等の業務を実施する統計利用推進課、統計に係る情報システムの整備及び管理に関する事務を実施する統計情報システム管理官が新たに設置されるとともに、統計技術の研究に関する事務が統計研修所に移管され、統計研修所の名称が統計研究研修所に変更された。なお、この組織見直しにより、統計情報システム課及び経済基本構造統計課は廃止された。

31年4月には、翌5月に施行される「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（平成30年法律第34号）において、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供範囲や調査票情報の利用・提供の目的を拡大することとされ、統計作成支援課の事務量が大幅に増大することが見込まれたため、その所掌事務のうち統計データの二次的利用に係る事務が統計利用推進課へ移管されるとともに、統計作成支援課が事業所情報管理課に、統計利用推進課が統計情報利用推進課に、それぞれ名称変更された。

2 統計センターの独立行政法人化

平成9年12月3日の「行政改革会議最終報告」において、中央省庁等改革の柱の一つとして、独立行政法人の創設が提言された。これは、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、その減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図ることを目的とするものである。

その後、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）により、国の89の事務・事業について独立行政法人化するとの方針が決定され、このうち統計センター（統計研修所を除く。）については、15年4月に独立行政法人に移行することとされた。

こうして、11年7月に「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）が公布された。独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせる」（第2条第1項）ことを目的として設立され、行政事務を実施する一翼を担うものであるが、役職員に国家公務員の身分を付与するものとそうではないものに大別される。統計センターについては、その業務の停滞が国民生活及び社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められることから、同年12月に公布された「独立行政法人統計センター法」（平成11年法律第219号）により役職員に国家公務員の身分を付与する特定独立行政法人として位置付けられ、15年4月から独立行政法人統計センターとして新たにスタートすることとなった。なお、統計センターの内部組織であつた統計研修所は、統計センターの独立行政法人化に伴い、総務省の施設等機関に改組された。

更にその後、独立行政法人制度の見直しが行われ、独立行政法人は、中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人の3類型に分けられることとなつて、独立行政法人統計センターは、27年4月から、行政執行法人（国の行政事務と密接に関連して行われ、国の相当な関与の下に執行することが求められる事務等を、国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標に従つて正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人）に移行した。

3 統計研究研修所の変遷

平成15年に総務省の施設等機関となつた統計研修所は、①統計に関する図書の編集及び刊行、②国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修の実施、③国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること、を所掌していたが、25年、統計に関する研修の実施以外については統計情報システム課へ移管された。

28年の「統計改革の基本方針」において、経済統計改善のために、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行うこと、高度な統計専門人材の育成を推進することとされたことを受け、統計局で実施していた統計技術の研究に関する事務が統計研修所へ移管されるとともに、29年に統計研修所の名称が統計研究研修所へ変更された。そして、統計研究研修所には、管理課、研修企画課、統計研修研究官、統括教授のほか、新たに研究開発課、統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官を置くこととされた。

4 統計基準部の政策統括官への改編

総務省では、平成17年度の予算編成に当たり、我が国の統計制度の充実及び統計行政の総合的な発展を図り、統計情報の提供の充実、政府全体としての効率的な統計システムの構築等を行うため、統計部局の組織を改編して体制を整備することとした。

具体的には、統計局統計基準部を廃止し、これまで同部が担ってきた統計基準機能を政策統括官が担うこととするとともに、統計局に統計情報システム課を設置するものである。

この組織改編により、従来の統計局統計基準部統計企画課、国際統計課及び統計審査官（3人）は、政策統括官（統計基準担当）の下に統計企画管理官、国際統計管理官及び統計審査官（3人）の各課長級分掌官を置く体制へと移行することとなり、移行後における職務の分掌は、統計企画課を統計企画管理官が、国際統計課を国際統計管理官がそれぞれ引き継ぐこととなった（統計審査官の所掌事務は変更されていない。）。

この組織改編は、17年8月15日に施行されたが、新たな組織は課に置かれる係等のいわゆるラインを基本とする体制ではなく、スタッフ職から成る体制となっている。

その後、所掌事務をより適切に表現できるものとするため、令和3年7月、政策統括官の担務の名称を「統計基準担当」から「統計制度担当」に改めた。

第二章 統計法の全面改正

第一節 改正の背景・経緯

1 統計制度改革の背景と契機

(1) 改革の背景

我が国の「公的統計」（行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計）は、「統計法」（昭和22年法律第18号。以下、この章において「旧統計法」という。）及び「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号。以下、この章において「旧統計報告調整法」という。）の2法により規律されてきた。

旧統計法は、第二次世界大戦により荒廃した我が国の復興に際して、内外から統計の整備が強く求められる中、統計の真実性の確保等を目的として昭和22年に施行されたものである。以来、旧統計法は、27年に施行された旧統計報告調整法とともに、社会経済情勢の変化と各方面からの要望に応えつつ、的確な統計の整備と利用の推進を図り、また、我が国がいわゆる分散型の統計機構を採用していることに伴い生じやすくなっている統計調査の重複を排除することによって被調査者の負担の軽減等を図るとともに、調査によって集められた情報の秘密を保護することに大きな役割を果たしてきた。

しかし、制定以来60年間大規模な改正が行われておらず、法制度上、次のような課題が顕在化してきた。

ア 産業構造の変化に対応した統計の整備の必要性

厳しい財政状況の中で、新たな統計を整備するためには、既存の統計の整理再編が避けられない。しかし、旧統計法には、統計の整理再編を総合的に行うための規定が設けられておらず、サービス業の拡大・多様化などの産業構造の変化への対応が遅れているとの指摘がなされていた。

また、旧統計法は、統計調査の実施に関する規定を中心に構成されていたことから、専ら調査統計（統計調査により作成される統計）を規律することが念頭に置かれていた。そのため、いわゆる業務統計や加工統計を含めた公的統計全体としての整備が実現できていないとの指摘もなされていた。

イ 情報管理に関連する規定整備の必要性

統計調査により集められた情報の取扱いについては、旧統計法においても、秘密の保護（第14条）、調査票の目的外利用の原則禁止（第15条第1項、第15条の2第1項）、関係書類の適正管理（第15条の3、第15条の4）に係る規定が置かれており、守秘義務違反に対する罰則（第19条の2）についても規定が置かれていた。しかし、罰則については、指

定統計調査に関するものだけが対象とされ、そのほかについては、公務員法の一般規定や条例に委ねられており、旧統計法上で統一的な取扱いがなされていなかった。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）の成立などを受け、統計調査事務の民間委託が積極的に推進される状況にあつて、旧統計法の情報管理に関する各種規定は業務の委託を受けた者に対しても適用されるとされてきたものの、規定の上からは、そのことが必ずしも明らかではなく、被調査者のプライバシー意識の高まりなどを踏まえ、明確化が必要と考えられた。

ウ 秘密保護に留意した上での調査票の情報の利用促進の必要性

統計調査により集められた情報の二次的利用（調査目的である本来の集計以外の目的で使用する。）については、旧統計法では、秘密の保護及び被調査者の信頼を確保するために、総務大臣の承認を得た場合等に厳しく制限されており（第15条第2項、第15条の2第2項）、実際の運用においても、行政機関内部における利用や行政機関と関連性のある研究に限定されていた。しかし、公的統計は、政府における政策決定のツールであるのみならず、社会の発展を支える情報基盤であると捉える国際的な流れの中で、各国では、秘密の保護を確保しつつ調査票の情報を一般の研究者の統計的研究に提供する動きが進んできた。また、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の発達は、複雑な研究や分析を容易に行うことができる環境を提供することにもなった。そこで、我が国においても、調査票の情報に関する二次的利用について、新たな制度を設けるべきであると考えられるようになった。

（2）改革の端緒

このような状況の中、平成16年5月11日に開催された経済財政諮問会議の第10回会議において吉川洋議員から、政府として時代の変化に対応した統計の整備に取り組む必要性が指摘され、同年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の中で、「既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。」ことが、政府方針の一つとして取り上げられた。これを契機に、統計制度改革に関する検討が本格化することとなった。

2 検討の進展

（1）経済社会統計整備推進委員会と「基本方針2005」

「基本方針2004」を受けて、平成16年11月、内閣府に「経済社会統計整備推進委員会」（委員長 吉川洋経済財政諮問会議議員）が設置された。同委員会は、「総務省及び関係府省の取組を強化・支援し経済社会統計の整備の推進を図る」ことを目的として設けられたもので、17年6月10日に「政府統計の構造改革に向けて」と題する報告が公表された。

この報告では、改革に当たっての基本的視点として、

- ①「公共財」としての統計
- ②加工統計を含む統計体系の整備

③政府部内の「司令塔」機能の強化

④法制度の見直しを含む取組

の4点を掲げた上で、具体的には、まず、統計の体系的な整備について、

①原則として全産業分野の全ての事業所・企業を対象に経済活動の実態を経理的側面から捉える「経済センサス（仮称）」を早期に具体化すること

②国民経済計算の推計手法について情報公開を進めるとともに、内閣府と基礎統計を作成する機関との一層緊密な意思疎通を図ること

③我が国の産業において大きなウエイトを占めるにもかかわらず統計の整備が遅れているサービス産業について、その全体を概括的に把握できる統計を整備すること、また、包括的な統計が存在しない観光統計の体系的な整備を進めること

等の必要性が指摘された。

また、これら個別の統計の整備・改善を図ると同時に、個別の統計を支える制度的な基盤についてもその改革に強力に取り組んでいくことが不可欠であるとし、次のような課題を挙げている。

①統計の整備に関する中期的な基本計画を制度的に位置付けること

②「司令塔」機能の強化

③行政記録の活用

④統計情報の多様かつ高度な利用（マイクロデータ^{（注1）}の活用、オーダーメイド集計^{（注2）}、政府統計に関する情報提供の一元化・体系化等）

⑤統計調査の民間開放

⑥統計に関する現行法制度の抜本的な見直し

そして、この報告を踏まえ、17年6月21日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」が閣議決定された。

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）

〈別表2〉

（6）（統計整備の推進）

- ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。
- ・産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

（注1） 個票のデータ。原データから地域区分や世帯番号等を消去し、個人・法人が識別できないようにしたものを匿名標本データという。

（注2） 調査票を保有する行政機関等が、利用者からの個別の要請に応じて調査票を集計してその結果を提供するもの

(2) 統計制度改革検討委員会

その後、「基本方針2005」に盛り込まれた統計法制度の抜本的な見直しについて検討するため、平成17年9月、内閣府に、経済社会統計整備推進委員会の後継機関として「統計制度改革検討委員会」（委員長は、経済社会統計整備推進委員会に引き続き吉川洋議員）が設けられ、「中間整理」の公表（18年3月）、関係方面からの意見聴取、関係府省や関係団体等からのヒアリングなどを経て、18年6月5日、報告書が公表された。

報告書では、国や地方公共団体等の公的機関が作成する統計が、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定等に不可欠な情報であるとともに、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することが政府の基本的な行政サービスの一つであるとの認識に立ち、今般の制度改革は、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換を目指すものであると位置付け、次のような基本的な視点と改革の主要ポイントを掲げている。

○統計制度改革検討委員会 報告（平成18年6月5日統計制度改革検討委員会）

第1 制度改革のねらいとポイント

2 基本的視点～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

- ①作成・利用双方の視点に立って社会の情報基盤としての統計にふさわしい規律・仕組みを確立すること
- ②情報源・作成方法の別にとらわれず公的機関が作成する統計の総合的・計画的・効率的な整備を可能とする仕組みを確立すること
- ③統計整備に関する「司令塔」機能を強化すること

3 改革案の主要ポイント

- ①公的機関が作成する調査統計・業務統計・加工統計をすべて対象とする法制度を整備
- ②公的統計の基本原則を明確化し、すべての公的統計に通ずる規範として確立
- ③中長期的・全体的視点に立った公的統計の整備に関する基本的な計画を制度化（閣議決定）
- ④業務統計・加工統計も含めて公的統計の体系の根幹を成す「基幹統計（仮称）」とそれ以外の「一般統計（仮称）」に関する規律を整備
- ⑤統計作成の正確性、効率性、報告者負担軽減等の観点から、行政記録を統計に活用するための規律を整備
- ⑥ビジネスフレーム（事業所・企業に関する共通の母集団情報）の整備
- ⑦統計データの二次的利用の促進、統計調査の民間委託に対応した規律を整備
- ⑧分散型統計機構の弊害を克服し得る「司令塔」の確立

(3) 統計法制度に関する研究会

一方、総務省には、統計調査事務の民間委託の推進及び調査票情報の二次的利用の促進に関する課題について、法制的な観点から専門的な検討を行うことを目的として、「統計法制度に関する研究会」（座長 廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授）が設置され、平成16年11月から約1年半にわたる検討を経て18年6月5日、報告書が公表された。

この報告書においては、統計調査の民間委託の推進について、次のように述べている。

○統計法制度に関する研究会 報告書（統計調査の民間委託・統計データの二次的利用の促進について）（平成18年6月統計法制度に関する研究会）

Ⅱ 統計調査の民間委託の推進について

3 情報の保護の観点からの検討

(1) 基本的な考え方

統計調査に対する国民の信頼を確保していくためには、統計調査により集められた情報の保護がとりわけ重要と考えられる。

情報の保護に関して統計法では、まず、調査対象者の情報について、全ての統計調査に関して、秘密の保護義務規定、当該統計の作成以外に調査票を使用することの原則禁止規定及び調査票等を適正に管理する調査実施者の義務規定を定めるとともに、指定統計調査の秘密の漏洩等に対する罰則を規定し、さらに、指定統計調査結果の情報について、公表期日前漏洩及び改ざん行為の禁止並びにこれらの違反に対する罰則を規定している。

統計調査の民間委託の推進に資するためには、……情報の保護の観点から調査実施者である行政機関に対して統計法が規定するこれらの義務や罰則については、統計調査の業務を受託した民間機関に対しても、同様に適用する方向で検討することが必要である。

また、指定統計調査の統計データ使用の法制的な取扱いについては、次のような提言を行っている。

Ⅲ 統計データの二次的利用の促進について

3 指定統計調査の統計データ使用の法制的な取扱い

(2) 統計目的の統計データの使用

ア 法制上の位置付け

統計法第7条で承認された当該指定統計の作成以外を目的とする場合であっても、調査票の使用が認められる場合をあらかじめ法令上規定することにより、当該指定統計の作成以外でも、統計データについては、そもそも統計目的での使用ができる

ことを明確にすることによって、統計データの利用の促進を図ることが適当である。

当該指定統計の作成以外の統計目的の調査票の使用の判断については各調査実施者に委ねるとともに、各調査実施者において適正な判断が行われるよう、指定統計以外の特別集計並びに今回新たに制度化するオーダーメード集計の実施及び匿名標本データの作成・提供等の統計データの使用形態に応じ、……統計データ使用の判断基準や留意事項等を法令上規定することが適当である。

3 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

平成16年以来、毎年、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に盛り込まれてきた統計制度改革であったが、18年6月に統計制度改革検討委員会及び統計法制度に関する研究会から、今後の改革の内容や方向性についての総合的かつ具体的な提言がなされたことを受けて、同年7月7日に閣議決定された「基本方針2006」においては、「統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針2005」に基づく統計整備を進める。」とされ、旧統計法の改正について、具体的なスケジュールが示されることとなった。

4 新たな統計法の立案から成立まで

総務省は、法律案の立案作業に着手したが、立案に当たっては、統計制度改革検討委員会及び統計法制度に関する研究会で提言された内容をできる限り具体化することを念頭に、旧統計法及び旧統計報告調整法を一本化した上で、旧統計法を全部改正するものとして作業が進められた。そして、新たな法案は、政府部内の検討・調整の後、平成19年2月13日に閣議決定され、同日、第166回国会（常会）に提出された。

衆議院においては、同年4月9日に総務委員会に付託、翌10日に提案理由説明の聴取が行われ、12日及び13日の質疑を経て、13日に採決が行われ、全会一致により可決された。続いて、17日に本会議において全会一致により可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月9日に総務委員会に付託、翌10日に趣旨説明の聴取、15日に質疑及び採決が行われ、全会一致により可決された。そして、翌16日の本会議において全会一致により可決されて成立し、同月23日に法律第53号として公布された。

なお、衆参両院とも総務委員会における採決に際して次のような趣旨の附帯決議がなされている。

- ・国勢調査については、情報通信関連技術の進展等を踏まえ、調査方法の見直しを進めるとともに、その目的及び重要性について国民への周知を徹底すること
- ・公的統計に係る統計調査の実施に当たっては、行政記録や情報通信技術の活用を図ること等により、調査対象者の負担の軽減に努力すること
- ・オーダーメード集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進に当たっては、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すること

- ・統計委員会の組織の充実、十分な権限発揮等により、真の司令塔機能を確立すること

第二節 新統計法の概要

1 統計法の全面改正・統計報告調整法の廃止

全面改正された統計法（平成19年法律第53号。以下、この章において「新統計法」という。）は、公的機関が作成する統計について定める法律が、それまで旧統計法と旧統計報告調整法の2法に分かれていたことを踏まえ、これらを一本化した上で、旧統計法を全部改正するという形式によって定められたものである。こうした考えにより、旧統計報告調整法中の必要な部分は、新統計法の規定として引き継がれ、旧統計報告調整法は廃止された。

新統計法は平成19年5月23日に公布されたが、法の施行までに、公的統計の整備に関する基本的な計画を策定するとともに、必要な準備行為を行うことができるようにするため、公的統計の整備に関する基本的な計画及び統計委員会に係る規定については、他の規定より先に同年10月1日から施行することとされた。

また、新統計法附則第1条本文において「この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と規定されており、全面施行は、「統計法の施行期日を定める政令」（平成20年政令第333号）により、21年4月1日とされた。法の全面施行に当たって必要とされる政省令事項については、20年10月31日に旧統計法施行令を全部改正する形で新たな「統計法施行令」（平成20年政令第334号）が、同年12月16日に旧統計法施行規則を全部改正する形で新たな「統計法施行規則」（平成20年総務省令第145号）が定められた。

2 統計委員会の発足

政府統計に関する調査審議機関としては、従前、総務省に設置されていた統計審議会及び閣議決定を根拠に内閣府において開催されていた国民経済計算調査会議があった。しかし、新統計法が公的統計全般を対象とすることを明確にしたことを踏まえ、我が国における統計整備の一層の推進を図るとともに、新統計法の適正な実施を制度的に担保するため、これらの機関を廃止し、これらに替わる第三者機関として、内閣府に統計委員会を設置することとした。

統計委員会の調査審議事項の多くは、総務大臣からの諮問に係るものであるが、国民経済計算の作成基準の案については、国民経済計算の作成を所掌する内閣総理大臣が諮問するほか、各府省が作成する基幹統計調査に係る匿名データの匿名性の確保については、それぞれの行政機関の長が諮問することとしており、統計委員会が調査審議を担う事項には、総務大臣以外の者からの諮問に係る事項が含まれる。

さらに、統計委員会は新統計法の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機

関の長に対して意見を述べるができることとされており、この意見開陳を行うに当たっても、中立的な立場を組織的により一層確保しておく必要がある。

これらのことに鑑み、統計委員会は、府省横断的な調査審議事項を有する審議会等が多く設置されている内閣府に置くこととしたものである。

平成19年10月1日に発足した統計委員会は、次の事務を行うこととされている。

- ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画の案に係る調査審議
- ・ 国民経済計算の作成基準の策定に係る調査審議
- ・ 基幹統計の指定、指定の変更又は解除に係る調査審議
- ・ 基幹統計調査の承認の申請に係る調査審議
- ・ 承認を受けた基幹統計調査の変更又は中止に係る調査審議
- ・ 基幹統計調査に関する措置要求に係る調査審議
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法に対する改善意見に係る調査審議
- ・ 統計基準の設定に係る調査審議
- ・ 総務大臣による関係機関に対する基幹統計作成のための協力要請に係る調査審議
- ・ 基幹統計調査に係る匿名データの匿名性の確保に係る調査審議
- ・ 新統計法の施行状況の報告に係る意見表明

3 統計委員会の総務省への移管

内閣官房・内閣府については、内閣機能強化の観点から年々その充実が図られてきたが、他方で、組織・業務の肥大化といった問題点が指摘されるようになった。

こうした状況の下、与党からは平成27年1月「内閣官房・内閣府のスリム化について」の提言がなされ、また、政府においても「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、内閣官房・内閣府の組織、仕組みの効率化・見直しを進める方針を明らかにしていた。

政府は、内閣官房・内閣府が重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、①個別事務の移管、②各省等への総合調整機能の付与、を主な内容とする「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、この法案は両院で可決されて成立（平成27年法律第66号）した。

統計委員会は、19年の統計法の全面改正の際、公的統計の整備に関する「司令塔機能」を発揮するために内閣府に設置されたが、発足から7年余が経過し、「司令塔」としての役割が定着したことから、この法律によって、統計行政を所管し、統計委員会の業務とも関連が深く、内閣及び内閣総理大臣を補佐・支援する体制を強化する役割を担っている総務省に移管することとされたものであり、統計委員会は、28年に内閣府から総務省に移管された。

4 基本計画の策定

新統計法は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府に対して「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定を義務付けるとともに、基本計画で定める内容及び基本計画を定める際の手続等について定めている。

旧統計法下においても、統計審議会答申や政府部内の統計主管部局長等会議申合せによって統計行政に関する中・長期的な構想や取組を取りまとめるといった運用が行われてきたが、法律上に直接の根拠を有しなかったことなどもあり、統計関係部局以外も含めた政府全体の方針として強力に推進されるものとはなっていなかった。そこで、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的に推進するために、法改正を機に基本計画を法律中に明確に位置付け、新たな制度として設けたものである。

基本計画は、公的統計の整備について、政府全体として共通の認識の下で取り組むために定めるものである。したがって、その実効性を確保するため、総務大臣が案を作成し、政府としての最高意思決定の場である閣議において決定することとしている。

また、基本計画は公的統計の整備の基本となるものであり、実効性はもちろんのこと、適時性を維持することが必要である。そのため、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、施策の進捗状況などの評価を踏まえ、政府として、おおむね5年ごとに見直しを行うことを定めている。

5 統計区分の再編

旧統計法は、主に、指定統計及びそれを作成するために行われる指定統計調査の実施に関する規定によって構成されており、それ以外の統計調査に関する事項や統計調査以外の方法により作成される統計に関する事項、統計の作成を円滑に行うための事項に係る規定が少なかった（承認統計調査に関する手続については、別途、旧統計報告調整法が定められていた。）。

しかし、新統計法はその対象を「公的統計」全般に拡大し、作成方法を問わず法律の対象にすることを明確にするとともに、従来、旧統計法と旧統計報告調整法に分かれていた規律を一本化した。

そして、国の行政機関が作成する統計のうち、従前の「指定統計」を引き継ぐものについては、公的統計の体系の中核を成すという点を捉えて「基幹統計」とし、それ以外の統計については、「一般統計」として整理することとした（ただし、新統計法は、一般統計調査についてのみ具体的規律を設け、いわゆる業務統計や加工統計としての一般統計については規律を設けなかった。そのため、新統計法では「一般統計調査」という用語のみを用い、基幹統計と対になる概念である「一般統計」という用語は用いていない。）。

このほか、地方公共団体及び独立行政法人等のうち政令で定めるものが行う統計調査については、旧統計法における取扱いと同様、総務大臣に対する届出を行うこととした。

6 事業所母集団データベースの構築

新統計法により新たに規定された事業所母集団データベースは、正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、事業所に関する統計調査の対象の抽出及び事業所に関する統計の作成を行うために総務大臣が整備するものである。

事業所を対象とする統計調査を適切に行い、事業所に関する統計の正確性を確保するためには、母集団情報が整備されていることが必要である。また、行政機関等がそれぞれ個別に行っていた母集団情報の管理及び標本抽出の処理機能を集約させ、共通・共同で利用できる母集団情報を整備することは、事業所に関する統計作成の効率化に寄与することとなる。

さらに、新統計法立案当時、事業所や企業においては、本社を中心に間接部門の合理化・縮小が急速に進展し統計報告に関する事務負担が増加していることに加え、回答を求められる各種統計調査が少なくないこともあって、回答の遅滞、回収率の低下などの問題が生じているといわれていた。そこで、事業所母集団データベースの整備により、①特定の事業所に対して各種の統計調査が過度に重ならないように調査回数の上限值を設定すること、②事業所母集団データベースに収録されている情報を活用して統計調査の報告事項として代替すること、③調査票に事業所母集団データベースに収録されている情報をあらかじめプリントすること、などを行い、被調査者の負担の軽減を図ろうとしたものである。

7 公的統計データの二次的利用の促進

(1) 調査票情報の二次利用及び提供

統計調査により集められた調査票情報は、本来的には、当該統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いられるものである。したがって、調査票情報については、秘密の保護及び国民の統計調査に対する信頼確保の観点から、新統計法（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、新統計法又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その統計調査の目的以外の目的でこれを自ら利用し又は提供することが禁止されている。

他方、これら調査票情報を二次的に活用することにより、同種の統計調査の実施を抑制することができ、その結果として、被調査者の負担軽減に資する場合があるほか、社会の価値観やニーズが多様化する中、調査実施者があらかじめ想定していなかった統計の作成や統計的分析が、公益に資する場合もあると考えられる。旧統計法においても、調査票の目的外使用が規定されており、これまでも運用が積み重ねられてきたところでもあった。

新統計法では、この旧統計法における目的外使用の規定を引き継ぐものとして、調査実

施者が、調査票情報を、新統計法の定める範囲内で、自ら二次利用^(注)できること及び外部に提供することができることを規定した。

(2) 新たな利用形態の創設（オーダーメイド集計及び匿名データ）

情報処理の高度化に伴い、調査票情報の利用については、調査実施者自らが二次利用をしたり、外部に提供したりするという従来から行われてきた形態以外の方法も可能となってきた。具体的には、一般からの求めに応じて調査実施者が個別に統計の作成等を行い、作成した結果のみを提供する方法（オーダーメイド集計。新統計法においては「委託による統計の作成等」とされている。）が挙げられる。また、調査票情報を、特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工したもの（匿名データ）であれば、秘密保護上の手当もなされており、学術研究のツールとして今まで以上に広く利用に供することができると考えられる。

そこで、新統計法においては、これらの利用形態についても新たな制度として設けることとし、委託による統計の作成等及び匿名データの作成・提供に関する規定を置いている。なお、これらは、行政機関や届出独立行政法人等が特定の者の要望を受けて個別に役務を提供するものであることを踏まえ、これに要する費用を回収するために手数料の納付についても併せて規定することとした。

第三節 公的統計の整備に関する基本的な計画

「公的統計の整備に関する基本的な計画」は、新統計法第4条の規定に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、①公的統計の整備に関する施策を展開するに当たっての基本的な視点・方針、②公的統計の整備に関する施策、③公的統計の整備を推進するために必要な事項、について定めるものである。この基本計画は、次のとおり、平成21年3月に初めて策定された後、統計をめぐる社会経済情勢の変化や公的統計の整備に関する施策の進捗状況に対する評価を踏まえつつ、おおむね5年ごとに策定されてきている。

- ・公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅰ期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）
- ・公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）
- ・公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定、一部変更令和2年6月2日閣議決定）

（注） 調査実施者自身が当初の目的以外の目的で調査票情報を使用することを「二次利用」といい、調査票情報を外部の者に提供すること、求めに応じて調査実施者が個別に統計の作成を行いその結果を提供すること（オーダーメイド集計）、特定の個人等が識別できないように加工したもの（匿名データ）を提供することを総称して「二次的利用」といっている。

1 第Ⅰ期基本計画

(1) 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

新統計法第1条において、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であると位置付けられたことを踏まえ、第Ⅰ期基本計画では、公的統計を社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要とされた。

また、施策展開に当たって、国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標であるとし、統計の有用性の向上を図るためには、「統計の体系的整備」、「経済・社会の環境変化への対応」、「統計データの有効活用の推進」、「効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用」の四つの視点が重要とされた。

(2) 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

ア 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

第Ⅰ期基本計画では、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上させるとともに、既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの新たな実施、経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立、製造業の生産動態に関する統計の統合といった取組を行うこととされた。

イ 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」を図ることが必要であり、そのために国民経済計算と産業連関表との整合性の確保、国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直しといった取組を行うこととされた。

また、「ビジネスレジスター^(注)の構築・利活用」として、経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備、各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた取組を行うこととされた。

さらに、「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」として社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討し、「統計基準の設定」として日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討するといった取組を行うこととされた。

ウ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備を図る観点から、次のような取組を行うこととされた。

① サービス活動に係る統計の整備

高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計の整備、知的

(注) 新統計法第2条第8項に規定する「事業所母集団データベース」(事業所に関する情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの)

財産活動に関する統計の充実・高度利用等

②少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握や就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するための関連統計調査の充実等

③環境に関する統計の段階的な整備

温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計の整備、総合エネルギー統計における速報値の公表早期化の推進等

④観光に関する統計の整備

主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定による都道府県間の比較が可能な観光統計の整備の推進等

⑤企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組の推進、事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するための雇用創出・消失指標の整備等

(3) 公的統計の整備を推進するために必要な事項

ア 効率的な統計作成

第Ⅰ期基本計画では、まず、「行政記録情報等の活用」として、労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用、統計調査の実施計画の策定時における活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前の調査・検討の原則化といった取組を行うこととされた。

また、「民間事業者の活用」として、民間事業者が優れたノウハウ・リソースを持つ業務分野におけるその積極的な活用や統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境の整備といった取組を行うこととされた。

イ 統計リソースの確保及び有効活用

基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のための研究者、中核的職員の集中的な投入や地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施といった取組を行うこととされた。

ウ 経済・社会の環境変化への対応

統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズの統計の整備・改善等への活用、統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化の推進、統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施といった取組を行うこととされた。

エ 統計データの有効活用の推進

新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、

その対象とする統計調査を段階的に拡大するといった取組を行うこととされた。

オ その他

政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進、統計の中立性を確保する観点から統計作成過程の一層の透明化の推進といった取組を行うこととされた。

(4) 基本計画の推進・評価等

第Ⅰ期基本計画では、「基本計画推進会議」（仮称）を開催し、政府一体となった基本計画の推進、統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示といった取組を行うこととされた。

2 第Ⅱ期基本計画

(1) 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

第Ⅱ期基本計画では、統計の体系的整備、有用性の確保・向上の観点から、①統計相互の整合性の確保・向上、②国際比較可能性の確保・向上、③経済・社会の環境変化への的確な対応、④正確かつ効率的な統計作成の推進、⑤統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進、といった取組を行うこととされた。

(2) 公的統計の整備に関する事項

ア 経済関連統計

第Ⅱ期基本計画では、国内総生産（GDP：Gross Domestic Product）を計算する基準を国際連合の新基準（2008 SNA）に対応させるとともに、経済構造統計（経済センサス）を中心に経済統計の整備計画を再策定するといった取組を行うこととされた。

イ 人口・社会、労働関連統計

国際労働機関（ILO：International Labour Organization）の新基準を踏まえ、試験調査等を行い、かつ時系列比較にも留意しつつ、失業者の定義の変更（求職活動期間を現行の1週間から1か月に）を検討すること、非正規雇用をよりの確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組などを行うこととされた。

(3) 公的統計の整備に必要な事項

ア 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

第Ⅱ期基本計画では、統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成、オンライン調査の推進、社会保障・税番号制度の統計への活用に関する検討・研究、大規模災害等の発生時における課題の整理・対応方針の取りまとめといった取組を行うこととされた。

イ 統計データの有効活用の推進等

政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進、政府が一般から委託を受けて統計を作成（オーダーメイド集計）する場合の利用条件緩和の検討（従来は学術研究の発展に限定）、統計分野における積極的な国際協力・国際貢献（発

展途上国等からの研修生の受入れ）といった取組を行うこととされた。

(4) 基本計画の推進

第Ⅱ期基本計画では、府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフォローアップを重点化するとともに、各種法定計画に基づく統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進することとされた。

3 第Ⅲ期基本計画

(1) 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

第Ⅲ期基本計画では、引き続き、統計の体系的整備、有用性の確保・向上を基本的な方針とし、①証拠に基づく政策立案（E B P M : Evidence-Based Policy Making）や統計ニーズへの的確な対応、②国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進、③国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上、④ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進、⑤統計改善の推進に向けた基盤整備・強化、の五つの視点で施策展開に取り組むこととされた。

(2) 公的統計の整備に関する事項

ア より正確な景気判断に資する統計の改善

第Ⅲ期基本計画では、家計調査におけるオンライン家計簿の円滑な全面導入・機能拡充・情報提供の充実、四半期別法人企業統計調査実施時期の一部早期化に向けた実証検討、消費動向指数（C T I : Consumption Trend Index）の開発・改善、消費者物価指数（C P I : Consumer Price Index）におけるインターネット販売価格の採用拡大に向けた検討、毎月勤労統計調査におけるローテーション・サンプリング^{（注1）}の全面導入による安定性の向上といった取組を行うこととされた。

イ 人口減少社会をよりの確に捉える統計の整備

国勢調査等における若年層を中心とする不在世帯等への対応・オンライン調査の利用促進等、学校基本調査等教育関連統計調査の改善、賃金構造基本統計調査における効率化に向けた調査方法の見直し・公表の早期化等の検討といった取組を行うこととされた。

ウ 国民経済計算を軸とした横断的な統計整備

サービス関連統計調査を統合した経済構造実態調査（仮称）の創設・共管化、国民経済計算の基礎となる産業連関表の供給・使用表（S U T : Supply and Use Tables）体系への段階的移行、生産物分類の段階的構築、ビジネスサーベイの枠組み^{（注2）}を活用した経済センサス中間年の統計整備、建設・不動産・医療・介護・教育の5分野の推計手法の改善・基礎統計の整備といった取組を行うこととされた。

エ 政策ニーズを反映した統計の整備

地域観光統計の推計手法の改善、旅行形態の変化に対応した統計の改善、不動産登記簿

（注1） 調査結果の断絶が起らないよう調査対象者を時期ごとに部分的に交替させること。

（注2） G D P 統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための枠組み

情報の活用可能性の検討といった取組を行うこととされた。

オ グローバル化に対応した統計の整備

国際連合が掲げる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）については、全244のグローバル指標のうち、平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%となっていたことから、国際連合が設定したSDGs実施指針に基づき、グローバル指標への対応を拡大するといった取組を行うこととされた。

(3) 公的統計の整備に必要な事項

ア 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

第Ⅲ期基本計画では、ビッグデータを活用した経済指標の開発、ICTを活用したオンライン調査の導入や回答率向上の更なる推進、統計ニーズや報告者の声への対応方策の公表、これらに対するフォローアップの実施といった取組を行うこととされた。

イ 統計の利活用促進・環境改善

調査票情報のオンサイト利用^(注1)の拡充、調査票情報等の提供・活用に関するワンストップ・サービスを担う管理施設等の具体化、e-Statへの登録データの拡大・機能強化（API機能^(注2)等）の推進といった取組を行うこととされた。

ウ 統計の品質確保

日本標準産業分類の改定に向けた検討、統計調査の民間委託における品質確保・向上のほか、業務効率化・報告者負担の軽減・統計データの利活用の促進を一体的に行うことによって報告者、調査実施者、統計作成者、ユーザーにわたる統計に関する官民コストを3年間で2割削減するといった取組を行うこととされた。

エ 統計リソースの確保・統計人材の育成

統計改革に必要な統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置、人材の確保育成方針に基づく若手研究者等外部人材の活用のための課題の改善、地方公共団体との人事交流、統計研修の充実・強化といった取組を行うこととされた。

(4) 基本計画の推進

ア 基本計画の推進体制

第Ⅲ期基本計画では、各府省の統計を取りまとめる幹事を中心とした推進体制の整備、統計委員会に統計棚卸しチームを設置しての統計棚卸しの実施、統計委員会に評価チームを設置しての先端的・技術的課題の解決に向けた検討といった取組を行うこととされた。

イ 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

統計関連法制の見直しの動向をも踏まえ、各種法定計画等との整合性に留意しつつ、政策の信頼性、客観性の確保に資するよう取り組むとともに、引き続き国民に対する的確な情報提供、公的統計に対する国民の意見・ニーズの把握とその反映といった取組を推進す

(注1) 許可を受けた研究者等が情報セキュリティの確保された専用室で調査票情報を用いて独自に集計・分析を行うこと。

(注2) Application Programming Interface 利用者の情報システムにe-Statのデータを自動的に反映させ、利用者の保有するデータやインターネット上のデータと連動させた高度な分析を可能とする機能

ることとされた。

4 第Ⅲ期基本計画の変更

第Ⅲ期基本計画については、平成30年度に明らかとなった統計の不適切事案を受け、統計委員会が行った「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日）、統計改革推進会議統計行政新生部会が行った「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日）の二つの提言を具体化し、新たな取組を盛り込むため、令和2年6月2日に一部変更を行った。主な変更内容は、次のとおりである。

①品質確保に向けた取組の強化

P D C Aサイクル^{（注）}の確立、第三者監査の導入等を通じて統計作成プロセスの改善を図る。

②統計の重要度に応じたメリハリのある管理

基幹統計とそれ以外の統計に係る範囲を再検討するほか、一般統計調査について重要度に応じた区分を行い、区分に応じた管理を行う。

③各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援

総務省の統計部局（統計局・政策統括官（統計基準担当）・統計研究研修所）及び独立行政法人統計センターが各府省を支援するとともに、各府省統計部局も統計に係るハブ組織として省内支援を行う。

④専門性を有する人材の確保・育成

統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の認定・活用により、各府省等の統計作成・データ利用の水準の底上げを図る。

⑤職場風土等の確立

統計行政の目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則、統計職員の行動理念を策定する。

（注） 目標・目的を設定し、計画を立案(Plan)、これを実行し(Do)、実行した内容の検証を行い(Check)、その結果に基づき改善を行う(Action)という過程を循環させて成果を高めていく手法

第三章 地方創生と統計

第一節 統計データ利活用センター設置の経緯

1 政府関係機関の地方移転の動き

平成26年、少子高齢化の進展に的確に対応し人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が制定された。

同法に基づき同年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方からの提案を受ける形で地方への移転を進めることが、地方への新しいひとの流れをつくることに資すると考えられる。」とされた。

同戦略に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局は、27年3月3日に各道府県に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案を募集し、42道府県から69機関について誘致の提案が行われた。

2 誘致の提案

総務省統計局及び独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）については、和歌山県から誘致の提案があり、平成28年1月27日に「政府関係機関移転に関する事務局・有識者合同意見交換」において、まち・ひと・しごと創生本部事務局、統計局、統計センター、和歌山県及び有識者の間で意見交換が行われた。

3 「政府関係機関移転基本方針」の決定

その後、平成28年3月22日の第9回まち・ひと・しごと創生本部会合において、「政府関係機関移転基本方針」が決定され、具体的な対応として「統計局については、統計データ利活用に関する業務の地方実施について、受入先の協力や体制整備を前提に、ICTの活用等を図りつつ、地域のユーザー、研究者、データサイエンスに関する蓄積との連携、人材確保、利便性等について実証実験を行い、8月末までに結論を得ることを目指す」と、また、「統計センターは、上記の検証と並行して、受入先の協力や体制整備を前提に、統計データ利活用に関する業務についての検証を行い、8月末までに方向性を決定すること

を目指す」とされた。

4 実証実験

「政府関係機関移転基本方針」に基づき、和歌山県において次のとおり実証実験を行った。まず、平成28年5月に統計データ利活用に関する有識者会議を開催し、和歌山県及び近畿圏の統計有識者（統計マイクロデータ（調査票情報）、データサイエンスの専門家等）から統計データ利活用に関する課題や方策等を聴取した。この際には、ICT利活用の検証として、一部はウェブ会議システムを用いて総務省第二庁舎（東京都新宿区）から参加した。次に、同年6月に利便性を検証するため、全都道府県参加の個人企業経済調査・統計データ利活用研修会を開催した。続いて、7月に地域のユーザー、研究者等との連携、人材確保等について検証すべく、統計マイクロデータの利活用実験として、オンサイト施設（情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者が統計マイクロデータを用いて独自の集計・分析を行うことができる専用室）を模擬的に設置し、統計マイクロデータの擬似的な提供等を行った。また、同じ7月には和歌山県と共催で近畿圏における統計データ利活用の展望や和歌山県のデータサイエンスに関する取組等をテーマに統計データ利活用シンポジウムを実施した。

5 「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」の決定

平成28年9月1日に第12回まち・ひと・しごと創生本部会合が開催され、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」が決定された。その中で、統計データの利活用については、実証実験や和歌山県との議論を踏まえ、「総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。」こととされ、また、「統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行うため、平成29年度から必要な予算を確保すべく、調整を進める。」こととされた。

6 統計データ利活用促進プロジェクト

平成29年度には、「統計データ利活用センター」の開設に向けた先行的な取組として、和歌山県を中心とした近畿圏での統計データ利活用を促進するための「統計データ利活用促進プロジェクト」を実施した。具体的には、データサイエンスのスキル向上を図るための「統計データ利活用研修会」、プログラミングを通じて統計データに親しんでもらう夏休みイベント「キッズ統計プログラミング in 和歌山」、ICTを活用し高度なデータ分析を可能とする「統計マイクロデータの提供」に関するオンサイト施設の試行運用、データ利活用促進に向けたニーズ把握である。

7 統計データ利活用センターの開設

平成30年4月1日、総務省統計局と統計センターは、和歌山県に「統計データ利活用センター」を開設し、同日、その事務所が置かれる南海和歌山市駅ビルにおいて開所式を開催した。

閉会後には、マスコミ向けの内覧会を開催し、統計マイクロデータ提供の新たな仕組みであるオンサイト施設や働き方改革に対応した執務室を紹介した。

8 オフィス環境

統計データ利活用センターのオフィスについては、先進的なものとするを旨とし、フリーアドレス（職員が固定席を持たない働き方）に対応した執務スペース、ウェブ会議が実施可能な打合せスペース、議論を活発化するための壁面ホワイトボード、効率的な打合せが可能な上下昇降テーブル等を導入している。また、統計データ利活用センターは、紀の川や和歌山の山並みが見える好立地に位置しており、自然に恵まれた環境となっている。

第二節 統計データ利活用センターの役割

統計データ利活用センターは、「先進的なデータ利活用の推進拠点」として次の三つの取組を進めている。

一つ目は、データを用いた高度な分析を実現するための「統計マイクロデータの提供」である。情報セキュリティを確保した分析環境（オンサイト施設）を構築し、統計マイクロデータを提供するとともに、オンサイト利用の全国展開を推進している。これにより、統計調査で収集された信頼性の高いデータが、より多様に活用され、社会や経済の発展を生み出す新たな発見につながっていくことが期待される。また、この取組を発展させていき、行政が保有する各種情報や民間ビッグデータ等の幅広いデータを用いて様々な分析ができる環境の構築や展開などビッグデータ時代をリードする拠点としての可能性を様々な追求している。

二つ目は、「データサイエンス・証拠に基づく政策立案（EBPM: Evidence-Based Policy Making）に資するデータ利活用推進・支援」である。地方公共団体においても統計マイクロデータを始めとする各種のデータを活用した課題解決の取組は重要となっており、これに対する支援や共同研究、優良事例の紹介等を広く展開している。

三つ目は、「統計データ利活用に関する人材育成」の取組である。データから価値を生み出すことのできるデータサイエンティストの育成は、今日の大きな課題となっており、地方公共団体における研修会やセミナー等への講師派遣、統計リテラシーの向上に資するセミナーの開催などを進めている。

統計データ利活用センターは、これらの活動を通じて地域の課題解決に資するデータ利

活用の姿を全国に発信し、我が国における社会経済の発展に寄与している。

また、同じ場所に「和歌山県データ利活用推進センター」も開設されており、両者は連携・協力しながらデータ利活用の優良なモデルの構築を目指しているところである。

第四章 統計改革

第一節 改革の背景・経緯

平成 27 年 10 月の経済財政諮問会議において、財務大臣から、経済情勢を的確に把握するため、家計調査等国内総生産（GDP：Gross Domestic Product）を推計する基となる基礎統計を更に充実することについての要請があった。

これを受けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、経済統計の改善に係る政府の取組方針を年内に取りまとめることとされ、28 年 12 月 21 日の経済財政諮問会議において、有識者議員からの提言、総務大臣からの取組状況の報告及び行政改革担当大臣からの提言を踏まえた「統計改革の基本方針」が決定された。

「統計改革の基本方針」に基づき、政府全体における証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）の定着や国民のニーズへの対応等について統計部門を超えた見地から検討するため、関係閣僚等で構成される「統計改革推進会議」（議長 内閣官房長官）が 29 年 1 月に設置され、29 年 4 月の中間報告を経て、同年 5 月 19 日に「統計改革推進会議最終取りまとめ」（以下「最終取りまとめ」という。）が決定された。

「最終取りまとめ」では、EBPM推進体制の構築、GDP統計を軸にした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進、統計業務・統計行政体制の見直しや基盤強化等、統計改革全般にわたる各種方策に加えて、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の改定や統計関連法制の見直しの方向性についても幅広い提言がなされた。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、「最終取りまとめ」に基づき、EBPMと統計の改革を車の両輪として一体的に推進することとされた。

これらの決定を踏まえ、EBPMに関しては、その推進の要として、各府省の責任者等で構成するEBPM推進委員会が同年 8 月に発足するとともに、30 年度には各府省において、EBPMの取組を主導する政策立案総括審議官等が措置された。また、GDP統計を軸とした統計の整備を始めとする統計改革の具体的取組については、以後の 5 年間にわたる改革工程表として、新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）が策定された。

さらに、これらの取組を実現するために必要な制度改正として、各種データの利活用の推進や統計委員会の機能強化などを柱とする「統計法及び独立行政法人統計センター法の

一部を改正する法律」(平成30年法律第34号)が30年5月25日に成立し、同年6月1日に公布された。

この法改正による新たな制度の下で、30年以降、統計委員会により、統計リソースの重点配分に関する建議や公的統計の総合的品質管理を目指した建議が行われた。また、関係府省においても、第Ⅲ期基本計画に基づき、GDP統計の作成方法の見直しに関連して、31年3月にサービス分野の生産物分類が策定され、令和元年6月に産業連関表の供給・使用表(SUT: Supply and Use Tables)体系への移行についての大枠や具体的なスケジュールが決定されたほか、GDP統計作成の基となる基礎統計についても、建設・不動産等5分野の統計整備が進められるとともに、サービス関連調査(商業統計調査、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査)を統合した経済構造実態調査が元年6月に創設され、実施された。さらに、産官学の協議会で、民間データの活用に係る課題の解決や優良事例等を共有し、データの利活用について議論が行われるなど、統計改革の取組が着実に進められてきた。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)に基づき、同年8月に開催された統計改革推進会議において、同会議の下に「統計改革調査部会」が新設された。この部会では、政策部門と連携してユーザーの視点を活用しつつ、統計の体系的整備と個別統計の改善に関する課題を把握し、統計の品質改善に向けた不断の改革について調査することとされている。

第二節 経済統計の体系的整備

国民経済計算は、国際基準にのっとり、一国全体の経済の動向をフロー及びストックの両面から包括的かつ整合的に記録するものである。より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況の俯瞰や国際比較といった観点からも極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供するという役割を有している。

このような考え方は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅰ期基本計画、平成21年3月13日閣議決定)において明示され、次の「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定)においても引き継がれているものの、いずれにおいても「国民経済計算と一次統計との連携の必要性」、「両者が連携することが必要」という整理にとどまっていた。

しかしながら、「最終取りまとめ」においては、国民経済計算を軸として経済統計の改善を図る、すなわち、国民経済計算の精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備するという更に踏み込んだ考え方が示された。

この新たな考え方の下、我が国では、国民経済計算の基盤となる産業連関表(基幹統計)をSUT体系へ移行するとともに、当該体系の下に作成される「基準年SUT」から国民

経済計算を直接推計する形に変革するという大改革を推進することとされた。その大改革の到達地点である「新たな推計体系」の下では、国民経済計算とその推計に利用する基礎情報との対応関係が一層明確になり、関連経済統計の更なる体系的整備も可能になると期待されている。

1 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実

抜本的な改革を進める上では、統計委員会を中心に、国民経済計算自体の加工・推計手法の改善と経済統計の整備・改善とを一体として行うことが不可欠であり、第Ⅲ期基本計画においては、次のような取組を重点的に実施することとされた。

(1) より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等

ア 四半期別GDP速報（QE：Quarterly Estimates）を始めとした国民経済計算の四半期推計の精度向上を図る観点から、経済産業省生産動態統計、サービス産業動向調査（月次調査部分）、家計統計、法人企業統計、建設総合統計、消費者物価指数（CPI）、毎月勤労統計など国民経済計算の四半期推計に用いられる統計・統計調査を中心に、月次・四半期の基礎統計を改善する。

イ 国民経済計算におけるQEの1次速報と2次速報の改定幅を縮小していくことが求められていることから、四半期別法人企業統計調査をQEの1次速報に利用可能となるよう一部早期化する可能性について、経済界の協力を得つつ関係府省が一体となって検討する。併せて、QEと年次推計の改定幅の縮小に向け、QE推計から年次推計に至るそれぞれの段階で利用される基礎統計におけるデータの差異を縮小するため、主に経済産業省生産動態統計調査及びサービス産業動向調査（月次調査部分）について、所管する関係府省が一体となって改善策を検討する。さらに、これらを含む基礎統計の改善を踏まえつつ、四半期推計における需要側統計と供給側統計の統合比率の見直しを含め、国民経済計算の加工・推計手法の改善を不断に推進する。

ウ 生産面・分配面の四半期速報を参考系列として公表することについては、第Ⅱ期基本計画において、平成23年基準改定後できるだけ速やかに対応することが求められており、その実現に向けた具体的な方法を精査し、早期に結論を得る。

エ 実質値の精度向上を図る観点から、現行推計では必ずしも十分に対応できていない医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法等について包括的な研究を推進するとともに、市場取引価格ベースによる建設や小売サービス（マージン）の価格の把握についての研究とその活用等に向けた実証的な検討等を進める。

(2) 生産面を中心に見直した国民経済計算の整備

ア 国民経済計算の年次推計は、おおむね5年ごとの「基準年推計」と基準年の推計値を

基に各年で補間^(注)・延長する「補間年・延長年推計」（以下「中間年推計」という。）とに分けられる。このうち、基準年推計は、経済構造を詳細に反映させるため、経済センサス・活動調査の結果を用いておおむね5年ごとに作成される産業連関表を基礎としているが、この産業連関表を国際的な主流であるSUT体系に移行し、基準年SUTを直接作成する。これにより、国民経済計算の基準年推計において、生産側GDP（産業別付加価値）の直接推計が可能となるため、その投入構造の把握がより正確になる。また、中間年推計においても、基準年SUTを直接補間・延長して年次で作成される「中間年SUT」を推計することにより、基準年に直接把握した投入構造を整合的に反映した生産側GDPが得られる。

イ この新たな推計体系への完全移行は、令和12（2030）年度を最終年度とする長期プロジェクトであるため、計画的かつ着実に、関連する検討・検証作業を推進していくことが不可欠である。第Ⅲ期基本計画期間中は、一定の客観的なルールに基づき基準年SUT及び産業連関表の基本構成を早期に固めることや、基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様の概念に基づくシームレスな設計とすることなどの大枠の課題、さらに生産物分類の整備等について、理論及び実務の両面から検討を進め、次の段階へと確実につなげる。

ウ 中間年SUTの精度向上の観点等から、サービス関連統計調査の統合・拡充、商業統計調査の年次化等を中心としたビジネスサーベイの枠組みの創設やそれら以外の業種別統計調査等に係る整備・改善が計画されており、こうした基礎統計を利用した中間年SUTを適切に反映する形で、国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上を図る。

エ 建設、不動産、医療、介護及び教育の5分野に代表される新たな推計体系への移行やビジネスサーベイの枠組みの創設等によっては解決できない個別分野の課題解決も重要である。建設・不動産分野では、工事実施額、工事進捗パターン、補修工事、一部の不動産の仲介手数料・販売マージンなどに改善の余地がある。同様に、医療・介護分野では、中間年推計に必要なデータの一部が得られていない。また、教育分野では、中間投入構造の把握が不十分である。これら課題の解決は、国民経済計算におけるGDPの改定幅の縮小や、より精度の高い計数の把握の観点からも重要である。このため、これらの5分野に関しては、主管府省が中心となって、具体的な課題を特定した上で、推計手法の改善や基礎統計の整備などの検討を順次進め、段階的に改善を図る。

(3) 国際比較可能性の向上等

ア 国民経済計算及び産業連関表の国際比較可能性を一層向上させる観点から、国民経済計算の次回基準改定において、最新の国際基準である2008SNAに準拠し、映画、音楽などの娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成としての計上を目指す。また、平

（注） ある既知の数値データ列を基にして、そのデータ列の各区間の範囲内を埋める数値を求めること。

成27年産業連関表において、自社開発ソフトウェアや研究開発を総固定資本形成として計上することを検討する。さらに、国民経済計算におけるリースの区分についても、国際基準と整合的となるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、推計方法を検討する。

イ 国民経済計算の新しい国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際的な議論への積極的な参画を図る。具体的には、国際的な動向を踏まえつつ、これまで把握することが困難であった新分野の取り込みなどについて理論的・実務的な研究を推進し、国際会議において積極的に意見を表明する。

2 経済統計の体系的整備の推進等

第Ⅰ期基本計画において、経済構造統計は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを通じて、国民経済計算を始めとした諸統計の精度を向上させ、国民の様々な意思決定や政策決定に有用な情報を提供する重要な統計と位置付けられた。また、経済構造統計を作成するため、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）に基づき、関連統計調査の廃止・中止・統合を進め、関係府省の協力も得て、平成21年度に経済センサス - 基礎調査（総務省所管）を、23年度に経済センサス - 活動調査（総務省と経済産業省の共管）を、それぞれ創設・実施することとした。

一方、第Ⅰ期基本計画では、国民経済計算の精度向上を図る観点も踏まえ、経済構造統計について、これと密接に関係する主要な産業関連統計との関係、調査事項の在り方等を改めて検討するとの課題が盛り込まれたものの、その検討途上において、経済構造統計を取り巻く環境が大きく変化したこともあり、検討すべき課題の再整理が必要となった。

このような経緯から、第Ⅱ期基本計画においては、「経済構造統計を軸とした新たな枠組み」を検討することや、国内総生産に占める割合が約7割で推移しているサービス産業を中心とした第3次産業の動向をより正確に把握する統計整備などの諸課題の解決に向け、関係府省が一体となって取り組むことが盛り込まれ、統計委員会第2回国民経済計算体系的整備部会（29年3月）においてその検討結果が取りまとめられた。

この検討結果も踏まえ、第Ⅲ期基本計画においては、経済統計の体系的整備を推進することとされた。

(1) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

ア 経済構造統計については、経済センサス - 活動調査において、全ての事業所・企業等を対象に、同一時点で網羅的にその活動を把握し、その結果から全国及び地域別の経済構造を明らかにした統計を5年ごとに作成・提供する。また、報告者の負担軽減、実査の現状等にも留意しつつ、KAU（Kind of Activity Unit）^{（注）}概念の導入の適否を含

（注） 企業を統計の単位としてどのように把握するかに関する概念であり、活動がほぼ一つでかつ活動の区画が一か所以上のものをKAUと呼んでいる。事業所は活動の区画が一か所であり、Local KAUとされている。

めた調査単位の在り方や、アクティビティベース^(注)での事業活動の把握可能性等について、関係府省が一体となって検討する。なお、令和3年以降における経済センサス - 活動調査の実施に当たっては、産業連関表のSUT体系への移行との整合性や、報告者の負担軽減及び実査を担う地方公共団体の業務負担の抑制にも留意する。

イ 経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計（中間年経済構造統計）については、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握し、提供する。具体的には、特定サービス産業実態調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、元年度から実施することを予定している経済構造実態調査を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動（事業所・企業の異動、新設、廃業等の確認作業）及びローリング調査（統計調査員が複数年度にわたって経常的に全調査区を順次調査していくこと。）に移行することが計画されている経済センサス - 基礎調査など、事業所母集団データベースに収録される統計調査の結果に加えて行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を2年度からの中間年の各年に作成・提供する。また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携してビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や基準年における経済構造統計との整合性にも留意する。

ウ 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査及びこれと同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を一本化することに向けて検討するほか、建設工事施工統計調査結果等における収録事項の定義を統一し、他の分野と共通して把握すべき調査事項を設定して事業所母集団データベースに収録し、そのデータの活用を検討する。

(2) サービス産業・企業関連統計の改善・整備

ア サービス産業に関する統計整備を推進するためには、サービス産業の構造を明らかにする上で重要な付加価値等をサービス産業全体で把握することが重要である。このため、総務省及び経済産業省は、令和元年度から実施する予定の経済構造実態調査の企画に当たって、国民経済計算の精度向上や報告者負担の抑制にも留意しつつ、内閣府とも連携してよりの確に付加価値を把握するとともに、この調査を基幹統計調査とすることを目指す。また、令和3年経済センサス - 活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、調査事項等の見直しを実施する。

イ 総務省及び経済産業省は、QEの精度向上や第3次産業活動指数の更なる有用性の向

(注) 企業等の事業内容をそれぞれの生産活動ごとに分類すること。例えば、製造小売業の場合は、製造活動と小売活動を分離し、鉄道会社が鉄道輸送とバス輸送を行っている場合には、鉄道輸送とバス輸送を分離し、それぞれ対応する部門で把握すること。

上を図る観点から、サービス産業動向調査（月次調査部分）と特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、遅くとも4年末までに結論を得る。

ウ 元年度から実施予定の経済構造実態調査については、費用項目を把握する必要があることから、一部事業所も対象になるものの、主として企業を対象とした統計調査として実施されることが想定される。このため、関係府省は、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査及び法人企業統計調査並びに業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担の明確化、重複是正等を検討する。また、関係府省は、企業活動の変化をよりの確に把握・提供する観点から、第1段階として、事業所母集団データベースに収録される事項について定義を統一し、共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、第2段階として、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計の整備を検討する。

3 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

第Ⅲ期基本計画においては、国民経済計算体系を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備を図るため、関係府省は一体となって、その基盤となる次のような取組を推進することとされた。

(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

ア 統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会等により整備された事業所母集団データベースは、事業所・企業等を対象とする各府省の統計調査において母集団情報として活用されており、報告者負担の軽減や効率的な統計作成に重要な役割を担っていることに加え、中間年経済構造統計及び企業統計の作成・提供においても中核的な機能を果たすことが期待されている。このため、総務省は、名簿情報の整備を目的とする経済センサス・基礎調査について、5年に一度調査を行い事業所・企業等の所在等を把握する手法から、令和元年度からはプロファイリング活動及びローリング調査への移行を進め、併せて公営事業所の把握の充実を図る。

イ 総務省は、関係府省とも連携し、事業所母集団データベースの整備・充実に当たり、法人番号の把握・活用を推進するとともに、新たな行政記録情報等や民間データに加え、ローリング調査の確認結果を活用するなどして、法人企業統計の母集団名簿の企業数との乖離解消に取り組む。

ウ 総務省は、関係府省と連携して事業所母集団データベースの有用性を高めるための方策等を検討するとともに、経済統計のカバレッジの拡大に寄与するため、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた法人・事業所等の母集団情報の提供・活用に取り組む。

エ 各府省は、事業所・企業等を対象とした統計調査については、個々の調査の特性を考慮しつつ、事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とする。

(2) 各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善

ア 統計利用者の利便性の向上、また、事業所母集団データベースを活用した中間年経済構造統計や企業統計の提供に当たっては、事業所・企業対象の統計調査における定義の統一等が重要である。このため、第Ⅱ期基本計画に基づいて策定された「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）について、令和元年10月に予定されている消費税率の10%への引上げや軽減税率の導入などの社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、その適用の拡大に取り組む。さらに、関係府省は、一次統計調査における税抜額記入への統一の可否等の検討などを連携して推進する。

イ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）については、これに沿った調査実施の可能性に関する検証結果等を踏まえつつ、その改定や適用の拡大に取り組む。

第三節 統計法・統計センター法の一部改正

1 平成30年一部改正法の立案から成立まで

総務省は、統計改革等推進委員会の「最終取りまとめ」を受けて、具体的な法律案の立案作業を行い、平成30年3月6日に「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、第196回国会（常会）に提出された。

衆議院においては、同年5月9日に総務委員会に付託、翌10日に提案理由説明の聴取、17日に質疑、採決が行われ、賛成多数により可決された。続いて、翌18日に衆議院本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月21日に総務委員会に付託、翌22日に趣旨説明の聴取、同月24日に質疑及び採決が行われ、賛成多数により可決された。そして、翌25日の参議院本会議において可決されて成立し、6月1日に法律第34号として公布された。

なお、衆参両院とも総務委員会における採決に際しては、「調査票情報の二次的利用の拡大に当たっては、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。」などを内容とする附帯決議がなされている。

2 改正法の概要

(1) 統計法の一部改正

第3条の2として行政機関等の責務等の規定を創設し、行政機関等は基本理念にのっとり公的統計を作成する責務を有することとし、また、公的統計が合理的な意思決定を行う

ための基盤となる重要な情報であることに関して国民の理解を深め、公的統計の作成に関して関係者等の協力を得るよう努めなければならないものとするとともに、基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供等の協力を求められた関係者等はその求めに応じるよう努めなければならないこととした。

次に、総務大臣が整備している事業所母集団データベースに収録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査に拡大することとした。

また、調査票情報の提供対象について、情報保護を徹底しつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備することとした。

さらに、統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、基本計画の実施状況に関する勧告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置くこととした。

(2) 独立行政法人統計センター法の一部改正

独立行政法人統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査を実施すること等を追加することとした。

3 改正法公布後の動き

改正法のうち、統計委員会の機能強化に係る改正規定やその全面施行までに必要な準備行為（施行日までに関係政省令の制定等を行う必要があるところ、統計委員会の意見聴取を施行日前に行えるようにする。）などについては、公布の日（平成30年6月1日）を施行期日とした。

全面施行については、統計委員会への諮問手続等を経て政省令の策定を行う必要があり、周知の期間も必要であることから、「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成30年政令第345号）により平成31年5月1日と定められた（「元号を改める政令」（平成31年政令第143号）により、元号は「令和」に改められたため、施行日は令和元年5月1日である。）。

第四節 E B P Mと統計

「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議）や「最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において推進することとされたE B P Mのためには、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。このようなE B P Mの基盤を成すのが、統計等データ（統計、統計マイクロデータ及び統計的な利活用を行うた

めに用いられる行政記録情報をいい、それらのデータの利用や解釈を行うために必要な関連情報（メタデータ）を含む。）を始めとする各種データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPMサイクル）を構築することが必要である。

すなわち、EBPMに際して、政策部局では、統計等データを用いて事実・課題の把握、政策効果の予測と測定、評価を行う。このようなEBPMの取組に必要な統計等データに対するニーズ・要望が顕在化し、それが統計部局やデータ管理部局に伝達される。要望を受けた統計部局やデータ管理部局は統計等データの整備・改善を行い、それが政策部局に提供されて、改善された統計等データの利活用につながる。このようなEBPMサイクルの構築には、これを担う職員の意識改革を含めて、中長期的な視点に立った取組が必要となる。そこで政府は、まずその第一歩として、各府省にEBPMの取組を積極的に主導する審議官級の推進体制を構築するとともに、各府省の責任者等で構成するEBPM推進委員会を設置してEBPM推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビューを通じてEBPMを実践し、手法の開発を行いつつ、その適用範囲の拡大を図ることとしている。

第五章 統計業務の不適切事案と再発防止に向けた対策

第一節 毎月勤労統計における事案

1 事案判明に至る背景事情の概要

毎月勤労統計は、我が国の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として厚生労働省が実施する毎月勤労統計調査（基幹統計調査）によって作成される基幹統計であり、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）等に基づく手当や補償の給付額改定のための法定資料、国民経済計算における雇用者報酬の算定基礎資料等に幅広く活用されている。

一方、この毎月勤労統計については、常用労働者数30人以上499人以下の事業所について、産業別・事業所規模別に無作為抽出する標本を、2年ないし3年の間隔で一斉に入れ替えることに伴い、賃金・労働時間等の調査結果に「非連続な動き（数値のギャップ）」が生じていることや、その調整（ギャップ修正）によって結果数値が過去に遡って改定されることの改善などが有識者から求められていた。また、平成27年10月の経済財政諮問会議においては、財務大臣から、経済情勢をよりの確に把握するためGDP推計の基礎統計の一つとしてその充実に努める必要があると課題が提起された。さらに、同年11月の経済財政諮問会議においては、標本替えや遡及改定する際の過去標本との整合性確保の在り方などの統計横断的な課題について統計委員会を中心に早急に検討し、28年春までに方針を整理するとともに、統計行政を所管する総務省及び関連する統計作成府省において経済統計の改善を着実に推進するよう民間議員から要請された。

このため、統計委員会は、この経済財政諮問会議における要請も踏まえて、事業所の標本抽出方法を毎年3分の1ずつ入れ替える「ローテーション・サンプリング方式」に変更するなどの方針を28年3月の経済財政諮問会議に提案し、当該変更は、厚生労働省における検討や準備作業を経て、30年1月分の調査から実施されることとなった。

しかしながら、30年1月以降の調査結果においても、数値ギャップが十分に縮小されなかったことから、統計委員会において更なる分析と改善策の検討が進められることとなった。

2 判明した事案の概要及び影響

統計委員会における分析や厚生労働省に対する事実確認等の照会が続く中、平成30年12月、毎月勤労統計調査の調査対象のうち大規模事業所の一部について、全数調査を行うべきところを抽出して調査を行っているとともに、当該部分について適切な統計的復元処理

が行われていないことが明らかになり、31年1月の統計委員会において、厚生労働省から次のような事実関係が報告された。

- ・調査計画及び公表資料において、「常用労働者500人以上規模の事業所」は全数調査を行うとしていたところ、16年以降、東京都については抽出調査（おおむね3分の1）を行っていた。

- ・東京都の「500人以上規模の事業所」については、16年から29年までの間の集計において必要な復元処理がなされていなかった。また、東京都の「30人から499人以下規模の事業所」についても、21年から29年までの間の集計において、一部で適切な復元処理がなされていなかった。これらの結果、同統計で公表される賃金額が低めになっていた。

- ・確認できた範囲では、8年以降、調査対象事業所数が調査計画及び公表資料よりもおおむね1割程度少なくなっていた。

統計委員会は、以上の報告を受け、統計法第55条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して、次のとおり具体的措置の実施を求めた。

- ・東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること
- ・調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること
- ・24年以降について復元処理に基づいた「再集計値」を主系列へ切り替えること

毎月勤労統計は、雇用保険等の手当・給付制度において直接利用される統計であるため、その結果訂正の影響は広範囲に及び、雇用保険、労災保険、船員保険、雇用調整助成金の追加支出（給付及び事務費用）を要することとなった。

また、国民経済計算においても、雇用者報酬に係る広範囲の系列において再計算、訂正が必要となったほか、毎月勤労統計を利用している各種統計調査、経済指標等において修正が行われるなど、国民生活や行政運営に多大な影響を及ぼした。

なお、厚生労働省では、毎月勤労統計における不適切な処理の事実関係を解明するため、30年12月から内部の監察チームを立ち上げ、さらに、調査の中立性及び客観性を高めるとともに統計に係る専門性も重視した体制とするため、第三者委員会として「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」を設置し、31年1月及び2月に報告書が提出、公開された。

3 基幹統計の一斉点検

(1) 一斉点検の実施

総務省政策統括官（統計基準担当）は、毎月勤労統計調査の事案発覚を受け、平成31年1月、全ての基幹統計について、「調査計画と異なる調査が行われている実態がないか」、「調査計画の承認事項ではないが、調査計画の復元推計が正しく行われているか」、各府省に自主点検を行い、その結果を報告するよう求めた。そして、同年1月24日に各府省による自主点検の結果の報告を取りまとめ、軽微なミスや手続漏れはあったものの、「毎月勤労統計のように、承認された計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法や復元推

計の実施状況に問題のある事案はなかった。」との点検結果を公表した。

(2) 賃金構造基本統計の追加報告

賃金構造基本統計は、我が国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を雇用形態・就業形態別等に明らかにすることを目的として厚生労働省が毎年実施する賃金構造基本統計調査によって作成される基幹統計であり、最低賃金の改定や労災保険給付の算定基礎資料として活用されている。

この賃金構造基本統計調査（基幹統計調査）については、総務省が一斉点検結果を公表した直後の1月28日、次のような事実関係が厚生労働省から追加報告された。

- ・総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていたこと
- ・調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があったこと
- ・調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「大分類M－宿泊業，飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち「小分類766－バー，キャバレー，ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかったこと

なお、この追加報告事案については、国民生活や行政運営に直接の影響を及ぼすものではなかったものの、基幹統計の一斉点検の報告から漏れていたこと等を踏まえ、行政機関の業務の評価・監視を実施している総務省行政評価局において調査が行われ、厚生労働省に対し、所要の改善措置を講ずるよう通知された。

4 点検検証と再発防止策

(1) 統計委員会における点検検証とこれを踏まえた第一次再発防止策

統計委員会は、毎月勤労統計の事案や基幹統計の一斉点検の結果を踏まえた総務省政策統括官（統計基準担当）の要請を受け、平成31年1月、統計業務プロセス部会を発展的に改組し、点検検証部会を新設して、公的統計の信頼回復に向け、再発防止や統計の品質向上を目指した点検検証を行うこととした。これに併せて、統計委員会による点検検証を支援するため、「政府統計検証チーム」が設置された。

点検検証部会においては、基幹統計及び一般統計の作成・公表等のプロセスについて、各府省から提供された情報を基に点検検証を行い、仮に不適正事案が発見された場合には、その発生の経緯及び原因、社会的な影響の大きさ、善後策の適否、再発防止策等を取りまとめることとされた。また、審議を効率的かつ迅速に進めるため、同部会の下に二つのワーキンググループを設置して、各府省に対するヒアリング等を行うこととされた。

令和元年5月の第4回点検検証部会においては、このワーキンググループによる基幹統計の検証結果として、同部会で定めた「影響度区分」によると影響度が最も大きい「Ⅳ 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り」に該当するものは毎月勤労統計のみであったこと、「Ⅲ 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り」に該当するものは2統計（小売物価統計及び建設工事統計）であったことが確認・整理された。あわせて、

一般統計調査の点検結果として、報告対象の232調査のうち、影響度の区分Ⅳに該当するものではなく、区分Ⅲに該当するものが16調査であったことが確認された。

統計委員会は、点検検証部会及びワーキンググループによる審議結果等を踏まえて、令和元年6月27日、2年度予算要求への反映も視野に、第一次再発防止策として「公的統計の総合的品質管理を目指して」を取りまとめ、総務大臣に対して建議を行った。

この建議では、公的統計の信頼回復に向けた考え方として、①ガバナンスの確立と質・量の両面からの体制整備、②透明性の確保、③関係者の協働による再発防止の徹底、④公的統計の信頼回復に係る政府の責務、の4点を掲げ、次の措置を早急に講ずるよう要請している。

- ・統計作成プロセスの適正化

P D C Aサイクルによるガバナンスの確立、I C Tを活用した業務プロセスの見直し、システムを用いたエラーチェックの徹底、調査担当から独立した分析的審査の実施、民間事業者・地方公共団体等への適切な指示と履行確認、業務マニュアルの整備及び統計の仕様・品質に関する情報開示等による外部検証可能性の確保

- ・誤り発生への対応

対応ルールの策定、行政利用の事前把握、調査関係データの保存

- ・調査実施基盤の整備

体制の確保、情報システムの適正化、政府全体の統計ガバナンスの確立

- ・その他

フォローアップ、一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

(2) 統計委員会における重点審議とこれを踏まえた再発防止策

統計委員会（点検検証部会）においては、基幹統計及び一般統計調査の一斉点検の結果を基に、重要な課題を含み発生頻度等が高いと考えられる事例について、問題発生の未然防止や統計の品質改善のための留意点等を得る観点から、掘り下げた審議が行われた。具体的には、毎月勤労統計調査のほか、復元推計が適切に行われていなかった最低賃金に関する実態調査及び労務費率調査（いずれも一般統計調査）、従前からシステム改修の技術的な難しさやコスト面の制約が調査事項の変更の妨げになっていた学校基本調査（基幹統計調査）、委託先におけるプログラムミスによる統計数値の誤り発生が報告されていた複数の一般統計調査がそれぞれ重点審議の対象とされた。

この重点審議の結果、点検検証部会は、令和元年9月27日、横断的な課題として、①利用者に対する正確な情報の適時・適切な提供、②外部検証可能性の確保、③業務の可視化・透明化等を通じた業務管理体制の強化、④統計の再現性確保等を意識した、文書やデータの適切な保存・管理の徹底、⑤調査現場における履行状況の把握・確認の強化、⑥適切な人材育成・確保と的確な引継ぎを含むノウハウの明確化・共有、⑦統計の目的や必要性に照らした調査設計等の見直し、等を指摘した。

統計委員会は、重点審議の結果も踏まえ、令和元年9月30日、最終的な再発防止策とし

て「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」を取りまとめ、総務大臣に対して建議を行った。この建議は、第一部が「公的統計の総合的品質管理を目指して」として、政府が取り組むべき再発防止策の提言、第二部が「重点審議結果（改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等）」として、再発防止策の具体化に当たっての重要な課題の指摘という二部構成になっている。

この建議により、統計委員会による政府統計の点検検証は一つの区切りを迎え、以降は政府全体としてどのように再発防止と信頼回復に取り組むべきか、ガバナンス、人材の確保・育成、業務改革を含めた総合的対策について、統計改革推進会議に議論の場が移ることとなった。

5 総合的対策と公的統計整備基本計画の改定

統計委員会が建議した第1次再発防止策及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、公的統計の品質を確保し、国民の公的統計に対する信頼を回復するため、公的統計の分析的審査体制の整備が求められていた。これを受け、令和元年7月、内閣官房統計改革推進室に、公的統計の結果数値の分析的審査等を行う統計分析審査官31人が配置された。このうち28人は、基幹統計・一般統計調査を所管している府省に派遣され、集計結果の分析的審査の導入、公表済みの統計の点検や誤りの是正、調査設計変更時の影響分析・補正手段の検討、誤りが発覚した事案への対応や再発防止策の検討等を行った。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、元年8月に開催された第5回統計改革推進会議において、同会議の下に「統計行政新生部会」が新設された。この部会では、統計委員会等の提言を踏まえつつ、再発防止策のみならず、ガバナンス、人材の確保・育成、業務改革を含めた総合的対策が議論され、同年12月24日「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(以下「総合的対策」という。)として取りまとめられるとともに、同日開催された第6回統計改革推進会議に報告された。

総合的対策では、統計行政の改善のための基本認識とその実現のためのタスク及び取組が提言され、提言された事項については改革工程表を作成して着実に実行するとともに、特に重要なものは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）を変更して盛り込むことが求められた。これを受け、令和2年6月2日の閣議決定により、総合的対策に提言された取組が同計画に追加されるとともに、取組の具体的なスケジュールを示した「総合的対策に基づく改革工程表」（令和2年6月2日統計行政推進会議申合せ）が策定された。

第二節 建設工事受注動態統計調査における事案

1 事案の概要及び検証

建設工事統計は、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的として国土交通省が実施する建設工事統計調査（基幹統計調査）によって作成される基幹統計である。建設工事統計調査は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を年次で調査する建設工事施工統計調査と、建設業者の建設工事受注動向を月次で調査する建設工事受注動態統計調査（以下「受注動態統計調査」という。）から構成されている。両調査から得られるデータを加工して作成される建設総合統計は、国内の建設活動を出来高ベースで把握することができ、国民経済計算の四半期別GDP速報の算出や公共事業の進行状況の把握等に活用されている。

受注動態統計調査について、令和3年12月、調査対象の事業者から提出された調査票の数値の書換えが行われて「二重計上」が生じ、建設業の受注状況が実態より過大になっていた、との報道がなされた。

この報道等を受けて、3年12月15日、内閣総理大臣から「統計の学者のみならず、元検事や弁護士を入れた第三者委員会を国土交通大臣の下に立ち上げ、徹底的に検証し、一ヶ月以内にまとめ、統計委員会に報告し、政府統計の信頼回復を図ること」との指示がなされ、総務大臣からは、この問題に対する総務省の対応を含め、統計委員会において精査していく旨が表明された。

内閣総理大臣指示を踏まえ、国土交通省は同月23日、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」（以下「国交省検証委」という。）を設置した。また、総務大臣からの要請を受け、本事案に係る総務省の対応について精査を行うことを目的として、同月24日、統計委員会企画部会の下に「対応精査タスクフォース」が設置された。

(1) 国土交通省における検証

国交省検証委は、本事案に係る資料の収集や関係者へのヒアリングを通じた調査を行うとともに、4回にわたって開催された全体会議において調査方針や報告書の内容等について議論を行い、令和4年1月14日に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（以下「検証委報告書」という。）を取りまとめ、国土交通大臣に提出した。

検証委報告書は、調査の結果確認された問題点を次の三つに整理し指摘するとともに、それぞれの詳細な事実認定、認定された事実の評価、原因の検証、再発防止策等を取りまとめたものとなっている。

- ・平成12年の受注動態統計調査の開始時点から、提出が遅れた月の分の調査票に記載された「受注高」の数値を当月に予定通り提出された調査票の「受注高」に合算し、提出が遅れた月の「受注高」を当月の「受注高」に算入していたこと（合算問題）
- ・25年4月から、受注動態統計調査について、回収率を考慮し、期限までに調査票が回

収されなかった事業者の受注高については、回収できた事業者の受注高に抽出率の逆数と回収率の逆数を乗じて推計する方法を採用したが、この際に上記の処理を継続したことによって、当月分受注高に合算した過月分受注高が過剰に統計に反映されてしまったこと（二重計上問題）

・事後対応の問題として、毎月勤労統計における不適切事案を受けて31年に行われた基幹統計の一斉点検の際に合算問題又は二重計上問題を報告しなかったこと及び会計検査院の調査への対応や総務省統計委員会への報告が適切でなかったこと（事後対応問題）

また、国土交通省は、検証委報告書において追補事項とされた都道府県における合算書換えの継続等について追加調査（特別監察）を実施し、令和4年5月13日に追加調査報告書を公表した。

さらに、検証委報告書において、二重計上が生じている期間の受注動態統計調査については、公表された数値に誤りがあり、遡及的に改定を行って公表することが望ましいとされたことを受け、国土交通省は4年1月20日に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」を立ち上げ、遡及改定を行うための調査票の精査手法や推計手法等に関する検討を行い、同年5月13日に報告書を取りまとめた。同年8月5日には、この報告書において決定された方法に基づき、誤りのあった期間における受注動態統計調査等の遡及改定値が公表された。

（2）総務省における検証

対応精査タスクフォースは、受注動態統計調査における推計方法の変更に係る国土交通省から総務省への相談等が開始された平成22年度以降の期間を対象に、関係文書の調査、関係職員への書面調査・ヒアリング等を通じて、総務省政策統括官室の対応の精査を行い、その適否及び改善の可能性等を検討し、令和4年1月14日に「統計委員会タスクフォース精査結果報告書―建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応―」（以下「TF報告書」という。）を取りまとめ、総務大臣に提出した。

TF報告書では、総務省政策統括官室の対応について、3年8月に国土交通省から二重計上の発生について直接的な情報提供を受けた時点で集計に係る誤りの疑いを認識できたと考えられるが、その際、国土交通省に対し事実を確認した上で適切な措置を講ずるよう求めたり、統計委員会へ報告する等の対応を取らなかったことは不適切であり、統計の品質に対する関心や要求水準の高まりへの組織としての対応能力向上や意識の改革が強く求められる、等の指摘がなされた。

また、公的統計に対する信頼の回復に向けた取組に直ちに着手する必要があるとされ、課題の解決のため、次のとおり、総務省において早期に具体化すべき取組と今後の検討課題が提示された。

〔総務省において早期に具体化すべき取組〕

- ・「誤り対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援
- ・各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定

- ・統計ごとに関係する情報の集約・管理・活用
- ・誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善
- ・研修の強化

[今後の検討課題]

- ・政策統括官室における、統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するための意識改革とそれを確実に業務に繋げる仕組みの改革
- ・総務省における、統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化
- ・政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上

2 再発防止策の検討

(1) 統計委員会特別検討チームによる検討及び基幹統計調査の点検・確認

令和4年1月19日に内閣総理大臣から総務省及び各府省に対し、「統計委員会において、国土交通省の検証委員会報告を精査の上、統計作成上の課題や問題を抽出し、各府省の基幹統計について集計プロセスを点検するとともに、再発防止策やデジタル化、人材育成などの公的統計の改善施策を取りまとめることとし、こうした統計委員会の活動に協力し、統計の信頼回復に向けて全力で取り組むこと」との指示がなされたことを受けて、統計委員会は、「公的統計品質向上のための特別検討チーム」（以下「特別検討チーム」という。）を設置した。

特別検討チームは、検証委報告書やTF報告書等を精査し、本事案の分析やリスクの抽出を行い、抽出されたリスクに着目した対策について議論を進めた。また、本事案から抽出されたリスクやそれにつながる要因がどの程度存在するか、リスクに着目した対策が統計調査一般にどの程度有効と考えられるか、といった観点から、各府省の基幹統計などについて、調査・集計プロセスの点検・確認を実施した。

こうした議論等を踏まえ、4年8月10日、統計委員会は、再発防止策やデジタル化、人材育成の方策等について、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」を取りまとめ、総務大臣に対して建議を行った。

この建議では、統計作成上課題となった事案及び統計作成プロセスの分析が行われ、必要な対策やその意義を整理した上で、今後総務省及び各府省が取り組むべき具体的な対策について、次のとおり、四つの視点から、10項目に整理している。

①総合的品質管理の推進

- ・PDCAサイクルの確立、マニュアルの整備・共有
- ・業務マニュアルに未記載の事態への対応
- ・変更管理の取組の導入

- ・遅延調査票の取扱いの明確化
- ②ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保
 - ・誤りの発見・発生時の適切対処の徹底
 - ・地方公共団体や民間事業者との十分な意思疎通
- ③デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善
 - ・デジタル化の推進
- ④品質優先の組織風土のための基盤の整備・強化
 - ・マネジメント能力の向上と職員の人材育成
 - ・各府省の体制強化
 - ・中央統計機構の充実と体制強化

建議において、「指摘した取組について、速やかに具体的なロードマップとマイルストーンを定めて取り組み、その効果を着実に発揮していくことを求める。」とされたことを受け、建議で提案された各対策の実施内容、実施時期等を示した「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和４年８月１０日統計委員会建議）を受けた政府の対応について」（令和４年８月１０日統計行政推進会議^{（注）}申合せ）が策定された。

なお、国土交通省においては、検証委報告書等を受けて、国土交通省所管統計の検証や再発防止策の検討を行うため、４年１月２０日に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」を設置し、同年８月１０日に「国土交通省統計改革プラン～開かれ、使われ、改善し続ける統計へ～」を取りまとめ、公表した。

（２）新たな公的統計整備基本計画への反映

令和４年８月１０日の統計委員会による建議において、指摘した取組のうち実施が令和５年度以降となるものについては、新たに策定することとなる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅳ期基本計画）に盛り込み、計画的に実施すること、その際、既に第Ⅲ期基本計画に盛り込まれている取組については、公的統計の品質向上のための取組の効果的な実施の観点から、取組の継続や見直し等について精査を行い第Ⅳ期基本計画に反映することとされた。

これを受けて、５年２月１日に総務大臣より統計委員会に諮問された第Ⅳ期基本計画の案においては、建議において提案された再発防止策や統計作成のデジタル化、人材育成のための方策等が盛り込まれている。

（注） 第Ⅲ期基本計画に掲げられた施策の推進に関する事項及び統計改革の進展に伴い派生して又は新たに顕在化する課題を始めとする公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うために設置された会議。総務省及び関係行政機関の職員のうちから任命された統計委員会の幹事を構成員とする。

第六章 大規模災害等と統計

「地震列島」、「火山列島」などという言葉に象徴されるように、我が国には極めて自然災害が多く、我が国はこれまで、地震、噴火のみならず台風、洪水、土砂崩れなど様々な災害に見舞われ、幾多の困難を経験するとともに、その都度国民の粘り強い努力によって復興を遂げてきた。

これを統計調査という側面から見ると、調査対象地域が被災した場合、被災者の救助・救援、被害の復旧が第一であることはもとよりであるが、一応の落ち着きを見た後は、統計により被災前の状況を知り復興の資料とするとともに、統計により復興の状況を客観的に把握することが極めて大切になってくる。また、ある地域の結果が欠けることになれば、全国的な結果に影響を及ぼすこととなるし、時系列での比較も困難になりかねない。総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、独立行政法人統計センターは、災害が発生した場合には、被災地の状況を最優先しながら、一方でこうした統計の重要性、継続性を損なうことがないよう様々な工夫を重ねてきている。

また、令和元年暮れに発生した新型コロナウイルス感染症は、翌2年から我が国にも拡大し、国民生活、社会経済活動に大きな影響を与えることとなった。統計調査においても、調査員が調査対象者に対面でお願いすることが難しくなるなど大きな影響があったが、感染防止を優先しながら、調査の継続に支障を来さないよう柔軟に対応している。

第一節 阪神・淡路大震災への対応

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災は、調査の対象となる世帯、事業所に甚大な被害をもたらした。また、兵庫県庁（統計課）の職員も救援対策に駆り出され、通常の調査系統が機能しなくなった。そこで、統計局・統計センターは現地の状況に迅速かつ柔軟に対応しながら様々な支援を行った。阪神・淡路大震災は危機管理の重要性はもちろん、被災時・混乱時における統計の重要性を改めて認識させることとなった。

1 国勢調査における対応

平成7年は国勢調査の実施年であり、兵庫県からはその実施を延期できないかとの相談があった。これに対し統計局は、兵庫県がそうした要請をせざるを得ないこととなった状況に理解を示しつつも、一方で、こうした大災害から一刻も早く立ち直り復旧・復興を進めるためにもその基礎資料として最新の統計データが必要不可欠であること、この天災に対しては国を挙げて復旧に迅速かつ精一杯の努力をするはずであり、もちろん統計局とし

ても全面的に支援する旨説明し、予定通り実施する方向で準備することとなった。

なお、発災の時点では既に調査区は設定済みであったが、多くの仮設住宅が建設されることが想定されたことから、国勢調査の結果が震災復興資料としてより活用しやすいものとなるよう、仮設住宅地域のための調査区を新たに設定した。

こうして住民の協力と関係者の努力によって無事に国勢調査は完了したが、仮設住宅などに引っ越しても、特例として住民票を移さなくてもよいこととされ、住民基本台帳により人口の移動を捉えることができなくなったため、その後の人口移動を把握することには特に困難が伴った。水道使用量や電気使用量などを活用して人口を推計することも検討されたが、これも十分なものとはいえず、最も適切な結果が得られるのは、やはり大規模標本調査を基にした人口推計であると考えられた。そこで、統計局は平成10年住宅・土地統計調査結果などを積極的に提供し、兵庫県では、これを基にした平成10年末人口を公表した。

2 経常調査における対応

(1) 労働力調査

労働力調査についても、調査対象世帯はもとより調査員にも被災者が出るなど実施が極めて困難な状況となった。しかし一方で、大震災後の雇用不安が問題とされ、調査を継続して行うことが求められていた。そこで、統計局は、調査区の状況等について兵庫県からの情報収集に加えて現地調査を行った上で、被災地の実態を調査結果に反映するため、調査対象住戸から避難所、仮設・公設住宅などに避難した人を追跡調査するか、新設集団住宅地域として設定するかなど様々な方法を検討した。その結果、平成7年4月から10月までは、調査が不可能な調査区を同地域の同一層内調査区に変更するとともに、調査区内に仮設・公設住宅が建設された場合には調査の対象に含めることとし、調査を継続することができた。

(2) 家計調査

家計調査については、調査員、兵庫県及び統計局の職員が合同で指定調査区の現地調査を行い、震災後の困難な状況の下にあっても家計簿の記帳を続けている世帯が多いことが判明した。そこで、そうした状況を踏まえつつ、被害の大きい調査区は弾力的に交替を進め、約半年かけて調査世帯数の回復を図った。また、被災地域の特別集計も続けることができた。家計調査のように6か月間継続する調査では、一旦中断するとその復旧が困難であるが、調査を継続し、被災地の状況を把握できたのは、調査世帯を始めとした関係者の協力の賜物であった。

(3) 小売物価統計調査・消費者物価指数

小売物価統計調査については、発災が平成7年1月中旬調査（1月11日～13日）直後であり、相当数の調査票が兵庫県庁に向けての郵送途中であったが、幸い全ての調査票が回収された。その後の1月下旬調査（1月25日～27日）については、神戸市及び西宮市にお

いては調査を実施しなかった。一方、震災による物価への影響を把握するため、兵庫県及び統計局・統計センターの職員が現地緊急調査（「神戸市における小売価格調査」、1月31日～2月3日）を合同で行い、その結果を2月10日に公表した。

消費者物価指数については、被災地域の物価動向を把握するため、しばらくの間「阪神地域（大阪市、箕面市、神戸市、西宮市及び伊丹市）」及び「阪神地域を除く全国」の2系列の指数について、特別集計を行った。

第二節 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万2,000人（令和4年3月）に及ぶとともに、福島第一原子力発電所でメルトダウンが発生し、広範囲にわたって放射能に汚染され、約16万5,000人（平成24年5月）に及ぶ住民が極めて長期にわたる避難生活を余儀なくされるなど、未曾有の大災害・事故であった。

1 統計委員会等における対応

(1) 震災直後の対応

東日本大震災を受け、平成23年4月8日、統計委員会の樋口委員長が次のような対応を求める談話「東日本大震災への対応について」を発表した。

- ①震災に伴う特別の措置（調査対象・時期等や集計事項・方法等の変更）を講じた場合、その情報を開示
- ②この情報開示に当たっては、除外地域の集計上の取扱いや、集計に及ぼす影響に留意
- ③震災への対応状況を可能な限り記録し保存

また、統計委員会は、同年9月22日の「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の中で、

- ①被災により調査対象地域の一部を除外等した場合、可能な限り補完的、補足的な調査や推計などを実施
 - ②全国集計値の時系列データの分析等において、利用者の誤解を招かないよう、特別の取り扱いを行った場合は情報を適切に公表・保存
- する必要があることを指摘している。

(2) 大規模災害が発生した場合に関する対応指針

平成26年3月25日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画）においては、東日本大震災に係る統計関係施策について、①災害時の統計リソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②統計調査員の安全確保などの実査面、③集計・公表面、における課題等がみられたとし、これらの解決に向けて「大規模災害が発生した場合の対応に関する課題を抽出し、対応指針を取りまとめるとともに、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、順次取組を進める。」こと

とされた。

これを受けて、総務省政策統括官（統計基準担当）は、28年3月、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」を策定し、各府省等に通知した。

この対応指針は、平常時においては、

- ①緊急時の指揮命令系統を明確に定めるなど体制を整備しておくこと
- ②統計調査業務が中断した場合の影響を定量的又は定性的に評価し、優先的に継続・復旧すべき重要業務を絞り込んでおくこと
- ③情報システムの障害など統計調査業務の中断を引き起こす可能性のある事象を洗い出しておくこと
- ④調査票情報のバックアップを用意するなど中枢機能の確保を図ること
- ⑤国と地方公共団体等との連絡手段を構築しておくこと
- ⑥調査関係書類について、被災地域の復旧・復興等に向けた利用に供することができるよう整理しておくこと
- ⑦研修・訓練の実施計画を作成し、定期的の実施すること

などを、また、災害時においては、

- ①速やかに被害状況を把握し、調査の実施に当たっては、調査の中止、調査の延期、調査事項の変更などを調査対象者又は地域ごとに判断し、必要に応じて再調査や補完推計等を実施すること。また、公表期日の変更、特別な対応の有無等についてホームページや政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載すること
- ②必要に応じ特別集計を行い、被災状況に係る統計情報や復旧・復興に向けた統計情報を提供すること
- ③被災地域の住民の生活の安定や調査実施業務を担う組織における業務体制に留意の上、無理のない範囲で通常業務を再開すること
- ④大規模災害に対する対応状況について、可能な限り記録し保存すること

などを求め、各府省がこれらの事項を参考に具体的な行動計画を定めるよう促すものとなっている。

2 統計局の各調査における対応

東日本大震災においては、岩手県、宮城県及び福島県を始めとする被災地域において、家屋の倒壊、多数の死傷者、行方不明者が発生し、世帯や事業所は甚大な被害を受けた。統計調査についても、調査世帯はもちろんのこと、正に現場において実査を担う地方公共団体の職員や調査員の被災などによりその実施が困難となり、一部の地域では調査を停止せざるを得ない状況に追い込まれた。

一方で、被災地域の「現状」を正確に把握するためには統計の整備が必要不可欠であることは明らかであり、さらに、復興政策立案などの局面においてもデータに基づく適正な判断が一層求められることとなる。そのため、被災地域の状況等を考慮しつつ、可能な地

域から調査を順次再開していくこととなったが、被害の大きな地域の調査票の回収状況が集計結果に与える影響を考慮し、各調査において適切な公表方法及び公表時期等についての検討が行われた。

調査によって個別の対応は異なるが、具体的には、

- ①震災による影響の早期把握を目的として速報値を公表した調査
- ②被害の大きい県を含む地域について特別集計を実施した調査
- ③大きな被害を受けた地域を調査対象地域から除外した結果を公表し、事後的に補完的な推計を行った結果を参考値として公表した調査

などがある。

震災は統計というものを改めて考える契機にもなった。統計行政は直接的な復興支援をすることはできないが、現状を正確に表す統計を作成するという形で復興を支えることは間違いなく、災害時における統計の役割はより明確になったと考えられる。

各調査における東日本大震災の主な対応状況は表 1 のとおりである。

表 1 各調査における東日本大震災の主な対応状況

調査名	対応状況等 ※月日は平成 23 年
国勢調査	・平成 22 年国勢調査速報を活用し、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を統計局ホームページに掲載（4/25） ・岩手県、宮城県及び福島県について、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者数等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局ホームページに掲載（5/31、6/2・24、7/12）するとともに、当該地方公共団体に提供 ・岩手県、宮城県及び福島県について、人口等基本集計結果を前倒しして公表（7/27） ・平成 27 年国勢調査（簡易調査）においては、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、大規模調査年の調査事項である「現在の住居における居住期間」と「5 年前の住居の所在地」の二つを追加し、一方、記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」を削除
就業構造基本調査	・平成 24 年調査において、東日本大震災による就業への影響等を明らかにするため、「東日本大震災の仕事への影響について」に関する調査事項を追加 ・平成 29 年調査において、調査実施困難な調査区については、代替調査区を選定
経済センサス	・平成 21 年基礎調査において、東日本太平洋岸地域等に係る特別集計として、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県について、①市区町村、産業（大分類・小分類）別事業所数及び従業者数、②浸水調査区に係る市区町村、産業（大分類）別事業所数及び従業者数を統計局ホームページに掲載（5/11）（6/3 確報公表に伴い①を更新、6/15 調査区別集計公表に伴い②を更新） ・同じ 6 県について、調査区別集計及び町丁・大字別集計結果を前倒しして公表（6/15） ・平成 24 年活動調査について、警戒区域及び計画的避難区域を調査困難地域として調査範囲から除外。調査困難地域を除く地域であって東日本大震災により甚大な被害を受けた地域については、被災状況等を踏まえて地域を指定し、当該指定地域においては、国の郵送調査で代替（平成 26 年基礎調査も同様）

調査名	対応状況等 ※月日は平成 23 年
社会生活基本調査	・平成 23 年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施
住宅・土地統計調査	・平成 25 年調査について、東日本大震災後、最初の調査であったことから、震災の影響により転居した世帯の状況を適切に把握するため、調査事項として東日本大震災による転居に関する事項を追加
労働力調査	・岩手県、宮城県では、5 月分から、福島県では 8 月分から可能な範囲で調査を再開 ・調査結果については、3 月分から 8 月分までの間、3 県を除く全国集計結果を公表したほか、同様に 3 県を除いた平成 21 年 1 月分までの遡及集計結果を公表 ・その後、3 県の同期間の結果について別途補完的な推計を行い、それを基に参考値として全国結果を算出・公表
家計調査	・3 月調査以降について、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の回収が困難な場合は集計から除外する方針を公表（4/21） ・3 月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表 ・3 月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できたことに伴い、6 月分公表と同時に遡及改定（7/29）
小売物価統計調査	・全国 3 月分調査については、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の一部において調査に支障が生じたため、調査できた価格の単純算術平均を都市別価格として表章し、公表（4/28） ・岩手県、福島県及び茨城県においては 4 月上旬調査から、また宮城県においては 4 月中旬調査から調査を再開 ・全国 4 月分調査については通常どおり公表（5/27）。これに先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値（一部品目に係る東日本地域の県庁所在市別小売価格）を公表（4/28、5/11）
個人企業経済調査	・岩手県、宮城県及び福島県においては平成 23 年 1～3 月期動向調査票及び平成 22 年構造調査票の回収並びに平成 23 年 4～6 月期動向調査票の配布が困難な状況であったが、全国結果への影響が軽微なことから、1～3 月期動向編（5/26）、4～6 月期動向編（8/25）及び平成 22 年構造編（7/12）について、3 県を除く全国の結果として公表 ・3 県においては一部の市を除き 7～9 月期から調査を再開し、10～12 月期から全ての調査対象地域で調査を実施
科学技術研究調査	・調査票配布時に岩手県、宮城県及び福島県の調査対象者に、電話等により調査実施の可否について確認
家計消費状況調査	・3 月調査以降について、県・市町村・調査区単位に除外地域をあらかじめ決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施する方針を公表（5/2）。なお、被害の大きかった石巻市、東松島市、山元町は調査を取りやめ、代替処理を実施（石巻市は弘前市の調査世帯数を石巻市の調査世帯分増すことで代替、東松島市は富谷町で代替、山元町は大河原町で代替） ・4 月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表
サービス産業動向調査	・福島第一原発地域に係る警戒区域及び計画的避難区域については、調査を停止 ・3 月分結果（速報）については、岩手、宮城、福島、茨城を除いて集計し、また、これら 4 県を除く前年比（3 月分）を作成し、公表（5/31）。その後、4 月分結果（速報）に併せて、4 県を含めた再集計結果を公表（6/29） ・東日本・西日本別の集計結果を参考情報として公表

第三節 その他の地震・水害・台風等への対応

我が国は、阪神・淡路大震災、東日本大震災のほかにも様々な自然災害に見舞われてきたが、平成以降の主な災害に対する各調査における対応については表2のとおりである。

表2 平成以降の主な統計調査における災害への対応

調査名	災害	災害発生日	都道府県 市町村	調査における対応
平成3年 事業所 統計調査	雲仙・普賢岳 噴火	平成3年6月3日	長崎県島原市、深江町	2度調査期間を延期した後、最終的に調査を中止 3年6月24日～7月20日→ ①3年9月24日～10月20日→ ②4年1月24日～2月20日→ 中止
平成5年 住宅・土地 統計調査	北海道南西沖 地震	5年7月12日	北海道奥尻町	調査期間延期 5年9月23日～10月15日→ 5年10月23日～11月15日
平成10年 住宅・土地 統計調査	集中豪雨	10年8月27～31日	福島県白河市、西郷村	調査期間延期 10年9月23日～10月15日→ 10年10月23日～11月15日
平成12年 国勢調査	有珠山噴火	12年3月31日	北海道	調査区修正 仮設住宅地域について新たな調査区を設定
	三宅島噴火	12年8月10日～（9月2日～全島避難）	東京都三宅村	村民は避難先にて調査 （10月1日現在の東京都三宅村の人口は0人）
	集中豪雨	12年9月11日、12日	愛知県西枇杷島町	調査期間延長 12年9月23日～10月15日→ ～11月15日
	鳥取県 西部地震	12年10月6日	鳥取県日野町	調査期間延長 12年9月23日～10月15日→ ～10月31日
平成15年 住宅・土地 統計調査	集中豪雨	15年7月20日	熊本県水俣市	調査区変更
	宮城県北部 地震	15年7月26日	宮城県鹿島台町、南郷町、矢本町、河南町、鳴瀬町	調査可能な調査区のみ調査
	台風10号	15年8月9日、10日	北海道平取町、門別町、新冠町	調査区変更等
	十勝沖地震	15年9月26日	北海道日高支庁、十勝支庁	一部用品追加送付
平成16年 全国消費 実態調査	新潟・福島 豪雨	16年7月12日、13日	福島県昭和村 新潟県三条市、見附市、栃尾市	調査町村変更 昭和村→熱塩加納村 調査区変更 調査期間1か月短縮
	福井豪雨	16年7月17日、18日	福井県鯖江市	調査区変更
	台風10号	16年7月31日	徳島県木沢村	調査町村変更 木沢村→相生町 調査期間短縮
	新潟県中越地 震	16年10月23日	新潟県長岡市、柏崎市、小千谷市、栃尾市、川口町、魚沼市等	可能な限り調査 年間収入調査票、11月家計簿は未回収
平成19年 就業構造 基本調査	新潟県中越沖 地震	19年7月16日	新潟県柏崎市	調査期間延長 19年9月23日～10月15日→ ～11月15日

調査名	災害	災害発生日	都道府県 市町村	調査における対応
平成27年 国勢調査	関東・東北 豪雨	27年9月10日	茨城県常総市	調査期間延長 27年9月26日～10月20日→ ～12月28日
平成28年 経済センサス - 活動調査	熊本地震	28年4月14日	熊本県熊本市、菊池市、宇城市、 阿蘇市、合志市、大津町、菊陽 町、南小国町、西原村、南阿蘇 村、御船町、嘉島町、益城町、甲 佐町、山都町、氷川町	調査期間延長 28年5月1日～7月31日→ ～10月31日
平成28年 社会生活 基本調査			熊本市東区、菊池市、宇土市、大 津町、西原村、南阿蘇村、御船 町、益城町、甲佐町	調査区変更又は除外
小売物価 統計調査			熊本市、八代市、人吉市	4月下旬調査(4/20～22)中止 5月上旬調査(5/4～6)再開
平成29年 就業構造 基本調査			嘉島町	調査区変更
平成30年 住宅・土地 統計調査	30年7月豪雨	30年7月6日～8日	岡山県倉敷市、玉野市、笠岡市、 井原市、総社市、高梁市、赤磐 市、矢掛町 広島県広島市、呉市、竹原市、三 原市、庄原市、安芸高田市、江田 島市、府中町、海田町、熊野町、 坂町 愛媛県宇和島市、大洲市、西予市	調査期間延長 30年9月15日～10月23日→ ～12月24日 申告方式変更 オンラインによる回答期間経 過後に調査票を配布する方式 →オンライン回答ID・パス ワードと調査票を同時配布す る方式
			北海道厚真町、日高町	調査期間延長 30年9月15日～10月23日→ ～12月24日
	北海道 胆振東部地震	30年9月6日	北海道安平町、むかわ町	調査対象地域から除外
令和元年 経済センサス - 基礎調査	台風15号 台風19号	令和元年9月9日 元年10月12、13日	千葉県全域	調査票の郵送時期を変更
			岩手県、宮城県、山形県、福島 県、茨城県、栃木県、群馬県、埼 玉県、千葉県、東京都、神奈川 県、新潟県、山梨県、長野県、静 岡県の回答期限までに回答が困難 な事業所	回答期限延長 最長で令和2年3月末日
令和元年 全国家計 構造調査 (基本調査)			千葉県館山市、富津市、南房総 市、鋸南町 旭市、鴨川市、君津市、袖ヶ浦 市、香取市、山武市、神崎町、芝 山町、横芝光町 宮城県丸森町 丸森町を除く被災調査単位区 福島県、茨城県、栃木県、東京 都、長野県の被災調査単位区	家計簿(10月、11月)の配布を中止 世帯票、年収・貯蓄等調査票は配 布・回収時期を変更 家計簿(10月)の配布を中止 世帯票は配布・回収時期を変更 家計簿(11月)及び年収・貯蓄等 調査票の配布を中止 家計簿(10月)は対応可能な範囲で 回収 家計簿(11月、10月)、年収・貯蓄 等調査票は対応可能な範囲で配 布・回収
令和元年 全国家計 構造調査 (簡易調査)			岩手県、宮城県、福島県、茨城 県、千葉県、長野県、静岡県の被 災調査単位区の一部 茨城県ひたちなか市、長野県須坂 市、飯山市の被災調査単位区	世帯票、年収・貯蓄等調査票の配 布・回収時期を変更 調査単位区変更

が行われ、その中で、

①新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、従来どおりの政府統計の作成が困難な状況となっているが、政府統計は継続性が重要であり、とりわけこのような状況下では政策立案や民間の経済活動の判断材料を迅速に提供することが求められること

②今後も同様の事態が生じ得ることも見据え、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的・継続的に作成・提供できるよう、オンライン調査の一層の拡大を進めるほか、行政記録情報や民間のビッグデータの活用を推進する必要があること

③調査の制約などにより偏りや欠測など制約のあるデータを取り扱う機会が増えることを踏まえ、これまで以上に統計職員の育成・専門性の向上に取り組む必要があること

④新型コロナウイルス感染症に関する情報を利用しやすいデータ形式で提供するなど統計の利活用促進により一層積極的に取り組む必要があること

を指摘している。また、この建議の審議の際、清原委員から、

①新型コロナウイルス感染症対策としては、何よりも調査対象者や統計調査員の安全性の確保・負担軽減が必要であることが委員の共通認識である。

②政府統計は、国及び自治体の政策形成において不可欠なものであり、今回の建議を反映いただき、国民の命を守る統計の意義を再確認していただきたい。

との発言があった。

2 統計局の各調査における対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまで我が国が経験してきた様々な災害とはその性質を異にしており、一部地域にとどまらない広域的なものとして手探りの対応をせざるを得ない状況にあった。感染拡大を食い止めるための移動制限などが呼びかけられる中、統計局においても調査員調査の継続の是非などを含めて、「現状」を把握できる「統計」の継続提供という至上命題をいかに達成するかについて真剣な検討を行った。

その結果、感染防止に最大限留意することが第一であることから、調査員調査については、①消毒液による手洗いやマスクの着用等の感染予防対策の実施を徹底し、②接触機会を避けるためにインターホン越しに調査の説明や依頼を行う、③調査票は郵便受けなどに入れて配布する、④インターネット回答の積極的な利用を依頼する、などの対策を行い、⑤対面での対応が必要な場合には、相手と一定の距離を保ち、マスク着用の上で対応する、など可能な限り感染リスクの低減を図ることとした。

また、令和2年は国勢調査の実施年でもあり、調査書類の配布や調査票の回収の際に、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法を地域の実情に応じて導入するとともに、調査期間の延長や不在世帯に対する再訪問回数の緩和など新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた見直しを実施した。

(1) 周期調査における対応

国勢調査や経済センサス - 活動調査といった周期調査の実施に当たっては、調査実施に先立ち関係団体への協力依頼文書を送付しているが、その中で、可能な限りインターネット回答や郵送回答を推奨していただくよう明記し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した調査への協力を呼びかけた。

(2) 経常調査における対応

経常調査については、令和2年4月9日、各都道府県知事宛てに総務大臣名で「総務省所管統計調査の確実な実施及び調査方法における郵送の活用について」とする通知を発出し、状況に応じて調査票の配布及び回収に当たって郵送を活用できるよう措置したことを周知するとともに、地域の実情に応じて調査方法を工夫してもらうよう要請した。

第七章 統計150年

1 統計150年記念式典

令和4年12月7日、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、松本剛明総務大臣のほか国、地方公共団体、関係団体、統計調査員等の統計関係者が一堂に会して、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて統計150年記念式典を開催した。この式典は、明治4（1871）年に統計局の前身である政表課が太政官正院に設置されてから令和3（2021）年で150年となることを記念し、統計の重要性を改めて確認し、国民の皆様に統計に対する理解を深めていただくとともに、先人のこれまでの努力、業績に思いを致すことを目的として開催したものである。

式典では、総務大臣の式辞の後、秋篠宮皇嗣殿下からおことばを賜った。秋篠宮皇嗣殿下は、統計が合理的な意思決定を行うための基盤として、広く生活の向上や社会経済の発展に寄与してきたこと、統計の数値が誰もが利活用できる国民共有の財産になっていることに触れられ、「このような統計調査は、統計調査員をはじめとする多くの関係者によって支えられております。」と統計作成に携わる関係者の労苦をねぎらわれるとともに、「これからも、社会の重要な情報基盤である統計が一層充実し、さらに発展していくことを祈念」していると述べられた。

その後、統計調査功績者への表彰や大内賞の授与、受賞者代表の決意表明が行われ、式典は厳粛な中にも盛会のうちに幕を閉じた。

なお、この式典は、当初令和3年の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、1年延期することとしたものである。

また、これまでの統計の発展の歴史を年表により振り返り、写真・図表を交えて分かりやすく記述した小冊子「統計150年の歩み」を作成し、この式典の参加者に配布するとともに、広く国民の皆様に統計への興味をもち、理解を深めていただくため、統計局ホームページに「統計150年の軌跡をたどる」と題した特設コーナー^{（注）}を設けた。さらに、統計150年の歴史を詳述した「統計百五十年史」を作成し、令和6年3月に刊行した。

2 統計博物館

統計150年を記念して、令和4年1月に統計資料館を「統計博物館」と改称し、統計の発展に貢献した偉人パネルの増設、分かりやすく見やすい年表への更新、シアタールーム、体験コーナー、特設展示ブースの新設等を行って、展示内容を更に充実させた。

（注） 「統計の偉人たち」「人物相関図」「統計史料」「年表」「マンガで紐解く統計の歴史」「統計の歴史トリビア」「総務省統計局ムービー」「150年の歩み」「統計博物館のご案内」の9項目から構成している。

第二編 各 論

第一部 統計の総合調整機能の展開

第一章 統計機構の推移

第一節 中央統計機構の推移

昭和21年7月に設置された統計制度改善に関する委員会は、統計委員会が統計制度の産婆役となることを期待した。事実、中央統計機構の中核としての統計委員会が21年12月に設置された後、その牽引によって中央統計機構の整備が進められ、22年から23年にかけて、中央省庁の統計部局は、いずれも著しくその規模を拡大した。すなわち、22年5月3日に総理庁統計局（24年6月1日からは総理府統計局）が設置されたほか、22年4月1日に農林省に統計調査局が、6月19日に商工省に調査統計局が、9月1日に労働省に労働統計調査局が設置され、厚生省には23年8月7日に予防局衛生統計部（24年6月1日からは大臣官房統計調査部）が、大蔵省には24年6月1日に大臣官房調査部（27年8月1日からは大臣官房調査課に改組）が設置された。その他の諸官庁においても、ほとんどが統計専管課を持つに至った。そして、これらの統計部局長には、いずれも統計専門家の就任をみたことは、いかにも統計の新時代の到来を象徴していた。

これに先立ち、21年8月12日に経済安定本部が発足し、物価に関する事項を担当する第五部が置かれたが、9月9日になって、物価に関する事務の所掌は、経済安定本部と同時に設置されていた物価庁に一元化された。そして、10月1日には「臨時物資需給調整法」（昭和21年法律第32号）が公布、施行された。

この間、連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied）の指令等によって、22年9月、人口動態調査（指定統計第5号）が総理庁統計局から厚生省に移管され、また、23年9月、毎月勤労統計調査（指定統計第7号）が同じく総理庁統計局から労働省に移管され、さらに、これらより先の22年4月1日には、食料事情の緊迫化に対応して、作物統計の新機構として、都道府県の区域ごとに作物報告事務所が農林省に新設されるなどの動きがあった。作物報告事務所は、その後、25年4月28日に名称を統計調査事務所と変えて、農林省の統計専管地方支分部局としての役割を果たすこととなった。

こうして、各省庁において拡充強化された統計部局によって、既存の統計調査については改善が図られ、また、新たな統計調査も実施されるようになったが、この間に各省庁内

部の政策部局で分散して行われていた統計業務のうち特に基本的な統計については、漸次統計部局に集中されるという方向をたどった。

このように、22年から23年にかけて、中央各省庁の統計機構の拡充は、かつてない速さと規模において行われたが、やがてそれは24年の行政機構刷新審議会の答申（2月10日）に基づく機構改革によって整理過程に入り、統計専管部局は、総理府統計局を別として、農林省統計調査局が農業改良局統計調査部（6月1日）と、商工省調査統計局が通商産業省大臣官房調査統計部（5月25日）と、労働省労働統計調査局が大臣官房労働統計調査部（6月1日）となり、その全てが「部」となった。

その後、27年から令和4年に至るまでの間に、各省庁統計機構には、表1のような動きがあった。

表 1 各省庁統計機構の動き

昭和27年 4 月 8 月	物価庁が廃止され、経済安定本部の内局として、物価及び生計費の調査及び統計に関する業務を所掌する物価局が設置された。
	農林省農業改良局統計調査部が農林経済局統計調査部となった。
	経済安定本部が廃止され、総理府の外局として経済審議庁が発足し、調査部が設置された。
	統計委員会が廃止され、その機能を行政管理庁に新たに設置された統計基準部が引き継いだ。また、総理府統計局では、従来の人口部、経済部及び製表部の3部制が調査部及び製表部の2部制に改められた。
30年 7 月	経済審議庁が経済企画庁に改称された。
32年 8 月	経済企画庁調査部が調査局に昇格した。
38年 4 月	運輸大臣官房に統計調査部が設置された。
43年 6 月	行政機構改革（いわゆる一省庁一局削減）により、行政管理庁の統計基準局と行政管理局が統合されて新しい行政管理局となり、この局に法律に直接規定される総括整理職として新たに統計主幹が置かれた。
45年 6 月	農林省の地方支分部局である統計調査事務所（北海道を除く。）が地方農政局に移管され、地方農政局所在地の統計調査事務所は統計調査部、その他の事務所は地方農政局統計調査事務所に改組された。
46年 5 月	運輸大臣官房統計調査部が情報管理部に改称された。
47年 7 月 12月	労働大臣官房労働統計調査部が統計情報部に改称された。
	農林省農林経済局統計調査部が統計情報部に改称された。
53年 7 月	農林省が農林水産省に改称されたことを受けて、農林経済局統計情報部が経済局統計情報部に改称された。

昭和59年 7 月	総務庁設置により、行政管理庁行政管理局の統計主幹と総理府統計局を併せ、総務庁統計局となった。また、総理府統計局製表部は、施設等機関として、総務庁統計センターになり、統計研修所が附置された。
	運輸省に運輸政策局が新設されたことを受けて、大臣官房情報管理部が同局に移管された。
60年 5 月	大蔵省に財政金融研究所が新設され、情報システム部が設置された。
平成 8 年12月	厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所が統合されて国立社会保障・人口問題研究所が設立された。
13年 1 月	中央省庁等再編により、総務庁統計局、統計センター及び統計審議会が総務省へ、経済企画庁は内閣府へ、厚生省大臣官房統計情報部は厚生労働省大臣官房統計情報部へ、通商産業省大臣官房調査統計部は経済産業省経済産業政策局調査統計部へ、運輸省運輸政策局情報管理部は国土交通省総合政策局情報管理部へ、それぞれ移行する等の改組が行われた。
15年 4 月	総務省統計センターが独立行政法人化し、独立行政法人統計センターが設立された。
7 月	農林水産省大臣官房統計情報部が統計部に改称された。
17年 8 月	総務省統計局統計基準部が、総務省政策統括官（統計基準担当）に改組された。
19年10月	総務省統計審議会が内閣府統計委員会に改組された。
20年10月	国土交通省総合政策局が改組され情報管理部が廃止された。
23年 7 月	経済産業省経済産業政策局調査統計部が大臣官房調査統計グループに改組された。
9 月	農林水産省の地方農政局及び地方農政事務所に置かれていた統計・情報センターは、地方農政事務所の廃止とともに廃止され、地域センターに再編された。
27年 4 月	独立行政法人統計センターが、特定法人から行政執行法人に改組された。
28年 4 月	内閣府統計委員会が総務省に移管された。
6 月	厚生労働省大臣官房統計情報部が厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）に改組された。
29年 4 月	総務省統計研修所が、総務省統計研究研修所に改組された。
令和 3 年 7 月	総務省政策統括官（統計基準担当）が総務省政策統括官（統計制度担当）に改称された。

第二節 地方統計機構の推移

1 地方統計機構整備要綱の制定

終戦直後の地方における統計機構は、混乱を極めたものであった。独立した統計主管課を置いていた府県は少なく、多くの府県においては、統計事務は総務課、庶務課、地方課又は文書課の一隅で処理されていた。そして、実施する統計調査は国の命令に基づくものが多かったにもかかわらず、職員の人件費の60%以上は県費による負担であり、残余が国費の負担であるにすぎなかった。事務に従事する人員も僅少であって、一都道府県当たり24人程度であり、この程度の人員では、手作業が中心であった当時、国の要求に基づく調査さえ十分に消化し得ない状況にあった。市町村に至っては、更に厳しい状況にあり、あらゆる調査が錯綜して集中する扇の要の位置にあるにもかかわらず、統計事務職員の人件費については国は全く顧慮するところがなかった。

しかし、昭和21年10月21日の統計制度改善に関する委員会の「統計制度改善に関する件答申」において、地方については、各都道府県に統計課を置いて各種統計の実査に当たらせるとともに、集計及び速報機能を整備し、市町村に統計課又は専任の統計主任を置くこと、そして、国の必要によって行う調査の経費は全額国庫が負担すること、とされたことを契機として、次第に具体的な改善策が検討され始めた。また、統計委員会が第92回帝国議会に提出した統計法案は、22年3月6日に貴族院で、3月17日に衆議院で原案どおり可決され、成立したのであるが、衆議院においては各派共同提案として「統計改善発達のためには、地方における統計制度の刷新機構の拡充を急速に実現することが特に重要である。政府はこの点に遺憾なきを期せられたい。」との附帯決議が行われた。

このような経緯を踏まえ、約半年に及ぶ統計委員会と関係各省との折衝を経て、22年7月11日、政府は、「地方統計機構整備要綱」の閣議決定を行った。

○地方統計機構整備要綱（昭和22年7月11日閣議決定）

二 方針

- (1) 国の必要に基づいて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- (2) これがため、地方に、統計官及び全額国費支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わしめる。
- (3) 右の機能充実によつて地方集計の範囲を拡大し、製表事務を敏速ならしめ、調査結果の地方行政における利用価値を高める。

三 要領

（一）統計官の配置

- (1) 各都道府県に地方事務官又は地方技官たる統計官（差当りは統計事務に従事する専任の官吏）を置く。
 - (2) 都道府県における統計官の任免は、二級官吏については内閣総理大臣が行い、三級官吏については都道府県知事がこれを行うこととするも、統計事務の特殊性に鑑み、統計委員会が必要に応じ意見を述べるができるものとし、あわせて中央、地方及び地方相互間の人事の交流を可能ならしめる。
 - (3) 統計官の直接の指揮監督は、都道府県知事がこれに当り各統計調査の事務に関してはその主管大臣が都道府県知事を通じて、これを指揮監督する。
- (二) 市区町村統計専任職員の配置
- (1) 市区町村に全額国費負担の統計専任吏員（市区においては統計主事及び統計主事補、町村においては統計書記という。）を置き、国の行う各種統計調査の事務並びに統計調査員の指導に当たらしめる。

この案は閣議決定後即座に実施に移される予定であったが、実施の直前において、地方自治の原則と整合しないとの理由でGHQが異議を唱え、都道府県に国家公務員の配置ができなくなった。結局、地方統計機構には、地方公務員を配置することとして、22年中途から再出発することとなり、取りあえず、22年7月及び8月には、地方統計機構整備要員として都道府県に1,715人、市に1,200人の全額国庫負担の統計職員を置くこととした。そのために必要な経費は予備費から支出され、臨時国勢調査地方補助金に含めて交付された。さらに、同年9月には、都道府県に対しては、統計局及び内務省が調査ごとにその経費の一部又は全部を負担していた職員を統合し、それに若干の増員を行って合計1,472人を増員することとし、経費は予備費から支出された。また、町村に対しては各1人の国庫負担統計専任職員（合計10,300人）が、市に対しては人口2万人について2人の国庫負担統計専任職員（300人）が配置された。次いで同年10月には、従来民間の統制団体がデータを収集し、GHQが作成していた各種の生産動態調査が、統制団体の解散に伴って商工省に移管され、都道府県を通じて実施されることとなったことから、そのための要員として1,564人が新たに都道府県に追加配置された。23年度からは商工省及び文部省所管の調査関係要員として、更に279人が配置され、結局、都道府県統計主管課に配置された国庫負担の統計専任職員は合計5,030人となった。市町村に対しては、23年度には11,500人の職員が配置された。

2 地方統計機構の変遷

「地方財政法」（昭和23年法律第109号）では、国庫負担地方職員を設置することができるとされていたが、昭和25年4月に「地方財政平衡交付金法」（昭和25年法律第211号）が施行され、その附則第15項において、国庫負担地方職員は25年度限りで停止して、それらの職員の経費は、地方財政平衡交付金の制度で措置することとされた。

この結果、国庫負担地方職員の大部分は国が直接その経費を負担することをやめ、地方財政平衡交付金の制度に吸収されることになったのであるが、地方統計機構に関しては、市町村職員がこの制度に吸収され、都道府県の職員は従前どおり国がその経費を直接負担することとなった。

このように整備された都道府県統計専任職員も、24年度から行政整理に伴う定数の削減が行われ、27年度には3,714人に減少し、更にその後29年度に186人の、30年度に111人の、32年度に184人の、それぞれ削減により、32年度には3,233人となり、この定数は以後42年度までの約10年間続いた。その後、43年度から令和元年度の間においては13次にわたり国家公務員の定員削減計画に準じて定数の削減が行われ、13次目の削減計画の最終年度に当たる元年度の定数は1,635人となったが、この削減計画期間（平成27年度から令和元年度まで）中の平成30年度には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）で求められた、地域の実情に応じた調査手法・審査方法の見直し・高度化を支援するための要員として、地方統計機構として初めての増員5人が試行的に認められている。引き続き令和2年度から6年度にかけて国家公務員の14次目の定員削減計画が実施されているが、この間の地方統計機構の定数削減については、従来の国家公務員の削減率を機械的に適用する方法ではなく、業務の実態を踏まえて計画的に取り組むこととしており、計画期間初年度の2年度は商業動態統計調査及び生産動態統計調査の調査手法が変更されることを念頭に10人を削減した。一方、都道府県において統計調査員による不正又は不適切な調査事案が発生していたことから、統計調査員の管理体制強化を図るための体制整備が緊急的に必要な都府県に9人の増員が認められ、2年度の定数は1,634人となっている。

次に、市町村の統計担当職員について見ると、昭和25年4月から、その経費については地方財政平衡交付金制度に吸収された結果、市町村統計担当職員は、23年当時置かれていた1万1,500人から、45年度には9,469人に減少した。その後、58年度以降平成16年度まで1万2,000人前後で推移したが、専任職員、兼任職員別に見ると専任が2割、兼任が8割となっている。17年度以降、厳しい財政事情から、地方公共団体における行財政改革が進められ、令和3年度は8,646人（専任1,506人（17.4%）、兼任7,140人（82.6%））となっている。ほとんどの市町村において統計専担の課は置かれておらず、総務、広報、選挙等の業務を実施している課の職員が統計業務を担当しているという状況にある。なお、統計を担当している課の状況を見ると、平成31年4月において、統計専担の係を設置しているのは1,741市町村のうち僅か302市（17.3%）となっている。

表 2 都道府県統計専任職員定数の推移

(単位：人)

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
昭和22～23	5,030		
24	4,345	△ 685	欠員率を基にした国の行政整理
25	3,910	△ 435	国の行政整理
26			
27	3,714	△ 196	国の行政整理
28			
29	3,528	△ 186	} 国の10%行政整理（昭和29年度）に伴い、地方統計職員も 29、30年の2年分に分けて8%の削減
30	3,417	△ 111	
31			
32	3,233	△ 184	国庫補助職員全体の削減の一環
33～42			
43	3,201	△ 32	} 第1次定員削減 5%（昭和43～46年度） 161人
44	3,158	△ 43	
45	3,115	△ 43	
46	3,072	△ 43	
47	3,094	22	} 沖縄復帰に伴う増73人、 第2次定員削減 5%（昭和47～49年度） 153人
48	3,043	△ 51	
49	2,992	△ 51	
50	2,957	△ 35	} 第3次定員削減 2.4%（昭和50～51年度） 71人
51	2,921	△ 36	
52	2,898	△ 23	} 第4次定員削減 2.4%（昭和52～54年度） 69人
53	2,875	△ 23	
54	2,852	△ 23	
55	2,829	△ 23	} 第5次定員削減 1.68%（昭和55～56年度） 47人
56	2,805	△ 24	
57	2,777	△ 28	} 第6次定員削減 5%（昭和57～61年度） 140人
58	2,749	△ 28	
59	2,721	△ 28	
60	2,693	△ 28	
61	2,665	△ 28	} 第7次定員削減 5%（昭和62～平成3年度） 133人
62	2,638	△ 27	
63	2,611	△ 27	
平成元	2,584	△ 27	} 第8次定員削減 4.52%（平成4～8年度） 114人
2	2,558	△ 26	
3	2,532	△ 26	
4	2,509	△ 23	
5	2,486	△ 23	} 第9次定員削減 3.31%（平成9～12年度） 80人
6	2,463	△ 23	
7	2,440	△ 23	
8	2,418	△ 22	
9	2,398	△ 20	}
10	2,378	△ 20	
11	2,358	△ 20	
12	2,338	△ 20	

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
13	2,314	△ 24	定員削減 5.09%（平成13～17年度 10次） 119人
14	2,290	△ 24	
15	2,266	△ 24	
16	2,242	△ 24	
17	2,219	△ 23	
18	2,146	△ 73	新たな定員削減（17～21年度で10%225人を削減 11次）
19	2,103	△ 43	
20	2,060	△ 43	
21	2,017	△ 43	
22	1,956	△ 61	
23	1,839	△ 117	新たな定員削減（平成22～26年度で10%以上 202人以上 12次）
24	1,839	0	
25	1,811	△ 28	
26	1,811	0	
27	1,775	△ 36	
28	1,739	△ 36	新たな定員削減（平成27～31年度で10%以上 181人以上 13次） ＜削減36 増員 5＞
29	1,702	△ 37	
30	1,671	△ 31	
令和元	1,635	△ 36	
2	1,634	△ 1	
3	1,625	△ 9	新たな定員削減 ^(注) （令和2～令和6年度 14次）
4	1,617	△ 8	

（注） 統計専任職員の定数については、合理化を従前の延長で機械的に行うのではなく、調査方法等の変更等の実情に応じた削減等を実施

表3 市町村統計職員数及び専任・兼任別推移

(単位：人)

年度	総数	左の内訳		割合(%)		年度	総数	左の内訳		割合(%)	
		専任	兼任	専任	兼任			専任	兼任	専任	兼任
昭和58年度	12,199	2,359	9,840	19.3	80.7	平成15年度	11,984	1,495	10,489	12.5	87.5
59	11,179	2,381	8,798	20.7	79.3	16	12,091	1,705	10,386	14.1	85.7
60※	12,125	2,562	9,563	21.1	78.9	17※	10,699	2,047	8,652	19.1	80.9
61	12,161	2,352	9,809	19.3	80.7	18	8,421	1,503	6,918	17.8	82.2
62	12,693	2,199	10,494	17.3	82.7	19	8,159	1,340	6,819	16.4	83.6
63	12,272	2,135	10,137	17.4	82.6	20	8,085	1,283	6,802	15.9	84.1
平成元	12,271	2,281	9,990	18.6	81.4	21	8,284	1,462	6,822	17.6	82.4
2※	12,592	2,452	10,140	19.5	80.5	22※	8,634	1,774	6,860	20.5	79.5
3	12,328	2,176	10,152	17.7	82.3	23	8,082	1,529	6,553	18.9	81.1
4	11,936	2,066	9,870	17.3	82.7	24	7,924	1,215	6,709	15.3	84.7
5	12,151	2,085	10,066	17.2	82.8	25	8,068	1,199	6,869	14.9	85.1
6	12,157	2,135	10,022	17.6	82.4	26	8,310	1,457	6,853	17.5	82.5
7※	12,778	2,416	10,362	18.9	81.1	27※	9,216	1,981	7,235	21.5	78.5
8	12,265	2,088	10,177	17.0	83.0	28	8,327	1,352	6,975	16.2	83.8
9	12,083	1,962	10,121	16.2	83.8	29	8,135	1,182	6,953	14.5	85.5
10	11,969	1,808	10,161	15.1	84.9	30	7,859	1,180	6,679	15.0	85.0
11	12,035	1,735	10,300	14.4	85.6	令和元	8,364	1,413	6,951	16.9	83.1
12※	12,281	2,002	10,288	16.3	83.8	2※	9,268	2,020	7,248	21.8	78.2
13	12,118	1,722	10,396	14.2	85.8	3	8,646	1,506	7,140	17.4	82.6
14	12,035	1,636	10,399	13.6	86.4						

(注1) 各年度4月1日現在

(注2) ※印の年度は国勢調査実施年度を示す。

3 都道府県統計専任職員の範囲の拡大等

(1) 兼務職員の取扱い

都道府県統計専任職員は、総務庁の定めた「統計調査事務地方公共団体委託費取扱要綱」（以下「要綱」という。）により、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）の規定に基づく条例で定められた定数の範囲内の職員であり、かつ、統計主管課に配置された職員であることを要件としている。

しかしながら、都道府県の中には事務の効率化を図るため、統計主管課が置かれている局の筆頭課等が局内各課の管理部門の庶務、経理等の事務を一括して処理するために各課から要員を徴集するところが出てきた。このように、統計主管課において処理すべき管理部門の事務を統計専任職員が局の筆頭課に兼務する形態で処理することとなった場合、統計専任職員の要件を満たさないこととなる。

このため、要綱の解釈運用についての通知（昭和60年5月20日総統企第162号）により、事務の集中管理等によって、統計主管課において処理すべき庶務、経理等の事務が他部課に属することに伴い、当該他部課に兼務することとなった職員については、総務庁長官の認定を受けた場合に限り、統計専任職員とみなすこととした。

(2) 再任用短時間勤務職員の取扱い

平成25年3月26日に、「国家公務員の雇用と年金の接続について」が閣議決定され、定年退職する職員のうち、再任用を希望する職員については、再任用することにより雇用と年金を確実に接続することとされた。

この閣議決定を受け、総務省は、「地方公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月29日総行高第2号）を発出して、地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請した。

これによると、条例で定める定数内の職員であるフルタイムの再任用職員は統計専任職員の対象となったが、非常勤の再任用短時間勤務職員は、要綱第3条の「条例で定められた定数の範囲内の職員」という要件を満たさないため、統計専任職員の対象外となっていた。

しかしながら、再任用短時間勤務職員であっても国が委託する統計調査事務を行っている場合、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の規定により、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わないこととされている。このことから、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）において、都道府県の実情や意見も踏まえ、統計調査事務地方公共団体委託費の運用を見直すことが求められた。総務省は、都道府県との調整を経て、「統計専任職員配置に係る運用について（通知）」

（平成29年4月1日総統企第60号）を発出して、再任用短時間勤務職員についても、都道府県として組織的に人事管理し、かつ、「再任用短時間勤務職員配置計画書」により総務省政策統括官（統計基準担当）の承認を得た場合に限り、統計専任職員とみなすことができることとした。

(3) 事務補助職員の設置

都道府県統計主管課には、従来から、統計専任職員のほかに、都道府県によって呼称は異なるが、定数条例外の非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）が置かれている。この非常勤職員の賃金は、原則、当該職員が担当する統計調査の委託費から支給することとされており、統計専任職員配置費（物件費）から賃金の支給ができるのは、統計主管課の管理業務を担当する非常勤職員に限定していた。

しかしながら、統計専任職員は、国家公務員に準じた厳しい定員管理下に置かれている中、統計調査を取り巻く環境は厳しさを増しており、その業務負担は年々大きくなってきている。これを少しでも改善し統計調査の円滑な実施と効率化を図るため、平成28年度予算要求において、統計専任職員が行う業務全体の周辺部分を弾力的、かつ横断的に補助する非常勤職員を設置する経費を統計専任職員配置費の物件費で要求し、36人の設置が認められた。この新たに設置する非常勤職員は、特定の担当業務を持たず、統計主管課の業務の繁忙状況に応じて、事務補助が必要な事務を弾力的、かつ横断的に補助することを目的に、特別に設置が認められたものであることから、従来の非常勤職員とは厳格に区分して

管理することが設置の条件とされた。このため、新たに設置した非常勤職員の呼称は、予算上、「事務補助職員」として非常勤職員と区別し、その運用に当たっては、事務補助職員の実配置数は予算定数の範囲内で管理し、配置に係る経費は統計専任職員配置費の物件費の中で他の経費と区分して経理することとするとともに、平成28年3月30日付けで要綱に第3条の2「事務補助職員は、専任職員を補助するため、大臣が、毎年度、必要に応じて配分する物件費により、知事が配置する賃金職員とする。」を追加した。

なお、非常勤職員の給与（賃金）は物件費から支給されていたが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）により会計年度任用職員制度が成立し、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、一般職の非常勤の職員の呼称は「会計年度任用職員」に統一され、その給与は常勤職員と同様に人件費から支給されることとなった。これに対応するため、同年3月30日付けで要綱を改正し、事務補助職員（会計年度任用職員）の給与は統計専任職員配置費（人件費）から支給することとしたほか、事務補助職員とは別に、統計主管課の管理業務を補助する会計年度任用職員を配置するため、統計専任職員配置費の物件費を人件費へ流用する場合については、総務省統計局長の承認を要しないものとした。

第二章 統計審議会及び統計委員会の活動

統計審議会は、官庁統計に係る常設の諮問機関として、昭和27年8月1日、「行政管理庁設置法」（昭和23年法律第77号）に基づき、行政管理庁の附属機関として設置され、総務庁発足後は、「総務庁組織令」（昭和59年政令第181号）に基づき総務庁に置かれる審議会（「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）の8条機関）となった。

平成13年1月、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化の一環で、統計審議会は法令により定められた必要的付議事項を調査審議する「法施行型審議会」となった。また、総務省の発足により総務大臣の諮問機関となった。

19年5月、「統計法」（昭和22年法律第18号）が全部改正されたことを受け、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報としての公的統計の体系的かつ効率的な整備等を図るため、10月1日、内閣府に統計委員会が設置されたことに伴い、統計審議会は廃止された。

次いで28年4月、内閣府・内閣官房のスリム化の一環として、統計委員会は、総務省に移管された。

30年6月、統計改革の一環として、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（平成30年法律第34号）が公布され、統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する勧告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置くといった統計委員会の機能強化等が図られることとなった。

統計委員会は、統計に関する基本的事項、基本計画の案、基幹統計調査の変更など統計法に定める事項に関する調査審議を行うこと、基本計画の実施状況に関し総務大臣等に勧告すること、関係大臣に必要な意見を述べることなど、公的統計において重要な役割を担っている。

第一節 統計審議会

昭和27年8月に設置された統計審議会は、行政管理庁長官の諮問に応じ、統計調査の審査、基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に関する重要事項を調査審議して答申を行うとともに、必要に応じてこれらの事項について長官に建議できることとなっていた。

その後、統計審議会は、平成11年4月に中央省庁等改革の一環として行われた「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、法令により審議会等への必要的付議が定められている事項についてのみを審議事項とする「法施行

型審議会」の一つとなり、13年1月の中央省庁等改革に伴う総務省発足とともに新たな委員が任命され、「総務省組織令」（平成12年政令第146号）に基づく審議会（国家行政組織法の8条機関）として引き続き活動することとなった。

1 統計審議会の組織

統計審議会の組織は、「統計審議会令」（昭和27年政令第296号）により定められており、委員は18人で、次に掲げる者のうちから、内閣総理大臣が任命することとされていた。

①統計に関し学識経験のある者 7人

②行政機関及び都道府県の統計主幹部局を代表する者 7人

③統計の利用者を代表する者 4人

①又は③に該当する委員の任期は、2年となっており、再任されることができた。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となっている。

なお、委員数については、当初は17人であったが、昭和37年7月から、行政機関及び都道府県の統計主管部局を代表する委員1人が増員（運輸大臣官房統計調査部の新設に伴い、同部長の職にある者が委員となった。）された結果、18人となった。

平成13年1月、法施行型審議会へ移行した後の委員は、学識経験者のみで構成され、人数は11人以内で総務大臣が任命することとされた。

なお、会長は委員の互選によって定められた。

また、委員のほか、統計審議会には、専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができることとされており、関係行政機関の職員及び統計に関し学識経験のある者のうちから内閣総理大臣により任命され、部会の調査審議に参加した。

さらに、統計審議会には部会を置くことができるとされており、部会は、調査審議する必要がある事案を分担する常設部会とその他の事案を分担する臨時部会から構成され、その編成については、「統計審議会会議内規」（昭和27年統計審議会決定）に定められていた。昭和45年1月の統計審議会において、会長から「現在、統計審議会には23の部会があるが、中には活動していないものもあり、運営上問題があると考えるので、部会をまとめて広範囲に審議できる方向で編成替えをするよう検討してはどうか」という旨の発言があり、3月の統計審議会において部会の編成替えに関する小委員会の審議結果が報告され、了承された。

この部会の再編により、45年4月には常設部会は8となったが、その後、調査方法部会が、6部会に分化し、48年1月には13の常設部会が置かれることとなった。

その後、統計審議会は、中央省庁等改革の一環として行われた各種審議会の整理合理化において、法令により審議会等への必要的付議が定められている事項のみを審議事項とする「法施行型審議会」の一つとして位置付けられたことに伴い、平成13年1月には常設部会は7に縮減した。

表 1 常設部会の変遷

昭和45年 4 月（8）	昭和48年 1 月（13）	平成13年 1 月（7）
統計開発部会		—
統計制度部会		—
調査方法部会	人口・労働統計部会	
	農林水産統計部会	
	鉱工業・建設統計部会	
	運輸・流通統計部会	
	国民生活・社会統計部会	
	調査技術開発部会	—
企業統計部会		
分類部会		産業分類部会
経済指標部会		—
国民経済計算部会		—
情報処理部会		—

2 統計審議会の活動状況

統計審議会は、発足以降、統計の整備、統計制度の改善発達に多大な貢献をし、行政管理庁長官、総務庁長官又は総務大臣が行った諮問は321件、それに対して統計審議会が行った答申は339件であった。

また、法施行型への移行前に行われた建議は表 2 の 6 件であった。

表 2 統計審議会（法施行型移行前）の建議

建議番号	建議内容	建議年月日
第 1 号	中小企業に関する統計の整備について	昭和31年 7 月 27 日
第 2 号	統計調査員の手当の増額について	34年 9 月 1 日
第 3 号	市町村統計機構の強化について	35年12月16日
第 4 号	統計調査員の報酬の増額について	36年 9 月 29 日
第 5 号	「統計の日」の制定について	48年 1 月 19 日
第 6 号	今後の統計行政の進め方について	59年 4 月 27 日

統計審議会は、法施行型移行前は、統計審議会令に基づき、毎月 1 回定例会議を開催することとされていたほか、会長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の要求があったときは、臨時に開催できることとされていた。法施行型移行後は、法令上の規定はなくなったが、おおよそ毎月 1 回の頻度で定例会議が開催された。

第二節 統計委員会

1 統計委員会の設置

平成16年、内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会などで統計改革の議論が開始され、18年には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年 7 月 7 日閣議決定）において、「統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮

称)として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出する」と定められた。

19年5月には「「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ」という基本理念の下に「統計法」が全部改正された。そして、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報としての公的統計の体系的かつ効率的な整備等を図るため、10月1日、内閣府に「統計委員会」が設置された。

2 総務省への移管

内閣官房・内閣府は、内閣機能強化の観点から年々その充実が図られ重要な役割を果たしてきたが、他方で、その組織・業務が増大するとともに、内閣府特命担当大臣も増員されて指揮命令系統が複雑化し、国会審議上の課題も指摘されていた。

与党の自由民主党では、内閣府の肥大化に対する党内の批判を背景に、平成26年1月、内閣府の所管業務の整理・縮小について検討することを決定した。当初は内閣府のみを対象としていたが、同党行政改革推進本部は、同年5月から内閣官房をも含めた検討を開始し、中央省庁等再編後に内閣官房・内閣府に追加された事務を中心に検討を行い、26年11月、その結果を提言として取りまとめた。その後、自由民主党と連立を組む公明党との協議が行われ、27年1月、両党の行政改革推進本部は合同で「内閣官房・内閣府のスリム化について」と題する提言を安倍晋三内閣総理大臣に申し入れた。この提言においては、内閣官房の四つの事務を廃止し、六つの事務を内閣官房から内閣府へ移管・一元化すること、10の事務を内閣府から他省庁へ移管すること、各省が国政全体の観点を踏まえた一定の総合調整機能が果たせるような制度を構築すること等が求められていた。

一方、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、内閣官房・内閣府について、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、組織、仕組みの効率化・見直しを進める方針を明らかにしていた。

自由民主党及び公明党からの提言を受け、政府は、行政改革推進会議の了承を得た上で、27年1月、「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」を閣議決定し、第189回国会に国家行政組織法等の改正案を提出した。この法案は7月7日に衆議院本会議において、9月4日に参議院本会議において可決されて成立し、同月11日に公布された（「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号））。この改正は、①個別事務の移管、②各省等への総合調整機能の付与を主な内容とし、国家行政組織法、内閣府設置法、各省等設置法等の改正から構成されているが、その中で、28年4月から統計委員会の事務、情報公開・個人情報保護審査会の事務及び官民競争入札等監理委員会の事務の三つの事務が総務省に移管されることとされた。

このうち、統計委員会については、19年の統計法の全部改正の際、公的統計の整備に関する「司令塔機能」を発揮するために内閣府に設置されたが、発足から7年余が経過し、

「司令塔」としての役割が定着したことから、統計行政を所管し、統計委員会の業務とも関連が深く、内閣及び内閣総理大臣を補佐・支援する体制を強化する役割を担っている総務省に移管することとされたものである。

なお、統計委員会は総務大臣から諮問を受けるほか、内閣総理大臣からも国民経済計算について諮問を受けることから、統計委員会の委員は、総務省移管後も引き続き内閣総理大臣が任命することとされた。

3 統計委員会の組織

(1) 委員長及び委員等

統計委員会の組織は、「統計法」（平成19年法律第53号）により定められており、委員は13人以内で、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

委員の任期は2年で、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とされている。

委員長は、委員の互選によって選任され、会務を総理し、委員会を代表する。

表3 統計委員会委員長の就任・退任状況（令和4年3月）

委員名	就任年月日	退任年月日
竹内 啓	平成19年10月5日	平成21年9月30日
樋口 美雄	21年10月30日	23年10月13日
	23年10月21日	26年1月31日
西村 清彦	26年2月17日	27年10月13日
	27年10月26日	29年10月13日
	29年10月16日	令和元年10月13日
北村 行伸	令和元年10月13日	2年6月30日
	2年7月1日	3年10月13日
椿 広計	3年10月20日	(在任中)

表4 統計委員会委員の就任・退任状況（令和4年3月）

委員名	就任年月日	退任年月日	在任期間
阿藤 誠	平成19年10月1日	平成23年10月13日	4年0か月
井伊 雅子	19年10月1日	23年10月13日	4年0か月
大沢 真知子	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
大守 隆	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
佐々木 常夫	19年10月1日	23年10月13日	4年0か月
竹内 啓	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
出口 弘	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
野村 浩二	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
廣松 毅	19年10月1日	27年10月13日	8年0か月
舟岡 史雄	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
門間 一夫	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
吉川 洋	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月
美添 泰人	19年10月1日	21年9月30日	2年0か月

委員名	就任年月日	退任年月日	在任期間
縣 公 一 郎	21年10月14日	25年10月13日	4 年 0 か月
安部 由起子	21年10月14日	25年10月13日	4 年 0 か月
宇賀 克也	21年10月14日	23年10月13日	2 年 0 か月
首藤 恵	21年10月14日	23年10月13日	2 年 0 か月
椿 広 計	21年10月14日 令和元年10月14日	25年10月13日 (在 任 中)	4 年 0 か月 (在 任 中)
津谷 典子	平成21年10月14日 令和元年10月14日	27年10月13日 (在 任 中)	6 年 0 か月 (在 任 中)
樋口 美雄	平成21年10月14日	26年 1 月31日	4 年 3 か月
深尾 京司	21年10月14日	26年 1 月31日	4 年 3 か月
山本 拓	21年10月14日	23年10月13日	2 年 0 か月
川本 裕子	23年10月14日	25年10月13日	2 年 0 か月
北村 行伸	23年10月14日	令和 3 年10月13日	10年 0 か月
西郷 浩	23年10月14日	元年10月13日	8 年 0 か月
白波瀬 佐和子	23年10月14日	元年10月13日	8 年 0 か月
竹原 功	23年10月14日	平成25年10月13日	2 年 0 か月
中村 洋一	23年10月14日	令和 3 年10月13日	10年 0 か月
川崎 茂	25年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
黒澤 昌子	25年10月14日	平成27年10月13日	2 年 0 か月
中山 弘子	25年10月14日	27年10月13日	2 年 0 か月
野呂 順一	25年10月14日	令和 2 年 6 月30日	6 年 8 か月
前田 栄治	25年10月14日	平成27年10月13日	2 年 0 か月
中島 隆信	26年 2 月17日	26年12月31日	0 年10か月
西村 清彦	26年 2 月17日	令和元年10月13日	5 年 8 か月
宮川 努	27年 5 月28日	3 年10月13日	6 年 5 か月
河井 啓希	27年10月14日	元年10月13日	4 年 0 か月
清原 慶子	27年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
嶋崎 尚子	27年10月14日	3 年10月13日	6 年 0 か月
関根 敏隆	27年10月14日	元年10月13日	4 年 0 か月
永瀬 伸子	27年10月14日	元年10月13日	4 年 0 か月
岩下 真理	令和元年10月14日	3 年10月13日	2 年 0 か月
神田 玲子	元年10月14日	3 年10月13日	2 年 0 か月
佐藤 香	元年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
白塚 重典	元年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
伊藤 敦子	2 年 7 月 1 日	3 年10月13日	1 年 3 か月
秋池 玲子	3 年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
伊藤 恵子	3 年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
菅 幹 雄	3 年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
櫛 浩 一	3 年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
福田 慎一	3 年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
松村 圭一	3 年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)
村上 由美子	3 年10月14日	(在 任 中)	(在 任 中)

(注) 第1期の委員の任期は、平成19年10月 1日～平成21年 9 月30日
第2期の委員の任期は、平成21年10月14日～平成23年10月13日
第3期の委員の任期は、平成23年10月14日～平成25年10月13日
第4期の委員の任期は、平成25年10月14日～平成27年10月13日
第5期の委員の任期は、平成27年10月14日～平成29年10月13日
第6期の委員の任期は、平成29年10月14日～令和元年10月13日
第7期の委員の任期は、令和元年10月14日～令和 3 年10月13日
第8期の委員の任期は、令和 3 年10月14日～令和 5 年10月13日

また、統計委員会には、特別の事項を調査審議するために臨時委員を、専門の事項を調査するために専門委員をそれぞれ置くことができるとされている。臨時委員、専門委員は、学識経験のある者のうちから（専門委員については、当該専門の事項に学識経験のある者のうちから）内閣総理大臣により任命され、部会に所属して調査審議に参加している。

（２）統計委員会の開催、部会及び分科会

統計委員会は、「統計委員会運営規則」（平成19年10月5日統計委員会決定）により、毎月1回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催することができることとなっている。

また、「統計委員会令」（平成19年政令第300号）により、統計委員会には、評価分科会及び部会を設置することができるとされており、令和4年3月においては、八つの部会及び評価分科会が設置されている。部会及び分科会の設置・廃止の状況は、表5のとおりである。

表5 部会及び分科会の設置・廃止状況（令和4年3月）

部会及び分科会の名称	設置年月日	廃止年月日
基本計画部会	平成19年10月5日	平成30年7月19日
人口・社会統計部会	19年10月5日	（現存中）
国民経済計算部会	19年10月29日	29年2月22日
産業統計部会	19年10月29日	（現存中）
企業統計部会	19年10月29日	21年3月31日
匿名データ部会	20年11月10日	30年7月19日
統計基準部会	21年1月19日	（現存中）
サービス統計・企業統計部会	21年4月1日	（現存中）
横断的課題検討部会	28年4月26日	30年7月19日
国民経済計算体系的整備部会	29年2月23日	（現存中）
統計業務プロセス部会	30年4月20日	31年1月29日
企画部会	30年7月20日	（現存中）
統計制度部会	30年7月20日	（現存中）
評価分科会	30年8月31日	（現存中）
点検検証部会	31年1月30日	令和2年9月30日
統計作成プロセス部会	令和2年10月1日	（現存中）

なお、現存する八つの部会及び分科会の所掌事務は、「統計委員会部会設置内規」（平成19年10月5日統計委員会決定）等で定められており、表6のとおりである。

表 6 部会及び分科会の所掌事務（令和 4 年 3 月）

名称	所掌事務
企画部会	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、三以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項
統計基準部会	統計基準に関する事項
統計制度部会	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項
統計作成プロセス部会	統計作成プロセスの水準の向上に関する事項
評価分科会	統計法施行状況に関する審議のうち、主として統計技術の観点からの評価に関する事項

（注）委員長は、審議事項の内容や部会の審議状況等に応じて、特に必要と認めるときは、部会に付託せず統計委員会で審議し、又は審議を付託する部会を変更することができる。

4 統計委員会の審議状況

(1) 統計委員会

統計委員会は、平成19年10月1日の発足以来、統計及び統計制度の発達改善に関する基本的事項の調査審議・建議、基本計画への関与や実施状況のフォローアップ、基幹統計調査に関する答申等を行っている。令和4年3月までに、諮問161件に対し、161件を答申しており、その内訳は、

- ①基本計画に関する事項：4件
- ②統計法令・制度に関する事項：1件
- ③日本標準産業分類など統計基準に関する事項：7件
- ④基幹統計調査に関する事項：133件
- ⑤匿名データに関する事項：13件
- ⑥国民経済計算に関する事項：3件

である。

なお、この間に、次のとおり建議を6回行っている。

- ①平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議（平成30年7月20日）
- ②公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）（令和元年6月27日）
- ③令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（令和元年7月18日）
- ④公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）（令和元年9月30日）

⑤令和３年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（令和２年７月31日）

⑥令和４年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（令和３年６月30日）

(2) 部会及び分科会

部会及び分科会の令和４年３月までの開催状況は、表７のとおりである。

表７ 部会及び分科会の開催状況（令和４年３月）

名称	開催状況
基本計画部会	88回
人口・社会統計部会	132回
国民経済計算部会	24回
産業統計部会	110回
企業統計部会	7回（注）
匿名データ部会	25回
統計基準部会	15回
サービス統計・企業統計部会	111回（注）
横断的課題検討部会	15回
国民経済計算体系的整備部会	30回
統計業務プロセス部会	2回
企画部会	23回
統計制度部会	4回
評価分科会	12回
点検検証部会	13回
統計作成プロセス部会	3回

（注） サービス統計・企業統計部会は合わせて118回開催されているが、第１回～第７回は企業統計部会として開催されている。

第三章 統計関係法令の変遷及び整備

第一節 統計法（昭和22年法律第18号）の改正状況

昭和22年3月に制定された「統計法」（昭和22年法律第18号。以下、この章において「旧統計法」という。）の改正状況は、表1のとおりである。

表1 旧統計法の改正状況

法令名	主な改正内容
統計法の一部を改正する法律 （昭和24年法律第132号）	・「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）の施行を受けて、統計委員会の組織及び権限に係る規定を改正 ・「地方自治法」（昭和22年法律第67号）の施行を受けて指定統計調査に関する事務を地方公共団体の長に委任できる旨を規定 ・「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の施行により、地方公共団体の支出する経費の国庫負担については、同法で規定することとされたことから、関係規定を削除 ・「統計法施行令」（昭和22年勅令第164号）によって定められていた統計官及び統計主事の資格に関する規定のほか、指定統計調査実施者に対する協力に関する規定を追加
国家行政組織法の一部を改正する法律 （昭和25年法律第139号）	・統計委員会の事務局に局長のほか所要の職員を置く旨の規定を追加
統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律 （昭和27年法律第92号）	・教育委員会においても指定統計調査に関する事務を処理することができる旨の規定を追加
統計報告調整法 （昭和27年法律第148号）	・統計委員会の事務、権限に統計報告についての調整・承認を追加
行政管理庁設置法の一部を改正する法律 （昭和27年法律第260号）	・統計委員会が廃止され、その事務を行政管理庁が行うこととなったことを受けて、行政管理庁長官の権限等の規定を追加 ・行政管理庁に統計基準部が新設されたことに伴い、行政管理庁長官の権限を統計基準部長に委任することができる旨の規定を追加
法務府設置法等の一部を改正する法律 （昭和27年法律第268号）	・法務府が法務省となったことを受けた条文の整理
統計法の一部を改正する法律 （昭和28年法律第16号）	・統計委員会が廃止され、その事務を行政管理庁が行うこととなったことを受けた字句の整理
統計法の一部を改正する法律 （昭和29年法律第65号）	・国勢調査の周期を5年から10年とし、その中間年に簡易な方法による国勢調査を行うこととする旨改正
統計法等の一部を改正する法律 （昭和33年法律第105号）	・行政管理庁統計基準部が統計基準局となったことを受けた字句の整理 ・人事院指令によって定められていた統計官の資格要件の規定を追加
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律 （昭和36年法律第145号）	・統計主事の資格要件として「学校教育法による高等専門学校で統計学を履修等し、卒業したこと」を追加

法令名	主な改正内容
行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律 (昭和43年法律第99号)	・行政機構の簡素化等のための各省庁一局削減により行政管理庁の行政管理局と統計基準局が統合され、新たに統計関係の事務を総括整理する統計主幹が設けられたことを受けて、行政管理庁長官の権限の一部の委任先を統計基準局長から統計主幹に改正
行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律 (昭和57年法律第69号)	・市町村における統計主事の必置規制を廃止して任意とし、都道府県については従来どおり必置としながらも指定統計調査事務に従事する全ての者が必ずしも統計主事であっても可とする旨改正 ・統計主事は、指定統計調査等に関する専門的技術的事務に従事することと整理 ・統計官及び統計主事の身分保障に関する規定を削除
総理府設置法の一部を改正する等の法律 (昭和58年法律第80号)	・総務庁設置を受けて、「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改正
地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律 (昭和60年法律第90号)	・都道府県に置かれる統計主事を任意設置とする改正
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律 (昭和63年法律第96号)	・本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査を国勢調査ということと整理 ・指定統計調査と同様に、届出統計調査及び統計報告の徴集についても、秘密は保護されなければならない旨を規定 ・指定統計と同様に、届出統計調査によって集められた調査票及び統計報告の徴集によって得られた統計報告についても、統計上の目的以外に使用してはならない旨を規定 ・申告を命ぜられた者による虚偽の申告、指定統計調査に従事する者による職務執行に関して知り得た秘密の漏えい等に対する罰金の最高額を5千円から10万円に改正
国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律 (平成3年法律第23号)	・学校教育法等の改正を受けて、「学士と称し得る」を「学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有する」に改正
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (平成11年法律第87号)	・「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)に基づいて、従来機関委任事務とされていた指定統計調査に関する事務が法定受託事務として整理されたことを受けて、政府が行う指定統計調査に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる旨を規定
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成11年法律第151号)	・「禁治産者」を「成年被後見人」に改正
中央省庁等改革関係法施行法 (平成11年法律第160号)	・総務省設置を受けて、「総務庁(長官)」を「総務省(総務大臣)」に改正
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成15年法律第61号)	・指定統計を作成するために集められた個人情報及び届出統計調査によって集められた個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)を適用しない旨を規定
民法の一部を改正する法律 (平成16年法律第147号)	・「能力」を「行為能力」に改正
地方自治法の一部を改正する法律 (平成18年法律第53号)	・「吏員」を「職員」に改正

第二節 統計法（平成19年法律第53号）の改正状況

平成19年5月、旧統計法の全部を改正し、統計委員会、基本計画の策定、事業所母集団データベースの構築等を規定する新たな統計法（平成19年法律第53号）が制定された。新たな統計法のその後の改正状況は、表2のとおりである。

表2 統計法（平成19年法律第53号）の改正状況

法令名	主な改正内容
地方法人特別税等に関する暫定措置法 （平成20年法律第25号）	・統計法の附則に一条を追加し、地方法人特別税等に関する暫定措置法中の「指定統計」を「基幹統計」に改正
内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律 （平成27年法律第66号）	・統計委員会が内閣府から総務省に移管されたことを受けて、「内閣府」を「総務省」に改正
統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律 （平成30年法律第34号）	・行政機関等が公的統計を作成する責務を有すること、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるよう努めなければならないこと、基幹統計を作成する行政機関の長から協力要請を受けた関係者等はこれに応じるよう努めなければならないこと等の規定を新設 ・公的統計の作成主体が事業所に関する統計を作成するために調査を行う場合に、事業所母集団データベースを利用することができる調査の範囲を拡大 ・情報保護を徹底しつつ、調査票情報の提供対象を学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備 ・統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する勧告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置くこととする規定を追加
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 （令和3年法律第37号）	・「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が一つの法律に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが定められたことを受けて、調査票情報に含まれる個人情報は、個人情報の保護に関する法律の適用除外とする規定を整備

第三節 統計法施行令（昭和24年政令第130号）の改正状況

「統計法施行令」（昭和22年勅令第164号）は、昭和22年4月28日に制定、公布され、旧統計法と同時に5月1日から施行されたが、その後「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）の制定に伴う「統計法の一部を改正する法律」（昭和24年法律第132号）を受けて全部改正（昭和24年政令第130号）された（以下、この章において全部改正後の「統計法施行令」を「旧統計法施行令」という。）。旧統計法施行令の改正状況は、表3のとおりである。

表3 旧統計法施行令の改正状況

法令名	主な改正内容
届出を要する統計調査の範囲に関する政令 （昭和25年政令第58号）	・地方公共団体に委任する事務として、「調査区の設定」を追加
統計法施行令の一部を改正する政令 （昭和27年政令第107号）	・「統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律」（昭和27年法律第92号）の施行を受けて、関連条文に「教育委員会」の字句を追加
統計法施行令等の一部を改正する政令 （昭和27年政令第297号）	・統計委員会が廃止され、その機能を行政管理庁が引き継いだことに伴う所要の改正
統計法施行令の一部を改正する政令 （昭和33年政令第170号）	・統計官を命ずることのできる各省事務官等に相当する「政令で定める職員」として、労働基準監督官を規定
統計法施行令及び統計報告調整法施行令の一部を改正する政令 （昭和43年政令第182号）	・統計基準局が行政管理局に統合されて新たに統計主幹が置かれたことを受けて、行政管理庁長官の権限の一部の委任先を統計基準局長から統計主幹に改正
許可、認可等の整理に関する政令 （昭和47年政令第263号）	・統計主事の資格要件としての「統計調査に関する事務に吏員として通算2年以上従事したこと」の認定を知事等に委任できることを規定
統計法施行令の一部を改正する政令 （昭和54年政令第35号）	・指定統計調査の結果の公表は、従来、官報その他の刊行物によるとされていたが、「一定条件下において電子計算機用磁気テープ等に記録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する」方法を新たに追加
総理府本府組織令の一部を改正する等の政令 （昭和59年政令第182号）	・行政管理庁が廃止され、総務庁が設置されたことを受けて、「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める等の改正
統計法施行令及び沖縄の復帰に伴う総務庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令 （昭和60年政令第223号）	・都道府県に置かれる統計主事を任意設置とする旧統計法の改正を受けて、条項を整理
統計法施行令の一部を改正する政令 （平成元年政令第262号）	・国勢調査の指定と公示についての旧統計法の改正を受けて、規定を整備 ・罰金の上限額改正を受けて、様式等を変更
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務庁関係政令の整備に関する政令 （平成12年政令第35号）	・指定統計調査に関する事務が機関委任事務から法定受託事務となったことを受けて、別表を設け、指定統計ごとに委託する調査事務を規定
中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令 （平成12年政令第304号）	・総務省が設置されたことを受けて、「総務庁長官」を「総務大臣」に変更する等の改正

法令名	主な改正内容
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成12年政令第334号)	・社会福祉事業法の名称が社会福祉法に改められたことを受けて、規定を整備
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成13年政令第393号)	・繊維流通統計調査が指定統計調査から統計報告の徴集(承認統計調査)に変更されたため、都道府県知事の法定受託事務の種類を定めている別表からこの調査に係る事務を削除
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成14年政令第315号)	・商工業石油等消費統計調査のうち石油等消費構造統計調査が廃止されたため、都道府県知事の法定受託事務の種類を定めている別表からこの調査に係る事務を削除
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成15年政令第95号)	・住宅・土地統計調査の調査方法が、指定した調査単位区内の調査対象を全て調査する方法から指定した調査単位区内の調査対象から市町村長が抽出する方法に変更されたため、法定受託事務の種類を定めている別表にこの市町村長の抽出事務を追加
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成15年政令第535号)	・薬事法等において「医療用具」が「医療機器」に改められたことを受けて、字句を整理
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成16年政令第169号)	・農林業センサスについて、従来の6調査を農林業経営体調査に統合し、調査系統を都道府県経由に一元化する等の変更が行われたため、法定受託事務の種類を定めている別表を改正
総務省組織令の一部を改正する政令 (平成17年政令第280号)	・政策統括官(統計基準担当)の新設を受けて、総務大臣の権限の委任先を「統計局長」から総務省組織令第14条第2号に掲げる事務をつかさどる「政策統括官」(統計基準担当)に改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成18年政令第171号)	・学校基本調査のうち学校施設調査の調査方法が、文部科学省が調査票の配布を行い都道府県が当該調査票の取集を行う方法から都道府県が調査票の配布及び取集を行う方法に変更されたことを受けて、法定受託事務の種類を定めている別表を改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成19年政令第24号)	・平成19年実施予定の就業構造基本調査及び全国物価統計調査について、事務処理特例条例により、都道府県知事が行う事務である統計調査員の設置に関する事務、調査票の配布・取集に関する事務等を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、調査票の配布・取集に関する事務等を民間事業者に委託して行うことができるように法定受託事務の種類を定めている別表を改正
統計委員会令 (平成19年政令第300号)	・内閣府に統計委員会が設置されることを受けて、「統計審議会」を「統計委員会」に改正
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成19年政令第363号)	・学校教育法に定められている学校の種類の規定順が変更されたことを受けて、規定を整備
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成19年政令第377号)	・平成20年実施予定の住宅・土地統計調査及び毎四半期実施の個人企業経済調査について、事務処理特例条例により、都道府県知事が行う事務である統計調査員の設置に関する事務、調査票の配布・取集に関する事務等を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、調査票の配布・取集に関する事務等を民間事業者に委託して行うことができるように法定受託事務の種類を定めている別表を改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成20年政令第135号)	・漁業センサスにおいて、地方公共団体に委託していた集計事務及び調査票の保管事務を国が自ら行うよう変更したことを受けて、法定受託事務の種類を定めている別表を改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成20年政令第312号)	・事業所・企業統計調査の廃止、経済センサスの創設を受けて、法定受託事務の種類を定めている別表に経済センサス・基礎調査に関する事務を追加し、事業所・企業統計調査に関する事務を削除

第四節 統計法施行令（平成20年政令第334号）の改正状況

平成19年5月の旧統計法の全部改正を受けて、20年10月、「統計法施行令」（昭和24年政令第130号）も全部改正された。新たな「統計法施行令」（平成20年政令第334号）には、公的統計の作成主体となるべき法人の範囲、統計調査の範囲から除かれる行政機関等、基幹統計に関する公表事項、基幹統計調査に関する事務のうち地方公共団体の長又は教育委員会が行う事務等統計法を施行するに当たって必要な事項が規定された。この新たな統計法施行令の改正状況は表4のとおりである。

表4 統計法施行令（平成20年政令第334号）の改正状況

法令名	主な改正内容
統計法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第37号）	・平成21年実施予定の全国消費実態調査について、事務処理特例条例により、都道府県知事が行う事務である統計調査員の設置に関する事務、調査票の配布・取集に関する事務等を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、調査票の配布・取集に関する事務等を民間事業者へ委託して行うことができるように法定受託事務の種類を定めている別表を改正 ・農林業センサスにおける調査票の保管に関する事務を国が自ら行うこととする変更を受けて、別表を改正
日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第310号）	・社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設立されたことを受けて、社会保険庁を手数料の特例機関から削除するとともに、日本年金機構を公的統計の作成主体に追加
統計法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第43号）	・経済センサス－活動調査が創設されたことを受けて、同調査における法定受託事務と経済センサス－基礎調査における法定受託事務の異同を整理し、別表を改正
沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第334号）	・新設された沖縄科学技術大学院大学学園を公的統計の作成主体に追加
株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第423号）	・新設された株式会社国際協力銀行を公的統計の作成主体に追加
統計法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第162号）	・新設された原子力損害賠償支援機構を公的統計の作成主体に追加 ・全国物価統計調査が小売物価統計調査に吸収されたことを受けて、法定受託事務の種類を定めている別表から全国物価統計調査に関する事務を削除
海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年政令第238号）	・海上保安庁の新たな所掌事務が治安や国防に関する事務に該当するため、この事務を統計法の適用除外の対象として追加
統計法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第40号）	・法人建物調査と企業の土地取得状況等に関する調査が統合されたことを受けて、法定受託事務の種類を定めている別表を改正

法令名	主な改正内容
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成25年政令第318号)	・工業統計、商業統計及び特定サービス産業実態統計の調査方法の変更を受けて、法定受託事務の種類を定めている別表の該当部分をそれぞれ改正
原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成26年政令第273号)	・法人の名称変更を受けて、公的統計の作成主体とされている「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第360号)	・「薬事法」(昭和35年法律第145号)において新たに「再生医療等製品」が規定されたことを受けて、法定受託事務の種類を定めている別表のうち薬事工業生産動態統計に関する部分を改正
子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成26年政令第412号)	・幼保連携型認定こども園が創設されたことを受けて、学校基本調査の調査対象にこれを追加等
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成27年政令第411号)	・学校保健統計調査の調査対象に幼保連携型認定こども園を追加
内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成28年政令第103号)	・「警察法」(昭和29年法律第162号)等の改正により生じた条ずれを改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成28年政令第202号)	・学校教員統計調査の調査対象に幼保連携型認定こども園を追加
地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令 (平成28年政令第353号)	・公立大学法人が学校を設置できることとされたことから、公立の学校の定義を改正
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成28年政令第361号)	・新設された外国人技能実習機構を公的統計の作成主体に追加
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 (平成29年政令第4号)	・新設された株式会社日本貿易保険を公的統計の作成主体に追加
防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令 (平成30年政令第158号)	・駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限が5年間延長されたことを受けて、駐留軍関係離職者に係る事務を更に5年間統計法施行令の対象とする旨の改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (平成30年政令第346号)	・独立行政法人統計センターが事務の全部を行う統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が支払うべき手数料の額及びその方法等に関する規定を追加
統計法施行令の一部を改正する政令 (令和元年政令第11号)	・工業統計と商業統計の経済構造統計への統合、経済構造統計、全国家計構造統計及び個人企業経済統計の調査方法等の変更を受けて、法定受託事務の種類を定めている別表の該当部分をそれぞれ改正
不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (令和元年政令第44号)	・「工業標準化法」(昭和24年法律第185号)の題名が「産業標準化法」に改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことを受けて、字句を整理

法令名	主な改正内容
統計法施行令の一部を改正する政令 (令和元年政令第201号)	・薬事工業生産動態統計調査、経済産業省生産動態統計調査及び商業動態統計調査について、全ての事務を国が直接行うこととしたことを受けて、別表からこれら調査に関する法定受託事務を削除
統計法施行令の一部を改正する政令 (令和2年政令第342号)	・経済センサス－活動調査の報告義務者に国及び地方公共団体の事業所を追加 ・小売物価統計調査構造編の①店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査を廃止しPOS（販売情報管理（Point of sales））データ等を活用した分析へ移行すること、同調査動向編の②民営家賃の報告義務者を「民営借家世帯」から「民営借家を賃貸している事業所」に変更すること、を受けて、法定受託事務の種類を定めている別表の該当部分をそれぞれ改正
統計法施行令の一部を改正する政令 (令和3年政令第324号)	・工業統計調査が中止されることを受けて、別表の備考中同調査に係る規定を削除

第五節 統計法施行規則の改正状況

平成20年12月には「統計法施行規則」（平成19年総務省令第112号）が全部改正（平成20年総務省令第145号）され、21年4月の新たな統計法の全面施行に向けて準備が整えられた。統計法施行規則には、基幹統計調査及び一般統計調査の承認の申請書に記載すべき事項、調査票情報の提供を受けることができる者、委託による統計の作成等を行うことができる場合及びその手続、匿名データを提供することができる場合及びその手続等が定められた。

その後の主な統計法施行規則の改正状況は、次のとおりである。

・平成21年9月

学術研究等に利用する国際比較統計の作成・提供を行う場合に、匿名データを提供できることとした。

・平成27年9月

委託による統計の作成等に係る手続において用いる本人確認書類を住民基本台帳カードから個人番号カードに変更した。

・平成28年2月

公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）において「オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討」を行うこととされたことを受け、オーダーメイド集計（委託による統計の作成等）の要件緩和並びにオーダーメイド集計及び匿名データの利用手続等の見直しを行った。

・平成31年2月

「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（平成30年法律第34号）の施行に伴い、調査票情報の二次的利用の範囲を具体的に規定したほか、必要な規定の整備を行った。

第六節 沖縄の復帰に伴う行政管理庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第91号）の制定

沖縄の本土復帰を控え、昭和47年4月、旧統計法の沖縄県への適用に関する経過措置等を定める「沖縄の復帰に伴う行政管理庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令」（昭和47年政令第91号）が制定された。経過措置等の内容は、①統計主事の資格要件に関しては、琉球政府の常勤の公務員として統計調査に関する事務に従事した期間は、国家公務員として統計調査に関する事務に従事した期間とみなすこと、②沖縄県に関しての指定統計を作成するために集められた調査票の保存に関し必要な事項は、行政管理庁長官が関係行政機関の長及び沖縄県知事と協議して定めること、などである。

この政令は、総務庁の設置に伴い、59年に名称が「沖縄の復帰に伴う総務庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令」に改正された。

第七節 届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号）の改正状況

旧統計法では、指定統計以外の、命令で定める統計調査を行う場合には調査実施者が統計委員会に届け出なければならないこととされていた。そこで昭和25年3月、「届出を要する統計調査の範囲に関する政令」（昭和25年政令第58号）が制定され、届出を要する統計調査の範囲、届出の方法が定められた。

その後27年には、届出をしなければならない統計調査の実施主体から「法令による公団」が削除されるとともに、新たに日本電信電話公社を加える改正が行われた。さらに、それぞれの民営化に伴い、60年に日本専売公社、日本電信電話公社が、62年に日本国有鉄道が、届出をしなければならない統計調査の実施主体から除かれている。

この政令は、新たな統計法制定（旧統計法の全部改正）に伴い、廃止された。

第八節 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の改正状況

昭和27年5月、統計報告の徴集方法、報告様式等について必要な調整を行い、統計報告の作成に伴う負担を軽減するとともに、行政事務の効率化を図ることを目的として、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）が制定された。

統計報告調整法は、新たな統計法の制定（旧統計法の全部改正）に伴い廃止されたが、この間の統計報告調整法の改正状況は、表5のとおりである。

表 5 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の改正状況

法令名	主な改正内容
行政管理庁設置法の一部を改正する法律 （昭和27年法律第260号）	・「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改め、行政管理庁長官の権限の一部を統計基準部長に委任できるよう改正
統計法等の一部を改正する法律 （昭和33年法律第105号）	・「統計基準部」を「統計基準局」に改正
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 （昭和37年法律第161号）	・「異議の申立て」を「異議の申出」に改正
行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律 （昭和43年法律第99号）	・「統計基準局長」を「統計主幹」に改正
許可、認可等の整理に関する法律 （昭和45年法律第111号）	・行政管理庁長官から統計主幹に権限委任できる範囲を拡大
総理府設置法の一部を改正する等の法律 （昭和58年法律第80号）	・「行政管理庁（長官）」を「総務庁（長官）」に改正
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律 （昭和63年法律第96号）	・報告を求める事項ごとに「専ら統計を作成するために用いられるか否かの別」を承認申請書に記載しなければならないこととして追加
中央省庁等改革関係法施行法 （平成11年法律第160号）	・「総務庁長官」を「総務大臣」に改正
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 （平成15年法律第61号）	・総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集によって得られた個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を適用しないことに改正

第九節 統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）の改正状況

統計報告調整法を施行するため、昭和27年8月に「統計報告調整法施行令」（昭和27年政令第396号）が制定され、承認を要することとなる統計報告の徴集の対象者、適用除外となる統計報告の徴集の範囲等が定められた。統計報告調整法施行令は統計報告調整法の廃止に伴い廃止されたが、この間の統計報告調整法施行令の改正状況は、表6のとおりである。

表 6 統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）の改正状況

法令名	主な改正内容
統計報告調整法施行令の一部を改正する政令 （昭和29年政令第187号）	・統計報告調整法の適用除外となる統計報告の徴集の実施主体としての「保安庁」を「防衛庁」に改正
統計報告調整法施行令の一部を改正する政令 （昭和33年政令第171号）	・「統計基準部長」を「統計基準局長」に改正

法令名	主な改正内容
自治庁設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (昭和35年政令第185号)	・統計報告調整法の適用除外となる統計報告の徴集の実施主体としての「自治庁」を「自治省」に改正
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (昭和36年政令第427号)	・承認を要することとなる統計報告の徴集の対象者として高等専門学校を追加
統計報告調整法施行令の一部を改正する政令 (昭和38年政令第137号)	・承認を要することとなる統計報告の徴集の対象者として、「国立短期大学に附属して設置される学校」及び「大学附置の研究所に置かれる附属の教育施設又は研究施設」を追加し、統計報告調整法の適用除外となる事務について、防衛庁、大蔵省に関するものを整理
統計法施行令及び統計報告調整法施行令の一部を改正する政令 (昭和43年政令第182号)	・「統計基準局長」を「統計主幹」に改正
総理府本府組織令の一部を改正する等の政令 (昭和59年政令第182号)	・「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「統計主幹」を「統計局長」に改正
医療法施行令等の一部を改正する等の政令 (昭和61年政令第214号)	・医療法の改正により生じた条ずれを改正
統計報告調整法施行令等の一部を改正する政令 (平成4年政令第237号)	・医療法の改正により生じた字句を整理
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成10年政令第351号)	・承認を要することとなる統計報告の徴集の対象者として中等教育学校を追加
中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令 (平成12年政令第304号)	・「総務庁長官」を「総務大臣」に改正等
防衛庁組織令等の一部を改正する政令 (平成15年政令第166号)	・駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限が5年間延長されたことを受けて、更に5年間、駐留軍関係離職者に係る事務を統計報告調整法の適用対象とする旨改正
国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成15年政令第483号)	・国立大学が法人化され、また、国が直接設置する学校教育法上の学校が存在しなくなったことを受けて、承認を要することとなる統計報告の徴集の対象者としての学校等の規定を整理
総務省組織令の一部を改正する政令 (平成17年政令第280号)	・「統計局長」を総務省組織令第14条第2号に掲げる事務をつかさどる「政策統括官」(統計基準担当)に改正
防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成19年政令第3号)	・統計報告調整法の適用除外となる統計報告の徴集の実施主体としての「防衛庁」を「防衛省」に改正
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成19年政令第55号)	・承認を要することとなる統計報告の徴集の対象者として特別支援学校を追加等
統計委員会令 (平成19年政令第300号)	・「統計審議会」を「統計委員会」に改正
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成19年政令第363号)	・学校教育法において学校の種別の規定順が変更されたことを受けて、規定を整備
防衛省組織令等の一部を改正する政令 (平成20年政令第139号)	・駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限が5年間延長されたことを受けて、更に5年間、駐留軍関係離職者に係る事務を統計報告調整法の適用対象とする旨改正

第十節 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）の改正状況

旧統計法においては、法に定めるもののほか指定統計調査について必要な事項を政令で定めることができるとされており、昭和26年4月に「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和26年政令第127号）が制定された。この政令は、調査実施者が統計調査の結果を産業別に表示する場合は、統計委員会が公示する分類の基準及び分類表によらなければならないこと、疾病、傷害又は死因別に表示する場合も同様であることを定めたものである。

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令は、新たな統計法施行令の制定（旧統計法施行令の全部改正）により廃止されたが、その間の改正状況は、表7のとおりである。

表7 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）の改正状況

法令名	主な改正内容
統計法施行令等の一部を改正する政令 （昭和27年政令第297号）	・「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改正 ・適用対象となる統計調査に日本電信電話公社が実施するものを追加
総理府本府組織令の一部を改正する等の政令 （昭和59年政令第182号）	・「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改正
たばこ事業法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 （昭和60年政令第24号）	・日本専売公社の民営化を受けて、適用対象となる統計調査から日本専売公社が実施するものを除外
日本電信電話株式会社法、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 （昭和60年政令第31号）	・日本電信電話公社の民営化を受けて、適用対象となる統計調査から日本電信電話公社が実施するものを除外
日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 （昭和62年政令第54号）	・日本国有鉄道の民営化を受けて、適用対象となる統計調査から日本国有鉄道が実施するものを除外
中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令 （平成12年政令第304号）	・「総務庁長官」を「総務大臣」に改めるとともに、総務大臣が分類の基準及び分類表を定めようとするときは、あらかじめ統計審議会の意見を聴かなければならないことと改正
統計委員会令 （平成19年政令第300号）	・「統計審議会」を「統計委員会」に改正

第四章 時代に即応した統計の整備

第一節 指定統計から基幹統計へ

1 指定統計制度・基幹統計制度の意義

昭和22年5月1日をもって「統計法」（昭和22年法律第18号。以下、この章において「旧統計法」という。）が施行されるに及び、戦後における統計整備のための中心的な柱とも言うべき指定統計制度が発足することとなった。

言うまでもなく、第二次世界大戦で疲弊しきった日本の経済を再建し、国民生活の向上を図るためには、信頼するに足る統計がまず必要とされた。しかし、戦争による統計整備の中断によって、終戦を迎えた時に存在していた統計は、限られた業務統計を除き、ほぼ皆無に等しい状態であった。このような統計の空白を早急に整備することは、日本政府にとって緊急の課題であった。

旧統計法に基づく指定統計制度は、経済・社会に関する基本的な統計を指定統計として重点的に整備するという、言わば統計体系樹立のための傾斜生産的機能を果たしたと言える。しかし、指定統計制度は、いたずらに統計体系の空白を埋めることを指向するものではなく、あくまでも統計の質を確保し、無用な重複を排除し、相互に有機的な関連の保たれた統計体系を整備することをその本旨とするものであった。

このような指定統計制度の目的を実現するために、旧統計法によって、総務大臣^{（注）}による指定統計調査の全体計画の承認、調査対象となった者の申告義務、調査実施者の実地調査権及び申告者の秘密の保護、調査票の統計目的外の使用禁止、結果の公表、罰則などが規定されている。

指定統計の定義は、旧統計法の第2条に示されているように、「政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であって総務大臣が指定し、その旨を公示した統計」である。かつては、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）の附則において、市に昇格するための人口の把握は指定統計調査の結果によることとする特例が暫定的に設けられていたことから、市への昇格の基準を得るための町村の人口調査のような臨時的なものも指定されていたが、本来指定統計は、国民生活に重要な関係を持ち、国の基本政策決定の基準として必要な統計の体系に属すべきものであった。

平成21年4月1日からは、全部改正後の「統計法」（平成19年法律第53号。以下、この章において「新統計法」という。）が全面施行され、国の行政機関が作成する統計のうち、

（注） 旧統計法制定時は統計委員会。その後所管省庁の変更により、順次行政管理庁長官、総務庁長官、総務大臣と改正されている。

「公的統計」（国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計）の中核を成すものとして重要性が特に高い統計を「基幹統計」と位置付けることとなった。国勢統計、国民経済計算及び国の行政機関が作成し又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するものが基幹統計に該当する。

- ①全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ②民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ③国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

基幹統計は、制度上の位置付けとしては、おおむね旧統計法における指定統計に相当するものであるが、新統計法では、作成方法を問わず公的統計全般を法律の対象にすることが明確にされており、国民経済計算を始めとした統計調査によらない統計も基幹統計とされている。

2 指定統計制度・基幹統計制度の運用

(1) 昭和22年統計法制定直後の指定統計の動き

指定統計制度の発足した昭和22年5月1日以降、統計委員会の権限と所掌事務が行政管理庁に引き継がれた27年までに指定された指定統計について概観すると、次のとおりである。

指定統計の第1号は、大正9年に始まる国勢調査であって、これは旧統計法の第4条にも規定されており、旧統計法が施行された翌日の22年5月2日に指定されている。

その後、24年までに、統計体系において基本的な地位を占める統計、すなわち、事業所統計（第2号）、工業統計調査（第10号）、学校基本調査（第13号）、住宅統計（第14号）、商業統計（第23号）、農林業センサス（第26号）などが指定されているが、その大部分は、所定の対象を全て調査する全数調査（センサス）の方法によっている。

また、毎月あるいは毎四半期など比較的短い周期で頻繁に作成される統計の多くも、この時期に指定統計に指定されている。これらの統計を作成するために実施される調査（經常調査^(注)）は、戦後急速な発達を見た標本調査理論に裏付けられた標本調査法によっている。すなわち、このような統計として現在でも基本的なものとなっている人口動態調査（第5号）、毎月勤労統計調査（第7号）、通商産業省生産動態統計調査（第11号）、造船機統計（第29号）などが24年までに指定され、さらに、25年から27年までに指定されたものとしては、労働力調査（第30号）、建築着工統計（第32号）、百貨店販売統計（第34号）、小売物価統計（第35号）、農家経済調査（第36号）、作物統計（第37号）、海面漁業生産統計（第54号）などがある。

27年11月末までに指定された統計は、全部で60であった。

（注） 月々又は四半期ごとに行う統計調査

(2) 昭和20年代後半から30年代半ばまでの指定統計の動き

統計委員会の機能が行政管理庁に移った昭和27年8月から主要統計の体系がほぼ整備された35年に至る間の指定統計の指定状況を概観すると、次のとおりである。

統計分野別に見ると、27年までは、総理府統計局、農林省、通商産業省などにより作成される経済統計が大半を占めていたのに対し、この時期に新たに指定統計に指定されたものは、文部省の学校関係、厚生省の社会医療関係、労働省の賃金関係などの分野のものが目立っている。

具体的には、家計調査（第56号）、個人企業経済調査（第57号）、厚生行政基礎調査（第60号）、学校教員需給調査（第62号）、商業動態統計調査（第64号）、鉄道車両等生産動態統計調査（第71号）、職種別等賃金実態調査（第73号）、社会医療調査（第79号）、建設工事統計（第84号）、法人企業投資実績統計調査（第91号）、全国消費実態調査（第97号）、自動車輸送統計（第99号）、米生産費統計（第100号）などがある。

また、この時期には、我が国経済の二重構造が政策上大きな課題となったことから、新たに指定統計とされた統計には、中小企業の構造的特性を把握するためのものが目立っている。すなわち、漁業センサス（第67号）、中小企業労働実態調査（第88号）、緊急畜産センサス（第92号）、中小企業総合基本調査（第93号）、賃金構造基本統計（第94号）、中小商業基本調査（第98号）などである。

このように官庁統計の整備には目覚ましいものがあったが、財団法人統計研究会の活躍も見逃すことができない。同研究会は、22年10月1日に統計委員会、経済安定本部その他の官民各機関の後援の下に、統計の改善発達を図るための各種研究を行うことを目的に設立され、我が国の著名な統計学者、経済学者を擁し、統計理論と技術の開発、応用に多大な貢献を果たしてきたが、平成30年3月末に解散した。

一方、この時期に至って一部の指定統計間の有機的な関連性の欠如や重複が問題とされるとともに、未整備分野の強化充実を望む声も強くなってきた。

ア 中小企業統計の整備

昭和31年に中小企業振興審議会の答申が政府に提出されたが、その中で、「我が国経済はもはや戦後ではない」とされた30年以降の景気回復期においても、中小企業は過当競争等のため不安定な状態から脱しきれず、大企業との間に生産性や賃金水準などにおいて著しい格差を形成しており、これらを改善するためには、中小企業政策に総合的再検討を加える必要があるとされた。

このような背景の下で、統計審議会から、我が国の中小企業に関する体系的な基礎統計資料が作成されていないこと、そのため中小企業振興対策に際して不十分な点が多いことが指摘され、31年7月27日の第47回統計審議会において、中小企業の統計を整備する必要があるので、関係各省庁に作成させるようにという趣旨の建議（第1号「中小企業に関する統計の整備について」）が、行政管理庁長官に対して行われた。中小企業の問題は極めて複雑であり、中小企業の範囲の決定についても種々の問題があったことから、行政管理

庁は、中小企業統計の整備問題に慎重に対処するため、同年8月の第48回統計審議会において諮問（第38号「中小企業に関する調査の実施について」）を行った。

この諮問を受けて、統計審議会に中小企業統計部会が設置され、中小企業統計の作成方法等が審議され、32年10月23日に答申の運びとなった。この答申は、製造業企業を対象とする統計調査の基本計画の内容に関するものであり、これに基づいて中小企業総合基本調査が指定され、通商産業省が調査を実施することとなった。

その後も統計審議会は、中小企業統計整備に関する審議を続行し、34年7月30日に諮問第38号の答申（二）、35年12月16日に同答申（三）及び36年5月26日に同答申（四）が行われた。これらの答申を受けて、中小商業基本調査が指定され、通商産業省が調査を実施することとなった。

イ 輸送統計の整備

経済の成長に伴って輸送需要は飛躍的に高まり、昭和30年代に入ると輸送統計の整備が強く望まれるに至った。すなわち、旅客・貨物輸送については、従来、鉄道の占める割合が高かったこともあって、日本国有鉄道が業務資料から作成した統計のほか、運輸省の業務報告を積み上げて集計したものがあるにとどまっていたが、自動車輸送が急激に増加するに伴い、行政上も、また、運輸業界においても、その実態を正確かつ迅速に把握する必要が生じたのである。

このため、行政管理庁は、34年7月30日、統計審議会に対し、諮問（第68号「自動車輸送統計の整備について」）を行い、同審議会に新しく設置された運輸統計部会における審議を経て、35年2月25日に答申を得た。この答申に沿って、自動車輸送統計（第99号）が指定され、運輸省が調査を実施することとなった。なお、40年に至り、自動車輸送の激増に伴って、品目別、地域別の流動状況を把握する等詳細な統計を作成することが必要となり、諮問第103号に対する41年5月20日の答申「自動車輸送統計の改善について」を受け、この統計の充実整備が図られている。

その他の輸送統計の整備としては、38年に内航船舶輸送統計（第103号）が指定されている。

(3) 昭和30年代後半から平成初頭までの指定統計の動き

指定統計を中心とした統計の整備は、昭和30年代の前半において、主要な柱となるべきものはほぼ固まっていたといえ、指定統計の大部分は、指定統計制度が制定された22年から30年代前半までの間に指定されている。すなわち、平成初頭までに138（4年1月末）の統計が指定されているが、このうち101は昭和35年までに指定されたもので、36年以降の指定は37統計である。主なものとしては、機械器具流通統計（第101号）、内航船舶輸送統計（第103号）、全国物価統計（第108号）、法人企業統計（第110号）、特定サービス産業実態統計（第113号）、社会生活基本統計（第114号）、商鉱工業石油等消費統計（第115号）、国民生活基礎統計（第116号）、サービス業基本統計（第117号）などが挙げられる。特に、第113号から第117号までの五つについては、当時の社会経済情勢の変化に対応して整備さ

れた新たな分野の統計として位置付けられる。

30年代後半から平成の初頭にかけては、飛躍的な高度経済成長の後、2度にわたる石油危機を契機として経済成長の速度は弱まり、エネルギー問題、環境問題、更には人口高齢化問題等の制約要因が顕在化するとともに、行財政においては、厳しくその簡素合理化が求められることとなった。こうした社会経済環境の激しい変化の中で、各種行政施策の立案や経済予測のため、統計需要は量的、質的の両面において急激に高まった。

こうした中で、30年代後半から40年代前半にかけての統計整備は、高度経済成長に伴って生じた社会経済のひずみを是正しようとする政府の政策を反映して、物価統計、流通統計、建設統計等の整備充実に重点が置かれた。また、2度の石油危機を経験することとなった40年代の後半以降においては、国民生活や経済構造の変化を的確に把握する必要から新規統計の開発が行われ、エネルギー統計、サービス業統計及び社会生活基本統計が整備されたほか、統計調査の効率的かつ円滑な実施の要請から、事業所を対象とする3センサス（事業所統計調査、工業統計調査、商業統計調査）の改善整備が図られたことも大きな特徴である。

ア 流通統計の整備

昭和30年代後半以降、物価対策の一環として、商品需給の調整と流通機構の近代化を図ることの必要性が指摘され、その基礎情報として物資の流通消費に関する統計の整備が要請されるようになった。行政管理庁は、このような背景の下に、38年9月19日、統計審議会に諮問（第96号「物資流通消費に関する統計の整備について」）を行い、流通統計部会での審議を経て、40年5月21日に答申を得た。この答申は、物資流通統計の改善整備と体系的整備の方策を取りまとめたもので、この答申に基づき、商業実態基本調査の改善（42年10月）、自動車輸送統計の改善、商業統計調査の改善、生鮮食料品の流通統計の充実等が図られた。

イ 物価統計の整備

物価安定対策が政府施策の重要な柱とされるに至って、流通機構の近代化、合理化を図るための基礎資料の整備が必要となったが、物価統計に対しても、単に時系列資料だけにとどまらず、地域間、業態間などにおける個別価格の格差そのものの実態を明らかにする詳細な資料が要請された。これを受けて、昭和42年、全国物価統計（第108号）が指定された。全国物価統計は、国民の消費生活上主要な商品サービスについて、小売価格、卸売価格等を調査し、銘柄別、地域別等に価格の実態等を明らかにするもので、消費者物価に関する基礎資料が整備充実されることとなった。

ウ 法人企業統計の整備

企業統計の整備については、昭和34年8月26日の統計審議会に対する諮問（第69号「統計の整備について」）に対する36年4月28日の答申で、企業を単位とする統計整備の必要性が指摘され、特に、法人企業統計については、早急に整備することが求められた。

このため、行政管理庁は、45年3月19日、統計審議会に諮問（第131号「法人企業統計調

査の標本設計について」）を行い、その答申を得て、同年、法人企業統計（第110号）を指定した。

エ エネルギー統計の整備

経済の高度成長期までの我が国のエネルギー政策は、石油燃料資源の安定供給確保を中心に展開されてきたが、昭和48年及び53年の2度にわたる石油危機を契機として、省エネルギーの推進、石油の安定供給の確保及び石油代替エネルギーの開発・導入を基本としてエネルギー政策の強化が図られることとなり、特に、省エネルギーの推進は、エネルギーの消費面に着目した新しい施策であるため、その基礎資料としてエネルギー消費に関する統計の整備が強く要請されるようになった。

このようなエネルギー問題をめぐる情勢を踏まえ、行政管理庁は、55年2月15日、統計審議会に対し諮問（第182号「エネルギー統計の整備について」）を行った。統計審議会は、この諮問が社会経済活動の全体を通じたエネルギー統計の体系的整備の方向を明らかにすることを求めるものであり、かつ、当該統計が多分野にわたるものであることから、常設の専門部会では十分な審議が望めないとして、臨時に「エネルギー統計部会」を設けて審議することとした。エネルギー統計部会は、55年2月から12月まで7回にわたり開催され、この間、2度にわたる答申が行われた。答申（一）（55年7月18日）は、通商産業省の商鉱工業エネルギー消費統計調査に関するもので、この答申を受けて、新しい分野の統計を提供するものとして商鉱工業エネルギー消費統計（第115号）が指定された。また、答申（二）（55年12月19日）は、エネルギー統計の全体的な整備の方向を明らかにしたもので、個別分野における具体的方法等が述べられており、各省庁においてそれぞれその整備を図ることとされた。

なお、この商鉱工業エネルギー消費統計を作成するための調査については、上記答申（一）において、調査の合理化及び調査客体の負担軽減等の観点から、「本調査計画により……統計整備が進んだと認められる時点において、……改めてその妥当性を見直す必要がある。」との指摘がなされていたが、63年2月26日に動態統計調査の対象業種の削減及び構造統計調査の調査項目の簡素化を内容とする商鉱工業石油等消費統計調査（58年に商鉱工業エネルギー消費統計調査から名称変更）の一部改正案が統計審議会に諮問され、いずれも妥当な措置であるとの答申を得ている。

オ サービス業統計の整備

我が国の産業構造は、昭和40年代後半から第3次産業の比重が増大し、いわゆるサービス経済化の進展がみられたが、サービス業分野に関する統計整備については、そのニーズの高まりにもかかわらず、必ずしも十分ではなかった。このため、統計審議会は、47年4月21日の答申「事業所を対象とする統計調査における基本調査区の設定および事業所リストの整備等について」の中で、「商業以外の第三次産業に関する情報についても、……統計の整備充実に留意すること。」を指摘するに至った。

こうしたサービス業統計整備の要請に応え、サービス業のうち必要な特定業種について

の詳細な統計を得るため、通商産業省は、48年に特定サービス業実態調査を企画し、それから業種の事業活動の実態を明らかにすることとした。この調査は、統計審議会における審議、答申（48年8月17日）を経て実施に移されることとなり、この調査により作成される統計は、特定サービス業実態統計（第113号）として指定された。なお、54年からは、「調査の対象は、日本標準産業分類大分類Ⅱサービス業の範囲に含まれる業種に限定することなく選定する。」こととした。

更にその後、統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」（60年10月25日）において、体系的なサービス業統計の整備・充実が必要である旨の指摘がなされ、その体系整備に当たっては、①分野別の統計、②広く概括的な統計、③動態統計、が想定されること、また、①については当該業種に関係の深い省庁が、②については総務庁統計局が実施することが適当である等とされた。

これを受けて、「サービス業統計整備関係省庁協議会」が61年4月に設けられ、各省庁におけるサービス業統計の整備計画等についての検討が行われる一方、総務庁統計局は、既に59年7月に設けられていた「サービス業統計研究会」において、サービス業統計の現状把握、整備のための諸問題等についての検討を行い、63年には、サービス業について広く概括的な統計を作成するための調査としてサービス業基本調査の計画を作成するに至った。

この調査は、統計審議会における審議、答申（元年2月10日）を経て実施に移されることとなり、4月10日、この調査によって作成される統計は、サービス業基本統計（第117号）として指定された。

カ 世帯を対象とする厚生統計の再編・整備

我が国の高齢化は、昭和40年代以降その歩みを速めており、家庭機能や医療環境など社会経済情勢に大きな変化をもたらしている。このような状況に対応し、より効率的な厚生行政を推進していくため、家庭が抱える保健・医療・福祉の諸問題、家庭の費用負担能力等を総合的かつ地域別に把握するための基礎資料の整備が強く要請されるようになった。このため、厚生省は世帯を対象とした厚生統計の調査体系の見直しを行い、従来からあった厚生行政基礎調査（28年～、指定統計第60号を作成するための調査）、国民健康調査（28年～、指定統計第68号を作成するための調査）、保健衛生基礎調査（37年～、承認統計調査）及び国民生活実態調査（38年～、承認統計調査）の再編・整備を行い、これら4調査を統合して、新たに国民生活基礎調査とする調査計画を検討した。

これを受けて、総務庁は61年1月31日、統計審議会に対し諮問（第210号「昭和61年に実施される国民生活基礎調査の計画について」）を行い、国民生活社会統計部会における審議を経て、3月28日に答申を得た。こうして国民生活基礎統計（第116号）が新たに指定された。

キ 企業の事業活動に係る統計の整備

我が国企業の事業活動については、多角化、国際化、ソフト化等の多様化が目覚ましく

進展し、その状況を定量的に把握することが行政上重要であるのみならず、各方面からの要請も強くなっていた。

しかし、従来の事業所に係る統計では、これら企業の事業活動の多様化の状況を表すことが困難であり、法人企業統計や貿易業態統計調査等の企業に係る統計も、企業の事業活動の多様化の実態を包括的に表すものとはなっていなかった。

このような状況を踏まえて、通商産業省は、企業の事業活動の多角化の状況を表す統計を作成するため、昭和62年及び平成元年に、調査事項を充実した上で、製造業を営む企業を対象とする工業統計調査丙調査を実施した。

しかしながら、企業の事業活動の多角化は単に製造業のみにとどまらず、他の業種にも及んでいることから、通商産業省は、鉱工業及び商業に属する事業所を有する企業のうち従業員50人以上かつ資本金（又は出資金）3,000万円以上の企業の全数（約3万5,000企業）を対象として新たに企業活動基本調査を実施し、企業の事業活動の実態を表す統計を更に充実させることとした。このため、総務庁は、3年11月8日、統計審議会に対し諮問（第234号「平成4年に実施される企業活動基本調査（仮称）及び商業実態基本調査の計画について」）を行い、4年2月14日、従来の工業統計調査丙調査を廃止し、新たに企業の事業活動の多様化等を把握する統計調査を指定統計調査として実施することが適当である旨の答申を得た。これを踏まえ、当該調査によって作成される統計は、4年9月11日、通商産業省企業活動基本統計（第118号）として指定された。

（4）平成初頭からの指定統計の動き

平成初頭から、新統計法が全面施行される前年の20年までの主な動きは以下のとおりである。

農林水産省は、農業の変化を踏まえた新たな行政ニーズに対応し、稲作、酪農等の農業経営部門別経営収支の統計、農業経営収支と生産費の相互関係に関する統計等を新たに作成することとし、既存の指定統計調査である農家経済調査及び米生産費調査並びに既存の承認統計調査である麦類、野菜などの農産物生産費調査、牛乳、肉豚などの畜産物生産費調査及び繭生産費調査を整理・統合し、新たに農業経営統計調査を実施することとした。統計審議会への諮問、その答申を経て、この調査によって作成される統計は、6年7月1日、農業経営統計（第119号）として指定された。

7年3月、統計審議会から「統計行政の新中・長期構想」が答申され、その中で、「工業実態基本調査及び商業実態基本調査については、通商産業省企業活動基本調査と連携を図りつつ、中小企業の多様な活動の実態を横断的にとらえる調査に再編成するための見直しを行い、平成10年から実施に移す」こととされた。これを踏まえ、既存の指定統計調査である工業実態基本調査及び商業実態基本調査を再編成し、新たに商工業実態基本調査が実施されることとなり、統計審議会への諮問、その答申を経て、この調査によって作成される統計は、10年3月31日、商工業実態基本統計（第120号）として指定された。

バブル経済に端を発した地価高騰は国民生活や経済活動に多大な影響をもたらし、元年

には土地政策の基本となる「土地基本法」（平成元年法律第84号）が制定されたほか、その後も土地政策審議会答申（2年10月29日）、総合土地政策推進要綱（平成3年1月25日閣議決定）などで相次いで、所有、利用、地価等に関する土地情報の整備・充実の必要性等が指摘された。これらを受け、5年に承認統計調査として土地基本調査が実施された。さらに、7年3月の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」において、土地基本調査については、統計体系に占める意義が高まっており、その重要性に応じた位置付けの明確化が必要である旨が提言された。これを踏まえ、統計審議会への諮問、その答申を経て、この調査によって作成される統計は、10年5月20日、法人土地基本統計（第121号）として指定された。

経済センサスの構想は、15年6月に各府省統計主管部局長等会議申合せとして取りまとめられた「統計行政の新たな展開方向」において打ち出され、その後、17年6月には、内閣府の経済社会統計整備推進委員会からも、全産業分野の経済活動の実態を包括的に表す一次統計が未整備となっている状況を改善する観点から、事業所・企業の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスが必要との提言がなされた。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においても、「経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）……を整備する。」こととされた。これらを踏まえ、総務大臣は、20年5月12日、21年に経済センサス - 基礎調査を実施することについて統計委員会に諮問し、答申を得た。この調査によって作成される統計は、20年9月22日、経済構造統計（第122号）として指定された。

(5) 基幹統計の動き

平成21年4月1日からは、新統計法が全面施行され、国の行政機関が作成する統計のうち、公的統計の中核を成すものとして重要性が特に高い統計が基幹統計に位置付けられることとなった。

全面施行に当たって、旧統計法の規定により指定された指定統計のうち、21年4月1日時点においても作成されているもの（51統計）については、改正法附則第5条の規定に基づき、「統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件」（平成21年総務省告示第216号）により、基幹統計とみなされることとなった。なお、国勢統計及び国民経済計算については、行政機関が作成する統計の中でも重要性が極めて高く、その高い重要性が将来にわたって維持されることを踏まえ、総務大臣の指定を受けることなく、基幹統計であることが新統計法の規定上明らかにされている。

新統計法の施行後は、統計調査以外の方法により作成される統計で基幹統計として指定されるものが現れ始めた。22年9月24日には産業連関表が、23年2月9日には鉱工業指数が、同年3月2日には生命表が、それぞれ統計委員会の諮問・答申を経た上で新たに基幹統計として指定されている。

物価構造については、従前、全国物価統計調査により把握されていたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計ではその変化を把握することが困難な状況とな

ってきていたこと等の理由により、この調査は、「構造編」として小売物価統計調査に取り込まれることとなった。統計委員会への諮問とその答申を経た上で、全国物価統計調査は中止され、24年6月15日、全国物価統計の基幹統計としての指定は解除された。

厚生労働省が、年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護などの社会保障制度に係る1年間の支出等を取りまとめて作成していた「社会保障給付費」は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅰ期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）において、「少子高齢化が急速に進展している我が国において、福祉・社会保障の問題は国民の大きな関心事となっており、これらを総合的に示す統計の重要性が高まっている。」と指摘され、新たに基幹統計として整備すべき統計の一つとして掲げられた。これを踏まえ、統計委員会の諮問・答申を経た上で、24年7月9日、社会保障費用統計が新たに基幹統計として指定された。

埋蔵鉱量統計は、昭和25年に指定統計とされた当初は、主に鉱物資源の合理的利用及び資源の安定供給を図ることを目的とする国内探鉱開発政策を推進するための基礎資料として利用されてきたが、その後、海外鉱山から調達されるものが大宗を占める状況となり、平成15年末をもって同政策が終了し、また、これに代わる政策ニーズも確認されなかった。このように、基幹統計として作成する重要性が低下していたことを踏まえ、統計委員会の諮問・答申を経た上で、25年3月29日、埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定は解除された。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）においては、28年度前半までに「現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。」こととされた。これを踏まえ、統計委員会の諮問・答申を経た上で、28年10月18日、人口推計が新たに基幹統計として指定された。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）においては、「経済センサス－活動調査の中間年における経済構造統計……について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という将来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。」こととされた。これを踏まえ、統計委員会の諮問・答申を経た上で、工業統計、商業統計及び特定サービス統計の経済構造統計への発展的な統合・再編を行うこととなり、令和元年5月24日、工業統計、商業統計及び特定サービス統計の基幹統計としての指定は解除された。

4年3月時点において、合計53の基幹統計があり、そのうち47は専ら統計調査の方法により作成されるもの、残りの6は統計調査以外の方法により作成されるものである。

第二節 指定統計調査制度から基幹統計調査制度へ

1 指定統計調査制度・基幹統計調査制度の意義

旧統計法における指定統計とは、「政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であって総務大臣が指定し、その旨を公示した統計」であり、指定統計調査とは、指定統計を作成するための調査をいう（旧統計法第2条、3条）。

指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、調査の目的、事項、範囲、期日、方法、集計事項、集計方法、結果の公表の方法及び期日等について、あらかじめ、総務大臣の承認を得なければならない（旧統計法第7条第1項）。

総務大臣は、必要があると認めたときは、関係各行政機関の長等に対し、調査の実施、変更又は中止を求めることができ（旧統計法第7条第3項）、また、調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めたときは、これらのものに対して、その改善につき勧告することができる（旧統計法第9条）。

指定統計調査の実施者は、国民に申告の義務を課し（旧統計法第5条）、立入検査や質問をし（旧統計法第13条）、関係各行政機関の長等に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる（旧統計法第17条）。他方、調査実施者に対しては、秘密保持の義務が課されており（旧統計法第14条）、これに反して秘密を他に漏らし、又は窃用したときは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処される（旧統計法第19条の2）。また、指定統計を作成するために集められた調査票は、総務大臣の承認を得ない限り、当該統計上の目的以外に使用してはならない（旧統計法第15条）。

また、指定統計調査の結果については、総務大臣の承認を得た場合を除き、速やかにこれを公表しなければならない（旧統計法第16条）。

一方、新統計法において規定された基幹統計とは、国勢統計、国民経済計算に代表される「行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって」、「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」等に該当するものとして総務大臣が指定するものであり、基幹統計調査とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第4項、第6項）。

行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、名称、目的、調査対象の範囲、報告を求める事項等について、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。また、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるものを除き、統計委員会の意見を聴かなければならない（新統計法第9条）。

総務大臣は、基幹統計調査が次に掲げる要件の全てに適合していると認めるときは、承認をしなければならない（新統計法第10条）。

- ①申請された事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること

②統計技術的に合理的かつ妥当なものであること

③他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること

行政機関の長は、承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。また、総務大臣は、基幹統計調査の変更又は中止の承認の申請があったときは、軽微なものを除き、統計委員会の意見を聴かなければならず、変更がその要件の全てに適合していると認めるときは、承認をしなければならない（新統計法第11条）。

総務大臣は、承認を受けた基幹統計調査がその要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、統計委員会の意見を聴いた上で、行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる（新統計法第12条）。

行政機関の長は、基幹統計調査を行う場合には、報告者に報告義務を課し（新統計法第13条）、正確な報告を求めるため必要がある場合は、立入検査等を行うことができる（新統計法第15条）。他方で調査実施者に関しては、調査票情報の適正な管理、利用制限、守秘義務等が規定されており（新統計法第39条～第43条）、守秘義務に違反した場合の罰則（新統計法第57条）、基幹統計の公表期日前の漏洩及び盗用に対する罰則（新統計法第58条）等が定められている。

また、行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに公表しなければならない（新統計法第8条）。

2 指定統計調査・基幹統計調査の実績

(1) 昭和22年統計法制定直後から30年代半ばまでの指定統計調査の動き

昭和22年から35年までの期間に実施された指定統計調査を見ると、表1のとおりであり、30年まではかなりの増勢を示している。

なお、この間、既に指定統計調査とされたものについても、多くの場合調査計画の改善が行われており、行政管理庁長官は、その都度、旧統計法第7条第2項の規定に基づき、その変更が妥当であるかどうかを審査し、承認を行っている。調査計画の一部変更の承認件数は、年により多少の変動はあるが、おおむね30件ないし40件強に及んでいる。

表 1 指定統計調査実施件数（昭和22年～35年）

府省等	年次														
	昭和														
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
総理府統計局	2	4	2	5	3	6	7	8	8	7	6	6	7	7	
経済企画庁			1	1	1				3		1	1	1	2	
大蔵省								1	1	1	1	1	1	1	
文部省	1	2	2	3	2	3	4	3	4	4	3	2	3	4	
厚生省	1	1	1	1	1	2	6	6	7	7	7	7	7	7	
農林省	1	2	3	6	5	7	7	8	8	7	8	9	7	8	
通商産業省	2	3	5	7	8	11	11	11	10	11	11	12	14	13	
運輸省	1	1	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7	8	8	
労働省	1	1	1	1	1	3	1	3	3	3	2	2	5	4	
建設省	1			1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	
自治省									1			1			
地方公共団体	1		2	2	3	4	3	2	2	2	2	2			
合計	11	14	21	31	30	42	45	49	55	50	50	52	55	56	

（注） 年次は「暦年」である。

（2）各種指定統計調査の標本設計の改善

毎月あるいは毎四半期など比較的短い周期で頻繁に作成される統計には、戦後急速に発達した標本調査理論に裏付けられた標本調査法が多用されるようになってきたことから、各省庁が実施する標本調査の計画の審査又は調整を行うための基本的方針を検討し、個々の標本調査の問題解決に向けて技術的援助を行うため、昭和27年10月3日、統計審議会に標本調査部会が設置された。この部会では、28年5月に第1回の会議を開催して以来、各標本調査計画について審議し、これを踏まえて、統計審議会は、34年末までに33の指定統計調査について、標本設計の際に留意すべき事項を示した答申、あるいは希望意見を付した答申を行うなど、標本調査の結果の精度を高め、利用度の向上を図る上で多大な成果を収めている。

（3）昭和30年代後半から平成初頭までの指定統計調査の動き

昭和30年代の後半になると、行財政改革の推進による調査実施体制の縮小化とそれに伴う事務負担増、プライバシー意識の高まりや報告負担の増大による調査への非協力等、統計調査をめぐる環境が悪化し、これに対処しつつ調査を円滑に実施することが統計行政の大きな課題となり、新たな統計需要を満足させるために、既存の統計調査の合理化及び統計作成のための新しい手法の開発研究が行われることとなった。

この間の指定統計調査の実施件数は表2のとおりであり、昭和50年代に入ってから、ほとんど変化がみられない。

表2 指定統計調査実施件数（昭和36年～平成2年）

府省等	昭和														
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
総理府統計局	6	6	7	6	6	6	6	7	7	6	8	6	6	8	7
経済企画庁	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1		
大蔵省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
文部省	4	4	5	3	4	4	2	3	3	3	4	2	2	3	3
厚生省	7	7	8	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7	6	6
農林省	7	7	9	7	8	8	7	8	7	8	7	7	8	8	7
通商産業省	13	14	16	14	12	14	15	14	13	14	14	14	16	15	14
運輸省	8	8	11	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8
労働省	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自治省			1		1			1					1		
地方公共団体			4	1		4				11	3	2			
合計	55	54	69	56	55	62	54	57	54	67	64	55	57	56	53

府省等 年次	昭和													平成	
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
総理府統計局	6	7	7	7	6	7	7	6	6	7	7	6	6	8	6
大蔵省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
文部省	2	2	3	2	2	2	2	3	3	2	2	3	2	3	3
厚生省	6	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	5
農林省	8	7	8	8	8	7	7	8	8	7	7	8	8	7	8
通商産業省	14	14	14	13	14	16	15	14	14	16	15	14	15	15	13
運輸省	8	8	8	8	8	8	8	7	7	8	8	7	7	7	7
労働省	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	3	3	3
建設省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自治省			1					1				1	1		
合計	52	50	55	52	52	52	50	55	52	52	53	53	50	51	49

（注1）年次は、昭和47年までは「暦年」、48年以降は「年度」である。

（注2）農水省は、昭和53年7月からは農林水産省

（注3）総理府統計局は、昭和59年7月からは総務庁統計局

さらに、40年代後半から50年代にかけては、我が国経済統計の中核を成す事業所統計調査、工業統計調査及び商業統計調査の3センサスについて、その円滑かつ効率的な実施の要請に応えるため、基本調査区の共通利用や実施時期等の調整が図られたことも大きな特色である。

ア 消費、物価統計を作成するための調査の実施

（イ）農家経済調査及び家計調査の整備

総理府統計局の家計調査と農林省の農家経済調査については、その相互比較性の確保、地域別・各階層別統計の充実が要請されたため、昭和37年2月20日、行政管理庁は統計審議会に諮問（第86号「農家経済調査と家計調査の相互の比較可能性等について」）を行い、家計調査部会での審議を経て、3月23日に答申を得た。これを踏まえ、37年度調査から両

調査の調査規模は大幅に拡大され、農家と非農家の地域別比較が可能となるなど消費統計体系の整備が図られた。

(イ) 小売物価統計調査の整備

家計調査の規模拡大に合わせて、小売物価統計調査についても、統計審議会の審議結果に沿って、37年度調査から地域及び採用品目等の大幅な内容改正が行われ、小売物価統計の整備が図られることとなった。

(ウ) 全国物価統計調査の実施

物価安定対策が政府施策の重要な柱とされるに至って、流通機構の近代化、合理化を図るための基礎資料の整備が強く要請され、42年に全国物価統計調査を行うこととなった。行政管理庁は、標本設計等実施方法について、42年5月26日に統計審議会に諮問を行い、その答申を踏まえ、全国物価統計調査は指定統計調査として実施されることとなった。

イ 法人企業統計調査の整備

企業活動の実態を明らかにし、併せて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することが必要とされたことから、昭和44年5月21日、行政管理庁は統計審議会に諮問（第127号「企業統計の整備について」）を行い、その答申を得て、45年から、指定統計調査として、法人企業統計調査が実施されることとなった。

ウ 事業所を対象とする3センサスの整備

(ア) 事業所統計調査

昭和40年代に入り、統計調査環境が次第に悪化するに伴って、地方統計機構からは、事務の平準化及び統計調査員の確保の観点から、統計調査の簡素・合理化が強く要望される場所となった。他方、国においても、各種センサスの効率的な実施と統計の精度向上の観点からその在り方を検討し、一時期には事業所を対象とする3センサスを統合する「経済センサス」の新設も構想された。

しかし、この構想は実現困難として退けられ、次いで、事業所を対象とする各種調査に共通利用できる調査区として「基本調査区」を設定すること及び事業所統計調査（3年周期）と商業統計調査（2年周期）の実施周期を変更すること等が検討されることとなった。

こうした背景の下で、行政管理庁は46年10月22日、統計審議会に対し諮問（第141号「事業所を対象とする統計調査における基本調査区の設定および事業所リストの整備等について」）を行った。統計審議会は、企業統計部会での検討を経て、46年12月17日及び47年4月21日に答申し、昭和47年事業所統計調査から基本調査区が設定された。その後、この基本調査区は長期間固定され、各種調査で統一的に利用されるとともに、基本調査区内事業所リストの整備に利用されることとなった。

なお、この答申は、今後の統計整備の方向を示すものでもあった。特に、事業所統計調査と商業統計調査は同一年実施を避けるよう計画的に調整することが必要であるとの指摘及び今後第3次産業に関する統計情報が重要となるので、そのニーズに応えるべく努力すべきであるとの指摘は、その後の統計整備に大きな影響を与えることとなった。

行政管理庁は、50年代以降も引き続き事業所統計調査の在り方について統計審議会にその審議を求めた。

- ・ 51年 4 月 16 日 諮問（第168号「事業所を対象とする三センサスの今後のあり方について」）
- ・ 56年 1 月 16 日 諮問（第184号「昭和56年に実施される事業所統計調査の計画について」）
- ・ 57年 4 月 16 日 諮問（第193号「事業所統計調査基本調査区内事業所名簿の整備計画について」）
- ・ 58年 5 月 20 日 諮問（第197号「事業所統計調査の実施年について」）

などである。諮問第168号に対する答申（51年 9 月 17 日）では、特に事業所統計調査に関して、当面 3 年に 1 回実施することとし、調査項目、集計方法、公表早期化等の改善方法が指摘され、これに基づき、53年調査及び56年調査において、地方分査の導入を始めとする充実整備が行われた。さらに、諮問第184号に対する答申（56年 2 月 20 日）では、事業所統計調査の実施されない中間年における事業所の新設、改廃等の変動状況を把握すべきであるとして基本調査区内事業所名簿の整備方策が示され、57年から法人企業を対象とする事業所名簿の補正、整備が実施されることとなった。他方、事業所統計調査自体については、国の財政事情が悪化して、従来どおりの 3 年周期目の59年に実施するための予算計上が困難となり、諮問第197号に対する答申（58年 7 月 15 日）を受けて、前回調査から 5 年目に当たる61年に実施することとされた。しかしこのことは、3 年周期での事業所統計調査の実施を前提に設計されてきた他の統計調査に多大な影響を及ぼすものとなり、再びその調整が必要となった。

61年以降の事業所統計調査の実施年については、統計審議会への諮問第207号（60年 5 月 24 日）に対する答申「統計行政の中・長期構想について」（60年10月25日）において、64（平成元）年、4 年、6 年、8 年とされ、このうち64年及び 6 年については、従来規模の調査の実施が困難な場合には、簡易な調査を実施することとされた。そこで、平成元年においては、民営の全ての事業所について、昭和61年事業所統計調査後における存続、新設、廃業の状況を把握した上で、新設事業所について、事業の種類、経営組織、従業者数などを調査することで基本調査区内事業所名簿の補正・整備を行い、併せて事業所の変動状況に関する統計を作成することを目的とした、サービス業基本調査を同時に実施した。

平成元年の次の調査の実施年は、4 年とされていたが、元年調査では既存の事業所についてはその有無のみを把握し、調査票による内容の把握は新設の事業所についてのみにとどまったことから、事業所の新設・改廃が多く、事業内容や規模の変動が激しい状況下では、事業所の基本構造を把握する統計及び完備した形での事業所名簿の適時な提供が困難になるとして、総務庁統計局は、次回の調査の実施年を 3 年とし、また、3 年に予定されていた商業統計調査（甲調査及び乙調査）と同時に実施する（ただし、商業統計調査の調査対象事業所は、事業所統計調査の調査対象から除外する）ことを計画した。

こうして、元年10月13日、統計審議会へ諮問（第229号「次回の事業所統計調査の実施年

について」）を行い、その答申（同年12月8日）を経て、事業所統計調査は、3年に商業統計調査（甲調査及び乙調査）と同時に実施されることとされたが、二つの大規模な調査の同時実施は、前例のないものであり、また、両調査を同時に実施することにより、一時的に地方公共団体の事務が過重となるおそれがあること等から、答申においては、両調査の計画の策定に当たっては、実査を担当する地方公共団体の意見を十分踏まえ、事前に試験調査を実施して、十分検討する必要があると指摘されている。

総務庁及び通商産業省は、この答申を踏まえ、試験調査を実施するとともに、地方公共団体をメンバーに加えた「平成3年事業所統計調査・商業統計調査同時実施調査方法等研究会」を設けるなどして、必要な検討を行った上で計画を策定し、2年8月10日、統計審議会への諮問（第231号「平成3年に実施される事業所統計調査及び商業統計調査の計画について」）を行い、その答申（同年11月16日）を経て、両調査は、3年7月に同時に実施され、商業事業所については、商業統計調査の結果を利用することにより事業所統計が作成された。

（イ）商業統計調査

事業所を対象として実施されるセンサスのうち、事業所統計調査（3年周期）、商業統計調査（2年周期）及び工業統計調査（毎年）については、6年に一度同一年次に実施されることとなるため、実査を担当する地方統計機構から、統計調査員の確保、申告者の負担軽減、事務平準化の点で、何らかの改善が必要である旨の指摘がなされていた。

3センサスの同一年実施を昭和47年に控え、行政管理庁は46年10月、統計審議会に対して、商業統計調査と事業所統計調査の実施年の在り方についても審議を求めたが、結論を得るに至らず、調整を行うこととなった。こうした経緯も踏まえ、次の6年目に当たる53年を控えて、行政管理庁は51年4月16日、53年対策を含め、統計委員会に諮問（第168号「事業所を対象とする三センサスの今後のあり方について」）を行った。統計審議会は、統計制度部会を6回、学識経験委員による小委員会を5回開くなどして審議し、①事業所統計調査は3年に1回とする、②商業統計調査は3年に1回とし、事業所統計調査との同一年実施を避ける、という結論を得るに至った。51年9月17日の答申を受けて、商業統計調査は、その周期を2年から3年に延長することとし、53年実施から54年実施に変更された。

商業統計調査は、財政上の制約から、60年以降は卸売・小売業を営む事業所を対象とする甲調査及び乙調査と一般飲食店を対象とする丙調査とに分離して実施されることとなり、甲調査及び乙調査が実地された翌年に丙調査が実施された。また、平成3年の商業統計調査（甲調査及び乙調査）は、事業所統計調査と同時実施の方法により実施された。

（ウ）工業統計調査

工業統計調査は、経済統計の中核を占める調査の中で唯一の毎年実施のセンサスであるが、調査環境の変化や国の財政事情の悪化などに対応して、簡素・合理化等いくつかの改正が行われている。具体的には、40年及び51年の調査規模区分の改正（甲調査対象事業所の規模引上げ）、56年以降の特定年次の調査における従業者1～3人の小規模事業所につ

いての裾切り^(注)調査の導入などであり、各センサス間の整合性確保と調査の円滑な実施を基本としつつ、統計審議会の審議を踏まえて実施されている。

エ エネルギー統計作成のための調査の実施

昭和55年7月18日と12月19日のエネルギー統計の整備に関する統計審議会の答申を踏まえ、エネルギー消費構造統計調査が同年12月に開始され、その後毎年実施されている。

また、エネルギー消費動態統計調査は56年1月以降毎月実施されている。その後58年4月1日に、エネルギー消費構造統計調査は商鉱工業石油等消費構造統計調査に、エネルギー消費動態統計調査は商鉱工業石油等消費動態統計調査に改称され、調査方法も、調査員調査・郵送調査併用から郵送調査に変更された。さらに、63年2月26日には、統計審議会へ諮問（第220号「商鉱工業石油等消費統計調査の改正について」）を行い、その答申（63年5月27日）を経て、構造統計調査の調査項目の簡素化、動態統計調査の対象業種の削減が行われている。

オ サービス業統計作成のための調査の実施

昭和60年10月25日の統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」において、サービス業に関して広く概括的な統計を作成することの必要性が指摘されたことを踏まえ、総務庁統計局は、平成元年からサービス業基本調査を開始した。また、通商産業省は物品賃貸業、情報サービス業、広告業等の業種について、それぞれの実態に対応した精緻な統計を作成することを目的として、昭和48年から特定サービス産業実態調査を実施しているが、この答申の指摘を受けて調査対象業種を徐々に拡大し、平成2年には8業種、3年には9業種の調査を実施している。なお、昭和62年12月からは、物品賃貸業、情報サービス業及び広告業を対象に特定サービス産業動態統計調査（承認統計調査）を新たに実施している。

(4) 平成初頭からの指定統計調査の動き

平成3年度から20年度までの指定統計調査の実施件数は、表3のとおりであり、重複是正等の取組もあって若干減少の傾向にある。

(注) 従業員数、売上高、資本金などを基準に、一定規模以下を調査対象から除外すること。工業統計調査の場合、従業者3人以下の事業所であって、特定業種に該当しない事業所を乙調査の対象から除外した。

表 3 指定統計調査実施件数（平成 3 年度～20 年度）

年度 省庁	平成									
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
総務庁	7	7	6	8	6	7	7	6	8	
国土庁								1		
大蔵省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
文部省	2	3	3	2	3	3	2	3	3	
厚生省	4	4	5	4	4	5	4	4	5	
農林水産省	7	7	8	9	6	6	6	7	6	
通商産業省	14	16	14	14	13	13	14	14	14	
運輸省	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
労働省	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
建設省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
自治省			1					1		
合計	48	51	51	51	46	48	47	50	50	

年度 省庁	平成									
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
総務省	6	7	7	7	8	6	7	7	7	
財務省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
文部科学省	2	3	3	2	3	3	2	3	3	
厚生労働省	7	7	8	7	7	7	6	6	7	
農林水産省	7	6	5	6	6	5	5	5	6	
経済産業省	13	13	9	8	10	8	8	9	8	
国土交通省	9	9	9	10	9	9	8	8	9	
合計	46	47	43	42	45	40	38	40	42	

（注）平成12年度は、平成13年1月6日の中央省庁再編後の省によって組替集計した。

ア 統計行政の新中・長期構想

昭和60年10月25日の統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」に続き、平成7年3月10日には「統計行政の新中・長期構想」が答申された。この答申を踏まえて、次のような見直しを行った。

（ア）社会・経済の変化に対応した統計調査の見直し

①企業・事業所関係統計調査の整備

- ・事業所統計調査について、企業に関する調査事項を追加し、事業所・企業統計調査に改称して実施
- ・経済産業省企業活動基本調査を3年から毎年実施に変更
- ・法人土地基本調査及び法人建物調査を新たに実施

②世帯・家計関係統計調査の整備

- ・家計調査及び単身世帯収支調査について、農林漁家世帯を調査対象に追加
- ・住宅統計調査について、世帯の現住居以外の住宅及び土地の保有状況についても把握することとし、住宅・土地統計調査に改称

（イ）主要統計調査の実施時期

主要統計調査の実施時期については、「統計行政の中・長期構想」において総合的な検討が行われてきたが、国民生活基礎調査（昭和61年）、サービス業基本調査（平成元年）等が新設されたことや、商業統計調査丙調査、商業実態基本調査、就業構造基本調査、全国物価統計調査等が集中して実施され、統計調査の輻輳が発生したことから、引き続き、主要な統計調査の計画的なスケジュール設定が必要となり、次のような措置を講じた。

- ・工業実態基本調査と商業実態基本調査を整理・統合して商工業実態基本調査とし、平成10年に実施
- ・商業統計調査を3年周期から5年周期に変更し、中間年に簡易調査を実施
- ・事業所・企業統計調査及び商業統計調査（いずれも簡易調査）の調査票を1枚に統一して11年7月1日に同時実施
- ・事業所・企業統計調査（簡易調査）、サービス業基本調査及び商業統計調査（簡易調査）を16年6月1日に同時実施

（ウ）統計調査の効率的実施と正確性の確保

9年2月に各省庁で申し合わせた統計調査見直し計画に基づき、各省庁において見直しを行い、次のような改善措置を推進した。

- ・平成10年住宅・土地統計調査においてロングフォーム・ショートフォーム方式^{（注1）}を導入
- ・経済産業省の生産動態統計調査等において12年1月から新世代統計システム（オンライン受付システム）を運用
- ・厚生労働省において、厚生労働行政総合情報システムを導入
- ・13年度から厚生労働省の毎月勤労統計調査にオンラインシステムを導入

イ 統計行政の新たな展開方向

「統計行政の新中・長期構想」が答申された後も統計行政を取り巻く状況は大きく変化し、その推進状況を踏まえつつ、早急に新たな指針を策定することが必要となった。このため、平成15年6月「統計行政の新たな展開方向」が各府省統計主管部局長等会議の申合せとして決定された。

（ア）社会・経済の変化に対応した統計の整備

「統計行政の新たな展開方向」に基づき、次のような統計の整備・充実が図られた。

- ・「経済センサス企画会議^{（注2）}」の検討結果を踏まえ、平成21年経済センサス - 基礎調査実施計画案を策定し、20年5月、統計委員会に諮問（同年8月に答申）
- ・19年及び20年の工業統計調査において、事業所・企業統計調査名簿とのマッチング作業を行い、調査の対象となる事業所・企業の捕捉精度を高めた名簿を平成21年経済センサス - 基礎調査の準備名簿に反映
- ・食品産業活動実態調査において、東アジア現地法人の活動実態を把握するため、日本国内の本社企業を対象とした調査を実施
- ・法人企業統計調査において、四半期別調査は20年4－6月調査（20年8月実施）から、年次別調査は20年度上期調査（21年1月実施、年次別調査は、上期と下期に分けて実施

（注1） 調査項目の多い調査票と少ない調査票を併用すること。平成10年住宅・土地統計調査においては、調査票甲（ショートフォーム）では現に居住している住宅に関する事項等を、調査票乙（ロングフォーム）では調査票甲の調査項目に加え、現住居以外の住宅に関する事項等を調査した。

（注2） 「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）に記載された経済センサスに関する課題について検討を行い、政府内調整を含めた合意形成を図るものとして、関係府省、学識経験者等から構成された会議

されている) から金融業及び保険業の調査を開始

(イ) 統計調査の効率的・円滑な実施

各府省では、情報通信技術（ＩＣＴ：Information and Communication Technology）の進展等を踏まえ、オンライン等電子的手段を利用した統計調査を推進し、20年6月末までに121調査で導入された。また、総務省政策統括官（統計基準担当）において、「サービス統計整備研究会」を開催し、総務省のサービス産業動向調査と経済産業省の特定サービス産業動態統計調査の重複是正方策等の検討を行った。

ウ 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画

政府は、「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）の趣旨を実現するための具体的な計画として、平成11年4月27日に「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」を閣議決定した。

同計画における統計関連事項は、次のとおりである。

①統計事務の民間委託の推進

統計事務（集計、データベース作成・提供、実査等）に係る民間委託を推進するため、各府省において推進方針を策定・推進し、総務省は各府省の推進方針及び民間委託の推進状況を取りまとめて公表する。

②重複の是正、調査結果の共有化、大規模統計調査の実施の一元化等

- ・事業所・企業を対象とする統計調査に関する調査客体及び調査事項の重複是正
- ・集計結果のデータベース化の推進と霞が関WAN^(注)を通じた調査結果の共有化
- ・事業所・企業を対象とする統計調査の同時実施の推進等

この減量・効率化に関する計画を受けて、各府省は11年度に民間委託に関する推進方針を策定し、その後、15年3月31日の行政改革推進本部報告「行政改革の実施状況（平成14年度版行政改革大綱のフォローアップ）」を受けて、方針の見直しを行った。この結果、20年度末には、統計事務については432調査中311調査において、データベース関連事務では21データベース全てにおいて、何らかの民間委託が行われた。

また、14年5月に「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（統計関連事項）推進協議会」において、「調査客体の重複是正措置の実施、同措置のための上限値の設定及び被調査履歴登録の手続きについて」を申し合わせ、これに基づき、14年6月から、国が実施する事業所・企業を対象とする統計調査について調査客体の重複是正措置を開始した。そして20年度末までに延べ433調査、約1,552万事業所・企業について調査候補名簿とデータベースに蓄積した既往調査履歴との照合を行い、延べ635調査、約876万事業所・企業について被調査履歴の登録を実施した。このほか、内閣府の法人企業動向調査と財務省の景気予測調査を一元化し、16年5月から法人企業景気予測調査を両府省の共管調査として実施した。

(注) 府省のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。全国の庁舎を広域回線網で接続し、府省内の業務システムの利用、政府共通の情報システムへのアクセス、他府省とのメールの交換などを行うことができる。

(5) 基幹統計調査の動き

平成21年4月1日からは新統計法が全面施行され、指定統計制度は基幹統計制度に移行した。

21年度から30年度までの基幹統計調査の実施件数は表4のとおりであり、これは、新統計法第55条第2項の規定に基づく統計法施行状況報告において取りまとめられたものである。

表4 基幹統計調査実施件数

省	年度	平成									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総務省		7	6	7	6	7	7	6	6	6	7
財務省		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
文部科学省		2	3	3	2	3	2	3	3	2	3
厚生労働省		6	6	7	6	6	7	6	6	7	6
農林水産省		6	5	5	5	6	6	6	5	5	6
経済産業省		9	8	7	7	8	9	7	6	8	8
国土交通省		8	8	8	8	9	8	8	8	8	9
総務省・経済産業省									1		
合計		40	38	39	36	41	41	38	37	38	41

令和元年度及び2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、各組織の負担軽減のため、統計調査の実施件数の報告が取りやめられた。表5は、申請件数を示したものである。

表5 基幹統計調査承認申請件数

省	年度	令和	
		元	2
総務省		8	5
財務省		2	2
文部科学省		2	6
厚生労働省		5	8
農林水産省		6	5
経済産業省		3	3
国土交通省		7	1
総務省・経済産業省		3	3
合計		36	33

ア 経済活動に関する基幹統計調査の動き

(ア) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進に伴う基幹統計調査の新設

我が国の経済活動に関する統計調査については、①産業分野ごとにそれぞれ異なる年次及び周期で実施されている、②比重を増しているサービス分野の統計が十分に整備されていない、といったことにより、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における産業構造を包括的に捉えることができないという課題が従来から指摘されていたところであり、この課題解決のために経済センサス - 基礎調査を始めとした経済活動に関する三つの基幹統計調査が新たに創設されることとなった。

- ・経済センサス - 基礎調査は、我が国の全ての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的とした調査で、平成21年に初回の調査を実施。令和元年度からはプロファイリング活動^(注1)の導入やローリング調査^(注2)への移行などを進めている。

- ・経済センサス - 活動調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とするもので、平成24年に初回の調査を実施

- ・経済構造実態調査は、主としてサービス業に関する商業統計調査を含む既存の3調査を再編・統合して創設されたもので、令和元年に初回の調査を実施。また、このときから工業統計調査が経済構造実態調査と同時一体的に実施されることとなった。

(イ) サービス産業・企業関連の基幹統計調査

関係府省が実施しているサービス産業・企業を対象とした既存統計調査については、経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）を中心に、共通的に把握する必要がある項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用して、複数調査の結果を合わせた結合集計を段階的に作成及び提供する方向で検討を進めることとなった。

イ 人口・社会に関する基幹統計調査の動き

(ア) 人口の実態を把握するための基幹統計調査

少子高齢化による生産年齢人口の減少は、労働投入の減少につながるとともに、医療・介護サービスなどの分野で国内需要を拡大させる反面、他の多くの分野で国内需要の縮小要因となるばかりか、地域社会や都市機能の維持にも影響を及ぼすものと考えられる。このような状況の中、人口やそれを取り巻く社会の構造変化等をよりの確に把握する上で、国勢調査や国民生活基礎調査の重要性はますます高まっており、次のような取組が行われている。

(注1) 主要な企業グループ等における本所・支所等の企業構造や売上高・従業員数などの企業活動状況について、専任の担当者が定期的に把握すること。

(注2) 複数年度にわたって事業所の開業・廃業状況等について順次調査していくこと。

- ・平成22年国勢調査では、東京都をモデル地域として、インターネットによる回答を導入。平成27年国勢調査においては、インターネット回答を全国規模に拡大

- ・国民生活基礎調査については、平成22年調査（大規模調査）において、所得表と世帯表・健康表をクロス集計した集計表を拡充し、23年7月に公表。また、令和元年度調査において回収率の比較的低い地域を中心に郵送回収を導入。なお、2年度は郵送回収を全面導入する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査自体を中止した。

(イ) 教育や就業等の実態を把握するための基幹統計調査

関係府省は、学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための統計について、学校教育を取り巻く環境変化への対応や教育機能の総合的把握の観点から、学歴等の教育関連項目を調査事項に追加するなどの改善を順次行っている。

- ・社会教育調査については、平成27年度において、各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加

- ・学校基本調査については、30年度から、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ（27年5月19日））との整合性にも留意した上で、中学校卒業者の就業状況の雇用契約期間（無期・有期）別の調査を開始

(ウ) 労働の実態を把握するための基幹統計調査

関係府省は、企業活動の多角化や働き方の多様化等を分析するための統計について、有期雇用契約期間や実労働時間をより適切に把握するための調査事項を追加するなどして、労働市場の変化や増加を続けている非正規雇用の実態を明らかにするための取組を行っている。

- ・労働力調査については、有期雇用契約者総数や年ベースの実労働時間、就業と結婚・出産・子育て・介護等との関係（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）等を把握するため、25年1月から調査事項を変更・追加

- ・就業構造基本調査については、24年調査において、育児休業・介護休業等の制度の利用状況、1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数等の調査事項を追加

- ・賃金構造基本統計調査については、令和元年調査から一括調査（複数の調査事業所を有する企業が、これらの事業所の報告を一括して行うこと）を導入し、電子媒体による報告を試行。2年調査からは電子媒体による報告を全面的に可能とし、オンライン調査を導入するとともに審査業務等の一部を民間委託。また、職種区分を日本標準職業分類と整合性のあるものに変更、学歴区分の選択肢を細分化

3 調査票の使用

旧統計法第15条第1項では、指定統計調査の結果集められた調査票は統計上の目的以外には使用できないこととされているが、この規定は、同条第2項により、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては適用されないことになっていた。これらの調査票の統計目的外の使用には、指定統計として集計公表されている地域区分や業種区分を

行政目的に応じて細分化し、あるいは組み替えて特別集計するもののほか、国の標本調査の標本数を都道府県等が拡大して実施する調査の集計のために使用されるもの及び地方公共団体が地方集計を独自に行うためのもの、更には他の統計調査の調査対象を選定するためのものなどがある。

この指定統計調査の調査票使用承認件数は、表6のとおりであり、電子計算機利用の高度化が進展した昭和40年代後半から高い水準で推移しており、この時期における各種行政施策における統計需要の大きさを示すものとなっている。

表6 旧統計法第15条第2項の規定に基づく承認件数

年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数
昭和22	2	33	40	44	153	55	228	3	112	14	201
23	3	34	34	45	123	56	218	4	110	15	206
24	1	35	42	46	146	57	193	5	103	16	151
25	11	36	66	47	189	58	220	6	102	17	165
26	6	37	48	48	176	59	151	7	149	18	135
27	13	38	81	49	186	60	147	8	161	19	198
28	9	39	92	50	205	61	191	9	171	20	157
29	10	40	120	51	205	62	157	10	176		
30	7	41	82	52	215	63	110	11	170		
31	5	42	128	53	251	平成元	125	12	141		
32	34	43	129	54	251	2	131	13	126		

(注) 年次は、昭和31年までは「暦年」、32年以降は「年度」である。

旧統計法では、調査票の目的外使用については、承認統計調査及び届出統計調査に係るものは調査実施者が自らの判断で行うことができるとされていた（第15条の2第2項）一方、指定統計調査に係るものは、総務大臣が「承認」という形で一元的に判断することとしていた（第15条第2項）。しかし、新統計法が施行された平成21年4月1日以降は、国の行政機関等は、統計の作成、統計的研究を行う場合又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いることができることとなった（第32条）。これは、長年の制度運用により、統計の作成や統計的研究、調査対象名簿の作成のような場合については総務大臣の承認が与えられるという実績が蓄積されたことから、これらについては逐一総務大臣の承認を求める必要がなくなったという判断によるものである。

表7 新統計法第32条に基づく調査票情報の利用件数

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	696	646	729	625	643	628	596	579	662	613	674	657

また、新統計法では、公的機関等が統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（第33条第1項第1号）、又は公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が当該統計の作成等を行う場合（第33条第1項第2号）に、国の行政機関等は、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を提供することができるとされており、これらの規定に基づく調査票情報の提供件数は、表8・表9のとおりである。

表8 新統計法第33条第1項第1号に基づく調査票情報の提供件数

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	2,254	2,975	2,647	2,478	2,504	2,437	2,585	2,586	2,584	2,358	1,999	2,086

表9 新統計法第33条第1項第2号に基づく調査票情報の提供件数

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	54	133	148	169	244	281	267	324	369	382	219	298

さらに、30年の統計法改正（令和元年5月施行）により、国の行政機関等は、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を、学術研究の発展に資する等相当の公益性を有する統計の作成等を行う者に提供することができるとされた（第33条の2）。この規定に基づく調査票情報の提供件数は、表10のとおりである。

表10 新統計法第33条の2に基づく調査票情報の提供件数

年度	令和	
	元	2
件数	7	7

一方、新統計法においては、国の行政機関等は、学術研究の発展に資すると認める場合等には、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができるとされており（第34条）、この規定による集計結果の提供件数は、表11のとおりである。

表11 新統計法第34条に基づく集計結果の提供件数

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	4	12	10	19	13	29	22	17	25	22	35	19

さらに、新統計法においては、国の行政機関等は、学術研究の発展に資すると認める場合等には、一般からの求めに応じ、調査票情報を加工した匿名データを提供することができると規定されており（第36条）、この規定による匿名データの提供件数は、表12のとおりである。

表12 新統計法第36条に基づく匿名データの提供件数

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	20	38	33	32	41	37	39	39	45	49	26	34

第三節 承認統計調査制度の意義と実績

1 承認統計調査制度の意義

旧統計法は、専ら指定統計及びそれを作成するために行われる指定統計調査の実施に関する規定によって構成されており、その他のものについては、別途、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号。以下「旧統計報告調整法」という。）が定められていた。旧統計報告調整法は、国の行政機関が直接又は地方公共団体の機関を通じ、10以上の人又は法人その他の団体（地方公共団体及び政令で定める法人を除く。）に対し、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告で、その結果の全部又は一部について統計を作成するために用いられるもの等を統計報告と規定し（第3条）、統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、その統計報告の徴集について、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないこととしていた（第4条第1項）。すなわち、統計報告の徴集について総務大臣の承認を受けようとする行政機関の長は、報告様式及びその他の参考書類を添付して、目的、報告を求める事項、報告を求める者の範囲、報告を求める期日又は期間、徴集方法等を記載した申請書を提出しなければならず（第4条第2項）、総務大臣は、統計報告の徴集が統計技術的にみて合理的であること、既に承認した統計報告の徴集との間に調整の必要がないことという基準に、国民負担の軽減等の観点等も加えて審査・調整を行う（第5条）。また、総務大臣は、既に承認した統計報告の徴集が承認の基準に適合しなくなったと認めたときは、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる（第9条）。

国の行政機関が行う統計調査のうち指定統計調査以外のものは、その大部分がこの法律の適用を受けることとなっていたが、徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められているもの、調査方法、調査事項、調査客体等が漏えいすることにより経済的若しくは社会的に混乱を引き起こし、又は国家的不利益を招くおそれのあるもの等については、この法律の適用除外とされていた。

なお、この制度は、統計報告の徴集について必要な調整を行い、国民の負担を軽減するとともに、行政事務の効率化を図ることを目的としたもの（第1条）であって、統計の真实性を確保し、統計の体系を整備する指定統計調査制度とは、その性格を異にしている。

一方、新統計法では、その規律の対象を公的統計全般に拡大するとともに、従来、旧統計法と旧統計報告調整法に分かれていた規定を一本化し、一般統計調査（行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの（第2条第7項））に関しても、総務大臣の承認手続及びその結果の公表について定めている。

行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、名称、目的、調査対象の範囲、報告を求める事項等を記載した申告書を提出して、総務大臣の承認を受けなければならない（第19条）。

総務大臣は、一般統計調査が次に掲げる要件の全てに適合していると認めるときは、承認をしなければならない（第20条）。

- ①統計技術的に合理的かつ妥当なものであること
- ②行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること

行政機関の長は、承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、総務省令で定める軽微な変更を除き、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。また、承認を受けた一般統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない（第21条）。

総務大臣は、承認を受けた一般統計調査がその要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、報告を求める事項の変更その他当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。また、行政機関の長がこの求めに応じなかったときは、当該一般統計調査の中止を求めることができる（第22条）。

行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別の事情があるときを除き、速やかに公表しなければならない（第23条）。

2 承認統計調査制度の実績

旧統計報告調整法における統計報告徴集の承認実績は、表13のとおりであり、おおむね400件台から500件台で推移している。

表13 統計報告の承認件数（様式単位）

年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数
昭和27	79	昭和37	469	昭和47	615	昭和57	468	平成4	431	平成14	453
28	272	38	527	48	450	58	400	5	404	15	411
29	381	39	444	49	469	59	482	6	404	16	329
30	556	40	434	50	535	60	503	7	435	17	451
31	350	41	440	51	547	61	438	8	551	18	379
32	331	42	553	52	452	62	478	9	465	19	384
33	359	43	502	53	543	63	447	10	401	20	449
34	292	44	572	54	477	平成元	395	11	486		
35	433	45	554	55	585	2	489	12	490		
36	346	46	515	56	520	3	527	13	472		

（注） 年次は、昭和55年までは「暦年」、56年以降は「年度」である。

新統計法が施行された平成21年以降は、第55条第2項の規定に基づく統計法施行状況報告において、表14のとおり、一般統計調査に係る承認件数が取りまとめられている。

なお、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う調査計画の変更の中には、「軽微な変更」として、総務大臣の承認手続が不要とされているものがある。

表14 一般統計調査に係る承認件数（調査単位）

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	136	105	59	72	72	62	75	88	92	79	97	86

第四節 届出統計調査制度の意義と実績

旧統計法第8条においては、指定統計調査及び旧統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた報告徴集以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、調査の目的、事項、範囲、期日及び方法を総務大臣に届け出なければならないこととされ、総務大臣は、必要と認めたときは、調査の変更又は中止を求めることができるとされていた。

なお、届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、法の委任を受けて、「届出を要する統計調査の範囲に関する政令」（昭和25年政令第58号）によって定められていた。

統計体系整備の有力な手段として指定統計制度が設けられたのであるが、指定統計は多種多様の統計のごく一部にすぎず、また、指定統計の性格から見ても、みだりに指定することは避けなければならないことから、指定統計を対象とするだけでは、統計の全般的な質の向上も体系の整備も図り得ないこととなる。そこで、この届出統計調査制度を設け、指定統計調査以外の統計調査のうち重要なものについても集中して管理を行うこととしたものである。指定統計調査制度に加え、この届出統計調査制度が設けられたことによって、

国等の統計調査のうち重要なものについての現状を把握して、総合的な調整を行うことができるようになった。しかし、昭和27年に統計報告調整法が制定・施行されて、国の行政機関が行う統計調査の大部分がその適用を受けることとなり、旧統計法による届出の必要がなくなったため、届出統計調査の多くは、都道府県、指定都市、指定都市以外の市、日本銀行等が実施する統計調査となった。

届出統計調査については、新たに届出統計調査を行う場合のほか、既に届け出た統計調査を変更し、又は中止した場合にも届け出なければならない（届出を要する統計調査の範囲に関する政令第3条第2項）こととなっており、それぞれの実績は、表15のとおりである。この制度に基づいて届出を要する統計調査の主な実施者は、都道府県、市等であることから、地域開発計画や住民福祉政策などの策定が盛んとなった時期には、届出の件数が多くなっている。

表15 旧統計法における届出統計調査の受理件数

年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止
昭和25	439			40	77	105	3	55	86	55	7	7	81	71	3
26	306			41	110	97	1	56	128	64	1	8	91	102	12
27	206			42	119	106	2	57	118	66	2	9	88	63	12
28	517	10	13	43	105	122	7	58	109	50		10	84	101	13
29	300	31	1	44	119	117		59	83	56	5	11	143	77	14
30	315	29	2	45	68	88	3	60	79	77	3	12	122	76	11
31	133	60	16	46	114	92	2	61	113	68	6	13	106	127	12
32	249	66	1	47	71	94	1	62	96	73	5	14	99	78	10
33	275	59	13	48	99	103	1	63	106	65	7	15	315	121	6
34	142	81	8	49	78	88		平成元	83	65	8	16	447	90	10
35	97	35		50	62	68		2	147	73	5	17	114	98	10
36	166	86	3	51	60	73		3	161	73	7	18	108	118	27
37	193	36	1	52	81	82		4	111	75	4	19	109	67	9
38	176	98	5	53	156	80		5	124	114	1	20	318	102	19
39	167	82	1	54	112	73	1	6	66	79	4				

（注）年次は、暦年である。

新統計法が施行された平成21年以降は、政令で定める地方公共団体と独立行政法人等が統計調査を新たに行おうとするとき及び変更しようとするときには、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされている（第24条及び第25条）。その受理件数は表16のとおりである。

表16 新統計法における届出統計調査の受理件数

年次 (年)	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
新規	88	170	154	152	150	134	116	162	126	140	244	188
変更	181	66	106	139	118	120	107	181	122	152	179	163

第五節 予算を通じた統計の調整

国の統計を改善するためには、適切な予算措置が講ぜられることが必要であることは言うまでもない。戦後の統計の改革によって、国の必要とする統計調査の経費は全額国費負担とする原則が確立されたことは、大きな前進であった。しかし、統計予算の各省間の配分を均衡化するとともに、重複を事前に調整し、国の統計予算全体としての効果的運用を図るという点では、いまだ残された問題が多かった。統計委員会では、指定統計調査の審査に当たり、提示された計画に対して予算が不十分な場合は、調査計画の変更を求めるか、予算の増額を大蔵省に求めた。しかし、いずれの場合も、委員会の主張を貫くことには困難な場合が多く、予算不足のまま調査が行われる事例もまれではなかった。

そこで、統計委員会は、大蔵省の予算編成権に抵触しない方法によって実質的にこの問題を解決する方向に進むこととした。その具体的方法は、

- ①統計予算の分析を行い、国の財政支出における統計費の大きさを示し、官民の理解を深めること
- ②各省庁調査費のうち、共通基準によって支出されるべき統計調査員手当等の基準単価を設定すること
- ③各省庁からの大蔵省主計局への予算要求と同時に、統計委員会へ統計関係予算要求書の提出を求め、委員会事務局において、専門技術的見地より優先順位を付した意見書を作成し、主計局の査定参考資料として提示すること

の3点に要約することができる。

第1点の統計予算の分析は、昭和23年度予算から始めて、以後毎年作成している。国の歳出予算から統計調査経費を抜き出す作業は必ずしも容易なものではなく、省庁ごとに統計予算の款項目の精粗があること、統計又は調査費と明示されていない費目の中にかかなりの統計関係費が含まれていること、予算の執行面で組替えがなされている場合があること等のため、完全な意味での統計関係費用分析には至っていないものの、諸方面の参考に供されてきた。

第2点については、統計調査員手当を中心に取り組まれた。調査員手当は、21、22年ごろには全く調整がなされておらず、統計調査ごとにばらばらであった。従来、統計調査員は名誉職と考えられ、その手当は費用弁償の意味が強かった。ただし、戦後になると、このような考え方では調査員を得ることが困難となり、また調査実施上からも能力が高く積極的な調査員が求められたが、それには、少なくとも、最低賃金と考えられるものを支給することが必要であった。また、各省庁が競争的に手当を増額し厚薄の差が生ずることも調査機構の混乱を招くこととなるため、統計委員会は、24年度予算編成期から、各省庁と協議の上基準単価を協定し、なるべくその線にそろえるように努力し、26年度には、おおむね日額150円、170円の2種に統一されている。

第3点については、当初は、統計委員会事務局の総務課長が主計局を兼任して各省統計予算の連絡及び調整に当たるといった人的手法による。

24年度予算編成においては、あらかじめ、各省庁の調査計画を聴取して優先順位を作成し、高順位のものについては復活要求に合わせて、大蔵省に意見を提出した。25年度予算編成からは、主計局と協議の上これを更に進め、主計局への予算要求書の提出と同時に、統計委員会にもその提出を求め、統計調査計画の重要性、経費、調査方法の妥当性などについて総合的に検討した上、統計委員会委員長意見書を主計局長に提示することとした。この意見書は、基本方針とその実現に必要な措置を述べたもの及び調査ごとの優先順位を示す表とから成り立っており、その後も、内容に改善を加えつつ、昭和から平成、令和と引き続いて毎年度財務省に提出されている。

なお、令和元年度及び2年度には、統計委員会から、次年度における各府省の統計リソースの重点的な配分に関する建議が行われた。建議の内容は各府省に周知されるとともに、「各府省統計調査計画等審査」に当たっては、建議の中で言及されている重点分野の内容を十分に踏まえることとしている。

第六節 統計調査の整理再編

統計は、社会・経済情勢の変化に即応して体系的に整備されていくことが重要であるが、他方、統計調査は予算を始めとする行政リソースや調査対象となる国民の負担の下に作成されるため、その時々に行財政改革の推進や国民負担の軽減の観点から統計調査の整理再編と簡素効率化に取り組むことも求められる。昭和54年及び59年には行政改革の一環として既存統計調査の廃止等が行われ、また、平成元年には、各省庁が統一的な視点で所管の統計調査を定期的に見直すことについての申合せが行われた。

このように統計調査の整理が行われる一方で、経済統計の体系的な整備が課題であり続ける中、15年以降、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計（経済構造統計）の整備に向けて関係省庁の取組が本格化し、経済構造統計を軸とした経済統計の体系的整備のため統計調査の統合・再編が行われた。

1 昭和55年行政改革計画に基づく報告等の整理

昭和54年1月16日、「行政の簡素、効率化の推進について」が閣議決定され、各種報告等の総点検を行ってその整理合理化を推進することとし、行政改革本部において、整理計画を策定することとなった。行政改革本部は、各省庁に対し統一的整理基準を示して所管の報告等の総点検を求め、その結果に基づき、報告等整理計画を策定した。この計画は、「昭和55年以降の行政改革計画（その1）の実施について」（昭和54年12月28日閣議決定）に盛り込まれた。

その内容は、各種報告等1,477事項について、廃止、規制の緩和、簡素化等の整理をおお

むね54年度及び55年度の2か年で行うというものであり、このうち、統計調査については、63の調査の整理を行うこととされた。

この計画に基づき、

- ①農林水産省の小麦粉の販売状況調査、経済企画庁の法人企業間接費調査（いずれも承認統計調査）等9調査の廃止
- ②通商産業省の炭鉱従事者調査の炭鉱設備調査（いずれも承認統計調査）への統合
- ③大蔵省の国家公務員共済年金受給者調査（承認統計調査）、厚生省の厚生省報告例（届出統計調査）等21調査の調査客体、調査（報告）回数の縮減等
- ④総理府統計局の小売物価統計調査、労働省の労働生産性調査（いずれも指定統計調査）等32調査の調査内容等の簡素化

が行われた。

表17 各種報告等の整理再編の計画及び実績

報告等の種類	整理区分	廃止	統合	規制の緩和	簡素化	計
	府省庁					
統計調査	総理府統計局	0	0	0	3	3
	経済企画庁	2	0	0	1	3
	科学技術庁	0	0	1	0	1
	環境庁	0	0	1	1	1
	法務省	0	0	1	2	3
	大蔵省	0	0	1	0	1
	文部省	0	0	1	3	4
	厚生省	0	0	2	6	8
	農林水産省	3	0	5	6	14
	通商産業省	3	1	6	4	14
	運輸省	0	0	1	3	4
	郵政省	1	0	0	0	1
	労働省	0	0	1	2	3
	建設省	0	0	2	1	3
	小計	9	1	21	32	63
その他の報告等	25 省庁（委員会）	676	106	319	313	1,414
計		685	107	340	345	1,477

2 59行革大綱に基づく統計調査の整理再編

昭和58年3月14日の臨時行政調査会の答申「行政改革に関する第5次答申－最終答申－」において、統計行政機構等の改善合理化の一環として、既存統計の内容を改善し新規必要分野の統計の開発を行うことが必要であり、そのため、重要度の薄れた統計を廃止・縮小するなど現行の統計調査について、国全体として3年間に2割を目途に整理・再編を図ることとされた。

これを受けて、政府は、「行政改革に関する当面の実施方針について」（昭和59年1月

25日閣議決定）（59行革大綱））において、59年以降3年間に既存統計調査の約2割に当たる115の統計調査について、廃止・統合、周期の延長等を行うこととした。

この計画に基づき、

- ①文部省の産業教育調査、運輸省の国際観光統計調査（いずれも指定統計調査）等29調査の廃止
- ②経済企画庁の企業経営・投資動向調査（承認統計調査）等3調査の統合
- ③総務庁の就業構造基本調査、厚生省の患者調査（いずれも指定統計調査）等16調査の周期の延長
- ④大蔵省の法人企業統計調査、農林水産省の農林業センサス（いずれも指定統計調査）等46調査の調査客体又は調査事項の縮小
- ⑤行政管理庁の行政機関電子計算機利用基本調査（届出統計調査）等22調査の調査方法等の簡素化

が行われた。

表18 統計調査の整理再編の計画及び実績

府省庁	区分	廃止・ 統合	周期の 延長	縮小	簡素化	計
総理府本府・総務庁統計局		2	1	2	2	7
行政管理庁		0	0	0	3	3
経済企画庁		1	0	1	0	2
科学技術庁		0	0	1	0	1
環境庁		0	0	1	0	1
国土庁		0	0	1	0	1
法務省		0	0	0	9	9
大蔵省		1	0	1	0	2
文部省		3	0	2	1	6
厚生省		2	4	7	0	13
農林水産省		9	1	9	5	24
通商産業省		5	3	12	0	20
運輸省		2	3	2	0	7
郵政省		3	1	1	0	5
労働省		3	2	3	0	8
建設省		0	1	3	1	5
自治省		0	0	0	1	1
計		31	16	46	22	115

3 統計調査に係る国民の負担軽減方策についての申合せ

統計調査に係る国民の負担軽減については、昭和60年10月25日の統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」において、行政の簡素合理化を図るという観点をも踏まえて、①必要性の薄れた統計調査の廃止・統合、②統計技術の活用等による統計調査の効率

化・合理化、③関連する統計調査間の整合性の確保の観点からの既存の統計調査の定期的な見直し、が必要であるとの指摘がなされた。

また、63年12月1日の臨時行政改革推進審議会答申において、「統計報告を含めより広範に報告、申請等に係る国民の負担軽減を政府全体として推進する方策を検討する」との指摘がなされた。これを受けて、政府は、「規制緩和推進要綱」（昭和63年12月13日）、「平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（平成元年1月24日）を閣議決定し、所要の施策を着実に実施することとした。

これらを踏まえ、平成元年12月5日、各省庁統計主管課長等会議が開催され、「統計調査に係る国民の負担軽減方策について」の申合せが行われた。その内容は、次のとおり、各省庁が統一的な視点で所管の統計調査を定期的（少なくとも5年ごと）に見直すというものである。

その後、「平成2年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（平成元年12月29日閣議決定）において、この申合せに沿って国民の負担軽減を着実に推進することが決定された。

この申合せに基づき、各省庁では、所管の統計調査の定期的見直しを行っており、政策統括官（統計制度担当）においても、その推進を図ってきたところである。

○統計調査に係る国民の負担軽減方策について

（平成元年12月5日各省庁統計主管課長等会議申合せ）

統計調査に係る国民の負担軽減については、「統計行政の中・長期構想について」（昭和60年10月25日付け統計審議会答申）に沿ってその推進を図っているところであるが、「規制緩和推進要綱」（昭和63年12月13日付け閣議決定）において、国民の負担軽減を政府全体として推進する方策を検討することとされたことに鑑み、下記の方策を講ずるものとする。

記

1. 統計調査の定期的見直し

- (1) 各省庁は、国民の負担軽減の観点から、所管する統計調査について、定期的（少なくとも5年ごと）に見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 各省庁は、見直しに当たって、次の見直しの視点を参考にするものとする。

① 既存統計調査の廃止、統合

既存統計調査について、社会経済情勢の変化、業務報告の活用等により廃止できないか、また類似統計調査と統合できないかを検討する。

② 調査事項の削減

他の統計を活用できる事項、調査結果の利用上の観点から必要性の乏しい事項の削減について検討する。

③ 調査客体数の削減

調査結果の利用に支障を生じない範囲で、調査客体数の削減ができないかを検討する。

④ 調査方法の改善

新しい調査手法の導入等により国民の負担軽減の観点から調査方法の改善ができないかを検討する。

⑤ 調査周期の延長、調査実施時期の適正化

調査結果の利用に支障を生じない範囲で、調査周期の延長を検討するとともに、調査客体の繁忙期における調査を回避するよう検討する。

⑥ 関係者の意見への配慮

上記の検討に当たっては、極力、地方公共団体、民間団体等の意見に配慮する。

2. 国民の負担軽減のための研究・開発

各省庁は、国民の負担軽減のため、統計調査の効率化方策等の研究・開発に努めるものとする。

4 経済センサスの創設

平成15年6月に各府省統計主管部局長等会議申合せとして取りまとめられた「統計行政の新たな展開方向」において、「全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計（当面「経済センサス（仮称）」という。）の整備を図る。……総務省（統計基準部）は、平成15年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成17年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。」とされた。

他方、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）においては、「国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。」とされ、これを受けて内閣府に設けられた「経済社会統計整備推進委員会」からは、事業所・企業の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスが必要との提言がなされた。次いで、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）では、「産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する。」とされた。

こうした経緯を踏まえ、総務省は、「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」を16年1月から21回にわたって開催し、18年3月31日に「経済センサスの枠組みについて」を決定した。この中には、経済センサスは、①指定統計調査として実施する、②21年に行政記録等法人企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査を総務省が中心となって実施した上で、その調査結果により得られた情報を有効に利

用して、経理項目の把握に重点を置いた調査を23年に総務省と経済産業省が中心となって実施する、③経済センサスを実施することに伴い、既存の大規模統計調査については廃止もしくは時期の変更等を行う、ことなどが明記されていた。

続けて、18年4月6日に「経済センサスの今後の取組みについて」が各府省統計主管部局長等会議申合せとして取りまとめられ、経済センサスに関する企画調整のための場として、「経済センサス企画会議」を設けることとされた。経済センサス企画会議は、18年5月から20年3月まで8回開催され、調査事項、用語の概念、定義の整理、調査の名称等について具体的な検討を行った。また、経済センサスの実施により作成される統計の名称は経済構造統計、調査の名称は、21年調査については経済センサス - 基礎調査、23年調査については経済センサス - 活動調査とすることが了承された。

その後、経済センサス - 基礎調査は、20年5月12日の統計委員会への諮問（第8号「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について」）と答申（8月20日）を経て21年7月に実施された。また、経済センサス - 活動調査は、22年10月22日の統計委員会への諮問（第29号「経済構造統計の指定の変更、経済センサス - 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」）と答申（12月17日）を経て24年2月に実施された。

5 経済統計の体系的整備

平成27年10月、経済財政諮問会議において基礎統計を更に充実すべきとの意見が出され、諮問会議は、統計委員会と協力しながら議論を重ね、28年12月に「統計改革の基本方針」を決定した。この方針では、統計改革推進会議を創設すること、5年に一度行うこととされている公的統計の整備に関する基本的な計画の改定を1年前倒しして、29年中に行うこととされた。これを受けて、29年1月から内閣官房長官を議長とする統計改革推進会議が開催されて議論が行われ、29年5月に「統計改革推進会議最終取りまとめ」が決定された。その内容は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）に反映されており、特に「国民経済計算・経済統計の改善」に関しては、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備を推進することとし、経済構造を詳細に把握して推計する基準年（5年ごと）には、経済センサス - 活動調査を実施する一方、中間年における経済構造統計については、総務省所管の一般統計調査であるサービス産業動向調査（拡大調査）と経済産業省所管の基幹統計調査である特定サービス産業実態調査、商業統計調査の3調査を統合・再編し、総務省・経済産業省共管の新調査を創設することとされた。

その後、30年3月28日及び4月20日の統計委員会への2度にわたる諮問（第113号「中間年における経済構造統計の整備について（その1）、（その2）」）と答申（8月28日）を経て、令和元年6月に経済構造実態調査が実施された。

第五章 統計基準の設定と運用

第一節 統計基準

1 統計基準

(1) 戦後再建期の統計基準

統計の正確性と客観性を保持し、相互比較性を向上させ、利用を促進するためには、統計の作成に関して必要な基準が設けられていなければならない。このような基準を「統計法」（平成19年法律第53号。以下、この章において「新統計法」という。）第2条第9項においては「統計基準」と定義している。

しかしながら、昭和22年に制定された「統計法」（昭和22年法律第18号。以下、この章において「旧統計法」という。）では、統計基準の定義及び範囲が明確にされているわけではなかった。

各種の標準的な統計の分類（以下、「標準統計分類」という。）は、国際連合が提唱した「1950年世界センサス」に我が国も参加して大規模な各種センサスを実施することとなったことを契機に、統計委員会によって、その研究が進められたものである。当時、我が国は連合国の占領下に置かれており、直接センサスに参加できる立場ではなかった。しかしながら、連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）は1950年センサスに関する国際的な動向を背景に、早くからこのセンサスについて日本政府に示唆を与えてきた。22年11月7日付けのGHQの経済科学局覚書には「日本のためのセンサス計画書」と題して日本が1950年世界センサスに参加すべき旨が示されており、その中で統計作成の基準となる統計の分類の作成が示唆されている。

○日本のためのセンサス計画書（要旨）

日本の統計組織を発展させるために必要な点は、経済活動の全分野にわたる調整されたセンサス計画を作成することである。過去においては、各種のセンサスが別々の政府機関によって実施され、相互に関連するデータの一貫性や比較可能性にはほとんど考慮が払われてこなかった。その結果、センサスから得られるはずの経済全体を包括するデータが得られなかった。次の勧告は1950年センサスの計画を立て、可及的速やかに実際の作業を開始する基礎を提供しようとするものである。

- 1 1947年事業所統計調査は中止し、1950年センサスの準備に傾注すること。

2 工場統計^(注)は年次調査として継続すべきであるが、産業及び商品分類並びに調査事項に基本的な改善が加えられている間は最小限にとどめるべきこと。

3 統計委員会に中央計画委員会を設置し、その下に置かれる各部会（人口、住宅、製造、商業、運輸等）は、産業及び商品分類並びに調査事項を定めるに当たっては、広く官民の産業に関する高度な専門家と協議することができるように、その運営方針を定めること。アメリカ及び国際連合の統計上の必要性から計画されている本センサス計画は、国際分野の統計的要件と連携するようにも設計する必要がある。日本政府に設置される中央計画委員会は、近く来日する予定の米国産業分類専門家と協働することで最も効果的に活動できる機関となるであろう。

また、同年12月18日付けのGHQ調査統計部の覚書には、センサス実施に関して組織を整備することのほか、「米国のセンサスと合致させ、特に産業分類については、近く来訪する専門家と協力して新産業分類を作成すること。」と記され、ここでも新たな分類の作成について言及されていた。さらに、翌23年3月24日付けのGHQ経済科学局覚書第3項には、「経済の関連分野をカバーするデータ間の非整合性や比較不能性を回避するために、統計委員会は、……産業、商品、職業についての標準的な分類体系を準備して、（実査を担当する）各省庁の調査計画の調整を行うことを要請する。」と記載されており、各種標準統計分類を新たに作成することが求められていた。こうして、最初に「日本標準産業分類」が作成され、その後逐次、「日本標準商品分類」、「日本標準職業分類」、「日本標準建築物用途分類」が作成された。

標準統計分類には、これらのほかに、厚生労働省が作成する「疾病、傷害及び死因の統計分類」がある。この分類は、世界保健機関（WHO：World Health Organization）が作成する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）に準拠したもので、その起源は明治33年まで遡ることができるが、現在使用されているものは、昭和24年に厚生省に設置された「疾病、傷害及び死因統計分類審議会」によって研究、作成された分類に基づくものであり、第6回国際疾病、傷害及び死因分類修正会議（24年開催）における修正案（24年に開催された第1回世界保健会議で承認）に準拠したものである。その後、国際分類が修正される都度、本分類も改定されている。平成27年2月の改定では、WHO勧告（ICD第10版の一部改正）に基づく新たな疾病概念の確立や疾病概念の変更に伴う項目の改廃（新設184、削除49、名称変更130）及び医学用語の適正化（554項目）に対応した改定を行った。また、令和3年4月に、WHOにおけるICD改定の動向を踏まえ、「コロナウイルス感染症2019」の追加などの部分的な改定を行った。

(2) 政令の制定

統計委員会が作成する標準統計分類が政府として統一的に使用されるようにするため

（注） 後の工業統計

の方策については、昭和24年12月23日の第12回統計委員会及び25年4月28日の第17回統計委員会において、まず日本標準産業分類について審議され、その結果、旧統計法に基づく政令を制定し、その使用を義務付けることとされた。なお、日本標準商品分類については、生産統計に関する統一的な使用は可能としても、貿易、運輸等の流通統計についてはいまだ研究すべき課題が残されていることから、法令による使用の義務付けは将来の課題とされた。また、日本標準職業分類は、25年の国勢調査に使用した結果を踏まえて標準統計分類に発展させることとされた。

一方、厚生省が作成する疾病、傷害及び死因の統計分類については、26年5月に我が国がWHOに加盟することとなったことに伴い、加盟国として、人口動態統計等の死亡及び疾病統計の作成・公表に当たっては、ICDに準拠した分類に基づいて作成しなければならない義務を負うこととなった。

これらのことから、日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の二つについては、作成主体及び使用の義務付けの必要性の経緯は異なるものの、新たに制定する政令で共に使用を義務付けることとし、26年4月30日、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和26年政令第127号。以下「産業・疾病分類政令」という。）が制定された。この政令は、調査実施者は、指定統計調査及び届出統計調査の結果を産業別又は疾病、傷害又は死因別に表示する場合においては、統計委員会が公示する分類の基準及び分類表によらなければならないこと等を規定していた。

○統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令

（昭和26年政令第127号）

（産業分類）

第2条 調査実施者は、統計調査の結果を産業別に表示する場合においては、統計委員会が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。……

2 調査実施者は、前項の規定によって使用した分類及び分類表の名称を当該統計調査の結果の表示に記載しなければならない。

（疾病、傷害及び死因分類）

第3条 調査実施者（日本銀行及び日本商工会議所を除く。）は、統計調査の結果を疾病、傷害又は死因別に表示する場合においては、統計委員会が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

その後、統計委員会は、27年8月に行われた行政機構改革に伴い廃止されて、その事務が行政管理庁に移管され、同庁に統計審議会が附置されることとなった。これに伴って産業・疾病分類政令も改正された。主な改正点は、

①両分類の公示は行政管理庁長官が行うこと

②行政管理庁長官が産業分類を定めようとするときは、統計審議会の意見を聴かなければならないこと

等である。したがって、疾病、傷害及び死因分類については、統計審議会での審議は必要とされていなかった。

(3) 統計法の全部改正と統計基準

旧統計法は、制定以来 60 年間大きな改正はなされてこなかった。この間、社会・経済情勢は大きく変化し、調査票情報の二次利用など統計に対する要望も多様化してきた。

このような状況の中、平成16年5月11日に開催された経済財政諮問会議において吉川議員から、時代の変化を反映した的確な統計の整備に政府として取り組む必要性が指摘され、これを契機として、統計制度改革に関する検討が本格化した。その後、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、統計制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出することとされた。

19年5月、第166回国会において、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図ることを目的とした新統計法が成立し、同法第28条において、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準である統計基準の設定に関する規定が設けられた。同条は、公的統計が一定の基準に沿って作成され、また、相互の比較可能性が確保されていることが、社会の情報基盤にふさわしい有用な情報になり得る条件であることを踏まえ、統計基準の設定に係る総務大臣の責務等として、統計基準の設定義務、統計委員会への付議義務及び統計基準の公示義務を定めている。

○統計法（平成19年法律第53号）

（定義）

第2条

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

（統計基準の設定）

第28条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

21 年 4 月の新統計法全面施行に伴い産業・疾病分類政令が廃止されることとなることから、法令に基づく基準としての継続性を確保するため、従前の日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類を新統計法に基づく統計基準として位置付ける必要が生じた。このため、総務大臣は、統計委員会に対して 21 年 1 月 19 日に諮問（第 14 号「日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について」）を行い、同日、統計基準として設定して差し支えないとの答申を得た。こうして、総務大臣は、21 年 3 月に両分類を統計基準として設定し、公示した。その後、同年 12 月に日本標準職業分類が新たな統計基準として設定された。

なお、産業・疾病分類政令廃止に伴い、疾病、傷害及び死因の統計分類も他の統計基準と同一の扱いとなり、改定の際は統計委員会の意見を聴かなければならないこととなった。

これまで新統計法に基づき設定された分類に関する統計基準には、日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類及び日本標準職業分類の 3 分類があり、分類に関する統計基準以外では経済指標に関する統計基準がある。なお、従前設けられていた日本標準商品分類は、多くの統計で共通に用いられている実績が乏しいことから、新統計法に基づく統計基準としては設定されていない。

(4) 経済指標に関する統計基準

経済指標に関する統計基準については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第 I 期基本計画、平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から「指数の基準時及びウエイト時の更新の時期についての基準」を、季節調整値の客観性を確保する観点から、「季節調整法の適用に当たっての基準」を、新たに統計基準として設けることとされた。これを踏まえて、総務省では、「指数の基準時に関する統計基準」（平成 22 年総務省告示第 112 号）及び「季節調整法の適用に当たっての統計基準」（平成 23 年総務省告示第 96 号）を統計基準として設定し、公示した。

2 日本標準産業分類

(1) 設定

日本標準産業分類の作成作業は、昭和 23 年 2 月、統計委員会の下に設けられた産業分類専門部会によって開始された。

統計委員会は、作成作業を推進するため、産業分類専門部会の下に委員会（関係省庁の職員と民間専門家の中から選任された専門技術委員で構成）と産業部門別に 6 の小委員会（関係省庁の職員で構成）を設置した。この両者が標準産業分類作成の第一歩として着手したのは、米国の標準産業分類と国際連合の国際標準産業分類の研究であった。

同年 3 月下旬には、米国大統領府社会保障局産業分類課長 W. H. カミンズ氏を迎え、同氏の指導の下に、約 3 か月にわたって研究を重ねて標準産業分類の仮草案を作成し、引き続いて、米国セントオラフ大学社会・経済学部長 T. M. ソッギー博士を迎え、更に研究を加えて、同年 8 月に日米共同作成になる標準産業分類案を得た。そこで、この分類案を日

米両文の印刷物にして、それぞれ広く関係機関に配布して意見を求める一方、これを実地に試用して必要な修正を行うこととなった。この趣旨に沿って、総理庁統計局は、23年末から24年3月にかけて、石巻、四日市、宇部及び新潟の4都市において事業所試験調査を実施し、また、商工省調査統計局は、四日市及び新潟の2都市において商業試験調査を実施した。

この結果、若干の修正点が発見され、これとGHQの修正意見とを総合して本分類案の修正を行うこととなった。

幸い、24年7月に、T.M. ソッギー博士が日本標準産業分類及び日本標準商品分類を確定するために、GHQの顧問として再び来日したので、同博士の意見を求めるとともに、第5回国会で成立した諸法令をも考慮に入れた修正を行い、同年10月に、日本標準産業分類の最終決定を見るに至った。

これは、「日本標準産業分類 第Ⅰ巻 分類項目名、説明及び内容例示」として24年12月に刊行され、これに引き続き、第Ⅰ巻の内容例示として掲げられた産業名の五十音索引表が、第Ⅱ巻として、25年3月に刊行された。

(2) 第1回改定

昭和24年10月に設定された日本標準産業分類は、指定統計を始め多くの重要な統計に使用されるようになったが、統計委員会は本分類の統一的使用のより一層の推進を図るため、旧統計法に基づく政令を制定することを決定し、このために必要な研究を行うこととなった。

日本標準産業分類の統一的使用を政令で規定するに当たり、第一に考慮されたのは、本分類が各種の統計に対してどの程度無理なく適用できるかということであった。そこで、本分類を実地に使用した結果を踏まえつつ、我が国の産業構造における各産業部門の重要性の変化や産業部門に含まれる個別産業を我が国の実情に合わせるといった諸点に配慮して、必要な改正を行うこととなり、産業分類専門部会によってこの作業が進められることとなった。

統計委員会は、部会の下に産業部門別に6の小委員会（関係省庁の職員で構成）を設置して改定作業を行い、26年3月に成案を得た。これを受けて、26年4月30日に産業・疾病分類政令を公布すると同時に、日本標準産業分類の第1回改定を告示した。

第1回の改定においては、従来の分類体系を尊重しつつも我が国産業の変化等を踏まえて、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業、サービス業に係る細分類項目を中心として、分類項目の新設、分類項目名、内容例示の変更等が多岐にわたって行われた。

改定分類は、同年5月1日以後に実施する統計調査の産業別結果表示から適用され、産業・疾病分類政令の規定により、指定統計調査の実施者及び届出を要する統計調査を実施する国の機関、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行、日本商工会議所が統計調査の結果を産業別に表示する場合は、必ず本分類を使用しなければならない

こととなった。

なお、改定版は、「日本標準産業分類 ー第Ⅰ巻ー 分類項目名, 説明及び内容例示(1951年4月改訂)」として、26年10月に刊行された。

(3) 第2回改定

日本標準産業分類(第1回改定)は、昭和26年5月から産業分類の基準として施行されていたが、朝鮮戦争やサンフランシスコ平和条約締結を経て、我が国経済は急速に発展し、産業構造も大きく変化して、実状に合わなくなってきたことから、これを改定する必要性が生じた。

このため、27年8月に統計委員会の権限を引き継いだ行政管理庁は、新たに設置された統計審議会に産業分類部会を設け、更にその下に産業部門別に6の小委員会(関係省庁の職員で構成)と幹事会(関係省庁の産業分類担当官で構成)を置いて、改定作業を開始した。部会では、小委員会等で作成された改定案を順次審議し、28年初頭には、全ての審議を終了した。

行政管理庁は、部会の審議を経た日本標準産業分類改定案のとおり本分類を改定し、28年3月31日に告示した。改定分類は、原則として、同年4月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第2回の改定においては、それまでの分類体系を尊重しつつも、我が国産業の変化等を踏まえて、農業、漁業及び水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業、サービス業に係る細分類項目を中心として、分類項目の新設、分類項目名、内容例示の変更等が多岐にわたって行われた。このうち、主なものとしては、

①遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び採貝、採藻業を一括して一般海面漁業としたこと

②建設業の中に、国又は地方公共団体が直営で公共のために行うものについて細分類項目を新設したこと

が挙げられる。

この第2回改定は、「日本標準産業分類(1953年3月改訂) ー第Ⅰ巻ー 分類項目名, 説明及び内容例示」として28年3月に刊行された。

なお、この間、行政管理庁は、27年9月18日に開催された第1回統計審議会において、産業分類、職業分類、商品分類等の分類の設定・改定に関する五つの諮問を行った。このうち、諮問第1号「統計調査に用いる産業分類の基準の設定について」は統計審議会から産業分類部会に付託され、同部会における審議は終了したが、第2回改定前に統計審議会として答申するには至らなかったものである。

(4) 第3回改定

第2回改定後、日本標準産業分類は各省庁で統一的に使用されていたが、次第に技術革新の進展等に伴う産業構造の変化に適合しなくなってきた。

そのような中で、緊急の課題として、「武器等製造法」(昭和28年法律第145号)の公布

に伴い、これを日本標準産業分類にどう適用させるかについて検討する必要が生じた。既に行政管理庁では、昭和27年9月18日に開催された統計審議会において本分類の改定に関する諮問を行っており、統計審議会では産業分類部会において、これについて審議し、大分類「製造業」の一部を改定する必要があるとの結論を得た。この改定案は、29年2月12日に開催された第18回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。行政管理庁は、答申に沿って大分類「製造業」の一部を改定して「武器製造業」を中分類項目として新設し、29年2月27日に告示した。改定分類は、原則として29年3月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

なお、改定部分は、日本標準産業分類（1953年3月改訂）第Ⅰ巻の追補版として、29年3月に刊行された。また、これと同時に第1巻の内容例示として掲げられた産業名の索引表が、第2巻として刊行された。

(5) 第4回改定

統計審議会は、昭和27年9月の諮問第1号に対しては、引き続き、産業分類部会において審議することとし、部会の下に産業部門別に6の小委員会（関係省庁の職員及び民間の専門家で構成）と幹事会（関係省庁の産業分類担当官で構成）を設置して、30年の夏から改定作業を開始した。部会では、小委員会で作成された改定案を順次審議し、32年4月23日に開催された第15回産業分類部会で、全ての審議を終了した。

部会の審議を経た改定案は、32年4月26日に開催された第55回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申され、行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定し、32年5月1日に告示した。この改定分類は、原則として、33年1月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第4回改定においては、第2回改定以降の我が国産業構造の変化等を踏まえ、

①一般原則について、事業所の定義や分類適用の単位等の見直し

②分類項目について、大分類「電気、ガス、水道業」、中分類「設備工事業」、「鉄鋼業」、「非鉄金属製造業」、「家具・建具・什器小売業」、「その他のサービス業」、「在日外国公務」の新設

など設定以来、初めて分類の一般原則、分類体系が改定され、さらに、

③細分類項目を中心に全産業分野にわたって、多数の分類項目の新設、分類項目名・内容例示の変更等

が行われた。

なお、第4回改定版は、「日本標準産業分類（1957年5月改訂） ー第1巻ー 分類項目名、説明および内容例示」として、32年11月に刊行された。また、これに引き続き、第1巻の内容例示として掲げられた産業名の索引表が第2巻として、34年1月に刊行された。

(6) 第5回改定

第4回改定の日本標準産業分類のうち、「医療金融公庫法」（昭和35年法律第95号）の制定に伴い医療金融公庫が新設され、また「くずもの卸売業」については、現状に適合し

ない点が生じたため、昭和37年11月26日、産業分類部会において、関係業界の代表者から実状を聴取した。行政管理庁長官は、本分類の一部改定について、既に37年11月19日、統計審議会に諮問（第92号「日本標準産業分類の一部改訂について」）を行っており、同月30日開催の第122回統計審議会において、産業分類部会で審議することとされた。

12月3日開催の産業分類部会では、統計基準局が関係省庁と協議して作成した改定案について審議した。部会の審議を経た改定案は、12月14日に開催された第123回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。

行政管理庁では、答申に沿って、大分類「卸売業，小売業」及び大分類「金融，保険業」の一部を改定し、38年1月12日に告示した。改定分類は、原則として、38年4月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第5回の改定は、中分類「卸売業」中に「再生資源卸売業」を小分類項目として新設し細分化するとともに、大分類「金融，保険業」中に「医療金融公庫」を細分類項目として新設する部分的改定であった。

なお、改定部分は、日本標準産業分類（1957年5月改訂）第1巻の追補版として、38年2月に刊行された。

(7) 第6回改定

第5回改定は極めて限られたものであったため、第4回改定後における産業構造の変化により、分類項目、内容例示などの面で、現状に適合しない部分が生じていると考えられるようになった。

このため、行政管理庁は、本分類を使用する関係各機関から、これまでに当面した問題や改定に関する意見などの提供を求めて、問題点の所在を明らかにするとともに、昭和41年2月18日に開催された第161回統計審議会において、改定に関する諮問（第105号「統計調査に用いられる産業分類の基準の設定について」）を行った。

諮問を受けた統計審議会は、産業分類部会において審議することとし、部会の下に産業部門別に6の小委員会（関係省庁の職員と民間の専門家で構成）と幹事会（関係省庁の産業分類担当官で構成）を設置して改定作業を開始した。行政管理庁は、改定の狙い、改定作業組織、改定作業期間などを定めた本分類の改定作業要領を同年3月4日に開催された部会に諮った上決定した。

産業分類部会は、41年11月7日の第6回以降、小委員会で作成した改定案を順次審議し、42年2月9日に開催された第28回において、全ての審議を終了した。

部会の審議を経た改定案は、42年2月17日に開催された第173回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。

行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定し、42年5月1日に告示した。改定分類は、原則として、43年1月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第6回の改定においては、第4回改定以降の我が国産業構造の変化等を踏まえ、

①中分類項目の大分類間の移動

②小分類項目の中分類間の移動

③中分類項目の分割

のほか、小・細分類項目の分割・統合等の変更が多岐にわたって行われた。

なお、第6回改定は42年5月の改定告示に先立ち、「日本標準産業分類 ー第1巻ー 分類項目名、説明および内容例示」として42年3月に刊行され、引き続き、第1巻の内容例示として掲げられた産業名の五十音索引表が、第2巻として43年10月に刊行された。

(8) 第7回改定

昭和46年6月16日に統計審議会に対して、日本標準産業分類（42年5月改定）の改定に関する諮問（第139号「日本標準産業分類の改正について」）が行われた。前回の改定時における統計審議会の答申で、製造小売業、飲食店、サービス業の再編成など、分類の基本問題に関する研究続行の必要性が指摘されていたこと、改定後における産業構造の変化に伴い、分類適用上幾多の問題点が生じてきたことなどの理由から諮問に至ったものである。

この諮問に先立ち、45年9月10日の第1回から46年2月25日の第5回までの分類部会（45年4月17日、産業、職業等既存の4分類部会を統合して設置）で、既に分類改定に関する基本問題等の実質的な審議、検討が行われており、46年7月15日の第6回以降の分類部会では、別途設けられた産業分類幹事会によって作成された改定案を順次審議、決定し、47年2月14日の第16回分類部会をもって産業分類改定案全部の審議を終了した。

分類部会の審議を経た改定案は、47年2月18日に開催された第223回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定し、47年3月31日に告示した。改定分類は、原則として47年4月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第7回の改定においては、

①中分類項目（熱供給業、物品賃貸業）の新設

②中分類項目間の移動（各中分類に分散している各種商品の物品賃貸業を新設の「物品賃貸業」に集約）

③細分類項目の分割、新設（「調査・計算サービス業」を「情報処理サービス業」、「情報提供サービス業」、「その他の情報サービス業」に分割、「ソフトウェア業」を新設）といった技術革新、サービス経済化に沿った分類項目の改定が多岐にわたって行われた。

なお、第7回改定版は、「日本標準産業分類 分類項目名、説明および内容例示 1972年3月改訂」として47年3月に刊行され、引き続き、内容例示として掲げられた産業名の五十音索引表が48年3月に刊行された。

(9) 第8回改定

昭和50年12月5日に開催された第279回統計審議会において、日本標準産業分類（47年3月改定）の改定に関する諮問（第164号「日本標準産業分類の一部改正について」）が行われた。

諮問を受けた統計審議会は、これを分類部会に付託し、同部会によって改定に関する審議が行われることとなった。

分類部会の審議を経た改定案は、51年4月16日に開催された第283回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定し、51年5月15日に告示した。改定分類は、原則として、52年1月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第8回の改定においては、前回改定以降の我が国産業構造の変化等を踏まえ、製造業、運輸・通信業、サービス業に係る小・細分類項目を中心として分類項目の新設、統合、分割等が行われた。

なお、第8回改定版は、「日本標準産業分類 分類項目名，説明及び内容例示 1976年5月改訂」として51年8月に刊行され、引き続き、内容例示として掲げられた産業名の五十音索引表が53年10月に刊行された。

(10) 第9回改定

昭和57年12月17日に開催された第363回統計審議会において、日本標準産業分類（51年5月改定）の改定に関する諮問（第195号「日本標準産業分類の一部改訂について」）が行われた。

諮問を受けた統計審議会は、これを分類部会に付託して審議を行うこととし、部会の下に、産業分類小委員会（学識経験者及び関係省庁の職員で構成）と産業分類改定幹事会（関係省庁の産業分類担当官で構成）を設置して改定作業を進めた。

なお、改定作業は、諮問に先立つ55年10月から始められており、部会においては、小委員会で作成した改定案を順次審議し、58年4月7日の第98回分類部会で全ての審議を終了した。

分類部会の審議を経た改定案は、58年4月15日に開催された第367回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定し、59年1月10日に告示した。改定分類は、原則として、60年4月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。適用までに約一年の期間を設けることとしたのは、大分類の配列の変更及び中分類の新設により分類番号が大幅に変更されたことによる混乱を防ぐためである。

第9回の改定においては、前回改定以降の我が国産業構造の急速な変化等を踏まえ、

- ①第4回改定以来の一般原則を全面的に見直して、用語を吟味し、定義を明確化
- ②大分類体系を整序（「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「運輸・通信業」を財の生産、流通及び分配という観点から「製造業」と「卸売・小売業，飲食店」の間に配列）
- ③比重が高まりつつあるサービス業を中心とする分類項目の新設、分割、統合等が多岐にわたって行われた。

なお、第9回改定版は、「日本標準産業分類（昭和59年1月改訂） 分類項目名，説明及び内容例示 昭和59年1月改訂」として、59年1月に刊行され、引き続き、内容例示と

して掲げられた産業名の五十音索引表が59年3月に刊行された。

(11) 第10回改定

昭和59年1月の第9回改定以降の技術革新、事業形態の多角化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化に適合させるとともに、国際標準産業分類との比較性の確保等の要請に応えるために、平成3年6月14日に開催された第465回統計審議会において、日本標準産業分類の改定に関する諮問（第233号「日本標準産業分類の改訂について」）が行われた。

諮問を受けた統計審議会は、これを分類部会に付託し、同部会の下に産業分類小委員会（学識経験者及び関係省庁の職員で構成）と分類幹事会及び関係省庁連絡調整会議（関係省庁の産業分類担当官で構成）を設置して改定作業を進めた。分類部会の審議を経た改定案は、5年7月9日に開催された第490回統計審議会において了とされ、直ちに総務庁長官に答申された。総務庁は、答申に沿って本分類を改定し、5年10月4日に告示した。改定分類は、原則として、6年4月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第10回改定においては、前回改定以降の技術革新・情報化の進展、経済活動のソフト化・サービス化、消費者ニーズの高度化・多様化、金融・運輸・通信等分野の規制緩和等による産業構造の変化を反映させた広範な見直しを行った。

なお、第10回改定版は、「日本標準産業分類 分類項目名，説明及び内容例示」として、5年10月に刊行された。

(12) 第11回改定

平成11年4月、中央省庁等改革の一環として行われた審議会等の整理合理化に関する閣議決定において、統計審議会は、法令により審議会等への必要的付議が定められている事項についてのみを審議事項とする「法施行型審議会」の一つとして設置されることになった。

このため、これまで日本標準産業分類改定に係る改定原案の作成は統計審議会分類部会の下に設置された産業分類小委員会で行われていたが、以降は政府部内に置かれた産業分類幹事会（関係省庁の担当官で構成）及び産業分類検討会（学識経験者及び関係省庁の担当官で構成）において改定原案を作成し、その後、統計審議会に諮問、統計審議会は分類部会において原案を基に審議を行うこととなった。

第11回改定については、第187回分類部会（11年5月）において、改定のための体制、スケジュール及び基本的方向を内容とする「日本標準産業分類第11回改定基本方針」が了承され、総務庁は、6月に改定基本方針を決定した。これを受けて、産業分類検討会において、11年12月17日から13年1月15日まで24回の検討が行われ、改定案が取りまとめられた。

改定案は、13年2月16日に開催された第581回統計審議会に諮問（第268号「日本標準産業分類の改訂について」）され、統計審議会は、これを産業分類部会（13年1月12日、分類部会を改組）に付託した。部会の審議を経た改定案は、14年1月11日の第591回統計審議

会において了とされ、直ちに総務大臣に答申された。総務省は、答申に沿って本分類を改定し、14年3月7日に告示した。改定分類は、原則として、14年10月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

第11回改定は、前回改定以降の情報通信の高度化、経済活動のソフト化・サービス化、少子・高齢社会への移行等に伴う産業構造の変化に対応して、昭和32年5月の第4回改定以来の大分類項目の新設を行うとともに、各大分類に属する中・小・細分類項目についても新設、廃止等を行うなど産業分類設定以来の全面的なものとなった。

①大分類「情報通信業」……「通信業」、「放送業」、「情報サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「映像・音声・文字情報制作業」の五つの中分類から構成

②大分類「医療、福祉」……大分類「サービス業」の中分類から独立

③大分類「教育、学習支援業」……大分類「サービス業」の中分類から独立

④大分類「飲食店、宿泊業」……従来、大分類「卸売・小売業、飲食店」及び「サービス業」を構成していた中分類の中から抜き出して構成

⑤大分類「複合サービス事業」……従来、大分類「運輸・通信業」及び「サービス業」を構成していた中分類の中から抜き出して構成

なお、第11回改定版は、「日本標準産業分類 分類項目名、説明及び内容例示」として平成14年3月に刊行され、引き続き、内容例示として掲げられた産業名の五十音索引表が15年9月に刊行された。また、18年5月に五十音索引表第2版が刊行された。

(13) 第12回改定

この回の改定から、標準統計分類改定に関する基本的事項（改定計画、基本方針等）及び改定案の取りまとめは統計分類専門会議（学識経験者及び関係省庁の担当官で構成、平成15年12月26日の各府省統計主管部局長等会議申合せに基づき設置）において行い、具体的な改定案の作成は同会議の下に設置される分類幹事会（関係省庁の担当官で構成）及び産業分類検討委員会（学識経験者及び関係省庁の担当官で構成）で検討されることとなった。

第12回改定については、平成18年3月に開催された第6回統計分類専門会議において、改定基本方針案及び産業分類検討委員会の設置が了承され、これを受けて、産業分類検討委員会において、同年5月29日から翌19年3月16日まで18回の検討を経て、改定案が取りまとめられた。

改定案は、19年4月13日に開催された第648回統計審議会に諮問（第320号「日本標準産業分類の改定について」）され、統計審議会はこれを産業分類部会に付託、部会の審議を経た改定案は19年9月14日に開催された第653回統計審議会において了とされ、直ちに総務大臣に答申された。総務省は、答申に沿って本分類を改定し、19年11月6日に告示した。改定分類は、原則として、20年4月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

14年3月の前回改定では、分類体系の基本的事項等全般にわたる検討を行い、産業分類

設定以来の大幅な改定となったが、時間的制約もあり、大分類「製造業」の全面的な見直しや大分類「林業」及び「鉱業」の在り方、あるいは主として管理事務を行う本社・持株会社等の分類上の位置付けの検討などが次回改定の課題として残されていた。さらに、我が国の産業構造は、情報通信技術の高度化、経済のサービス化等が一層進展する中で、事業経営の多角化、流通構造の多様化、製造業のファブレス化（製品製造のための自社工場を持たず、他社に委託して生産すること）、業務のアウトソーシング化等により著しく変化していた。

こうして、前回残された課題を含め、また、同時期に進められていた国際標準産業分類の改定作業にも配慮しつつ分類体系全般にわたる検討を行い、次のような改定を行った。

①一般原則を見直し、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合の産業の決定方法を、従来の売上高（生産額）から付加価値の多寡によることに変更

②従来、独立した分類項目ではなかった管理、補助的活動を行う事業所について全面的に見直し、主として管理事務を行う本社、支社などの事業所及び同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所を分類する項目を各産業中分類の下に新設

③大分類項目については、

- ・「農業」と「林業」を統合し、「農業，林業」として再編

- ・「鉱業」を「鉱業，採石業，砂利採取業」に名称変更

- ・「運輸業」に中分類「郵便業」を新設、これに「情報通信業」の小分類「信書送達業」を統合して「運輸業，郵便業」として再編

- ・「不動産業」に「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「物品賃貸業」を統合し、「不動産業，物品賃貸業」として再編

- ・「サービス業」から分離して「学研究，専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」を新設

- ・「卸売・小売業」の細分類「料理品小売業」のうちテイクアウト・デリバリーサービス等を分離し、「飲食店，宿泊業」に統合して「宿泊業，飲食サービス業」として再編

第12回改定版は、「日本標準産業分類 分類項目名，説明及び内容例示」として19年11月に刊行された。また、22年9月に五十音索引表が刊行された。

なお、第12回改定の告示後、新統計法が21年4月1日に全面施行されることに伴って産業・疾病分類政令が廃止されることから、日本標準産業分類の法的位置付けを変更し、新統計法に基づく統計基準として設定する旨を21年3月に告示した。

(14) 第13回改定

新統計法に基づいて策定されることとなった「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進のため、平成21年4月23日に各府省統計主管部局長等会議において、「公的統計基本計画推進会議の設置について」及び「「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について」の二つの申合せが行われ、府省横断的に取り組むことが必要な事項、関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項などそれぞれの施策に応じた基本計画の推進体制

が整備された。これを受けて、統計分類専門会議の位置付けも変わり、同会議は、統計基準の設定（標準統計分類関係）に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを目的に新たに総務省に設置されることとなった。

第13回改定については、24年5月24日に開催された第3回統計分類専門会議において、改定基本方針案及び産業分類検討チーム（学識経験者及び関係府省の担当官で構成）の設置が了承され、これを受けて、産業分類検討チーム及び分類幹事会（関係府省の担当官で構成）において24年6月27日から25年2月20日までの12回の検討を経て、改定案が取りまとめられた。

なお、この後、統計分類専門会議は総務省内における審議会、研究会等の会合の見直しについて検討した結果、廃止されることとなった。

改定案は、25年5月17日に開催された第64回統計委員会に諮問（第53号「日本標準産業分類の変更について」）され、委員会はこれを統計基準部会に付託し、部会の審議を経た改定案は25年9月27日に開催された第68回統計委員会において了とされ、直ちに総務大臣に答申された。総務省は、答申に沿って本分類を改定し、25年10月30日に告示した。改定分類は、原則として、26年4月1日以後に実施する統計調査の産業別の結果表示から適用されることとなった。

前回（19年）及び前々回（14年）が大幅な改定であったことから、第13回改定の分類項目の新設は「幼保連携型認定こども園」（小分類及び細分類）、「コールセンター業」（細分類）など小分類1、細分類5と小規模なものにとどまった。なお、日本標準産業分類の「一般原則」は、産業の定義、事業所の定義等の基本的な原則が記載され、これを基に各種の統計調査の設計がなされているものであり、今回の改定による変更はなかったが、21年に改定した日本標準職業分類と同様、統計基準として明確化することとした。

第13回改定版は、「日本標準産業分類 分類項目名，説明及び内容例示」として25年10月に刊行された。

日本標準産業分類の次回改定については、統計改革の一環として、令和5年度までに生産技術の類似性による基準（事業所を、投入原材料や生産設備等の類似性に着目して分類すること。）に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しを行うこととなっている。

3 日本標準職業分類

(1) 草案の作成

日本標準職業分類設定への取組は、1950年世界センサスの準備の頃まで遡ることができる。当時、統計委員会の下に設けられた職業分類専門部会（委員会、幹事会及び職業部門別小委員会で構成）においては、日本標準職業分類を設定するに当たり、1950年世界センサスとの関連もあり、まず始めに、昭和25年国勢調査用職業分類を作成することとなった。

昭和25年国勢調査用職業分類は、国際比較が可能となるようにし、また、職業と産業の概念を明確に区別した純粋な職業分類とすべきであるとの観点から、従来の分類とは異なる

る新しい体系で編成することとなり、米国セントオラフ大学教授T.M. ソッギー博士を始めGHQ経済科学局のジョーンズ氏、ディール氏及びサックス氏の指導の下に、研究を開始した。

こうして、昭和24年8月、国際労働機関（ILO:International Labour Organization）から発表された国際標準職業分類の予備草案の分類理論を採用し、米国の1940年人口調査用職業分類の方法を加味した昭和25年国勢調査用職業分類仮草案の作成を完了した。次いで、これを実地に使用して必要な修正を施すこととなり、この趣旨に沿って総理府統計局は、同年8月末から9月にかけて人口試験調査を実施した。一方、9月に開催された第7回国際労働統計家会議において国際標準職業分類が決議されたため、この両者を併せて更に研究した結果、25年1月に、昭和25年国勢調査用職業分類の決定を見るに至った。

これは、「昭和25年国勢調査用職業分類一分類項目名、説明及び内容例示」として、25年9月に刊行された。

その後、職業分類部会において、日本標準職業分類を作成することとなり、26年2月から研究を開始した。この結果、上位分類は差し支えない限り国際標準職業分類の構成を採用し、下位分類は昭和25年国勢調査用職業分類及び労働省職業安定局作成の職業分類を参考とした日本標準職業分類草案の作成を完了した。

この草案は、取りあえず、「日本標準職業分類一分類項目名、説明及び内容例示」として、28年3月に刊行（昭和32年3月再版）された。

なお、この間に、統計委員会が廃止されてその事務が行政管理庁に移管され、同庁に統計審議会が置かれたことから、27年9月18日に開催された第1回統計審議会において、行政管理庁長官から、標準職業分類の作成に関する諮問（第2号「統計調査に用いる職業分類の基準の設定について」）がなされている。

（2）基準の設定

昭和28年3月に日本標準職業分類草案が作成された後におけるこの分野の動きとしては、総理府統計局によって昭和30年国勢調査職業分類が作成され、また、33年にはILOによって国際標準職業分類が作成されたことが挙げられる。いずれも、日本標準職業分類草案と密接な関係があり、また、諮問第2号にも関係があることから、統計審議会職業分類部会の下に技術委員会（関係省庁の職員で構成）を設置して、本草案の再検討を開始することとなった。

草案の再検討には、32年7月から35年2月までの期間が費やされたが、32年7月17日の第2回職業分類部会から33年2月14日の第6回部会までは、職業の定義、職業の範囲、分類原理、分類の基本構成などの基本問題に関する討議が行われた。

こうした基本問題に関する部会の討議の終了を待って、技術委員会によって標準職業分類案の作成作業が開始され、33年12月5日の第7回以降の職業分類部会では、技術委員会で作成した標準職業分類案を順次審議し、35年2月2日の第12回部会において、全ての審議を終了した。

部会の審議を経た標準職業分類案は、同年3月22日に開催された第90回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。行政管理庁は、答申に示された標準職業分類に基づき、日本標準職業分類を設定し、これは、「日本標準職業分類—分類項目名、説明及び内容例示」として、35年3月に刊行された。

(3) 第1回改定

昭和35年3月に設定された日本標準職業分類は、経済社会の変化に伴って、分類項目、内容例示などの面で現状に適さない部分が生じてきた。他方、1970年世界人口センサスに用いるため、ILO作成の国際標準職業分類が改定（41（1966）年10月開催の第11回国際労働統計家会議において1966年改定職業分類案を決議）され、さらに、45年には国勢調査が実施されることとなっていた。このような状況を踏まえ、行政管理庁長官は、43年5月23日に開催された第188回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第121号「日本標準職業分類の改訂について」）を行い、統計審議会では、これを職業分類部会に付託した。行政管理庁は、同年6月13日の第1回職業分類部会に諮った上で、改定の狙い、改定作業期間、改定作業組織などを定めた日本標準職業分類改定に関する作業要領を決定した。

この改定作業要領に基づき、作業委員会（関係行政機関の担当で構成）が設置され、同年8月16日から44年12月13日までの間に72回にわたって開催されて、改定案の作成作業が行われた。

この間、職業分類部会は、作業委員会によって作成された改定案を順次審議し、45年2月17日に開催された第24回職業分類部会をもって改定案全部の審議を終了した。改定案は、同月20日に開催された第209回統計審議会において了とされ、直ちに答申が行われ、日本標準職業分類は、この答申に沿って改定された。

第1回の改定においては、職業の変貌が著しい状況に適合させるため、分類項目の新設、廃止、移動等のほか、分類項目名・説明・内容例示の変更等が多岐にわたって行われた。主なものとしては、

①大分類「単純労働者」の廃止

②中分類「会計事務員」と「一般事務員」を「一般事務従事者」に統合などがある。

なお、第1回改定版は、「日本標準職業分類 分類項目名、説明及び内容例示（1970年3月改訂）」として、45年3月に刊行され、内容例示として掲げられた職業名の五十音索引表が46年3月に刊行された。

(4) 第2回改定

昭和45年3月に改定された日本標準職業分類は、経済社会の変化に伴って、分類項目、内容例示などの面で現状に適さない部分が生じてきたこと、また、55年には国勢調査が実施されることから、行政管理庁長官は、54年6月15日に開催された第321回統計審議会において、その改定に関する諮問（第179号「日本標準職業分類の一部改訂について」）を行っ

た。

諮問を受けた統計審議会は、これを分類部会（産業、職業等既存の4分類部会を統合して45年4月に設置）に付託した。行政管理庁は、同日開催された第52回分類部会に諮った上で、改定の狙い、改定作業期間、改定作業組織などを定めた日本標準職業分類改定に関する作業要領を決定した。

これに先立ち、作業委員会が設置され、53年10月24日から54年5月28日までの間に、18回にわたって開催されて改定案の作成作業が行われた。

この間、分類部会は、作業委員会によって作成された改定案を順次審議し、54年10月19日に開催された第56回分類部会をもって改定案全部の審議を終了した。改定案は、54年11月16日に開催された第326回統計審議会において了とされ、それを受けて直ちに答申が行われ、同分類は、この答申に沿って改定された。

第2回の改定においては、基本的にはできる限り既存の分類体系を尊重しながら、我が国の社会・経済の実状に適合させるよう分類体系、分類項目名の変更が行われた。特に、

①大分類「専門的・技術的職業従事者」に属する中分類「法務従事者」、「公認会計士、税理士」、「宗教家」、「文芸家、記者、編集者」、「美術家、写真家、デザイナー」、「音楽家、舞台芸術家」

②大分類「事務従事者」に属する中分類「外勤事務従事者」

③大分類「技能工、生産工程作業員及び労務作業員」に属する中分類「運搬労務作業員」、「その他の労務作業員」

など中分類が多数新設されている。

なお、第2回改定版は、「日本標準職業分類 分類項目名、説明及び内容例示」として、55年3月に刊行され、引き続き、内容例示として掲げられた職業名の五十音索引表が56年3月に刊行された。

(5) 第3回改定

昭和54年12月に改定された日本標準職業分類は、新しい職業が生まれるなど職業の種類、実態が変化して、分類項目、内容例示などの面で現状に適さない部分が生じてきたこと、また、60年実施の国勢調査とも関連があることから、総務庁長官は、60年12月20日に開催された第399回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第209号「日本標準職業分類の一部改訂について」）を行った。

統計審議会は、これを分類部会に付託し、同部会によって改定に関する審議が行われることとなった。

これに先立ち、59年4月に開催された分類部会において、社会経済情勢の変化に伴う職業分類項目の新設、廃止等分類体系の見直しを行うべきであるとの結論が出されたことを受けて、本分類の改定作業は既に着手されており、分類部会の下に設置された職業分類小委員会（学識経験者及び関係省庁の職員で構成）と分類幹事会（関係省庁の分類担当官で構成）が調整・原案作成を行い、その後、部会において検討結果を審議するという形で進

められた。

部会の審議を経た改定案は、61年5月23日に開催された第403回統計審議会において了とされ、直ちに答申されて、総務庁は答申に沿って本分類を改定した。

第3回の改定においては、基本的にはできる限り既存の分類体系を尊重しながら社会経済の進展に合わせるよう分類体系、分類項目名等の変更が行われた。主な変更点は、

- ①大分類項目の一部廃止（採掘作業者）
- ②大分類について、国際標準職業分類を参考として配列替え
- ③職業別表章における利用を容易にするため、中分類の連番を廃止し、分類体系を整序などである。

なお、第3回改定版は、「日本標準職業分類 分類項目名、説明及び内容例示」として、62年3月に刊行され、併せて内容例示として掲げられた職業名の五十音索引表が同年3月に刊行された。

(6) 第4回改定

昭和61年6月の改定から11年が経過し、この間の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に適合させるため、日本標準職業分類を改める必要が生じたことから、総務庁長官は、平成8年4月19日に開催された第523回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第249号「日本標準職業分類の改訂について」）を行った。

諮問を受けた統計審議会は、これを分類部会に付託し、分類部会の下に職業分類小委員会と分類幹事会を設置して本分類の改定に関する調整・原案作成が行われ、その後、部会において、その検討結果が審議された。

部会の審議を経た改定案は、9年11月21日に開催された第542回統計審議会において了とされ、直ちに答申されて、総務庁は答申に沿って本分類を改定した。

第4回改定は、基本的にはできる限り従来の分類体系を尊重しながら、職業に関する各種統計の作成及び利用に際して、より一層標準的なものとして広く利活用されることを目的に、分類体系、分類項目名、説明及び内容例示の変更を行った。主な変更点は、

- ①小分類「情報処理技術者」を中分類に格上げし、その下に小分類「システム・エンジニア」及び「プログラマー」を新設
- ②大分類「管理的職業従事者」に小分類「議会議員」を新設
- ③大分類「生産工程・労務作業者」に属していた「繰糸工」、「揚返工、かせ取工」等10の小分類を廃止

などである。

なお、第4回改定版は、「日本標準職業分類 分類項目名、説明及び内容例示（平成9年12月改訂）」として、9年12月に刊行された。

その後、10年2月の「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」（平成10年政令第24号）及び13年11月の「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」（平成13年法律第153号）の施行に伴い、「保母」の名称が「保育士」に、「保健婦、助産婦、看護婦」の名称

が「保健師、助産師、看護師」に改正されたことを踏まえ、日本標準職業分類の分類項目のこれらの名称も14年6月7日に改定した。

(7) 第5回改定

第5回改定による日本標準職業分類は、第Ⅰ期基本計画において「各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する」とされたことを踏まえ、昭和35年の職業分類設定以来、初めて法令に基づく統計基準として設定されたものである。

改定の背景としては、平成9年12月の改定から10年余が経過し、経済のサービス化の進展や製造部門における作業工程の自動化等職業をめぐる社会経済環境が急激に変化してきたことが挙げられる。すなわち、経済のサービス化は、単にサービス産業のみならず製造業等他の産業においてもサービスの活動の拡大をもたらしており、また、製造業や建設業等の生産現場における産業ロボットの活用等作業の自動化に伴い労働者の仕事の内容が大きく変化してきたにもかかわらず、従来の日本標準職業分類では、このような急激な変化を的確に反映することが困難となってきたことから、これを改定することとしたものである。

統計分類専門会議の下に職業分類検討委員会（学識経験者及び関係府省担当官で構成）を設置して、本分類の改定に関する調整・原案作成が行われ、同委員会における19年12月から21年3月まで24回の検討を経て、改定案が取りまとめられた。

改定案は、21年4月13日に開催された第21回統計委員会において諮問（第17号「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」）され、諮問を受けた統計委員会は、これを統計基準部会に付託し、部会の審議を経た改定案は21年8月24日に開催された第25回統計委員会において了とされて、直ちに答申された。総務省は答申に沿って本分類を改定するとともに、同年12月21日、新たな統計法に基づく統計基準として告示した。この日本標準職業分類は、法的には新規に設定した統計基準であるが、その内容は9年12月の第4回改定版を大幅に改定したものであり、通算すると5回目の改定に相当する。

第5回の改定においては、特に、生産工程作業に従事する人や技術者の分類に関して、「産業分類又は商品分類的な視点からの独立」を意識して項目を設定した。すなわち、従来の分類は、主に人が従事している産業や生産活動の結果作り出される商品に関連付けて職業を設定していた。しかし、技術が高度化・専門化し、生産工程も複雑化・分業化が進んだことにより、同一製品の生産であってもその工程が複数の段階に分化し、それに伴って各段階で行う個人の役割も分化した。このため、従来、職業を区分するメルクマールとしていた製品を製造する技術・知識という視点からだけでは、職業としての等質性を見失う恐れが出てきたのである。

第5回改定では、こうした新たな視点からの分類に加え、同時期に進められていた国際標準職業分類の改定作業にも配慮しつつ分類体系全般にわたる検討を行った。改定の主な内容は、次のとおりである。

①一般原則の見直し

- ・「職業」の定義を「個人が断続的に行い、かつ、収入を伴う仕事」から「個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの」に変更し、「仕事」、「報酬」についても定義を新設
- ・職業分類が、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立したものであることを明示

②大分類項目については、「運輸・通信従事者」を廃止、「生産工程・労務作業」の大分類を再編し、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」を新設

③従来は、中・小分類において、主に生産活動の結果作り出される製品別に職業を設定していた「生産工程従事者」について、次のように見直し

- ・各種製品の生産工程から、横断的に共通すると考えられる「製造・加工」、「組立」、「整備・修理」、「検査」の四つの部分に区別し、さらに「製造・加工」と「組立」については、「自動化された生産設備を操作する仕事」と「道具等を用いて直接、製品の製造・加工処理を行う仕事」に区別し、中分類として「生産設備制御・監視従事者」、「製品製造・加工処理従事者」、「機械組立設備制御・監視従事者」、「機械組立従事者」、「機械整備・修理従事者」、「製品検査従事者」等を新設
- ・同一製品の製造であっても、その作業形態の違いに着目し「自動化された生産設備を操作する仕事」と「道具や機械器具などを用いて直接、製品の製造・加工処理を行う仕事」に区別

なお、第5回改定版は、「統計基準 日本標準職業分類 分類項目名、説明及び内容例示（平成21年12月設定）」として、21年12月に刊行された。

4 日本標準商品分類

(1) 設定

日本標準商品分類の作成作業は、昭和23年6月、統計委員会の下に設けられた商品分類専門部会によって開始された。

統計委員会は、部会の下に委員会（関係省庁の職員と民間専門家の中から選任された専門技術委員で構成）と商品部門別に27の小委員会（主として関係省庁の職員で構成）を設置し、来日中の米国セントオラフ大学社会経済学部長T.M. ソッギー博士の指導と助言の下に、標準商品分類の作成を開始した。

同年9月には、米国標準商品分類（大統領庁予算局、1946年）の分類原則と方法を採用し、国際連合の「国際統計のための最小限商品分類案」（国際連合統計委員会、1948年6月）を参考とした日米共同作成の日本標準商品分類草案が出来上がり、広く関係機関に配布して意見を求める一方、これを実地に使用して必要な修正を施すこととなった。この趣旨に沿って、商工省調査統計局は、23年実施の工業調査においてこの分類草案を試用した。

その後、24年7月に、日本標準産業分類及び日本標準商品分類を確定するためにG H Qの顧問として再び来日したT.M. ソッギー博士とともに、草案作成後の研究及び工業調査において試用した結果による修正意見を中心に再び検討を重ね、同年11月に日本標準商品分類の最終決定を見るに至った。

これは、「日本標準商品分類 第Ⅰ巻 標準商品分類項目表」として25年3月に刊行された。また、引き続き第Ⅰ巻に掲げられた商品名の五十音索引表が、第Ⅱ巻として、26年3月に刊行された。

(2) 第1回改定

大蔵省が貿易統計の商品分類に用いていた輸出入統計品目表には、昭和26年4月から、国際連合の国際標準貿易分類(S I T C : Standard International Trade Classification)が採用されることになったが、日本標準商品分類とS I T Cの相互比較が困難であるという問題が生じた。

このため、行政管理庁長官は、27年9月18日に開催された第1回統計審議会において、本分類の在り方に関する諮問(第3号「統計調査に用いる商品分類の基準の設定について」)を行った。

統計審議会の下に設けられた商品分類部会は、日本標準商品分類の分類体系の在り方について審議した結果、S I T Cと日本標準商品分類とを統一することには難点があるため、S I T Cとの比較を考慮した改定日本標準商品分類を作成することが望ましいという結論を得た。

この結論は、28年6月12日に開催された第10回統計審議会において了とされ、同月15日、行政管理庁長官に答申された。

行政管理庁は、この答申に基づいて、商品分類専門部会の下に商品部門別小委員会(関係省庁の職員と民間の専門家で構成)と幹事会(関係省庁の商品分類担当官で構成)を設置して、本分類の改定作業を28年8月から開始した。

商品部門別小委員会が作成した改定案は、順次、委員会の審議を経て、29年12月には、全体系を通じた最終案がまとまり、同月27日に開催された統計審議会商品分類部会において決定された。

第1回の改定においては、分類構成が従来の4桁分類から原則6桁分類まで細分されることとなり、また、武器、航空機の関係で分類項目の新設等が行われるなど分類項目が極めて詳細なものとなった。

なお、改定版は、「日本標準商品分類(改訂) 第Ⅰ巻 標準商品分類項目表」として、30年3月に刊行され、第Ⅰ巻に掲げられた商品名の五十音索引表が、第Ⅱ巻として、35年3月に刊行された。

(3) 第2回改定

電線の製造技術の進歩と使用副資材(絶縁物)の変化などにより、中分類「電線およびケーブル」の商品構成は実状に沿わなくなったことから、行政管理庁長官は、統計審議会

に対して、昭和34年4月20日に本分類の一部改定に関する諮問（第66号「日本標準商品分類中分類「27. 電線およびケーブル」の改訂について」）を行った。

この諮問に先立ち、関係機関の間で改定に関する検討が進められ、改定案が準備されていたため、同年4月22日に開催された商品分類部会においては、この改定案が審議され、翌日開催の第79回統計審議会において了とされて、直ちに行政管理庁長官に答申された。行政管理庁は、答申に沿って中分類「電線およびケーブル」を改定し、34年6月1日から適用することとした。

なお、この改定は部分的なものであったことから、改定版は刊行されていない。

(4) 第3回改定

第2回改定の日本標準商品分類は、その後における商品事情の変化が著しく、特に化学品、機械、繊維、医療品などの分野における新商品の発達が目覚ましいため、実状に沿わなくなった。このため、行政管理庁長官は、昭和37年2月23日に開催された第113回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第84号「統計調査に用いられる商品分類の基準の設定について」）を行った。

統計審議会は、これを商品分類部会に付託し、同部会はその下に商品部門別に36の小委員会と幹事会を設置して改定作業を開始した。行政管理庁は、改定の狙い、改定作業組織、改定作業期間などを定めた本分類の改定作業要領を同年3月13日に開催された部会に諮った上、決定した。

商品分類部会は、同年12月21日の第4回部会以降、小委員会で作成した改定案を順次審議し、39年2月14日に開催された第31回部会で全ての審議を終了した。（この間第5回及び第6回の部会においては、運輸統計部会から付託された輸送統計に用いる統一品目分類案について審議した。）

部会の審議を経た改定案は、同年2月21日に開催された第137回統計審議会において了とされて、直ちに行政管理庁長官に答申され、行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定した。

第3回の改定においては、技術開発の進展に合わせて分類項目の新設、分割、統合等が行われ、特に新商品の出現が目覚ましかった化学品（合成ゴム、有機工業薬品等）、機械（通信機械、電子計算機、自動販売機等）などの分野について商品項目の拡充・詳細化が行われた。

なお、第3回改定版は、「日本標準商品分類（昭和39年8月改訂） 第Ⅰ巻 標準商品分類項目表」として39年8月に刊行され、引き続いて、第Ⅰ巻に掲げられた商品名の五十音索引表が、第Ⅱ巻として、41年2月に刊行された。

(5) 第4回改定

第3回改定の日本標準商品分類は、その後の商品事情の変化が著しく、特に住宅ユニット、プラスチック加工品、宇宙開発・公害防止・電子応用関係機器及び装置等新商品の発達が目覚ましいため、実状に沿わなくなった。このため、行政管理庁長官は、昭和48年4

月20日に開催された第247回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第149号「日本標準商品分類の改正について」）を行った。

統計審議会は、これを分類部会（45年4月17日、産業、商品等既存の4分類部会を統合して設置）に付託し、同部会はその下に商品部門別に36の小委員会と幹事会を設置して、本分類の改定作業を進めた。

部会の審議を経た改定案は、50年1月17日に開催された第268回統計審議会において了とされて、直ちに行政管理庁長官に答申され、行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定した。

第4回の改定においては、前回改定以降の技術開発の進展等に合わせて分類項目の新設、分割、統合等を行った。その主なものは、次のとおりである。

①「食料品」については、SITCとの比較を考慮に入れ、従来加工の程度により「粗製材料」、「加工基礎材」、「最終製造品」の中に分散されていた食料品を集約して、新たに「食料品及び飲料」を新設

②「最終製造品」の分割は見送ったが、この大分類に属する中分類の配列順序については、主として生産財、消費財の観点から見直し、大幅な配列替え

なお、第4回改定版は、50年3月に刊行され、引き続いて、商品名の五十音索引表が、52年3月に刊行された。

（6）第5回改定

第4回改定の日本標準商品分類は、昭和50年3月の改定以降15年が経過し、この間の産業構造の急激な変化、技術革新の顕著な進展、消費者ニーズの高度化・多様化等を背景にして、ソフトウェア商品、マイクロエレクトロニクス製品、自動制御機器等の増加、新素材製品、複合機能製品の出現等、新しい商品の開発、生産が急速に伸長したため、実状に沿わなくなった。このため、総務庁長官は、平成元年1月13日に開催された第436回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第226号「日本標準商品分類の改訂について」）を行った。統計審議会は、これを分類部会に付託し、同部会によって改定に関する審議が行われることとなった。

なお、この諮問に先立って、部会の下に商品分類小委員会（学識経験者、関係省庁の職員及び民間専門家で構成）と分類幹事会（関係省庁の分類担当官で構成）が設置され、改定の方針等が検討された。これを踏まえ、昭和63年6月10日の第136回分類部会において、「日本標準商品分類改定方針」が了承され、これに基づき、分類部会の下に専門小委員会（関係省庁の職員及び民間専門家で構成）と商品分類調整委員会（学識経験者及び関係省庁の職員で構成）が設置されて、調整・原案作成の作業が行われ、その後、部会において、この両委員会の検討結果が審議された。

部会の審議を経た改定案は、平成2年4月13日に開催された第451回統計審議会において了とされて、直ちに総務庁長官に答申され、総務庁は答申に沿って本分類を2年6月に改定した。

第5回の改定においては、前回改定以降の我が国産業構造の急激な変化等に伴い、設定以来の全面的改定となった。その主なものは、次のとおりである。

①大分類については、全体を大幅に再編し、粗原料的な商品から最終製造品的な商品の順に配列

②中分類以下については、技術革新の進展等に伴って生まれた新商品、生産量等が増大した商品の項目を新設（例：プログラム、ワードプロセッサ、セラミックス繊維）し、生産が中止された商品の項目を廃止（例：三輪自動車、S P 盤）する等全面的に見直し

③主要な国際的商品分類である「商品の名称及び分類に関する統一システム」^{（注）}の分類番号を可能な限り併記

なお、第5回改定版は、2年10月に刊行された。

5 生産物分類

（1）設定に至る経緯

生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスである。生産物分類における生産物には、有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））、無形財（ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産）及びサービスを含み、土地及び金融資産・負債は含まない。

一方、我が国には、統計を商品別に表示する場合の標準分類として日本標準商品分類が存在するが、この分類は、

①財分野のみでありサービス分野に関しては未整備

②利用事例は少ない。

③平成2年6月を最後に改定が行われていない。

などの状況にある。このような中、第Ⅰ期基本計画においては、「日本標準商品分類におけるサービスの取扱いについて研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する」とされた。これを踏まえ、総務省では、関係府省及び学識経験者により構成される検討会議を開催し、検討を行ったが、

①各種統計調査が対象とする産業分野の商品相互を比較する機会が多くない。

②国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系が一次統計側の各行政ニーズと必ずしも一致しない。

などから、統計基準としての設定は行わないこととされた。

その後、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）においては、「各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益である」ことから、「サービスの分野を含んだ生産物分類の設定に向け、

（注） 各国の関税率表等の品目分類を統一し、国際貿易の円滑化に資するために作成された「商品の名称及び分類に関する国際条約」（HS条約）により定められている品目名とその分類番号。条約締約国は、この分類番号に従って自国の関税率表及び輸出入統計品目表を作成し、運用することが義務付けられている。

段階的に検討を進める」とされ、これを踏まえ、総務省において改めて検討を進めていた。

そうした中、29年1月に、内閣官房長官を議長とする統計改革推進会議が設置され、抜本的な統計改革のための検討が開始された。29年5月19日に公表された同会議の最終取りまとめにおいては、GDP統計の精度向上を図るため産業連関表を供給・使用表（SUT：Supply and Use Tables）体系へ移行することとされ、そのための基盤整備として、「総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行う」とされた。また、生産物分類の整備については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）においても明記された。

（2）生産物分類策定研究会での検討

総務省は、生産物分類の策定に当たって学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として、平成29年5月、政策統括官（統計基準担当）の研究会として「生産物分類策定研究会」（以下「研究会」という。）を開催し検討を進めた。検討に当たっては、オブザーバーとして関係府省担当官も参加した。

検討は、次の二段階に分けて行うこととされた。

第一段階：平成30年度までにサービス分野についての用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。

第二段階：令和5年度までに、財分野についても用途の類似性による基準を指向した生産物分類の見直しを行う。

第1回研究会は平成29年5月26日に開催され、以後、第5回研究会（同年10月25日）までは策定の基本的な考え方の整理、第6回研究会（同年11月20日）から第20回研究会（31年1月31日）までは、個別分野の検討を行った。これは、生産物を産業が産出する財・サービスと考え、産業分類のうちサービス分野と考えられる「電気・ガス・熱供給・水道業」から「公務（他に分類されるものを除く）」までの14の大分類のうち、「卸売業、小売業」及び「公務（他に分類されるものを除く）」を除く12分野ごとに、当該産業分野が産出する財・サービスを、統計調査の実施可能性を考慮しつつ把握する作業である。検討の成果は、31年4月25日に「サービス分野の生産物分類」として取りまとめ公表した。

第二段階については、財分野においてはサービス分野と同様、産業分類の大分類「農業、林業」から「製造業」までの5の大分類について、また、サービス分野のうち残っていた「卸売業、小売業」、「公務（他に分類されるものを除く）」の2の大分類と「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類「外国公務」についての検討を令和元年6月24日の第21回研究会から開始した。第21回及び第22回（同年8月7日）は財分野に係る検討の進め方、第23回（同年10月11日）からは個別分野の検討を行った。財分野の検討は、サービス分野と同様、各産業が産出する生産物をリストアップする方式で進められたが、この分野では、従来から商品別出荷額や販売額を調査する多数の統計が作成されており、各

統計の継続性等を考慮すると、基本的には既存の分類をベースとすることが適切との認識が共有され、その方向で検討が行われた。研究会における検討は第32回（3年3月29日）をもって終了し、取りまとめた財分野の生産物分類については、研究会による決定として、総務省ホームページにおいて公開した。

なお、財・サービスを合わせた生産物分類の全体系構築については、先行する海外の生産物分類も参考に整理し、必要な見直しを行った上で、令和5年度末までに整備を行うこととしている。

6 日本標準建築物用途分類

(1) 設定

昭和25年3月3日に開催された第15回統計委員会は、建築着工統計を指定統計第32号として指定するに当たり、建築物及び住宅の分類については、一定組織の下で標準的な分類を作成することを付帯条件とした。そして、同年6月9日に開催された第19回統計委員会は、同委員会の下に関係省庁の職員及び民間の専門家で構成する建築物分類専門部会を設置することを決定した。

こうして、建築物及び住宅の分類作成に関する研究は、この専門部会及び専門部会に付設した技術委員会（関係省庁の職員及び民間の専門家で構成）の両者によって進められることとなり、その結果、産業に供せられる建築物の部分を日本標準産業分類の産業区分に合わせた日本標準建築物用途分類案が作成された。これは、27年3月14日に開催された第54回統計委員会において了とされ、「日本標準建築物用途分類 分類項目名，説明及び内容例示」として、27年3月に刊行された。

(2) 第1回改定

日本標準建築物用途分類は、日本標準産業分類と組み合わせた分類体系を持つ分類として設定されているため、日本標準産業分類の中分類以上の分類項目が改定されると連動して改定する必要があるが生じる。

日本標準建築物用途分類は、昭和27年3月に設定されたが、建築物以外の建設物に関する標準的な分類の作成及び本分類改善の必要から、行政管理庁は、同年9月18日に開催された第1回統計審議会において、これらの諸点に関する諮問（第5号「統計調査に用いる建設物分類の基準の設定について」）を行った。

諮問を受けた統計審議会は、これを建築物分類部会に付託し、同部会によって研究が進められたが、この過程において、日本標準産業分類の一部改定（29年2月に武器関係の製造業を新設）があったため、部会は、取りあえず、日本標準産業分類の一部改定に伴う本分類の一部改定案を作成した。

これは、29年6月25日に開催された第22回統計審議会において了とされて、直ちに行政管理庁長官に答申され、行政管理庁は、答申に沿って本分類の一部改定を行った。改定部分は、日本標準建築物用途分類（27年3月設定）の追補版として刊行された。

(3) 第2回改定

昭和32年に入ると日本標準産業分類の改定作業がほぼ終了し、同分類との組合せ分類である本分類も改定する必要が生じた。

このため、行政管理庁長官は、32年2月27日に開催された第65回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第55号「統計調査に用いられる日本標準建築物用途分類の改訂について」）を行った。

諮問を受けた統計審議会は、これを建築物分類部会に付託し、部会の下に幹事会（関係省庁の職員で構成）を設置して、幹事会で作成した改定案を部会において審議した。部会の審議を経た改定案は、33年4月25日に開催された第67回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。

行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定し、第2回改定版は、「日本標準建築物用途分類－分類項目名及び説明（昭和33年4月改定）」として同年6月に刊行された。

(4) 第3回改定

昭和42年5月に日本標準産業分類が改定されたことに伴い、本分類の改定が必要となり、行政管理庁長官は、同年7月21日に開催された第178回統計審議会において本分類の改定に関する諮問（第116号「統計調査に用いられる建築物用途分類の基準の設定について」）を行った。

第1回及び第2回改定の際に審議に当たった建築物分類部会は、任務終了により37年1月に廃止されていたため、統計審議会は、再び建築物分類部会を設置して審議を付託し、部会は、その下に置かれた幹事会（関係省庁の職員で構成）で作成した改定案を42年11月29日に審議決定した。

なお、部会における改定案の審議の過程においては、1単位の建築物で多用途の目的を持つものに関する適切な分類項目の設定について論議されたが、これを改定案に反映させる余裕がないため、次の改定の機会にはこの点を考慮するよう、部会の総意として統計審議会に申達することを決定した。

このようにして部会の審議を経た改定案は、43年1月19日に開催された第184回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。

答申を受けた行政管理庁は、答申に沿って本分類を改定し、第3回改定版は、「日本標準建築物用途分類－分類項目名及び説明（43年1月改定）」として同年3月に刊行された。

(5) 第4回改定

昭和47年3月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、本分類の改定が必要となり、行政管理庁長官は、47年7月19日に開催された第238回統計審議会において本分類の改定に関する諮問（第144号「日本標準建築物用途分類の改正について」）を行った。

改定案の審議は、47年9月13日の第17回から同年11月30日の第20回までの分類部会（45年4月、既存の4分類部会を統合して設置）において行われ、その審議を経た改定案は、47年12月15日に開催された第243回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官

に答申された。行政管理庁は、この答申に沿って本分類を改定し、第4回改定版は、「日本標準建築物用途分類（1973年1月改正） 分類項目、説明および内容例示」として48年1月に刊行された。

(6) 第5回改定

昭和59年1月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、本分類の改定が必要となり、行政管理庁長官は、58年12月16日に開催された第375回統計審議会において、本分類の改定に関する諮問（第202号「日本標準建築物用途分類の改訂について」）を行った。

改定案の審議は、諮問に先立つ58年10月21日の第100回から59年3月7日の第106回までの分類部会において行われ、分類部会の審議を経た改定案は、59年3月23日の第378回統計審議会において了とされ、直ちに行政管理庁長官に答申された。行政管理庁は、この答申に沿って本分類を改定し、第5回改定版は、「日本標準建築物用途分類—分類項目名及び説明（昭和59年3月改訂）」として60年4月に刊行された。

なお、前々回の改定の際、懸案事項とされた多用途の目的を持った建築物の分類については、今回も審議されたが、結論を得るに至らなかったため、この点については、今後引き続き審議を行い、成案を得た段階で改めて答申することとなった。

(7) 第6回改定

平成5年10月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、本分類の改定が必要になった。第6回改定は、従来と異なり統計審議会への諮問は行わず、同審議会分類部会で審議を行い、その結果を統計審議会に報告する形式で行われた。

分類部会での審議は、6年2月2日に行われ、2月18日に開催された第497回統計審議会に報告された。これを受けて、総務庁は、日本標準建築物用途分類を改定し、第6回改定版は、「日本標準建築物用途分類 分類項目名及び説明（平成6年3月改訂）」として6年3月に刊行された。

その後、本分類は、国土交通省が作成する統計に使用する分類に位置付けが変更され、標準分類としての役割を終了し、名称も14年3月の日本標準産業分類の改定に伴う本分類の改定の際に、「日本標準建築物用途分類」から「建築物用途分類」に変更された。

7 指数の基準時に関する統計基準及び季節調整法の適用に当たっての統計基準

(1) 指数の基準時に関する統計基準に関する経緯

ア 統計審議会答申「指数の基準時について」

我が国においては、卸売物価指数については明治20年から、消費者物価指数については昭和21年から、更にそれ以降、25年からの鉱工業指数を始め多くの経済指数が作成されてきたが、これらの指数は、必ずしも基準時が統一されておらず、また、ウェイトの時期や算式等についても様々な問題を抱えていた。

このような問題が公式に取り上げられたのは、32年10月23日に開催された第61回統計審議会の場が最初であった。当時、総理府統計局が消費者物価指数について、また、通商産

業省が鉱工業生産指数等の各種指数について、それぞれ改定を計画しており、両者とも、新基準時を昭和30年とする考えであったが、これを契機として、その後に行われる各種の指数の改定に当たっては、それらの基準時を統一する必要があるかどうか、統一するとなればいつが適当であるのか、という問題が表面化した。

この問題は、同審議会に置かれていた物価指数部会（36年2月16日「指数部会」に改称、45年4月17日「経済指標部会」に改組）において審議され、その結果に基づき、32年12月19日の第63回統計審議会において答申が行われた。

この答申は、指数を作成する側の立場に立てば「機械的に基準時を統一するように勧奨することには問題がある」が、「今後新しく指数を改正または作成する場合には、事情が許せば昭和30年を中心として基準年次をえらぶことにすれば利用者に好都合であろう。」としていた。

イ 統計審議会答申「昭和36年以降に改訂される指数の新基準時について」

昭和32年12月の統計審議会答申の趣旨に沿って、多くの指数の基準時が昭和30年に統一されることとなったが、その後の経済発展に伴い、生産構造や消費構造が変化したため、行政管理庁は、各省庁の指数担当者を招集して、「指数に関する連絡会議」（35年11月）を開き、指数の改定計画についてのヒアリングを行った。その結果、一度調整された指数の基準時が再び不ぞろいなものとなる傾向が見受けられた。また、利用者及び指数作成機関からも、標準的な基準時の設定又は基準時の統一についての要望が寄せられていた。こうしたことを踏まえ、行政管理庁は、35年12月16日に開催された第9回統計審議会において、諮問（第74号「昭和36年以降に改訂される指数の新基準時について」）を行い、統計審議会は、指数部会において検討し、36年4月28日の第103回統計審議会において答申を行った。

この答申においても、「今後指数の計算方法を改訂する場合には、事情の許す限り基準時を昭和35年に統一する事が望ましい。しかし、指数によっては作成の目的、利用できる資料の制約などの特殊事情があるため、昭和35年に近い他の1カ年ないし数カ年を基準時としてとる方が適当な場合も考えられる。」としていた。

ウ 統計審議会答申「昭和41年以後に改訂される指数の新基準時について」

昭和36年の統計審議会答申の後5年を経て、行政管理庁は、各種指数の基準時の統一に関し、41年3月18日の第162回統計審議会において3回目の諮問（第106号「昭和41年以後に改訂される指数の新基準時について」）を行った。その際、各委員から意見が出され、基準時のほかウエイト、品目の範囲など基準時に関連する諸問題についても一括して検討することとされた。

そして、指数部会における検討結果に基づき、41年8月19日の第167回統計審議会において答申が行われ、「ウエイトをできるだけ速やかに最近時のものに改正することが必要」であり、「最近の改正時点としては、昭和40年が考えられる」こと、また、「ウエイト時の変更に伴い、比率の基準時^{（注）}もこれに合わせて昭和40年とすることが望ましい。」と

（注） ウエイト時は比率を固定する時点、比率の基準時は指数を100とする時点

された。

エ 昭和45年基準及び昭和50年基準の指数改定

その後、各種の指数の基準時が昭和45年及び50年に改定されるに当たって、その都度、統計審議会の諮問・答申が行われ、昭和45年基準については46年4月23日の第223回統計審議会において、昭和50年基準については51年5月21日の第284回統計審議会において、それぞれ「指数の基準時及びウエイト時期の更新について」との答申が行われた。答申は、指数の基準時及びウエイト時期を昭和45(50)年に更新することが原則として適当であるが、ウエイト時期については、経済的又は技術的観点から著しく困難である場合には、昭和45(50)年に近い年次又は昭和45(50)年を含む数か年とすることも考えられる、とするものであった。

オ 統計審議会答申「指数の基準時及びウエイト時の更新について」

主要な経済指数については、昭和30年以降、5年ごとに、その都度、統計審議会の諮問・答申に基づき、基準時及びウエイト時期が更新されてきたが、56年1月に行われた行政管理庁長官の諮問（第185号「指数の基準時及びウエイト時の更新について」）に対し、56年3月20日の第342回統計審議会において行われた答申は、それまでにない内容を含むものであった。

この答申では、それ以前の5年おきの定期的な更新であっても物価指数等の改定を伴うため社会的な議論が起きていたことも背景として、「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする（この原則は昭和55年より適用される）」とするとともに、「ウエイトを固定する指数については、原則としてウエイト時も5年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年（複数年を含む。）を採ることとする」とし、この原則は、「適用することが適切でないと判断される事態が発生」するまで、将来に向けて効力が継続するものであるが、個々の指数の作成、改定等に際しては、統計審議会は、これまでどおり、その計画等について、審議又は検討を行うと付記している。

カ 指数の基準時に関する統計基準の設定

個々の指数の基準時については、昭和56年3月の統計審議会答申に基づき、原則として5年ごとに西暦年末尾が0又は5の付く年に、個別に同審議会の審議を経て更新されてきたが、新統計法に基づいて策定された第Ⅰ期基本計画においては、指数の基準改定の客観性と各指数の整合性の確保の観点から、これを新たな統計基準として設定し、公示することとされた。そして、統計委員会への諮問・答申を経て、平成22年3月に、新統計法に基づく統計基準として「指数の基準時に関する統計基準」（平成22年総務省告示第112号）が設定された。

この統計基準は、昭和56年の統計審議会の答申と各府省におけるこれまでの運用実績等を踏まえつつ設定されたもので、基準時の統一的な時点（西暦年の末尾が0又は5である年）等を定めている。

(2) 季節調整法の適用に当たっての統計基準に関する経緯

ア 統計審議会了承「季節調整法の適用について（指針）」

時系列データにより短期的な経済動向を分析するに当たっては、当該データの原数値には自然的要因（気温、天候等）、制度的要因（企業の決算時期等）及び社会的要因（年始年末、盆等）により1年を周期として繰り返される変動である「季節変動」が含まれていることがあるため、原数値をそのまま用いることは必ずしも適当ではない。そこで、分析の際には、時系列データの原数値から季節変動を除去する「季節調整」が行われている。

昭和52年当時、行政機関等が作成する経済時系列に適用される季節調整法は3種類（センサス局法X-11、EPA法、MITI法）があり、それぞれの処理方法が異なっていた。こうした状況の中、52年9月の統計審議会経済指標部会において、特に石油危機のように経済に大きな変動が発生したときには、適用する手法によって季節調整済系列の動きに違いが生じ、経済動向の基調判断に的確さを欠く可能性があるのではないか、との提議がなされ、53年10月から季節調整法に関する現状把握等が開始され、同部会の下に季節調整法検討小委員会が置かれて、三つの季節調整法が比較・検討された。その結果、センサス局法以外の方法を適用している指標は、なるべく早くセンサス局法に移行する（ただし、鉱工業指数に適用しているMITI法については当面現状を維持する）ことを趣旨とする「季節調整法について」（54年9月4日経済指標部会決定）が示され、これに沿って、通商産業省の経済時系列を除いてEPA法からセンサス局法X-11への移行が進んだ。

その後、平成8年に米国センサス局から新たな季節調整法であるX-12-ARIMAが公開されたが、このX-12-ARIMAによる場合と従来のX-11やMITI法による場合では季節調整値に差異が出るといった報告が研究者等からなされたこと等を背景に、8年5月に開催された経済指標部会においては、これら3種の季節調整法の比較・検討が必要であるとされた。

こうして、同部会に再度設置された季節調整法検討小委員会において8年9月から9年6月にかけて、X-11、MITI法との比較を通じてX-12-ARIMAの採用の可否が検討された。その結果、手法の適切性について一般的な評価を受けている手法を、使用方法を公開しながら継続的に使用することが適切であるとする「季節調整法の適用について（指針）」（9年6月20日統計審議会了承）が示された。

このように季節調整については、昭和54年頃までは三つの手法（X-11、EPA法、MITI法）が適用されていたが、54年の指針を契機に、EPA法からX-11への移行が進み、平成9年には、MITI法が適用される鉱工業指数を除く全ての経済時系列についてX-11が適用されることとなった。

その後、多くがX-11からX-12-ARIMAへ移行したこと、鉱工業指数に適用されていたMITI法がX-11を経てX-12-ARIMAに移行したことにより、行政機関等が作成している経済時系列の季節調整には主としてX-12-ARIMAが適用されている。

なお、国際的には、米国センサス局では、後継のX-13ARIMA-SEATSなども開

発が進んでいる。

イ 季節調整法の適用に当たっての統計基準の設定

平成9年の指針は、その後も、季節調整値の客観性の確保や時系列データにおける季節調整値間の比較、更には複数の時系列データの総合的な利用の観点から依然として重要なものであった。一方、19年に全部改正された「統計法」（平成19年法律第53号）においては、新たに、従来の統計分類のみならず公的統計の作成に係る幅広い各種の技術的基準として「統計基準」を設定することが可能となり、第Ⅰ期基本計画においては、季節調整法の適用に当たっての基準を新たな統計基準として設定し、22年度中に公表することとされた。

このため、新統計法に基づく統計基準として、9年の指針を基礎としつつ、各府省におけるこれまでの運用実績等を踏まえ、利用者の利便性の向上や情報通信環境の変化への対応のために必要な修正を行った上で、統計委員会への諮問・答申を経て、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」（平成23年総務省告示第96号）が設定された。この統計基準においては、適切な手法を継続的に使用することや、季節調整法の運用に関する情報を公表すること等を定めている。

第二節 その他の基準等

1 公的統計の品質保証

公的統計における品質保証については、第Ⅰ期基本計画において、「国際通貨基金」（IMF：International Monetary Fund）の「データ品質評価フレームワーク」（DQAF：Data Quality Assessment Framework）等を基に、統計の品質表示を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定することとされた。これを受けて平成22年3月に「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）が策定され、本格的に品質保証の取組が開始された。

その後、第Ⅱ期基本計画においては、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計のプロセス保証をこのガイドラインに導入するとされた。これを受けて、28年4月に、日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」の内容を踏まえた「統計調査の実施過程の質の評価」を計画的に実施することが追加された。

2 消費税の取扱い

売上額等における消費税の統計調査上の取扱いについては、大別して①消費税込での記入を求めるもの、②原則、消費税込での記入を求めるものの税抜記入も許容するもの、③決算値等の売上高等の記入を求めるものなどがあり、消費税込と消費税抜が混在した集計結果が提供されることにより、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性が指摘されていた。

このため、第Ⅱ期基本計画には、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得るとの課題が盛り込まれた。

これを踏まえ、関係府省で構成される産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議や同検討会議の下に設置されたワーキンググループにおいて検討した結果、消費税込で売上高を把握することとしているものの税抜の報告も容認する調査について、税抜の売上高等を税込補正して集計・公表するための標準的な指針として、平成27年5月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）が策定された。

このガイドラインは、その後の税率変更や軽減税率導入に伴い、29年3月及び令和3年7月に改正（施行はそれぞれ令和元年10月、3年7月）されている。

3 従業上の地位に関する区分の取扱い

従業上の地位に関する区分とは、おおむね雇用者、自営業主、家族従業者等の別のことを指し、そのうち雇用者は、雇用形態により常用雇用者（正規の職員・従業員）と臨時雇用者（パート・アルバイト等の非正規雇用者）等に分かれるとされている。

一方で、労働市場は時代の変化とともに大きく変容しており、働き方や雇用形態は著しく多様化しているにもかかわらず、従業上の地位に関する区分についての統一的な基準は存在しなかった。

このことから、第Ⅰ期基本計画においては、「従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。」とされた。これを踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）は、平成23年2月10日及び3月3日の2回、関係府省による会合を持ったが、その後は3月11日に発生した東日本大震災の影響もあり会合の開催が難しくなり、総務省内で検討を続けた。

その結果、我が国の統計調査における区分は、調査の対象（世帯、事業所の別）や目的、視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあることから、新たに統一的な基準を設定するのではなく、従前のような多様な把握の仕方が重要と判断し、統一的な分類の設定及び統計基準化は必要でないとの結論を得た。

こうして新たな分類の設定は見送られたが、総務省では、利用者の利便向上のために、各統計の表章で用いられている従業上の地位に関する区分について、おおよその対応関係を整理し、ホームページ上で公表している。

4 地域別表章に関するガイドライン

各府省が作成する統計の表章区分については、産業や職業などは標準統計分類が設定されているが、地域ブロック区分や年齢区分については統一的な基準が存在しない。総務省は、第Ⅱ期基本計画において、「各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する」と

され、さらに、第Ⅲ期基本計画においては、「統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得る」とされたことを踏まえ、その検討を開始した。

しかし、我が国の地域ブロックの表章区分について、統一的に用いられているものはなく、地方支分部局の行政運営のため当該地方支分部局の管轄区域ごとに区分を設定したものや地域特性を表すため自然的・経済的条件を基に区分を設定したものなど、統計作成機関が各統計の目的に応じそれぞれ設定しており、一律に標準化を図った場合にはこうした統計の作成目的や精度確保等への影響が生じる懸念があった。

このような状況を踏まえ、地域ブロックの表章区分については、統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図ると同時に、地域ブロック区分に対する統計ユーザーの多様なニーズにも可能な限り対応するため、統一的な基準ではなく、可能な範囲で対応を求めるガイドラインを設定することとなった。そこで、基幹統計における地域別表章の実態把握結果を踏まえて、総務省において案を作成し、これを各府省に示して意見を聴いた上で、平成31年3月28日、「地域別表章に関するガイドライン」を決定し、ホームページで公表した。その主な内容は、次のとおりである。

- ①統計作成機関は、ユーザーによる任意の地域ブロック区分による組み替え集計が可能となるよう、作成する統計について都道府県単位の結果表章を推進する。
- ②都道府県単位の表章を行うことが困難な場合は、ガイドラインが示すⅠからⅣの地域ブロックの種類のうち、採用事例が多い類型Ⅰによる結果表章の実施について検討し、可能なものについてはこれを実施する。

5 民間委託

公的統計の民間委託については、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、集計、データベースの作成・提供、実査等について、包括的民間委託（一連のまとまりとして包括的に民間に委託する手法）を含めて民間委託を進め、組織の減量化を図ることとされたことを踏まえて取組が進められ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）が策定された。

その後、このガイドラインは、第Ⅰ期基本計画における統計調査の実施過程を管理し、受託事業者の事業完了報告書の作成を明示するとの指摘や、第Ⅱ期基本計画におけるプロセス保証の考え方を導入するとの指摘等を踏まえて見直しが随時行われ、名称も「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更されている。

さらに、第Ⅲ期基本計画においても、このガイドラインに基づき、委託業務仕様書の見直しやプロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組むこととされている。

6 オンライン調査

統計調査におけるオンラインの導入については、第Ⅱ期基本計画において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否を、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策を、事前に検討することとされ、また、総務省は、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援することとされている。

また、「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議^(注) 申合せ）では、基幹統計調査、報告者数が10万以上などの調査、月次や四半期で同一報告者に継続的に報告を求める調査、公的機関を報告者とする調査等については、優先的にオンライン化に取り組むこととされている。

7 大規模災害等への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、総務省政策統括官（統計基準担当）は、3月15日、各府省等に対し、

①東日本大震災が特定非常災害に指定されたことから、発災日以降に報告期限が到来する基幹統計調査の報告義務であって、東日本大震災によりその期限までに履行されなかったものについては、23年6月30日までに報告を行うことによって当初報告期限内に報告が履行されなかったことの責任は問われないこととなったこと

②調査対象地域からの被災地域の除外、調査の延期など東日本大震災への対応のために統計調査の承認事項を変更する場合や緊急に統計調査を実施することが必要になった場合には統計法に基づく承認手続に関して弾力的に対応すること

を内容とする通知を行った。

その後も、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害が指定されるたびに、具体的には、令和2年度末までに、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「令和元年台風第19号」及び「令和2年7月豪雨」について同様の通知を行った。

災害発生時等の備えについては、第Ⅱ期基本計画において、「大規模災害が発生した場合の対応に関する課題を抽出し、対応指針を取りまとめるとともに、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、順次取組を進める。」とされた。

これを受け、総務省が各府省と協力して開催している「統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」において、対応指針の位置付け、構成、府省横断的に対応する課題や個別調査ごとに対応する課題、調査票情報の提供の在り方、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策等について議論を行い、「大規模災害が発生した場合

（注） オンライン調査の推進に関する事項について政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、関係府省の統計主管部局の担当課長等を構成員とし、平成26年4月14日設置。

に関する対応指針」（28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を定めた。

同指針においては、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項の「著しく異常かつ激甚な非常災害」に相当する災害を「大規模災害」と想定しており、各府省等は、同指針を参考として、所管する統計調査や加工統計ごとに又はそれらをまとめて、大規模災害が発生した場合における具体的な行動計画を策定することとされている。

8 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大したことを受けて、令和2年4月7日に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発出され、外出の自粛等が要請されることとなった。

この状況を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）は、国の行政機関等に対し、宣言発出前の2月26日及び発出後の4月8日、3年1月8日の計3回にわたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から調査計画の変更を行う場合の承認手続等について弾力的な運用を行うこと、調査結果の公表の際には適切な情報提供を行うべきこと等について通知を行った。

また、統計委員会は、2年3月16日に「新統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」（平成21年3月9日統計委員会決定）の改正を行い、基幹統計調査において感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更を行う場合、統計委員会への諮問を要しないこととした。

さらに、2年5月1日の北村統計委員会委員長談話においては、このような状況にあっても統計の重要性は変わるものではなく、現下の正確な状況把握のために、国民共通の情報基盤である統計の必要性は更に高まっていることを指摘するとともに、政府に対し、調査の安全かつ円滑な実施、報告者等の負担軽減、業務見直しや実施体制の確保などについて万全を期すことを求めている。

9 統計調査の用語定義集の作成

統計調査に用いられる用語又は分類の概念を明確にし、定義とその範囲を画定することは、統計調査の理解と結果報告の利用のための必須の条件であり、また、これらを統一することによって、統計調査間の相互比較性を向上させることが期待される。行政管理庁では、このような趣旨から、統計調査において用いられている調査対象と調査事項について、用語の定義と結果報告に用いられる分類を収集し、整理を行ってきたが、これを刊行することとし、その第1集として、昭和37年11月に「指定統計調査用語定義集」を刊行した。引き続き、指定統計調査以外の主要な統計調査の用語と指定統計調査の結果報告における分類を収集した「主要統計調査用語定義集第2集」を39年3月に刊行した。さらに、平成7年8月及び13年7月にも「指定統計調査用語定義集」を刊行した。

第六章 産業連関表の作成と加工統計の基幹統計化

第一節 産業連関表

1 産業連関表の作成状況

(1) 産業連関表の意義と総務省の役割

産業連関表は、国内経済において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引等を一つの行列（マトリックス）に示した統計表である。産業連関表は、部門ごとにタテ方向（列部門）の計数をみると、その部門の財・サービスの国内生産額とその生産に用いられた投入費用の内訳に関する情報が得られる。また、部門ごとにヨコ方向（行部門）の計数をみると、その部門の財・サービスの国内生産額についての産出（販売）先の内訳に関する情報が得られる。

また、産業連関表は、多種多様な統計資料を用いて様々な産業部門を網羅する形で作成されており、取引額の数値をそのまま読み取ることによって、対象年次の産業構造や産業部門間の相互関係などの経済構造を総合的に把握することができるほか、取引額から求められる各種係数を用いて経済波及効果等の分析ができるなど、経済政策等の立案の際の重要な基礎資料として用いられている。加えて、内閣府が作成する「国民経済計算」（「統計法」（平成19年法律第53号）に規定する基幹統計）の基準改定時における不可欠な資料としても利用されている。このような重要性を踏まえ、産業連関表は、国民経済計算と同様、基幹統計として指定されている。

我が国における全国ベースの産業連関表は、経済審議庁及び通商産業省が、昭和26年を対象年次とする試算表をそれぞれ単独で作成したことに始まり、その後、30年を対象年次とするものの以降は、関係府省庁の共同事業として作成しており、その中にあって、行政管理庁、総務庁、総務省は、事業の総括及び連絡・調整の役割を担ってきた。

これまでの産業連関表の作成状況は次のとおりであり、作成体制や部門の取扱いなど作成対象年別の主な相違点の概要については、表1のとおりである。

(2) 昭和26年（1951年）産業連関表

我が国における全国ベースの最初の産業連関表は、昭和26年を対象年次として経済審議庁及び通商産業省が、それぞれ単独で作成し、30年に試算表として公表した。また、農林省も同時期に農林部門を中心とする簡易表を作成している。

しかし、経済審議庁が作成した産業連関表が国民経済計算に対応した9部門表であったのに対して、通商産業省のものは182部門という詳細な表であった。両表は、同じように全産業を対象にしたものではあったが、それぞれの分類、概念及び推計方法に相違があった

ため、両表の間には少なからず計数上の隔たりがみられた。

これは、両表の作成目的・作成方法が異なっておりやむを得ない面もあった。しかし、同一年次の経済を対象としながら、異なった二つの計数が存在することは好ましいことではないとされた。

このため、行政管理庁の諮問機関である統計審議会から、整合性の取れた産業連関表を関係省庁において統一的に作成することが望ましい旨の答申(30年6月30日)が行われた。

(3) 昭和30年(1955年)産業連関表

昭和26年表が作成、公表されて以降、経済企画庁が28年表及び30年簡易表を作成し、通商産業省が29年簡易延長表及び30年予備表等を作成するなど、産業連関表が実験段階から実用段階へと移行するにつれて、新しい年次を対象として、より精度の高い産業連関表を作成することが強く要請されることとなった。このような気運は、30年6月の統計審議会答申の趣旨と相まって各省庁の統一的な予算要求として具体化した。また、32年3月には、関係省庁による打合せ会議が開催され、共同で産業連関表を作成するとの方針が決定された。

これを受けて、32年度において、行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省及び建設省に、集計、製表を担当する総理府統計局を加えた6府省庁の担当者からなる作業部会を組織し、部門分類の設定及び概念・定義、国内生産額等の評価方法、基礎資料の利用可能性等について検討を行い、その結果を踏まえて、33年4月から本格的に共同事業体制による作成作業を開始した。

この作業は、33年度及び34年度にわたって行ったが、作業の開始に際して、対象年次を30年とすることとした。

これは、

- ①作業が開始された33年当時において、利用可能な最新の基礎資料の大部分は、30年のものであったこと
- ②30年の経済状況が比較的安定したものであったこと
- ③国民所得統計や各種の経済指数の基準年次が30年となる見込みであったこと

などの理由によるものである。

そして、35年6月に一次表を、翌36年6月には最終表をそれぞれ公表した。

(4) 昭和35年(1960年)産業連関表

昭和30年表は、関係府省庁の共同作業による最初の産業連関表となったが、作成当時においては、その後も継続して作成することは必ずしも考えられていなかった。

しかし、30年表には、国民経済計算の主要勘定である国民所得統計との整合性、部門分類の在り方等について、なお改善すべき点があった。また、その後における技術革新等に伴う産業構造の変化には著しいものがあり、当時の所得倍增計画の検討資料等としても必要とされるなどの事情が生じ、新たな年次の産業連関表の作成が強く要請されることとなった。

このような状況を背景として、35年表の作成に関する統一的な予算要求が認められると同時に、35年表以降においても、おおむね5年ごとに関係省庁による共同事業として産業連関表を作成するという現在に至る体制が確立された。

35年表の作業は、37年度及び38年度の2か年度にわたる継続事業として実施した。その際、総理府統計局が担当していた機械による集計及び製表を通商産業省が受け持つこととなったほか、30年表の作成に当たった省庁に加えて、新たに運輸省及び労働省が参加し、7省庁の共同事業体制によって進めることとなった。

作成に当たっては、30年表の経験を踏まえ、将来、長期にわたって使用可能な枠組みとなるようにするため、学識経験者及び関係省庁の協力の下に詳細な検討を行った。その結果、国民経済計算とより一層整合性のとれた産業連関表のフレームが作成されることとなった。また、部門分類及び概念・定義の在り方についても、長期の時系列比較や国際比較性の面から基本的な改善を加え、原則として、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類を採用することとなった。

(5) 昭和38年（1963年）延長産業連関表

基準年次の産業連関表の作成には、長期にわたる膨大な作業を必要とし、その完成は、通常、対象年次の3～5年後になることが多いため、変動の激しい経済構造の分析や予測を効果的に行う上では、時機を失することとなる場合がある。

このため、本格的な産業連関表の作成は5年ごとに行うこととし、その中間年次については、直近の産業連関表を基準として簡易な方法で延長推計することにより作成して一般の利用に供することとすれば、経済分析等を行う上で非常に有益である。このような目的で作成されるのが延長産業連関表と呼ばれるものであり、38年延長産業連関表が、35年産業連関表を基準として作成され、40年7月に公表されている。

38年延長産業連関表は、35年産業連関表の場合と同様、7省庁の共同事業として作成されたが、その手順は、まず、35年産業連関表について数量延長を行い、35年価格での延長産業連関表を作成し、次いで、これをその後における物価の上昇を考慮して38年価格に変換（インフレート）し、最終的な38年延長産業連関表としてまとめるというものであった。

なお、その後における延長産業連関表は、通商産業省、経済産業省の単独の事業として作成されるようになっていく。

(6) 昭和40年（1965年）産業連関表

昭和40年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和35年表に続くものであり、時系列分析が損なわれないようにするために基本的なフレームの変更は行わず、その後の新産業や成長産業の出現等の変化に対応した部門の新設・分割・統合等を行うにとどまった。

推計結果の公表は、44年7月に行い、利用方法の高度化等に伴い、基本分類による取引基本表を初めて発表した。

また、40年表の公表後、35年表との時系列比較のため、初めて、接続産業連関表（「昭

和35年 - 40年接続産業連関表」）を作成・公表した。なお、これ以降の接続産業連関表の概況については表2のとおりである。

(7) 昭和45年（1970年）産業連関表

昭和45年表も、基本的には40年表のフレームを踏襲しつつ、40年表作成後の国際標準産業分類の改定（1968（昭和43）年）や68SNA^{（注1）}（A System of National Accounts（1968年））の提示を踏まえて、これらに対する部門分類等の取扱いの面で改善を行った。

(8) 昭和50年（1975年）産業連関表

昭和50年表の大きな特徴は、68SNAの提唱に基づき、基本分類に「生産活動主体分類」の機能を持たせたことである。すなわち、基本分類を

- ①政府サービス生産者
- ②対家計民間非営利サービス生産者
- ③産業

の三つに区分し、これに伴い、特に政府サービス生産者については、従来、生産活動とはみなされていなかった部分を含めて内生部門に格付けた。これに合わせて、政府サービス生産者については、産業連関表独自のものとして、「公務」及び「非公務」の区分を設け、それぞれに対応した取扱いを行うこととした。

なお、50年表の作成に当たって、新たに大蔵省、文部省、厚生省及び郵政省の4省が加わり、それまでの7省庁の共同事業体制から11省庁による体制となった。

(9) 昭和55年（1980年）産業連関表

昭和55年表は、前回の50年表と比較して、国内生産額の増減等に伴う部門の分割等のほかには、特に大きな変更はない。

なお、それまで通商産業省が受け持っていた機械による集計及び製表の作業は、行政管理庁が行うこととなった。

(10) 昭和60年（1985年）産業連関表

昭和60年表は、55年以降我が国の産業構造が急速に変化していること及び日本標準産業分類が59年1月に全面改定され、翌60年4月から施行されたことに伴い、製造業部門を中心に、表の作成及び利用の両面を考慮して、大幅な部門分類の変更を行った。

(11) 平成2年（1990年）産業連関表

平成2年表は、昭和60年表を基本としつつ、特にサービス業部門において、部門の新設・分割等を行うとともに、サービス業に関する推計基礎資料を充実させるなど推計方法の改善を図った。

物品賃貸業については、従来の原則である「使用者主義」^{（注2）}による推計を、全て「所

（注1） 国民経済計算（System of National Accounts）は、国の経済状況を、生産・消費・投資などのフロー面や資産・負債などのストック面から体系的に明らかにする統計であるが、国連は各国の比較が可能となるよう統一した作成基準を定めており、採択された年を付してこの基準を68SNA、93SNA、2008SNAなどと称している。

（注2） 物品を使用した部門（使用者）に経費を計上する考え方である。この場合、賃借を受けた物品に係る経費の一切を、物品を使用した部門に計上することとなり、賃貸活動は、部門として成り立たない。

有者主義」^(注)による推計に改めるとともに、自家活動部門の見直しを行った。

なお、平成元年から導入された消費税の納税額については、「営業余剰」に計上することとした。

(12) 平成7年（1995年）産業連関表

平成7年表は、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改定（5年10月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、2年表に引き続きサービス部門の拡充と推計基礎資料の充実を図った。

また、93SNAの趣旨を踏まえ、次のように対応した。

- ①消費概念について、最終消費支出（誰が支払ったか）と現実最終消費（誰が便益を享受したか）の二元化を導入
- ②動植物の育成成長分の取扱いについて、1回だけ産出物を生産する動植物として「肉用牛」、「魚介類」、「花木」、「軽種馬」を仕掛品在庫として計上（「育林」については、平成2年表から対応済み）
- ③従来の自衛隊の空港・ドック・病院等に加えて、自衛隊の事務用機器も民間転用可能な固定資本として計上
- ④無形固定資産の生産資産への取り込みとして「鉱物探査」を「その他の対事業所サービス」部門の固定資本形成として計上するとともに「受注ソフトウェア」を固定資本形成として計上

さらに、生産活動主体分類の一つである「政府サービス生産者」の内訳項目として設けていた「非公務」の区分について、「非公務＝民間」との誤解が生じ得ることを踏まえ、「準公務」に変更したほか、消費税の納税額は「間接税」に含めて表章する方式に変更した。

(13) 平成12年（2000年）産業連関表

平成12年表は、7年表を基本としつつ、我が国の経済社会構造の変化を反映すべく、「再生資源回収・加工処理」や「介護」など新たな部門分類の設定を行った。

また、93SNAの趣旨を踏まえた対応として、

- ①全額中間消費扱いしていたソフトウェア・プロダクツ（家計で使用するものを除く。）を固定資本形成に計上する。
- ②道路、ダム等の社会資本減耗について推計を行い、一般政府消費支出に計上することとした。

なお、13年1月に中央省庁が再編され、また、環境省が新たに参加したことにより、10府省庁の共同事業体制となった。

(14) 平成17年（2005年）産業連関表

平成17年表は、12年表と大きな変更点はないが、日本標準産業分類の改定（14年3月）

（注） 物品を所有する部門（所有者）に、その経費等を計上する考え方であり、物品賃貸収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する。

に対応した部門分類の設定を行うとともに、情報通信の高度化に伴い、情報通信に関する部門及び情報関連の製造業に関する部門の再編等を行った。

(15) 平成23年（2011年）産業連関表

平成23年表は、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改定（19年11月）に対応した部門分類の設定を行ったほか、93 S N Aの趣旨を踏まえた対応として、「金融」の「帰属利子」方式を改め、「F I S I M^{（注）}（Financial Intermediation Services Indirectly Measured、間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入することとした。

また、平成17年表までの部門のコード番号については、基本分類と統合小分類とは相互に整合性が図られていたが、統集中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付され、基本分類及び統合小分類との関連は考慮されていなかった。そこで、23年表において、基本分類-統合小分類-統集中分類-統合大分類という体系において、コード番号の対応関係が整合するよう、全面的に見直した。

さらに、23年の事業活動を対象にして初めて実施された「経済センサス-活動調査」を重要な基礎資料として利用するなど、推計資料や推計方法等について大きな見直しを行った。

なお、関係府省庁の共同事業により初めて作成した昭和30年表以降、産業連関表は西暦の末尾が0又は5の年を対象に作成されてきたのであるが、経済センサス-活動調査が平成23年を対象年次として実施されたことから、22年ではなく、23年を対象としたものである。

(16) 平成27年（2015年）産業連関表

平成27年表の場合も、基本的には23年表のフレームを踏襲しつつ、日本標準産業分類の改定（25年10月）に対応するなどの部門分類の見直しを行った。

また、2008 S N Aを踏まえて、次のように対応した。

- ①研究開発を固定資本として計上
- ②所有権移転費用の扱いを精緻化
- ③防衛装備品支出を国内総固定資本形成及び原材料在庫純増に計上
- ④建設補修の一部（建築物リフォーム・リニューアル工事）を国内総固定資本形成に計上

さらに、生産活動主体分類の区分について、2008 S N Aに合わせて従来の「政府サービス生産者」を「非市場生産者（一般政府）」に、「対家計民間非営利サービス生産者」を「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」に、「産業」を「市場生産者」に、それぞれ名称変更した。

（注） 金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものがF I S I Mである。

そのほか、23年表まで設けていた「調整項」^(注)部門について、部門自体は削除し、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する変更を行った。

(17) 令和2年（2020年）産業連関表

令和2年表については、産業連関表の供給・使用表（SUT：Supply and Use Tables）体系への移行を見据えつつ、7年度の公表に向けて、作業を行っているところである。

表 1 産業連関表の作成状況

対象 年次	基本分類 部門数 (行×列)	公表年月	作成担当機関 (注1)	主な改正点
昭和 26年	9×9 (経済審議庁) 182×182 (通商産業省)	昭和30年7月	経済審議庁 通商産業省 農林省 それぞれ個別に作成	—
30年	310×278	36年6月 (一次表:35年6月)	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、建設省、総理府統計局（集計、製表）	—
35年	453×339	39年5月	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省※、労働省※、建設省	・生産者実際価格評価方法の採用 ・国際標準産業分類に準拠した分類の採用 ・機械による集計・製表を通商産業省が担当
40年	467×339	44年7月	〃	・接続産業連関表(昭和35 - 40年)を初めて作成
45年	541×405	49年1月 (速報:48年7月)	〃	・国際標準産業分類の改定への対応 ・68SNAへの対応 ・固定資本マトリックスの作成 ・自家輸送マトリックスの作成 ・雇用マトリックスの作成
50年	554×405	54年1月 (速報:53年6月)	行政管理庁、経済企画庁、大蔵省※、文部省※、厚生省※、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省※、労働省、建設省（農林省は昭和53年7月に農林水産省となる）	・68SNAに従い内生部門を ①政府サービス生産者 ②対家計民間非営利サービス生産者 ③産業に分割
55年	541×406	58年12月 (速報:58年6月)	〃	・自家輸送マトリックスの公表 ・機械による集計・製表を行政管理庁が担当

(注) 国内生産額推計時の単価を工場出荷価格（税込）で評価する一方で、輸出には消費税がかからないことから必然的に生じる行方向のアンバランスを解消するために設けていた項目。

対象 年次	基本分類 部門数 (行×列)	公表年月	作成担当機関 (注1)	主な改正点
昭和 60年	529×408	平成元年2月 (速報:63年10月)	総務庁、経済企画庁、 大蔵省、文部省、厚生 省、農林水産省、通商 産業省、運輸省、郵政 省、労働省、建設省	・日本標準産業分類の改定（昭和 59年1月）に対応した部門分類の 設定
平成 2年	527×411	6年3月 (速報:5年10月)	〃	・サービス業の推計方法の改善
7年	519×403	11年3月 (速報:10年9月)	〃	・93SNAへの対応 ・日本標準産業分類の改定（平成 5年10月）に対応した部門分類の 設定
12年	517×405	16年3月 (速報:15年8月)	総務省、内閣府、金融 庁※、財務省、文部科 学省、厚生労働省、農 林水産省、経済産業 省、国土交通省、環境 省※	・省庁再編に伴う作業担当部門の 変更 ・機械的バランス調整法(注2)の導入
17年	520×407	21年3月 (速報:20年8月)	〃	・日本標準産業分類の改定（平成14 年3月）に対応した部門分類の設定
23年	518×397	27年6月 (速報:26年12月)	〃	・日本標準産業分類の改定（平成19 年11月）に対応した部門分類の設定
27年	509×391	令和元年6月	〃	・日本標準産業分類の改定（平成25 年10月）に対応した部門分類の設定

（注1）「作成担当機関」欄の※は、その年の表から新たに加わった機関である。

（注2）産業連関表においては、部門ごとに投入額、産出額のそれぞれの積み上げ額と国内生産額が一致していなければならない。従来はこの調整作業（バランス調整）を全て人的に行っていたが、平成12年表においては、一定の条件を満たす部門については、あらかじめ定められた算式を用いてバランス調整を行うこととした。この方法を機械的バランス調整法といい、その中にもいくつかの種類があるが、12年表においては、経済産業省の延長表で実績のある「ラグランジェ未定乗数法」を使用した。

表 2 接続産業連関表の作成状況

対象年次	基本分類 部門数 (行×列)	公表年月	作成担当機関
昭和35-40年	450×350	昭和45年 3 月	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省
35-40-45年	448×339	50年 2 月	〃
40-45-50年	535×392	55年 3 月	行政管理庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省
45-50-55年	525×393	60年 3 月	〃 (行政管理庁は昭和59年 7 月に総務庁となる。)
50-55-60年	437×349	平成 2 年 4 月	〃
昭和55-60-平成 2 年	445×357	7 年 2 月	〃
昭和60-平成 2-7 年	511×398	12年 5 月	〃
平成 2-7-12年	511×399	17年 3 月	総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
7-12-17年	514×401	22年 3 月	〃
12-17-23年	510×389	28年 5 月	〃
17-23-27年	496×380	令和 2 年 8 月	〃

2 S U T 体系への移行

(1) 背景

経済統計は、正確な景気動向判断のみならず、我が国経済構造の正確な把握を通じて「証拠に基づく政策立案」(E B P M : Evidence-based policy making)を支える基礎となり、また国民の合理的意思決定の基盤ともなるものであるとの観点から、経済財政諮問会議においてその改善に関する議論が行われ、平成28年12月21日に「統計改革の基本方針」が決定された。その中で産業連関表について、「生産面のGDP統計の充実に資するよう、総務省は、……産業・商品ごとの生産・投入構造をより精緻に把握するための手法を検討する。」こととされた。

これを受けて、関係閣僚等で構成される統計改革推進会議で議論された結果、その「最終取りまとめ」(29年 5 月 19 日)において、令和 7 年を対象年次とする産業連関表(令和 11 年度公表予定)から S U T 体系に移行することが盛り込まれ、その後、統計委員会への諮問、その答申を経て作成された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅲ期基本計画、平成30年 3 月 6 日閣議決定)においても、このことが明記された。

(2) 基準年 S U T ・産業連関表及び中間年 S U T に係る基本構成の大枠

第Ⅲ期基本計画においては、

①産業連関表作成府省庁は、国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成30年度の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、「平成33年(2021年)経済センサス-活動調査の試験調査(平成31年度(2019年度)実施予定)やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ」、30年度末までに基準年 S U T ・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。

②内閣府は、「基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討」し、30年度末までに大枠を固める。

こととされた。

これを受けて、30年8月に「基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向けた内閣府要望」が内閣府から示され、その後令和元年6月に、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」が、内閣府及び産業連関表作成府省庁の連名において決定された。

この大枠の中では、基準年SUTから中間年SUTを延長推計する際に、改めて推計概念や分類の調整などを行う必要がないように基準年SUTを推計することとし、産業連関表をSUT体系に移行するに当たっては、可能な限り基準年SUTが国民経済計算の概念・分類等と整合的になるよう、2年及び7年産業連関表については、次のように推計作業を行うこととされた。

ア 令和2年（2020年）表

①2年表は、基本的には、供給表とサービス分野の産業（「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業）に関する使用表を推計し、それらの表に対して部門の「再定義」を行うことにより産業連関表のサービス分野の投入を推計し、それ以外の分野の投入は従来どおり推計して全体の産業連関表を作成する。その後、その産業連関表を用いて全体の使用表を作成する。

②2年表推計に向けて、「サービス産業・非営利団体等調査」については、SUT体系移行を見越した調査設計を行う。

③2年表を基に、「経済構造実態調査」等の年次の基礎統計の情報を用いて基準年SUTと整合的な推計を図り、中間年SUTを刷新する。

イ 令和7年（2025年）表

①7年表は、供給表・使用表を直接推計し、それを用いて産業連関表を推計する。

②SUTから産業連関表への推計については、技術仮定^(注)だけではなく、投入調査によって把握される「生産物」の一部の費用項目を用い、投入額推計において部門の「再定義」を経て推計する。

③7年における基準年SUTが作成された以後の中間年SUTについては、基準年SUTを基に、「経済構造実態調査」等の年次の基礎統計の情報を用いて基準年SUTと整合的な推計を図り、全産業の直接推計による中間年SUTを構築する。

(注) 産業連関表を作成するに当たり、国連は、「供給表」と「使用表」を作成した上で、「産業技術仮定」と「商品技術仮定」のいずれかを介して、行部門と列部門が1対1で対応する表を作成する方法を提唱している。この場合において、「産業技術仮定」とは、同一の産業で生産された商品はどの商品であっても同一の生産技術構造をもつと仮定することをいい、「商品技術仮定」とは、どの産業で生産されても同一の商品であれば同一の生産技術構造をもつと仮定することをいう。我が国においては、商品ごとの生産額に係るデータなどが相当程度整備されていたことから、この「技術仮定」を用いず、国内生産額の推計、投入額の推計、産出額の推計、投入額と産出額の計数調整という手順を踏んで、いわば「直接」産業連関表を作成してきている。

第二節 加工統計の基幹統計化

平成19年に全面改正された統計法においては、第2条第4項及び第26条の規定により、統計調査の方法により作成する統計だけでなく、統計調査以外の方法により作成する統計（いわゆる加工統計）についても基幹統計の対象となるとされている。

令和3年末において、加工統計のうち基幹統計とされているものは、統計法第2条第4項第2号に規定されている国民経済計算（内閣府）のほか、同条第3項の総務大臣の指定を受けているものとして、産業連関表（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省（平成22年9月指定））、鉱工業指数（経済産業省（23年2月指定））、生命表（厚生労働省（23年3月指定））、社会保障費用統計（厚生労働省（24年7月指定））、人口推計（総務省（28年10月指定））があり、計6統計である。

第七章 統計調査員制度の確立

第一節 統計調査員制度の意義

統計調査の手法の一つとして、調査員調査がある。調査員調査とは、統計調査員が調査対象の世帯や事業所等を訪問して統計調査の趣旨・目的を説明し、調査票を配布・回収する方法であり、郵送による調査等と比べて、高い回収率が確保できるとともに、統計調査員が調査票の記入内容の確認等を行うことにより高い結果精度が得られる。

基幹統計調査の実施に当たって統計調査員を置くことについては、「統計法」（平成19年法律第53号）第14条に、「行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。」と規定されている。なお、統計調査員が行う具体的な事務内容については、基幹統計調査により異なる場合もあることから、第56条の2（命令への委任）に基づき、基幹統計調査ごとに定められる命令（調査令や調査規則）によって明らかにされている。

基幹統計調査においては、国勢調査、経済センサス、農林業センサス等定期的に実施される大規模調査や労働力調査、家計調査等毎月実施される経常調査など、その多くが調査員調査の手法を採用している。なお、調査員調査を採用する基幹統計調査のほとんどがオンライン方式を併用している。

統計調査員は、調査の都度、任命することとなっており、任命期間中は、国、地方公共団体に勤務する職員と同様に公務員の身分を有しているが、その業務は一時的・臨時的なものであるため、非常勤の公務員とされる。

すなわち、国（大臣又は国の機関の長）が任命する統計調査員、具体的には国勢調査（総務大臣が任命）、農林業センサス（農林水産大臣が任命。同調査の一部である農山村地域調査を担当する統計調査員は地方農政局長が任命）等に従事する統計調査員については、一般職の非常勤の国家公務員とされ、それ以外の基幹統計調査に従事する都道府県知事任命の統計調査員については、特別職の非常勤の地方公務員とされる。国家公務員又は地方公務員である統計調査員は、その職務と責任の特殊性に基づいて、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）又は「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の適用については、広範囲な特例が認められている。

第二節 統計調査員制度の充実

1 統計調査員の処遇の改善等

統計調査員については、

- ①「統計法」（昭和22年法律第18号）第12条において統計調査員を置くことができると定められた当時から調査員手当の1日当たりの報酬が一般賃金水準に比べて著しく低かったこと
- ②行政需要に対応するため調査内容が複雑となり業務内容が高度化したこと
- ③報告者の協力が得にくくなってきたこと
- ④一般的な労働力不足傾向

等の理由から、昭和30年代以降、適任者を確保することが非常に困難となり、統計調査の結果の信頼性の低下、公表の遅延などの悪影響も憂慮されるようになった。

実際に統計調査員の選任に当たる地方公共団体からも、調査員選任難の対策についての要望が数多く提出され、統計調査員問題は、統計行政上の最も深刻な課題の一つとなってきた。

このため、行政管理庁は、統計調査員問題を解決する必要性を痛感し、統計調査員に関する制度の改善策について、35年10月19日、統計審議会に諮問（第71号「統計調査員に関する制度の改正について」）を行った。この諮問に対し、統計審議会は、同年10月に統計整備部会に第二分科会を設けて検討を重ねた結果、37年10月26日及び39年7月24日の2回にわたって答申を行った。

第1回の答申では、

- ①調査員手当を増額すること
- ②統計調査の内容の簡素化を図ること
- ③国及び地方公共団体における常勤の公務員を調査員業務に充てることができるよう積極的な措置を講ずること
- ④民間人による常任調査員制度を設置すること
- ⑤郵送調査方式の利用範囲を拡大すること

の5点を指摘している。また、第2回の答申では、

- ①行政管理庁が実施した調査員業務実態調査の結果等を踏まえて、統計調査員手当の単価は国家公務員の行政職俸給表（一）7等級2号俸（現1級25号俸）の給与に相当する額が適当であること
- ②調査員手当は給与又は賃金とみなし、今後は、公務員給与の改定にスライドさせること

を求めている。

さらに、統計審議会は、42年4月に新たに統計調査員部会を設置し、統計調査員に関す

る諸問題について審議した結果、43年12月13日、統計調査員の公務災害補償費は、国が全額負担すべきである旨の答申を行った。これに基づき、関係省庁では、44年度予算編成時に統計調査員の公務災害補償費を要求し、当該年度は予算化には至らなかったものの、翌45年度の予算において統計調査員公務災害補償費が認められた。

統計審議会は、続く44年8月22日、

①統計調査員の選任に重大な支障を来しているため、既往の答申に沿って手当額を早急に引き上げる必要があること

②統計調査員が業務遂行上必要とする旅費その他の経費は実費を支給すべきであること

③統計調査員の選任を容易にするため登録制度を推進するなど適切な処置を講ずべきであること

④国が地方公共団体の長に委託して実施する統計調査の調査員の身分は、都道府県知事任命の地方公務員に統一すべきであること

の4事項について答申を行った。

行政管理庁は、このような4回にわたる答申内容の実現のために関係省庁とも協力しつつ努力を重ね、統計調査員手当については、徐々に改善され、48年度に至って、統計審議会の答申に沿った国家公務員行政職俸給表（一）7等級2号俸（現1級25号俸）相当額の実現をみることとなった。

なお、これまでの統計調査員手当の推移は、表1のとおりである。

表1 統計調査員手当年次別一覧

年度	単価 円／日	年度	単価 円／日	年度	単価 円／日	年度	単価 円／日
昭和24	100	昭和44	750	平成元	5,000	平成21	6,800
25	170	45	870	2	5,210	22	6,800
26	150～170	46	1,130	3	5,640	23	6,800
27	170	47	1,140	4	6,060	24	6,800
28	190	48	1,650	5	6,360	25	6,800
29	210	49	2,060	6	6,510	26	6,800
30	210	50	2,700	7	6,600	27	6,880
31	210	51	2,950	8	6,670	28	6,980
32	210	52	3,250	9	6,750	29	7,040
33	210	53	3,570	10	6,830	30	7,080
34	210	54	3,780	11	6,880	令和元	7,140
35	230	55	3,900	12	6,890	2	7,200
36	230	56	4,060	13	6,890	3	7,200
37	270	57	4,250	14	6,890	4	7,200
38	350	58	4,250	15	6,770		
39	350	59	4,330	16	6,740		
40	500	60	4,450	17	6,740		
41	600	61	4,690	18	6,720		
42	650	62	4,800	19	6,720		
43	700	63	4,880	20	6,800		

2 統計調査員確保対策事業

統計調査員の選任難に鑑み、総務省では、昭和47年度から統計調査員確保対策事業を実施している。

この事業は、統計調査員希望者をあらかじめ登録しておき、その資質の向上を図ることによって、各種統計調査の実施に際して必要とする統計調査員の確保を容易にすることを目的としており、登録された者に対しては、統計調査員通信の配布や研修会等を通じて、必要な統計情報の提供や実務知識を付与している。また、登録の目標数として登録基準数を定めており、この登録基準数は、市町村における経済センサス - 活動調査の調査区数（平成22年度までは事業所・企業統計調査の調査区数、30年度までは経済センサス - 基礎調査の調査区数）に2分の1を乗じて（小数点1位切上げ）算定したものである。

事業の対象団体については、昭和47年度から48年度までの間は、東京都、愛知県及び大阪府のみであったが、その後、次のとおり、順次対象市町村を拡大し、平成22年度からは全市町村が事業対象となっている。

- ・昭和49年度：全国の人口20万人以上の市
- ・昭和50年度：全国の人口10万人以上の市
- ・平成2年度：全国の人口5万人以上の市及び町
- ・平成22年度：全市町村

なお、これまでの事業対象市町村数及び登録基準数の推移は、表2のとおりである。

表2 事業対象市町村数及び登録基準数年次別一覧

(単位：人)

年 度	事業対象 市 町 村	登 録 基準数	年 度	事業対象 市 町 村	登 録 基準数	年 度	事業対象 市 町 村	登 録 基準数
昭和47	—	18,755	平成3	461	72,529	平成22	全市町村	123,106
48	—	18,755	4	464	73,083	23	〃	123,106
49	104	38,781	5	466	73,130	24	〃	123,106
50	189	47,198	6	472	73,220	25	〃	123,106
51	193	47,510	7	473	73,304	26	〃	123,106
52	196	47,617	8	477	73,394	27	〃	124,166
53	203	57,995	9	478	73,436	28	〃	124,166
54	205	58,161	10	479	84,330	29	〃	124,166
55	210	59,012	11	481	84,406	30	〃	124,166
56	212	59,144	12	482	84,436	令和元	〃	124,169
57	215	59,235	13	480	84,474	2	〃	124,169
58	217	59,559	14	484	84,610			
59	220	59,736	15	484	84,819			
60	222	59,836	16	491	85,673			
61	225	59,988	17	526	91,503			
62	225	59,988	18	572	97,322			
63	227	60,789	19	574	98,389			
平成元	230	61,026	20	576	97,440			
2	458	72,448	21	576	97,710			

(注) 網掛けは対象市町村の範囲を拡大した年度である。

第三節 統計調査員の安全対策

1 安全対策の重要性

統計調査員が統計調査に従事している時の事故などを防止し、安心して取り組めるようにするためには、あらかじめ十分な安全対策を講じることが極めて重要である。

このため、都道府県や市区町村では、統計調査の実施に当たって開催される「事務打合せ会(説明会)」等において事故防止などを中心に安全対策について説明を行っている。また、統計調査指導員が地域の実情に応じて統計調査員に調査上の留意点についてアドバイスを行ったり、調査員に同行したりすることとしている。さらに、統計調査員同士が連絡を取り合い、それぞれの担当区域において相互に協力して活動を行えるように支援するとともに、警察署などに統計調査を周知し協力を依頼するといった対応も行っている。

また、統計調査によっては、調査前の心構え、出かける前の心得、実際の調査活動に当たっての留意点などを記載したマニュアルや防犯ブザー、懐中電灯といった安全対策用品が配布されている。

統計調査員の仕事を希望して登録された登録調査員を対象とする研修^(注)においても安全対策についての講義を行っている。

一方、統計調査員は非常勤の国家公務員または地方公務員であるから、万一、調査従事中に統計調査員が交通事故などで被害にあった場合には、一般の公務員と同様に、法律や条例の規定に基づいて、公務災害補償が適用されることとなる。

2 統計局における対応

平成2年国勢調査において、調査員が殺害されるという極めて不幸な事件が発生したことを受けて、調査員の安全対策について全体的な見直しを行い、より一層の充実を図るため、統計局は2年10月に「統計調査員安全対策検討委員会」を設置し、3年度にかけて検討を行った。委員会においては、当事件の判決において行政側の指導体制が不十分であったとの指摘がなされたことにも鑑み、①統計調査員安全対策の基本方針、②安全対策マニュアルの作成・研修の在り方、③調査員制度の在り方（夜間調査員、補助調査員、指導員同行、調査員相互支援対策等）、④事故発生時の連絡体制、などについて幅広い議論が行われた。また、これを端緒に統計調査員の安全意識啓発のための措置として、「統計調査員安全対策マニュアル」の作成、防犯ブザーの配布等を図ることが決定された。

その後、夫婦共働き世帯や単身世帯の増加による昼間不在世帯の増加及びオートロックマンション・ワンルームマンションの増加等のような生活・居住形態の変化が特に都市部において顕著に認められるようになり、これに伴う調査員の夜間活動の増加、調査活動中

(注) 政策統括官(統計制度担当)による登録調査員中央研修、都道府県別登録調査員研修

の事故件数の増加などを受けて、4年度から6年度にかけ学識経験者、都道府県の代表者も交えて「統計調査員安全対策研究会」を開催した。この研究会においては、経常調査の調査員及び都道府県職員に対して安全対策に関するアンケートの実施、米国・カナダの調査員安全対策、英国の統計調査員補助制度などの調査のほか、調査員同行者^(注1)について検討がなされた。

その検討を踏まえて、5年度からは次のような措置を講じている。

- ・統計調査員安全対策マニュアル改訂版、統計調査員指導用ビデオの作成・配布、防犯ブザーの配布
- ・市町村職員事務打合せ会・調査員事務打合せ会における「統計調査員安全対策マニュアル」、「統計調査員指導用ビデオ」の活用、外部の防犯対策専門家による講習等による指導の徹底
- ・指導員と調査員の連携強化、各警察本部への協力依頼及び「統計調査員同行者災害見舞金事業」^(注2)の実施並びに統計調査員同行者の実態把握

さらに、7年には「統計調査総合補償事業」を開始した。この事業は、当初、財団法人日本統計協会が実施していたが、平成22年度からは公益財団法人統計情報研究開発センターに引き継がれ、統計局が実施する統計調査における①統計調査員、指導員、調査同行者の賠償事故の補償、②調査員同行者の災害補償、③統計調査員の自動車事故対応諸費用の給付、を行うことをその内容とし、いずれも掛金は不要である。

また、平成7年から、新たに全国6ブロックで「庶務事務・安全対策に関する地方別事務打合せ会」^(注3)を開催することとした。

その後も、統計調査員に配布していた「統計調査員安全対策マニュアル」の内容を各調査の「調査の手引」に盛り込み、調査事務と一体的に指導できるようにした。また、「統計調査員の安全確保対策に係る事務要領－危機管理マニュアル－」を、経常調査はもとより周期調査ごとに作成し、①複数人による活動の推奨、②安全対策用品の配布及び指導、③関係機関等への協力依頼、④自家用車使用に関する説明及び指導、⑤事故・自然災害が発生した場合の対応、⑥かたり調査と疑われる事案が発生した場合の対応、⑦自治体におけるシステム障害等が発生した場合の対応、⑧国の事業（コールセンター等）に問題が発生した場合の対応、⑨報道発表対応、などについて都道府県や市区町村に周知徹底し、安全対策確保や危機管理に万全を期している。

(注1) 調査員同行者とは、調査活動における調査員の安全確保を図るため、これに同行する調査員・指導員以外の者であり、調査員の家族又は親族を基本としている。

(注2) 公務災害補償の対象外である同行者を対象とする補償制度である。

(注3) 平成23年度から政策統括官（統計制度担当）が主催する「都道府県統計主管課(部)庶務担当課長補佐等会議」と統合している。

第八章 統計に関する普及啓発

統計の真実性、正確性を確保するためには、統計調査の対象となる国民や企業、団体等の理解と協力が必要不可欠である。

しかし、プライバシー意識の高まりや共働き世帯の増加、一方で調査内容の高度化、複雑化等があつて、昭和40年代後半頃から、統計調査に対する協力が得られにくくなるという事態、いわゆる統計調査環境の悪化が生じてきた。そして、その後もこのような状況を解決する抜本策が見つからないまま、オートロックマンションの普及や単身世帯の増加など更に統計調査環境を悪化させる要因が新たに発生し、引き続きこれらの事態への対処が大きな課題となっている。このため、次のような種々の事業や行事等の対策が講ぜられてきているところである。

第一節 「統計の日」の制定及び諸行事

昭和48年7月3日の閣議において、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民の一層の協力を推進するため、毎年10月18日を「統計の日」とすることが了解された。10月18日としたのは、明治3年のこの日に我が国最初の生産統計である「府県物産表」に関する太政官布告がなされた（太陰太陽暦の9月24日、太陽暦では10月18日）ことによるものであり、この日を中心として、統計功労者の表彰、講演会、展示会等統計知識の普及のための行事を国及び地方公共団体等の緊密な協力の下に全国的に実施するものとされている。

総務省は、「統計の日」の広報を通じて国民や企業等に統計調査への理解と協力を求めるとともに、次のような行事等を実施・後援している。

1 「統計の日」のポスターの作成

「統計の日」が制定された昭和48年度から、広く「統計の日」を一般に周知するためにポスターを作成し、各省庁、都道府県等を通じて全国に配布している。50年度からは、ポスターに統計にちなんだ標語を入れることとし、さらに、平成2年度からは、統計調査への意識を高める意味から、統計調査員や都道府県統計主管課職員等の統計調査実施関係者から標語を募集し、その中から特選に選ばれた標語をポスターに使用することとした。25年度からは、応募の範囲を限定せず、小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部、統計調査員の部、公務員の部の6部門を設け、各部門から佳作を選定し、その中から更に特選を決定し、特選作品をポスターに使用している。

2 統計グラフ全国コンクール

統計グラフ全国コンクールは、統計思想の普及と統計の表現技術の研さんに資することを目的として、昭和28年から「統計図表全国コンクール」として、42年からは「統計グラフ全国コンクール」と名称を改めて、現在まで毎年実施されている。

このコンクールは、公益財団法人統計情報研究開発センターが主催（平成20年度第56回までは、財団法人全国統計協会連合会が主催）し、総務省等の後援によって行われており、統計グラフは、全国の小学生から一般までを対象に幅広く募集しているが、特に小学生・中学生・高校生から多くの応募作品が寄せられており、これら若年層に対する統計知識の普及に多大な貢献をしてきた。コンクールの優秀作品に対しては、昭和34年から行政管理庁長官特別賞（昭和59年から総務庁長官特別賞、平成13年から総務大臣特別賞、平成28年から総務大臣賞）を授与しており、入選者に対する表彰は、毎年の全国統計大会の席上で行われている。また、入選作品等の展示会は、東京都内及び全国統計大会会場のほか、各都道府県の地方統計大会においても行われている。

第17回（昭和44年）から第70回（令和4年）までの応募作品数の推移は、表1のとおりである。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

表1 統計グラフ全国コンクール応募状況

回次	年度	応募点数	回次	年度	応募点数	回次	年度	応募点数
第17回	昭和44	11,097	第37回	平成元	73,800	第57回	平成21	25,916
18	45	12,301	38	2	68,470	58	22	26,409
19	46	10,853	39	3	68,757	59	23	25,418
20	47	14,484	40	4	64,879	60	24	23,879
21	48	20,072	41	5	62,805	61	25	25,852
22	49	21,403	42	6	57,782	62	26	25,094
23	50	23,595	43	7	57,526	63	27	26,558
24	51	25,945	44	8	53,022	64	28	26,284
25	52	29,836	45	9	45,702	65	29	26,447
26	53	36,087	46	10	42,518	66	30	27,594
27	54	46,540	47	11	40,533	67	令和元	25,787
28	55	48,159	48	12	37,151	68	2年度は中止	
29	56	54,256	49	13	33,663	69	3	22,429
30	57	58,323	50	14	32,867	70	4	20,343
31	58	66,821	51	15	32,965			
32	59	70,350	52	16	28,635			
33	60	77,928	53	17	28,202			
34	61	78,045	54	18	26,344			
35	62	78,736	55	19	25,951			
36	63	77,678	56	20	27,010			

（注） 第1回から第16回までの応募状況については記録が確認できず不明

3 全国統計大会

全国統計大会は、国際連合の勧告に基づき、連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）の指導の下に実施されることとなった「1950年世界センサス」に合わせ、「1950年センサス記念全国統計大会」として、昭和25年に東京において第1回が開催されて以来、我が国の統計の進歩と統計思想の普及啓発に資することを目的として、平成20年の第59回大会までは、財団法人全国統計協会連合会と開催地の都道府県及び市などの共催により都道府県の持ち回り形式で開催され、総務省はこれを後援していた。第60回大会からは、都道府県の持ち回り形式をやめ、総務省と公益財団法人統計情報研究開発センターが共催し、東京都で開催している。大会には、国、都道府県及び市町村の統計関係職員、統計調査員等が参加し、統計界の最高栄誉とされている「大内賞」や統計功労者に対する各省大臣表彰を始めとする各種の表彰等が行われるなど統計関係者にとって最大の行事となっている。なお、大内賞は、昭和28年、元統計委員会委員長大内兵衛博士の統計への業績を記念するために設けられ、創設以来、令和4年度までに333名、7団体が受賞した。創設後、約70年を経過し、大内賞の使命は十分果たされたことから、令和4年度の第70回をもって同賞は終了した。

全国統計大会の開催状況は、表2のとおりである。

表2 全国統計大会開催状況

回次	開催期日	開催地	備考
第1回	昭和25.12.5	東京都	
第2回	26.11.24	奈良県（畝傍町）	
第3回	27.10.24～25	島根県（松江市）	
第4回	28.8.4～5	宮城県（仙台市）	第1回大内賞、第1回統計図表コンクールの表彰
第5回	29.10.1～2	徳島県（徳島市）	
第6回	20.7.21～22	愛知県（名古屋市）	
第7回	31.10.15～16	東京都	
第8回	32.9.18	福岡県（福岡市）	統計法施行10周年記念
第9回	33.8.8～9	北海道（札幌市）	
第10回	34.10.15	大阪府（大阪市）	
第11回	35.12.2	岡山県（岡山市）	
第12回	36.10.4	富山県（富山市）	
第13回	37.11.20	高知県（高知市）	
第14回	38.11.13～14	長崎県（長崎市）	
第15回	39.8.26～27	青森県（青森市）	
第16回	40.7.20～21	神奈川県（横浜市）	
第17回	41.10.11～12	兵庫県（神戸市）	
第18回	42.10.24～25	広島県（広島市）	統計法施行20周年記念
第19回	43.10.7～8	岐阜県（岐阜市）	
第20回	44.12.1～2	宮崎県（宮崎市）	
第21回	45.7.23	東京都	

回 次	開催期日	開催地	備 考
第22回	昭和46. 11. 17	愛媛県（松山市）	
第23回	47. 10. 26	福島県（福島市）	
第24回	48. 10. 30～31	和歌山県（白浜町）	統計の日制定記念
第25回	49. 10. 18	栃木県（藤原町）	
第26回	50. 11. 26	熊本県（熊本市）	
第27回	51. 10. 29	群馬県（水上町）	
第28回	52. 10. 28	福井県（福井市）	統計法施行30周年記念
第29回	53. 10. 27	岩手県（盛岡市）	
第30回	54. 10. 26	鹿児島県（鹿児島市）	
第31回	55. 12. 2	茨城県（水戸市）	
第32回	56. 10. 28	山口県（山口市）	
第33回	57. 10. 28	石川県（金沢市）	
第34回	58. 10. 27	秋田県（秋田市）	
第35回	59. 10. 31	京都府（京都市）	
第36回	60. 12. 3	埼玉県（浦和市）	
第37回	61. 10. 31	大分県（別府市）	
第38回	62. 10. 29	新潟県（新潟市）	統計法施行40周年記念
第39回	63. 10. 26	香川県（高松市）	
第40回	平成元. 10. 25	千葉県（千葉市）	
第41回	2. 11. 21	鳥取県（鳥取市）	
第42回	3. 11. 14	三重県（四日市市）	
第43回	4. 10. 22	佐賀県（佐賀市）	
第44回	5. 11. 11	山形県（上山市）	
第45回	6. 11. 11	滋賀県（大津市）	
第46回	8. 1. 18	静岡県（浜松市）	
第47回	8. 10. 31	島根県（松江市）	
第48回	9. 11. 12	愛知県（名古屋市）	統計法施行50周年記念
第49回	10. 11. 12	大分県（別府市）	
第50回	11. 10. 28	長野県（長野市）	
第51回	13. 1. 18	奈良県（橿原市）	
第52回	13. 10. 25	北海道（札幌市）	
第53回	14. 11. 14	徳島県（徳島市）	
第54回	15. 11. 6	山梨県（甲府市）	
第55回	16. 11. 18	沖縄県（宜野湾市）	
第56回	18. 2. 2	宮城県（仙台市）	
第57回	18. 11. 30	大阪府（大阪市）	
第58回	19. 11. 1	富山県（富山市）	
第59回	20. 11. 13	岡山県（岡山市）	（財）全国統計協会連合会解散（平成21. 3. 31）
第60回	23. 2. 2	東京都（千代田区）	令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
第61回	23. 11. 16	東京都（渋谷区）	
第62回	24. 11. 16	〃	
第63回	25. 11. 13	〃	
第64回	26. 11. 19	〃	
第65回	27. 11. 19	〃	
第66回	28. 11. 16	〃	
第67回	29. 11. 13	〃	
第68回	30. 11. 19	〃	
第69回	令和元. 11. 18	〃	
第70回	4. 12. 7	〃	統計150年記念式典に引き続き開催

第二節 統計環境の整備

1 統計環境整備事業及び統計調査の環境改善のための普及啓発事業

統計調査環境の改善を図るために、昭和52年度から統計環境整備事業が、平成26年度からは「統計調査の環境改善のための普及啓発事業」が、総務省の委託事業として各都道府県において実施されている。

この事業は、国民の個人情報保護意識や事業所・企業における情報管理意識の高まりに伴い、調査環境が厳しさを増す中、地域分析活動を通じた統計の有用性や重要性に係る普及啓発により、国民の統計への関心と理解を深め、統計調査への協力の確保・推進を図ることを目的として実施しているものである。総務省は、地域分析実務に係る知識及び技術の習得に資するための研修の企画、実施及び情報の収集伝達等を行い、各都道府県統計主管課においては、地域の現状と課題に即した地域課題を抽出し、学識経験者、事業者等と連携して地域分析を行う地域分析活動と、その分析結果について広く一般に情報発信することにより調査環境の整備を行う事業を実施し、これらを通じて、統計の有用性や重要性について啓発するとともに、統計調査へ協力することへの理解を深めようとするものである。

2 児童・生徒に対する統計知識の普及

統計調査環境の改善のためには、より中長期的な対策として、児童生徒が小中学校の段階から統計に親しみ、その大切さを理解できるようにすることが必要である。

総務省政策統括官（統計基準担当）は、平成3年度から小中学校の教師等を対象とする「統計指導者講習会」を実施（30年度からは統計研究研修所に移管）し、統計への理解を深めることを通じて児童生徒に対する統計指導の充実を図ることとしている。

3 理論家と実務家による官庁統計シンポジウム

「理論家と実務家による官庁統計シンポジウム」は、昭和55年9月、財団法人全国統計協会連合会が、その創立30周年記念事業として主催し、（株）日本アイ・ビー・エムが協賛、行政管理庁ほか各省庁が後援して開催され、その後毎年開催されてきた。

このシンポジウムは、戦後の再編・整備期を経て、密接な連携を保っていた統計学者と統計実務者が乖離しがちになってきたこと、また、経済・社会の変化に伴い、統計に対する要求が詳細かつ多様なものとなって、統計の正確性を確保しつつ最小限のコストで多様な統計データを提供する新たな方策を模索する必要性が生じたことなどから、改めて理論家と実務家の密接な連携の必要性が強調され、開催の運びとなったものである。なお、平成22年度の第31回からは、総務省と公益財団法人統計情報研究開発センターの共催により、会場を東京都に固定して、全国統計大会と同時に実施する形に変更した。

シンポジウムは、統計の利用者、理論家及び実務家が一堂に会して官庁統計の改善発達について討議する数少ない機会として注目されており、企画に当たっては、統計審議会の学識経験委員の参画を求め、テーマ等を決定してきたが、その役割を終了したことから平成27年の第36回をもって終了した。

第1回から第36回までの概要は、表3のとおりである。

表3 理論家と実務家による官庁統計シンポジウム開催状況

回次	開催期日	開催場所	テーマ等 ^(注1)
第1回	昭和 55. 9. 5	機械振興会館大ホール (東京都港区)	「理論家と実務家による官庁統計シンポジウム」 ①官庁統計における当面の問題 ②統計的手法の応用 ③最近における統計理論の展開
第2回	56. 9. 4	農協ビル農協ホール (東京都千代田区)	「統計整備の現状と将来展望」 ①統計制度の観点から ②統計分析の観点から
第3回	57. 9. 10	東邦生命ホール (東京都渋谷区)	「情報化社会と統計」 ①統計調査とコンピュータ ②統計データの高度利用-多目的データバンク
第4回	58. 11. 25	大阪社会福祉指導センター (大阪府大阪市南区)	「地域統計の利用と将来展望」 ①地域統計の利用と将来展望-実務家の立場から ②地域統計の利用と将来展望-理論家の立場から
第5回	59. 9. 14	東邦生命ホール (東京都渋谷区)	「ソフト化社会と第3次産業統計」 ①今、社会に何が起きているのか ②第3次産業統計の現状と展望
第6回	61. 1. 17	〃	「官庁統計と民間統計の役割分担と相互の整合性」 ①その役割分担をどう考えるか ②官・民統計の創造的発展のために
第7回	61. 9. 12	〃	「統計データベースの開発の現状と今後の課題」 ①統計データバンク研究の現状と課題 ②データバージョンのすすめ
第8回	62. 11. 27	愛知県産業貿易館西館 (愛知県名古屋市中区)	「地域社会における統計の役割と情報化への対応」 ①地域社会における統計の役割と課題 ②情報化社会と統計の役割
第9回	63. 9. 9	東邦生命ホール (東京都渋谷区)	「国際化の進展と統計-統計による国際比較の可能性と問題点-」 ①人口統計の国際比較について ②統計による国際比較の問題点
第10回	平成 元. 9. 28	広島県民文化センター (広島県広島市中区)	「地域経済社会の活性化と統計の役割」 ①中央及び地方における経済的中枢性の計測 ②地域活性化と調査統計
第11回	2. 9. 7	東邦生命ホール (東京都渋谷区)	「統計への理解と協力を求めて-統計は21世紀への羅針盤-」 ①情報化社会における統計教育と情報創造 ②企業におけるQC ^(注2) 教育について ③統計の普及啓蒙を考える-「経済指標のかんどころ」の企画発行を通じて-

回次	開催期日	開催場所	テーマ等 (注1)
第12回	平成 3.10.23	東邦生命ホール (東京都渋谷区)	「戦後における官庁統計の発展と今後の対応」 ①総論 戦後における官庁統計の発展 ②各論Ⅰ 産業構造の変化への統計の対応-第三次産業統計の変遷を中心に- ③各論Ⅱ 生活構造の変化への統計の対応-人口社会統計の変遷を中心に- ④各論Ⅲ 調査技術の発展と統計精度の向上 ⑤総括
第13回	4.11.20	豊島区民センター (東京都豊島区)	「情報処理技術の発達と統計データの加工・提供」 ①情報処理技術の発達に対応した統計データの提供の在り方 ②地方における統計データの加工・利用について ③民間における統計データの利用ニーズ
第14回	5.10.22	青森グランドホテル (青森県青森市)	「地域から見た豊かさの指標」 ①豊かさの条件と指標づくり ②文化概念の多様性と統計化の可能性-芸術統計作成の難しさ-
第15回	6.7.22	東條會館 (東京都千代田区)	「国民生活・世帯構造の変化に対応した統計の整備と調査環境」 ①国民生活・世帯構造の変化と今後の動向 ②統計調査環境の現状
第16回	7.10.27	東邦生命ホール (東京都渋谷区)	「センサスの利用と将来展望」 ①社会・経済状況の変化とセンサスの意義 ②利用者の立場から見たセンサス-国勢調査を中心として- ③民間における統計データの利用ニーズ-経済統計を中心として-
第17回	8.11.8	ペアーレ新宿 (東京都新宿区)	「経済指標としての統計の役割と今後の課題」 ①経済指標の提供の現状と今後の課題 ②経済統計の利用の現状と課題
第18回	9.10.24	〃	「現代における統計の役割と統計法」 ①統計体系の整備と統計法 ②統計をめぐる環境の変化と統計調査のあり方
第19回	10.10.23	〃	「産業連関表の役割と今後の発展」 ①産業連関表の現状と今後の課題 ②地域産業連関表の利用と応用 ③産業連関表をめぐる最近の動き-環境分析への応用を中心として-
第20回	11.11.5	〃	「高齢社会に対応した統計の整備と利用」 ①高齢社会に向けた世帯統計の整備の在り方 ②高齢社会における女性のライフコースと家族 ③少子高齢社会の到来と介護関連統計
第21回	12.10.27	テレビアホール (愛知県名古屋市中東区)	「地域づくりと統計整備-激変する社会環境の中で-」 ①各種統計に見る地域特性の推移 ②情報ネットワークが地域を変える ③環境変化と名古屋圏の地域経済 ④社会経済構造はどう変わったか
第22回	13.11.16	ペアーレ新宿 (東京都新宿区)	「我が国経済統計の現状と課題-経済変化に対応した統計品質の在り方-」 ①経済統計への期待と問題点 ②利用者からみた経済統計の課題と問題点 ③「経済」統計の立場から見た経済「統計」の問題

回次	開催期日	開催場所	テーマ等 (注1)
第 23 回	平成 14. 10. 18	ペアーレ新宿 (東京都新宿区)	「統計調査への理解と協力を求めて-「統計の日」制定 30 周年にちなんで-」 ①国民の統計意識の現状と統計の将来について ②中長期的観点からみた国民の統計調査への協力意識の醸成方策の一つである統計教育の現状と課題 ③民間調査機関における統計調査環境の現状と対応策等
第 24 回	15. 11. 5	山梨県立県民文化ホール (山梨県甲府市)	「人口減少時代における産業構造・世帯構造の変化-地域における対応と統計の整備-」 ①人口減少社会の地域活性化 ②人口減少時代-人間中心・生活重視社会へ-
第 25 回	16. 11. 17	パレット市民劇場 (沖縄県那覇市)	「地域経済の活性化と統計の役割」 ①地域の社会開発-日本及びアジア- ②沖縄における経済政策の特質
第 26 回	18. 2. 1	仙台サンプラザ (宮城県仙台市)	「地域振興を支える統計の役割-伝統文化からみた東北地方の将来-」 ○伝統文化とこれからの地域振興
第 27 回	18. 11. 29	マイドームおおさか (大阪府大阪市)	「地域経済のための統計の意義・役割と今後の在り方-人口減少社会における地域経済を見る目-」 ①「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ ②人口減少社会における地域経済の展望と統計の役割
第 28 回	19. 10. 31	オークスカナルパークホテル 富山 (富山県富山市)	「統計制度の抜本改革と世界の潮流-「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ-」 ①統計制度の抜本改革と世界の潮流 ②地域づくりにおける統計の利活用
第 29 回	20. 11. 12	岡山コンベンションセンター (岡山県岡山市)	「社会の情報基盤としての統計の整備に向けて-公的統計の整備に関する基本計画の目指すもの-」 ①公的統計の整備に関する基本計画の目指すもの ②地域における統計データの活用
第 30 回	21. 10. 23	あいおい損保新宿ホール (東京都新宿区)	「幅広い分野で利用されている統計の現状と課題-「統計で、住みよい国の基礎づくり」を目指して-」 ○統計の役割と回答率の改善～ワーク・ライフ・バランスの推進にみる
第 31 回	23. 2. 2	九段会館大ホール (東京都千代田区)	「我が国の構造変化を読み解く-「この国の 確かな選択を支える統計」を目指して-」 ○我が国の構造変化を読み解く
第 32 回	23. 11. 16	国立オリンピック記念 青少年総合センター (東京都渋谷区)	「東日本大震災・復興と統計-「小さな協力 大きな役目 統計はあなたが主役」を目指して-」 ○東日本大災害と公的統計-統計の役割を考える-
第 33 回	24. 11. 16	〃	「地域社会の活性化と統計の役割-地方行政における統計の活用について-」 ○地域社会の活性化と統計の役割
第 34 回	25. 11. 13	〃	「調査拒否に対し今後どのように向き合っていくべきか」 ○調査拒否に対し今後どのように向き合っていくべきか
第 35 回	26. 11. 19	〃	「ICT化の進展と統計作成-オンライン調査の現状と展望-」 ○ICT化の進展と統計作成
第 36 回	27. 11. 19	〃	「平成 27 年国勢調査の結果データの利活用」 ○国勢調査はどう活用されているか？

(注 1) 毎回パネルディスカッションを開催

(注 2) Quality Control 品質管理

4 地方公共団体との連携

地方公共団体は、国勢調査を始め数多くの統計調査の実査を担当しているのみならず、統計の利用や普及啓発等に当たっても重要な役割を担っている。正確な統計調査を効率的に実施し、その結果の幅広い利用を促進するためには、国と地方公共団体とが十分な意思疎通を図り、共に協力して取り組んでいく必要がある。

(1) 地方公共団体との連携

ア 各種会議の開催等

地方公共団体との連携を深めるため、政策統括官（統計制度担当）及び統計局は、次のように各種会議等を定期的に開催している。

○政策統括官（統計制度担当）

- ・都道府県等統計主管課（部）長会議
- ・都道府県統計主管課（部）庶務担当課長補佐等会議
- ・ブロック幹事県等統計主管課長会議
- ・ブロック別統計主管課長会議
- ・地方統計大会への出席（都道府県が主催して開催する統計大会において、職員を派遣し、総務大臣祝辞の代読、統計功績者への表彰状の伝達を実施）

○統計局

- ・全国都道府県統計主管課（部）長会議
- ・政令指定都市統計主管課長会議
- ・各統計調査における地方別事務打合せ会

また、これらの会議とは別に、毎年度地方公共団体が構成員となっている統計関係協議会（都道府県統計連絡協議会、大都市統計協議会、近畿都市統計協議会、東北県都市統計協議会等）から統計調査員の待遇、統計調査実施等に関する要望を受けており、できる限りこれに沿った対応をとることとしている。

イ 共同研究の実施

統計局及び独立行政法人統計センターが協同して設置している統計データ利活用センターにおいては、都道府県や市区町村の政策立案に統計データの利活用を促すための取組を推進しており、令和元年においては、和歌山県、和歌山市及び東京大学との共同研究プロジェクト「和歌山県における空き家分布推定に関する研究」を行った。

ウ 国・地方間の人事交流

国と地方公共団体の統計関係職員が、相互に相手の事務を実地に経験し、その内容を理解することは、両者の連携を図る上で極めて重要であり、統計局は従来から地方公共団体との人事交流を行ってきた。

令和3年度においては、千葉県から2人、長崎県から1人を統計局へ受け入れ、また、千葉県及び長崎県へ統計局から各1人を派遣した。

(2) 地方公共団体への支援

ア 研修の実施

統計職員の能力向上、養成のため、統計研究研修所は、毎年度多数の講座を実施しており、地方公共団体職員の受講者（修了者数）は令和元年度 3,221 人、2 年度 3,354 人、3 年度 5,141 人を数えている。

また、政策統括官（統計制度担当）においても、地方統計職員業務研修や統計データアナライズセミナー^{（注）}（統計研究研修所と共催）を行っている。

イ 統計業務に関する相談対応・技術的な支援

統計研究研修所は、統計作成支援センター（統計業務相談総合窓口）を設置し、統計業務に関する相談を幅広く受け付けるとともに、外部を含めた専門人材（講師）を派遣して技術支援を実施している。

総合窓口の開設以来令和 4 年 3 月末までの約 2 年 7 か月の間に、地方公共団体からは 53 件の相談があり、その主なものは次のとおりである。

- ・ e-Stat を活用したデータ分析（講師派遣）
- ・ アンケート調査実施の際の必要サンプルサイズ（相談）
- ・ アンケート調査結果の分析手法（相談）

（注） 統計分析手法を習得し、統計データの分析結果を地域における政策立案にいかすことができる能力の向上を目的に、都道府県統計主管課の職員を対象として開催

第九章 統計行政の中・長期的な指針

昭和 59 年 7 月に総務庁が新設され、総理府統計局と行政管理庁行政管理局統計主幹を統合した新統計局・統計センターが発足することとなったが、統計審議会は、これを契機に、今後の統計行政を推進する上での指針を示すことが重要であるとの認識の下に、「今後の統計行政の進め方について」と題する建議を行った。これを受けて総務庁長官から諮問（第 207 号「統計行政の中・長期構想の樹立について」）が行われ、統計審議会は、60 年 10 月 25 日に「統計行政の中・長期構想について」との答申を行った。この答申は、統計行政の全般にわたり、政府として中・長期的に取り組むべき方向、改善方策を総合的に示した画期的なものであった。

その後、社会経済情勢や統計を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、統計審議会は、平成 7 年 3 月 10 日、「統計行政の新中・長期構想」を答申し、政府はこの答申の指摘を踏まえて統計行政を推進していくこととなった。

さらに、統計審議会が法令による必要的付議事項のみを審議する「法施行型審議会」にその性格を変えたことに伴い、15 年 6 月 27 日に「各府省統計主管部局長等会議」において「統計行政の新たな展開方向」を申し合わせ、各府省は、これに沿って様々な施策を進めていくこととした。

なお、政府として統計行政を総合的に推進していくための指針・計画については、この後 19 年に統計法が全部改正され、この新たな「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）に基づいて「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定されることとなり、21 年 3 月の第Ⅰ期計画の後、社会経済情勢の変化や統計に関する施策の効果に対する評価を踏まえつつ、26 年 3 月に第Ⅱ期計画が、30 年 3 月に第Ⅲ期計画（令和 2 年 6 月に一部変更）が、それぞれ策定されている。

第一節 統計行政の中・長期構想の概要

統計審議会は、総務庁の発足に先立つ昭和 59 年 4 月 27 日、「今後の統計行政の進め方について」と題する建議を行った。

この建議は、新統計局が取り組むべき課題を提示するとともに、統計行政推進のための中・長期構想樹立の必要性について提言したものである。総務庁長官は、この建議を受けて、60 年 5 月 24 日、統計審議会に対して諮問（第 207 号「統計行政の中・長期構想の樹立について」）し、同年 10 月 25 日、その答申を受けた。

中・長期構想策定の背景事情としては、次の諸点が挙げられる。

- ① 我が国社会の情報化の進展に伴い、目覚ましく進歩発達している電子計算機（コンピュータ）等情報処理機器を効率的に活用することによって、統計データの一層の高度利用を図ることが要請されていること
- ②経済のサービス化、国際化の進展等社会経済の変化に対応して、サービス業の分野などの新たな統計ニーズに積極的に対処していく必要があること
- ③統計分野における国民負担の軽減、行政の合理化・効率化の要請に応える必要があること

答申は今後約10年にわたって取り組むべき統計行政の改善方策を提示し、各省庁が連携しつつその実現を図っていくことを求めたものであるが、統計審議会がその歴史の中で、このように統計行政全般にわたっての課題と改善方策を示したのは、画期的なことであった。答申は、59年4月の建議の内容に対応して、新規統計の整備、統計調査の正確性の確保と合理化、統計利用の促進等を中心として大きく五章に分けられており、その概要は、次の1から5までのとおりである。

1 主要統計調査の実施時期

統計調査の実施時期は、本来その利用上のニーズに基づき設定されているものであるが、統計体系の根幹となる主要統計調査の実施時期の設定に当たっては、円滑な実施により正確性が確保されること、他の統計調査のデータと比較したり関連付けたりすることが可能になること等にも十分留意する必要がある。

しかし、分散型統計組織にあっては、実査という観点からも利用という観点からも、他省庁の実施する統計調査との関連についての配慮に欠ける可能性がある。

また、

- ①定員削減等による国及び地方公共団体の統計関係職員数の減少
- ②統計関係予算の縮減
- ③国民の統計調査に対する協力意識の低下

など統計調査をめぐる環境が悪化する中において大規模調査が集中することとなれば、報告者の協力が更に得にくくなることに加えて、地方公共団体の事務負担が過重となるといった事態を招くこととなり、その結果、統計精度の確保に重大な支障を与えかねないと懸念される。

表 1 国の統計職員の推移

(単位：人)

年度(昭和) 区分	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
本省庁	4,321	4,250	4,234	4,172	4,122	4,062	4,016	3,954	3,866	3,812	3,744
地方支分部局	10,096	9,909	9,769	9,733	9,506	9,390	9,262	9,123	8,962	8,744	8,477
計	14,417	14,159	14,003	13,905	13,628	13,452	13,278	13,077	12,828	12,556	12,221

表 2 都道府県統計専任職員配置数の推移

(単位：人)

年度(昭和)	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
総数	2,957	2,921	2,898	2,875	2,852	2,829	2,805	2,777	2,749	2,721	2,693

したがって、統計調査を円滑に実施し、統計の正確性を確保していくためには、調査の時期を平準化した計画的なスケジュールを設定することが不可欠である。

そのため、現行の統計調査については、将来にわたって実施時期の重複が極力生じないよう、「省庁別現行主要統計調査の実施時期一覧」^(注1)に沿って行うことが必要である。これは、統計調査体系の面から、最善の努力を払うべき目標としてそれぞれの調査時期を設定したものであり、関係省庁の協力を得ながら実現していかなければならない。なお、ストック統計、サービス業統計等新たな統計調査が必要とされる場合には、その計画段階で実施時期を調整し、この一覧に加えていくこととする。

2 新しい社会・経済の動向に対応した統計体系の整備

国民の理解と協力を得ながら、関係者や関係機関が努力を重ねてきた結果、戦後40年を経て、我が国においては、指定統計を中心とする諸統計が整備され、統計体系が確立されてきた。

しかしながら、社会・経済情勢は不断に変化しており、統計分野においても、そうした動向を迅速に把握し、適切に対応していくことが求められている。

特にストック統計、サービス業統計及び環境統計については、統計体系上その整備を急ぐことが必要であり、各省庁の機能分担について十分な調整を図りつつ、これを推進していかなければならない。

(1) ストック統計

国民生活の豊かさや国民経済の構造を把握するためには、年々の所得や生産額などのフロー面の実態のみでは十分とはいえず、家計資産、公共施設、企業・事業所の生産設備などストック面の実態をも明らかにする必要があるが、そのデータは既存の行政記録や統計資料から十分に得られるとはいえない状況にある。

また、我が国経済は、昭和45年の国富調査の後、2回のオイルショックを経験し、資本ストックの構造に大きな変化があったとみられるにもかかわらず、その後の推計を45年の国富調査結果をベンチマーク^(注2)指標として行わざるを得ない現状には大きな問題がある。

国民や企業・事業所が保有する資本ストックには、有形資産、金融資産、対外純資産等

(注1) 周期が毎月及び四半期のものを除く主な指定統計調査27調査の実施年度について、昭和50年度からの実績を示すとともに、60年度以降の実施予定時期を設定した一覧表である。

(注2) 結果を算出するための基礎、基準となる数値等をベンチマークと称している。

があるが、これらのうち特に統計の整備が求められているのは有形資産であり、次の諸点に留意しつつ早急にこれを整備する必要がある。

- ①新たな統計調査を実施する場合には、報告者の負担が大きくなる可能性があり、また、調査内容は秘密性の強いものとなることが想定される。これらの面について十分配慮するとともに、資産台帳等の電算化の状況を踏まえて、調査内容、方法等について十分検討すること
- ②対象部門が各省庁所管行政に広く関係しており、実査上あるいは利用上十分な調整を図る必要があること
- ③取得年次の異なる各種資産の評価方法については、これまでの理論及び経験を踏まえて検討するとともに、評価済みの計数だけでなく、評価前のデータをも可能な範囲で公表・提供して、ユーザーの多様な分析・研究が可能となるよう対応すること
- ④国際連合（国連）の新国民経済計算の体系及びこれを受けて提言された有形固定資産統計に関するガイドラインなどの国際的基準への対応に十分配慮すること

(2) サービス業統計

国民経済に占めるサービス業のウエイトが高まり、いわゆる経済のサービス化が進展していることに伴って、サービス業統計の体系的整備・充実が、行政関係者を始め各方面の統計利用者から強く要請されている。これは、既存のサービス業に関する統計調査には、一貫性に欠ける面があること、新規業種の把握が十分でない等未整備分野があること、表章分類、時系列比較、地域別情報等に不十分な点があることによるものであり、その整備を図ることが重要な課題となっている。

- ①在庫という概念がないことに鑑み、サービス供給に係る時間的、空間的な要素の把握が重要であること
- ②サービス業の発展は、外注化の進展による面が大きいことから、外注化に関する実態の把握が重要であること
- ③新規業種や成長業種に係る調査が必要であること
- ④公共サービスの把握が重要であること

等に留意することが必要である。

サービス業統計の範囲については、第3次産業全般を想定するが、大分類「Lーサービス業」を中心として第3次産業のうち統計の整備が不十分な分野を重点に考えるものとし、具体的には、次のとおりである。

サービス業統計の整備に当たっては、

- ①分野別の統計については、我が国経済の中で一定のウエイトを持っている業種又は現に急速に伸長している業種の中で重要なものについて、当該業種に関連の深い省庁が、早期に整備を図る必要がある。この場合、既存統計調査の調査対象範囲、調査事項等が十分でないものについては、当該調査の充実を図る。

また、関連の深い省庁が明確でなくサービス業統計体系上調査が必要な分野について

は、総務庁統計局が整備を行うことが適当と認められる。

なお、統計整備の観点から基本的事項が把握されており、統計データとして活用し得る行政記録が存在する場合であって、統計としての集計又は公表が不十分なものについては、当該行政記録を保有している省庁が統計としての正確性等に配慮しつつ積極的に集計、公表を図るものとする。

②広く概括的な統計の整備に当たっては、事業所統計調査との関係を考慮しつつ、大分類「Ｌ－サービス業」を対象に、サービス業に共通する基本的な調査項目について総務庁統計局が実施することが適当と認められる。

(3) 環境統計

我が国はこれまで多くの公害問題を経験し、諸外国に比しても充実した環境監視体制を整備し、膨大な環境データが蓄積されているが、長期的な環境保全・改善計画の立案など環境行政を推進していくためには、地域における環境の状態を長期的かつ総合的に評価できるような環境統計の体系的な整備が必要となってきた。

国際的に見ても、国連、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）などの国際機関において種々の提案が行われ、国連は、1984（昭和59）年に「環境統計の開発のための枠組み」を刊行し、各国における環境統計の整備を支援している。環境統計の整備に当たっては、環境に関する情報が広範な分野にわたり、かつ、社会・経済統計等と多岐に関連していることから、環境庁等行政機関において環境統計に関する共通の認識を形成し、その上に立って着手することが望まれる。また、欧米等諸外国や国連等の国際機関の動向をも十分把握して、我が国の実状に適応した整備を図っていくことが肝要であり、そのためには、次のような措置が必要である。

①環境統計の概念、範囲及びその体系を明らかにし、環境統計の整備方法等について関係省庁間の共通の認識を形成すること

②環境統計の作成に当たっては、既に蓄積されている環境の監視・観測データ等に基づき、その統計的処理ないし統計化の方法につき検討すること

③環境統計の体系が明らかにされた段階において、既存の統計や環境データ等をその体系に沿って整理し、新たに必要となる統計調査及びその実施方法を明らかにすること

3 統計調査の正確性の確保と合理化

社会・経済の進展に伴って統計ニーズは増大、多様化するが、一方で、行政の簡素・効率化や国民負担の軽減にも対応していく必要がある。このため、チェック・システムやデータ・リンケージ手法等統計調査の正確性の確保・効率化のための技術開発のほか、定期的な見直しや各省庁内調整機能の充実等を行って、統計調査の合理化を図っていかねばならない。

(1) 統計調査におけるチェック・システムの開発等

ア 統計調査の各段階におけるチェックの在り方

統計の正確性を確保するためには、企画・設計の段階において調査の目的と作業の難易度を考慮に入れ、総合的品質管理の観点から検討するとともに、実査・審査・製表等の各段階の作業工程を標準化し、適切なチェック・システムを確立する必要がある。

このため、まず、実査段階においては、①調査の対象となる母集団の変動に対応する、新規参入・退出を含む名簿の維持・更新・管理の仕組みを確立し、また、②代替標本を選定しなければならないときには、偏りを防ぐための手順・方法を明確に示すほか、その偏りの大きさを可能な限り量的に把握できるような措置を講ずる必要がある。

次に、調査票の審査は、地方実査機関、調査実施省庁がそれぞれ行い、また、その方法には、人手によるもの、コンピュータによるものがあるが、これらの段階ごとにその役割分担を定め、各調査の特性に応じた効率的な審査方法を確立する必要がある。

イ コンピュータによるエラーチェックの在り方

ほとんどの調査においてコンピュータによるエラーチェックが行われているが、その質を一層向上させるためには、なお、次の諸点について対策を講ずる必要がある。

- ①入力データのチェックのために品質管理の諸手法の導入・開発を図る。
- ②論理チェックに多変量解析^(注)、時系列解析等の手法を導入することについて検討する。
- ③エラーのオンライン修正への移行が妥当なものについて検討する。
- ④コンピュータによる自動修正の方法は、継続して使用すると偏りを生ずるおそれがあるため、データ修正の件数、ロジックの妥当性について常に検討を行う。

ウ 現行調査技術の点検と改善

統計調査の正確性を確保するため、各統計作成機関は、最初に標本設計を行ってから10年以上を経過しているものについては、その標本抽出法と推計法を再検討する必要がある。また、標本の抽出に当たっては、母集団の範囲が適切かどうかについて十分検討する必要がある。さらに、調査票未回収、調査項目の記入漏れについても把握し、それらの集計・公表上の取扱方法を検討する必要がある。

(2) データ・リンケージ手法の開発

報告者の負担を軽減し、既存の統計調査の結果を多面的かつ効果的に活用して新たな統計需要に対応していくためには、統計調査結果から得られた個別情報を相互に結合させるデータ・リンケージの手法を導入することが有効である。

特に、我が国のような分散型統計組織の下では、各種統計調査間でデータ・リンケージの手法を活用して、その総合的・効率的利用を推進することの効果は極めて大きいものと期待される。

データ・リンケージは、当面、一定規模以上の企業及び事業所を対象とする統計調査の設計・審査・集計処理・データ解析の各段階を通じて、その活用を進めていくものとする。

(注) 複数の変数に関するデータを基に、これら変数間の相互の関係性を分析する統計的手法の総称

データ・リンケージの手法としては、①個体を識別できる情報を活用して同一調査対象者に係る調査票を結合させる「完全照合マッチング」と、②異なる調査対象者の属性や回答内容が、相互に統計的に同一とみなし得るような場合について、それらの客体に係るデータを結合させる「統計的マッチング」^(注)がある。

調査個票段階におけるデータ・リンケージは、作業量が膨大なものとなりコンピュータの利用が前提となることから、各調査対象者に共通の識別コードの設定が急がれるところであるが、それまでの間、次の点について早急に研究し、実用システム開発の指針とすべきである。

- ①データ・リンケージを効率的に行うためのマッチング・キー（共通一連番号、名称、所在地等の個体を識別できる情報）の在り方
- ②統計的マッチングにおいて、データ・リンケージすることによって発生する誤差の要因の解明及び誤差の大きさの理論的測定方法

(3) 統計調査の定期的見直し

統計体系を変化の激しい社会・経済情勢に即応させるためには、今後も新たな統計調査の開発・拡充を図っていく必要があるが、一方で、国民の負担を軽減するためには、既存統計調査の簡素合理化に努めていかなければならない。

既存統計調査については、今後とも、時系列の維持に配慮しつつ、次の観点から定期的に見直す必要がある。

- ①必要性の薄れた統計調査の廃止・統合
- ②統計技術の活用等による統計調査の効率化・合理化
- ③関連する統計調査間の整合性の確保

(4) 各省庁内調整機能の充実

各省庁における統計調査の実施体制をみると、指定統計調査を始めとする主要統計調査は統計主管部局で行われているが、特定行政目的のための承認統計調査は原局原課で企画・実施されることが多い。そして、特定行政目的のための統計調査は、数が多いばかりでなく、施策に直接反映させる必要から調査内容が複雑となり、報告者負担が大きくなる傾向がある。

各省庁統計主管部局は、統計の専門的・技術的観点からこれら省庁内他部局の統計調査の企画、設計に当たって、その効率的な実施が図られるよう十分指導するほか、省庁内統計調査全般にわたる合理的な整備改善についてもその役割を一層発揮することが期待される。

このため、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）に基づく報告調整官の活用等により統計主管部局による省庁内調整がより円滑かつ効率的に行われるよう努める必要がある。

(注) 「統計的マッチング」は個体を識別できる情報（照合キー）が存在しないことなどにより照合できない場合に、レコード間の類似度が高いもの同士をマッチングするもの

(5) 地方における業務の平準化、調査員研修の拡充等

統計調査の正確性の確保は、調査対象者に近い第一線調査組織の能力に負うところが大い。その意味で、重要な指定統計調査の多くを担当する都道府県及び市区町村の統計組織並びに統計調査員の役割が重要である。

したがって、委託業務量の平準化を図ることによって、実査業務に無理が生じないように配慮する必要がある。また、統計調査員については、有能な調査員の確保が図られるように努めるとともに、研修を充実する必要がある。

さらに、各省庁においては、統計調査に対する国民、企業等の協力を得られるよう広報活動を充実し、積極的に報告者に調査結果を還元すること等により、統計調査環境の整備に努めなければならない。

4 統計データの利用の促進

統計データは、国民の大きな負担の下に作成された国民共有の財産であり、広く国民一般の利用に供されることが求められている。したがって、その多角的な利用が可能となるよう、調査結果の公表の早期化、利用しやすい結果報告書の作成、統計データの特性に関する情報提供やデータ解析の充実、データ提供方法の多様化等を推進していく必要がある。

(1) 統計調査結果の公表の早期化

統計調査結果の早期公表は、統計調査実施者に課せられた基本的使命であり、特に、変化の激しい社会・経済情勢の下においては、統計データの価値は、時が経つにつれ低下するものであり、その公表・提供は適時になされる必要がある。したがって、情報量と結果の精度を確保しつつ、公表早期化のための改善努力を重ねていく必要がある。

指定統計調査の第1報については、月次調査は60日以内、年・周期調査は1年以内に公表することを目標とし、これを今後3年以内に達成するよう努力するとともに、指定統計調査以外の統計調査についてもこれに準じて公表の早期化に努める。

なお、この目標を既に達成している統計調査についても更に改善を図るとともに、目標期間以降については、調査手法、統計データ処理技術の進展等を踏まえて、新たに改善の目標を設定して早期化に努める。

(2) 結果報告書作成の在り方と統計データの特性に関する情報提供

統計データの利用を促進するためには、統計調査の結果が正確に理解でき、かつ、正しく利用できるための措置が講ぜられることが必要である。

このため、統計調査結果の早期かつ詳細な利用が可能となるよう、速報、確報、年報及び数年報の作成を行うことが望ましい。また、結果報告書の作成に当たっては、章・節立ての統一、表頭・表側の統一等に配慮するとともに、調査の対象及び範囲、調査事項、調査方法等の情報を掲載し、さらに、標本設計、回収率、集計・推定方法、標本誤差等統計の質に関する情報についても可能な限り提供に努めるものとする。

また、統計ガイドブックの作成及び統計用語等の統一についても検討する必要がある。

(3) 統計データの解析の充実とその提供

統計の利用の仕方は多様であり、利用者が独自に解析・加工を行う場合も多いことから、統計作成機関は、統計の作成、解析及び提供に当たっては、次の諸点について改善・充実することが望ましい。

- ①月次統計等については、対前月差（比）、対前年同月差（比）等を公表するに際し、その誤差の大きさを的確に評価するなど、公表方法の見直し、改善等の諸方策を講ずること
- ②長期時系列統計については、調査事項やその概念・定義等を変更せざるを得ないときには、統計の連続性を確保するための措置を講ずること
- ③異種調査での類似項目間の関連性等の多面的な分析を行い、精度の向上及び情報量の充実に図るため、多変量解析法等新しい統計手法を積極的に導入し、関連統計も含めた総合的な解析を行うこと
- ④地域再開発計画等のデータとして利用できるよう、統計調査の結果のうち可能なものについては、調査区等の小地域について表章・解析を行うこと

(4) 統計データの多角的利用の推進

統計データをより一層有効かつ多角的に利用できるようにするため、現に行われている利用あるいは顕在化しているニーズに応えるのみならず、その潜在的利用可能性にも注目し、高度利用を可能にする情報処理上の種々の技術的手段を駆使して、初歩的な利用から高度利用まで各種の利用形態に応じた内容、媒体でデータ提供を行うなど次のような方策を講じていく必要がある。

- ①集計過程におけるデータの活用等利用し得る統計データの範囲の拡大
- ②磁気テープ、マイクロフィルム等情報化社会に即した媒体によるデータ提供
- ③民間団体（公益法人等）を積極的に活用してのデータ提供
- ④統計データ所在案内機能の整備
- ⑤統計データベースの整備
- ⑥統計におけるＯＡ^{（注）}技術の活用

また、統計データの利用を一層促進する観点から、統計利用者の意見を広く聴取する場を設けるものとする。

5 統計調査のための基盤整備

統計行政に係る基本的課題を着実に解決し、この答申の指摘事項を実現していくためには、統計調査の実施体制、秘密保護、法規制、統計基準など統計行政の基盤を成す事項について検討し、その改善に努める必要がある。

（注） Office Automation 手作業で行っていた定型的業務を自動化するなど情報機器によって事務部門の業務を合理化し、効率化すること

また、国際的連携の重要性に鑑み、統計に関する国際協力を一層推進していく必要がある。

(1) 統計職員等の資質向上

正確性、整合性などの面から統計を評価することは、一般利用者にとっては困難な場合が多く、また、本来その継続性を重要視するという統計の特質からも、統計は、ともすれば長い年月にわたり改善措置が講ぜられないおそれがある。

しかし、統計は、継続性を確保しつつも時代の変化に適時・適切に対応し、常に改善努力を払いつつ作成される必要があり、そのためには、それに従事する職員の資質とモラルの向上が不可欠である。

一方、統計行政は、その業務内容において、他の行政部門と比較し、次のような特色がある。

- ①報告者に対する直接的な利益還元がなく、専ら協力要請によって正確な報告を求めることが基本となっている。
- ②統計調査の企画や結果の分析を行うに際しては、統計の専門的、技術的知識と経験が必要なだけでなく、当該調査の対象となっている個別行政分野の知識も求められる。
- ③統計は、企画、実査、集計、分析等多くの過程を経て作成されるものであり、一つの過程での不正確な事務が、結果として統計数値の精度に影響し、しかもその程度は容易に把握できない。したがって、各過程において、その職務内容に対応した一定水準の能力が要求される。

統計行政がこのような特殊性を有するにもかかわらず、職員の採用及びその後の人事管理において他の一般行政部局と同様に扱われて統計組織としての特段の配慮がなされない場合、十分な知識・経験を積んだ、中核となる統計職員が不足し、例えば、標本調査の設計、統計の精度管理の面で、大学、研究機関等で新たに開発されている技術が実務に十分導入されないといった懸念が生ずる。

他方、統計主管部局の業務の特殊性が強調されるあまり、人事交流がおろそかにされることになれば、積極的な業務改善意欲をすぐおそれも考えられる。

したがって、中核的な統計職員の資質を向上させ、統計組織を活性化するため、次の諸点について早急に検討し、改善を図る必要がある。

ア 人事交流の活発化

各省庁の統計部局が共通の意識を持って統計行政を充実、強化していくためには、省庁間での、あるいは研究機関等との人事交流が効果的である。このため、各省庁協議の上、計画的に人事交流を推進するための方策等を検討する。

また、省庁内にあっては、他の行政部局との計画的人事交流によって、統計職員に幅広い行政経験を持たせ、その資質の向上に努める。これにより同時に、統計調査の知識と統計利用の知識を行政各部に浸透させる効果も期待できる。

イ スタッフの充実

統計調査の企画・設計・結果の分析等には、専門的知識・経験を有する人材の配置が必要である。このため、統計専門職を設ける等スタッフ機能の充実に努める。

ウ 研修の強化

統計職員の職務内容・経歴に応じた適切な研修を計画的に行うほか、研究会等を積極的に設けて、統計職員の自発的な資質向上意欲を引き出すよう配慮する。また、総務庁の統計研修については、各省庁及び都道府県の意向を徴し、その内容の一層の充実に図る。

(2) 統計調査における秘密保護

統計調査は、個人、企業等を対象としてその協力の下に行われるものであり、収集した個票データについての秘密の保護を図ることが第一に要請される。

他方、統計利用の側面からは、実施省庁による公表データのみでは統計利用者のニーズに十分応えることができず、また、調査票の目的外使用制度も利用促進の要請に十分対応できるものとなっていない等の問題がある。

このため、統計調査において最も重視される秘密の保護と統計利用の促進という二つの要請の調和を図りつつ、報告者の秘密保護について次のような検討を行う必要がある。

ア 指定統計調査以外の統計調査に係る秘密保護

「統計法」（昭和22年法律第18号）では、指定統計調査については、調査の結果知り得た秘密の保護（第14条）及び調査票の目的外使用の制限（第15条）により、個人、企業等報告者の秘密の保護を図る仕組みとなっているが、統計法に基づく届出統計調査及び統計報告調整法に基づく承認統計調査については、特に秘密保護に係る法律上の規定は設けられておらず、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）等による一般的守秘義務が課せられるにとどまっている。現時点では秘密保護規定がないことによる漏えい等の問題は特に生じていないものの、秘密保護は、全ての統計調査に共通して遵守されるべき基本的要件である。

したがって、届出統計調査及び承認統計調査について、報告者の秘密保護を図る観点から、法的規制あるいは統計データの提供、利用方法に関する統一的基準の設定等の措置を検討する必要がある。

イ 個人情報保護法と統計調査における秘密保護との関連

近年、諸外国においては個人情報保護法の制定、国内においては個人情報保護に関する地方公共団体の条例の制定等の動きがみられ、統計調査に係る個人情報の取扱いについてもこれらに適宜対処する必要がある。

しかしながら、統計調査に係る個人情報は、統計的に処理することを目的として収集されるものであり、一般の個人情報システムのように専ら個々の個人情報を保有し、これらを行政目的に活用するものとは全く性格を異にしていることに留意する必要がある。

したがって、統計調査に係る個人情報保護の在り方については、その特殊性に十分配慮しつつ、政府において進められている行政機関における個人情報の保護に関する制度的方策の具体的検討の状況等の動向を踏まえて検討を進めていく必要がある。

ウ 指定統計調査結果の目的外使用制度の改善

統計ニーズの多様化に伴い、詳細なクロスセクション・データ^(注)や小地域データ等よりきめ細かな集計データの提供が要請され、統計法による目的外使用の手続を経て再集計等が行われているが、現在の目的外使用制度は、使用者の範囲が原則として公務員に限定され、データ・リンケージなどの手法を使って独自に研究を進めたいという大学や研究機関の要望に必ずしも適切に対応できないものとなっている。

したがって、総務庁が行っている調査票の目的外使用の申請手続及び承認基準を見直し、報告者の秘密保護に十分留意しつつ、目的外使用制度を統計ニーズに対応したものにする必要がある。

(3) 法規制の対象統計調査の検討

行政機関等が実施する各種統計調査は、統計法及び統計報告調整法の手続規定に従い、指定統計調査、届出統計調査及び承認統計調査に区分されているが、社会・経済情勢の激しい変化及び行政の高度化と複雑化に伴って統計に対する需要も増大するとともに多様化し、統計調査もこれに対応して広範多岐にわたるものとなっている。また、統計技術の進展、情報処理技術の急速な進歩によって情報収集の仕方が効率化され、統計調査の実施方法や利用形態が大きく変化してきている。

このため、例えば、次のように法令上位置付けが明確でない統計調査がみられ、統計法令の適用に当たっては、運用解釈に負う場合が増加しつつある。したがって、このような問題に対処するため、法規制の要否を始め、その在り方について早急に検討する必要がある。

- ①国等が直接行わず民間に委託して実施する調査
- ②オンラインシステム等により一定時点でなく随時徴集する調査
- ③交通量を調べるような報告者がいない統計調査

(4) 分類等統計基準の一定時期ごとの見直し

産業分類等の標準分類は、各種統計間の比較可能性を高めるための統計基準として重要な役割を果たしており、社会・経済の進展に合わせて一定時期ごとの見直しを行う必要がある。標準分類の見直しに当たっては、いわゆる経済のサービス化などによる産業構造、雇用形態の変化や新素材の開発等による商品事情の変化等に対応した分類とする必要がある。その際、併せて統計の時系列性を考慮するとともに、国連等国际機関が作成する各種国際標準分類との整合性を持たせ、統計の国際比較性の確保を図る必要がある。

(5) 国際協力の推進

社会・経済の動向が世界的規模で影響し合い、関心を持たれる時代にあつて、統計の国際的意義はますます重要度を増してきている。特に我が国にあつては、経済活動における国際的なウエイトが高いことのほかに、官庁統計が国際的な連携と刺激の下に発展してき

(注) 特定の時点における場所・グループ別などの複数の項目を記録したデータであり、横断面データともいう。同一時点での複数項目間の相関関係などを分析できる。

たという経緯からしても、今後とも国際社会において積極的な役割を果たしていかなければならない。そのため、語学力と豊かな国際感覚を身につけた各分野の統計専門家を計画的に育成するとともに、次の諸点について特に重点的に国際協力を推進するものとする。

ア 国際比較性への配慮

統計データの国際比較を可能にするためには、定義、分類等の統計基準の整合性を図ることが重要であり、我が国の統計基準は国際機関の作成するものと整合性をもたせてきているが、特に、個別統計調査の設計に当たっては、諸外国の動向を常に注視し、国際比較性について一層配慮する必要がある。

また、国際機関による統計基準等の改定及びその提唱する環境統計等新しい分野の統計開発についても、我が国として積極的な役割を果たしていくものとする。

イ 開発途上国に対する協力

開発途上国の多いアジア太平洋地域等において、これら諸国の統計の発展に協力することは、我が国に課せられた責務であるといえる。我が国は、国連アジア太平洋統計研修所（S I A P : United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific）を招致して域内諸国の統計職員研修に協力しているほか、各省庁においても、これまでそれぞれの所管分野について、セミナーの開催、専門家の派遣等を行ってきた。今後とも、各省庁間の緊密な連携の下に、国際協力を一層推進する必要がある。

第二節 統計行政の新中・長期構想の概要

統計審議会が「統計行政の中・長期構想」を昭和60年10月に答申した後、関係省庁は着実にその実現に務めてきたが、この構想以降約10年が経過すると、統計が把握対象とする社会・経済のあり様が大きく変化し、また、統計を取り巻く環境もますます厳しさを増してきた。

経済分野については、円高が進むなど企業を取り巻く環境が変化し、企業活動が多角化するとともに、経済活動が国境の垣根を越えて進展し、企業を単位とした活動が重要な役割を演じるようになった。また、情報通信技術の進歩及び普及が著しく、経済のソフト化、サービス化が進んだ。

社会状況をみると、高齢化の進展、所得水準の向上等により、世帯構造の変化、家計の個計化が進むとともに、国民の価値観や統計情報に対するニーズも多様化した。一方、単身世帯、夫婦共働き世帯の増加等による昼間在宅世帯の減少やプライバシー意識の顕在化など統計調査環境も変化した。

さらに、国際的には、先進主要諸国の一員としての立場にふさわしい貢献が期待されるなど、我が国を取り巻く国際環境も大きく変化した。

また、選択肢が増大している中であって、国民が的確な意思決定を行っていく上で統計情報の役割がますます重要となった。したがって、統計行政においても、統計が行政目的

に使用されることは当然としても、国民に対する情報提供の観点から、国民の多様なニーズを一層的確に反映した利用しやすい統計を作成する必要性が高まってきた。

このような状況を踏まえて、統計審議会は平成7年3月10日、「統計行政の新中・長期構想」を答申した。この答申は、統計の意義と役割を次のように明らかにした上で、社会・経済の変化に対応した統計調査の見直しなど大きく6章に分けられており、その概要は、次の1から6までのとおりである。

①統計の意義

統計は、人口、経済、社会等に関し我が国の真実の状態を把握し、もって国民の生活向上に役立つことが重要である。このため、国の基本的かつ重要な統計の作成に当たっては、行政施策の企画・立案のための基礎的情報の提供に止まらず、広く国民一般の利活用のための情報提供という面についても十分配慮していく必要がある。また、国民の負担と協力によって得られる統計は、国民の共有財産として迅速かつ継続的に提供され、広くその利活用が図られていくことが肝要である。

②統計行政の役割

社会・経済情勢の変化を的確に捉え、ニーズに即した統計を提供していくことが必要である。関係省庁は、統計が政策立案のための基礎資料としてはもとより、国民に必要な情報としても極めて重要な役割を果たしていることに十分配慮し、必要な統計の整備を着実に進め、それを利用しやすい形で提供していくことが何よりも重要と考える。その際、統計調査に対する国民の円滑な協力を得るため、報告者負担の軽減を推進し、簡素・効率的かつ効果的に調査を行うことが必要である。また、我が国が分散型の統計機構を採っていることに鑑み、省庁間の連携を図りつつ、総合調整機能の的確な発揮により、真に必要な統計の整備を図る必要がある。その際、行政記録については、こうした観点を踏まえて可能な限り統計化し、その有効活用を図ることに留意すべきである。一方、統計行政の推進に当たっては、統計の中立性、個別情報の秘匿性の確保などについて十分配慮していくことが肝要である。

さらに、統計調査の企画・設計、分析等に際しては統計の専門的・技術的能力と経験が要求されることから、統計調査に従事する職員の研修の充実及び統計専門家の育成に配慮すべきである。

1 社会・経済の変化に対応した統計調査の見直し

国際化、高齢化の進展、国民の価値観と選択の多様化及び経済構造の変化を踏まえ、統計調査については、次の観点到に立脚して、見直しの検討を進めていく必要がある。

①社会・経済の変化と行政の目指すべき方向に応じ、必要な統計調査の新設や標本数の拡充等の整備を積極的に進める。他方、必要性の低下した調査の廃止・縮小、周期・調査手法等の見直しを行うとともに調査事項の合理化を図り、全体としての膨張の抑制に努める。

②国際化の進展に応じ、経済・社会の国際的動向の把握やグローバルな課題への対応を図るなど、我が国が国際社会で果たすべき役割にふさわしい統計調査の整備を図る。

③多様化していく社会・経済の姿を的確に捉えるため、統計調査が把握すべき概念や調査手法等を見直すとともに、データの適切な集計と総合的分析、調査項目の整備などを推進する。また、実地の調査の在り方も、必要に応じ再検討する。

④限られた行政コストの中で価値ある統計データを提供するため、統計調査の費用対効果や精度、調査手法について十分検討する。また、調査対象者の負担軽減に努める。

⑤政府全体として統計の機能が総合的に発揮されるよう、類似概念の統一化・共通化、データ・リンケージの推進、重複の排除、行政データの活用などを含め、各省庁間の協力や統計の体系化・総合化を推進する。

⑥個々の統計調査の整備に当たっては、センサス（全体調査）体系及び静態統計のための周期的大規模標本調査並びに主として小規模標本調査に依存する動態統計調査から成っている現在の統計体系の意義を十分検討の上、その位置付けにふさわしい内容となるよう検討する。

この答申においては、これらの視点を踏まえて、「企業・事業所関係統計の整備」、「企業の有形固定資産の把握」、「サービス業関連統計の充実」、「世帯関係調査の総合化等」、「家計・消費関係調査の見直し」、「世帯の住居資産関係調査の総合化」、「高齢化社会に対応する統計の充実」、「環境統計の整備の推進」、「就業実態の把握の的確化」及び「農林水産統計の課題」に関する具体的な方策を提言している。

2 主要統計調査の実施時期

統計調査の実施時期は、本来的には、その目的や利用上のニーズに基づき設定されるものである。しかしながら、社会・経済情勢の変化に伴う統計情報に対するニーズの高まりに対応するため統計調査が増加する一方で、①定員削減等による地方公共団体の統計関係職員数の減少、②統計関係予算の緊縮、③昼間不在世帯・面接困難世帯の増加、等統計調査をめぐる状況も変化しており、こうした中で、大規模な統計調査が一時期に集中することは、報告者の協力を得にくくし、地方公共団体に過重な事務負担を課すこととなり、統計の正確性の確保に重大な支障を与える懸念がある。

「統計行政の中・長期構想」において、「省庁別現行主要統計調査の実施時期一覧」が策定されたが、その後、主要統計調査の新設、実施時期の変更、統計調査の輻輳等が発生したため、次のような基本的な視点を勘案して、改めて主要統計調査の計画的なスケジュール設定を行うことが必要である。

①統計調査の目的や利用上のニーズに基づく本来的な実施時期の設定

②国民経済計算体系（SNA：System of National Accounts）の基礎データとしての利用、他の統計調査の母集団情報としての利用、統計データ相互間の比較可能性の向上など、統計調査相互間の有機的関連性を勘案した実施時期の設定

- ③統計調査の時系列としての性格の確保に配慮した実施時期の設定
- ④地方公共団体の業務体制を考慮し、統計精度の維持・向上を図る観点から統計調査の輻輳を避け、地方公共団体の統計関係事務の平準化につながる実施時期の設定
- ⑤統計関係予算の緊縮を考慮した、統計関係予算の平準化につながる実施時期の設定
- ⑥調査環境の変化に対応し、報告者負担の軽減や統計調査事務の効率化を図る観点から、統計調査の同時実施を行うことによる実施時期の設定

このような視点に基づき、次の変更を提案する。

- ①世帯を対象とする統計調査については、農林水産省が実施するものを含めて、実施時期を変更する必要性が認められるほどの特段の問題はないため、現行どおりとする。
- ②事業所を対象とする統計調査のうち、文部省、厚生省、労働省等が実施するもの及び通商産業省が毎年実施するものについても、実施時期を変更する必要性が認められるほどの特段の問題はなく、現行どおりとする。
- ③事業所統計調査については、次回の調査から企業・事業所統計調査（仮称）に改め、平成8年度を初年度として5年周期で実施するとともに、変動が激しい企業・事業所の名称、所在地などの情報を把握するため、本調査の3年後に簡易な方法による調査を実施する。
- ④サービス業基本調査については、次回の調査を11年度に実施し、以後5年周期で実施し、同年度に実施される企業・事業所統計調査（仮称）の簡易調査と同時実施する。
- ⑤全国物価統計調査については、その在り方を根底から見直す際に、周期及び実施時期についても併せて見直す。
- ⑥商業統計調査甲・乙調査については、次回の調査を9年度に実施し、以後5年周期で実施するとともに、変動が激しい商業の構造変化を的確に把握するため、本調査の2年後にこれを補完する調査を実施する。
- ⑦商業統計調査丙調査については、前回の4年調査をもって廃止する。
- ⑧工業実態基本調査及び商業実態基本調査については、飲食店を調査対象に加えることを含めてその在り方を見直し、次回調査を10年度に実施し、以後5年周期で実施する。
- ⑨土地基本調査については、次回の調査を10年度に実施し、以後は5年周期で実施する方向で検討する。また、同調査の世帯調査については、住宅統計調査と同時実施することを検討する。

3 報告者負担の軽減と地方統計機構

(1) 報告者負担の軽減

統計は報告者から提供されたデータを数値情報として集計したものであって、報告者は統計作成において重要な役割を果たしている。そして、報告者からのデータ提供は、報告者の協力に依存している。調査の結果作成される統計は単に行政の利用に供されるだけでなく広く国民に利用されるものであり、また、データは個別利用されず報告者の秘密は守

られるものであるという信頼関係に基礎を置いて、報告者の協力が得られ真実のデータが提出されるものであるから、これらの信頼関係を維持するとともに、データ提供の負担を必要最小限のものにしなければならない。

統計調査の企画・設計段階では、従来、必要な統計情報の収集に主眼が置かれて、どのような方法により収集するか意識が集中し、報告に当たり報告者にどのような負担がかかるかについての配慮が十分であったとはいえない。このため、調査する側が想定する負担と、調査される側が実際に負っている負担との間に差が生じている。情報化の進展など社会・経済の変化に伴い、情報ニーズが増大し、これに応えるための統計の整備が進むにつれ、結果として報告者の負担が増え、更に行政報告や民間の統計調査に対する報告も重くなって、報告者の負担軽減が強く要請されるに至っている。

統計作成に当たり、報告者の提供データが統計の内容を形成する最も重要な「資源」であり、報告者はその資源の源泉であると捉えることができる。報告者の負担が過重になり、統計調査に対する協力が得難くなれば、統計の精度の低下を来すばかりか、統計調査の実施さえも危うくなる。

このような状況からすれば、統計の整備充実を図る中で、統計調査の円滑な実施及び統計の精度の維持・向上を永続的に図るためには、統計体系の整備、統計調査の企画・実施に至る全過程において、常に報告者の立場に十分配慮し、その負担軽減に努めることが必要不可欠の条件である。

これらのことを踏まえて、この答申においては、報告者負担を物理的負担と心理的負担に分けて整理した上で、「統計調査の審査及び各省庁申合せによる軽減方策の着実な実施」、「調査企画段階における報告者の意見の反映」、「負担軽減の測定のための指標（報告時間）の開発」、「既存統計調査結果の活用による新規統計情報収集の抑制」、「行政記録の活用による統計情報収集の抑制」、「母集団情報共同利用による調査客体・調査事項の重複回避等」、「調査方法の改善による報告の簡素化・簡便化」、「統計調査の同時実施による報告者負担の軽減」及び「統計調査の広報、調査結果の利用促進による負担感の緩和」といった方策を提言している。

(2) 地方統計機構

統計調査は報告者の負担とともに実査の負担を伴う。現在、国の多くの統計調査の実査は都道府県及び市区町村の職員並びに統計調査員によって担われている。国民の行動、意識や経済活動の変化に伴って、調査内容が複雑化し調査環境が厳しさを増していることから、実査の負担が増大しているのに反し、職員の定員は削減され、また、統計調査員の確保も困難になっている。したがって、統計調査を質量ともに維持、充実していくためには、報告者の負担と同時に実査の負担を軽減し、実査を担う地方統計機構の充実・強化を図ることもまた不可欠である。

答申では、このような認識の下に、地方統計機構充実のためには、「統計職員の研修の充実」、「統計調査事務のＯＡ化の推進」及び「都道府県等の統計主管組織の活性化」が

地方公共団体と国の緊密な連携の下に行われる必要がある旨を、また、統計調査員に関しては、「統計調査員確保対策等の充実」、「統計調査員業務の軽減支援」、「郵送調査等の導入」及び「新しい情報通信技術応用の検討」といった措置を講ずる必要がある旨を提言している。

4 調査結果の利用の拡大

社会経済が急激に変化し国民の価値観が多様化する中では、単に行政のみならず、企業、団体、家計など様々な経済主体が多様な選択肢の中から意思決定を行い、それらが互いに複合的・総合的に影響を与えつつ社会の進む方向が決定される。

各経済主体が合理的な意思決定を行うためには、正確な情報が豊富かつ早期に、また、使いやすいように提供されることが必要である。このような観点から、統計データの持つ正確性、客観性などの長所や、その情報としての価値が改めて認識され、速報性や使いやすさに対する統計利用者の要求が一層高まっている状況にある。

一方、最近の情報通信技術の進歩には目覚ましいものがあり、特に1990年代に入ると、パソコンやワークステーションを用いて分散処理等を可能とするダウンサイジング化、通信回線を用いて容易に情報交換を実現するネットワーク化、文字・画像・音声等様々な情報の操作の一元的な処理を可能とするマルチメディア化等が進んで、「どこでも誰でもコンピュータに接すること」が現実的にも可能となってきた。このような情報化の進展は、統計ユーザー側の情報利用環境に大きな影響を与えている。

統計部門は行政機関の中でも早くからコンピュータを導入し、その特色をいかして集計事務等主に統計の作成面での迅速化・効率化に取り組んできているが、情報化の進展と統計ニーズの拡大に伴い、統計の利用面でも新たな対応が求められている。

例えば、指定統計調査の結果は統計法に規定される公表の原則により全て公表されているが、ただ単に公表されているだけでは不十分で、必要とするユーザーが必要な時に入手可能であることが要請されるようになってきた。そのためには、情報通信技術の成果を積極的に活用し、これまでの刊行物による公表のみならず、様々な電子的手段・媒体による公表を充実させていくことが必要となっている。また、統計データベースを整備し、オンラインによるアクセスも可能にして、ユーザーの利便の向上を図ることも必要である。

また、政府における情報化の推進の動向をも踏まえ、各省庁の統計データベースを整備し、そのオンライン化を進めること等により、統計データの省庁間相互利用や有効活用を図る必要がある。さらに、調査結果の公表の早期化を進め、情報化時代の中で情報として価値の高い統計データを提供していくことが必要となっている。

一方、分析能力を高めたユーザーが、これまでのような結果表中心の利用のみならず、小地域、小集団の統計にまで関心を深めている状況を踏まえ、統計作成部局は、秘密の保護に十分な措置を講ずるなど国民のプライバシーに配慮した上で、指定統計調査票の目的外使用の積極的な活用や標本データ等の提供を検討することにより、ユーザーの多様な統

計ニーズに応えていく必要がある。さらに、統計の正確な利用を促すため、統計データの提供に際し調査の特性に関する情報を積極的に開示していくことも必要となっている。

また、国際的に高い関心が持たれている我が国の社会経済の実情を示す統計データを世界に向かって発信していくことがこれまで以上に求められるようになっていく。このため、統計作成部局は諸外国のユーザーも念頭に置いて、利用しやすい統計とはどのようなものかを検討していく必要がある。

統計調査の結果は、国民の協力を得て、かつ多額の費用をかけて収集された貴重な情報資源である。したがって、これらはプライバシー保護等の点で問題がない限り、できるだけ外部に提供し、国民共有の財産として社会全体で活用していくべきである。

答申では、このような考え方の下に、「調査結果の提供方法等の改善」、「情報通信技術の進歩に伴う提供方法の改善」、「ニーズに対応した提供形態の多角化」及び「ユーザーの利便の向上」の4項目に分けて、具体的方策を提言している。

5 統計調査の効率的実施と正確性の確保

社会・経済情勢の変動には著しいものがあり、それに対応して統計ニーズも多様化し、結果公表のより一層の早期化も求められている。また、昼間不在世帯の増加等調査環境の変化に的確に対応しつつ、効率的に、しかも正確性を確保して調査を実施する必要がある、一方で、報告者の負担の軽減も図っていかねばならない。

このような統計調査をめぐる課題に的確に対応していくためには、近年の技術革新の成果を統計データの収集過程や統計の集計過程に活用することが重要である。

第一に、データ収集の段階で情報通信技術を活用し、企業・事業所のコンピュータに蓄積されている既存のデータをそのまま利用することを可能とすれば、報告者の負担を軽減しつつ、効率的な調査が実現できる。将来的には調査票をオンラインにより配付することも期待される。また、集計過程においても、進歩したソフトウェアを使用し、コンピュータシステムのダウンサイジング化等を図ることによって、効率的な統計作成システムを構築し、結果公表の早期化や統計の正確性の確保を図っていくことができる。

第二に、郵送調査やファクシミリによる調査を活用し、不在がちな世帯からも調査票を効率的に回収することによって、統計調査員の負担を軽減し、結果の早期公表を図ることができる。

また、ロングフォーム・ショートフォーム方式（全ての対象者に全ての調査事項の回答を求めるのではなく、一部調査対象者については一部を省略したショートフォームの調査票を用いるもの）を活用したり、複数の調査（調査対象者に重複があり、かつ、調査系統が同じで同時期に実施される予定のもの）を同時実施することなどにより、報告者負担を抑制した効率的な調査が可能となる。

第三に、品質管理の手法を応用して統計調査の技術水準を維持・向上させるとともに、センサス型の調査を基に企業及び事業所の母集団情報を整備し、統計調査の効率化及び正

確性の確保を図っていくことも必要である。

このように、調査に固有の技術のみならず、情報通信技術や品質管理の技術なども活用した具体的な方策を実施していくことにより、報告者の負担に配慮しつつ、統計調査の一層の効率化及び正確性の向上を図っていく必要がある。

なお、統計調査を取り巻く技術環境は今後ともその進展が著しいと予想されることから、新たな技術を積極的に統計調査に応用していく必要がある。

答申では、このような考え方の下に、「情報化に対応した統計調査の在り方」、「統計調査の効率化方策」及び「統計調査の効率化及び正確性の確保のための基盤整備」について、具体的な方策を提言している。

6 国際協力の推進

経済の相互依存関係がますます強まる中で、環境問題等地球規模の課題が深刻化しており、こうした課題に対する国際的な取組を強化するためにも、また、各国における各種政策の立案に当たっても、国際比較が可能で、正確、詳細かつ時宜を得た統計が不可欠であり、このような統計の整備を一層推進することが急務となっている。

他方、貧困の緩和や健全な経済発展が緊急の課題となっている開発途上諸国等に対しては、経済社会開発に必要な統計の整備、そのための統計作成能力の向上を積極的に支援していく必要がある。

答申では、このような考え方の下に、「我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進」及び「統計分野における積極的な国際協力の推進」について、具体的方策を提言している。

第三節 統計行政の新たな展開方向の概要

平成7年3月に統計審議会が「統計行政の新中・長期構想」を答申してからおよそ7年が経過し、その間、社会・経済のグローバル化や情報化が急速に進展して、産業構造も大きく変化した。また、政策評価制度、個人情報保護制度、地方分権など新たな制度・施策が実施された。このような中で、ニーズに即した統計の一層の整備、結果利用の更なる拡大などの要請が強まり、また一方では、「統計行政の新中・長期構想」で指摘され、その実現が望まれる課題も残されていた。こうした統計行政を取り巻く状況を踏まえ、新たな指針を策定することが必要となった。

一方、13年1月の中央省庁等改革の一環として統計審議会の法的位置付けが変更され、統計審議会は、法令により必要的付議が定められている事項のみを審議事項とする「法施行型審議会」となって、諮問に対する調査審議・答申、建議を通じての政策提言を行う機能を持たないこととなった。

こうした状況の下、14年6月26日の「各府省統計主管部局長等会議」において、各府省

が協力して、今後5年から10年を見込んだ統計行政の進むべき新たな展開方向について検討を開始することが決定された。具体的な検討体制として、各府省統計主管部局長等会議の下に、関係府省のほかオブザーバーとして学識経験者、地方統計機構代表等を構成員とする「統計行政の新たな展開方向に関する検討会議」及び「サブ会議」が設置された。第1回の検討会議は14年7月に開催され、14年10月から15年3月にかけてサブ会議による集中的な検討が行われ、その結果を受けて15年4月から6月にかけて検討会議において全体的な取りまとめが行われた。

こうして各府省統計主管部局長等会議の申合せとして、15年6月27日「統計行政の新たな展開方向」が決定された。この申合せは、社会・経済の変化に対応した統計の整備や統計調査の効率的・円滑な実施など、大きく四章に分けられており、その概要は、次の1から4までのとおりである。

なお、政府として統計行政を総合的に推進していくための指針・計画については、この後19年に統計法が全部改正され、この新たな統計法に基づいて「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定されることとなった。

1 社会・経済の変化に対応した統計の整備

平成7年の「統計行政の新中・長期構想」以降、我が国の社会・経済をめぐる情勢は大きく変化しており、そうした変化に的確に対応した統計の整備を着実に推進することが重要である。産業を対象とする大規模統計調査は、基本的に、複数の省によって、産業別に異なる調査年次で実施されており、また、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていること等から、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができず、全産業分野の経済活動を網羅的に把握できる統計の整備が重要な課題となっている。

また、四半期別国内総生産（GDP：Gross Domestic Product）速報（QE：Quarterly Estimates）は、我が国の経済動向を捉え、政策展開に重大な影響を与える加工統計であり、その精度向上に資するため、基礎統計の整備、その公表の早期化が求められている。さらに、我が国の社会・経済、国民生活に大きな変化をもたらし、今後も大きな影響を与える見込まれる社会経済事象として、IT（情報通信技術）の進展、地球温暖化、少子高齢化等があり、これらに的確に対応するための統計の整備が求められている。

このような状況を踏まえ、原則、全産業分野の経済活動を、同一時点で網羅的に把握する統計（「経済センサス（仮称）」）の創設に向けての検討を開始する。また、GDP関連統計等の見直しでは、QEを含むGDP推計の精度向上に資するため、サービス分野を中心とした統計の整備や財政支出データの活用、資本ストック統計の整備を進める。さらに、IT分野の統計のほか、循環型社会の形成に必要なリサイクルや地球温暖化対策に必要な統計、男女共同参画社会の形成に必要な統計、少子高齢化による世帯構造等の変化や労働力人口の減少等の諸問題を的確に把握する人口・雇用・国民生活関係統計等の整備に

ついて、府省が連携して横断的に取り組む。

このような統計の整備に当たっては、全体として調査事務・報告者負担が増大することがないよう配慮するとともに、統計調査の実施可能性についても留意する必要がある。

なお、これに関連して「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、「総務省及び関係府省は、平成15年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズがある統計を抜本的に整備する。」とされたことを踏まえ、ニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等の整理合理化を進める。

また、14年4月の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の施行に伴い、統計は政策評価の重要なツールとして新たな役割を期待されていることから、政策評価への統計の活用等を推進する。

さらに、大規模統計調査が輻輳して実施される場合には、報告者負担、地方公共団体等の事務負担が増大し、これを軽減することが求められることから、大規模周期調査については、経済センサス（仮称）創設に向けての検討に合わせて、統廃合、簡素・合理化及び実施時期の調整に取り組む。

このような基本的な考え方の下、申合せにおいては、「大規模経済統計の在り方」、「GDP関連統計等の見直し」、「企業を中心とした統計の整備」、「サービス分野の統計整備」、「IT関連統計の整備」^{（注）}、「知的財産関連統計の整備」、「雇用関係統計の整備」、「環境統計の整備」、「ジェンダー統計の整備」、「国民生活に関する統計の整備」、「政策評価への統計の活用等」、「地域経済に関する統計の在り方」、「大規模周期調査の今後の実施方法及び周期調整」及び「統計調査の整理合理化」の14項目について、具体的方策を提示している。

2 統計調査の効率的・円滑な実施

統計の整備に当たっては、必要な統計を十分な精度で整備し、同時に、報告者の負担の軽減を図るという要請にも応え、国民の協力を得て効率的で円滑な調査を実施していくことが求められている。一方、統計調査をめぐる環境は、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等により、世帯や企業の理解が得にくくなるなど大きく変化し、これが国・地方公共団体や統計調査員の負担を増大させている。このため、最新のITを統計データの収集・集計・提供等の過程に導入することなどにより、簡素で効率的な業務を実施することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、統計調査の効率的・円滑な実施方策として、

（注） 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）第14条において、「政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。」と定められている。

- ①調査環境の変化に対応した多様な調査方法による調査の実施
- ②オンライン調査の拡大などITを活用した統計調査の推進
- ③報告負担の軽減方法として、行政記録の活用、調査結果のデータを各府省が共有して使用するデータ共有化の推進
- ④秘密の保護等に配慮した民間委託の推進
- ⑤複数の府省が関係する統計調査の連携・調整
- ⑥統計行政関係手続の一層の円滑化・迅速化

を図る。

また、統計調査が国民の協力を得て効率的・円滑に実施され、作成される統計の正確性が将来にわたり維持されるためには、大規模統計調査の実施に当たっての統計機構の整備が取り分け重要であり、統計に従事する職員等については、必要な専門的知識を有して業務に臨むことが求められる。こうした統計調査の基盤整備として、

- ①地方統計機構等の充実
- ②統計職員の育成・研修
- ③統計調査への協力の確保

等の取組を行う。

このような基本的な考え方の下、申合せにおいては、「調査環境の変化への対応」、「情報通信技術を活用した統計調査の推進」、「報告者負担の軽減方策」、「民間委託の推進と報告者の信頼確保」、「複数の府省が関係する統計調査の連携・調整」、「統計行政関係手続の一層の円滑化・迅速化」、「地方統計機構等の充実」、「統計職員の育成・研修」、「統計調査への協力の確保」及び「調査技術研究の推進」の10項目について、具体的方策を提示している。

3 調査結果の利用の拡大

国民の共有財産としての統計データを最大限有効に活用するため、より高度な分析・加工・提供を行うとともに、行政機関のみならず国民一般が容易に利用できる基盤を整備することが重要となっている。

特に、ITの進展は、統計調査の企画・実施・集計、結果の提供・利用分析等の各過程に大きな変革をもたらしており、これを活用した統計の整備・利用については、諸外国において先進的な事例も見られる。

このような状況を踏まえ、統計情報の高度利用を図るため、「事業所・企業データベース」については、母集団情報の提供、各種統計調査の標本抽出のための支援、データリンク支援などの多面的利用方策を検討する。

また、統計データの利用促進のため、「統計データアーカイブ」の設置及びその基本的な在り方について検討する。

さらに、「オーダーメイド集計」及び「匿名標本データ」の作成・利用については、平

成7年の「統計行政の新中・長期構想」でも取り上げられ、検討が進められてきたものであるが、これまでの検討結果等をも踏まえ、実現に向けた具体的な検討を行う。

このような基本的な考え方の下、申合せにおいては、「統計情報の高度利用」、「提供の高度化」、「統計データの利用促進のための基盤整備」及び「統計分類の整備」の4項目について、具体的方策を提示している。

4 国際協力の推進

社会・経済のグローバル化が進展する中で、我が国の社会・経済の実態を諸外国と比較することの重要性、また、我が国の実態が国際社会において的確に理解されることの必要性が高まってきている。さらに、国際機関の統計に関する活動として、特に、統計データ品質に対する取組や開発途上国の統計能力構築のための新しい動きが目立ってきている。

このような状況を踏まえ、我が国統計の国際比較性を高めるための基礎となる国際機関等の統計に関する基本的な情報の収集・共有化やウェブサイト等を活用した我が国の統計調査結果提供方法の改善、更には統計分野における国際基準策定作業への積極的参画、国際機関等が行う開発途上国の統計能力開発への貢献などに取り組む。

このような基本的な考え方の下、申合せにおいては、「我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進」及び「統計分野における積極的な国際協力の推進」について、具体的方策を提示している。

第二部 統計の国際展開

昭和21（1946）年に統計委員会が設置され、国際統計事務がその所管となって以来、統計に関する国際協力の局面は、再三にわたり大きな転換をしてきた。

すなわち、27（1952）年の講和条約発効までは、連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）が招へいしたライス統計使節団を始めとする国外統計専門家の指導と助言によって、荒廃した我が国の統計の再建を図る期間であった。

これに対し、講和条約発効後の約10年間は、国際社会への復帰に伴って、我が国の統計を国際統計の中に組み入れるための努力を重ねた期間であった。このため、我が国は、国際統計の発展に中核的役割を果たしていた国際連合（国連）統計部を始めとし、国連アジア極東経済委員会（ECAFE：United Nations Economic Commission for Asia and the Far East、現在の国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP：United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific））及び国連専門機関の統計部局と緊密な連絡を保ち、情報交換を活発に行った。また、各種の国際会議に積極的に参加するとともに、アジア統計家会議、国際統計協会大会等各種の国際会議を我が国に誘致して、我が国の専門家と国際機関及び諸外国の専門家との交流を図った。

36（1961）年には、我が国は、国連統計委員会の委員国に選出され、国際統計の水準を高めるという役割の一翼を担うこととなった。我が国が比較的短期間に統計を再建し得た経験を有していることや、開発途上地域であるアジア極東地域における統計の先進国であることなどから、我が国は、諸外国、特に開発途上諸国から高い評価を受け、ともすれば先進諸国に偏る傾向があった各種の国際統計基準や勧告を、先進国、開発途上国の双方に適用可能なものとしてまとめ上げることに貢献した。

国連を通じた国際協力を担う一方で、39（1964）年の経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）加盟に伴い、我が国の統計は、先進諸国が経済協力を進めていく上での重要な基礎資料の一つとなった。すなわち、OECDの精緻な基準に基づく各種の経済指標を国内で公表すると同時に電報でOECDに送付することにより、OECDの行う短期の経済観測に我が国の統計が組み入れられることとなったのである。

このように、我が国の統計が短時日の間に、国際的に見ても相当高い水準にまで発展したことを背景に、開発途上国の信頼を得て、我が国の統計分野での国際技術協力が進展し、国連諸機関の主催する各種の作業部会、訓練センター等に我が国の専門家が招へいされ、また、それらの機関に国際公務員として勤務する道も開かれた。さらに、諸外国、特にE

C A F E 地域の諸国から我が国に依頼される統計技術の研修の件数も飛躍的に増加したため、その対応策として、39（1964）年には我が国の技術協力による集団研修コースが開設された。また、45（1970）年に我が国に設置されたアジア統計研修所（52（1977）年にアジア太平洋統計研修所と改称）は、国ベースでの技術協力を国際的なベースでの技術協力に発展させたものであり、E C A F E 諸国の統計水準の向上に大きく貢献することとなった。

さらに、近年においても、国連等の実施する国際統計事業への積極的参加、我が国の統計専門家の国際的な統計機関・団体への派遣、国際機関が主催する会議の我が国への招請など、活発に国際協力を展開している。

第一章 国際統計事務の総合調整

第一節 国際協力の基盤整備

1 講和までの統計の国際的な連絡業務の概要

国際統計事務は、戦前は内閣統計局の所管するところであったが、戦後、統計委員会の設置に伴い、これに移管された（「統計委員会官制」（昭和21年勅令第619号））。

一方、昭和20（1945）年のG H Qの設置により、統計に関する対外連絡は全てG H Qが行うこととなり、また、日本国政府の行う国内の統計活動に関しては、随時G H Qから必要な勧告又は援助が行われた。このため、G H Qの経済科学局に調査統計部が設けられ、E.ロス部長以下の職員及び日本側連絡員として高橋正雄九州大学教授等が統計事務に当たった。後に、調査統計部は、企画統計部に改組され、K.モロー部長以下の職員が統計事務を引き継いだ。27（1952）年4月、講和条約の発効によるG H Qの解散とともに、その事務を終了した。その間、同部は、G H Qの必要とする統計を各省から収集し、国連等に対して我が国の統計を報告し、「日本経済統計（Japanese Economic Statistics）」を毎月発行した。また、鉱工業生産動態統計及び同指数の作成等を行ったほか、1950年人口センサスの実施、農林省作物報告機関の設置、統計局から厚生省への人口動態統計の移管、統計局の労働力調査及び毎月勤労統計調査の実施等について各種の勧告及び援助を行った。

講和による統計事務の移管は、混乱を避けるために講和条約の発効前から逐次行われ、発効時に完了した。これによって、統計に関する対外連絡業務は統計委員会へ、日本経済統計の発行、鉱工業生産指数の作成等の業務は経済安定本部へ、それぞれ移管された。

2 国際統計協会への復帰、国際会議及び講習会への参加

我が国は、戦前から国際統計協会（I S I : International Statistical Institute）の大会に参加していたが、昭和24（1949）年の第26回大会（ベルン）には、統計委員会の大内兵衛委員長、美濃部亮吉、森田優三の両委員が参加し、戦後初めて海外の統計事情を直接見聞する機会を得た。このことは、直接間接に我が国の統計の発展に寄与した。26（1951）年の第27回大会（ニューデリー）には、美濃部委員と増山元三郎博士が参加し、美濃部委員は我が国の統計制度に関して、増山博士は生物統計学と標本調査に関して、それぞれ報告を行い、森田委員は会議には参加しなかったものの、国勢調査に関する報告書を提出した。

I S I は、規約によって各国政府の統計機関の代表者を職務会員に選任しており、大内委員長が初の日本国政府の職務会員となった。

E C A F E の地域統計家会議は、E C A F E の設置に伴い、アジア地域諸国の統計活動を発展させるために組織されたものである。26（1951）年の第1回会議（ラングーン（現在のヤンゴン））では、美濃部委員が我が国の統計活動を紹介するとともにE C A F E 諸国の状況を見聞し、相互に大きな利益を得た。なお、27（1952）年の第2回会議（バンコク）には、農林省統計調査部、通商産業省調査統計部、日本銀行統計局からそれぞれ1人が参加した。

また、会議以外では、25（1950）年にI S I とインド統計協会によって、アジア地域諸国の統計家の水準を向上させるための国際統計教育センターがカルカッタ（現在のコルカタ）に設置され（インド政府と国連教育科学文化機関（U N E S C O : United Nations Educational Scientific and Cultural Organization）が支援）、我が国に対しても毎期講習生（2人）の派遣が求められた。

3 国際機関及び外国との連絡

講和条約発効後は、国連統計部を始め、E C A F E、U N E S C O、国連食糧農業機関（F A O : Food and Agriculture Organization）、世界保健機関（W H O : World Health Organization）、国際労働機関（I L O : International Labour Organization）、国際商業会議所（I C C : International Congress of Chambers）等の統計機関からの調査、照会等が急速に増加した。これらに対し、我が国では、統計委員会が必要に応じて関係各省の意見を徴し、また、統計委員会に専門部会を設けて検討した上で、回答を行った。

また、諸外国との統計に関する連絡も急速に復活し、英国、米国、フランス、西ドイツ（ドイツ連邦共和国）、イタリア、カナダ、インド、トルコ、フィリピン、オランダ、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、ビルマ（現在のミャンマー）、パキスタン、シリア、イスラエル、台湾（中華民国）、韓国、ブラジル、チリ、エルサルバドル等20数か国との統計資料の交換が行われるようになった。

第二節 国際協力の強化と国際交流の活発化

昭和27（1952）年4月、講和条約の発効に伴い、従来GHQが行っていた国連に対する統計報告その他の統計に関する対外連絡事務は、統計委員会に移管された。そして我が国は、27（1952）年8月に「経済統計に関する国際条約」（昭和27年条約第19条）を批准し、国内統計の公表について国際的な義務を負うこととなった。

また、我が国は、27（1952）年6月にECAF Eの準加盟国に、29（1954）年4月に正加盟国となった。さらに、31（1956）年12月には国連に加盟した。そして、これらに相前後して、国連の各種の専門機関にそれぞれ加盟（WHOには26年5月に、UNESCOには26年7月に、FAO及びILOには26年11月に加盟）し、これらの機関の統計活動に協力する義務を負うこととなった。もっとも、こうした国際協力については、既に正式加盟以前から、統計数値の提供、国際比較性を高めるための国際基準の策定プロセスへの参加及び当該国際基準の国内への導入、センサス計画への参加等を行っていた。このような国際的な動向に歩調を合わせることは、戦後における我が国の統計の発展に必要なことでもあったが、一方で、国際社会に正式に復帰することにより、国際的な統計の発展のために一層積極的な協力が求められることとなった。

これらの国際協力の中で、特記すべきことにECAF E域内諸国との協力がある。ECAF E域内諸国は、その大部分が開発途上国であり、同時に統計制度についても発展途上にあった。30（1955）年前後には、国連の関心が既に高度の加工統計や経済発展に伴う新しい統計分野の開発に向けられていた一方、ECAF E域内諸国では、より基礎的な統計の整備や統計職員の訓練等が必要な段階にあった。我が国は、国連の加盟国としては一層高度な統計開発に協力するとともに、ECAF Eの加盟国としてはECAF E域内諸国の統計の発展に向けた各種の会議、セミナー、作業部会への参加を通じて技術的な協力を進めた。なお、ECAF Eは、49（1974）年にESCAPに改称したが、我が国は引き続きこれらの協力を進めた。

1 経済統計に関する国際条約の批准

昭和3（1928）年にジュネーブにおいて締結された「経済統計に関する国際条約」については、我が国は戦前には批准していなかったが、26（1951）年9月のサンフランシスコ講和条約調印に際して加盟の意思を表明し、27（1952）年6月に第13回国会において承認され（8月批准）、27（1952）年12月2日、国連法規局に対する加盟手続を完了した。これにより、我が国は、10年ごとの職業別人口統計・農業統計・工業統計、毎年の鉱業統計、毎年及び毎月の貿易統計、毎月の卸売物価指数、四半期ごとの生計費指数等を作成して公表する義務を負うこととなった。

2 E C A F E 域内諸国との協力の強化

(1) 地域統計家会議とアジア統計家会議

「E C A F E 地域統計家会議」は、E C A F E 域内諸国の統計関係者の総合的な会合の場であり、統計に関してE C A F E 域内諸国の意見をまとめる必要が生じると、その都度招集されていた。昭和26（1951）年ラングーン（現在のヤンゴン）で第1回会議が開催されて以降、27（1952）年バンコク、29（1954）年ニューデリー、31（1956）年バンコクでそれぞれ開催された。会議の議題は、第1回が商品に関する貿易分類、第2回が工業センサス、第3回が国民所得統計、第4回が人口センサスであった。

我が国は、第1回会議開催時にはE C A F E に未加盟であったため、統計委員会の事務局長がオブザーバーとして出席したが、第2回以降は準加盟国又は加盟国として毎回代表を派遣した。また、代表は、第2回を除き統計委員会又は行政管理庁から派遣され、31（1956）年の第4回会議には総理府からも出席している。32（1957）年にバンコクで開催された第5回会議では、それまでの必要の都度開催する不定期の会議から定期的な会議に変更するとともに、「E C A F E 地域統計家会議」から「アジア統計家会議」に名称変更することが満場一致で可決され、この第5回E C A F E 地域統計家会議をもって第1回アジア統計家会議とすることとされた。この第1回会議の議題は「1960年農業センサス」が中心であったが、第2回以降は15～18か月の間隔で開催され、E C A F E 域内の統計の発展に関する全般的な課題についての討議がなされることとなった。我が国からは、行政管理庁が代表として出席するとともに、議題に応じて関係各省庁からも出席し、発展途上のE C A F E 域内諸国の統計の向上について主導的な役割を果たした。

(2) 第4回アジア統計家会議の招致

アジア統計家会議は、E C A F E の所在地であるバンコクで開催されるのが原則とされていたが、E C A F E 地域における我が国の地位の向上に伴い、域内諸国の間で同会議を我が国で開催することへの要望が高まり、第3回会議において次期会議の東京開催が決議された。

これを受けて、第4回会議が昭和36（1961）年11月27日から12月8日まで、E C A F E 、国連統計部、F A O 及びI L O の共催で、産経会館で開催され、食糧消費調査及び家計調査、統計職員訓練に関する作業部会報告や人口センサス及び農業センサスの進捗状況報告等が行われた。会議には、E C A F E 加盟国19か国及びシンガポール（準加盟国）の20か国のほかに、オブザーバーとして国際商工会議所、国際経営者団体の代表が参加し、この会議運営のための事務局は、行政管理庁統計基準局及び外務省国際連合局の職員によって構成された。

我が国からは、中山伊知郎統計審議会委員を政府代表とし、森田委員、美濃部委員、統計基準局長、統計基準局企画課長のほか総理府統計局、経済企画庁、外務省、厚生省、農林省、通商産業省、労働省の職員が代表団として参加した。会議の議長には、国際会議の

慣例どおり、開催国である我が国の政府代表が選出された。

(3) 人口、住宅及び農業センサス訓練センターの開設

「1960年世界センサス計画」のうち、人口及び住宅センサスについては国連が、農業センサスについてはF A Oが主体となって準備を進めたが、これらの計画を進めるに当たり最も重視されたのは、開発途上諸国におけるセンサス担当職員の訓練の問題であった。そのため、世界をいくつかの地域に分割し、それぞれの地域において昭和33（1958）年から34（1959）年にかけて訓練センターを開設する計画が進められた。

我が国は、これらの諸センサスについて数度の経験を有しており、かつ、E C A F E域内諸国との協力を進める見地から、E C A F E地域で開設される訓練センターの誘致に積極的に努力した。

その結果、33（1958）年9月2日から12月12日までの約3か月半にわたり、国連及びF A Oによる人口、住宅及び農業センサスに関する訓練センターが我が国に開設されることとなった。

センター開設のため、33（1958）年7月に「国際連合、F A O及び日本政府間の補足協定」が締結され、国連、F A O及び日本政府の経費及び事務の分担が定められた。

センターの会長には東畑精一統計審議会委員、会長代理には森田委員、副会長には国連統計部のO. キャベロ氏が指名され、3者が共同してセンターの運営に当たった。センターの運営に必要な人的、物的サービスは、主として日本政府が負担し、事務局には総理府統計局及び農林省の職員が派遣された。

講師には、国連、F A O及び諸外国から大学教授等が派遣されたほか、日本政府側からも多くの専門家が協力し、講師のほか補助講師も各省庁から派遣され、講義に参加して我が国における経験を述べ、実習の指導を行った。

研修にはE C A F E域内19か国から52人が参加し、実務を主体とした講義のほかに、人口、住宅及び農業の3分野に関して、調査の企画、調査区の設定から集計に至る全過程を含む実験センサスが実施された。また、我が国の1960年農業センサスプリテスト及び昭和33年住宅統計調査の実査の現地視察等が行われた。

3 国際連合との協力

昭和27（1952）年4月の講和条約の発効とともに、従来G H Qが行っていた国連に対する統計報告その他の統計に関する対外連絡事務が統計委員会に移管された。当時、我が国は国連には未加盟であったが、統計委員会では、積極的に国連に協力して、関係各省庁と協議しつつ統計資料の提供、国際基準等に対する意見の提出、あるいはその国内導入に努めた。

これらの国際基準のうち、産業分類については、「1950年人口センサス計画」に参加する際、米国の標準産業分類及び国連の国際標準産業分類を研究の上、我が国の産業構造の実態に合わせて日本標準産業分類を設定した。また、職業分類については、同じく1950年

人口センサス計画用として、まだ草案の段階にあったILO作成の分類に基づいて昭和25年国勢調査用分類を作成し、その後、ILOによる決定版の作成と歩調を合わせて日本標準職業分類を設定した。

国民経済計算については、国連は、27（1952）年にケンブリッジ大学のR. ストーン教授を中心とする専門家会議を開催し、その報告書である「国民経済計算体系及び勘定表」を国際標準の試案とした。その後、各国の意見による修正を経て、28（1953）年2月の国連統計委員会第7回会合において、これを各国の国民経済計算整備の指針とすべきことが承認された。なお、特にE C A F E地域内の基礎統計整備が遅れている国のために、簡素化された体系が国連及びE C A F E事務局により作成された。

4 国際統計協会第32回大会の東京開催

ISIの大会は、昭和5（1930）年9月の第19回が東京で開催されたが、30（1955）年のリオデジャネイロ及び32（1957）年のストックホルムにおける大会において、我が国からの出席者に対して、再度我が国で開催するようとの要請があった。更にその後、ISIの森田副会長を通じて、日本国政府に対し、大会開催国となるよう強い要請があった。そこで、行政管理庁統計基準局及び総理府統計局を中心に、統計審議会その他の関係者と協議し慎重に検討した結果、政府は、33（1958）年8月22日、ISIの第32回大会を35年に我が国の主催により開催すること等を閣議決定した。これを踏まえ、33（1958）年にブリュッセルで開かれた第31回大会において、日本国政府代表の行政管理庁統計基準局長が開催を受諾し、ここに第32回大会が35（1960）年に東京で開催されることが決定した。

次いで、34（1959）年3月17日、政府は閣議において、ISI第32回大会運営本部を総理府に設置し、行政管理庁長官を本部長に充てることを決定した。

大会は、皇太子殿下の御統裁の下に、35（1960）年5月30日から6月9日まで、産経会館を主会場として開催され、経済成長と資産形成、労働力の測定や東南アジア諸国の人口推計等について議論された。大会には英国、米国、フランス等45か国、国際機関のほか我が国を含めて322人が参加し、成功のうちにその幕を閉じた。

5 国際会議への参加

昭和36（1961）年に我が国が国連統計委員会の委員国に選出されたことを契機に我が国の国際統計協力は一層活発化するが、それまでの期間において我が国は、ISI大会、アジア統計家会議、E C A F E主催の各種セミナー、研究会、作業部会、専門家会議、国連の諸専門機関の統計家会議等の様々な国際会議に積極的に参加し、国際的な統計に関する議論に協力した。

我が国が出席した主な国際会議は次のとおりである。

昭和27年 統計機構に関する国際会議（行）

28年 I S I 第28回大会（行、総）

29年 国連世界人口会議（総）、E C A F E 第3回地域統計家会議（行）

30年 I S I 第29回大会（行）、東南アジア地区世界人口会議（総）

31年 E C A F E 第4回地域統計家会議（行、総）

32年 I S I 第30回大会（行、総）、第1回アジア統計家会議（行）

33年 I S I 第31回大会（行、総）、第2回アジア統計家会議（行）

34年 I L O 産業災害統計専門家会議（総）

35年 I S I 第32回大会（行）、第3回アジア統計家会議（行、総）

36年 I S I 第33回大会（行、総）、第4回アジア統計家会議（行）

（注）（行）は行政管理庁、（総）は総理府が出席

第三節 国際社会への積極的貢献と国連アジア太平洋統計研修所への協力

1 国際機関への積極的協力

（1）国連統計委員会委員国選出と国連との協力の強化

統計に関する最もハイレベルな意思決定の場である国連統計委員会は、国連経済社会理事会の機能委員会の一つであり、世界各国、国際機関における統計の開発、国際比較可能性の向上、統計情報の普及等統計に関する専門的事項について同理事会を助けるため、昭和21（1946）年に設置され、平成12（2000）年からは会期ごとに4日ずつ毎年開催することとされている。委員会は、同理事会によって選出される24か国の委員国の代表から構成されており、会合には、地域委員会、他の国連機関、専門機関、関連機関のほか、国際統計業務に積極的な国連以外の国際機関、非政府機関が参加している。

昭和36（1961）年11月23日、我が国は、国連経済社会理事会において、国連統計委員会の委員国に選出された。これを受けて、我が国は、一橋大学教授の森田統計審議会委員を日本代表に指名し、国連統計委員会に参加して、国際統計の発展のために一層積極的に協力していくこととなった。その後も継続して、我が国は委員国としての役割を担っており（昭和45（1970）年～47（1972）年を除く。）、国連統計委員会の会合に積極的に参加し、統計の国際的な発展に係る議論に寄与している。また、我が国の統計データの提供については、国連統計月報や国連人口統計年鑑を始めとする様々なデータ収集枠組みに協力し、国連による国際比較可能なデータ収集に貢献している。

なお、平成元（1989）年2月に開催された第25回会合では、工藤弘安日本代表が我が国として初めて副議長に選出され、続く3（1991）年2月の第26回会合においても引き続き副議長を務めた。次いで、13（2001）年に開催された第32回会合では、川崎茂内閣府参事官が我が国では初の議長に選出された。その後も我が国は引き続き委員国として国連統計委員会に積極的に参加し、令和2（2020）年3月に開催された第51回会合では、川崎統計

委員会委員が再び議長に選出され、続く3（2021）年3月の第52回会合でも引き続き議長の職責を担い、効果的かつ効率的な議事運営に貢献した。

(2) O E C D加盟と統計データの提供

昭和39（1964）年4月28日に我が国はO E C Dに加盟することとなり、O E C D経済統計局との統計資料の交換その他O E C Dの統計活動への協力の義務を負うこととなった。

これより前の38（1963）年秋には、O E C Dの統計ミッション団（団長はシーゲル統計国民経済計算部長）が来日し、同年10月11日、O E C D、外務省及び行政管理庁の3者の覚書により、O E C D統計国民経済計算部所管の統計については、O E C Dと行政管理庁との間で直接交換することとなった。その対象は、国際収支統計、国民経済計算統計、外国貿易統計、一般統計月報、農業食糧統計、食糧需給統計、エネルギー基礎統計、労働力統計及び鉱工業統計などである。

O E C Dへの経常的な統計データの提供については、従来、電報等により送付していたが、61（1986）年に、O E C Dが加盟諸国の経済情報を迅速かつ効率的に収集するためにオンライン情報システムを開発したことを受けて、我が国では63（1988）年から、国際統計事務の統括機関としての行政管理庁統計基準部が、オンラインによる主要経済指標データの送付を開始した。

その後は、主要経済指標のほかにもO E C D事業構造動態調査などに対し様々なデータ提供を行っており、国際的なデータ提供枠組みに協力している。

(3) 統計に関する地域セミナーの東京における開催

統計に関する地域セミナー等の開催という形での国際機関への協力も、昭和40年代にますます活発となった。具体的には、39（1964）年9月に地域教育統計セミナー、40年（1965）年9月に標本調査セミナー、41年（1966）年9月から10月にかけてF A Oアジア極東地域農業統計委員会及び農業に関する社会勘定セミナーが東京で開催された。

この中で、標本調査セミナーは、34（1959）年にバンコクで開催されたE C A F Eの専門家作業部会で、統計データの迅速かつ経済的な収集のために標本調査の導入が望ましいこと及びそのために各国に恒久的な標本調査機関の設立が必要であることが強調され、また、翌35（1960）年の第3回アジア統計家会議において、E C A F E事務局及び域内諸国において作業部会の報告に沿った適切な措置をとることが要望されたことに基づき、行政管理庁が外務省と協力して、開催国としての便宜を提供したものである。

この標本調査セミナーにおいては、人口、住宅、農業、労働、流通統計等の各分野の標本調査の開発の状況と将来の計画、当面の組織上及び技術上の諸問題について討論が行われたが、「1970年世界センサス」を控えて、各国が各種基礎統計を体系的に整備しようとしていた時期であり、このセミナーの果たした役割は高く評価された。

(4) 国際統計協会第46回大会の東京開催

I S I 第46回大会については、昭和56（1981）年にブエノスアイレスで開催された第43回大会及び58（1983）年にマドリッドで開催された第44回大会において、各国参加者及びI S I 幹部から日本開催の要請があったこと、また、59（1984）年9月にJ.ダービンI S I 会長が来日し、中曽根内閣総理大臣及び後藤田総務庁長官を表敬訪問した際に日本開催の要請があったことから、60（1985）年6月に我が国への招致について閣議了解を得て、受諾することを表明し、8月にアムステルダムで開催されたI S I 第45回大会で日本での開催が正式に決定された。

次いで、61年3月に総務庁長官を本部長、事務次官を副本部長、統計局長を事務局長とするI S I 第46回大会運営本部が設置された。

大会は、皇太子殿下の御統裁の下に、62（1987）年9月8日から16日まで、東京全日空ホテルで開催され、開発途上国における統計のニーズ、官庁統計の動向とその将来や人口センサスの今後の動向等について議論され、諸外国から628名、我が国からは154名の計782名が参加し、成功のうちにその幕を閉じた。

(5) 国際会議への参加

総務省政策統括官（統計制度担当）は、我が国の国際統計事務の統括に関する事務を所管する立場から、これまで統計に関する国際会議に積極的に参加してきており、昭和37（1962）年以降定期的に開催されている主な国際会議には、表1のようなものがある。

表1 主な国際会議

会議の名称	主催	開催周期
国連統計委員会 United Nations Statistical Commission	国連	毎年
E S C A P 総会 Session of the Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	E S C A P	毎年
E S C A P 統計委員会 Committee on Statistics	E S C A P	隔年
欧州統計家会議 Conference of European Statisticians (C E S)	国連欧州経済委員会 (U N E C E)	毎年
O E C D 統計及び統計政策委員会 O E C D Committee on Statistics and Statistical Policy (C S S P)	O E C D	毎年

2 国内体制の整備

(1) 国際統計事務処理体制の強化

統計に関する国際協力に要する事務の範囲が急速に拡大したことに伴い、これに対する処理体制を整備する必要が生じ、行政管理庁は、昭和39（1964）年に統計基準局の統計審査官を1人増員し、我が国の国際統計事務の統括に関する事務に専念させる措置を講じた。また、46（1971）年4月1日からこの統計審査官の名称を国際統計管理官に改め、さらに、

48（1973）年4月12日にこれを国際統計課に改組し、我が国の国際統計事務の統括機関として強化充実を図った。

その後、59（1984）年7月1日の総務庁の発足に伴い、それまで行政管理庁行政管理局統計主幹の下にあった国際統計課は、総務庁統計局統計基準部国際統計課となり、平成13（2001）年の中央省庁再編に伴い総務省統計局統計基準部国際統計課となった後、17（2005）年の組織再編により総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官となり、令和3（2021）年からは、政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官となった。

（2）統計情報の国内外への発信

国際統計管理官は、統計法や「公的統計の整備に関する基本的な計画」等を英訳して総務省ホームページの英語ページに掲載し、諸外国や国際機関に我が国の統計活動を発信している。また、我が国の統計制度及び分野別統計調査の概要等並びに統計活動に関するトピックについても、「Outline of Japanese Official Statistics」、「Statistical Notes of Japan」といった刊行物の形式で発信している。

一方、国内の関係府省等に対しては、統計をめぐる諸外国の状況について「国際統計情報ポータルサイト」（政府統計共同利用システム上に設置）を整備し、情報発信を行うとともに、「諸外国における統計の制度と運営」を編集・刊行し、これについてもこのサイトに掲載している。

（3）関係府省等との連携

統計に関する国際会議、国際機関及び諸外国の統計に関する情報を省庁等（日本銀行を含む。）間でより一層緊密に報告、連絡し合うことを通じて、統計の国際協力の総合的な推進に資するため、平成7（1995）年12月に、課長クラスを構成員とする「国際統計に関する関係省庁等連絡会議」が設置され、おおむね年に2回開催された。

その後、30（2018）年3月6日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）において、「各府省の幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして、……関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。」とされ、各府省の幹事等により構成される「統計行政推進会議」が中心となり、基本計画に掲げられた各種施策の推進を図ることとなった。そして、各種課題について柔軟かつ機動的に対処するため、統計行政推進会議の下に統計企画会議（課長クラスで構成）が設置され、更にその下に、それまでの国際統計に関する関係省庁等連絡会議に替えて、「国際統計に関するワーキンググループ」（課長補佐クラスで構成）が30（2018）年12月に設置された。

このワーキンググループは、統計に関する国際的な情報の連絡・交換の場としてはもとより、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）^{（注）}達成に向けたグローバル指標の整備が国際統計コミュニティにおける最大の課題となっている中で、

（注） 2015年の国連サミットで採択されたアジェンダ（行動計画）に記載された国際目標で、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

毎年開催される国連統計委員会会合に臨むに当たっての準備、国連統計委員会や「SDG指標に関する機関間専門家グループ（IAEG-SDGs：Inter-agency and Expert Group on SDG Indicators）」における議論等についての情報共有・連絡調整を図る場としても大きな役割を果たしている。

3 国連アジア太平洋統計研修所への協力

(1) 設置経過

昭和42（1967）年4月の第23回E C A F E総会において、E C A F E地域内の開発途上国の統計職員の養成、統計に関する研究その他の関連活動を行うことを目的として、我が国を含むE C A F E加盟国が国連の協力の下にアジア統計研修所を東京に設置することが決議された。

44（1969）年9月には、我が国と国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）との間で「アジア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国連開発計画との間の協定」が締結され、翌45（1970）年5月に公布（昭和45年条約第2号）された。次いで、アジア統計研修所の第1期実行計画に、我が国を含むE C A F E加盟・準加盟20か国、国連及びUNDPが署名を行い、アジア統計研修所が国際研修機関として東京に設置されることが確定し、行政管理庁が我が国政府の協力機関として、アジア統計研修所において行われる研修の実施に協力することとなった。そして、アジア統計研修所は、45（1970）年6月に開所され、直ちに一般統計コースの研修が開始された。

なお、アジア統計研修所は、E C A F EがE S C A Pに改称したことを受けて、52（1977）年9月、アジア太平洋統計研修所と改称し、さらに、平成7年4月に日本国政府と国連の間で協定が締結されて、アジア太平洋統計研修所がE S C A Pの補助機関となったことを受けて、以降は国連アジア太平洋統計研修所（S I A P：United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific）と称している。

(2) 沿革

S I A P設立までの経緯及びその後の活動の概要は、表2のとおりである。

表2 S I A P設立までの経緯及びその後の活動の概要

年 月	事 項
昭和38（1963）年5月	第5回アジア統計専門家会議が統計研修所の設立を勧告
42（1967）年4月	第23回E C A F E総会において東京に研修所設立を決定
44（1969）年9月	アジア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する協定を日本国政府とUNDPとの間で締結。初代所長にレイモンド・T・ボーマン氏（米国）を任命
45（1970）年5月	20か国・地域 ^{（注1）} が参加し、国連及びUNDPの援助の下に第1期実行計画が成立
45（1970）年6月	アジア統計研修所開所（港区麻布飯倉、東京地方貯金局庁舎） 一般統計コース開講
46（1971）年2月	上級コース開講（平成3年度が最終）
47（1972）年1月	経済協力センタービル別館（新宿区市ヶ谷本村町）へ移転

年 月	事 項
48 (1973) 年 5 月	第 2 代所長に K. R. ネイアー氏 (インド) が就任
51 (1976) 年 1 月	第 3 代所長に ジョン・G. ミラー氏 (オーストラリア) が就任
52 (1977) 年 9 月	E C A F E から E S C A P への改称に伴い、アジア太平洋統計 研修所と改称
55 (1980) 年 12 月	設立 10 周年記念式典を開催
56 (1981) 年 1 月	コンピュータ設備導入 A D P (Automatic Data Processing) コース ^(注 2) 開講
60 (1985) 年 1 月	第 4 代所長に チトー・A. ミハレス氏 (フィリピン) が就任
63 (1988) 年 3 月	第 5 代所長に S. アナンダー・ミーガマ氏 (スリランカ) が就任
8 月	マイクロコンピュータコース開講
平成 2 (1990) 年 10 月	統計実務コース開講 (一般統計コースを改組) 設立 20 周年記念式典を開催
3 (1991) 年 5 月	統計職員のための A D P コース開講 (A D P コースを改組)
7 月	統計の解析及び解釈に関するコース開講
8 月	研修指導官研修のためのマイクロコンピュータコース開講 (マ イクロコンピュータコースを改組、平成 6 年度が最終)
6 (1994) 年 9 月	政策分析のための社会・経済指標のコンピュータによる推計コ ース実施
7 (1995) 年 4 月	S I A P に関する協定を日本国政府と国連との間で締結 S I A P が E S C A P の補助機関化
5 月	研修指導官のための A D P コース開講 (統計職員のための A D P コースを改組)
7 月	世帯及び事業所調査のための標本設計に関するコース開講 (平 成 21 年度が最終)
8 (1996) 年 7 月	第 6 代所長に ラウ・カク・エン氏 (シンガポール) が就任
11 (1999) 年 5 月	統計モジュールコース ^(注 3) 開講 (統計実務コースを改組)
12 月	日本貿易振興会 (現 日本貿易振興機構) アジア経済研究所ビ ル (千葉市美浜区) へ移転
12 (2000) 年 1 月	研修指導官のための電子統計計算コース開講 (研修指導官のた めの A D P コースを改組)
8 月	設立 30 周年記念式典を開催
13 (2001) 年 5 月	第 7 代所長に トマス・P. アフリカ氏 (フィリピン) が就任
14 (2002) 年 5 月	統計業務における情報通信技術の適用コース開講 (研修指導官 のための電子統計計算コースを改組)
7 月	官庁統計の解析及び解釈コース開講 (統計の解析及び解釈コ ースを改組)
17 (2005) 年 5 月	官庁統計の作成及び公表のための情報通信技術の適用コース 開講 (統計業務における情報通信技術の適用コースを改組)
7 月	官庁統計の解析、解釈及び公表コース開講 (官庁統計の解析及 び解釈コースを改組)
12 月	ミレニアム開発目標 (M D G s : Millennium Development Goals) ^(注 4) 達成に向けた支援活動と統計能力改善の重要性に 関するセミナーを総務省と共催
18 (2006) 年 5 月	第 8 代所長に ダバスーレン・チュルテムジャム氏 (モンゴル) が就任
22 (2010) 年 5 月	官庁統計における情報管理手法及び関連する情報通信技術の 適用コース開講 (官庁統計の作成及び公表のための情報通信技 術の適用コースを改組)
7 月	官庁統計の解析、解釈及び利用コース開講 (官庁統計の解析、 解釈及び公表コースを改組)
8 月	設立 40 周年記念式典を開催

年 月	事 項
平成22（2010）年11月	MDG s の達成支援のための官庁統計の作成及び整備コース開講（統計モジュールコースを改組）
24（2012）年2月	第9代所長にマルガリータ・F・ゲレロ氏（フィリピン）が就任
25（2013）年8月	MDG s 指標に係る統計の作成能力の向上コース開講（MDG s の達成支援のための官庁統計の作成及び整備コースを改組）
26（2014）年5月	インクルーシブ ^{（注5）} な成長のための政策を支援するモニタリング指標の作成及び統計分析コース開講（官庁統計の解析、解釈及び利用コースを改組）（令和2年度に持続可能な開発目標（SDG s）のモニタリングのための公的統計の理論と実務コースに統合）
28（2016）年8月	ポスト2015開発指標のモニタリングに係る統計の作成能力の向上コース開講（MDG s 指標に係る統計の作成能力の向上コースを改組）
12月	第10代所長にアシシュ・クマール氏（インド）が就任
29（2017）年1月	公的統計システム近代化のためのICTイノベーション適用コース開講（官庁統計における情報管理手法及び関連する情報通信技術の適用コースを改組）
31（2019）年1月	SDG s に関する統計への新しいデータソース及び手法の利用におけるイノベーションコース開講（公的統計システム近代化のためのICTイノベーション適用コースを改組）（令和2年度に持続可能な開発目標（SDG s）のモニタリングのための公的統計の理論と実務コースに統合）
令和元（2019）年8月	持続可能な開発目標（SDG s）のモニタリングのための公的統計の理論と実務コース開講（ポスト2015開発指標のモニタリングに係る統計の作成能力の向上コースを改組）
2（2020）年8月	新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、設立50周年を記念するセミナーをウェビナー（インターネット回線を通じてオンラインで行うセミナー）形式により開催
3（2021）年8月	第11代所長にシャイルジャ・シャーマ氏（インド）が就任

（注1） アフガニスタン、オーストラリア、台湾（中華民国）、インド、インドネシア、イラン、日本、ラオス、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、大韓民国、セイロン（スリランカ）、香港（英国）、ベトナム、シンガポール、タイ、西サモア（サモア）

（注2） 電算処理の理論及び技能に関する研修

（注3） 基盤的な官庁統計に関する知識・スキルの向上に関する研修

（注4） 国連によってまとめられた開発分野における国際社会共通の目標。極度の貧困と飢餓の撲滅など2015年までに達成すべき8つの目標

（注5） あらゆる人が孤立したり、排除されたりすることのないよう社会全体として支えあうこと。

（3）組織

S I A Pは、我が国政府とUNDPとの協定及び事業計画に基づき、実施機関である研修所の職員及び協力機関である総務省の職員が相互に協力してその運営に当たっている。また、研修所の事業及び運営について審議する管理評議会が設置されている。

ア 職員構成

（ア）国連職員（10人）

- ・ 所長
- ・ 副所長
- ・ 講師4人
- ・ 事務担当官、秘書等4人

(イ) 日本国政府（総務省）職員（6人）

- ・国際研修協力官
- ・研修専門官、国際研修協力官付等5人

イ 管理評議会

S I A Pの運営や財政、事業計画などについては、管理評議会によって審査・承認されることとなっている。同評議会は、毎年1回及び必要に応じて、E S C A P事務局長の招集により開催され、次のメンバーで構成されている。

- ・招請国（日本）政府の代表
- ・E S C A P総会で選出される最大8か国の代表
- ・研修所所長（管理評議会事務局）
- ・E S C A P事務局長（又はその代理）

(4) 事業及びその実績

ア 研修所の主な事業

(ア) 長期研修プログラム

S D G sに関連する統計・指標をテーマとし、国内で独立行政法人国際協力機構（J I C A : Japan International Cooperation Agency）と共同で実施する研修（15週間程度）。主にE S C A P域内諸国の統計職員を対象として、国民経済計算、経済統計、人口・社会統計等の統計の各分野に関する理論と実際についての講義を中心に、実習セミナー、統計機関の見学、実地研修等により実務的要素を取り入れるとともに、レポート作成等個々の研修生に即したカリキュラム（課程・内容）を採り入れたコースであり、研修所の研修プログラムの中核を成す。定員30人で、我が国政府が奨学金を供与している。

(イ) 短期研修プログラム

E S C A P域内諸国の統計職員を対象に、S D G グローバル指標^{（注）}のための統計の品質、ジェンダー統計、データ可視化等をテーマとする各国のニーズに対応した研修を行うとともに、グループワーク等の演習を実施する。実施期間は1週間、定員20人

(ウ) 研修所外実施プログラム

E S C A P域内諸国の統計職員を対象とし、その国又は近隣の国に研修所の講師等を派遣し、要請に応じて、S D G グローバル指標やビジネスレジスター（事業所・企業の情報を集約した経済統計の基盤となる母集団情報）など特定科目について研修を行う。

実施期間は1週間、定員20～25人で、開催国政府及び国際機関が奨学金を供与している。

(エ) 遠隔研修

国民経済計算、環境経済勘定（S E E A : Satellite System for Integrated Environmental and Economic Accounting）、メタデータ、S D G sにおける公的統計等をテーマとしてオンラインで実施する研修。令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面形式の研修が実施できず、遠隔研修のみを実施（30コース）

（注） 2017（平成5）年7月の国連総会で採択された、S D G s（持続可能な開発目標）の進捗を測るための指標

イ 研修生の参加状況

令和３年度末における受講者数（延べ数）は、次のとおりである。

○研修所内実施プログラム	4,422
・長期研修プログラム	(2,616)
・短期研修プログラム	(1,806)
○研修所外実施プログラム	11,107
○遠隔研修	11,854

(5) 事業経費

研修所の運営に要する経費は、我が国を含むＥＳＣＡＰ域内国政府の現金寄与、招請国としての我が国政府の現物寄与、国際機関の援助等によって賄われている。我が国政府の寄与は、現金寄与と現物寄与とから成り、現物寄与は、総務省職員６人の役務、建物、コンピュータ等の設備、備品の提供となっている。また、我が国政府の技術協力の一環として、ＪＩＣＡから奨学金が提供されている。

４ 近年の主な国際統計活動

(1) 国際比較プログラムへの参加協力

国際比較プログラム（ＩＣＰ：International Comparison Programme）は、各国の価格調査等の結果を基に各国通貨の購買力平価（ＰＰＰ：Purchasing Power Parity）を算定し、これを用いて各国の国内総生産（ＧＤＰ：Gross Domestic Product）の実質比較を行うことを直接の目的として実施されている国際的な事業である。

各国のＧＤＰ等の国際比較のための換算に際しては、為替レートが用いられていたが、昭和48（1973）年に変動相場制へ移行してからは、為替レートは短期的には大きく変動し得るようになったため、これによって各国のＧＤＰや生活水準など経済活動全体を比較することが難しくなった。

そこで、40（1965）年の国連統計委員会の勧告に沿って、国連統計部、世界銀行及びペンシルバニア大学（米国）が中心となり、45（1970）年を基準年とするＩＣＰ第１期事業が実施され、我が国を含む世界の10か国が参加した。

第１期事業から第３期事業までは、国連統計部によって一元的に実施されていたが、参加国の増加に伴い、第４期事業からは、参加国をいくつかの地域・グループに分け、それぞれの地域等で実施する方式に移行した。

平成５（1993）年を対象とする第６期事業終了後、事業が中断されていたが、事業実施体制等の再構築が行われ、現在は世界銀行の主導により世界事業が実施されている。

我が国は、ＯＥＣＤ加盟国としてＯＥＣＤ/Eurostat（欧州連合統計局）購買力平価プログラム事業に参加し、これを通じて間接的に世界事業に参加している。政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官が窓口となり、ＯＥＣＤから回答依頼のある各種価格に対して、基本的には小売物価統計調査など既存の調査結果を利用するとともに、それらからは

得られない価格については、関係 5 府省（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）が I C P のための価格調査等をそれぞれ実施し、その結果を国際統計管理官が取りまとめて O E C D に提供する事務処理体制となっている。

(2) S D D S プラスの公表

国際通貨基金（I M F : International Monetary Fund）は、平成 6（1994）年に発生したメキシコ通貨危機を教訓として、経済・金融統計の透明性を高め、国際経済危機を事前に回避するため、8（1996）年に、加盟国に対して、国民経済計算、外国貿易、対外債務等18のデータカテゴリーの公表基準である「S D D S（特別データ公表基準）」^{（注）}を設定した。その後、20（2008）年前後の世界金融危機を受けて、24（2012）年には、部門別バランスシート等の九つのデータカテゴリーを加えた、より高度なデータ公表基準である「S D D S プラス（特別データ公表基準プラス）」を設定した。

我が国は、12（2000）年から S D D S にのっとった経済・金融データを公表していたが、S D D S プラスについても速やかに対応すべく、課長クラスを構成員とする関係府省等連絡会議を24（2012）年12月に設置した。「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）においては、関係府省は、「S D D S プラスへの参加に必要なデータ整備に向けた検討を推進する。」とされており、28（2016）年4月、我が国は世界で10番目（アジアでは初）に S D D S プラスに加入した。

S D D S プラスへの加入に際しては、新設された九つのカテゴリーのうち五つのカテゴリーのデータ公表をもって加入し、残り四つのカテゴリーについては、加入後5年以内に公表することとした。その後順次対応を行い、令和 3（2021）年4月には最後の1カテゴリーの公表が開始され、全てが完了した。

国際統計管理官は、財務省、内閣府、経済産業省、金融庁、日本銀行等と連携し、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」上に「国別概要データページ」を開設し、各府省等から収集したデータを S D M X 形式（統計情報の国際的な交換のために標準化された形式）により公表している。

(3) ジェンダー統計における主導的役割の発揮

ジェンダー統計の促進、そのための能力開発等については、国連統計委員会から権限を付託された「ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ」（I A E G - G S : Inter-Agency and Expert Group on Gender Statistics）が中心的な役割を担っており、毎年会合を開催している。我が国は、平成29（2017）年に I A E G - G S のメンバーとなり、30（2018）年にはフィンランドとともに共同議長に就任した。

I A E G - G S の主導の下、各国や国際機関における取組を共有・普及することを目的として、「ジェンダー統計グローバルフォーラム」が隔年で開催（国連と開催国との共催）

（注） Special Data Dissemination Standard 整備すべきデータの範囲、公表頻度、公表時期について I M F が作成している基準。具体的には、実物経済、財政、金融、対外の4部門の各種データについて、例えば G D P は四半期ごとの数値を3か月以内に、C P I（消費者物価指数）は月次の結果を1か月以内に公表すべきことなど極めて詳細な基準が定められている。

されている。議長国がその開催国となる慣例に従い、30（2018）年には、我が国において第7回「ジェンダー統計グローバルフォーラム」（11月14日～16日、東京・浅草）を開催した。

このフォーラムには、内閣府男女共同参画局を始め、ジェンダー統計に関連する政府機関、各国統計局、国際機関、学術機関、市民組織、援助機関から約170名のジェンダー統計作成者及び利用者が参加し、SDGsを踏まえ、ジェンダー政策立案のためのエビデンス（証拠、根拠）及びデータの品質向上等について議論を行った。3日間にわたったフォーラムでは、経済、労働、気候変動、人権などのテーマごとに九つのセッションが設けられ、ジェンダー統計の作成、活用、分析に関する取組についての発表が行われ、ジェンダー統計グローバルフォーラムは成功裏にその幕を閉じた。

(4) SDGsの進捗を測定するグローバル指標に係る検討への参画と国内データの取りまとめ

平成27年（2015）年9月、国連総会において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。この文書は、2030年を期限として17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから成る持続可能な開発目標（SDGs）を掲げており、その実現に向けて世界各国が取り組むべきものとされている。

SDGsの進捗を測定するために国連統計委員会の下に設けられた「SDG指標に関する機関間専門家グループ」（IAEG-SDGs）での検討を踏まえて、29（2017）年3月の国連統計委員会第48回会合において、計244（重複を除いて232）のSDGグローバル指標の枠組みが合意され、同年6月の国連経済社会理事会、7月の国連総会で採択された。

その後も、指標の作成方法や年次修正等に関する検討がIAEG-SDGsにより続けられる中、我が国は、令和元（2019）年にそのメンバーとなり、我が国の考え方を反映すべくその検討に参画した。ここでの検討結果を踏まえて、2（2020）年3月に開催された国連統計委員会第51回会合において、指標の追加又は削除を含めた包括的な見直しが合意され、指標の数は全体で247（重複を除いて231）とされ、その後の年次修正等により、現在は248（重複を除いて231）となっている。

国際統計管理官は、各指標の作成に責任を有する関係府省と緊密に連携し、指標の見直しに関する検討に参画し、その決定事項に対して我が国の考え方を反映させるとともに、IAEG-SDGsや国連統計委員会での議論を関係府省に情報提供している。また、平成30（2018）年7月から、関係府省の協力を得てSDGグローバル指標のための国内データの収集を開始し、令和元（2020）年8月に、外務省のホームページに開設された「JAPAN SDGs Action Platform」の中で我が国の指標を初めて公表した。その後指標の追加公表を行い、令和5（2023）年3月においては計162指標を公表している。

(5) SDGグローバル指標の整備に向けた国連統計部への協力

SDGsの達成に向けた取組を拡大・加速する世界的な動きが広がる中、政策統括官（統計基準担当）では、その進捗を測るSDGグローバル指標に関する国際基準・ルールの作

成に際して我が国の考え方を反映させるとともに、指標作成に必要な開発途上国の統計能力開発を進めるため、平成29（2017）年度予算に「国際連合統計協力拠出金」を計上した。

この拠出金は、一つは、国連統計部におけるSDGグローバル指標の枠組みに係る業務等に従事させるために職員をフェローとして派遣すること、もう一つは、国際的なSDGグローバル指標の整備や統計能力開発に係る会議やワークショップ等の開催を支援することを目的とするものである。

29（2017）年6月に、国連統計部長と政策統括官（統計基準担当）との間で「国際連合及び日本国総務省間の技術協力合意書」が交わされ、同年9月から翌年7月まで国連統計部に職員が派遣された。以降、4人の職員が、原則としてそれぞれ1年間の任期で派遣されている。

SDGグローバル指標の整備に係るこのような我が国の貢献に対しては、国連統計委員会会合において国連統計部から謝意の表明があるなど、国際統計コミュニティにおける我が国の存在感の向上に資するものとなっている。

第四節 統計事情の紹介

総務省では、国際統計協力の一環として、我が国の統計事情を海外へ紹介するとともに、国際機関及び外国の統計事情、統計作成のための国際的勧告及び基準等を国内へ紹介している。主な資料は、次のとおりである。

①国内事情を海外へ

Statistical Notes of Japan

②海外事情を国内へ

諸外国における統計の制度と運営

- ・その1（昭和48年12月） 欧米各国の統計制度等
- ・その2（50年3月） 欧米各国の統計データ保護等
- ・その3（51年3月） 米国のプライバシー法、アジア諸国の統計制度等
- ・その4（52年3月） 国際統計協会第40回大会資料、国際統計の手引等
- ・その5（53年3月） 米国の連邦統計、国連統計年鑑資料解説編、ドイツ連邦共和国の統計調査法令
- ・その6（54年3月） 米国の統計審査マニュアル、連邦統計調整基準等
- ・その7（55年3月） 1980年代米国統計計画のフレームワーク、E S C A P 諸国の統計制度
- ・その8（56年3月） 欧米諸国の統計調査員制度等
- ・その9（57年3月） 米国の1980年ペーパーワーク削減法、中南米諸国の統計法と統計制度
- ・その10（58年11月） 欧米諸国の統計法令と統計制度

- ・その11（昭和60年 3 月） 米国の1985年会計年度特別報告書等
- ・その12（ 61年 3 月） オーストラリアの統計法と統計規則等
- ・その13（ 62年 3 月） ドイツ連邦共和国及び中華人民共和国の統計法、統計データのリンケージと秘密保護
- ・その14（ 63年 3 月） アメリカ合衆国及びオーストラリアの年次報告書、サービス統計
- ・その15（平成 2 年 3 月） ヨーロッパ共同体の1989～1992年統計プログラム等
- ・その16（ 3 年 9 月） 中・東欧統計会議資料、米国1989年記録管理実態調査報告書等
- ・その17（ 4 年11月） 米国、カナダ、英国、イタリアの統計制度、統計組織等
- ・その18（ 6 年 9 月） フランスにおける秘密保護、ドイツ連邦共和国・スペイン等 6 か国の統計関係法の整備等
- ・その19（ 7 年 3 月） ヨーロッパ12か国の統計制度の比較研究等
- ・その20（ 8 年 3 月） 英国の官庁統計業務の概要、サービス統計に関するカナダ統計局のモデル調査等
- ・その21（ 10年 3 月） 特別データ公表基準（S D D S）等
- ・その22（ 12年10月） 米国政府情報収集活動に係る行政管理予算庁審査実施指針、カナダ統計局の企業活動企画及び事業モニター・システム
- ・その23（ 13年10月） 2001年度アメリカ合衆国政府統計事務・事業実施計画（予算案）、オーストラリア統計局調査結果報告書、ドイツ連邦共和国の官庁統計システム
- ・その24（ 14年 8 月） 平成13年度に総務省統計局統計基準部が実施した諸外国政府の統計制度に関する調査結果報告
- ・その25（ 17年11月） 統計組織ハンドブック第 3 版：統計局の運営と組織
- ・その26（ 19年10月） フランス国立統計経済研究所の2005年度統計活動報告
- ・その27（ 20年 1 月） 国連統計委員会設立60周年記念「国家統計システムの発展に関するセミナー」における寄稿論文等
- ・その28（ 21年 3 月） 国際公的統計協会（I A O S：International Association for Official Statistics）上海大会における寄稿論文
- ・その29（ 22年12月） 各国の統計法
- ・その30（ 23年10月） マイクロデータに係る国際機関の基準及び制度
- ・その31（ 27年 3 月） アジア・太平洋地域16か国の統計行政の機能、統計関連法令、統計研修、統計基準・統計分類、S I A Pとの関係等

- ・ その32（平成28年 6 月） 我が国の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）と類似する識別番号制度を有している国における統計作成への利用等に関する調査結果等

第二章 国勢の基本に関する統計調査に係る国際協力の実施

第一節 国際会議への出席及び国際機関への職員派遣等

1 国際会議への出席

昭和36年に我が国が国連統計委員会の委員国に選出され、我が国の国際統計協力が一層活発化するが、それまでの期間においても、国際統計事務に関し我が国全体を総合調整する立場から実施した諸活動のほか、国勢の基本に関する統計調査を企画・実施する立場からも、様々な国際会議への参加等を通じて国際統計協力を進めてきた。

この立場から参加した主な国際会議には、国連統計委員会、E S C A P 統計委員会、I S I 大会、国際公的統計協会（I A O S : International Association for Official Statistics）大会などのほかに次のようなものがあり、その後も統計局は、専門性の高い会議を中心に継続的に参加し、統計の発展・向上に貢献するとともに、国際的な動向の把握に努めている。

[東アジア統計局長会議]

東アジア諸国の中央統計機関の責任者が一堂に会して政府統計作成上の経験等を交換し、統計に関する技術協力と相互援助を推進することを目的に、昭和55（1980）年に「アセアン・日本統計局長会議」として第1回を我が国で開催。平成4（1992）年の第6回会議から中国、韓国をメンバー国に加え、名称を「東アジア統計局長会議」に変更

[人口センサス会議]

各国が人口センサスの企画・実施を通して得た経験を交換するとともに、データ分析などにおける研究成果を共有することを目的に、昭和46（1971）年に第1回をハワイで開催して以来1～2年ごとに開催。アジア・太平洋諸国及び南北アメリカ諸国等が参加

[ILO国際労働統計家会議]

労働統計に関する国際基準を定めるために、ILOが5年ごとに

国連統計委員会の傘下で活動する専門家グループの会合で、次のようなものがある。

- ・ フォールブルグ・グループ会合（サービス統計に関する専門家会合）

サービス統計に関する意見交換を目的とし、生産者価格指数やサービス業の売上高・生産高の測定などについて討議。毎年開催。欧米諸国を中心にEU統計局、日本など約20の国・機関が参加

- ・ オタワグループ会合（消費者物価指数に関する専門家会合）

消費者物価指数等価格の変動を測定する統計について、国際的に共通な概念、定義

の確立を図り、併せて実務上の問題について情報交換することを目的とし、おおむね2年ごとに開催。日本を含む約20の国・機関が参加

- ・ ヴィースバーデングループ会合（ビジネスレジスターに関する専門家会合）

企業・事業所対象の統計調査のための母集団データベースに関して、各国の経験を交換し、国際比較の向上に資することを目的とし、おおむね2年ごとに開催。日本を含む約40の国・機関が参加

2 国際機関及び開発途上国への職員派遣

(1) 国際機関への職員派遣

戦後の混乱から立ち直り、我が国の統計が整備され、その水準が高まっていくのに伴い国連を始めとする国際機関への職員派遣が増加していった。その主な派遣先は、次のとおりである。

- ・ 国連経済社会局統計部
- ・ 国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）事務局統計部
- ・ 国連アジア太平洋統計研修所（S I A P）
- ・ 国連食糧農業機関（F A O）事務局経済部
- ・ 国連アフリカ経済委員会（E C A）事務局調査部
- ・ 国際労働機関（I L O）事務局統計部
- ・ 国連教育科学文化機関（U N E S C O）本部事務局教育統計部
- ・ 国連国際人事委員会（I C S C）事務局

職員派遣は、統計分野の国際的な動向や統計技術の動向を把握する上で有用であるとともに、国際舞台で活躍できる職員の養成に寄与している。また、国際機関において、開発途上国への技術指導も行っている。

(2) 開発途上国への専門家の派遣

我が国は、明治以来、国の発展の基礎としての統計の重要性を認識し、統計制度や統計調査の整備を図ってきたことに加え、戦後、標本調査法やコンピュータによる集計等をいち早く導入して技術の高度化を図り、また、統計体系を積極的に整備してきた結果、統計調査の種類や結果精度において世界のトップレベルにあるとの評価を受けるようになった。

統計局は、蓄積された技術が途上国でいかされるよう専門家の派遣による技術協力を推進してきている。独立行政法人国際協力機構^{（注）}（J I C A : Japan International Cooperation Agency）などを通じた通算8か月以上派遣しての技術指導の実績は、表1のとおりである。

（注） 昭和49（1974）年8月に外務省所管の特殊法人国際協力事業団として設立。平成15（2003）年10月に独立行政法人となり国際協力機構に改称された。

表 1 JICAなどを通じた技術指導の実績（通算 8 か月以上派遣）

派遣期間	派遣先	指導内容
昭和47（1972）年 3 月～ 49（1974）年 3 月	インドネシア政府国立開発 計画機関	統計技術
47（1972）年11月～ 48（1973）年 3 月 48（1973）年 5 月～ 7 月	韓国経済企画院調査統計局	コンピュータ・プログラミング
55（1980）年 8 月～ 60（1985）年 9 月	インドネシア中央統計局	コンピュータ・プログラミング
60（1985）年 5 月～ 63（1988）年 9 月	メキシコ国家人口審議会	コンピュータ・プログラミング 及び人口統計
63（1988）年 2 月～ 平成 4（1992）年11月	スリランカ計画実施省統計 局	コンピュータ・プログラミング 及び人口統計
4（1992）年 8 月～ 6（1994）年 8 月	フィリピン国家統計局	統計情報データベース
4（1992）年10月～ 9（1997）年 9 月	インドネシア中央統計局	1996年経済センサス
8（1996）年 5 月～ 12（2000）年 4 月	アルゼンチン経済企画庁国 家統計センサス局	2000年人口センサス
10（1998）年 4 月～ 12（2002）年 3 月	インドネシア中央統計局	2000年人口センサス
14（2002）年 7 月～ 16（2004）年 6 月	インドネシア中央統計庁	人口センサス
17（2005）年 8 月～ 19（2007）年 3 月	カンボジア計画省統計局	人口センサス
19（2007）年 5 月～ 22（2010）年 8 月	カンボジア計画省統計局	2008年人口センサス
22（2010）年10月～ 27（2015）年 8 月	カンボジア計画省統計局	2011年経済センサス
28（2016）年 3 月～ 令和 2（2020）年 3 月	ネパール国家計画委員会中 央統計局	2018年経済センサス
平成28（2016）年 6 月～ 令和元（2019）年10月	エジプト中央動員統計局	統計情報の質の向上

3 国内体制の整備

統計局においては、昭和35（1960）年10月、国勢の基本に関する統計調査に係る国際交流や国際技術協力の実施体制の強化を図るため、総務課に国際係を新設した。国際係は、59（1984）年7月1日の総務庁の発足に伴い、渉外専門職となったが、国際機関及び外国政府への技術協力や外国人来訪者の増大等に対応するため、平成元（1989）年4月、再び総務課に国際係を設置した。

第二節 二国間交流

1 中華人民共和国

中華人民共和国（中国）は、国連が勧告する「1980年世界人口・住宅センサス計画」に基づき、同国にとって20年ぶりとなる第3回人口センサスを昭和57（1982）年に実施するという計画を発表した。そして、中国国家统计局は、54（1979）年7月、我が国（統計局）に対し、企画、設計から集計に至るまで、センサスについての全面的な協力を求めてきた。

統計の分野で中国に対し技術援助を行うことは、我が国の国際協力の面でも極めて有益であると考えられ、情報交換のため、55（1980）年3月に日・中両国関係者の間で統計視察団の相互派遣が合意された。

55（1980）年6月に第1回日本統計視察団が中国を訪問し、また、同年9月に第1回中国統計視察団が我が国を訪問した。その後、中国国家统计局と統計局は、平成18（2006）年まではおおむね毎年1回ずつ統計視察団の相互交換を、21（2009）年以降は隔年で訪問と受入れを行っている。

また、この日中統計視察団の交流を通して、我が国の統計研修所の本科課程（6か月コース）に中国の統計職員を受け入れることが合意され、昭和61（1986）年から平成7（1995）年まで毎年4人を、8（1996）年から14（2002）年まで2人又は3人を定期的に受け入れてきた。さらに、2（1990）年1月から3（1991）年3月までの約1年間、国連人口基金の奨学研究生として、統計局で中国国家统计局職員を受け入れ、標本調査理論及び世帯調査、物価調査へのその適用について研修を行った。

日中統計視察団の交流については、令和3（2021）年まで約40年間実施し、中国統計視察団の我が国への訪問は平成30（2018）年に、日本統計視察団の訪中は令和元（2019）年に、ともに31回を数えている。令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、対面での交流は中止となっているが、再開に向けて調整を行っているところである。

2 大韓民国

統計の分野における我が国と大韓民国（韓国）との間の密接な協力と友好関係は1960年代から育まれてきたが、1970年代後半になってこれまでの我が国からの専門家派遣、韓国からの研修生の受入れ等の交流を一層拡充発展させ、定期的に情報交換することの重要性が改めて認識され、昭和55（1980）年、両国は、統計視察団の相互交換を毎年実施することに合意した。

第1回は、57（1982）年4月に日本統計視察団が韓国を訪問し、同年6月に韓国統計視察団が来日した。その後、韓国統計庁と統計局は、平成20（2008）年まではおおむね毎年1回ずつ統計視察団の相互交換を、21（2009）年以降は隔年で訪問と受入れを行っている。

また、韓国についても我が国の統計研修所の本科課程等への受入れを実施し、昭和61（1986）年から平成17（2005）年まで毎年1人から3人を定期的に受け入れてきたところである。

なお、昭和63（1988）年10月、韓国経済企画院調査統計局（平成3（1991）年1月からは経済企画院統計庁）は、統計制度及び統計手法研究のため、我が国に上級専門家の長期受入れを要請してきた。このため、統計局は、平成元（1989）年7月から3（1991）年6月までの2年間、韓国調査統計局上級職員を研究員として受け入れ、統計調査の実務に関する研究の場を提供し、研究計画の策定とその実施に当たって必要な助言・提言を行った。その後も、23（2011）年12月まで継続して研究員を受け入れた。

日韓統計視察団の交流については、令和3（2021）年まで約40年間実施し、韓国統計視察団の我が国への訪問は平成30（2018）年に29回を、日本統計視察団の訪韓は31（2019）年に28回を数えている。令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、対面での交流は中止となっているが、再開に向けて調整を行っているところである。

3 ベトナム社会主義共和国

平成25（2013）年、ベトナム統計総局から、二国間交流により緊密な関係を構築したいとの要請を受け、交流内容等の議論を重ね、27（2015）年1月に覚書を取り交わした。これに基づき、令和元（2019）年までに訪越代表団を2回派遣し、訪日代表団を5回受け入れている。2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、対面交流は中止となっているが、再開に向けて調整を行っているところである。

4 モンゴル国

モンゴルとの交流は、主に公益財団法人統計情報研究開発センターが行ってきたが、国家統計局相互の交流も必要であるとの認識から、交流内容等の議論を重ね、平成29（2017）年2月に覚書を取り交わした。これに基づき、令和元（2019）年までに訪蒙代表団を1回

派遣し、訪日代表団を3回受け入れている。2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、対面での交流は中止となっているが、再開に向けて調整を行っているところである。

第三節 ICTを活用した統計システムの海外展開

我が国は、開発途上国に対する公的統計に関する技術協力を多年にわたり積極的に行ってきた。そうした中、平成27（2015）年に、中期的な国際対応・展開の在り方について、その構想、戦略を検討するため、統計局、政策統括官（統計基準担当）、統計研修所、独立行政法人統計センターが連携して、「国際対応・展開ワーキンググループ」を設置した。そして、その検討の結果、国際的に評価の高い公的統計における情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を各国のニーズに合わせて展開することによって我が国の「強み」を発信するとともに、当該国における統計の作成・提供の高度化に寄与し、我が国の国際的な存在感を向上させていくことが適当であるとの結論を得た。

こうして、28（2016）年から、オンライン調査システム、e-Stat（政府統計の総合窓口）、地理情報システム等のサブシステムから構成される「政府統計共同利用システム」を基に、海外向けの統計ICTシステムの開発を開始した。

対象国については、統計局と関係の深い国を中心に9か国を訪問し、ニーズ、情報通信状況等を調査するとともに、その経験を参考にするため、自ら技術支援を行っている1か国及び2機関を訪問した。

（訪問調査国）

カンボジア、インドネシア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム、エジプト、ネパール、フィジー

（技術支援参考国・機関）

オーストラリア、太平洋共同体^{（注）}事務局、アセアン事務局

統計ICTシステムを整備するためには、情報通信網の整備状況や電力等の社会環境だけでなく、当該国統計局が自らICT基盤を準備することが可能かといった課題があり、どの国が対象としてふさわしいかの選定は難航したが、ベトナムから日本のシステムを導入したい旨の要請があり、打合せを重ねた結果、導入が可能と判断し、30（2018）年8月に覚書を取り交わした。

この覚書に基づき、まずオンライン調査システムを導入し、令和3（2021）年のベトナム経済センサスに活用することとなった。両国のシステム担当者が相互に訪問し、またオンラインによる会議を重ね、ベトナム統計総局にオンライン調査システムを導入し、電子調査票を開発するなどして準備していたが、2（2020）年に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことにより、十分な協議が不可能となり、2021年ベトナム経済センサス

（注） 太平洋の島嶼国を中心とする地域協力機構

へのオンライン調査システムの活用には至らなかった。しかし、このシステムの基本的な機能は既に構築されていることから、今後、同国の経常調査等に活用される予定となっている。

その後も、統計 I C T システムについては、我が国の経験や現在の取組等について積極的に情報発信を行っている。

第四節 国際会議の開催

統計局は、国際会議に参加するのみならず、国際統計における我が国の存在感を高め、また、諸外国の知見を共有することによって我が国の統計を発展させるため、様々な国際会議を開催している。

1 東アジア統計局長会議

政府統計機関の責任者が、政府統計作成上の経験等を共有し、共通する課題について検討し合うことには大きな意義がある。特に、経済的・社会的に密接な関係にあるアセアン諸国と日本が一堂に会し、政策策定の基礎となる政府統計について、技術的な側面のみならず、行政的な観点をも含め情報交換することは、統計の国際比較可能性を促進することにも寄与することとなる。

このような考え方に立って、統計局は、「アセアン・日本統計局長会議」を開催することとし、その第1回を昭和55（1980）年8月に日本で、第2回を56（1981）年9月にインドネシアのバリ島で、その後の第3回から第13回までは日本で開催した。この会議の正式メンバー国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムのアセアン諸国、並びに中国、韓国、モンゴル及び日本の14か国（中国及び韓国は第6回会議から、モンゴルは第10回会議から正式メンバー国）である。また、オブザーバーとしてオーストラリア、ニュージーランド、香港、国連、E S C A P、S I A P等が参加している。なお、平成4（1992）年5月に開催した第6回会議からは、会議の名称をアセアン・日本統計局長会議から「東アジア統計局長会議」に変更した。

2 人口センサス会議

人口センサス会議は、アジア太平洋諸国及び米国の人口センサスを担当する政府統計機関と関係諸機関の代表者が集い、人口センサスの企画・実施を通して得られた経験を交換し合うとともに、データの分析における最近の研究成果を広く紹介することを目的として、昭和46（1971）年から1～2年間隔で定期的で開催されてきたものである。米国東西センタ―^{（注）}東西人口研究所の呼び掛けにより始まり、平成3（1991）年に人口センサス会議

（注） 米国ハワイ州に所在する独立研究機関。昭和35（1960）年に米国議会予算で設立された。

の開催を主目的とする公益法人「アメリカ・アジア・太平洋統計局長会議（ANCSDAAP^(注)）」が設立された後は、ANCSDAAPと開催国との共催で定期会合が開催されている。令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受けて初めてオンラインで開催された。

統計局は、我が国における人口センサスの実施機関として、第1回からこの会議に参加し、国勢調査の企画、実査、集計、精度評価、分析、マッピング方法などについて紹介を行っている。また、これまでに昭和58（1983）年、平成4（1992）年、15（2003）年及び26（2014）年の4回、日本へこの会議を招致し、5回目として、令和4（2022）年に、新型コロナウイルス感染拡大以降初めての対面会議を我が国で開催することとしている。

3 国際連合関連専門家会合等

統計局は、統計の様々な分野の国際的な専門家会合に積極的に参加していることはもとより、要請に応じて、表2のような会議を日本へ招致している。

表2 国内開催した主な会合等

開催年月	会合等名称	開催地	目的
平成13(2001)年8月	情報社会のための統計に関するIAOSサテライト・ミーティング	東京	IAOS後援の下、統計局・統計センターが主催し、電子商取引の測定、経済・社会におけるICTの影響、統計の作成・利用におけるICTの応用などに関する国際機関等の取組状況等を共有し、意見交換する。
19(2007)年11月	統計改革に関する国際シンポジウム	東京	内閣府・統計局共催により、新統計法成立、基本計画検討開始を機に、国際的な視野に基づく今後の公的統計の在り方を議論し、統計及び統計制度の改善に資するほか、国民に公的統計の意義・役割等について理解を得る。
25(2013)年10月	第28回サービス統計に関するフォーブルブルグ・グループ会合	東京	国連統計部からのサービス統計の開発要請に応え、国際比較可能なデータを取集するための方法等について各国統計局等の専門家が知見を交換する。

(注) Association of National Census and Statistics Directors of America, Asia and the Pacific 平成3（1991）年、米国ハワイ州に設立。韓国への移転に向けて手続中

開催年月	会合等名称	開催地	目的
27(2015)年5月	第14回物価指数に関するオタワグループ会合	千葉	消費者物価指数等価格の変動を測定する統計に関して、各国等の政府統計関係者が国際的に共通な概念、定義の確立と実務上の課題等について情報交換する。
28(2016)年11月	第25回ビジネスレジスターに関するヴィースバーデングループ会合	東京	国連統計委員会の傘下で活動する専門家グループの会合で、企業及び事業所対象の統計調査のためのデータベース等に関して、各国の経験を相互に交換し国際比較の向上に資する。
29(2017)年12月	新しいデータソースのための統計能力構築に関するセミナー	東京	S I A P、統計局及び統計研修所の共催により、我が国の統計に係るビッグデータに関する研究及び研修の開発、オープンデータの開発と高度利用等をアジア太平洋地域の国や国際機関に情報発信する。
30(2018)年11月	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム	東京	総務省と国連統計部の共催により、世界各国及び国際機関の統計専門家、研究者等を対象に、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力向上と知識の共有を図る。
令和元(2019)年12月	公的統計におけるICTの活用に関するセミナー	千葉	統計局・S I A P共催により、アジア・太平洋地域の公的統計におけるICT活用のグッド・プラクティスの共有によりICT資産の現代化や能力開発の向上に資する。

年 表
組 織 の 変 遷
歴 代 幹 部 一 覧

年表

明治

年	月	日	統計関連事項	その他
明治				
元	9	8		一世一元の詔、明治に改元
2	5	16	杉亨二、静岡藩で「人別調」を開始(藩の指示により中断)	
	6	17		版籍奉還
	7	8		2官6省の制(神祇官、太政官。民部、大蔵、兵部、刑部、宮内、外務各省)
3	9	24	「府県物産表」に関する太政官布告	
4	4	4		「府藩県一般戸籍ノ法」改正(以前のものは不詳。5年ごとの戸籍改め5年1月末日を第1回とする。4月24日とする資料もある)
	6	8	太政官において「日本政表及日本国勢要覧」の編纂を開始。「太政官沿革志 統計院沿革」によれば、政表課を設置	
	7	14		廃藩置県
	7	18		大学を廃止、文部省を設置
	7	27	大蔵省に統計司を設置(8月統計寮に改称)	
	7	29		太政官職制改正、太政官に正院、左院、右院等を設置
	11			岩倉使節団、横浜港を出発(～6年9月)
	12	24	「明治史要」(明治9年刊)、「政表課誌」によれば、太政官正院に政表課を設置	
5	2	1		「府藩県一般戸籍ノ法」により、新戸籍の編成を開始(7年2月内務省戸籍寮が「日本全国戸籍表」として刊行)
	4		「辛未政表」を刊行	
	10	4	太政官正院地誌課の中に「政表」を設置	
	11	9		太陰太陽暦廃止、太陽暦採用を布告(明治5年12月3日が6年1月1日に)
6	3	5	杉亨二、戸籍法の改正、人別政表の杉への委任、関東一国での政表調査の実施につき建議	
	5	2	政表(「内史官事務章程」によれば政表課)、財務課に附属することとなる	
	7	8		「府藩県一般戸籍ノ法」中の6年目(5年ごと)の戸籍改めは、別に達のあるまで行わないこととする
	11	10		内務省を設置
	11	15	大蔵省租税寮、「物価表書入方及雛形」を府県に指示	
7	2	12	財務課の事務を正院から左院に移管	
	3	9	正院に政表課を設置	
	4	18	太政官達第53号(府県は明治6年以降毎年民費を調査し、翌年3月までに提出すること)	
	6		文部省、箕作麟祥訳(モロー・ド・ジョンネ著)「統計学」を刊行	
	7	10	「明治六年海外貿易表」を刊行(太政官沿革志 統計院沿革によれば6月上申、7月上梓。翌年から「日本政表」の一部となる)	
	7	12	政表課、政表課程を仮策定(8月7日決裁)	
	9	4	「壬申政表」を刊行	
	10		津田真道訳(シモン・ヒッセリング著)「表紀提綱一名政表学論」を刊行	
	12	18	太政官達第166号(年々政表を編成する。府県は本年分より調査し毎翌年3月までに政表課に提出すること)	
	12	20	内務、司法、大蔵の三省に達(年々政表を編成する。本年分より調査し毎翌年3月までに政表課に提出すること。同日、正院、左院、他の各省、開拓使、警視庁にも同旨の達)	
8	1	22	ブタペストで開催の第9回万国統計協会会議に我が国政府の代理人としてフランスのモーリス・ブロックを委嘱(明治9年とする資料もある)	
	3		「明治六年日本府県民費表」を刊行(以後明治12年(10年分)まで)	
	6	22		衛生行政事務を文部省から内務省へ移管
	9	24	内務省勸業寮、第三課に編纂、報告、製表の3掛を設置	
	9	27	政表課、第五科政表掛となる	
	11	24	内務省、衛生局に庶務、製表、売薬、種痘、出納の5課を設置	
	11	30	「府県職制及事務章程」を制定(下款第二条に「部内の政表を調製する事」とある)	
	11		「明治六年政表」を刊行(以後「明治十一年日本政表」まで)	
	8		内務省、死亡統計に用いる死因類別(11類別)を策定	
9	2	5		内務省、「死亡申牒の制」(医師に死亡患者の病名・死因の届出義務)を開始

明治

年	月	日	統計関連事項	その他
	2	11	杉亨二ら、「表記学社」を設立(11年2月スタチスチック社と改称)	
	4	21	太政官達第40号(各省から府県へ調査を要求する場合は、重複を避けるため、まず主務省に照会すること)	
	6	5	外務、内務、大蔵、工部、司法の5省に達(政表編成について、主任者を毎月正院第五科に出頭させ政表掛会議を行う。以後明治10年3月までに16回開催)	
	10	23	大蔵省統計寮、自然、土地、人口、産業、社会等97項目に及ぶ「地方統計表調製方及差出期限」を定め府県に通達(10年1月取消)	
	10		大蔵省統計寮、「万国年鑑」を翻訳刊行	
	12	19	「大蔵省職制及事務章程」を改正(大蔵省は、政府金穀と税関輸出入の統計を所掌)	
	12		大蔵省統計寮、「統計雑誌」を創刊	
10	1	11	大蔵省統計寮を廃止、大蔵省に統計課を設置	
	1	18	第五科政表掛、調査局政表掛となる	
	2	5		府県からの戸籍表の提出を停止(生死送籍入籍寄留を除く) 西南戦争(~9月)
	2			
	8	11	内務省、「府県物産表」を整理改正し「農産表」とする	
	11	26	内務省、「府県通信仮規則」を府県に通達、報告を求める(12年1月実施)	
11	7	25	「府県職制及事務章程」を廃止し、「府県官職制」を制定(「政表」は消える)	
	12	18	小幡篤次郎、杉亨二ら、製表社を設立(12年4月統計協会と改称、14年頃から東京統計協会と称した)	
12	4	2	山梨県に達(甲斐国一円で人別政表取調を実施)	
	12	31	「甲斐国現在人別調」を実施	
13	3	3	調査局を廃止、法制、会計、軍事、内務、司法、外務の6部を設置。調査局政表掛は会計部統計課となる	
	4		内務省衛生局に統計課を設置	
	11		東京統計協会、「統計集誌」を創刊	
14	1		「統計要覧」を刊行	
	4	7		農商務省を設置
	5	30	太政官に統計院を設置。「統計院事務章程」により第一課から第八課までを設置(6月に第九課)。統計委員を置くこととする	
	6	21	「統計年鑑」の編集を開始	
	6	24	農商務省農務局に報告課、商務、工務、山林の各局に統計課を設置	
	6	30	統計院第九課に書籍掛を設置(統計図書館の始まり)	
	10	11		明治14年の政変(立憲政体に関する方針の決定、大隈重信の参議罷免等)
15	1	20	内務省に統計課を設置(18年6月廃止)	
	2	16	「統計院事務章程」を改正。統計院は第一課、第二課、第三課、翻訳課、庶務課の5課体制となる(4月18日に第四課)	
	3		「統計年鑑」を創刊(以後毎年。第5回(明治19年)から「日本帝国統計年鑑」、第56回(昭和12年)から「大日本帝国統計年鑑」と改称。第59回(昭和16年)まで)	
	5	6	統計学教授所の設置を上申(6月7日不許可)	
	6	2	第四課、翻訳課を廃止、統計院は第一課、第二課、第三課、庶務課の4課体制となる	
	6	7	太政官達第35号(統計表調整年度は原則として暦年により、歳入歳出等金穀の出納を主とするものに限り会計年度による)	
	6	24	太政官達第39号(各省は統計の方法について統計院に協議すること)	
	6		「甲斐国現在人別調」を刊行	
	9	27	工部省に統計課を設置	
	10	19	農商務省に統計課を設置(18年2月廃止、書記局第三課へ事務移管。18年12月官房統計課、19年2月総務局報告課)	
	15		内務省、「袖珍国勢一斑」(後に「日本帝国国勢一斑」)を創刊	
16	3	12	「統計委員会組織及規則」を制定	
	5	13	甲斐国において人口動態調査(甲斐国人員運動調)を実施するため山梨県下の巡回を開始(統計院廃止により立ち消え)	
	6	4	内務省、衛生統計諸表のうち出生、婚姻、死亡表様式及び調書式を制定(府県に7月から毎月の報告を求める)	
	6	9	統計院職員有志、「共立統計学校」を設立(9月8日開校)	
	6		農商務大輔品川彌二郎、土族生計調査を実施	
	11	7		内務省、戸籍表式を改正(17年から毎年報告を求める)
	11		内務省、「内務省統計書」(明治7年~14年分)を刊行	
	12	28	農商務省達第21号「農商務通信規則」(府県から報告を求める)	
17	3		各省庁の統計主任者と協議し、各省統計材料様式を定める	
	4	2	統計院に翻訳課を再設置	
	9	3	内務省、「府県統計書様式」を制定	

年	月	日	統計関連事項	その他
18	7	10	太政官達第35号(府県から報告を求めるにつき頻繁、重複を避けるため、太政官中に委員を置き、各庁主任官と協議することとする)	太政官制を廃止、内閣制度発足
	9		「万国対照年鑑」を翻訳刊行	
	12	22		
	12	28	統計院を廃止、内閣に内閣統計局を設置	
19	1	30	「共立統計学校」閉校(校舎、資産等は東京統計協会に譲渡)	
	2	15	内閣達第10号(院省庁は局課の長一人を統計主任とし、常に内閣統計局と協議すること)	
	2	27	勅令第2号「各省官制通則」(各省総務局に報告課を設置、報告課は「統計報告の材料を採輯し統計報告を調製して大臣の査閲に供する」ことなどを所掌)	
	3	5	農商務省令第1号「農商務通信事項様式」	
	3	22	東京統計協会、内閣統計局長に人口調査草案を提出	
	5		スタチスチック社、「スタチスチック雑誌」を創刊	
	9	27	内務省令第17号「内務報告例」(警視庁、北海道庁、府県、憲兵本部、集治監、仮留監から報告を求める)	
20	1		日本銀行、卸売物価指数の作成を開始	
	3	20	「日本帝国統計摘要」(日仏対訳)を創刊(以後毎年。第51回(昭和12年)から「大日本帝国統計摘要」と改称、第53回(昭和14年)まで)	
	6		内務省、「内務省第一回統計報告」を刊行(以後第52回(昭和17年分)まで)	
21	4	25	理科大学教授藤沢利喜太郎、人口統計を用いての最初の生命表を「生命保険論」として刊行	法律第1号「市制」「町村制」(22年4月1日施行)
	7	15		磐梯山噴火
	7			
	10	9		
22	2	1	内務省訓令第20号「内務報告例」(内務報告例を省令から訓令に変更)	大日本帝国憲法発布
	2	11	雑誌「経済及統計」を創刊(呉文聡、山雅男編輯、以後24年7月の31号まで)	
23	7	1	勅令第114号「内閣所屬職員官制」(内閣統計局の事務は、統計表編製、統計材料の様式・徴収に関すること等)	第1回帝国議会開会(大日本帝国憲法施行)
	7	2	「海外各国国勢要覧」を刊行	
	7	14	内務省令第3号(市町村の毎年末の人口を告示し、これを「市制」、「町村制」という人口とする)	
	8	18	内閣統計局に第一課から第四課までの4課を設置	
	11	29		
	12	26	「政家年鑑」を翻訳刊行(24年、25年も)	
24	10	28		濃尾地震
25	1	17	スタチスチック社、「統計学社」と改称、スタチスチック雑誌を「統計学雑誌」と改題	
26	11	10	内閣統計局、内閣書記官室所屬の統計課(内閣統計課)となる	
27	3	30	農商務省訓令第14号「農商務統計様式」(「農商務通信事項様式」に替わるもの)	改正日英通商航海条約に調印(領事裁判権の撤廃、32年7月17日及び8月4日施行)
	5	3	農商務省訓令第17号「農商務統計報告規程」(「農商務通信規則」に替わるもの)	
	7	16		
	8	1		日清戦争(～28年4月)
28	9	30	貨幣制度調査会、「東京物価割合比較表」(卸売物価指数)を公表	
	12	13	万国統計協会報告委員(スイス統計局長)ギュイヨームから内閣統計課へ勧告状が届く(1900年センサスを実施されたい)	
29	3	7	東京統計協会会長、内閣総理大臣に「民勢大調査」の実施につき建議	明治三陸地震
	3	11	渡邊洪基ら、貴衆両院議長に「明治三十三年民勢調査施行ノ請願」	
	3	25	衆議院、「国勢調査執行建議」	
	3	26	貴族院、「国勢調査ニ関スル建議」	
	4		長崎商業会議所、博多で開催の第5回全国商業会議所連合会に「統計条例制定建議」を提出、可決	
	6	15		
30	3	15	貴族院、「統計事務拡充ニ関スル建議」	
	30		日本銀行、「東京卸売物価指数」(明治20年1月基準)の作成を開始	
31	5	23	衆議院議員江原素六ほか5名、「国勢調査執行ニ関スル質問主意書」を提出	法律第12号「戸籍法」(戸籍事務を内務省から司法省に移管)
	6	21		
	7	16	戸籍に基づく人口統計事務を内務省から内閣統計課に移管	
	7	16	大蔵省、東京市の卸売相場(25年分から)及び小売相場(26年分から)の公表を開始(毎月、以後大正12年まで)	
	11	1	内閣統計課、内閣統計局となる	
	11	1	農商務省、大臣官房に統計課を設置	

明治

年	月	日	統計関連事項	その他
	1	7	内閣訓令第1号(人口統計に関する材料は、甲号(静態調査)及び乙号(動態調査)により内閣統計局に進達すること。人口静態統計は明治31年末を第1回とし5年ごと、人口動態統計は32年初から)	
32	2	15	花房内閣統計局長、万国統計協会の正会員に選出される	
	7	11	東京統計協会、統計学社、共同で統計実務家養成のための統計講習会を開催(9月20日まで。以後明治39年までに6回)	
	7		農商務省、全国商業会議所に委託して卸売価格調査を開始	
	9		柳沢保恵伯爵(内閣統計局嘱託)、第7回万国統計協会会議(クリスチャニア(オスロ))に我が国政府委員として初めて出席	
	12	26	内務省令第58号(「市制」「町村制」でいう人口は、内閣統計局で調査し官報により告示する最近の人口とする)	
33	2	12	勅令第30号「農会令」(4月1日施行。農会は農事に関する報告書を地方長官に提出すること)	
	5		内閣統計局の中村金蔵、明治30年末の我が国国富を推計し統計集誌に発表	
	7	13	宮城県において統計講習会を開催(この後、各県でも開催。講師は主として内閣統計局職員)	
34	3	31	「明治三十一年日本帝国人口統計」を刊行	
	10	12	東京統計協会、呉文聡提出の国勢調査法私案を審議、仮決定	
35	1	30	中村金蔵、明治33年の我が国国民所得を推計し東京統計協会の講話会で発表	日英同盟協約に調印
	6			伊豆鳥島噴火
	8	7		
	9	20	農商務省、全府県の統計担当者を招集し統計協議会を開催(27日まで。以後42年、大正3年、7年、9年、その後はほぼ毎年開催)	
	12	1	「明治三十二年日本帝国人口動態統計(原表ノ部)」を刊行(以降毎年刊行)	
	12	2	法律第49号「国勢調査ニ関スル法律」(第1回国勢調査は明治38年)	
	12	27	農商務省令第26号「農会ニ於テ農事ニ関スル事項調査ノ件」(36年1月1日施行、農会に「農事統計」を作成させる。以後昭和15年まで)	
	12		第1回生命表を作成(第2回生命表と併せて「日本人ノ生命ニ関スル研究 一名日本国民新死亡表」で45年3月公表)	
	12		内閣統計局、印刷局の依頼により同局職員及び職工の明治34年中の疾患統計を計画し、その集計を実施(初めての受託集計)	
	12		内閣統計局、逓信省(電気試験所及び電信灯台用品製造所)に国勢調査集計用電気機械の研究を依頼	
36	4	8	「統計講演筆記」を刊行	
	5	25	「明治三十二年日本帝国人口動態統計概説」を刊行(毎年。大正7年分から「日本帝国人口動態統計」と改称)	
	9	14	「死亡原因類別調査報告書」を刊行	
	10	25	「印刷局疾患調査ノ梗概」を刊行	
	12	26	内務省訓令第13号(市区ごとの37年1月以降毎月の出生、死亡、死産の男女別数の報告を道府県に求める)	
37	2	10		日露戦争(～38年9月)
38	2	16	法律第13号「国勢調査ニ関スル法律中改正法律」(明治38年には国勢調査を行わず、第1回を行う時期は勅令で定める)	
	5	1	北海道庁長官官房、宮城県第一部に統計課を設置(ともに翌年廃止)	
	8	8	人口動態小票集計事務に女子を初めて採用	
	8	9	「明治三十六年十二月三十一日道府県別現住戸数現住人口及本籍人口」を刊行	
	10	1	台湾総督府、臨時台湾戸口調査を実施(38年5月臨時台湾戸口調査部を設置)。台湾人口動態調査を開始	
	12		人口動態統計の死因統計に用いる職業分類を定める	
39	1	20	逓信省に作成依頼した電気集計機が完成	
	1	31	「明治三十六年十二月三十一日 日本帝国人口静態統計」を刊行(この後41、大正2、7各年の12月31日現在人口について、それぞれ44年3月28日、大正5年3月16日、9年12月28日に刊行)	
40	4	25	熊本市、職業調査を実施	
	7	15	「明治三十七年 東京府職業別死亡統計表」を刊行(初めて職業分類を適用。10月23日には37年大阪府分を刊行。39年分からは死因統計について全国に適用)	
	11	12	「自明治十七年至明治三十六年道府県現住人口」を刊行	
	12	27	内閣統計局は、審査部、編纂部及び庶務部の3部で構成	
41	3	9	内閣統計局、明治41年末人口静態調査のため内務省に警察戸口調査を利用した年末人口調査を依頼	
	7	12	台湾総督府、総督官房に統計課を設置	
	8	11	内務省令第15号(市町村が条例により民勢調査を行うに当たり、拒否、虚偽申告、妨害等した者は25円以下の罰金)	
	10	1	東京市、市勢調査を実施(40年8月臨時市勢調査局を設置)	
	11	1	神戸市、臨時市勢調査を実施	
	12	14	東京市、統計課を設置	

年	月	日	統計関連事項	その他
42	2	27	衆議院議員清釜太郎、「国勢調査実行に関する質問主意書」を提出	
	3	1	札幌区、区勢調査を実施	
	3	11	貴族院、「国勢調査施行ノ準備ニ関スル建議」	
	3	17	「明治三十九年日本帝国死因統計(実数及比例)」を刊行(以降昭和13年分まで毎年刊行。昭和7年分から「死因統計」と改題)	
	5	3	内閣統計局、麻布庁舎(麻布富士見町、元内務省痘苗製造所跡)に移転	
	8	6	「自明治十七年至同四十年道府県現住人口」を刊行	
	11	25	農商務省令第59号「工場統計報告規則」(42年12月31日現在を第1回とし、5年ごとに実施)	
	12	31	内閣統計局、内務省の依頼により「公私立病院ニ於ケル精神病調査」の調査票配布、集計を実施(以後昭和11年3月まで)	
	12		佐渡郡、郡勢調査を実施	
42			農商務省農事試験場技師齊藤万吉、「農家経済調査」を実施	
43	3	14	東京統計協会会長、内閣総理大臣に「国勢調査施行期限ニ関スル建議」	
	3	22	統計学社社長、内閣総理大臣に「国勢調査施行建言」	
	5	27	内閣に「国勢調査準備委員会」を設置	
	5	31	内閣統計局は、審査部、編集部、文書部、翻訳部、庶務部で構成	
	5		内閣統計局に図書係を設置	
	8	10		関東大水害
	8	22		日韓併合条約調印
	12	31	内閣統計局、内務省の依頼により「癪療養所収容癪患者調査」の計画援助、調査票配布、集計を実施(以後大正15年末まで)	
44	2	21		改正日米通商航海条約に調印(関税自主権の回復)
	3	29		法律第46号「工場法」(大正5年9月1日施行)
	8		内閣統計局、内務省の依頼により 東京市「細民調査」の集計を実施(大正元年7月(東京市・大阪市)	
	10			中国で辛亥革命(45年2月清滅ぶ)
	11	1	京都市、臨時人口調査を実施	
45	3	15	「自明治三十二年至同四十一年 日本帝国人口動態統計(材料徴収ニ関スル規定)(比例)」を刊行	
	3	20	「日本人ノ生命ニ関スル研究 一名日本国民新死亡表」(第2回生命表)を刊行	
	4		高等小学校読本第3巻に初めて「統計」という課程が入る	
	7	30		明治天皇崩御、皇太子嘉仁親王即位。大正に改元
45			農商務省、「職工の収支に関する調査」を実施	

大正

2	1	18	「維新以後帝国統計材料彙纂第一輯～第四輯」を刊行(～3月)	
	6	13	「国勢調査準備委員会」を廃止	
	6	13	農商務省、大臣官房統計課を廃止(事務は文書課に移管)	
	7	1	柳沢保恵、柳沢統計研究所を設立	
	7		帝国農会、農家経済調査を開始(3年後に中止)	
3	3	31	徳島県名東郡、御大典記念臨時郡勢調査を実施	
	6	29	条約第4号「国際貿易統計作成ニ関スル協約」	
	7	28		第一次世界大戦(～7年11月)
4	3	2	人口統計主任会を開催(初めての内閣統計局主催道府県統計主任者会議。以後地方統計主任協議会、地方統計課長会議などと名称変更して開催)	
	3	31	「日本帝国人口静態及人口動態統計描画図並該描画図ノ基ツケル統計表」を刊行	
	5	20	「日本帝国人口静態統計描画図」を刊行	
	10	1	台湾総督府、第2回台湾臨時戸口調査を実施	
5	4	11	内閣統計局に顧問を設置	
	5	1	高野岩三郎、「東京ニ於ケル二十職工家計調査」を実施	
	5	10	内閣訓令第1号「統計ノ進歩改善ニ関スル件」(事務当局者は、調査の杜撰を改め報告の正確を期し努めて統計の進歩改善を図ること)	
	5	20	「大正二年末人口静態調査ノ結果ニ拠ル帝国人口概説」を刊行	
	5	27	内閣統計局展覧会を開催	
	10	7	内閣統計局、審査部、原表部、文書部、庶務部、人口静態調査部の5部から原表課、審査課、庶務課の3課に改組	
6	7	12	衆議院、「国勢調査施行ニ関スル建議」	
	9			東北～近畿風水害
	10	19	農商務省訓令第16号(工場監督の状況につき毎年の報告を道府県に求める)	
	11	7		ロシアで10月革命(11年12月ソビエト社会主義共和国連邦成立)
7	2	9	第3回生命表を「日本帝国統計年鑑」に掲載	

年	月	日	統計関連事項	その他
	3	12	国勢調査実施経費を含む大正7年度予算成立	
	4	17		法律第38号「軍需工業動員法」
	5	14	内閣に臨時国勢調査局及び国勢調査評議会を設置。臨時国勢調査局には調査課、製表課及び庶務課の3課を設置	
	5	27	朝鮮総督府、総督官房に統計課及び臨時国勢調査課を設置	
	6	1		内閣に軍需局及び軍需評議会を設置
	7	23		米騒動
	9	26	勅令第358号「国勢調査施行令」(第1回国勢調査は大正9年10月1日実施)	
8	1	13		閣令第1号「軍需工業動員ニ関スル工場事業場臨時調査ノ件」(常時5人以上の職工・鉱夫を使用する工場・事業場につき生産力等を調査)
	3	25	法律第5号「第一回国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル法律」	
	5	17	農商務省、大臣官房に統計課を設置	
	5	28	閣令第6号「国勢調査施行細則」、内閣訓令第2号「国勢調査地方事務取扱規程」、内閣訓令第3号「国勢調査員心得」	
	5		警視庁、工場法適用工場について職工調査を実施	
	6	28		ベルサイユ条約調印
	7	21	内閣統計講習会を開催(以後毎年。昭和12年第19回まで)	
	7		汐見三郎、「関西某官庁判任官の生計費調査」を実施	
	12	16		勅令第495号「軍需調査令」
	12	18	「国勢調査申告書用紙様式」を制定	
	12		「内閣統計講習会講義要録」を刊行(以降昭和7年分まで)	
	12		「大正七年十二月三十一日日本帝国現住人口梗概」を刊行	
9	1	10		国際連盟発足
	5	15	統計局と軍需局とを併せ、内閣に国勢院を設置、統計局はその第一部となる。国勢院第一部には監理課、原表課及び審査課の3課を設置	
	8	5	法律第35号「朝鮮ニ於ケル国勢調査ニ関スル法律」(第1回国勢調査は朝鮮では行わない)	
	8	11	勅令第247号「地方産業職員制」(14年3月31日の改正により地方統計主事、統計主事補について規定)	
	8	24	内務省に社会局を設置。農商務省工務局に労働課を設置	
	9	24	勅令第413号「国勢院官制中改正」(国勢院の事務として「人口統計其ノ他ノ国勢ノ基本ニ関スル統計ニシテ行政各部ニ専属セサルモノ」を明記)	
	10	1	国勢調査を初めて実施	
	10	27	内閣に中央統計委員会を設置	
	12	13	6大市長、国勢院総裁に「統計其ノ他調査事務整理及費用ニ関スル件」を提出	
	12	14	全国経済調査機関連合会、国勢院総裁等に「官庁統計の改正に関する件」を建議	
	12	18	「国勢調査速報 世帯及人口」を公表	
	12	24	内閣訓令第1号「国勢調査ノ結果表章ニ用ウヘキ職業分類」(各官庁において調整する統計中職業によって類別するものは本分類によること)	
10	2	1	統計職員養成所を開設(以後昭和18年3月29日まで)	
	3	1	農商務省、農家経済調査を開始	
	3	14	中央統計委員会に初めての諮問「公定人口ニ関スル件」	
	3	24	国勢調査評議会を廃止	
	3	31	「大正七年末日本帝国人口静態調査記述編」、「大正七年末日本帝国人口静態調査記述編 附録 統計図」を刊行	
	4	1	臨時国勢調査局を廃止、その事務及び職員は国勢院第一部に引き継がれる	
	4	1	岡山県、内務部に国勢課を設置	
	4	30	中央統計委員会に「統計整理統一ニ関スル件」を諮問	
	5	2	国勢院第一部に監理課、原表課、審査課に加え、国勢調査課及び臨時製表課を設置	
	5	2	「列国国勢要覧」を刊行(以後昭和18年まで)	
	6	17	勅令第272号「第一回国勢調査記念章制定ノ件」	
	6	28	農商務省令第19号「農商務統計報告規則」(「別記」として「農商務統計報告様式」が示されている)	
	7	7	「大正七年日本帝国死因統計記述編」を刊行	
	8	27	内閣告示第5号「第一回国勢調査ノ結果ニ拠ル大正九年十月一日現在ノ道府県郡島嶼市区町村別人口」	
	9	7	「大正七年日本帝国人口動態統計記述編」を刊行	
	9	30	国勢院に労働統計課を設置	
	11	1	「統計時報」を創刊(以後昭和15年6月第98号まで)	
	11	25		皇太子裕仁親王、摂政に就任
	11		日本銀行、労働統計調査を開始	

年	月	日	統計関連事項	その他
	12	24	大正2年及び8年末の我が国の国富を推計し「戦前戦後に於ける国富統計」を刊行	
11	4	1	静岡県、内務部に調査課を設置	
	4	17	富山県、知事官房に国勢課を設置	
	4	19	法律第51号「国勢調査ニ関スル法律中改正法律」(中間年(5年目に当たる年)に簡易な調査を行う)	
	4	19	法律第52号「統計資料実地調査ニ関スル法律」(労働に関する統計資料収集のため必要あるときは、実地調査を行う)	
	4	27	国勢院に国際統計課を設置	
	6	23	国勢院総裁から内務大臣に、「地方官官制」中に分掌事務として「統計に関する事項」を明記しその所属を明確にすることを依頼	
	7	5	中央統計委員会、「統計整理統一ニ関スル件」を答申	
	7	26	大正10年10月1日現在推計人口を初めて公表(以後国勢調査を行わない年について昭和18年まで毎年)	
	9	5	「大正八年日本帝国人口動態統計摘要」を刊行(以降毎年刊行)	
	9	27	北海道、内務部に統計課を設置	
10	2		大正11年10月1日現在推計人口を公表	
10	6		内閣告示第5号「統計職員養成所規程」(国勢院第一部に統計職員養成所を置く)	
11	1		国勢院を廃止、その第一部は内閣の外局としての統計局となる(統計局には、監理課、原表課、国際統計課、審査課、国勢調査課、臨時製表課の6課を設置。計画中の労働統計実地調査など労働統計課の事務は社会局統計課に移管)	
11	1		内務省社会局、内務省の外局となり第一部、第二部及び庶務課、統計課を設置	
11	2		勅令第478号「人口動態調査令」(12年1月1日施行。明治31年内閣訓令第1号は11年12月31日限り廃止)	
11	23		条約第6号「失業ニ関スル条約」(大正8年ワシントンで開催された第1回国際労働統計家会議で採択。締盟国は3月を超えない期間ごとに失業に関する統計その他の情報を国際労働事務局に報告)	
	12		日本銀行、東京小売物価指数(大正3年基準)を公表	
12	1	15	社会局、「公設市場小売価格調査」を開始(14年4月内閣統計局に移管。～昭和11年4月)	
	4	6	統計局に編纂課を設置	
	5	23	勅令第266号「労働統計実地調査令」(12年10月10日を第1回とし、3年ごとに行う)	
	6	19	社会局、家計調査の実施について中央統計委員会に諮問(関東大震災により14年12月21日撤回)	
	6		「統計調査に関する各官庁刊行書概覧(大正11年分)」を作成(以後毎年統計時報に掲載)	
	7	28	社会局、「職工賃銀毎月調査」、「鉱夫賃銀毎月調査」を開始	
	9	1	逓信省電気試験所月島製作所で製作中の国勢調査用電気集計機(10台)、震災により全部焼失	関東大震災
	9	22	勅令第419号「労働統計実地調査令中改正」(調査を1年延期)	
	9		パワーズ式集計機を導入	
	11	15	閣令第10号(震災のために焼失した戸籍簿、除籍簿の再製のために必要な限度で第1回国勢調査の申告書を使用できる)	
	11	15	東京市、震災人口調査を実施	
13	1	1	統計局、「図書事務規程」を制定	
	3	24	内閣訓令第1号「人口動態調査ノ結果表章ニ用ウヘキ死因及疾病分類」(各官庁においても原則として本分類によること)	
	5		万国農事協会、第7回総会で世界農業センサスの施行(1930～1931)を決議	
	6	5	「抽出方法に依る第1回国勢調査結果の概観」を刊行	
	7	14	統計局、各省次官及び地方長官あてに「統計製表ニ用ウヘキ地方名配列順序ノ件」を通知	
	10	1	東京市、市勢調査を実施	
	10	10	社会局、労働統計実地調査を初めて実施	
	12	13	社会局、「労働統計要覧」を刊行	
	12	20	統計局、内閣統計局となり庶務課、国際統計課、動態統計課、審査課、国勢調査課及び臨時製表課の6課を設置	
14	3	22		東京放送局、ラジオ放送を開始
	4	1	労働統計の事務(労働統計実地調査、職工賃銀毎月調査、鉱夫賃銀毎月調査、公設市場小売価格調査、労働統計要覧の刊行など)を社会局から内閣統計局に移管、内閣統計局は庶務課、国際課、人口課、労働課、製表課の5課体制となる	
	4	1	農商務省を廃止、農林省、商工省を設置。それぞれ大臣官房に統計課を設置	
	4	22		法律第46号「治安維持法」(5月1日施行)

大正・昭和(戦前)

年	月	日	統計関連事項	その他
	5	5		法律第47号「衆議院議員選挙法改正法律」(普通選挙法)
	5	22	第2回内閣統計展覧会を開催(～24日)	
	5	23	勅令第202号「失業統計調査令」(10月1日午前零時現在により行う)	
	6	1	職工賃銀毎月調査と鉱夫賃銀毎月調査を統合し「賃銀毎月調査」とする	
	7		東京統計協会、道府県、6大市、各外地に1名ずつ会務委員を置くこととし、所属長官等の承認を得て委嘱	
	10	1	国勢調査(第2回)、失業統計調査を実施	
	10	28	農林省令第25号「農林省統計報告規則」(「別表」として「農林省統計報告様式」が示されている。「農商務統計報告規則」は廃止)	
	10	28	商工省令第11号「商工省統計報告規則」、商工省令第12号「会社統計規則」	
	12	9	「大正十四年国勢調査速報」を公表	
	12	15	「失業統計調査結果概要」を公表	
15	2	18	「大正十三年労働統計実地調査報告鉱山の部」を刊行(昭和2年1月18日工場の部第壹巻、2年3月31日工場の部第二巻)	
	4	1	内閣統計局に臨時家計調査課を設置	
	5	24		十勝岳噴火
	6	4	勅令第147号「地方官官制中改正」(7月1日施行。知事官房の所掌事務として「統計ニ関スル事項」)	
	6	11	内閣告示第1号「道府県郡島嶼市町村別人口」	
	6	15	「労働統計要覧」を刊行(最初は13年12月に社会局が刊行。内閣統計局が引き継ぎ昭和14年まで毎年)	
	6	30	「大正十四年国勢調査報告第三巻市町村別世帯及人口」を刊行(12月14日「第二巻全国結果表」及び「第四巻府県編」(神奈川、兵庫は12月24日)、昭和9年3月30日「第一巻記述編」)	
	7		12府県、統計課を設置	
	9	1	家計調査を実施(昭和2年8月末まで1年間。附帯して10月と2年5月に栄養調査を実施)	
	9	1	「大正十四年失業統計調査報告第二巻結果表」を刊行(昭和2年3月「第一巻記述」)	
	12	25		大正天皇崩御、皇太子裕仁親王即位。昭和に改元
	12		「現行統計法規類抄」を刊行	

昭和(戦前)

2	1	1	商工省、織物月別産額調査を開始	
	1		賃銀毎月調査の対象を交通事業体、官営工場まで拡大	
	2	28	「第一回国際統計摘要」を刊行(以後刊行なし)	
	3	7		北丹後地震
	3	25	衆議院、「帝国ノ富力調査ニ関スル建議」	
	3			金融恐慌
	5	7	勅令第105号「内閣所属部局及職員官制中改正」(内閣統計局の事務として各庁からの受託製表を明文化)	
	5	11	勅令第111号「労働統計実地調査令中改正」(社会局から内閣統計局への移管に伴う字句修正)	
	5	27		内閣に資源局を設置
	6	7	農林省令第15号「地方農林統計費補助規則」	
	9	5	万国農事協会が勧奨する農業センサス実施のため「農業調査準備協議会」を開催	
	9	15		資源局、軍需調査主任会議を開催
	10	10	労働統計実地調査(第2回)を実施	
	10	13	内閣統計局、臨時家計調査課を廃止	
	10	22	商工省令第9号「工場通覧調製ノ為工場票使用ニ関スル件」、商工省令第10号「会社通覧調製ノ為会社票使用ニ関スル件」	
	10		「家計調査結果速報」を公表	
	12	28	「第二回労働統計実地調査工場鉱山及労働者数」を公表	
3	1	10	内閣書記官長通牒(行政制度審議会報告に基づき、産業統計その他第一次統計の所管はこれを内閣統計局に統一することとし、その方法は内閣統計局と関係庁が合議すること)	
	6		「大正十三年に於ける国富推計」を刊行	
	8	30	内閣統計局、「統計製表の委託に関する規程」を制定(委託庁は、製表事項、期限、経費を記載した要求書を内閣統計局に提出すること)	
	10		「大正九年国勢調査報告全国の部第一巻」を刊行(昭和4年7月全国の部第二巻、4年10月第三巻、大正12年12月～昭和4年4月府県の部、8年6月記述編)	

年	月	日	統計関連事項	その他
	12	5	東京統計協会、創立50周年記念事業として京都市で大礼記念全国統計大会を開催	
	12		「大正十四年に於ける国民所得」を刊行	
4	3	27	法律第1号「統計資料実地調査ニ関スル法律中改正」(調査対象に農業を追加)	
	3	31	「自大正十五年九月至昭和二年八月家計調査報告第四巻農業者の部」を刊行(4年6月「第二巻給料生活者及労働者の部下」、4年7月「第三巻給料生活者及労働者の部下」、6年3月「栄養に関する統計表」、8年3月「第一巻記述の部」)	
	4	1	内閣統計局、国際課を廃止、審査課及び臨時農業調査課を設置	
	4	8	内閣に「農業調査委員会」を設置(農業調査施行に関する事項の調査審議。6年3月31日廃止)	
	4	12		法律第53号「資源調査法」(12月1日施行。政府は人的・物的資源調査のため個人・法人に対し報告・申告を求めることができる)
	4	24	勅令第96号「農業調査令」(農業調査は昭和4年度においては耕地につき行う)	内閣拓殖局に替えて拓務省を設置
	6	10		
	6	11	「万国統計会議本邦二開催方提議ニ関スル件」を閣議決定(第19回万国統計会議(国際統計協会会議)を東京に招致すること及びその経費の措置)	
	6		大正14年の国民消費額を推計して公表	
	8	12	内務省、全国失業状況調査を実施	
	9	1	農業調査のうち耕地調査を実施	
	10	11	第4回生命表を公表	世界恐慌
	10			
	11	9	農業調査のうち農業生産調査、経営調査及び家畜調査は昭和5年度には行わないことを閣議決定(5年12月1日、6年度以降も行わないことを決定)	
	11	20		勅令第328号「資源調査令」(12月1日施行。各省大臣は人的・物的資源の統制運用計画の設定・運用のために必要な資源調査を行い、総理大臣に報告すること)
	11	26	商工省令第16号「物価調査規則」(12月1日施行。商工大臣の指定する商工会議所はその区域内の卸売物価、小売物価の調査を行うこと)。商工省小売物価指数の作成を開始	
	11	27	逓信省令第48号「海事資源調査規則」(施行12月1日。資源調査法の規定による海事に関する調査について定める)(11月28日商工省令第17号「工場調査規則、11月29日商工省令第20号「鉱業調査規則」、11月30日内務省令第41号「港湾資源調査規則」、いずれも12月1日施行)	
	12	26	内閣に「国際統計協会会議準備委員会」を設置(6年1月31日廃止)	
	12	27	「農業調査結果概要」を公表	
	12	28	勅令第397号「昭和五年国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル件」	
5	6	1	商工省、重要生産月別調査を開始	
	7	25	「昭和二年労働統計実地調査報告第二巻工場の部上」を刊行(8月5日「第四巻鉱山の部」、8月9日「第三巻工場の部下」、7年3月5日「第一巻記述の部」)	
	8	10	「明治五年以降我国の人口」を刊行	
	9	15	第19回国際統計協会(ISI)会議を東京で開催(～9月20日)	
	10	1	国勢調査(第3回)を実施	
	10	10	労働統計実地調査(第3回)を実施	
	12	8	「昭和四年農業調査結果報告」を刊行	
	12	18	内務省訓令第22号(6年1月1日施行。「内務報告例」を改正し、事務報告と統計報告との区分を明確化)	
	12	23	「第三回労働統計実地調査工場鉱山及労働者概数」を公表	
	12	25	「昭和五年国勢調査速報 世帯及人口」及び「昭和五年国勢調査速報 失業」を刊行	
	12	27	内閣訓令第3号「国勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類及職業分類」(各官庁において調整する統計中産業及び職業によって類別するものは本分類によること。大正9年内閣訓令第1号(国勢調査ノ結果表章ニ用ウベキ職業分類)は廃止)	
6	3	25	「大正九年国勢調査職業名鑑」を刊行	法律第31号「米穀法中改正法律」(7月1日施行。米価が生産費、家計費等を基礎として定める最高・最低価格を超え又は下回る場合には、政府は米の売渡し又は買入れを行う)
	3	31		
	3		農林省、農家経済調査を改正(農家経営調査から農家経済調査を分離)	
	4	1	内閣統計局、臨時農業調査課を廃止し、製表課を第一製表課、第二製表課に再編	

昭和(戦前)

年	月	日	統計関連事項	その他
	4	27	日本統計学会設立	
	6	30	内閣告示第3号「昭和五年国勢調査ノ結果ニ拠ル昭和五年十月一日現在ノ道府県郡島嶼市町村別人口」	
	6		生計費指数(給料生活者及び労働者)に用いる標準ウエイトを大正15年～昭和2年家計調査の結果から算定し公表	
	7	1	閣令第1号「家計調査施行規則」(毎年9月1日より翌年8月31日に至る1か年につき行う)	
	9	1	家計調査を開始(昭和16年8月まで)	
	9	18		柳条湖事件、満州事変へ
	10	31	「昭和五年国勢調査報告第五巻市町村別人口」を刊行(6年12月29日～10年4月30日第四巻府県編、10年9月15日第一巻人口 体性 年齢 配偶関係 出生地 国籍 世帯 住居、10年11月18日第三巻従業ノ場所、10年11月30日第二巻職業及産業、13年3月28日国勢調査最終報告書)	
	11	15	商工省、東京市に委託して商業調査を実施(8年、9年には他の府県、市に委託して商業調査、工業調査を実施)	
	12	20	「第十九回国際統計協会会議記念写真帖」を刊行	
	12	25	「大正九年国勢調査統計図」を刊行	
	12		大阪朝日新聞社、生計費指数(大正3年7月基準)を公表	
7	3	1		満州国建国
	5	15		5・15 事件
	12	1	「昭和五年労働統計実地調査報告第二巻鉱山の部」を刊行(9年8月「第一巻工場の部」)	
	12	26	内閣訓令第2号「死因及疾病分類」(大正13年内閣訓令第1号「人口動態調査ノ結果表章ニ用ウヘキ死因及疾病分類」の全部改正)	
	12	26	「抽出調査に依る昭和五年国勢調査結果の概観」を刊行	
	12	31	昭和5年国富調査のための実地調査を実施	
8	3	3		三陸沖地震
	3	27		国際連盟を脱退
	3	27	「第十九回国際統計協会会議報告」を刊行	
	9	15	「自昭和六年九月至昭和七年八月家計調査報告」を刊行(以降毎年刊行)	
	10	10	労働統計実地調査(第4回)を実施	
	10	27		財団法人人口問題研究会(後の人口問題研究所)設立
	12	19	「昭和五年国富調査報告」を刊行	
	12	27	「第四回労働統計実地調査工場鉱山及労働者概数」を公表	
	12	31	昭和5年国民所得調査のための実地調査を実施	
9	9	21		室戸台風
	12	25	「昭和五年国民所得調査報告」を刊行	
10	1	19	勅令第4号「地方官官制中改正」(「統計ニ関スル事項」を総務部の所管とし、北海道を除く全府県に統計専門課を設置)	
	5	11		内閣に内閣調査局を設置(12年5月14日企画庁となる)
	7	25	勅令第210号「内閣所属部局及職員官制中改正」(受託製表の相手方として各庁のほか公共団体、公益を目的とする社団、財団を追加)	
	8	7	第5回生命表を公表	
	10	1	国勢調査(第4回)を実施	
	11	28	「昭和十年国勢調査結果速報」を公表	
	12	31	昭和十年国富及国民所得調査のための実地調査を実施	
11	2	26		2・26事件
	3	28	昭和5年国勢調査による「六大都市産業別昼間人口」を公表	
	4	28	内閣告示第3号「昭和十年国勢調査ノ結果ニ拠ル昭和十年十月一日現在ノ道府県郡島嶼市区町村別人口」を官報告示	
	4		「賃銀統計月報」を創刊(12年6月「賃銀統計」)	
	4		公設市場小売価格調査を廃止	
	6	6	勅令第104号「労働統計実地調査令改正」(全部改正。調査対象に交通事業体を追加する等)	
	10	7	中央統計委員会、「次回国勢調査ニ関スル件」を建議(人口・職業のみならず広く産業その他についても調査する必要がある)	
	10	10	労働統計実地調査(第5回)を実施	
	10	19	東京統計協会、地方統計協会の相互連絡のために地方統計協会を会員とする「地方会」を設置	
	10	31	「昭和十年国勢調査ニ於テ調査シタル道府県及市別常住人口」を公表	
	10		商工省、建築統計調査(建築着工届出統計)を開始	

年	月	日	統計関連事項	その他
	11	25	「昭和十年国勢調査報告第三巻市町村別人口」を刊行(11年11月～13年12月第二巻府県編、14年2月10日第一巻全国編)	
	11		日本銀行、卸売物価指数を改正(基準時を明治33年から昭和8年に、算式を単純算術平均法から加重算術平均法に)	
	12	8	「昭和八年労働統計実地調査報告第二巻鉱山の部」を刊行(12年3月29日「第一巻工場の部」)	
	12	21	「統計資料解題」を刊行	
12	1		農林省、帝国農会に委託し農村物価調査を開始	
	4		商工省、鉄鋼毎月調査を開始	
	5	8	勅令第183号「生計費指数資料実地調査令」(12年7月以降毎月16日現在により行う)	盧溝橋事件、全面的な日中戦争へ
	7	7		
	7	16	生計費指数資料実地調査を開始(8月分から12年7月を100とする生計費指数を公表)	
	7	30	「第五回労働統計実地調査報告第一部」を刊行(14年7月10日「第二部」)	
	10	25		企画庁と資源局を統合し、企画院を設置
	11	4		人口問題全国協議会を開催(昭和17年まで毎年)
	11	17	商工省令第30号「貿易業調査規則」(12年を第1回とし、2年ごとに1回行う)	
	11	22	商工省令第31号「重要物資在庫数量調査規則」(3か月ごとに重要輸入物資13品目の調査を行う)	
	12	27	勅令第744号「昭和十三年臨時労働統計実地調査令」(5人以上の労働者を使用する工場・鉱山につき13年2月10日現在により行う)	
13	1	11		厚生省を設置、社会局を廃止
	2	10	臨時労働統計実地調査を実施	
	3	26	厚生省訓令第13号「厚生省報告例」(13年1月11日から適用)	
	4	1	食糧品移動状況調査を開始(1年間)	法律第55号「国家総動員法」(5月5日施行)
	4	1		
	6	16	「昭和十三年臨時労働統計実地調査報告第一部」を刊行(14年3月までの間に6冊に分けて刊行)	
	9	1	農林省、全国農家一斉調査を実施	
	10	22	国民貯蓄調査の実施について府県に指示(その後中止)	
14	1	7		勅令第5号「国民職業能力申告令」
	1	22	東京統計協会、柳沢記念事業の実施を決定(多年道府県統計業務に従事した退職者で功績顕著なものを表彰)	
	1		賃銀毎月調査の調査対象数を大幅に拡大、調査事項を詳細化	
	3	28	法律第33号「国勢調査ニ関スル法律中改正法律」(必要あるときは臨時に国勢調査を実施することができる)	勅令第128号「賃金統制令」(4月10日施行)
	3	31		
	4	18	勅令第209号「昭和十四年臨時国勢調査施行令」(物品販売業を営む者等に対し、8月1日現在により行う)	
	4	28	勅令第283号「労働統計毎月実地調査令」(14年6月以降毎月末日現在により行う)	
	6	30	賃銀毎月調査を拡充し「労働統計毎月実地調査」と改称して実施(就業労働者数、労働異動、就業時間等を調査事項に加えて雇用調査としての機能を持たせる)	
	8	1	臨時国勢調査を実施(国民消費に関する調査)	
	8	24		厚生省に人口問題研究所を設置
	9	8	商工省令第48号「商業調査規則」(卸売業者に対し毎年実施)、商工省令第49号「工業調査規則」(工場ごとに毎年実施。工場調査規則、商工省統計報告規則は12月1日廃止)を制定	第二次世界大戦
	9			
	10	10	労働統計実地調査(第6回)を実施	
	10	18		勅令第703号「価格等統制令」、勅令第704号「地代家賃統制令」(ともに10月20日施行)
	11	28	厚生省令第38号「労務動態調査規則」(雇用主は労務者の雇入れ、解雇等について年2回報告すること)	
	12	21	第6回生命表を公表	
15	3	1	「物の国勢調査第一回速報(六大都市店舗数)」を刊行	
	3	23	法律第2号「統計資料実地調査ニ関スル法律中改正法律」(調査対象に「技術」を追加)	
	4	6	勅令第254号「昭和十五年臨時労働及技術統計実地調査令」(6月10日現在により臨時に行う)	

昭和(戦前)

年	月	日	統計関連事項	その他
	6	10	臨時労働及技術統計実地調査を実施	「官庁事務再編成ニ関スル件」を閣議決定(各庁において、時局に鑑み、比較的不要不急と認められる事務を停止又は縮小すること)
	8	10	内閣統計局、内閣総理大臣に「統計事務刷新ニ関スル意見書」を提出	
	8	23	内閣統計局、「昭和十五年国勢調査ニ用フル職名表」制定	
	9	10		
	9	27	商工省令第76号(「貿易業調査規則」を改正、隔年調査を毎年調査に)	
	9	27		
	10	1	国勢調査(第5回)を実施	
	10	2	内閣統計局、「官庁事務再編成ニ関スル件」を内閣書記官長に提出(「大日本帝国統計年鑑」、「大日本帝国統計摘要」、「労働統計要覧」の編纂及び刊行の停止、「統計時報」の編輯及び発行の廃止、「死因統計書」、「列国国勢要覧」の刊行停止)	
	10	16	「第六回労働統計実地調査結果表昭和十四年第一巻」を刊行(15年9月一部統計表を先行。第二巻以降は刊行されていない)	
	11	27	内閣統計局、「昭和十五年国勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類」を制定	
	12	28	中央統計委員会を廃止	
	12	28	農林省令第111号「農林水産業調査規則」(16年1月1日施行、「農林省統計報告規則」は廃止)	
16	1	10	厚生省、中小14市町で工業都市住宅調査を実施	「国政処理ノ戦時態勢化ニ関スル件」を閣議決定
	1	29	農林省令第9号「農林省所管重要物資現在高調査規則」(2月5日厚生省令第6号「医薬品其ノ他ノ衛生用物資現在高調査規則」、2月10日商工省令第7号「商工省所管重要物資現在高調査規則」)	
	3	19	企画院、内閣統計局及び内務、陸軍、海軍、農林、商工、厚生各省の統計事務関係者を構成員とする統計調査協議会を設置	
	3	31	「昭和十四年臨時国勢調査結果表(第一巻～第六巻)」を刊行	
	4	1	月島庁舎が完成	
	4	2	勅令第380号「労働技術統計調査令」(毎年6月10日現在により行ふ。「労働統計実地調査令」は廃止)	
	4	18	内閣告示第6号「昭和十五年国勢調査ノ結果ニ拠ル昭和十五年十月一日現在ノ道府県郡島嶼市区町村別人口」。あわせて「帝国全版図ノ人口」を公表。(17年5月官報告示と同内容の「昭和十五年国勢調査内地人口数(市町村別)」を刊行)	
	6	10	労働統計実地調査を拡充し、労働技術統計調査と改称して実施	
	7	25		
	8	4	閣令第16号「家計調査施行規則」(全部改正。毎年10月1日より翌年9月30日に至る1か年につき行ふ)	
	8	9	勅令第809号「労働統計毎月調査令」(「労働統計毎月実地調査令」を全部改正。毎月末現在により行ふ。11月30日現在の調査から適用)	
	9	10	「昭和十五年六月十日現在 工場、鉱山、交通事業場数及労働者数 内地」を刊行	
	10	1	家計調査を実施(17年9月まで。調査世帯数を約8,000に拡充。附帯して「栄養調査」を16年11月、17年2、5、8月に実施)	太平洋戦争
	11	1	厚生省、大都市住宅調査を実施	
	11	30	労働統計毎月実地調査を労働統計毎月調査と改称して実施(16年12月分から19年6月分まで「労働毎月統計」として公表)	
	12	8		
17	1	10	農林省令第3号「農家生産申告規則」(農業を営む者等は毎年、氏名、稼働日数、耕作総面積等を申告すること)	「行政簡素化実施要領」を閣議決定
	3	31	商工省令第27号「重要工場調査規則」(商工大臣の指定する物資を生産する工場の工場主は、生産品名、原材料、電力・燃料使用高等を毎年2回報告すること)	
	4		家計調査の一環として未婚者家計調査を実施(～9月)	
	6	10	労働技術統計調査を実施	
	6	16		
	7	3	内閣統計局、内閣書記官長に「行政簡素化実施ニ関スル件」を提出	
	8	3	「昭和十六年六月十日現在 工場、鉱山、運輸事業場、事務所商店数及其ノ所属労働者、技術者数 内地」を刊行	
	10	1	家計調査を実施(18年9月まで)	
	11	1	内閣統計局、企画院の外局たる統計局となる(行政簡素化のための機構改革。統計局長は企画院総裁の指揮監督を受ける)	
	11	1	勅令第768号「行政簡素化実施ノ為ニスル警視庁官制外九勅令中改正ノ件」(地方官官制)を改正し、統計事務は総務部から知事官房に。統計課を調査課又は文書課に統合した県が多い)	
	11	1		
	11	7	内閣統計局、「統計法案」を下審査のため企画院に送付	

年	月	日	統計関連事項	その他
18	3	25	衆議院、「統計機構ノ整備強化ニ関スル建議」	
	4	1		樺太を内地に編入
	5	19	勅令第427号「内地及南洋群島ニ於ケル労働技術統計調査令ニ依ル調査ヲ昭和十八年ニ於テ行ハザルノ件」	
	6	1		
	9	10		法律第89号「東京都制」(7月1日施行)
	9	21		鳥取地震 「国政運営要綱」を閣議決定
	9	25	統計局、「国政運営要綱ニ関スル実行案トシテノ措置案」を提出	
	10	1	家計調査を実施	
	10	30	「列国国勢要覧」を刊行	
	11	1	企画院廃止、統計局は内閣統計局となり、内閣統計局には庶務課、審査課、人口課、労働課、第一製表課、第二製表課の6課を設置	企画院、農林省、商工省、逓信省、鉄道省を廃止し、軍需省、農商省、運輸通信省を設置
	12	7	「昭和十七年六月十日現在 昭和十七年労働技術統計調査結果表 内地」を刊行	
19	1	10	勅令第27号「資源調査法第一条ノ規定ニ依ル人口ノ調査ニ関スル件」(19年2月に内地に現在する者につき行ふ)	
	1	29	閣令第8号「昭和十九年家計調査ニ関スル件」(19年家計調査においては、未婚者については行わない)	
	1	31	事務次官会議、「総合労働統計調査要綱」を決定	
	2	22	人口調査を実施	
	2	25		「決戦非常措置要綱」を閣議決定
	2	28	内閣統計局、「決戦非常措置要綱ニ基ク関係事項措置案」を提出	
	3	18	大東亜省令第6号(商工省令昭和12年第30号「貿易業調査規則」を廃止)	
	3	30	厚生省令第12号「労働動態調査規則ニ依ル報告特例」(3月末現在をもって行ふべき報告は19年に限り別に指定する日の末日現在により行ふ)	
	4	15	勅令第265号「勤労統計調査令」(労働技術統計調査、労働統計毎月調査を廃止し、年次勤労統計調査、毎月勤労統計調査、特別勤労統計調査に再編)	
	5	8	閣令第16号「昭和二十年家計調査ニ関スル件」(20年家計調査は行わない)	
	6	5	統計数理研究所を設置(文部大臣の管理に属し、確率に関する数理及びその応用の研究を掌る)	
	6	30	年次勤労統計調査を初めて実施	
	7	8	勅令第443号「警視庁官制外九勅令中改正ノ件」(「地方官官制」を改正し、統計事務は内務部へ)	
	7	20	社団法人東京統計協会と統計学社を統合し、財団法人大日本統計協会とするための設立委員会を開催(事務所を内閣統計局内に置くこと、統計集誌、統計学雑誌の廃刊、大日本統計協会雑誌の発刊を決定)	
	7	31	毎月勤労統計調査、特別勤労統計調査を開始	
	7			連合国がブレトンウッズ協定を締結(固定相場制)
	8	14	農商省令第74号「農商省所管重要物資現在高調査規則戦時特例」(当分の間行わない)	
	9	30	農商省令第83号「会社統計規則及商業調査規則戦時特例」(ともに当分の間行わない)	
	9		内閣統計局、月島庁舎から目黒の東京都立高校に疎開	
	10	6	東京統計協会と統計学社が合併、財団法人「大日本統計協会」を設立(22年11月24日「日本統計協会」と改称)	
	11	1		内閣総合計画局を設置
	11	18	勅令第640号「資源調査令第三条ノ規定ノ停止ニ関スル件」(各省大臣が資源調査を行うという規定は当分の間施行を停止)	
	12	7		東南海地震
20	1	13		三河地震
	2	9	法律第1号「明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律」(昭和20年国勢調査は施行しない)	
	3	9		東京大空襲(～10日)
	4	24	厚生省令第16号(労働動態調査規則を廃止)	
	5	1	軍需省令第14号(鉱業調査規則を廃止)	
	5	16	閣令第9号(昭和21年家計調査の調査対象に漁業者を加え、未婚者の調査期間を10月～3月とする)	
	6	23		沖縄本島における組織的な戦闘が終了
	7	10	軍需省令第28号(工業調査規則を廃止)	
	7	31	閣令第24号「昭和二十一年家計調査ニ関スル件」(昭和21年家計調査は行わない)	
	7	31	年次勤労統計調査を実施(6月30日現在の状況を調査)	
	8	6		米、広島に原子爆弾を投下

昭和(戦前・戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
	8	8	勅令第459号「生計費指数資料実地調査令ノ特例ニ関スル件」(当分の間行わない)	
	8	9		米、長崎に原子爆弾を投下
	8	14		ポツダム宣言受諾を連合国側に通告

昭和(戦後)

	8	26		大東亜省、軍需省、農商省を廃止、農林省、商工省を設置。農林省総務局に統計課、商工省総務局に調査課を設置
	8	28	勅令第500号「人口動態調査令臨時特例」(人口動態調査令にかかわらず、内閣総理大臣は人口動態調査について別段の定めをすることができる)、閣令第29号	
	8	28	「人口動態調査臨時特例規程」(市町村長が集計、府県知事が人口動態統計表を作成)	
	8	28		連合国最高司令官総司令部(GHQ)設置
	9	1		内閣総合計画局を廃止、内閣調査局を設置
	9	5	勅令第523号「昭和二十年人口調査ニ関スル件」(11月に内地に現在する者につき行う)	
	9	12	勅令第534号「勤労統計調査令ニ依ル特別勤労統計調査ノ特例ニ関スル件」(20年7月以降当分の間行わない)	
	9	17		枕崎台風
	9	20		勅令第542号「「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴イ発スル命令ニ関スル件」(連合国最高司令官の要求に係る事項を実施するため特に必要あるときは、政府は命令をもって所要の定めをなし、罰則を設けることができる)
	9	29	内閣統計局長、総理に「終戦後ノ建設施策ニ関スル件」を上申	
	9		毎月勤労統計調査を再開(7、8月は事実上休止)	
	10	20	勅令第589号「勤労統計調査令中改正」(特別勤労統計調査を廃止)	
	10	24		国際連合発足
	11	1	人口調査を実施	
	11	10	内閣統計局、目黒庁舎を閉鎖、麻布庁舎に移転	
	11	24		内閣調査局を廃止、内閣官房に内閣審議室設置
	12	13	GHQ、週間統計資料作成についての覚書を発出	
	12	17		法律第42号「衆議院議員選挙法中改正法律」(男女20歳以上に選挙権)
	12	25	内閣統計局長、「我国統計機能充実整備案」を内閣書記官長に進言	
	12	29	閣令・内務省令第3号「建築調査令」(21年1月から業者に建築工事着工届、府県に建築竣工調査報告の提出を求める)	
	12	31	勅令第735号「生計費指数資料実地調査令ノ特例ニ関スル件廃止ノ件」(調査を再開)	
	12	31	勅令第736号「明治二十年勅令第四百十九号生計費指数資料実地調査令中改正」(24都市の毎月調査に加えて、うち10都市については毎週(水曜日)の調査を実施)	
	12	31	勅令第737号「勤労統計調査令中改正」(年次、毎月調査に加えて、毎週勤労統計調査を実施)	
21	1	1	毎週勤労統計調査を開始(8月廃止)	
	1	22	商工省令第3号「工業調査規則」	
	1	31	GHQ、昭和21年4月中に内閣統計局が人口センサスを行うようにとの覚書を発出	
	2	16	国連、経済社会理事会の機能委員会の一つとして、統計委員会を設置	
	2	23	勅令第100号「昭和二十一年人口調査ニ関スル件」(4月に内地に現在する者につき行う)	
	2	27	内閣統計局麻布庁舎の一部が火災、統計機械を焼失	
	3	14	GHQ、人口動態統計の整備に関する覚書を発出	
	3	22		伊豆諸島が本土復帰
	3		内閣統計局に統計相談室を設置	
	4	2	「人口動態調査整備要綱」を閣議決定(人口動態統計を体系的に整備)	
	4	18	内閣統計局、「統計調査法案要綱」を内閣官房総務課長に提出	
	4	26	人口調査を実施	
	4	26	農林省、農家人口調査を実施	
	5	22	内閣審議室、統計懇談会(後に統計研究会)を開催	
	5	27	GHQ、「連合国軍総司令部に提出すべき諸経済資料」についての覚書を発出	
	6	8	GHQ、「昭和二十一年事業場別年次勤労調査ニ関スル指示ノ件」を発出	

年	月	日	統計関連事項	その他
	7	1	勅令第347号「勤労統計調査令」の一部改正(昭和21年年次勤労統計調査は7月末日現在で行う)	
	7	1	消費者価格調査を開始	
	7	19	内閣に「統計制度改善に関する委員会」を設置することについて閣議了解(8月24日に第1回会議)	
	7	31	年次勤労統計調査を実施(22年以降は休止、28年5月廃止)	
	7	31	閣令第69号「人口動態調査臨時特例規程」(全部改正。市町村長が月報を作成し、府県知事を経由して内閣統計局に送付)	
	7		内閣統計局長、「統計制度改革案」を統計研究会に提出	
	8	9	GHQ、労働力調査月報提出に関する指令を発出	
	8	10	GHQ、農林省に対し作物調査の改善を勧告	
	8	12		経済安定本部(27年8月廃止)、物価庁(27年4月廃止)を設置
	8	30	「人口動態統計速報」を初めて発行(21年7月分)	
	8	31	勅令第401号「生計費指数資料実地調査令」等の一部改正	
	8		消費者物価指数の作成を開始(フィッシャー式)	
	8		統計研究会(内閣審議室から経済安定本部に移管)、将来人口推計の結果を発表	
	9	1	労働力調査を開始	
	9	30	勅令第447号「人口動態調査令」の改正(全部改正。調査事項を大幅に拡充、出生・死亡は発生地によって把握等。「人口動態調査令臨時特例」は廃止)	
	10	1		法律第32号「臨時物資需給調整法」
	10	21	統計制度改善に関する委員会、「統計制度改善に関する件」を答申	
	10	31	太平洋アメリカ軍司令官、アメリカ陸軍省へ統計短期使節団の派遣を要請	
	11	3		日本国憲法公布(22年5月3日施行)
	11	20	勅令第552号「勤労統計調査令」の一部改正(厚生省の勤労者給与調査を統合し、22年1月から毎月勤労統計調査を改正)	
	11	22	「統計制度改善に関する緊急措置要綱」を閣議了解	
	12	4	文部省、調査局に統計課を設置	
	12	21		昭和南海地震
	12	22	米国第1次統計使節団が来日(団長、統計基準部長ライス)	
	12	28	内閣に統計委員会を設置。第1回統計委員会を開催	
	12		厚生省、労政局に労働統計課を設置(22年5月労働基準局に)	
	12		消費者価格調査に附帯して家賃調査を開始(24年10月まで)	
	12		内閣統計局、牛込区若松町に移転	
22	1	11	米国第1次統計使節団長ライス、「日本の統計組織に関する第一報告書」をGHQに提出	
	1	31	「人口動態統計毎月概数」を初めて発行(21年10、11月分。22年8月(22年6月分))	
	2	12	内閣統計局、「地方統計機構整備案」を統計委員会に提出	
	3	1	「昭和22年国勢調査施行の件」を閣議決定	
	3	10	「昭和二十一年年次勤労統計調査結果速報其の一」を公表(5月28日「其の二」、7月10日「其の三」)	
	3	26	法律第18号「統計法」(5月1日施行。「資源調査法」、「国勢調査ニ関スル法律」、「統計資料実地調査ニ関スル法律」は廃止)	
	3	26	第1回全国都道府県統計主管課長会議を開催	
	4	1	農林省、統計調査局及び作物報告事務所を設置	
	4	16	GHQ、事業所統計調査に関する指令を発出	
	4	30	勅令第157号「内閣所属部局及職員官制」等の一部改正(5月1日施行。内閣統計局と統計委員会との事務分担を明確化)	
	4	30	勅令第164号「統計法施行令」	
	4	30		法律第79号「国会法」(5月3日施行)
	4		農林省、作物調査(標本抽出による実測調査)を開始	
	5	1	統計法施行	
	5	1	内閣統計局労働課を経済課と改称	
	5	1	経済安定本部、官房に統計課を設置	
	5	2	指定統計第1号「国勢調査」、第2号「事業所統計」を指定	
	5	3		日本国憲法施行
	5	3	総理庁を設置。内閣統計局は総理庁統計局となり、庶務課、審査課、人口課、経済課、第一製表課、第二製表課の6課を設置	
	5	21	指定統計第3号「農林水産業調査」、第4号「宅地制度調査」を指定	
	5	23	総理庁告示第8号「統計委員会統計講習会準則」(科目、時間数等を定める)	
	5	26	東京都及び横浜、名古屋、大阪、京都、神戸各市が「大都市調査統計協議会」を開催(～27日)	

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
	5	28	ライス統計使節団、「日本統計の近代化」と題する最終報告書をGHQに提出	
	6	19	指定統計第5号「人口動態調査」、第6号「港湾調査」を指定	
	6	19	商工省、調査統計局を設置	
	6		国民所得調査事務を大蔵省から経済安定本部に移管(10月財政金融局に国民所得調査室を設置)	
	6		運輸省、港湾調査を開始	
	7	1	統計委員会事務局に総務課及び審査課を設置	
	7	5	総理庁令第9号「昭和二十二年臨時国勢調査規則」(10月1日午前零時現在により行う)	
	7	5	総理庁令第10号「事業所統計調査規則」(毎年10月1日午前零時現在により行う)	
	7		総理庁告示第18号「届出を要する統計調査の範囲」	
	7	10	政令第130号「昭和二十二年年次勤労統計調査の停止に関する政令」	
	7	11	「地方統計機構整備要綱」を閣議決定(地方に各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わせ、地方集計の範囲を拡大し、調査結果の地方行政における利用価値を高める)	
	7		労働力調査を本格的に開始、調査期間を「毎月1日～10日」から「毎月第1日曜に始まる1週間」に変更。また「従業者」、「休業者」、「失業者」等の定義を変更	
	8	1	農林省、臨時農業センサスを実施	
	8	2	指定統計第7号「毎月勤労統計調査」を指定	
	8	13	厚生省、公衆保健局に衛生統計課を設置(23年7月予防局に)	
	8	22	指定統計第8号「東京都昼間人口調査」を指定	
	8		「統計月報」を創刊	
	9	1	統計局に部制を施行、3部10課を設置(総務課、人口部(人口第一課、人口第二課、集計第一課)、経済部(経済第一課、経済第二課、集計第二課)、研究部(審査課、研究課、指導課))	
	9	1	政令第182号「人口動態調査令の一部を改正する政令」(人口動態調査を厚生省に移管)	
	9	1		労働省を設置、労働省に労働統計調査局を設置
	9	14		カスリーン台風
	9		消費者物価指数を公表(21年8月～22年3月基準、フィッシャー算式、実効価格)	
	9		統計局に相談所係を設置(24年6月相談係、63年4月閲覧相談係)	
	10	1	臨時国勢調査(第6回)を実施	
	10	1	事業所統計調査を初めて実施	
	10	1	統計局に臨時統計職員養成所を設置(11月1日開所)	
	10	1	経済安定本部の統計研究会を財団法人化	
	10	27	指定統計第9号「学校教員調査」を指定	
	11	1	統計局の組織を再編、製表部を新設(総務課、人口部、経済部、製表部、研究部)	
	11	7	GHQ、日本のためのセンサス計画書等についての覚書を発出	
	11	19	政令第243号「生計費指数資料実地調査令による生計費指数資料実地調査の休止に関する政令」(22年9月分以降当分の間行わない)	
	11	21	指定統計第10号「工業調査」(23年から工業統計、25年工業センサス、26年から工業統計調査)を指定	
	11	26	指定統計第11号「商工省生産動態統計調査」(24年5月から通商産業省生産動態統計調査)を指定	
	12	18	GHQ、新産業分類作成等についての覚書を発出	
	12	31		内務省を廃止
	12		文部省、学校教員調査を開始(46年から学校教員統計調査)	
	12		商工省、会社統計を休止(21年分まで。その後大蔵省に移管、23年から法人企業統計調査として再開)	
22			経済安定本部、日本商工会議所に委託して個人企業経済調査を開始	
22			消費者物価地域差指数の作成を開始	
23	1		商工省、商工省生産動態統計調査を開始	
	1		労働力調査において、「失業者」の定義を変更(条件として「毎月第1日曜に始まる1週間の就業希望時間が25時間以上」を追加)	
	2	1	農林省、全国農業会(23年8月解散)が実施していた諸統計調査を引き継ぐ	
	3	24	GHQ、標準的な分類体系の整備等についての覚書を発出	
	4	2	GHQ、配給人口調査に関する指令を発出	
	4	20	統計局に統計職員養成所を設置	
	4	23	GHQ、配給人口調査に附帯する住宅調査に関する指令を発出	
	4		農林省、農村物価調査を開始	
	5	5	指定統計第12号「昭和23年常住人口調査」を指定	

年	月	日	統計関連事項	その他
	5	12	総理庁令第27号「昭和二十三年常住人口調査規則」(7月1日午前零時現在に日本国内に常住地を有する者について行う。6月2日に7月1日を8月1日に改正)	
	5	17	指定統計第13号「学校基本調査」、第14号「住宅調査」(28年から住宅統計)を指定	
	5	31	文部省、学校基本調査を開始	
	6	2	指定統計第15号「学校衛生統計」(35年から学校保健統計)を指定	
	6	12	指定統計第16号「漁業権調査」を指定	
	6	20	統計委員会事務局審査課を審査第一課、審査第二課に再編	
	6	28		福井地震
	6	29	総理庁令第34号「昭和二十三年住宅調査規則」(8月1日午前零時現在によって行う)	
	7	1	統計局の分課の所掌事務について、事業所統計調査、毎月勤労統計調査等は経済第一課及び製表第三課と、消費者価格調査等は経済第二課及び製表第四課と整理	
	7	1	勤労者世帯収入調査を開始	
	7	1		行政管理庁を設置
	7	10		法律第120号「国家行政組織法」(24年6月1日施行)
	7	10		建設省を設置
	8	1	常住人口調査を実施	
	8	1	住宅調査を初めて実施	
	8	7	厚生省予防局衛生統計課、予防局衛生統計部となる	
	8	25	統計局に国立国会図書館支部総理庁統計局図書館を設置	
	9	1	政令第276号「勤労統計調査令の一部を改正する政令」(毎月勤労統計調査の企画及び公表の事務を労働省に移管(26年4月1日製表事務も移管))	
	9	1	指定統計第17号「船員毎月勤労統計」を指定	
	9	25	総理庁令・運輸省令第11号「船員毎月勤労統計調査規則」(9月1日から適用。毎月末現在について行う)	
	9	25	「物価水準の地域差指数」(東京基準、昭和22年平均分)を初めて公表	
	9	30	船員毎月勤労統計調査を開始(～32年3月)	
	10	5	「昭和十年における我国富及び国民所得額」を刊行	
	10		「統計関係古資料目録(邦文の部)」を刊行	
	11	1	事業所統計調査を実施(第2回、事業所賃金調査)	
	11	22	指定統計第18号「昭和24年家畜センサス」、第19号「繊維製品配給統計」(26年9月から繊維製品流通統計、29年1月から繊維流通統計)を指定	
	11		商工省、繊維製品配給統計調査を開始	
	12	1	炭鉱従業者世帯収入調査を開始(24年5月まで)	
	12	31	商工省、工業調査に替えて工業統計調査を開始	
	12		統計委員会、統計調査員の基準単価の設定を開始、各省統計予算について大蔵省への意見提出を開始	
24	1	11	指定統計第20号「昭和24年農地統計」を指定	行政機構刷新審議会、答申を提出
	2	10		
	2	14	冬期家庭燃料消費実態調査を実施(～28日)	
	2		「資料月報」を創刊(59年7月「図書月報」に解題。～平成3年3月)	
	3	7		GHQ顧問ドッジ、我が国の経済安定政策を発表(ドッジ・ライン)
	3	11	指定統計第21号「海難統計」、第22号「特別消費者価格調査」を指定	
	3	29	総理庁令第17号「特別消費者価格調査規則」(24年5月に四期に分けて行う)	
	3		経済安定本部、統計委員会と協議の上「県民所得推計試算」を発表	
	4	1	統計委員会事務局、審査第一課及び審査第二課を審査課及び基準課に再編	
	4	11	「昭和15年国勢調査、昭和19年、20年、21年人口調査結果報告摘要」を刊行	
	4	25		1ドル360円の単一為替レートを設定
	5	1	特別消費者価格調査を実施(1か月間。11月、25年5月にも実施)	
	5	25	商工省廃止、通商産業省を設置。大臣官房に調査統計部を設置	
	5	31	法律第132号「統計法の一部を改正する法律」(6月1日施行。統計委員会の組織、権限(「統計委員会官制」は廃止)、国の統計官の任意設置化等)	
	5		労働力調査における、「失業者」の定義について、就業希望時間の条件を廃止し職を探していたという条件を追加(これに伴い25年1月に「失業者」の呼称を「完全失業者」に変更)。また、調査事項に「追加就業希望の有無」等を追加	

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
	6	1	総理府を設置。総理府統計局は総理府統計局となる。統計局には総務課、研究課及び人口部(人口第一課、人口第二課)、経済部(経済第一課、経済第二課)、製表部(製表第一課～製表第四課)を設置。統計職員養成所は総理府の附属機関となる	
	6	1	農林省統計調査局は農業改良局調査部と、労働省労働統計調査局は大臣官房労働統計調査部と、厚生省予防局衛生統計部は大臣官房統計調査部となる	
	6	1	総理府令第3号「統計職員養成所組織規程」(所長は統計局長をもって充て、主事、講師、書記を置く)	
	6	1	大蔵省に大臣官房調査部を設置(27年8月から大臣官房調査課)	
	6	1		地方自治庁を設置(27年8月自治庁、35年7月自治省)
	6	1		逓信省廃止、郵政省、電気通信省(27年8月日本電信電話公社)を設置
	6	15	指定統計第23号「商業統計」を指定	
	6	25	政令第225号「昭和二十四年年次勤労統計調査の停止に関する政令」(昭和24年年次勤労統計調査は行わない)	
	8	3	日本産業協議会、統計委員会に対し、リポート・コントロールの速やかな実施方についての要望書を提出(26年9月18日にも政府に対し同様の要望書提出)	
	8	9	総理府令第13号「昭和二十四年事業所統計調査の停止に関する総理府令」(昭和24年事業所統計調査は行わない)	
	8	14	総理の私的諮問機関「政令改正諮問委員会」、「行政制度の改革に関する答申」においてリポート・コントロール制度の採用を提言(8月28日この答申の尊重を閣議決定)	
	8		消費者物価指数を改定(昭和23年基準、ラスパイレス式)	
	8		通商産業省、商業統計調査を実施	
	9	9	指定統計第24号「生産財実効価格統計」、第25号「北海道常住人口調査」を指定	
	9	15		シャウプ税制使節団、税制改革勧告案を発表
	9	20	指定統計第23号の2「青森県商業統計」を指定	
	9	29	指定統計第26号「1950年世界農業センサス」(昭和35年農林業センサス、40年農業センサス、45年から農林業センサス)を指定	
	9		日本銀行、東京卸売物価指数を改正(昭和8年基準から23年1月基準に)	
	10	5	「第一回日本統計年鑑」を刊行	
	10		日本標準産業分類を設定(24年12月「日本標準産業分類 第Ⅰ巻 分類項目名、説明及び内容例示」を刊行。25年3月「日本標準産業分類 第Ⅱ巻 五十首索引表」を刊行。以後も改定ごとに刊行)	
	10		アンケート「小売価格資料収集のための被服品類の規格について」を実施	
	11	3		湯川秀樹、日本人初のノーベル賞(物理学賞)を受賞
	11	7	指定統計第27号「石炭等需給動態統計調査」(47年4月から石炭等需給動態統計)を指定	
	11	16	特別消費者価格調査を実施(第2回)	
	11		見学者への応接のため、統計局総務課に「地方世話室」を設置	
	12	13	指定統計第28号「船舶船員統計」、第29号「造船造船機統計」を指定	
	12		労働力調査に附帯して「生活状態及び転職希望について」の調査を実施(労働力調査臨時調査、特別調査の始め)	
	12		統計局図書館に庶務係、図書受入係、図書整理係、相談係を設置	
25	1	7	指定統計第30号「労働力調査」を指定	
	1	18	小売価格調査第1次試験調査を実施	
	1	30	統計委員会事務局審査課を審査第一課及び審査第二課に再編し、基準課を審議室とする	
	1		通商産業省、石炭等需給動態統計調査を開始	
	1		昭和25年国勢調査用職業分類を決定	
	1		労働力調査の調査対象年齢を「数え年15歳以上の者」から「満14歳以上の者」に変更	
	2	1	農林省、1950年世界農業センサスを実施	
	2	16	小売価格調査第2次試験調査を実施	
	3	2	指定統計第31号「埋蔵炭量炭質統計調査J、第32号「建築動態統計」(26年から建築着工統計)を指定	
	3	15	日本標準商品分類を設定(「日本標準商品分類 第Ⅰ巻 標準商品分類項目表」を刊行、以後も改定ごとに刊行)	

年	月	日	統計関連事項	その他
	3	31	政令第58号「届出を要する統計調査の範囲に関する政令」(4月1日施行)	
	4	1	総理府令第10号「労働力調査規則」(内閣総理大臣が指定する日現在によって毎月行う)	
	4	4	指定統計第33号「畜産物調査」(46年から牛乳乳製品統計)を指定	
	4	15	「統計局研究彙報」を創刊	
	4	28	指定統計第34号「百貨店販売統計」を指定	
	4		農林省、畜産物調査(46年から牛乳乳製品統計調査)を開始	
	4		運輸省、造船造船統計調査を開始	
	4		建設省、建築動態調査(26年から建築着工統計調査)を開始	
	4		都道府県に小売物価統計調査準備調査を依頼	
	5	1	特別消費者価格調査を実施(第3回)、附帯して臨時単身世帯調査を実施(1か月間)	
	5	8	指定統計第35号「小売物価統計」を指定	
	5	11	全国統計協会連合会を設立	
	5	20	総理府令第20号「小売物価統計調査規則」(毎月15日を含む一週間の水、木、金のいずれかの日またはそれぞれの日について行う)	
	5	29	指定統計第36号「農家経済調査」を指定	
	5	30	法律第211号「地方財政平衡交付金法」(4月1日に遡及して適用。市町村統計専任職員の国庫支弁分を一般平衡交付金に繰り込む)	
	5		通商産業省、鉱工業指数の作成開始	
	5		農林省、農家経済調査を開始	
	5		「統計学文献総覧 統計文献の解題目録」を刊行	
	6	5		住宅金融公庫を設立
	6	21	指定統計第37号「作物調査」(46年から作物統計)を指定	
	6	25		朝鮮戦争(～28年7月休戦協定)
	6	30	GHQ、諸価格調査の改正に関する覚書を発出	
	6		小売物価統計調査を開始	
	6		運輸省、船舶船員統計調査を開始	
	8	1	「日本主要統計資料解題」を刊行(27年1月15日改訂版「本邦現行統計資料解題」)	
	8	5	統計職員養成所を統計法に規定する統計職員養成機関に指定(24年6月1日に遡及)	
	8	16	指定統計第38号「養蚕収繭量調査」(46年から養蚕収繭量統計)、第39号「農業動態調査」を指定	
	8	31	指定統計第40号「埋蔵鉱量統計」を指定	
	8		労働力調査の調査期間を「毎月第1日曜に始まる1週間」から「毎月月末1週間(ただし12月は20日～26日)」に変更	
	8		「現行統計資料の目録と解説第一輯」を刊行	
	9	1	消費者価格調査に勤労者世帯収入調査を統合し、(新)消費者価格調査と改称	
	9	22	総理府令第38号「昭和二十五年事業所統計調査の停止に関する総理府令」(昭和25年事業所統計調査は行わない)	
	9		通商産業省、貿易業態調査を開始	
	10	1	国勢調査(第7回)を実施	
	10	19	農林省、農業統計調査規則(農林省令第114号)を定め、農業統計調査を基本調査、生産高調査(作物調査、畜産物調査、養蚕収繭量調査)、農家経済調査に整理再編	
	11	1	建設省、都市住宅調査を実施	
	11	29	指定統計第41号「林野利用状況調査」を指定	
	12	5	全国統計協会連合会、第1回全国統計大会を東京で開催	
			「統計局図書館所蔵邦文定期刊行物目録」を刊行	
			「増加図書年報」を創刊(～平成12年)	
25				
25				
26	1	18	指定統計第42号「国際観光統計」を指定	
	2		農林省、農業動態調査を開始	
	3	25	米国第2次統計使節団(团长ライス)が来日	
	3	28	指定統計第43号「ガス事業生産動態統計」を指定	
	4	30	政令第127号「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」(5月1日施行)、統計委員会告示第6号(日本標準産業分類、実質的には1回目の改定)、統計委員会告示第7号(疾病、傷害及び死因統計分類)	
	5	16		世界保健機関(WHO)に加盟
	5		統計局、経済安定本部の個人企業経済調査の実施と製表を受託	
	6	8		法律第218号「住民登録法」(27年7月1日施行)

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
26	7	1	事業所統計調査(第3回)を実施	国連教育科学文化機関(UNESCO)に加盟 国連食糧農業機関(FAO)に加盟 国際労働機関(ILO)に再加盟
	7	2		
	7		経済安定本部、「東京週間卸売物価指数」の公表を開始	
	7		第2次ライス統計使節団、「日本の統計機構の在り方」と題する報告書をGHQに提出	
	9	1	「邦文人口関係文献並資料解題」を刊行	
	10		労働力調査の調査票を単記式から連記式に変更、調査事項に「職業」を追加。また、「休業者」の範囲から家族従業者を除外し、自営業主、雇用者のみに限定	
	11	1	(新)消費者価格調査を消費実態調査と改称	
	11	12	指定統計第44号「玉島町常住人口調査」を指定	
	11	21		
	11			
	12	1	「国際統計要覧―世界の統計―」を創刊	
			昭和26年10月1日現在人口推計を公表(以降毎年)	
27	2	1	家庭燃料消費実態調査を実施(1か月間)	吐噶喇列島、本土復帰 物価庁を廃止、経済安定本部に物価局を設置 「行政機構改革に関する件」を閣議決定(行政委員会を廃止) サンフランシスコ平和条約発効 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の準加盟国となる 法務府を廃止、法務省を設置
	2	5	指定統計第45号「中津川町常住人口調査」を指定	
	2	20	指定統計第46号「工作機械設備等統計調査」(平成6年から特定機械設備統計調査)を指定	
	2		労働省、労働生産性統計調査を開始	
	3	8	指定統計第47号「産業教育調査」を指定	
	3	11	指定統計第48号「菓子工業生産動態統計調査」、第49号「非鉄金属等需給動態統計」、第50号「柳川町常住人口調査」を指定	
	3	22		
	3	31	指定統計第51号「石油製品需給動態統計」を指定	
	3		日本標準建築物用途分類を設定(「日本標準建築物用途分類―分類項目名、説明及び内容例示―」を刊行、以後も改定ごとに刊行)	
	4	1	経済安定本部から統計局に個人企業経済調査を移管、個人商工業経済調査と改称して実施	
	4	1		
	4	5		
	4	18	指定統計第52号「鹿児島県大島郡十島村人口調査」を指定	
	4	28		
	4		厚生省、菓子工業生産動態統計調査を開始	
	4		通商産業省、非鉄金属等需給動態調査を開始	
	5	1	鹿児島県大島郡十島村人口調査を実施	
	5	24	法律第148号「統計報告調整法」(8月21日施行)	
	5		「人口推計月報」を初めて作成、公表(昭和25年10月以降毎月1日現在人口)	
	6	1	特別消費実態調査を実施(消費実態調査の対象となっていない県庁所在26。1か月間。11月にも実施)	
	6	5	指定統計第53号「職業別賃金調査」(32年から屋外労働者職種別賃金調査)を指定	
	6			
	7	2	指定統計第54号「海面漁業生産漁獲統計調査」(48年から海面漁業生産統計)を指定	
	7	10	指定統計第55号「労働生産性統計」を指定	
	7		労働省、労働異動調査を開始	
	8	1	統計委員会を廃止、行政管理庁に統計基準部及び統計審議会を設置。統計基準部には、企画課、審査課、報告調整課及び基準課の4課を設置	
	8	1	統計局の人口部、経済部、研究課を統合再編し、調査部(研究課、人口第一課、人口第二課、経済第一課、経済第二課)を設置	
	8	1	農林省農業改良局統計調査部、農林経済局統計調査部となる	
	8	1	経済安定本部を廃止、経済審議庁を設置。経済審議庁に調査部を設置	
	8	1		
	8		農林省、海面漁業漁獲統計調査を開始	
	9	1	通商産業省、全国規模の商業統計調査を初めて実施	
	9	4	指定統計第56号「消費実態調査」(28年から家計調査)を指定	
	9	11	指定統計第57号「個人商工業経済調査」(36年から個人企業経済調査)を指定	

年	月	日	統計関連事項	その他
	9	26	指定統計第58号「貿易業態統計調査」を指定	
	9	30	総理府令第75号「個人商工業経済調査規則」(10月1日施行。毎年4月から翌年3月までの1年間を四期に分けて行う)	
	9		消費者物価指数を改定(価格を小売物価統計調査による店舗価格とし、基準時を昭和26年平均に)	
	10	27	指定統計第59号「緊急養蚕業基本調査」を指定	
	10	30	総理府令第81号「消費実態調査規則」(11月1日施行。1か月を三期に分けて毎月行う)	
	11	1	特別消費実態調査を実施	
	11	30	「指定統計・調整報告・届出統計月報」を創刊	
	11		労働力調査の標本設計を見直し(～28年3月)(層化3段抽出から層化2段抽出に、調査区の調査継続期間を6か月から3か月に)	
	11		消費実態調査の調査票を単記票形式から家計簿形式に変更。28年1月分の結果表章から品目分類を用途分類に変更	
	11		「研究連絡会議」を初めて開催(59年7月「統計局・統計センター研究連絡会議」に改称、平成13年1月「研究調整会議」、「研究発表会議」に分割)	
	12	2	条約第19号「経済統計に関する国際条約」(締約国は、この条約に掲げる統計を作成、発表することを約束する)	
28	2	1	「戦前基準消費者物価指数(東京)」を公表	NHK、テレビ放送を開始
	2	6	指定統計第60号「厚生行政基礎調査」を指定	
	3	18	指定統計第61号「研究機関基本統計調査」(35年から科学技術研究調査)を指定	
	3	28	指定統計第62号「学校教員需給調査」(46年から学校教員統計)を指定	
	3	30	総理府令第19号「消費実態調査規則の一部を改正する総理府令」(4月1日施行。調査名を家計調査に改め、毎月二期に区分して行う)	
	3	31	日本標準産業分類を改定(第2回、4月1日施行)	
	3	31	大正9年から昭和25年までの各年10月1日現在の全国人口を再計算し、「人口推計資料 大正9年～昭和25年 わが国年次別人口の推計」により公表	
	3	31	大正10年から昭和24年までの全国人口(沖縄を除く)を推計し直して「人口推計資料1953-2」により公表(沖縄を含む全国人口の公表は31年3月)	
	3		日本標準職業分類草案を作成(「日本標準職業分類一分類項目名、説明及び内容例示」を刊行)	
	4	1	研究機関基本統計調査を開始	
	4	15	厚生省、厚生行政基礎調査を開始(～61年6月)	
	4	16	指定統計第63号「広島市昼間人口調査」を指定	
	5	11	政令第89号「生計費指数資料実地調査令等を廃止する政令」(「生計費指数資料実地調査令」、「勤労統計調査令」を廃止)	
	6	3	指定統計第64号「商業動態統計調査」を指定	
	6		文部省、学校教員需給調査を開始(46年に学校教員調査と統合)	
	6		通商産業省、商業動態統計調査を開始	
	6		統計局職員を国連食糧農業機関(FAO)に派遣(～31年6月。初めての国際機関への派遣)	
	7	7	指定統計第65号「医療施設調査」(48年から医療施設統計)、第66号「患者調査」を指定	
	7	16		南紀豪雨
	7		厚生省、患者調査を開始	
	8	1	消費者物価地域差指数(実効価格を基に作成)を小売物価地域差指数(小売物価を基に作成)に改定	
	8	4	第4回全国統計大会において第1回大内賞、第1回統計図表全国コンクール(42年から「統計グラフ全国コンクール」)の表彰を実施	
	8	13	総理府令第44号「研究機関基本調査規則」(毎月4月1日現在により行う)	
	8	22	指定統計第67号「漁業センサス」を指定	
	9	1	住宅統計調査を実施(第2回)	
	9	3	人事院が、統計職員養成所の研修を特別昇給の対象となる研修に指定	
	9	24	指定統計第68号「国民健康調査」を指定	
	9	30	指定統計第69号「製材統計調査」(46年から製材統計)を指定	
	11	1	臨時家計調査を実施(1か月間。29年から32年までの各年11月と30年6月にも実施)	
	11	15	都市消費世帯手持耐久財調査を実施	
	12	25		奄美群島、本土復帰
29	1	1	住民登録人口移動報告を開始	
	1		農林省、漁業センサスを実施	
	2	15	指定統計第70号「奄美群島人口統計」を指定	
	2	26	指定統計第71号「鉄道車輛等生産動態統計調査」を指定	

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
	2	27	日本標準産業分類を改定(第3回、3月1日施行)	
	3	1	奄美群島人口調査を実施	
	3	30	指定統計第72号「個人別賃金調査」、第73号「職種別等賃金実態調査」を指定	
	4	7	法律第65号「統計法の一部を改正する法律」(国勢調査の周期を5年から10年とし、その中間年に簡易な方法による国勢調査を行う)	
	4			国連アジア極東経済委員会(ECAFE)に加盟
	6		日本標準建築物用途分類を改定(第1回)	
	7	1	事業所統計調査を実施(第4回)('乙調査')によりサービス業調査を開始)	防衛庁を設置
	7	1		
	9	22	指定統計第74号「学校設備調査」を指定	
	9	24		洞爺丸台風
	9	27	指定統計第75号「昭和30年臨時農業基本調査」を指定	
	11	1	単身者生計費調査を実施(1か月間。東京都のみ)	
	12	23	指定統計第76号「地方公務員給与実態調査」を指定	
	12		日本標準商品分類を改定(第1回)	
30	1	27	指定統計第77号「民間給与実態調査」(46年から民間給与実態統計)を指定	
	1	31	指定統計第78号「奄美群島における農業及び漁業の基本調査」を指定	
	2	1	農林省、臨時農業基本調査を実施	
	3		「総理府統計局図書館蔵書目録(和書の部)」を刊行(48年3月及び52年3月増補改訂版)	
	4	15	指定統計第79号「社会医療調査」を指定	
	5	19	指定統計第80号「地域別等就業調査」を指定	
	6	10	指定統計第81号「昭和30年国富調査のための法人資産調査」(昭和35年国富調査のための法人資産調査、昭和40年国富特別調査のための法人企業調査、昭和45年国富調査のための法人資産調査)を指定	
	6	13	指定統計第82号「学校給食調査」を指定	
	7	20		経済審議庁、経済企画庁となる
	7		経済審議庁、通商産業省がそれぞれ昭和26年産業連関表を公表	
	7		建設省、建設工事統計調査を開始	
	8	1	統計職員養成所、統計局庁舎から港区麻布富士見町に移転	
	8	24	指定統計第83号「社会教育調査」を指定	
	10	1	国勢調査を実施(第8回)	
	10	19	指定統計第84号「建設工事統計」を指定	
	10		統計研修の宿泊施設として統友寮を開設	
	12	31	経済企画庁の委託を受けて、国富調査の一環として所有耐久消費財の調査を実施	
	12		国税庁、民間給与実態調査を開始	
	12		経済企画庁、昭和30年国富調査のうち法人資産調査を実施(個人事業体等資産調査などは32年5月)	
31	3	25	「戦後10年の家計 昭和21-30年」を刊行	
	3	31	「大正9年～昭和15年および昭和22年～昭和25年全国年令別人口の推計」を刊行	
	4	1	行政管理庁統計基準部審査課、報告調整課及び基準課を廃止、統計審査官3人を設置	
	4	1	総理府統計局調査部研究課と製表部製表第四課を廃止、統計調査官2人を設置。調査部を国勢統計課、労働力統計課、経済統計課及び消費統計課に再編	
	4	12	指定統計第85号「昭和30年国富調査のための個人事業体等資産調査」(昭和35年国富調査のための個人事業体等資産調査、昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査、昭和45年国富調査のための個人企業資産調査)、第86号「昭和30年国富調査のための家計財産調査」(昭和45年国富調査のための家計資産調査)、第87号「就業構造基本調査」を指定	
	4	24	総理府令第29号「就業構造基本調査規則」(昭和31年以降3年ごとに7月1日現在で行う)	
	5		経済企画庁の依頼により、昭和30年国富調査のうち家計財産調査を実施	
	6	2	指定統計第88号「中小企業労働実態調査」を指定	
	7	1	就業構造基本調査を初めて実施(以降3年ごと)	
	7	2	指定統計第89号「昭和30年国富調査のための地方公共団体及び公共組合財産調査」(昭和35年国富調査のための地方公共団体及び公共組合財産調査、昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査、昭和45年国富調査のための地方公共団体資産調査)を指定	
	7	23	建設省、大臣官房に調査統計課を設置(36年11月1日計画局へ)	
	7	27	統計審議会、「中小企業に関する統計の整備について」を建議	
	7		経済企画庁、県民所得の標準方式を発表	
	8	20	「日本の統計」を創刊	

年	月	日	統計関連事項	その他
	9		「季刊総合統計」を創刊(～39年3月)	
	10	19		日ソ共同宣言に署名(12月12日発効)
	11		小売物価統計調査を改正(市の調査地区を「一般地区」と「繁華街地区」に区分。調査品目を購入場所、出回り状況等に応じて5つに区分)	
	12	18		国連に加盟
32	3	1	家計調査に附帯して一般世帯の収入調査を実施(1か月間)	
	3	25	指定統計第90号「船員労働統計」を指定	
	3	28	総理府・運輸省令第1号「船員毎月勤労統計調査規則を廃止する命令」(4月1日施行。運輸省がこれに替わる船員労働統計調査を開始)	
	3	31	大正9年から昭和25年までの各年10月1日現在の都道府県別人口を推計し直して「人口推計資料1957-1」により公表	
	4		ECAFE地域統計家会議をアジア統計家会議に改称	
	5	1	日本標準産業分類を改定(第4回、33年1月1日施行)	
	5	13	指定統計第91号「法人企業投資実績統計調査」を指定	
	6		経済企画庁、法人企業投資実績調査を開始	
	7	1	事業所統計調査を実施(第5回)	
	8	1	行政管理庁統計基準部、統計基準局(企画課、統計審査官3人)となる	
	8	1	経済企画庁調査部、調査局となる	
	8	9	指定統計第92号「緊急畜産センサス」を指定	
	9	18	第8回全国統計大会を「統計法施行10周年記念全国統計大会」として開催	
	9		アジア極東地域人口住宅及び農業センサストレーニングセンターを東京に開設(12月まで)	
	9		経済企画庁、法人企業投資予測調査(49年から法人企業投資実績調査を統合して法人企業投資動向調査、59年から法人企業動向調査)及び消費需要予測調査(33年から消費者動向予測調査)を開始	
	10	4		ソ連、人工衛星(スプートニク1号)を打上げ
	10	14	指定統計第93号「中小企業総合基本調査」(46年から工業実態基本調査)を指定	
	11	20	疾病、傷害及び死因の統計分類を改定(33年1月1日施行)	
	12	19	統計審議会、「指数の基準時について」を答申	
	12		消費者物価指数を改定(昭和30年基準)	
32			行政管理庁等6府省庁、産業連関表に関する作業部会を設置	
33	2	28	家計調査実施中の世帯のうち勤労者世帯について貯蓄動向調査を開始	
	3	25	指定統計第94号「賃金構造基本調査」(36年賃金実態総合調査、37年から賃金構造基本統計)を指定	
	4	1	統計職員養成所に、教頭、庶務課、教務課を設置	
	4		日本標準建築物用途分類を改定(第2回)	
	4		労働省、賃金構造基本調査を開始	
	4		住民登録人口移動報告において、男女別の公表を開始	
	5	1	指定統計第95号「洋紙流通統計調査」(45年から紙流通統計)を指定	
	5	15	法務省、大臣官房司法法制調査部に調査統計課を設置	
	5	24	運輸省、大臣官房に統計調査官を設置(37年4月1日統計課)	
	6	10	指定統計第96号「沿岸漁業臨時調査」を指定	
	7	1	経済企画庁、附属機関として経済研究所を設置(国民所得に関する事務は調査局から経済研究所へ)	
	7		農林省、農林漁家就業動向調査を開始	
	8	22	国際統計協会(ISI)第32回大会の東京招致を閣議決定	
	9	1	特別家計調査を実施(2か月間。家計調査の調査市以外の市及び町村)	
	9	2	国連、FAOによる「人口、住宅及び農業センサスに関する訓練センター」を我が国に開設(～12月12日)	
	9	26		狩野川台風
	9		「STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN」を創刊	
	10	1	住宅統計調査を実施(第3回)(調査地域に郡部を追加)	
34	1		労働力調査の調査対象年齢を「満14歳以上の者」から「満15歳以上の者」に変更、調査事項に「転職希望の有無」等を追加	
	1		小売物価統計調査において、公営住宅と民営住宅の家賃を分けて調査することに変更	
	4		日本標準商品分類を改定(第2回)	
	4		経済企画庁、景気動向指数の公表を開始	
	5	22	指定統計第97号「全国消費実態調査」を指定	
	6	2	総理府令第39号「全国消費実態調査規則」(34年以降5年ごとに9月から11月まで行う)	
	7	1	就業構造基本調査を実施(第2回)	
	8	19	指定統計第98号「中小商業基本調査」(42年から商業実態基本調査)を指定	

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
	9	26		伊勢湾台風
	9		全国消費実態調査を初めて実施	
	10	1	通商産業省、中小商業基本調査(48年から商業実態基本調査)を開始	
	11		特別小売物価統計調査を実施	
35	1	19		日米安全保障条約(新安保条約)に署名(6月23日発効)
	3	28	指定統計第99号「自動車輸送統計」を指定	
	3		日本標準職業分類を設定(「日本標準職業分類-分類項目名、説明及び内容例示」を刊行、以後も改定ごとに刊行)	
	4	1	研究機関基本統計調査を拡充し、科学技術研究調査と改称して実施	
	4	1	指定統計第100号「米生産費統計」を指定	
	4		運輸省、自動車輸送統計調査を開始	
	5	14	総理府令第25号「科学技術研究調査規則」(毎年4月1日現在により行う。35年の調査から適用し、「研究機関基本統計調査規則」は廃止)	
	5	31	国際統計協会(ISI)第32回大会を東京で開催(～6月9日)	
	6	1	事業所統計調査を実施(第6回)	
	6		昭和30年(1955年)産業連関表(一次表)を公表	
	10	1	国勢調査を実施(第9回)	
	10		統計局総務課に国際係を設置	
	10		「総理府統計局編集刊行統計資料一覧表」を初めて作成(39年8月「総理府統計局主要統計資料解説及び刊行統計資料目録」に、59年12月「総務庁統計局刊行物一覧」に改題。～平成15年)	
	12	31	耐久消費財調査を実施	
36	3	1	IBM705型電子計算機を導入(以後ほぼ5年ごとに新機種に切替え)	
	3	31	「総理府統計局図書館蔵書目録(洋書の部)」を刊行(59年3月増補改訂版)	
	4	1	統計局製表部の3課(製表第一課～製表第三課)を受託製表課、人口製表課、経済製表課及び電子計算課に再編	
	4	28	総理府令第17号「個人企業経済調査規則」(毎年1年間を四期に分けて行う。36年7月の調査から適用し、「個人商工業経済調査規則」は廃止)	
	4	28	統計審議会、「昭和36年以降に改訂される指数の新基準時について」を答申	
	6		6府省庁共同作業による昭和30年産業連関表を最終公表(35年6月第1次公表)	
	7	1	個人商工業経済調査に経済企画庁の個人サービス業経済調査を統合し、個人企業経済調査と改称して実施	
	7		労働力調査の調査対象数を拡大、標本交代方式、比推定における基礎人口の変更を開始(10月完了)	
	7		「日本統計月報」を創刊	
	9	1	特別家計調査を実施(2か月間)	
	9	15	ユネスコ、日本政府共催の地域教育統計セミナーを東京で開催(～28日)	
	10		小売物価統計調査において、都市別品目別平均価格をコンピュータに入力し、指数を計算する方式を開始(家計調査の集計にもコンピュータを導入)	
	10		「昭和十五年国勢調査報告第一巻」を刊行(37年10月第二巻、48年3月第三巻)	
	11	23	国際連合統計委員会の委員国に初めて選出(昭和45年から47年を除き、以後一貫して委員国として統計委員会に参加)	
	11	25	指定統計第101号「機械器具流通統計」を指定	
	11	27	第4回アジア統計家会議を東京で開催(～12月8日)	
	11		消費者物価指数を改定(昭和35年基準)	
37	1		小売物価統計調査において、宿泊料金の調査を開始	
	2		労働力調査臨時調査を労働力調査特別調査と改称して実施	
	3		「日本統計月報資料解説編」を刊行	
	7	1	指定統計第102号「昭和38年果樹基本統計」を指定	
	7	1	就業構造基本調査を実施(第3回)	
	7	1	家計調査及び小売物価統計調査の調査地域を拡大(市部のみから町村も)	
	7		労働力調査において、新設集団住宅地域における単位区の抽出を開始(平成14年5月廃止)	
	10	22		キューバ危機(～27日)
	10	26	統計審議会、「統計調査員に関する制度の改善について」を答申(一)	
	11		「指定統計調査用語定義集」を刊行(平成7年8月、13年7月にも刊行。昭和39年3月「主要統計調査用語定義集第2集」を刊行)	
	37		統計局所管調査の結果原表のマイクロフィルム化を開始(～平成8年)	
38	1	12	日本標準産業分類を改定(第5回、4月1日施行)	
	3	30	指定統計第103号「内航船舶輸送統計」を指定	
	4	1	運輸省、大臣官房に統計調査部を設置	

年	月	日	統計関連事項	その他
	4		地方統計職員業務研修を開始(対象は市町村の統計関係職員)	
	4		運輸省、内航船舶輸送統計調査を開始	
	6	1	指定統計第104号「門真町常住人口統計」、第104号の2「東村山町常住人口統計」、第104号の3「保谷町常住人口統計」、第104号の4「日野町常住人口統計」を指定	
	7	1	事業所統計調査を実施(第7回)	
	7	1	統計職員養成所、「専科課程」を開設	
	10	1	住宅統計調査を実施(第4回)	
39	3	31	「家計調査総合報告書 昭和21-37年」を刊行	
	4	18	指定統計第104号の5「国分寺町常住人口統計」を指定	
	4	28		経済協力開発機構(OECD)に加盟
	4		農林省、農産物流通調査を開始	
	5	14	昭和35年産業連関表を公表	
	6		日本銀行、「経済観測基礎統計」を刊行	
	7	1	行政管理庁統計基準局に国際統計事務の総合調整を所掌する統計審査官を設置(統計審査官は合わせて4人)	
	7	24	統計審議会、「統計調査員に関する制度の改善について」を答申(二)	
	7		個人企業経済調査の調査事項に「営業上の資産及び負債」を追加	
	8		日本標準商品分類を改定(第3回)	
	9		全国消費実態調査を実施(第2回)	
	9		地域教育統計セミナーを東京で開催	
	10	1		東海道新幹線開業
	10	10		東京オリンピック開幕(～10月24日。パラリンピック11月8日～11月12日)
39			小売物価統計調査において、初めてコンピュータを用いて年(度)平均価格を算出	
40	2	27	行政管理庁統計基準局、「指定統計調査調査票使用申請要領」を制定	
	3	1	NEAC2200-200型電子計算機を導入(以後ほぼ5年ごとに新機種に切替え)	
	6	22		日韓基本条約に署名(12月18日発効)
	7	1	就業構造基本調査を実施(第4回)	
	7		昭和38年(1963年)延長産業連関表を公表	
	9	30	ECAFE主催標本調査セミナーを東京で開催	
	10	1	国勢調査を実施(第10回、「マークカード」による光学式読取方式を採用)	
41	3		「総理府統計局刊行資料総目録」を刊行	
	4	1	統計職員養成所に教官を設置	
	7	1	事業所統計調査を実施(第8回)	
	7	1	個人企業経済調査の調査地域を拡大(市部のみから町村も)	
	7	27	指定統計第105号「昭和41年厚生省生活総合統計」、第106号「昭和41年食糧消費総合統計」、第107号「美陵町常住人口統計」を指定	
	8	19	統計審議会、「昭和41年以後に改訂される指数の新基準時について」を答申	
	9		FAOアジア極東地域農業統計委員会及び農業に関する社会勘定セミナーを東京で開催	
	10	1	厚生省、生活総合統計調査を実施	
	10	6	指定統計第107号の2「流山町常住人口統計」、第107号の3「八千代町常住人口統計」を指定	
	10	29	指定統計第107号の4「鳩ヶ谷町常住人口統計」を指定	
	11		消費者物価指数を改定(昭和40年基準)	
	11		農林省、食糧消費総合統計調査を実施	
	12	26	財団法人統計研究会理事長、文部大臣に「中学校社会科に掲載される統計資料の改善に関する要望書」を提出	
42	4		ECAFE総会、アジア統計研修所を東京に設置することを決議	
	5	1	日本標準産業分類を改定(第6回、43年1月1日施行)	
	6	13	指定統計第108号「昭和42年全国物価統計」(49年から全国物価統計)を指定	
	6	14	総理府令第28号「昭和四十二年全国物価統計調査規則」(生鮮食料品は10月31日～11月2日及び11月7日～9日の各3日間。それ以外の商品・サービスは11月7日～9日のうちいずれか1日について行う)	
	7	25		法律第81号「住民基本台帳法」(11月10日施行)
	8	3		法律第132号「公害対策基本法」
	9		労働力調査の調査方法を「他計式」から「自計式」に変更。また、自営業主についての「休業者」の定義を変更	
	10	24	第18回全国統計大会を「統計法施行20周年記念全国統計大会」として開催	
	11		全国物価統計調査を初めて実施(小売調査のみ)	
	11		「住民登録人口移動報告」を「住民基本台帳人口移動報告」に改称	
	12	28	疾病、傷害及び死因の統計分類を改定(43年1月1日施行)	

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
43	1	1	日本建築物用途分類を改定(第3回)	小笠原諸島、本土復帰
	1	3	毎月1日現在人口推計について、男女計に加え、男女別の公表を開始	
	3	20	個人企業経済調査の附帯調査として個人企業営業状況調査を開始	
	6	15	行政管理庁統計基準局廃止、同庁行政管理局に従来の統計基準局の所掌範囲を総括整理する職として統計主幹を設置。企画課を統計企画課と改称	
	6	26		
	7	1	就業構造基本調査を実施(第5回)	
	7	10	統計局新庁舎(総理府第2庁舎)、竣工	
	8	1	統計職員養成所、港区麻布富士見町から新宿区若松町の統計局庁舎に移転	
	8	8	小売物価統計調査において、コンピュータを用いて品目別市町村別平均価格を審査するシステムを導入	
	10	1	住宅統計調査を実施(第5回)	
	12	13	統計審議会、「統計調査員に関する制度の改善について」を答申(三)	
44	2	19	昭和40年産業連関表を公表	米国のアポロ11号、月面に着陸
	7	1	事業所統計調査を実施(第9回)	
	7	20		
	7	7	小売物価統計調査の旬別調査を開始	
	7	7	国土実態総合統計(48年から地域メッシュ統計と改称)の作成を開始	
	8	22	統計審議会、「統計調査員に関する制度の改善について」を答申(四)	
	9	9	全国消費実態調査を実施(第3回)	
45	3	15		日本万国博覧会(大阪万博)開幕(~9月13日)
	3	31		よど号ハイジャック事件
	3	3	日本標準職業分類を改定(第1回)	沖縄・北方対策庁を設置(47年5月15日から沖縄開発庁)
	4	1	行政管理庁告示第44号「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」	
	5	1	条約第2号「アジア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定」(この条約履行のため、行政管理庁の所掌事務に「アジア統計研修所において行われる研修の実施に関する協力を行うこと」を追加、統計主幹に国際研修協力官を設置)	
	5	1		
	5	7	指定統計第109号「四條畷町常住人口統計」を指定	
	6	3	アジア統計研修所、開所	
	6	8	指定統計第110号「法人企業統計」を指定	
	6	10	農林省、北海道を除き統計調査事務所を地方農政局の下に置くこととする	
	6	18	指定統計第109号の2「取手町常住人口統計」、第109号の3「松任町常住人口統計」、第109号の4「桶川町常住人口統計」、第109号の5「足立町常住人口統計」、第109号の6「村山町常住人口統計」、第109号の7「旭町常住人口統計」、第109号の8「高浜町常住人口統計」、第109号の9「知立町常住人口統計」を指定	
	6	22	指定統計第109号の10「下田町常住人口統計」、第109号の11「裾野町常住人口統計」を指定	
	10	1	国勢調査を実施(第11回)	
	10	10	漢字情報処理システムを開発し、これを用いた出力(集計結果の印刷)を開始	
	11	1	初めて光学式マーク読取装置(OMR)を導入(以降、順次更新)	
	12	12	貯蓄動向調査の調査事項に「住宅・土地の新築・購入計画の有無」、「住宅・土地のための借入金」を追加	
45			国勢調査のメッシュ統計の作成を開始	
46	3	1	経済企画庁、国富調査を実施	環境庁を設置 ニクソン米大統領、ドルと金の交換停止を発表(ドル・ショック)
	3	3	家計調査の試験調査としてこづかい調査を実施(この後51年3月、55年9月、60年9月にも実施)	
	4	1	統計職員養成所を統計研修所と改称	
	4	1	行政管理局の統計審査官(国際統計事務担当)を国際統計管理官と改称	
	4	23	統計審議会、「指数の基準時及びウエイト時期の更新について」を答申	
	5	1	運輸省、大臣官房統計調査部を情報管理部と改称	
	7	1	就業構造基本調査を実施(第6回)	
	7	1		
	7	19	指定統計第111号「岩沼町常住人口統計」を指定	
	8	15		
	10		全国物価統計調査を実施(第2回、小売調査に加え卸売調査を実施、2か月間)	
	11		消費者物価指数を改定(昭和45年基準)	
	12	6	指定統計第111号の2「豊明町常住人口統計」を指定	
	12	8	指定統計第111号の3「伊達町常住人口統計」を指定	

年	月	日	統計関連事項	その他
46	12	18	総理府告示第49号「統計研修所規則」(研修期間、教科等を定める。「統計職員養成所規程」を廃止) 10月1日現在の都道府県年齢5歳階級別人口を初めて公表(以降毎年)	先進10か国蔵相会議においてスミソニアン協定を締結(ドル切下げ、1ドル308円)
	12	18		
	12	28		
47	2	3	指定統計第111号の4「秋多町常住人口統計」を指定 指定統計第112号「羽幌町常住人口統計」を指定 新たな統友寮(統計研修の宿泊施設)、落成式 日本標準産業分類を改定(第7回、4月1日施行) 技術指導のため、統計局職員をインドネシアに派遣(～49年3月。初めての専門家海外派遣) 沖縄県で小売物価統計調査を開始 労働省、大臣官房労働統計調査部を統計情報部に改称 沖縄県で労働力調査、家計調査及び個人企業経済調査を開始 事業所統計調査を実施(第10回) 初めてコンピュータシステムに端末装置を導入(以降、順次増置、平成9年パソコンに切替え) 農林省、農林経済局統計調査部を統計情報部に改称 統計調査員確保対策事業を開始	札幌冬季オリンピック開幕(～2月13日) あさま山荘事件
	2	19		
	2	22		
	3	6		
	3	18		
	3	31		
	3			
	5	15		沖縄県、本土復帰
	5	30		日本赤軍によるテルアビブ・ロッド空港乱射事件
	6			
	7	1		
	7	1		法律第113号「勤労福祉婦人法」(平成11年4月1日「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」(男女雇用機会均等法)に改題)
	7			
	9	1		
	9	29		日中共同宣言に署名
48	11		日本標準建築物用途分類を改定(第4回) 小売物価統計調査において、店舗別個別価格を直接コンピュータに入力し、消費者物価指数を計算する方式を開始 行政管理局統計主幹国際統計管理官を廃止、国際統計課を設置 統計局に統計情報課を設置 統計調査員手当、統計審議会の答申で求められた額(行(一)7等級2号俸の日額相当額)となる 「総理府統計局見学事務実施要領」を制定 「専科基礎課程(係長コース)」を開設 「統計の日」についてを閣議了解(毎年10月18日) 昭和45年産業連関表(速報)を公表 行政管理局告示第143号「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」 住宅統計調査を実施(第6回) 指定統計第113号「昭和48年特定サービス業実態統計」(49年から特定サービス産業実態統計)を指定 第24回全国統計大会を「統計の日制定記念全国統計大会」として開催 通商産業省、特定サービス産業実態調査を開始 「諸外国における統計制度」を発行(50年3月「諸外国における統計制度(その2)」、51年3月「諸外国における統計制度と運営(その3)」) 「統計の日」のポスター作成開始	変動相場制に移行
	12	6		
	1			
	1			
	2	14		
	4	12		
	4	12		
	4			
	7	1		
	7	2		
	7	3		
	7	5		
	7	6		法律第48号「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」
	7	12		
	10	1		
10	1			
10	6	第4次中東戦争。第1次オイルショック(～49年8月)		
10	30			
11	1			
12	22	法律第121号「国民生活安定緊急措置法」		
12				
48				
49	2		「現行統計調査総覧」を創刊 「家計調査 20年の品目別消費系列(昭和26年～昭和46年)」を刊行	物価対策本部を設置
	3			
	3			
	3			国連アジア極東経済委員会(ECAFE)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)と改称

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
	4	11	統計局の統計調査官(3人)に替えて参事官(3人)を設置	国土庁を設置
	4		緊急物価統計調査を実施(10月まで)	
	6	26		
	6		全国物価統計調査を実施(第3回、緊急調査、49都市のみ)	
	7	1	就業構造基本調査を実施(第7回)	
	8		ディスクット(フロッピーディスク)を入力媒体とするIBM3740型データエントリーシステムへの切替えを開始(～50年6月)	サイゴン陥落(51年7月ベトナム社会主義共和国成立)
	8		全国消費実態調査を実施(第4回)	
50	1	18	「統計局インフォメーション」の発行を開始	
	2		「昭和35-40-45年接続産業連関表」を公表	
	3		日本標準商品分類を改定(第4回)	
	4	30		沖縄国際海洋博覧会(沖縄海洋博)開幕(～51年1月18日)
	4		国、都道府県に対し、磁気テープによる統計データの提供を開始(13年度からはCD-ROM)	
	5	15	事業所統計調査を実施(第11回)	
	5		学識経験者、都道府県担当者等を構成員とする初めての研究会として、「物価指数研究会」を開催	
	7	20		
	10	1	国勢調査を実施(第12回、マークシート形式の調査票を初めて使用)	ランブイエサミット(第1回主要国首脳会議)開催
	11	15		
51	3		「総理府統計局図書館雑誌目録」を刊行	中国で第1次天安門事件
	4	5		
	5	10	統計局製表部の受託製表課、人口製表課及び経済製表課を製表第一課～製表第四課に再編。参事官1人を廃止	
	5	15	日本標準産業分類を改定(第8回、52年1月1日施行)	
	5	21	統計審議会、「指数の基準時及びウエイト時期の更新について」を答申	
	8	6	指定統計第114号「社会生活基本統計」を指定	
	8	26	総理府令第44号「社会生活基本調査規則」(10月17日～23日の間に統計局長が定める日現在により行う)	
	9		消費者物価指数を改定(昭和50年基準)	
	10	17	社会生活基本調査を初めて実施(～10月23日)	
51			変動の大きい基本調査区について事業所名簿を整備(52年、54年、55年も実施)	
52	2		集計結果をグラフ化・図表化できる自動製図機(ドラステム3000-E型)を初めて導入(以降、順次更新)	日本赤軍によるダッカ日航機ハイジャック事件
	3		「昭和十九年人口調査集計結果摘要」を刊行	
	3		「統計情報総索引」を創刊	
	3	25	「昭和38年～50年の家計一家計調査」を刊行	
	3	25	「昭和40年～50年家計調査の月次系列」を刊行	
	4	1	科学技術研究調査に附帯してエネルギー研究調査を開始	
	5		全国物価統計調査を実施(第4回)	
	7	1	就業構造基本調査を実施(第8回)	
	9	28		
	9		アジア統計研修所、アジア太平洋統計研修所と改称	
	9		毎月1日現在人口推計について、男女計、男女別に加え、年齢5歳階級別の公表を開始	農林省を農林水産省と改称。農林経済局情報部は経済局統計情報部となる 日中平和友好条約に署名(10月23日発効)
	10	17	「専科上級課程」を開設(平成元年「専科研究課程」に改称)	
	10	28	第28回全国統計大会を「統計法施行30周年記念全国統計大会」として開催	
	12	2	「社会生活統計指標」を創刊	
52			「統計環境整備事業」を開始(平成26年度から「統計調査の環境改善のための普及啓発事業」)	
53	1		家計調査の標本を昭和50年国勢調査の結果を母集団とする新標本に変更	
	6	15	事業所統計調査を実施(第12回)	
	6	30	昭和50年産業連関表(速報)を公表	
	7	1	統計局の参事官1人を廃止、残る参事官1人を統計参事官に改称	
	7	5		
	8	12		
	10	1	住宅統計調査を実施(第7回)	

年	月	日	統計関連事項	その他
	10			第2次オイルショック(～57年4月)(54年2月イラン革命、55年9月イラン・イラク戦争)
	12	15	疾病、傷害及び死因の統計分類を改定(54年1月1日施行)	
	12	16	統計研修所の新庁舎、落成式	
54	1	16	「行政の簡素、効率化の推進について」を閣議了解(63統計調査について簡素化等の整理)	
	3	16	政令第35号「統計法施行令の一部を改正する政令」(4月1日施行。指定統計調査の結果の公表方法として、電子計算機用磁気テープに記録したものを紙面又は映像面に表示することを追加)	
	3		「総理府統計局図書館洋雑誌目録」を刊行	
	3		「総理府統計局図書館マイクロフィルム目録」を刊行(60年11月追録)	
	4		小売物価統計調査において、民営に加え公営の宿泊施設の料金についても調査を開始	
	9	4	統計審議会経済指標部会決定「季節調整法について」(なるべく早くセンサス局法に移行する)	
	9		全国消費実態調査を実施(第5回)	
	10	1	就業構造基本調査を実施(第9回)	
	12	28	「昭和五十五年度以降の行政改革計画(その一)の実施について」を閣議決定(63統計調査の整理等)	
	12		日本標準職業分類を改定(第2回)	
55	3		「昭和40～45～50年接統産業連関表」を公表	
	4	15	政令第98号「国勢調査令」(恒久的なもの)	
	4	15	総理府令第21号「国勢調査施行規則」(恒久的なもの)	
	6	3	第1回日本統計視察団が訪中(～19日)	
	8	5	第1回アセアン・日本統計局長会議を東京で開催(～7日)	
	8	11	指定統計第115号「商鉱工業石油等消費統計」を指定	
	9	5	第1回「理論家と実務家による官庁統計シンポジウム」を開催(以降平成27年の第36回まで毎年開催)	
	9	25	第1回中国統計視察団が来日(～10月15日)(以後毎年日中統計関係者による相互交流を実施)	
	10	1	国勢調査を実施(第13回)	
	12		通商産業省、商鉱工業石油等消費統計調査を開始	
56	1		家計調査の費目分類を5大費目分類から国際標準分類に沿った10大費目分類に変更	臨時行政調査会(第2次臨調)発足
	3	16		
	3	20	統計審議会、「指数の基準時及びウエイト時の更新について」を答申(指数の基準時は原則として5年ごとに更新し、原則として西暦年で末尾が0と5の年とする)	
	3		「統計でみる県のすがた」を創刊	
	3		「総理府統計局図書館都道府県統計書目録」を刊行	
	4		「社会生活統計指標」を「社会・人口統計体系」と改称(対象を都道府県から市区町村にまで拡大)	
	7	1	事業所統計調査を実施(第13回)	
	7		「新着資料速報」を創刊(～平成9年3月)	
	8		消費者物価指数を改定(昭和55年基準)	
	9	1	第2回アセアン・日本統計局長会議をインドネシアで開催(～4日)	
	9		「昭和38年～55年の家計―新収支項目分類による遡及結果―」を刊行	
	10	1	社会生活基本調査を実施(第2回)	
57	3	31	「ミニ統計ハンドブック」を創刊	
	4	1	科学技術研究調査に附帯してライフサイエンス研究調査を開始	
	4	26	第1回日本統計視察団が訪韓(～30日)	
	4		小売物価統計調査の調査地区を見直し、範囲を拡大	
	6	5	第1回韓国統計視察団が来日(～11日)(以後毎年日韓統計関係者による相互交流を実施)	
	7	1	事業所名簿整備を実施(主として異動のあった法人事業所。58年、59年もほぼ同様に実施)	
	7	23	法律第69号「行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律」(統計法を一部改正し、市町村における統計主事の必置規制を廃止)	
	7	30		第2次臨調、「行政改革に関する第三次答申(基本答申)」を提出
	10	1	就業構造基本調査を実施(第10回、以後5年ごと)	
	10		労働力調査の調査対象数を約40,000世帯に拡大、四半期別結果の公表を開始	
	11		全国物価統計調査を実施(第5回)	

昭和(戦後)

年	月	日	統計関連事項	その他
57			統計情報システムの実験運用を開始	
58	2	28	第3回アセアン・日本統計局長会議を東京で開催	
	3	1	第9回人口センサス会議を東京で開催(～5日)	
	3	14	第2次臨調、「行政改革に関する第五次答申(最終答申)」を提出(3年間に2割を目途に統計を整理・再編等)	
	5	24		「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」を閣議決定(総合管理庁の設置構想については、総理府本府及び行政管理庁の在り方について総合的、一体的に見直し、答申の基本的方向に沿って、できるだけ速やかに成案を得よう努める)
	6	21	昭和55年産業連関表(速報)を公表	
	7	15		自由民主党行財政調査会長、総務庁設置案を取りまとめ、総理に報告
	7	22		内閣に総務庁(仮称)設立等準備委員会を設置
	9	2		「総務庁(仮称)の設置及び総理府本府の機構改正について」を閣議了解
	10	1	住宅統計調査を実施(第8回)	
	10	3		三宅島噴火
	10		労働力調査の2か月目の調査事項に「求職理由」を追加	
	12	2		法律第79号「総務庁設置法」(59年7月1日施行)
59	1	10	日本標準産業分類を改定(第9回、60年4月1日施行)	
	1	25	「行政改革に関する当面の実施方針について」を閣議決定(既存の統計調査について3年間で2割の整理再編)	
	3	13	産業連関表に関するアジア太平洋統計家会議を東京で開催(～19日)	
	3		日本標準建築物用途分類を改定(第5回)	
	4	27	統計審議会、「今後の統計行政の進め方について」を建議	
	4	27	総理府令第24号「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令」(恒久的なもの)	
	7	1	総務庁を設置。総理府統計局と行政管理庁行政管理局統計主幹を統合し、総務庁統計局を設置。統計局には、総務課、統計情報課の2課並びに統計基準部(統計企画課、国際統計課、統計審査官(3人))及び統計調査部(国勢統計課、労働力統計課、経済統計課、消費統計課)の2部を設置。また、統計参事官を廃止し、総務庁長官官房審議官(統計局・統計センター担当)を設置	
	7	1	総理府統計局製表部は、総務庁統計センターとなる。統計センターには、管理部(管理課、情報処理課)、人口製表部(人口製表第一課、人口製表第二課)及び経済製表部(経済製表第一課、経済製表第二課)の3部6課を設置。統計センターに統計研修所を附置	
	7	1	総務庁に統計審議会を設置	
	7	1	運輸省、情報管理部を大臣官房から運輸政策局に移管	
	9		全国消費実態調査を実施(第6回)	
	10	15	「統計調査ニュース」の発行を開始	
	10	16	「所得及び物価の国際比較に関するアジア太平洋セミナー」を札幌で開催(～10月22日)	
	11		データを一括して収納するデータベースシステムを開発・導入	
60	3	17		国際科学技術博覧会(つくば万博)開幕(～9月16日)
	3		「昭和45-50-55年接続産業連関表」を公表	
	4	1		日本電信電話会社(NTT)、日本たばこ産業会社(JT)発足
	5	24	総務庁長官、「統計行政の中・長期構想の樹立について」を統計審議会に諮問	
	5			大蔵省に財政金融研究所を設置、財政金融研究所に情報システム部を設置
	6	28	「国際統計協会第四十六回大会を我が国に招致することについて」を閣議了解	
	7	12	法律第90号「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律」(統計法を一部改正し、都道府県における統計主事の必置規制を廃止)	
	9	22		先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議、ドル高是正について合意(プラザ合意)
	10	1	国勢調査を実施(第14回)	

年	月	日	統計関連事項	その他
60	10	1	第4回アセアン・日本統計局長会議を東京で開催(～4日)	
	10	25	統計審議会、「統計行政の中・長期構想について」を答申 調査票の保管庫からの出入について、出納伝票に代えてコンピュータによる管理システムを導入	
61	1	1	「ポケット統計情報(PSI)」を創刊	
	2	24	「専科基礎課程(係長コース)」に替えて「専科統計マイコン課程」を開設	
	3	25	「統計行政の中・長期構想推進協議会」を設置	
	4	3	初めて中国からの聴講生を統計研修本科課程に受入れ	
	4	18	「ストック統計整備関係省庁協議会」及び「サービス業統計整備関係省庁協議会」を設置	
	6	18	指定統計第116号「国民生活基礎統計」を指定	
	6		日本標準職業分類を改定(第3回)	
	7	1	事業所統計調査を実施(第14回)	
	7		IBM5550型データ装置を導入(入力したデータをコンピュータの磁気ディスクへ直接送ることが可能に)	
	8	14	「専科専門課程」を開設	
	8		消費者物価指数を改定(昭和60年基準)	
62	9	4	厚生省、国民生活基礎調査を開始	
	9		「専科基礎課程(一般コース)」を「専科統計分析課程」に改編して開設	
	10	1	社会生活基本調査を実施(第3回)	
	11	15		伊豆大島噴火
	1	1	「専科短期総合課程」を開設	
	3		「JAPAN Statistics in Brief」を初めて発行(～平成6年)	
	4	1		国鉄、分割民営化。JRグループ発足
	4	24	統計審議会、「統計データに係る磁気テープ等の対民間提供について」を了承	
	6		「磁気テープ等により民間に提供される統計データの概要」を創刊	
	9	8	国際統計協会(ISI)第46回大会を東京で開催(～16日)	
	10	1	就業構造基本調査を実施(第11回)	
	10	19		ニューヨーク株式市場大暴落(ブラックマンデー)
63	10	29	第38回全国統計大会を「統計法施行40周年記念全国統計大会」として開催	
	10		財団法人日本統計協会(平成4年7月からは財団法人統計情報研究開発センター)を通じて、民間に対し磁気テープ等による統計データの提供を開始	
	10		「日本長期統計総覧」の刊行を開始(全5巻、～63年5月)	
	11	9	全国物価統計調査を実施(第6回)	
	12	28		「昭和63年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」を閣議決定(各省庁等が共同利用可能なデータベースの開発・本格運用)
	3	31	「家計調査総合報告書 昭和22年～61年」を刊行	
	4	1	統計図書館に運営企画係を設置	
	6	10	「統計速報システム」の運用を開始	
	10	1	住宅統計調査を実施(第9回)	
	10	14	昭和60年産業連関表(速報)を公表	
	12	1		臨時行政改革推進審議会、「公的規制の緩和等に関する答申」
64	12	13		「規制緩和推進要綱について」を閣議決定(国民の負担軽減を政府全体として推進)
	12	16		法律第95号「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(平成元年10月1日施行。指定統計等を作成するために集められた個人情報については適用除外)
	12	16	法律第96号「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律」(平成元年10月1日施行、国勢調査の定義の整理、統計調査に係る秘密保護等)	
	63		OECDに対し、主要経済指標データのオンラインによる送付を開始	
	64	1	5 IBM4381型電子計算機を導入(「統計情報データベース・システム(SISMAC)」に使用)	
	1	7		昭和天皇崩御、皇太子明仁親王即位。8日平成に改元

平成				
年	月	日	統計関連事項	その他
平成				
元	1	24		「平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」を閣議決定(報告、申請等に係る国民の負担軽減を推進)
	2	6	国連統計委員会、初めて日本代表を副議長に選出	
	4	1		消費税導入(税率3%)
	4	5	「統計情報データベースシステム」の運用を開始	
	4	10	指定統計第117号「サービス業基本統計」を指定	
	4	12	総務布令第20号「サービス産業基本調査規則」(平成元年7月1日現在により行う)	
	6	4		中国で第2次天安門事件
	7	1	サービス業基本調査を初めて実施	
	7	1	事業所名簿整備を実施(民営の全事業所、サービス業基本調査と同時実施)	
	7		韓国調査統計局職員を研究員として統計局に初めて受入れ(～3年6月)	
	8		「統計業務相談窓口」(各省庁からの相談の一元的な窓口)を開設	
	9		全国消費実態調査を実施(第7回)	
	11	9		東ドイツが出入国を自由化(ベルリンの壁崩壊)
	12	4		政府・与党内外価格差対策推進本部を設置
	12	5	各省庁統計主管課長等会議、「統計調査に係る国民の負担軽減方策について」を申合せ(各省庁が統一的な視点で所管統計調査を定期的に見直す)	
	12	22		法律第84号「土地基本法」
2	1	23	第5回アセアン・日本統計局長会議を東京で開催(～26日)	
	2	9	統計審議会、「統計データに係る磁気テープ等の都道府県への提供について」を了承	
	4	1		国際花と緑の博覧会(花の万博)開幕(～9月30日)
	4		昭和50-55-60年接続産業連関表を公表	
	6	8	統計センター人口製表部に受託製表室を設置	
	6		日本標準商品分類を改定(第5回)	
	6		「磁気テープ等により民間及び都道府県に提供される統計データの概要」を創刊	
	7		「一社会生活統計指標-市区町村の指標」を創刊	
	8	2		イラク、クウェートに侵攻(3年1月17日多国籍軍、イラクへの攻撃を開始、湾岸戦争)
	10	1	国勢調査を実施(第15回)(「センサスくん」誕生)	
	10	3		東西ドイツ統一(ドイツ連邦共和国)
	11	26	「各国通貨の購買力比較結果の利用に関するアジア太平洋セミナー」を新潟で開催(～30日)	
	12	2		米ソ首脳、マルタ島で会談(冷戦の終結を宣言)
3	1	25		「総合土地政策推進要綱」を閣議決定(所有、利用、地価等に関する土地情報の整備・充実)
	3			景気後退始まる(株式、地価が大幅に下落、いわゆるバブル崩壊)
	4	10	「専科統計パソコン課程」と「専科統計分析課程」を統合して「専科統計パソコン分析課程」を開設	
	6	3		雲仙普賢岳で火砕流
	7	1	事業所統計調査を実施(第15回、通商産業省の商業統計調査と同時に実施。全民営事業所の漢字リストを作成)	
	8		消費者物価指数を改定(平成2年基準)	
	9	20	「暮らしのデータフェア」を開催(～25日。統計局創設120年記念)	
	10	1	社会生活基本調査を実施(第4回)	
	10	18	統計局創設120年記念式典を開催	
	10	18	統計資料館を開設	
	12	25		ゴルバチョフ・ソビエト連邦大統領が辞任(翌日最高会議がソビエト連邦の解散を決議)
3			「統計指導者講習会(中央研修)」を開始(平成26年度地方研修を開始。30年度から統計研究研修所が実施)	

年	月	日	統計関連事項	その他
3			「明日への統計」を創刊	
4	1		労働力調査の調査票のOMR仕様への変更を開始(～5年3月)	
	1		小売物価統計調査の調査品目に輸入品18品目・銘柄を追加	
	5	25	中国、韓国をメンバーに加え、「アセアン・日本統計局長会議」を「東アジア統計局長会議」に改称して東京で開催(中国、韓国の参加は平成2年から)	
	9	11	指定統計第118号「通商産業省企業活動基本統計」を指定	
	10	1	就業構造基本調査を実施(第12回)	
	10	1	通商産業省、企業活動基本調査を開始	
	10		家計調査において数量を必要とする項目について、換算のためのプログラムを作成、コンピュータ処理を開始	
	11		全国物価統計調査を実施(第7回)	
5	8	9		日本新党など8党の連立政権発足
	10	1	住宅統計調査を実施(第10回)	
	10	4	日本標準産業分類を改定(第10回、6年4月1日施行)	
	10	26	平成2年(1990年)産業連関表(速報)を公表	
	11	1	国土庁、土地基本調査を開始	
	11	1		マーストリヒト条約(欧州連合条約)発効、EU発足
	11	19		法律第91号「環境基本法」
6	2		各省庁統計主管課長等会議、「統計調査に係る国民負担の軽減方策について」を申合せ	
	3		日本標準建築物用途分類を改定(第6回)	
	6	30		日本社会党、自由民主党、新党さきがけの連立政権発足
	7	1	指定統計第119号「農業経営統計」を指定	
	7		農林水産省、農業経営統計調査を開始	
	9		全国消費実態調査を実施(第8回)	
	10	12	疾病、傷害及び死因の統計分類を改定(7年1月1日施行)	
	11	1	サービス業基本調査を実施(第2回)	
	12	25		「行政情報化推進基本計画について」を閣議決定(情報化とオープンデータ化を推進)
6			財団法人統計情報研究開発センターを通じて商用パソコン通信による統計データの提供を開始	
7	1	17		阪神・淡路大震災
	1	31	現地緊急調査「神戸市における小売価格調査」を実施	
	2		「昭和55～60～平成2年接続産業連関表」を公表	
	3	10	統計審議会が「統計行政の新中・長期構想」を答申	
	3	20		地下鉄サリン事件
	4		アジア太平洋統計研修所がESCAPの補助機関となる	
	10	1	国勢調査を実施(第16回)	
	12		「国際統計に関する関係省庁等連絡会議」を設置	
7			統計局・統計センターLANの整備を開始(～9年8月)	
7			「地域メッシュ統計」の作成を開始(平成7年国勢調査のデータ、その後事業所・企業統計調査、経済センサスに拡大)	
7			「人口集中地区画定システム」を開発、平成7年国勢調査において初めて使用	
7			「調査区地図作成システム」の運用を開始	
8	1	25	総理府令第3号「事業所統計調査規則の一部を改正する総理府令」(「事業所統計調査」を「事業所・企業統計調査」に改称)	
	4	12	統計局ホームページを開設	
	4		「本科課程」を年2回から1回とし、4つの短期の「専門コース」を新設	
	7		家計調査において、新製表システムへの移行が完了(大型コンピュータを用いたバッチ処理方式からパソコンを用いたクライアント/サーバ方式へ)	
	8		消費者物価指数を改定(平成7年基準)	
	10	1	社会生活基本調査を実施(第5回)	
	10	1	事業所統計調査を事業所・企業統計調査と改称して実施(第16回)(企業に関する調査事項を大幅に増加。プレプリント方式を本格導入。国勢調査の基本単位区を調査区設定の際の基本単位として調査区を設定替え。「産業分類自動格付システム」による格付けを試行)	
	12	1		厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所を統合して国立社会保障・人口問題研究所を設立
8			「社会・人口統計体系」(「社会生活統計指標」、「統計でみる都道府県のすがた」、「統計でみる市町村のすがた」)をホームページに掲載	

平成

年	月	日	統計関連事項	その他
9	2	10		「申請負担軽減対策」を閣議決定(統計調査の簡素合理化など)
	2		各省庁統計主管課長等会議、「統計調査に係る国民負担の軽減方策の一層の推進について」を申合せ	
	4	1	統計局にホームページを専担する統計情報高度利用企画室を設置	
	4	1		消費税率を引上げ(5%)
	5		統計調査結果等の所在情報を総務省が一元化、インターネットでの提供開始	
	6	20	統計審議会、「季節調整法の適用について(指針)」を了承(適切性について一般的な評価を受けている手法を継続的に使用することが適切)	
	7	1		香港、中国に返還
	8		統計局、統計センター、1人に1台のパソコン配備を完了	
	10	1	就業構造基本調査を実施(第13回)	
	11	12	第48回全国統計大会を「統計法施行50周年記念全国統計大会」として開催	
	11	24		山一証券、自主廃業を発表(この頃から翌年にかけて金融機関の破綻相次ぐ)
	11		全国物価統計調査を実施(第8回、卸売調査は廃止)	
	12	3		行政改革会議、最終報告を提出(独立行政法人の創設を提言)
	12		日本標準職業分類を改定(第4回)	
9			「調査区対応付けシステム」(今回調査と前回調査の調査区を重ね合わせて対応させ、それぞれの調査区情報を出力)を開発	
9			統計局所管調査の結果原表を記録したCDの閲覧を開始	
10	1	1	国土庁、法人土地基本調査を開始(5年に土地基本調査として開始)	
	2	7		長野冬季オリンピック開幕(～2月22日。パ ラリンピック3月5日～3月14日)
	3	31	総理府令第7号「住宅統計調査規則の一部を改正する総理府令」(住宅統計調査を住宅・土地統計調査に改称)	
	3	31	指定統計第120号「商工業実態基本調査」を指定	
	3	31	国土庁、法人建物調査を開始	
	5	20	指定統計第121号「法人土地基本統計」を指定	
	5	29		「地方分権推進計画」を閣議決定(機関委任事務の廃止等)
	6	12		法律第103号「中央省庁等改革基本法」
	6	30	通商産業省、工業実態基本調査と商業実態基本調査を統合し、商工業実態基本調査として実施	
	7		統計センター、データ入力を専門に担当するデータエントリー部門を廃止	
	9	22	平成7年(1995年)産業連関表(速報)を公表	
	10	1	住宅統計調査を住宅・土地統計調査と改称して実施(第11回)(調査事項に土地関連事項を大幅に追加)	
11	10		「日本統計年鑑」、「日本の統計」、「世界の統計」、「STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN」のホームページへの掲載を開始	
	1	26		中央省庁等改革推進本部、「中央省庁等改革に係る大綱」を決定
	4	27		「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」を閣議決定(統計センターの独立行政法人化、民間委託の推進等)
	4	27		「審議会等の整理合理化に関する基本的計画について」を閣議決定
	4		統計局・統計センターと都道府県を結ぶ広域統計情報ネットワークSWANの運用を開始	
	4		「専門コース」を「専科」に統合し、「専科」を六つの課程に再編	
	7	1	事業所・企業統計調査(簡易調査)(第17回)を実施(通商産業省の商業統計調査と同時実施)	
	7	16		法律第91号「総務省設置法」(13年1月6日施行)
	7	16		法律第103号「独立行政法人通則法」
	7	16	法律第87号「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(統計法を一部改正し、指定統計調査に関する事務の一部は地方公共団体の長等が行うことができることとする。12年4月1日施行)	
	7		家計調査の調査対象に農林漁家世帯を追加	
	7		「統計情報インデックス検索システム」の運用を開始(～20年3月)	
	9		全国消費実態調査を実施(第9回)	

年	月	日	統計関連事項	その他
	11	15	サービス業基本調査を実施(第3回)	
	12	22	法律第219号「独立行政法人統計センター法」(15年4月1日施行)	
12	2	14	政令第35号「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務庁関係政令の整備に関する政令」(統計法施行令を一部改正し、指定統計調査に関する地方公共団体の事務を法定受託事務として整理。国勢調査令を一部改正し、法定受託事務を明確化。4月1日施行)	
	3	31		有珠山噴火
	4	1	統計研修所に副所長、主任研究官、研究官を設置	
	4		総務庁、経済企画庁が共同で「個人消費動向把握手法改善のための研究会」を設置	
	5		「昭和60～平成2～7年接続産業連関表」を公表	
	8	10		三宅島噴火(9月1日全島避難を決定)
	9	11		台風14号(東海豪雨)
	10	1	国勢調査を実施(第17回)	
	10	6		鳥取県西部地震
12			就業構造基本調査及び全国物価統計調査の集計において、クライアント／サーバ方式のデータ訂正システムを開発(パソコンの操作にサーバが応答することにより事務を処理)	
12			「隣接調査区検索システム」を開発	
12			CMS(センサス・マッピング・システム) データと背景地図データを統合してイントラネットで提供する「CMSねっとまっぷシステム」を開発	
13	1	6	中央省庁等再編、総務省設置。統計局、統計センター、統計研修所は総務省に置かれ、統計局には総務課、参事官のほか、統計基準部及び統計調査部を設置。統計調査部に調査企画課を設置	
	1	6	統計審議会が法施行型の審議会となる	
	1	6	統計図書館を統計図書資料館と改称し、統計センター統計研修所に設置(15年4月再び統計図書館と改称)	
	1	6	統計研修所の統計官を増員、研究官室を設置	
	1		「IT関連消費、高額消費等を中心とした個人消費動向把握のための試験調査」を実施	
	1		「新たな個人消費統計調査の調査方法等に関する研究会」を設置	
	1		SISMACを「総合統計データベース(St@tNavi)」と改称(統計関係文書、Excelファイル形式のデータ提供を開始。～20年3月)	
	2		外部有識者を統計研修所の客員研究官として初めて招請	
	3	6	国連統計委員会、初めて日本代表を議長に選出(令和2年3月にも議長に選出)	
	3		小・中学生向け統計学習サイト「なるほどデータ for きっず」を開設	
	4		東京タワーに「とうけいプラザ」を開設(～22年3月)	
	4		「独立行政法人統計センター設立準備室」を設置	
	6	29		法律第86号「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(15年4月1日施行)
	8		消費者物価指数を改定(平成12年基準)	
	9	11		米国で同時多発テロ
	10	1	事業所・企業統計調査を実施(第18回)(調査票を大型化。親会社と子会社の名寄せによる集計)	
	10	20	社会生活基本調査を実施(第6回)(一部調査票にアフターコード方式(日誌形式で自由に記入する方式)を導入。初めてコンピュータによる格付支援システムを導入)	
	10		家計消費状況調査を開始	
14	1		単身世帯収支調査と貯蓄動向調査を家計調査に統合	
	1		家計消費指数の公表を開始	
	1		労働力調査特別調査を労働力調査に統合(調査票をOCR仕様に変更)	
	3	7	日本標準産業分類を改定(第11回、10月1日施行)	
	4	1	日本標準建築物用途分類の位置付けを変更、国土交通省が作成する統計に使用する分類とし、建築物用途分類と改称	
	4		個人企業経済調査の調査事業所数を拡大、調査票を動向調査票(毎四半期)と構造調査票(毎年3月)に変更。個人企業営業状況調査を廃止	
	4		統計局ホームページから統計図書館蔵書の書誌データ検索が可能となる	
	5		「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(統計関連事項)推進協議会」、「調査客体の重複是正措置の実施、同措置のための上限値の決定及び被調査履歴登録の手続きについて」を申合せ	
	6	25		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002について」を閣議決定(ニーズに乏しい統計の廃止、新たな統計の整備)

平成

年	月	日	統計関連事項	その他
	6		「事業所・企業データベース」の運用を開始	日朝平壤宣言
	8		「統計メールニュース」の発信を開始	
	9	17		
	9	18	「本科課程」の履修期間を5か月から3か月に変更	
	10	1	就業構造基本調査を実施(第14回)	
	11		全国物価統計調査を実施(第9回、インターネット通信販売価格の調査を開始)	
15	1	16	「統計局インフォメーション」を「統計トピックス」に名称変更	各府省情報化統括責任者連絡会議、「電子政府構築計画」を決定 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」を閣議決定
	3		小売物価統計調査において、全ての調査員への携帯端末配布が完了、完全オンライン化(13年10月から東京都で試行を開始)。新製表システムを導入	
	4	1	統計センター、独立行政法人となり、第1期中期目標期間開始(～19年度)。統計研修所は総務省の施設等機関となる	
	4		「研究発表会議」を「研究報告会」に改称	
	5	30	法律第61号「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(統計法の一部及び統計報告徴収法の一部を改正し、指定統計、届出統計及び統計報告の徴収に係る個人情報については個人情報保護法を適用しないこととする。17年4月1日施行)	
	5		統計センター、第1期中期目標期間中の経営理念を決定	
	5		家計消費指数の公表を開始(15年1月分から。家計調査の結果と家計消費状況調査の結果を合成して作成)	
	6	27	各府省統計主管部局長等会議、「統計行政の新たな展開方向」を申合せ	
	7	1	農林水産省、大臣官房統計情報部を統計部に改称	
	7	17		
	8	1		
	8	29	平成12年(2000年)産業連関表(速報)を公表	
	10	1	住宅・土地統計調査を実施(第12回)(市区町村コード格付に格付支援システムを試行的に導入)	
	10	6	第18回サービス統計に関するフォーラム・グループ会合を初めて我が国(東京)で開催(～10日)	
15			SWANの運用を一部停止、地方公共団体が構築した総合行政ネットワークLG-WANに移行	
16	1		「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」を設置	内閣に規制改革・民間開放推進本部を設置 法律第59号「市町村の合併の特例等に関する法律」(17年4月1日施行) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定(既存の統計を抜本的に見直す一方、真に必要な分野を重点的に整備) 規制改革・民間開放推進会議、第1次答申を提出(指定統計の民間開放等)
	1		「統計GISプラザ」の運用を開始(20年4月、e-Statに組み込み「地図で見る統計(統計GIS)」と改称)	
	4	1	統計センター、受託推進室を設置(20年受託製表室に改組)	
	4		「業務・システムに関する最適化計画ワーキング・グループ」を設置	
	5	10	インターネットを活用した通信研修「統計調査基礎課程」を開設(20年度「統計調査基礎課程(応用)」を新設、26年度「通信研修(入門1)」、「通信研修(入門2)」に改称)	
	5	25		
	5	26		
	5		内閣府の法人企業動向調査と財務省の景気予測調査を一本化し、両府省共管の法人企業景気予測調査を開始	
	6	1	事業所・企業統計調査(簡易調査)(第19回)、サービス業基本調査(第4回)を同時に実施(通商産業省の商業統計調査も同時に実施)	
	6	4		
	9		全国消費実態調査を実施(第10回、家計簿格付・入力システムを導入)	
	11		高校生向け学習サイト「How to 統計」を開設	
	12	24		
16			「日本の長期統計系列」をホームページに掲載(～24年3月更新終了)	
16			「国勢調査調査区情報付加システム」を開発	
17	3	25		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)について」を閣議決定(指定統計の民間開放を推進)

年	月	日	統計関連事項	その他
	3	25		日本国際博覧会(愛・地球博)開幕(～9月25日)
	3	30	「平成2～7～12年接統産業連関表」を公表	
	3	31	各府省統計主管課長等会議、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を申合せ	
	3		「共同研究リサーチペーパー」を創刊	
	4	8	各府省情報化統括責任者連絡会議幹事会、「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」を決定	
	4		住民基本台帳人口移動報告の作成に住民基本台帳ネットワークシステムの利用を開始	
	6	10	内閣府の経済社会統計整備推進委員会、「政府統計の構造改革に向けて」を公表	
	6	21		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について」を閣議決定(経済センサス(仮称))の整備)
	6		「調査項目の標準化に関する研究会」を設置	
	7	8	「サービス統計研究会」を設置	
	7	26		法律第86号「会社法」(18年5月1日施行)
	8	15	統計基準部を政策統括官(統計基準担当)に改組。統計局参事官に替えて統計情報システム課を設置	
	8	28	国際協力機構(JICA)、「カンボジア政府統計能力向上プロジェクト」を開始(～27年)	
	10	1	国勢調査を実施(第18回)(製表事務に進行管理システム、新産業分類格付システムを導入)	
	10	7	疾病、傷害及び死因の統計分類の一部を改正(18年1月1日施行)	
	12	21		規制改革・民間開放推進会議、第2次答申を提出(指定統計の民間開放のための計画策定等)
	12	24		「行政改革の重要方針について」を閣議決定(特定独立行政法人の役職員について、国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点が明確でないものは全て非公務員化)
18	3	13	統計局、「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を開催(～19年4月)	
	3	31	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」を決定(以降平成24年度までの間に8回改定)	
	3	31	「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」、「経済センサスの枠組みについて」を決定	
	3	31		「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)について」を閣議決定(統計調査業務の民間開放・市場化テストを積極的に推進)
	3		統計局、統計センター共同で「統計センターの役割・業務に関する研究会」を設置(～6月27日)	
	3		日本統計協会、「新版 日本長期統計総覧」の刊行を開始(全5巻、～12月)	
	4	1	統計局に経済基本構造統計課を設置	
	4	6	各府省統計主管部局長等会議、「経済センサスの今後の取組みについて」を申合せ	
	4		本格運用を開始した「総合月次統計データベース」により提供を一元化	
	5	19	経済センサス企画会議を設置	
	6	2		法律第47号「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人を所管する大臣は、その組織、業務の在り方等について検討を行い必要な措置を講ずる)
	6	2		法律第51号「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(7月7日施行)

平成

年	月	日	統計関連事項	その他
	6	5	内閣府の「統計制度改革検討委員会」、報告書を公表	
	6	5	総務省の「統計法制度に関する研究会」、報告書を公表	
	6	8		法律第5号「住生活基本法」
	7	7		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」を閣議決定（統計委員会（仮称）の設置、統計法制度を抜本的に改革するための法律案の次期通常国会への提出）
	8		消費者物価指数を改定（平成17年基準）	
	8	4	「統計センターの役割・業務に関する研究会」、「統計センターの役割・業務等の在り方に関する提言」を取りまとめ	
	9	5		「公共サービス改革基本方針」を閣議決定（官民競争入札、民間競争入札等の民間開放の実施）
	10	1	事業所・企業統計調査を実施（第20回）	
	10	6	「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」を策定	
	10	20	社会生活基本調査を実施（第7回）（生活時間行動分類に格付支援システムを導入）	
	11	17	「独立行政法人統計センター業務の民間開放について」を策定	
	12	22		「公共サービス改革基本方針」を閣議決定（総務省は統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定と科学技術研究調査の民間競争入札を実施、統計センターは民間開放を推進）
19	1	9		防衛省を設置
	1	25		「日本経済の進路と戦略について」を閣議決定（サービス統計の拡充）
	2	21	政令第24号「統計法施行令の一部を改正する政令」（就業構造基本調査、全国物価統計調査について市町村長が処理する事務の一部を民間事業者に委託できることとする）	
	5	23	法律第53号「統計法」（21年4月1日全面施行）	
	5	30	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」と改称	
	6	18	「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」を開催（～20年3月）	
	10	1	就業構造基本調査を実施（第15回）（初めて世帯を対象としたオンライン調査を一部で導入。初めて国一括のコールセンターを設置）	
	10	1	統計審議会廃止、内閣府に統計委員会を設置	
	10	16	統計センター（調査票情報を扱う部局）、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得（22年10月総務部を除く全部局で取得）	
	10	26		「公共サービス改革基本方針」を閣議決定（統計センターは符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証の結果を踏まえ、具体的検討を行い、本年中に結論を得る）
	10	29	「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」を策定	
	11	6	日本標準産業分類を改定（第12回、20年4月1日施行）	
	11	21	全国物価統計調査を実施（第10回）	
	12	11	政策評価・独立行政法人評価委員会、統計センター等総務省所管の独立行政法人に関し「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を決定	
	12	19	政令第377号「統計法施行令の一部を改正する政令」（住宅・土地統計調査、個人企業経済調査について市町村長が処理する事務の一部を民間事業者に委託できることとする）	
	12	20	総務省、「独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」を決定（平成21年に統計センター役員を非公務員化）	

年	月	日	統計関連事項	その他
	12	24		「独立行政法人整理合理化計画について」を閣議決定(統計センター役職員の非公務員化と官民競争入札の導入など民間開放の推進)
	12	24		「公共サービス改革基本方針」を閣議決定(統計センターは、平成22年国勢調査における符号格付業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を行う)
19			科学技術研究調査について市場化テストの取組を開始	
20	2		「独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」を国会に提出(21年7月廃案)	
	2	29	総務大臣、統計センターに対し、第2期中期目標(20年度～24年度)を指示	
	3		経済センサス企画会議、平成23年経済センサス-活動調査に係る検討を取りまとめ	
	4		統計センターの第2期中期目標期間開始(～24年度)	
	4		政府統計共同利用システム及びそのサブシステムとしてのe-Stat(政府統計の総合窓口)の本格運用を開始	
	4		統計センター、共同利用システム課を設置	
	4		e-Statで「地図で見る統計(統計GIS)」の提供を開始	
	5		統計センター、第2期中期目標期間中の組織理念、経営理念を決定	
	5		「経済センサス-活動調査推進関係府省会議」を設置	
	7		サービス産業動向調査を開始	
	7		「サービス産業動向調査利用研究会」を設置(～21年5月)	
	7		「経済センサス-活動調査有識者懇談会」を設置	
	8	26	平成17年(2005年)産業連関表(速報)を公表	
	9	15		リーマン・ブラザーズが経営破綻、世界的株安、金融不安、同時不況(リーマン・ショック)
	9	22	指定統計第122号「経済構造統計」を指定	
	10		住宅・土地統計調査を実施(第13回)(一部地域においてオンライン調査を試行実施)	
	10		国土交通省、総合政策局情報管理部を廃止	
	10	31	政令第334号「統計法施行令」(21年4月1日施行)	
	11	28	総務省令第125号「経済センサス基礎調査規則」(21年7月1日現在により行う。事業所・企業経済調査規則は廃止。21年4月1日施行)	
	12	16	総務省令第145号「統計法施行規則」(21年4月1日施行)	
	12	24	政策統括官(統計基準担当)、「調査票情報の提供に関するガイドライン」を策定	
21	1	20	統計局ホームページに「統計Today」の掲載を開始	
	3	13	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅰ期基本計画)を閣議決定	
	3	18	政令第37号「統計法施行令の一部を改正する政令」(全国消費実態調査について市町村長が処理する事務の一部を民間事業者に委託できることとする)	
	3	23	総務省告示第175号、第176号(新たな統計法に基づく統計基準としての「日本標準産業分類」、「疾病、傷害及び死因の統計分類」)	
	4		統計法施行	
	4		総務省告示第216号(旧統計法に基づく指定統計のうち新統計法の規定により指定を受けた基幹統計とみなす51統計)	
	4	23	各府省統計主管部局長等会議、「公的統計基本計画推進会議の設置について」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進についてを申合せ	
	4		統計センター、「統計データアーカイブ」の運用を開始	
	6		「平成21年経済センサス-基礎調査実施本部」を設置	
	7		経済センサス-基礎調査を初めて実施(「本社等一括調査」を導入)	
	9	16		民主党、社会民主党、国民新党の連立政権発足
	9		全国消費実態調査を実施(第11回、収支項目分類に格付支援システムを導入)	
	9		「事業所母集団データベース研究会」を設置	
	9		各府省統計主管部局長等会議申合せにより「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を設置	
	11		行政刷新会議、統計センターの運営費交付金について事業仕分けを実施	
	12	21	総務省告示第555号「日本標準職業分類」(新たな統計法に基づく統計基準として公示、通算して5回目の改定)	
	12	25		「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を閣議決定(統計センター役職員の非公務員化等の凍結)

年	月	日	統計関連事項	その他
21			統計局イメージデザインを策定(24年7月27日商標登録)	
21			統計局LAN、総務省LANに移行、統計センターとは新たに「統計業務基盤システム」を構築して接続	
22	1		住民基本台帳人口移動報告において、年齢別、前住地の市町村別の公表を開始	
	3	31	総務省告示第112号「指数の基準時に関する統計基準」(指数の基準時は5年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする)	
	3	31	各府省統計主管課長等会議、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を申合せ	
	3		「平成7-12-17年接続産業連関表」を公表	
	3		小売物価統計調査のガソリン価格の公表日を早期化	
	3		「広報に関する基本方針」を策定	
	3		統計局ホームページに「統計ヘッドライン」の掲載を開始	
	4		統計センター、「製表業務民間委託調整会議」を設置	
	5	12	統計学習サイト「なるほどデータ for きっず」を刷新し、「なるほど統計学園」を開設	
	5	12	先生向けサイト「統計学習の指導のために」を開設	
	6	18	統計委員会、「公的統計整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」を決定	
	9	24	総務省告示第345号(産業連関表を基幹統計に指定)	
10	1		国勢調査を実施(第19回)(東京都にインターネット回答を導入、国一括のコールセンターを設置)	
	10		「経済センサス-基礎調査に関する研究会」を設置	
	11		「日本統計年鑑」の電子化データによる提供を開始	
	12	7		「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について」を閣議決定(統計センターの経費縮減)
22			「隣接調査区、隣接町丁・字等検索システム」を開発	
22			「調査区要図作成システム」を開発	
22			国勢調査用を最後に全てのホストコンピュータを廃止、サーバシステムへの移行を完了	
23	2	9	総務省告示第35号(鉱工業指数を基幹統計に指定)	
	3	2	総務省告示第70号(生命表を基幹統計に指定)	
	3	11		東日本大震災、福島第一原子力発電所事故
	3	15	政策統括官(統計基準担当)、基幹統計調査の報告義務の免責措置、統計調査の実施・変更承認手続等の弾力的運用等について各府省に通知	
	3	25	総務省告示第96号「季節調整法の適用に当たっての統計基準」	
	3	25	総務大臣、「事業所母集団データベースの整備方針」を決定	
	4	1	「平成24年経済センサス-活動調査実施本部」を設置	
	4	8	統計委員会委員長、談話「東日本大震災への対応について」を発出	
	4	18	東日本大震災による浸水地域、計画的避難区域の事業所数や人口等を集計した地図を作成、提供。そのほか被災状況に対応して特別集計、早期公表、調査の延期などを実施。 また、e-Statにおいて各府省統計の公表の取扱い等の情報を一元的に提供	
	6	17	総務省、経済産業省令第1号「経済センサス活動調査規則」(24年2月1日現在により行う)	
	7	1	経済産業省経済産業政策局調査統計部を大臣官房調査統計グループに改組	
	8		消費者物価指数を改定(平成22年基準)	
	8		教育用擬似マイクロデータの試行提供を開始	
	9	1	農林水産省地方農政局及び地方農政事務所に置かれていた統計・情報センターを廃止、地域センターに再編	
	10	20	社会生活基本調査を実施(第8回)	
	11	11	統計センター、5大学等との共催による「公的統計のマイクロデータ利用に関する研究集会」を初めて開催	
24	1	20		「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定(成果目標達成法人と行政執行法人に類型化)
	1		労働力調査の基礎人口の地域区分を2区分から11区分に変更、公表における地域区分「九州・沖縄」を「九州」と「沖縄」に分割	
	2	1	経済センサス-活動調査を初めて実施	
	2	10		復興庁を設置
	2	20	統計局、統計センター、「独立行政法人改革における統計センターの見直しに関する検討会」を開催	

年	月	日	統計関連事項	その他
	3		「経済センサス-基礎調査に関する研究会」、報告書を取りまとめ	
	5		事業所母集団データベースの整備のため、労働保険情報の利用を開始	
	5	11		「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」を国会に提出(24年11月廃案)
	6	15	総務省告示第213号(全国物価統計の基幹統計としての指定を解除)	
	7	9	総務省告示第258号(社会保障費用統計を基幹統計に指定)	
	10	1	就業構造基本調査を実施(第16回)	
	11		「日本統計年鑑」の電子書籍による提供を開始	
	12	21	「事業所母集団データベース運用管理規定」を決定	
	12	26		自由民主党・公明党の連立政権発足
25	1	24		「平成25年度予算編成の基本方針」を閣議決定(独立行政法人の見直しは当面凍結)
	1		事業所母集団データベースの運用を開始	
	1		政府統計共同利用システムを更改	
	1		労働力調査の調査事項を変更・追加(「常雇」を「常雇(有期の契約)」と「常雇(無期の契約)」に分割、「月末1週間の就業日数」を追加など)	
	1		小売物価統計調査(構造編)を開始、従来の小売物価統計調査を小売物価統計調査(動向編)に位置付け	
	2	4	事業所母集団データベース研究会、「ビジネスレジスター統計に関する基本的な考え方について」を取りまとめ	
	3	1	総務大臣、統計センターに対し第3期中期目標(25年度～26年度(当初は29年度))を指示	
	3	29	総務省告示第50号(埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定を解除)	
	4	1	広報事務を統計情報システム課に集約	
	4	1	統計図書館を統計研修所から統計情報システム課に移管	
	4	1	統計センターの第3期中期目標期間開始(～26年度(当初は29年度))	
	4	1	統計センター、統計作成支援課を設置	
	4	1	統計資料館をリニューアル	
	4	5	高校生向け学習サイト「How to 統計」を刷新し、「なるほど統計学園高等部」を開設	
	6	10	統計センターが運用する「次世代統計利用システム」上でAPI機能の試行運用を開始	
	6	14		高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」を決定
	6		サービス産業動向調査の拡大調査(年次)を開始	
	6		平成24年年次フレーム(母集団情報を年次単位で提供する枠組み)の提供を開始(以降毎年)	
	7	1	「平成26年経済センサス-基礎調査実施本部」を設置	
	7		住民基本台帳人口移動報告において、一部外国人を含む公表を開始	
	9		経済センサスにおける本社等一括調査をより効果的なものとするため、「企業構造の事前把握」を実施	
	10	1	住宅・土地統計調査を実施(第14回)(オンライン調査を全国に拡大)	
	10	18	統計センターが運用する「次世代統計利用システム」上で地図による小地域分析の機能の試行運用を開始	
	10	30	日本標準産業分類を改定(第13回、26年4月1日施行)	
	10		ILO、「未活用労働」という新しい概念を提唱	
	11		「統計局公式Facebook」の運用を開始	
	12	20		行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」を決定(統計センターの役職員の公務員身分を維持)
	12	24		「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について」を閣議決定(統計センターは単年度管理型の独立行政法人)
25			小売物価統計調査(構造編)に基づく消費者物価地域差指数の作成を開始	
25			e-StatにAPI機能、GIS機能を追加。「地図で見る統計(統計GIS)」の提供を開始	

年	月	日	統計関連事項	その他
25			「統計局広報戦略」を策定	
26	3	25	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画)を閣議決定	
	3		統計研修所、情報通信政策研究所の施設内(東京都国分寺市)に移転	
	3		統計研修所、初めての連携協定を一橋大学経済研究所と締結	
	4	1		消費税率を引上げ(8%)
	4		研修課程を「総合課程」、「統計入門課程」、「統計基礎課程」、「統計専門・応用課程」、「特別コース」に再編	
	6	1	統計力向上サイト「データサイエンススクール」を開設	
	6	13		法律第66号「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人の三類型に。(27年4月1日施行)
	6	13	法律第67号「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(独立行政法人統計センター法を一部改正し、統計センターを行政執行法人に。27年4月1日施行)	
	6	24		「経済財政運営と改革の基本方針2014」を閣議決定(内閣官房・内閣府の組織、仕組みの効率化・見直し)
	7	1	経済センサス-基礎調査を実施(第2回。経済産業省の商業統計調査と一体的に実施)	
	9		全国消費実態調査を実施(第12回)	
	9	2		総務大臣、「独立行政法人の評価に関する指針」を決定
	10	31	e-StatのAPI機能を拡充	
	10		「研究調整会議」を「統計研究推進会議」と改称(令和元年9月「統計研究会議」に改称)	
	11	28		法律第136号「まち・ひと・しごと創生法」
	12	19	平成23年(2011年)産業連関表(速報)を公表	
	12	27		「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定(政府関係機関の地方移転)
26			「統計情報戦略」を策定(統計局広報戦略を改称)	
27	1	14	統計センター、「業務プロセス改革推進計画」を策定(26年度～令和4年度)	
	1	14	第1回ベトナム統計視察団が来日(～15日)	
	1		e-Statで「地図による小地域分析(jSTAT MAP)」、「マップ De 統計」の提供を開始	
	1		「統計センター情報システム基盤」を構築し、パソコンの仮想化を実現した新たな統計センターLANシステムの運用を開始	
	2	13	疾病、傷害及び死因の統計分類を改定(28年1月1日施行)	
	3	17	「社会人のためのデータサイエンス入門」を開講(初めての政府提供の大規模無料オンライン講座)	
	4	1	統計センター、行政執行法人に移行	
	4	17	オンライン調査推進会議、「オンライン調査の推進に関する行動指針」を申合せ	
	4		「統計局動画チャンネル(YouTube)」を開設	
	4		研修課程を「本科(総合課程)」、「統計入門課程」、「統計基本課程」、「統計専門課程」、「特別コース」に再編	
	5	19	各府省統計主管課長等会議、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」を申合せ	
	5	19	各府省統計主管課長等会議、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を申合せ	
	5	20	第14回物価指数に関するオタワグループ会合を初めて我が国(千葉)で開催(～22日)	
	6	1	「平成28年経済センサス-活動調査実施本部」を設置	
	8	5	統計を活用したキッズ向けイベント(子ども統計局見学デー)を始めて開催(～7日)	

年	月	日	統計関連事項	その他
	8	25	総務政務官、ベトナムを訪問(～26日)	関東・東北豪雨 法律第66号「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」(内閣官房、内閣府の事務の見直し、統計委員会を内閣府から総務省に移管。28年4月1日施行)
	9	10		
	9	11		
	10	1	国勢調査を実施(第20回)(インターネット回答を全国に拡大、「みらいちゃん」誕生)	
28	2	8	「事業所母集団情報の整備に係る見直し方針」を決定	まち・ひと・しごと創生本部、「政府関係機関移転基本方針」を決定
	3	22		
	3	30	一般用マイクロデータの提供を開始	
	3	30	政策統括官(統計基準担当)、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」を策定	平成28年熊本地震
	3		統計センター、情報・システム研究機構と協力して「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」を設立	
	3		統計委員会、経済統計に共通する課題について取りまとめ	
	3		JICA、「ネパール中央統計局統計能力向上プロジェクト」を開始(～令和3年)	「経済財政運営と改革の基本方針2016」を閣議決定(経済統計の改善)
	3		JICA、「エジプト中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」を開始(～令和元年)	
	4	1	統計委員会を内閣府から総務省に移管	
	4	14		まち・ひと・しごと創生本部、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」を決定
	4		各府省統計主管課長等会議、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に「統計調査の実施過程の質の評価」の追加を申合せ	
	4		国際通貨基金が設定した経済・金融に関するデータ公表基準「SDDSプラス」に加入	
	4		オンライン講座「社会人のためのデータサイエンス演習」を開講	法律第103号「官民データ活用推進基本法」
	5	27	「平成12～17～23年接統産業連関表」を公表	
	6	1	経済センサス活動調査を実施(第2回)(インターネット回答を全ての事業所に拡大)	
	6	2		「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」を設置 講義動画を活用したオンライン研修「初めて学ぶ統計」を開始(令和2年度リニューアル)
	6	15	「家計調査の改善に関するタスクフォース」を設置	
	6	21	厚生労働省大臣官房統計調査部を政策統括官(統計・情報政策担当)に改組	
	8		消費者物価指数を改定(平成27年基準)	法律第103号「官民データ活用推進基本法」
	8		「統計資料館の管理・運営に関する規程」を制定	
	9	1		
	9	15	「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」を設置	LOD(公開度合いの最も高いレベル)による統計データの提供を開始
	9		講義動画を活用したオンライン研修「初めて学ぶ統計」を開始(令和2年度リニューアル)	
	10	18	総務省告示第388号(人口推計を基幹統計に指定)	
	10	20	社会生活基本調査を実施(第9回)	家計調査の紙の調査票データについて、収支項目分類にルールベース型の格付支援システムを導入(29年度からはオンライン調査票にも導入)
	11	8	第25回ビジネスレジスターに関するヴィースパーデンググループ会合を初めて我が国(東京)で開催(～11日)	
	12	14		
28	12	21	経済財政諮問会議、「統計改革の基本方針」を決定	「地方公共団体における統計利活用表彰」を開始(令和元年度からは「Data StaRt Award～地方公共団体における統計利活用表彰～」)
28			「地方公共団体における統計利活用表彰」を開始(令和元年度からは「Data StaRt Award～地方公共団体における統計利活用表彰～」)	
28			LOD(公開度合いの最も高いレベル)による統計データの提供を開始	
28			家計調査の紙の調査票データについて、収支項目分類にルールベース型の格付支援システムを導入(29年度からはオンライン調査票にも導入)	
29	1	1	「購買状況の把握に関する試験調査」を実施	第1回モンゴル統計視察団が来日(～13日)
	1	20	内閣府に「統計改革推進会議」を設置	
	1		オンサイト施設による調査票情報提供の試行を開始(令和元年本格運用開始)	
	2	9	第1回モンゴル統計視察団が来日(～13日)	
	2	27	第1回日本統計視察団、ベトナムを訪問(～3月3日)	
	3	29	「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」を改正	

年	月	日	統計関連事項	その他
	4	1	統計情報システム課、経済基本構造統計課を廃止し、統計作成支援課、統計利用推進課、統計情報システム管理官を設置	
	4	1	所掌事務に「統計技術の研究」を加え、統計研修所を統計研究研修所に改称。研究開発課、統計技術向上支援課、新規情報活用技術研究官を設置	
	4		人口推計の推計方法を変更（各年10月1日現在人口を都道府県の年齢各歳別に算出し、それらを足しあげて全国年齢別人口を求める）	
	5		「統計ダッシュボード」の運用を開始	
	5	1	第1回日本統計視察団、モンゴルを訪問（～3日）	
	5	19	統計改革推進会議、「統計改革推進会議最終取りまとめ」を決定	
	5	26	政策統括官（統計基準担当）、生産物分類策定研究会を設置	
	5	30		「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定（統計データオープン化の推進）
	6		オンライン講座「誰でも使える統計オープンデータ」を開講	
	6	9		「経済財政運営と改革の基本方針2017」を閣議決定（証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進）
	7		「消費動向指数研究協議会」を設置	
	7	1	オンライン研修「統計データのできるまで～統計的推測の基礎～」を開始（令和元年度「統計的推測の基礎①」、「統計的推測の基礎②」に分割）	
	8	1		各府省の責任者で構成する「EBPM推進委員会」発足
	8	1	家計消費単身モニター調査を開始	
	10	1	就業構造基本調査を実施（第17回）（オンライン調査を全ての地域に拡大）	
	11	17	「プロファイリング活動に関する連絡会議」を設置	
29			外部専門家を統計研修所の客員教授として初めて招請	
30	1	4	データ検索機能、統計表編集機能などを強化し、e-Statを刷新。統計GISを廃止し、jSTAT MAPに統合	
	1		労働力調査において、「完全失業者」の求職活動期間（1週間）を1か月に拡大した「失業者」を新設し、この「失業者」に加えて「追加就労希望就業者」、「潜在労働力人口」、「拡張求職者」、「就業可能非求職者」を新たな就業状態区分として導入。「労働力人口」を「就業者」と「失業者」を合わせたものに変更。これらを踏まえ、1～3月期分から「未活用労働指標」の公表を開始	
	1		家計調査にオンライン調査の導入を開始（～令和元年12月）	
	1		政府統計共同利用システムを更改	
	3	6	「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）を閣議決定	
	30	30	消費動向指数（CTI）を初めて公表（30年1月分）	
	30	30	統計研究研修所、「匿名データ有識者会議」を設置	
	4	1	統計局、統計センター、和歌山市に「統計データ利活用センター」を開設	
	4		統計センター、「プロファイリング活動の実施方針」を決定	
	4			EBPMの取組を主導する政策立案総括審議官等を各府省に設置
	6	1	法律第34号「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（全面施行は令和元年5月1日。調査票情報の提供対象の拡大、委託を受けての統計調査の実施を統計センターの業務に追加等）	
	6	12		シンガポールで初の米朝首脳会談
	6	28		台風7号等による豪雨（～7月8日）
	6		「統計データ分析コンペティション」を初めて開催	
	6		小・中学生向け統計データ検索サイト「キッズすたっと」を開設（令和3年3月更新）	
	6		統計センター、「教育用標準データセット」（SSDSE）を作成・公開	
	7	20	統計委員会、「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」	
	8		統計局とベトナム統計総局、ICTシステムの導入に関する覚書を締結	
	9	21	「プロファイリング活動に関する実務検討会」を設置	
	10	1	住宅・土地統計調査を実施（第15回）	
	11	14	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムを初めて我が国（東京）で開催（～16日）	
	12	21	政令第346号「統計法施行令の一部を改正する政令」（調査票情報の提供についての手数料の額及び納付方法。31年5月1日施行）	

年	月	日	統計関連事項	その他
30	12		「国際統計に関する関係省庁等連絡会議」に替えて、「国際統計に関するワーキンググループ」を設置	
	12		毎月勤労調査において、不適切な処理が行われていたことが判明	
	30		住民基本台帳人口移動報告の公表体系を日本人移動者中心の体系から外国人を含む移動者中心の体系に変更(30年結果から) 地方公共団体を支援する「統計データ利活用推進事業」を開始	
31	1	1	統計センター、経営審議室と管理部を統合して総務部を新設。統計情報・技術部を改組し、統計情報システム部を設置。統計情報システム部に統計情報提供課を設置。統計編成部の分課を人口統計編成課、経済統計編成課、消費統計編成課に再編。経済統計編成課に企業調査支援室を設置	
	1	22	厚生労働省の第三者委員会「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」、報告書を提出	
	1	24	政策統括官(統計基準担当)、基幹統計に関する各府省の自主点検結果を取りまとめ、公表	
	1	28	賃金構造基本統計調査について、不適切な処理が行われていたことが判明	
	2	27	「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」が追加報告書を提出	
	3	14	総務省令第17号「全国消費実態調査の一部を改正する省令」(全国消費実態調査を全国家計構造調査に改称。5年ごとに行う)	
	3	26	「総務省統計局ブランド戦略方針」を策定し、「センサスくん」と「みらいちゃん」を「統計局イメージキャラクター」に決定	
	3	28	総務省政策統括官(統計基準担当)、「地域別表章に関するガイドライン」を決定	
	3		統計センター、「プロファイリング活動実施計画」を決定	
	4	1	統計作成支援課を事業所情報管理課に、統計利用推進課を統計情報利用推進課に改称	
	4	1	総務省・経済産業省令第1号「経済構造実態調査規則」(経済センサス活動調査を実施する年以外の毎年6月1日現在によって行う)	
	4	25	総務省政策統括官(統計基準担当)、「サービス分野の生産物分類」を公表	

令和

元	5	1		皇太子徳仁親王即位。令和に改元
	5	24	総務省告示第40号(工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計の基幹統計としての指定を解除)	「経済財政運営と改革の基本方針2019」を閣議決定(公的統計の分析的審査体制の整備)
	5		オンサイト施設による調査票情報提供の本格運用を開始	
	5		「ミクロデータ利用ポータルサイト(miripo)」を開設	
	5		地方公共団体のためのデータ利活用支援サイト「Data StaRt」を開設	
	5		統計センター、経営理念・経営方針を決定	
	6	1	サービス産業動向調査(拡大調査)、経済産業省の特定サービス産業実態調査及び商業統計調査を統合・再編して経済構造実態調査を開始(以降毎年)。工業統計調査と同時に実施	
	6	1	経済センサス-基礎調査(第3回)を実施(10か月の間に順次調査する「ローリング調査」方式。官公営の事業所については、毎年調査)	
	6	1	統計センター、企業調査支援事業(プロファイリング)を開始	
	6	20	内閣府及び産業連関表作成府省庁、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を決定	
	6	21		
	6	27	統計委員会、第一次再発防止策として「公的統計の総合的品質管理を目指して」を建議	
	6	27	平成27年(2015年)産業連関表を公表	
	6		個人企業経済調査を四半期ごとから年1回に変更。調査の単位を事業所から企業に変更。調査対象をほぼ全ての産業に拡大するとともに、調査対象企業数を大幅に拡大して都道府県別結果の公表を可能に。調査員調査から郵送、オンライン調査に変更	
	7	18	統計委員会、「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」	
	7		内閣官房統計改革推進室に統計分析審査官31人を配置し、府省に派遣	
	8		家計調査について、コールセンターを設置	
	8		統計改革推進会議の下に「統計行政新生部会」、「統計改革調査部会」を設置	

令和

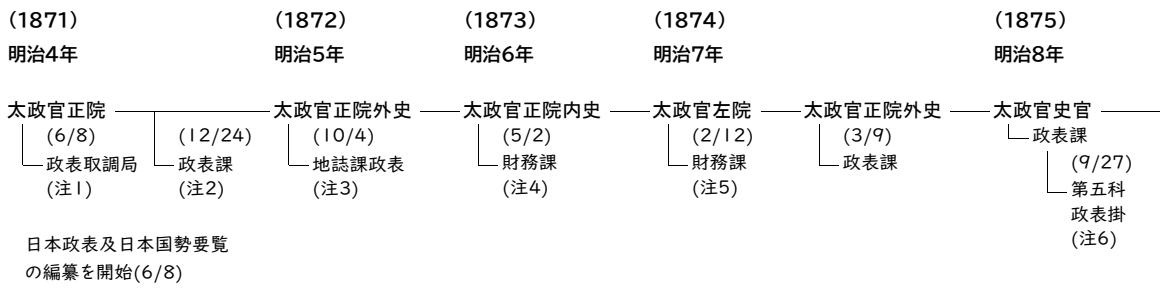
年	月	日	統計関連事項	その他
元	8		国連で採択されたSDGsの進捗を測定するための指標について、我が国のものを初めて公表	消費税率を引上げ(標準税率10%、軽減税率8%) 令和元年東日本台風(台風19号)
	8		各府省からの相談に対応するための「統計業務相談総合窓口」を設置	
	9	27	統計委員会点検検証部会、重点審議の結果を統計委員会に報告	
	9	30	統計委員会、最終的な再発防止策として「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」を建議	
	9		労働力調査について、オンライン調査の段階的導入を開始(～2年4月)、コールセンターを設置。オンライン調査票について、産業・職業分類に格付支援システムを導入	
	10	1		
	10	10		
	10		全国消費実態調査を全国家計構造調査と改称して実施(第13回。基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査に再編し、耐久消費財の調査は廃止。調査期間を3か月間から2か月間に変更)	
	12	24	統計改革推進会議統計行政新生部会、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」を提言	
	12	31		
2			「教育用標準データセット」(SSDSE)に都道府県別時系列データを追加、市町村別データを更新	中国武漢市で新型コロナウイルス感染症が発生
	1	30		WHO、新型コロナウイルス感染症に関し緊急事態(パンデミック)を宣言 英国、EUを離脱
	1	31		
	2	26	政策統括官(統計基準担当)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から調査計画の変更承認手続等について弾力的な運用を行うこと等に関する通知を各府省等に発出(4月8日、3年1月8日にも発出)	新型コロナ感染症について、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出
	3	16	統計委員会、「統計法第9条ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」を改正	
	4	7		令和2年7月豪雨(熊本県)(～7月31日)
	4	9	統計局、都道府県宛てに「総務省所管統計調査の確実な実施及び調査方法における郵送の活用について」を発出	
	4		「統計作成支援センター」を設置(各府省、地方公共団体からの相談に対応。元年8月から「統計業務相談総合窓口」として開設)	
	4		研修体系を見直し、「業務レベル別研修」と「分野別研修」に再編。「統計データアナリスト研修」、「統計データアナリスト補研修」、「統計幹部講座」を開設	
	5	1	統計委員会委員長、新型コロナ感染症と統計調査についての談話を発出	
	6	2	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅲ期基本計画)の一部変更を閣議決定	
	6	2	統計行政推進会議、「総合的対策に基づく改革工程表」を申合せ	
	7	3		
	7	31	統計委員会、「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」	
	8	31	「平成17-23-27年接統産業連関表」を公表	
	10	1	国勢調査を実施(第21回)(大正9年の第1回調査から100年目)	
3	2	10	ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ活用のためのウェブセミナーを初めて開催	
	4	19	疾病、傷害及び死因の統計分類の一部を改正(6月1日施行)	
	4	26	「統計担当者向け入門」をオンライン講座に改変	
	4		「なるほど統計学園」と「なるほど統計学園高等部」を再編・統合し、新たな「なるほど統計学園」を開設	
	5	12	ライブ形式による研修を本格導入	
	5	31	「財分野の生産物分類」を公表	
	6	1	経済センサス活動調査(第3回)、個人企業経済調査を同時に実施(経済センサス活動調査の一部については統計センターが受託して企業調査支援事業として実施)	
	6	30	令和元年年次フレームを基に、地域別に事業所数、売上高等の基本的な項目の集計・推計(ビジネスレジスター統計)を試行し、結果を公表	

年	月	日	統計関連事項	その他
	7	1	政策統括官(統計基準担当)を政策統括官(統計制度担当)に改称	東京2020オリンピック開幕(～8月8日。パラリンピック8月24日～9月5日)
	7	9	統計調査等業務最適化推進協議会、「統計データの整備に係る基本方針」を決定	
	7	23		
	8		消費者物価指数を改定(令和2年基準)	
	10	20	社会生活基本調査を実施(第10回)	
	12		小売物価統計調査(構造編)における最後の店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査を実施(この後、廃止)	
	12		小売物価統計調査(動向編)において、最後の宿泊料調査を実施(この後、インターネットによる価格収集により代替)	
3			統計センター、新たな「調査票情報等管理規程」、「調査票情報等管理要領」を策定	
3			統計センター、経済センサス-活動調査について、約5,000企業を対象にプロファイリング活動を実施	
4	1	11	統計資料館をリニューアルし、「統計博物館」と改称	
	1		家計調査の収支項目分類に、ルールベース型と機械学習型を組み合わせたハイブリッド型格付支援システムを導入	
	1		政府統計共同利用システムを更改	
	1		「業務レベル別研修」のうち中級コースの3研修をオンライン研修に改変	
	3	24	「独立行政法人統計センター人材確保・育成方針」を策定	
	12	7	統計150年記念式典を開催	
4			統計局と統計センターのネットワーク接続を「統計センター基盤業務システム」に移行	

組織の変遷

太政官時代

(明治4年12月24日～)



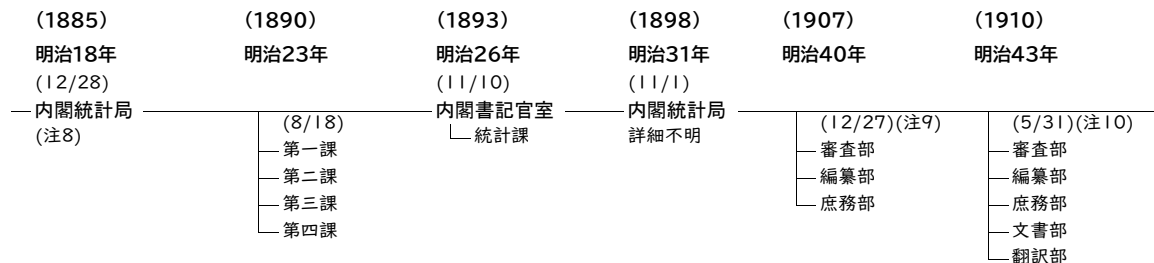
(注1) 太政官沿革志による
(注2) 明治史要(明治9年刊)等による
(注3) 太政官沿革志によれば「政表課ヲ政表掛ト改称シ地誌課ニ属セシム」
(注4) 政表課ハ此課ニ附属ス
(注5) 正院中財務課事務左院へ被附
(注6) 太政官沿革志によれば「政表掛ヲ第五科ノ中ニ置ク」

※ 記載した年次は、暦年で区分
※ []内の数値は人数を表す
※ ()内の数値は月日を表す

(1877) 明治10年	(1880) 明治13年 (3/3)	(1881) 明治14年 (5/30)	(1882) 明治15年	(1884) 明治17年
— 太政官調査局 — └ (1/18) 調査局へ移管 (注7) (注7) 法規分類大全によれば 「調査局ハ……且政表ヲ作ル所ナリ」	— 太政官会計部 — └ (5/8) 統計課	— 太政官統計院 — └ 第一課 └ 第二課 └ 第三課 └ 第四課 └ 第五課 └ 第六課 └ 第七課 └ 第八課 └ 第九課(6/28)	(2/16) └ 第一課 └ 第二課 └ 第三課 (6/2) └ 翻訳課 — × └ 庶務課 (6/2) └ 第四課(4/18) — ×	└ 第一課 └ 第二課 └ 第三課 └ 翻訳課(4/2) └ 庶務課
		(5/30) 統計委員 —		

内閣時代

(明治18年12月28日～)



(注8) 法規分類大全によれば

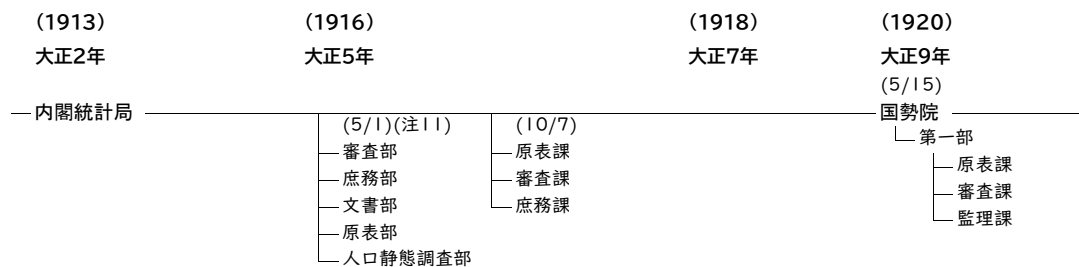
「統計院ヲ廃シ内閣ニ統計局ヲ置き官制ヲ定ムルコト左ノ如シ」

(注9) この日付けの総理宛ての「内閣統計局事務概要」の記載による

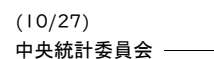
(注10) この日付けの「内閣統計局一覧」の記載による

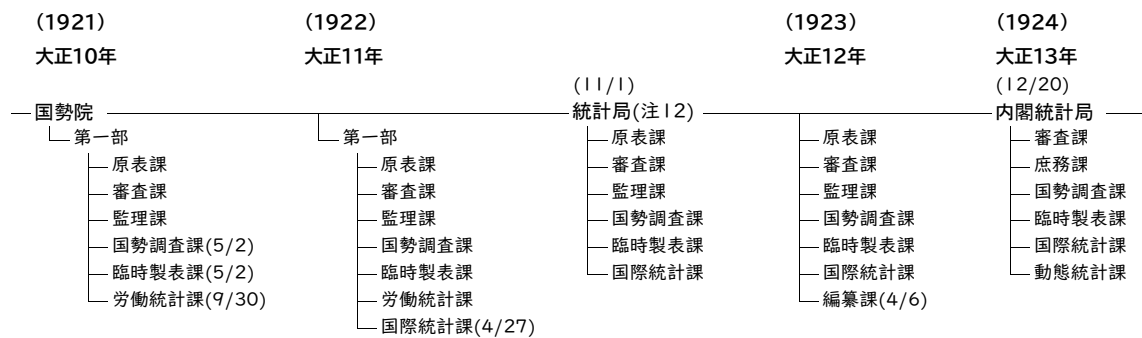
— 統計委員 ——— ×

(5/27)
国勢調査
準備委員会 ———



(注11) この日付けの「内閣統計局一覧」の記載による





(注12) 内閣の外局

(3/31)
— 臨時国勢調査局 —×

(3/24)
— 国勢調査評議会 —×

(2/1)
統計職員養成所
※第1回を開所

— 中央統計委員会 —

(1925) 大正14年	(1926) 大正15年／昭和元年	(1927) 昭和2年	(1929) 昭和4年	(1931) 昭和6年	(1940) 昭和15年
— 内閣統計局					
— (4/1)	— 庶務課	— 庶務課	— 庶務課	— 庶務課	
— 庶務課	— 人口課	— 人口課	— 人口課	— 人口課	
— 人口課	— 製表課	— 製表課	— 製表課	— 第一製表課(4/1)	
— 製表課	— 労働課	— 労働課	— 労働課	— 第二製表課(4/1)	
— 労働課	— 国際課	— 国際課	— 審査課(4/1)	— 労働課	
— 国際課	— 臨時家計調査課(4/1)		— 臨時農業調査課(4/1)	— 審査課	

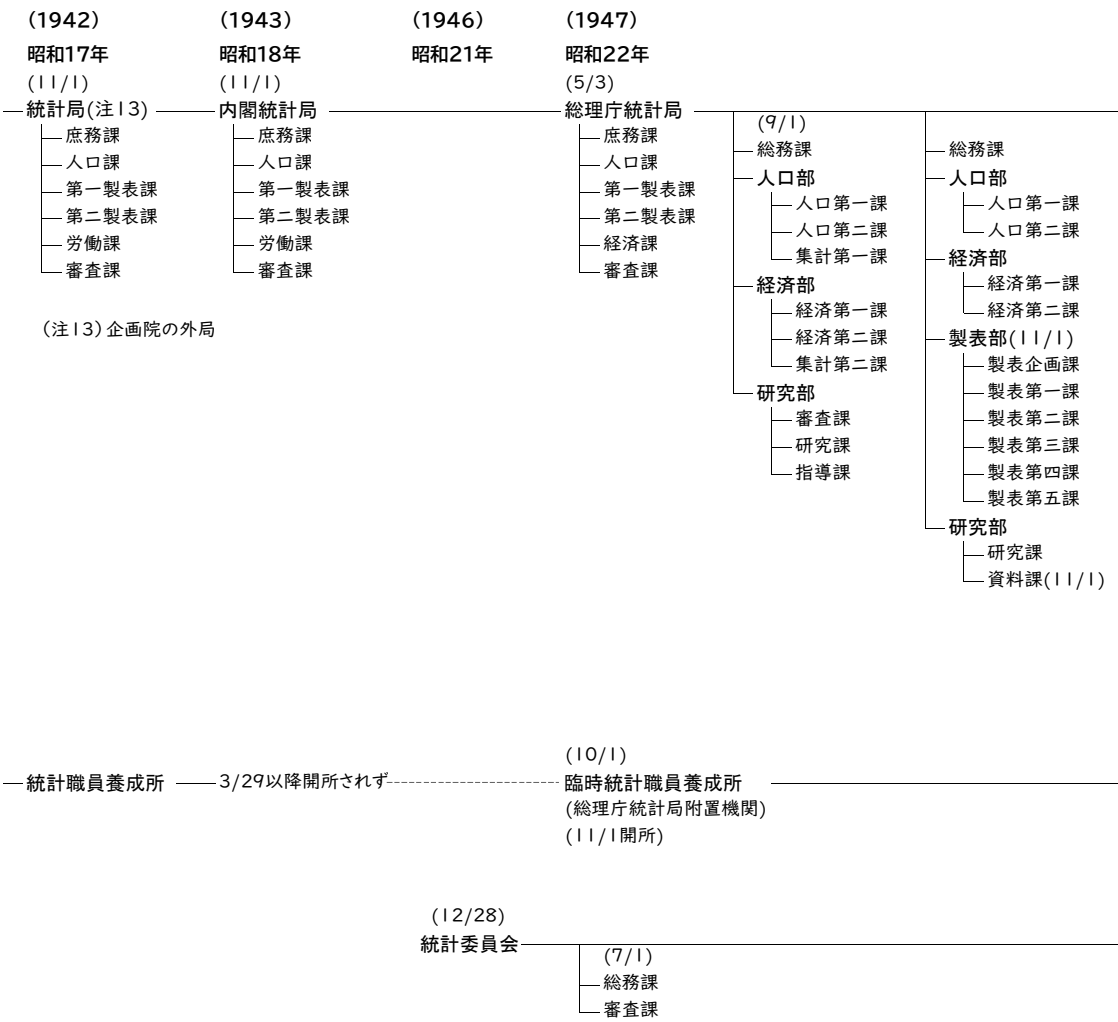
— 統計職員養成所 —

— 中央統計委員会 — (12/28)
×

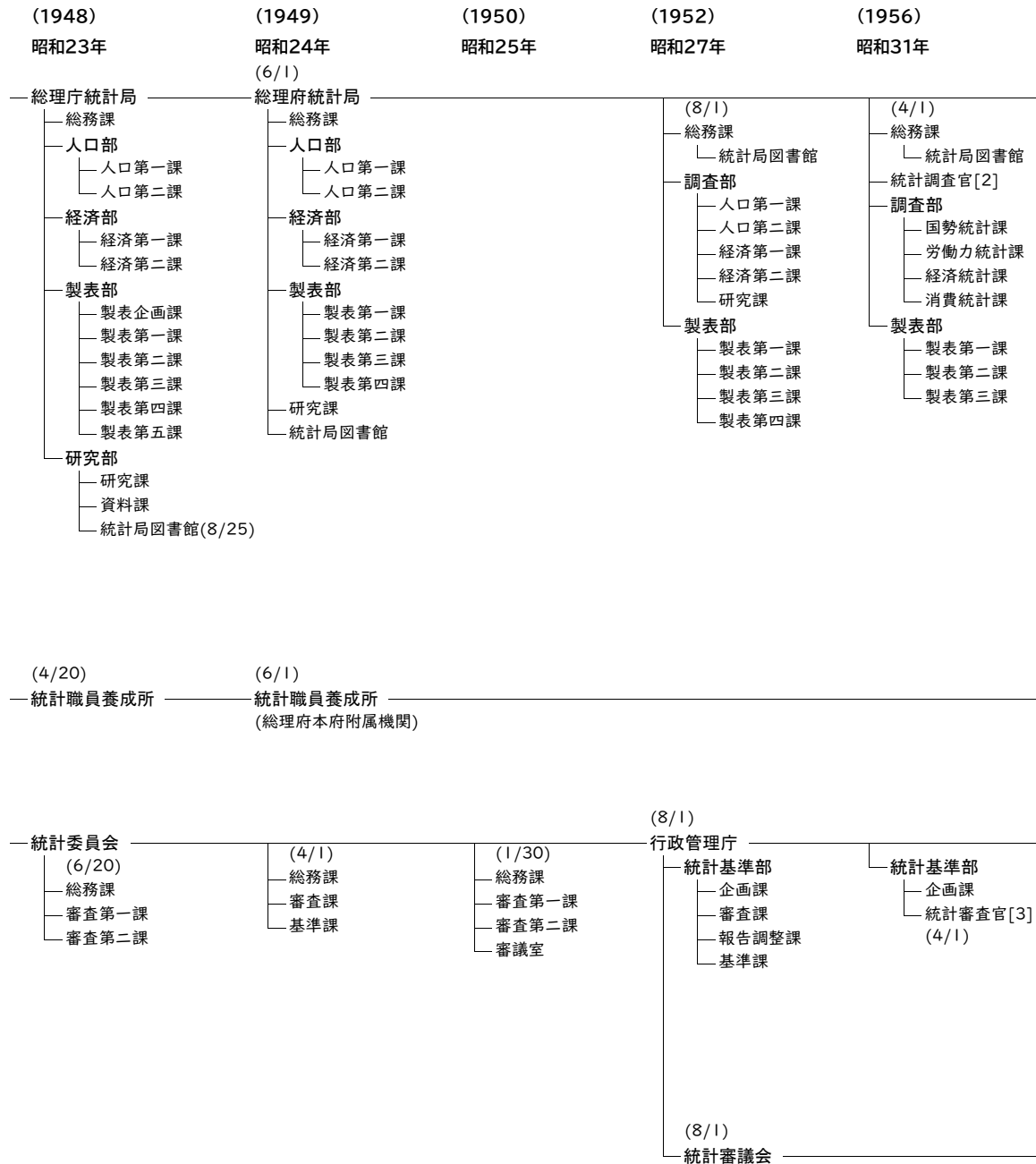
農業調査委員会 (3/31)
×

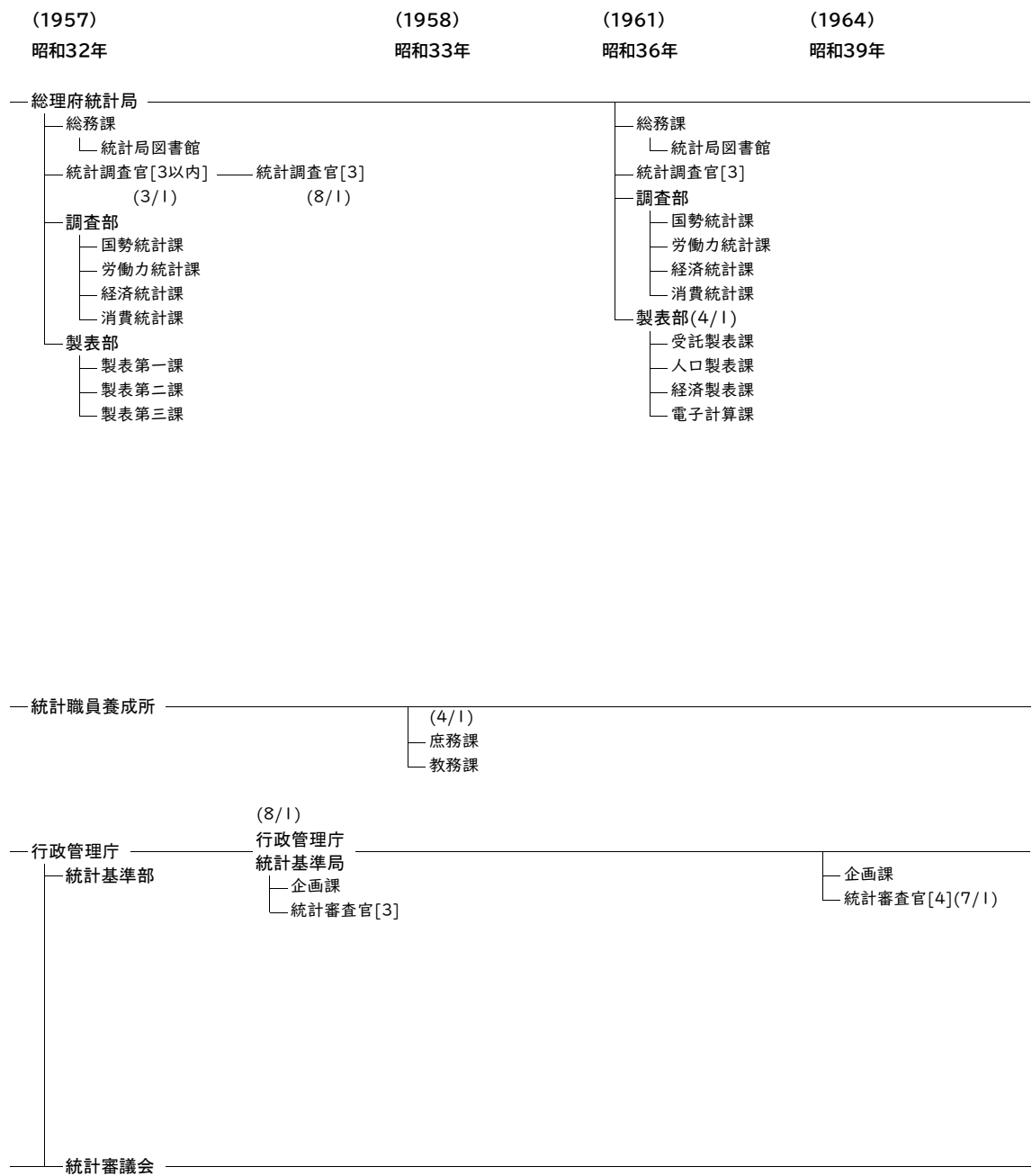
国際統計協会 (1/31)
会議準備委員会 ×

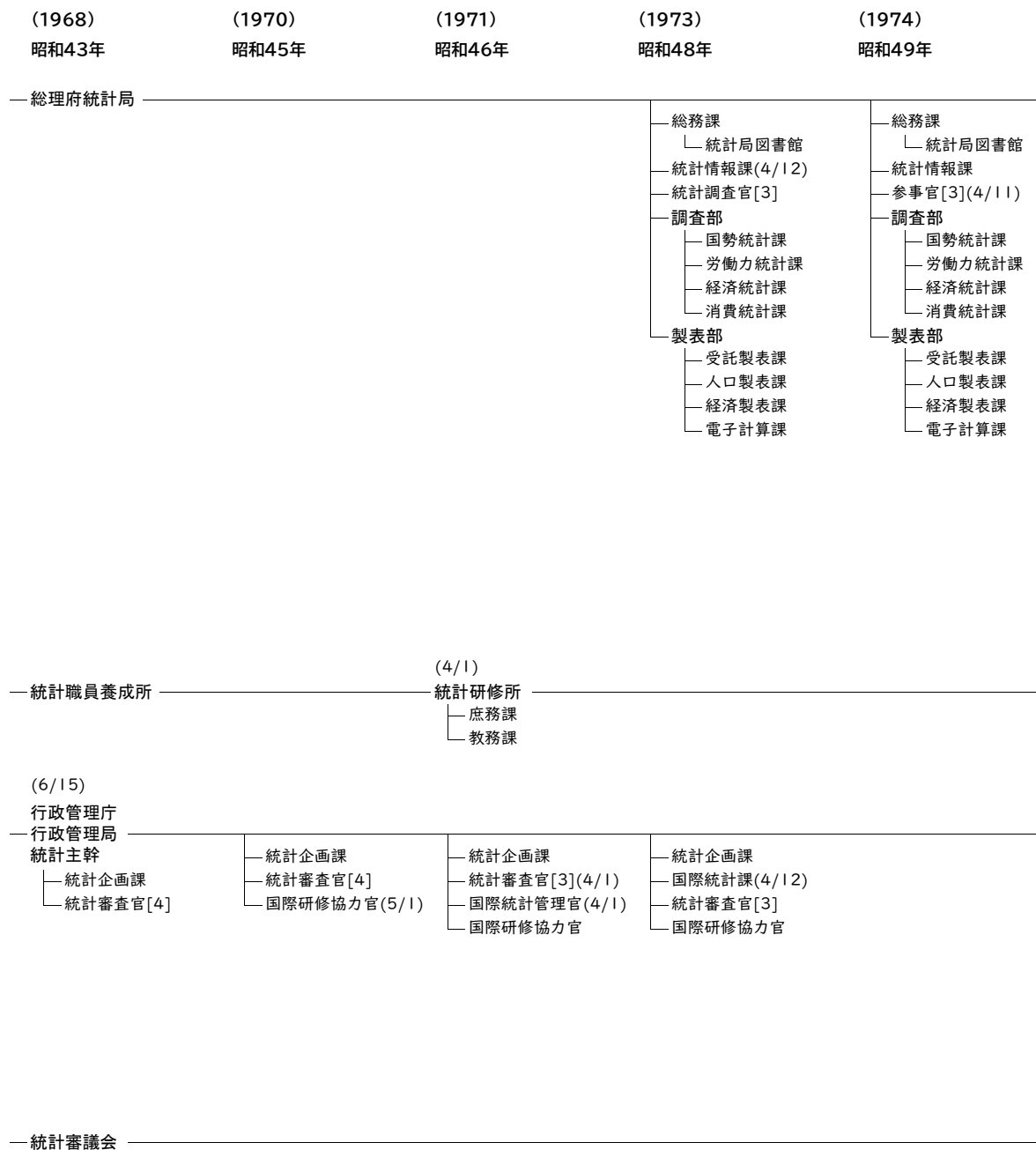
総理庁時代
(昭和22年5月3日～)



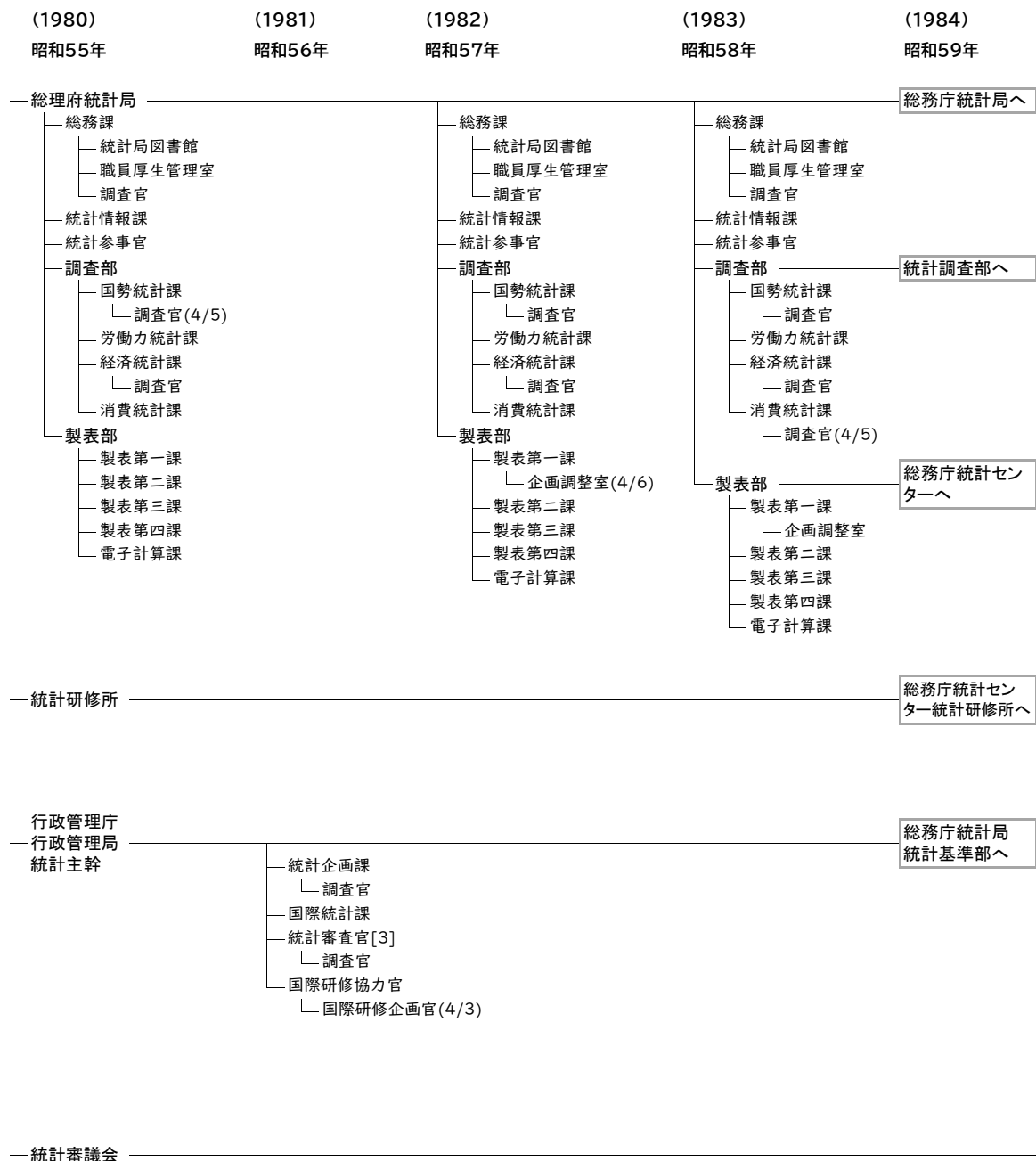
総理府時代 (昭和24年6月1日～)





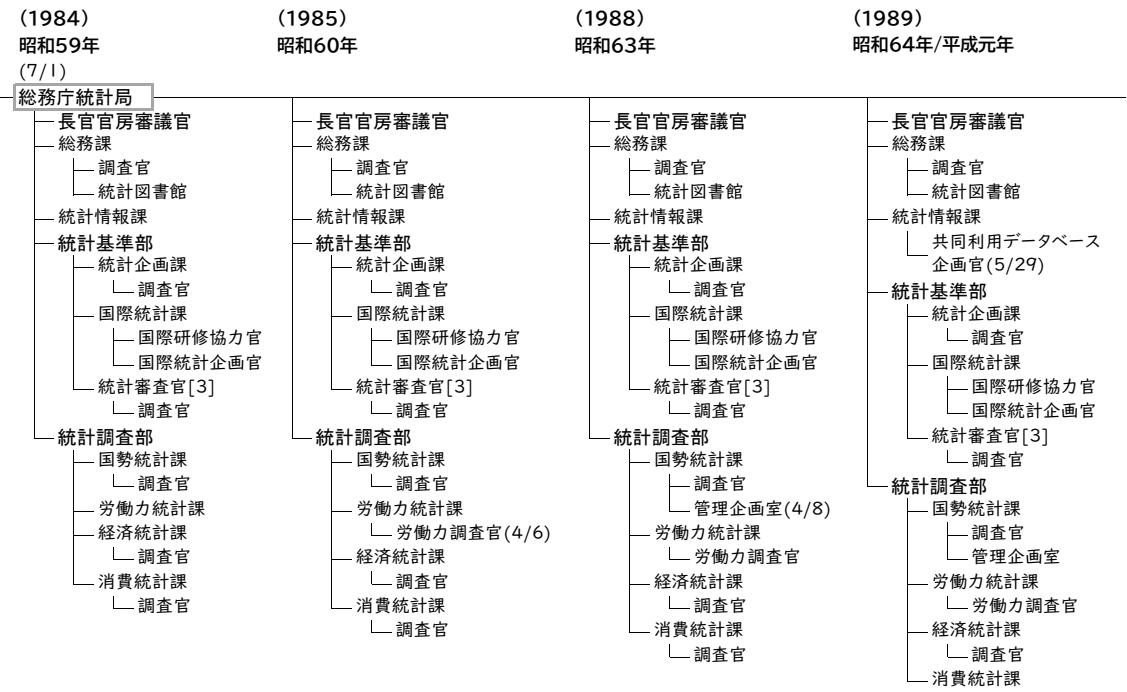


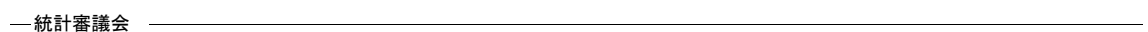
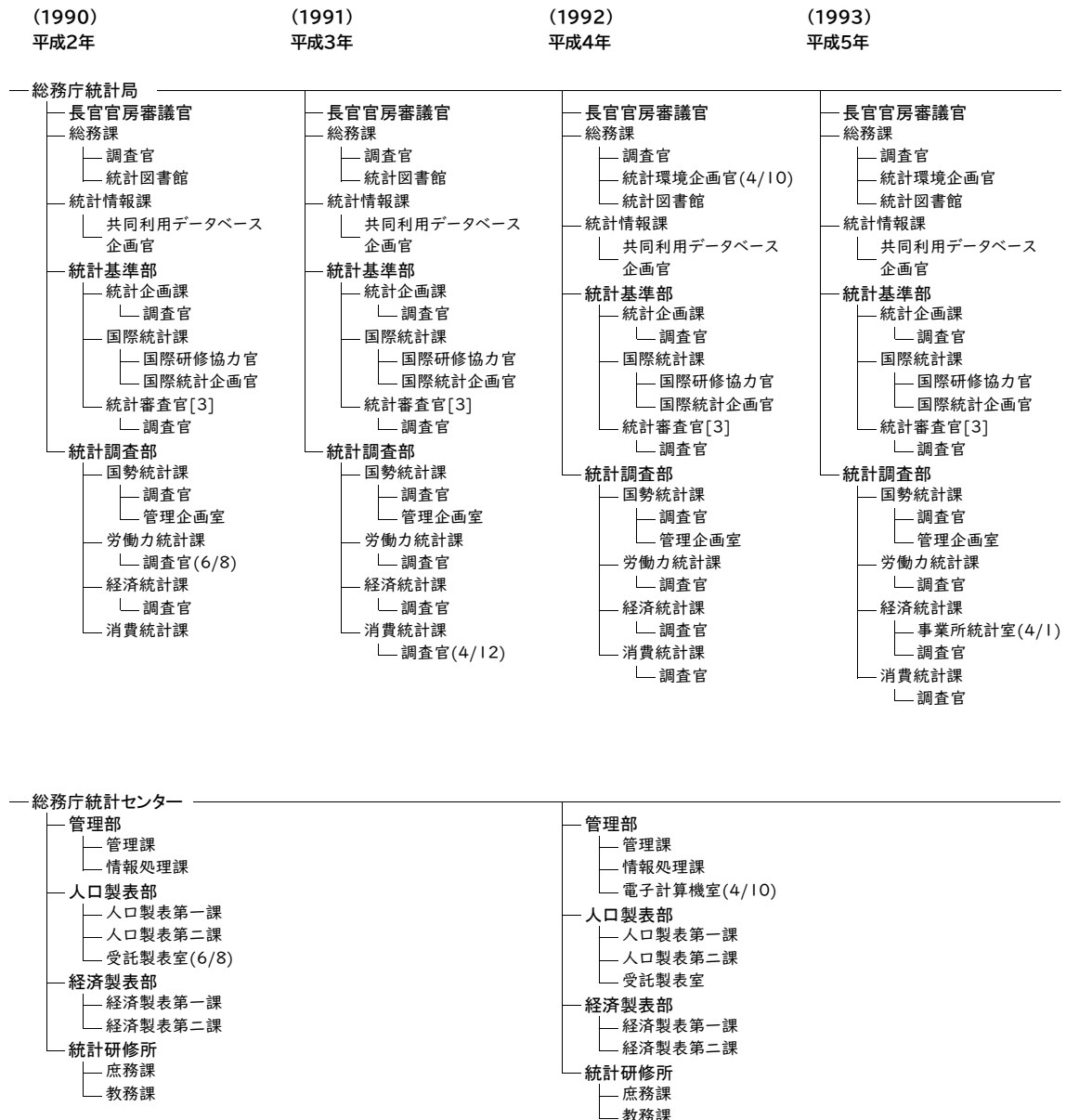
(1975) 昭和50年	(1976) 昭和51年	(1978) 昭和53年	(1979) 昭和54年
— 総理府統計局 — 総務課 - 統計局図書館 - 職員厚生管理室(4/2) 統計情報課 参事官[3] 調査部 - 国勢統計課 - 労働力統計課 - 経済統計課 - 消費統計課 製表部 - 受託製表課 - 人口製表課 - 経済製表課 - 電子計算課 総務課 - 統計局図書館 - 職員厚生管理室 統計情報課 参事官[2](5/10) 調査部 - 国勢統計課 - 労働力統計課 - 経済統計課 - 消費統計課 製表部(5/10) - 製表第一課 - 製表第二課 - 製表第三課 - 製表第四課 - 電子計算課 総務課 - 統計局図書館 - 職員厚生管理室 - 調査官(7/1) 統計情報課 統計参事官(7/1) 調査部 - 国勢統計課 - 労働力統計課 - 経済統計課 - 調査官(4/5) - 消費統計課 製表部 - 製表第一課 - 製表第二課 - 製表第三課 - 製表第四課 - 電子計算課			
— 統計研修所 —			
行政管理庁 — 行政管理局 — 統計主幹	統計企画課 調査官(5/10) 国際統計課統計審査官[3]国際研修協力官		統計企画課 - 調査官 国際統計課統計審査官[3] - 調査官(4/4) 国際研修協力官
— 統計審議会 —			



総務庁時代

(昭和59年7月1日～)





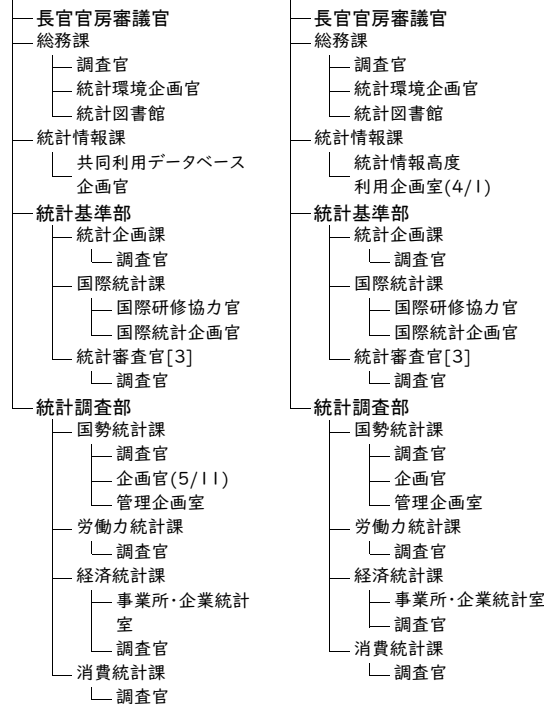
(1994)
平成6年

(1996)
平成8年

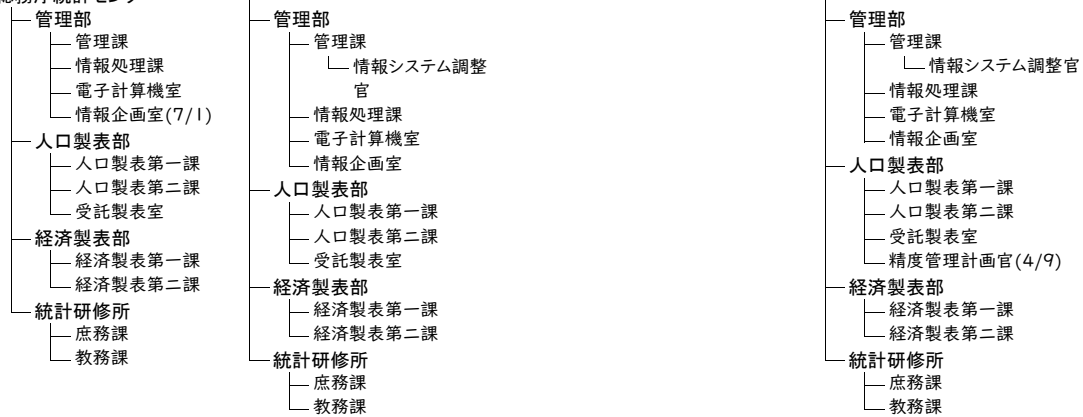
(1997)
平成9年

(1998)
平成10年

— 総務庁統計局 —



— 総務庁統計センター —



— 統計審議会 —

(1999)
平成11年

(2000)
平成12年

(2001)
平成13年

— 総務庁統計局 —

総務省統計局へ

— 総務庁統計センター —

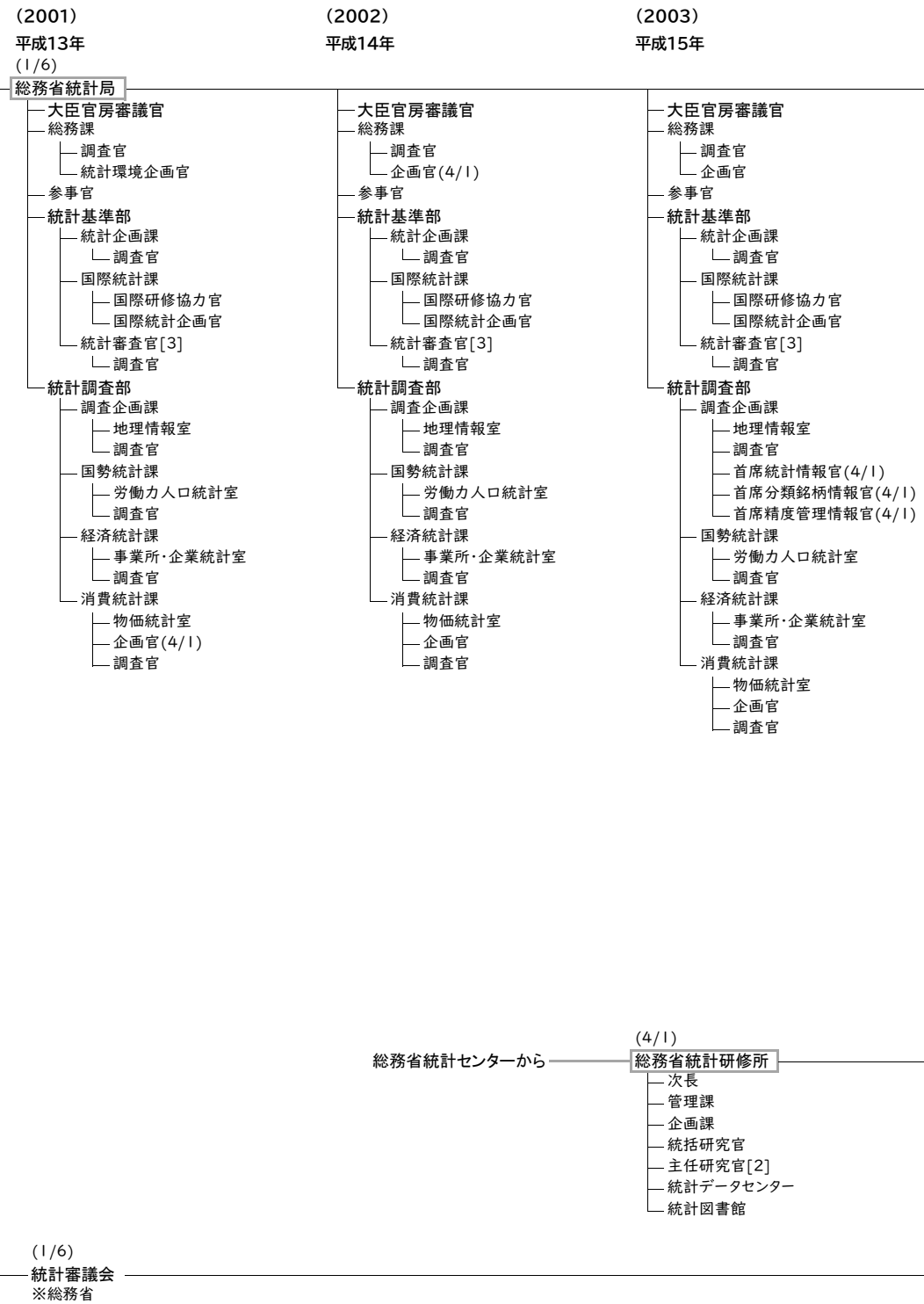
- 管理部
 - 管理課
 - 情報システム調整官
 - 企画室(4/1)
 - 情報処理課
 - 電子計算機室
- 人口製表部
 - 人口製表第一課
 - 人口製表第二課
 - 受託製表室
 - 精度管理計画官
- 経済製表部
 - 経済製表第一課
 - 経済製表第二課
- 統計研修所
 - 庶務課
 - 教務課

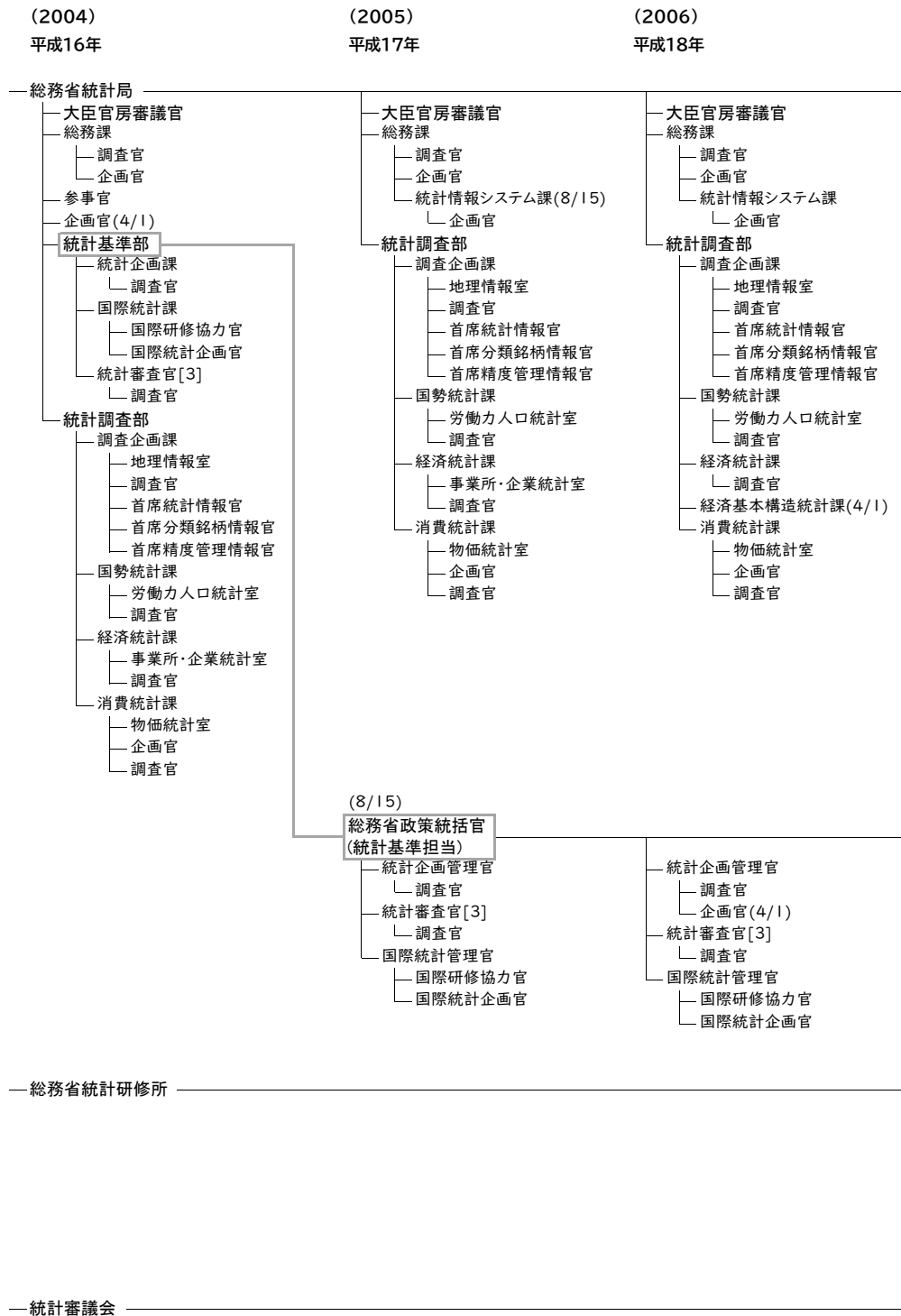
総務省統計センターへ

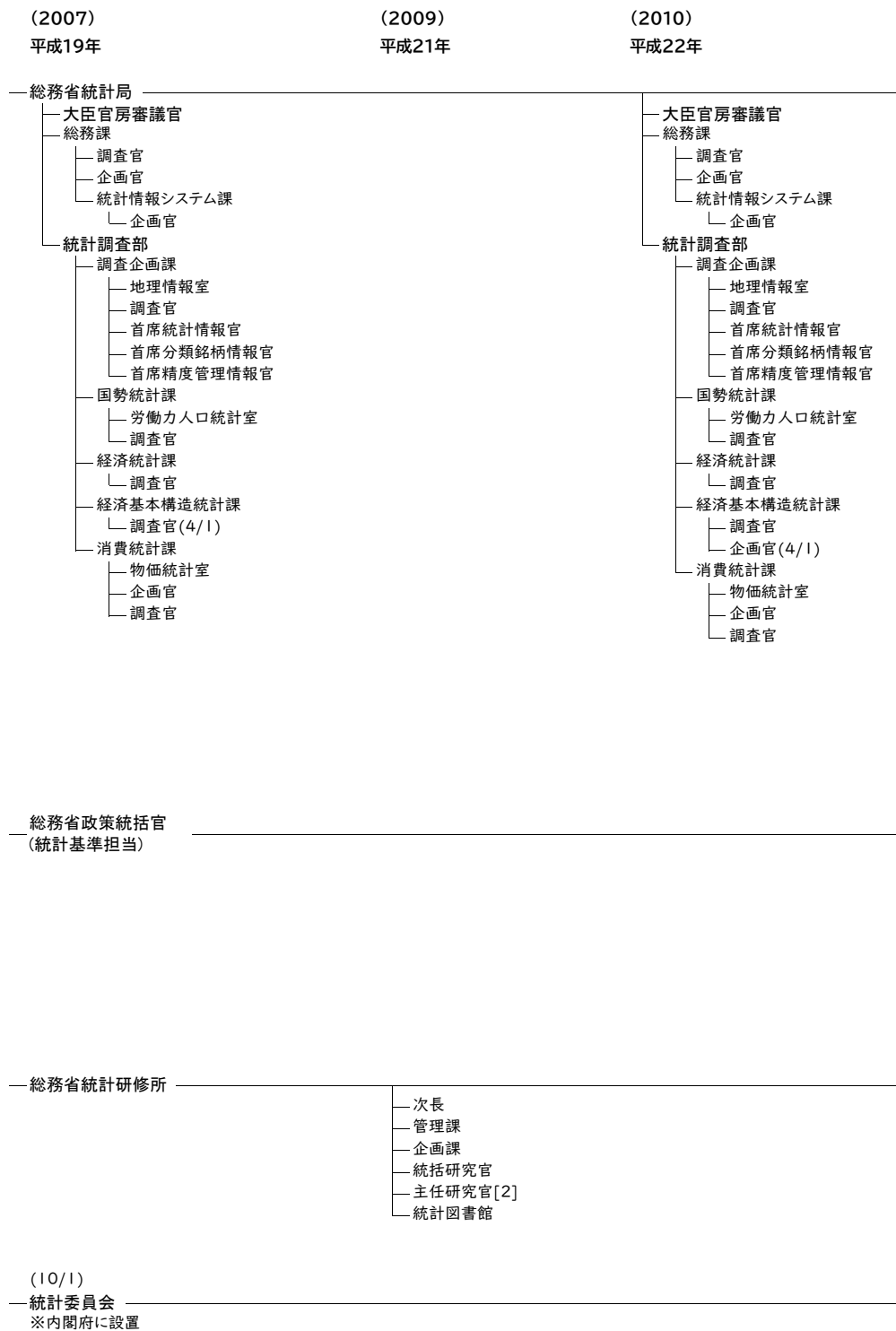
- 管理部
 - 管理課
 - 情報システム調整官
 - 企画室
 - 電子計算機室
 - 首席統計情報官(4/1)
- 人口製表部
 - 人口製表第一課
 - 人口製表第二課
 - 受託製表室
 - 精度管理計画官
- 経済製表部
 - 経済製表第一課
 - 経済製表第二課
- 統計研修所
 - 副所長(4/1)
 - 庶務課
 - 教務課
 - 主任研究官(4/1)

— 統計審議会 —

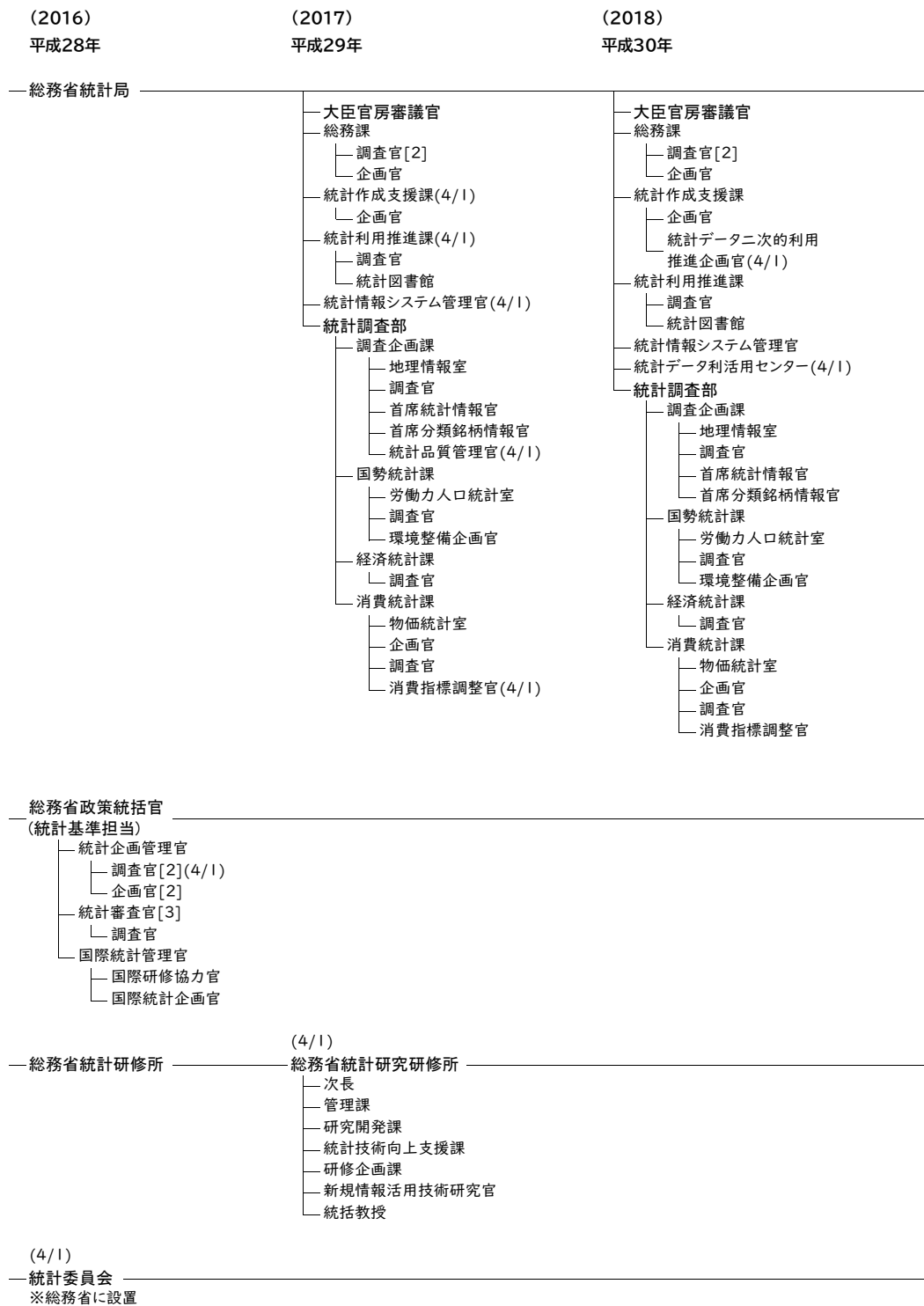
総務省時代（統計局、政策統括官、統計研究研修所、統計委員会）
(平成13年1月6日～)





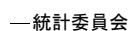
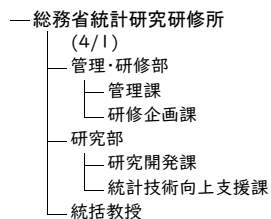
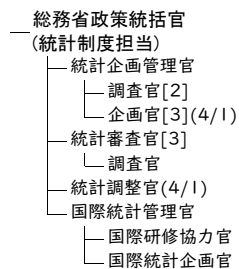
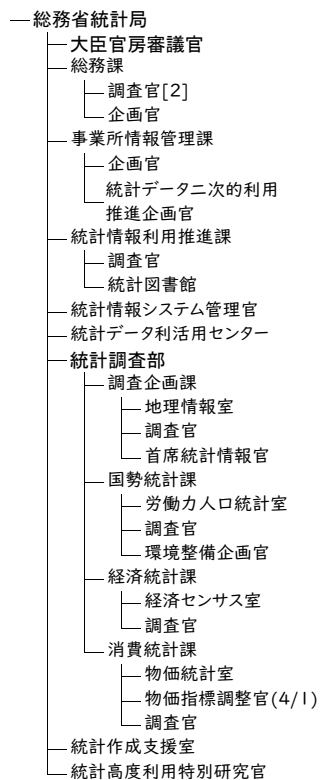


(2011) 平成23年	(2013) 平成25年	(2014) 平成26年
―総務省統計局― ―大臣官房審議官 総務課 ―調査官 ―企画官 ―統計情報システム課 └─企画官 ―統計調査部 ―調査企画課 ―地理情報室 ―調査官 ―首席統計情報官 ―首席分類銘柄情報官 ―首席精度管理情報官 ―国勢統計課 ―労働力人口統計室 └─調査官 ―経済統計課 └─調査官[2](4/1) ―経済基本構造統計課 └─企画官 ―消費統計課 ―物価統計室 └─企画官 └─調査官	―大臣官房審議官 総務課 ―調査官 ―企画官 ―統計品質管理官(4/1) ―統計情報システム課 ―統計情報企画室(4/1) ―統計図書館(4/1) ―統計調査部 ―調査企画課 ―地理情報室 ―調査官 ―首席統計情報官 ―首席分類銘柄情報官 ―国勢統計課 ―労働力人口統計室 └─調査官 ―環境整備企画官(5/16) ―経済統計課 └─調査官[2] ―経済基本構造統計課 └─企画官 ―消費統計課 ―物価統計室 └─企画官 └─調査官	―大臣官房審議官 総務課 ―調査官[2](4/1) ―企画官 ―統計品質管理官 ―統計情報システム課 ―統計情報企画室 ―統計図書館 ―統計調査部 ―調査企画課 ―地理情報室 ―調査官 ―首席統計情報官 ―首席分類銘柄情報官 ―国勢統計課 ―労働力人口統計室 └─調査官 ―環境整備企画官 ―経済統計課 └─調査官[2] ―経済基本構造統計課 └─企画官 ―消費統計課 ―物価統計室 └─企画官 └─調査官
―総務省政策統括官 (統計基準担当)		―統計企画管理官 └─調査官 └─企画官[2](5/30) ―統計審査官[3] └─調査官 ―国際統計管理官 ―国際研修協力官 ―国際統計企画官
―総務省統計研修所―	―次長 ―管理課 ―企画課 ―統括研究官 ―主任研究官[2]	―次長 ―管理課 ―企画課 ―統括研究官 ―主任研究官[2] ―統括教授(4/10)
―統計委員会―		



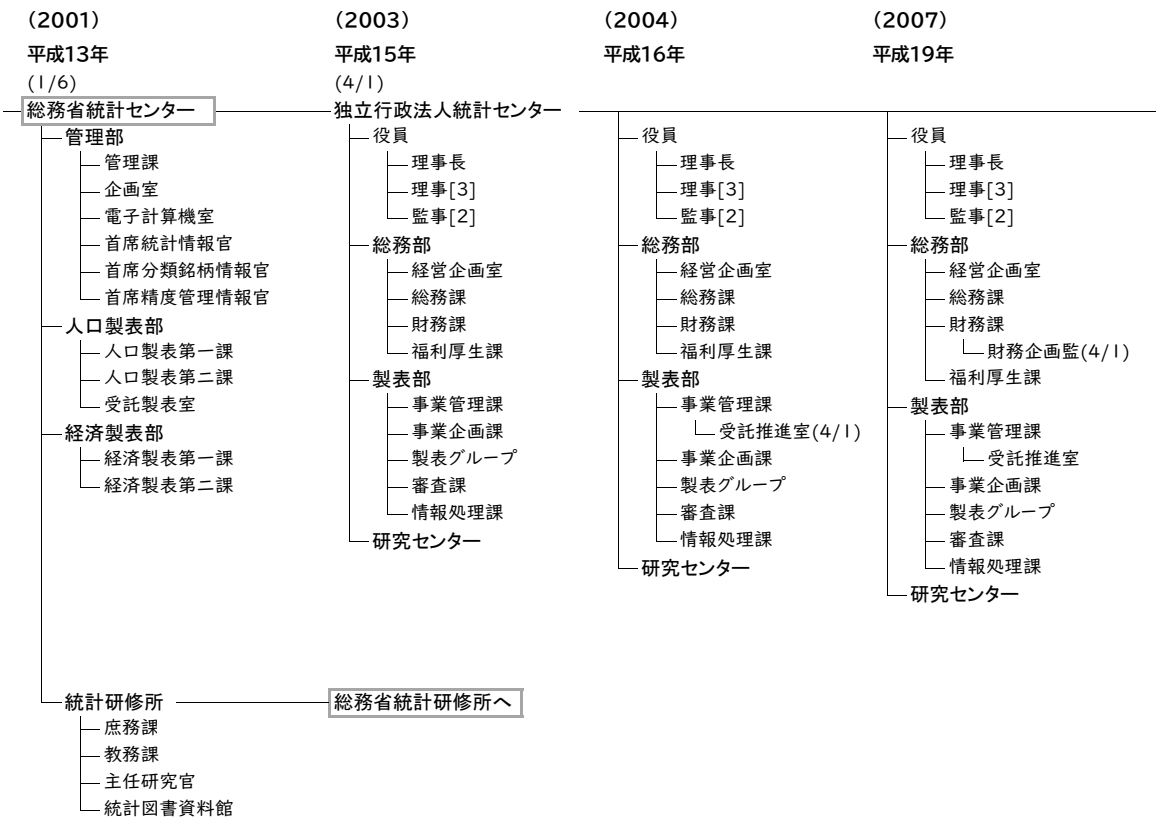
(2023)

令和5年



総務省時代（統計センター）

(平成13年1月6日～)



(2008)

平成20年

(2011)

平成23年

—独立行政法人統計センター—

- 役員
 - 理事長
 - 理事[3]
 - 監事[2]
- 総務部
 - 経営企画室
 - 企画監(4/1)
 - 総務課
 - 福利厚生室(4/1)
 - 財務課
 - 財務企画監
- 製表部
 - 管理企画課(4/1)
 - 審査課
 - 製表グループ
 - 受託製表室(4/1)
 - 分類主幹(4/1)
- 情報技術部(4/1)
 - 情報管理課
 - 統計データ高度利用推進室
 - 情報処理課
 - 共同利用システム課
 - 研究主幹

- 役員
 - 理事長
 - 理事[3]
 - 監事[2]
- 総務部
 - 経営企画室
 - 企画監
 - 総務課
 - 福利厚生室
 - 財務課
 - 財務企画監
- 製表部
 - 管理企画課
 - 国勢調査業務推進室(1/20)
 - 審査課
 - 製表グループ
 - 受託製表室
 - 分類主幹
- 情報技術部
 - 情報管理課
 - 統計データ高度利用推進室
 - 情報処理課
 - 共同利用システム課
 - 研究主幹

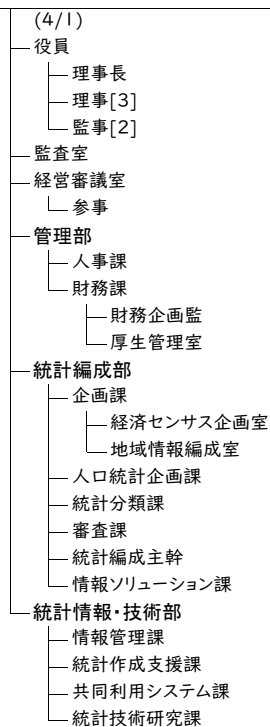
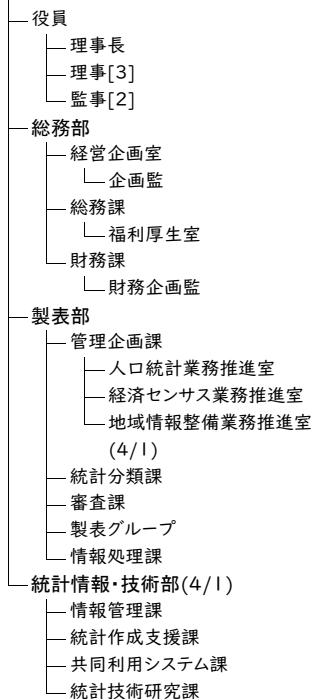
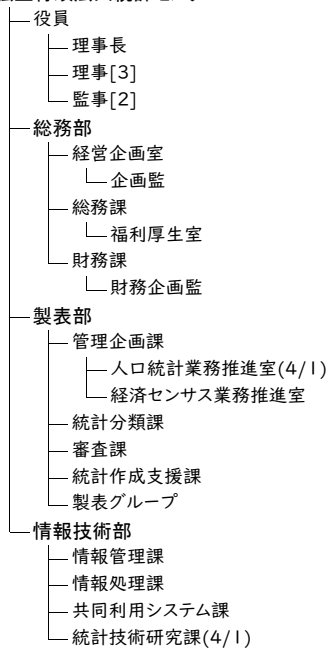
- 役員
 - 理事長
 - 理事[3]
 - 監事[2]
- 総務部
 - 経営企画室
 - 企画監
 - 総務課
 - 福利厚生室
 - 財務課
 - 財務企画監
- 製表部
 - 管理企画課
 - 国勢調査業務推進室
 - 経済センサス業務推進室(4/1)
 - 統計分類課
 - 審査課
 - 統計作成支援課(4/1)
 - 製表グループ
- 情報技術部
 - 情報管理課
 - 情報処理課
 - 共同利用システム課
 - 研究主幹

(2012)
平成24年

(2013)
平成25年

(2015)
平成27年

—独立行政法人統計センター—



(2018)

平成30年

(2019)

平成31年／令和元年

—独立行政法人統計センター—

役員
— 理事長
— 理事[3]
— 監事[2]
監査室
統計データ利活用センター(4/1)
経営審議室
— 参事
管理部
— 人事課
— 財務課
— 財務企画監
— 厚生管理室
統計編成部
— 企画課
— 経済統計企画課(4/1)
— 事業所母集団情報整備室
— 人口統計企画課
— 統計分類課
— 審査課
— 統計編成主幹
— 情報ソリューション課
統計情報・技術部
— 情報管理課
— 統計作成支援課
— 共同利用システム課
— 統計データ高度化推進室(4/1)
— 統計技術研究課

(1/1)

役員
— 理事長
— 理事[3]
— 監事[2]
監査室
統計データ利活用センター
総務部
— 経営企画課
— 人事課
— 財務課
— 財務企画監
— 厚生管理室
統計編成部
— 編成管理課
— 人口統計編成課
— 統計分類企画課
— 経済統計編成課
— 企業調査支援室
— 消費統計編成課
— 統計編成統括官
— 人口・消費統計編成調整官
— 経済統計編成調整官
— 情報ソリューション管理官
統計情報システム部
— 情報システム企画課
— 情報システム開発課
— 共同利用システム課
情報技術センター
— 統計情報提供課
— 統計データ高度化推進官
— 統計作成支援課
— 技術研究開発課

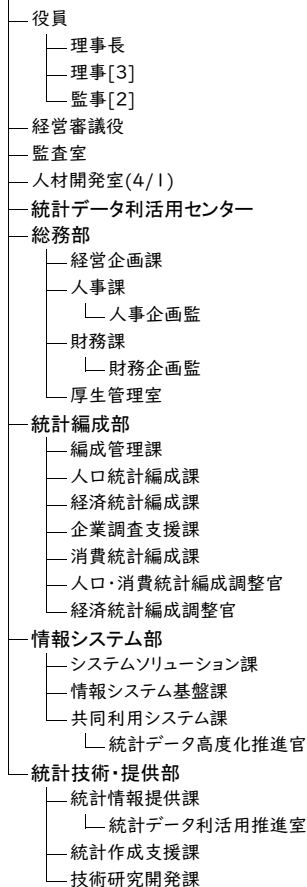
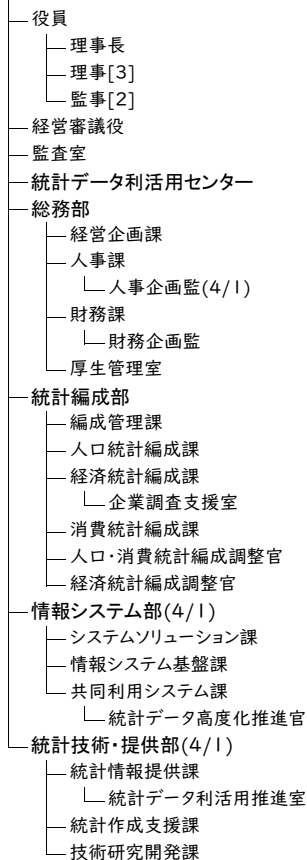
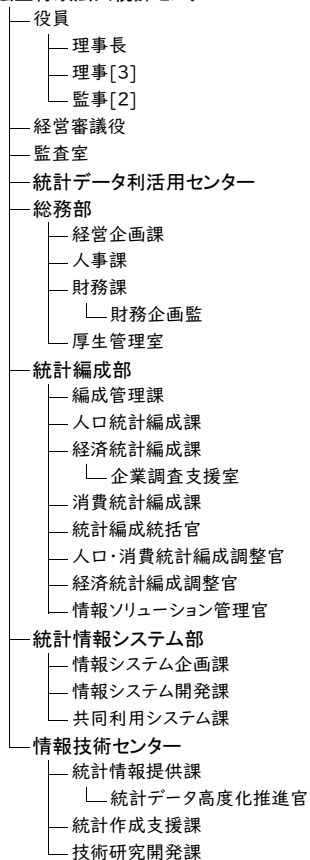
役員
— 理事長
— 理事[3]
— 監事[2]
経営審議役(4/1)
監査室
統計データ利活用センター
総務部
— 経営企画課
— 人事課
— 財務課
— 財務企画監
— 厚生管理室
統計編成部
— 編成管理課
— 人口統計編成課
— 統計分類企画課
— 経済統計編成課
— 企業調査支援室
— 消費統計編成課
— 統計編成統括官
— 人口・消費統計編成調整官
— 経済統計編成調整官
— 情報ソリューション管理官
統計情報システム部
— 情報システム企画課
— 情報システム開発課
— 共同利用システム課
情報技術センター
— 統計情報提供課
— 統計データ高度化推進官
— 統計作成支援課
— 技術研究開発課

(2020)
令和2年

(2021)
令和3年

(2022)
令和4年

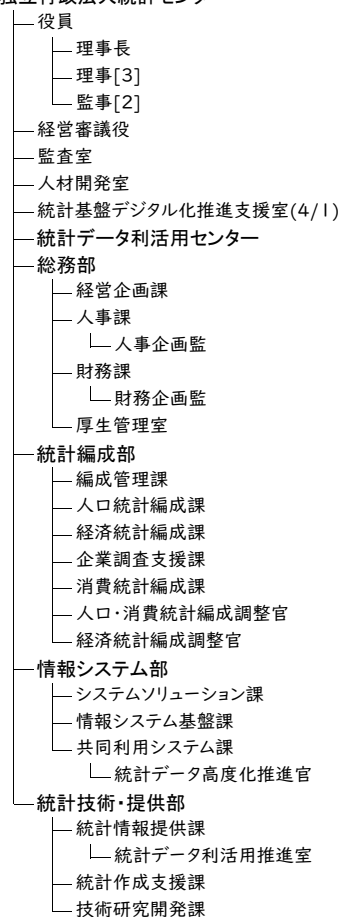
—独立行政法人統計センター—



(2023)

令和5年

—独立行政法人統計センター



歴代幹部一覧

統計局長

	役 職 名	氏 名	就任年月
1	太政官正院政表課大主記、 太政官正院外史政表課長、 太政官第五科少史、 太政官調査局権大書記官	杉 亨二	明治 4年 12月 7年 3月 9年 4月 10年 1月
2	太政官統計院長	大隈 重信	14年 5月
3	同上	鳥尾 小彌太	15年 4月
4	内閣統計局長、 内閣統計課長	石橋 重朝	18年 12月 26年 11月
5	内閣統計課長	本山 正久	28年 6月
6	内閣統計課長、 内閣統計局長	花房 直三郎	30年 2月 31年 11月
7	内閣統計局長、 内閣国勢院第一部長	牛塚 虎太郎	大正 5年 4月 9年 5月
8	内閣国勢院第一部長、 内閣統計局長	阿部 壽準	11年 10月 11年 11月
9	内閣統計局長	下條 康麿	13年 12月
10	同上	長谷川 赳夫	昭和 4年 7月
11	同上	平木 弘	12年 10月
12	同上	川島 孝彦	14年 1月
13	内閣統計局長、 総理庁統計局長、 総理府統計局長	森田 優三	22年 1月 22年 5月 24年 6月
14	総理府統計局長	小田原 登志郎	32年 3月
15	同上	野田 章	39年 3月
16	同上	岡部 秀一	42年 10月
17	同上	関戸 嘉明	46年 1月
18	同上	加藤 泰守	47年 5月
19	同上	川村 皓章	48年 9月
20	同上	吉岡 邦夫	51年 10月
21	同上	島村 史郎	53年 9月
22	同上	永山 貞則	56年 6月
23	総理府統計局長、 総務庁統計局長	時田 政之	58年 6月 59年 7月
24	総務庁統計局長	北山 直樹	60年 7月
25	同上	三浦 由己	61年 7月
26	同上	百崎 英	63年 1月
27	同上	田中 宏樹	63年 7月
28	同上	井出 満	平成 元年 7月
29	同上	小山 弘彦	4年 7月

	役 職 名	氏 名	就任年月
30	総務庁統計局長	伊藤 彰彦	平成 7年 6月
31	同上	井上 達夫	10年 7月
32	総務省統計局長	久山 慎一	13年 1月
33	同上	大戸 隆信	14年 1月
34	同上	大林 千一	16年 1月
35	同上	衛藤 英達	17年 8月
36	同上	川崎 茂	19年 1月
37	同上	福井 武弘	23年 8月
38	同上	須江 雅彦	24年 9月
39	同上	井波 哲尚	26年 7月
40	同上	會田 雅人	27年 7月
41	同上	千野 雅人	29年 7月
42	同上	佐伯 修司	令和 元年 7月
43	同上	井上 卓	3年 7月
44	同上	岩佐 哲也	5年 7月

政策統括官（統計制度担当）

	役 職 名	氏 名	就任年月
1	行政管理庁統計基準部長、 行政管理庁統計基準局長	美濃部 亮吉	昭和27年 8月 32年 8月
2	行政管理庁統計基準局長	後藤 正夫	34年 1月
3	同上	片山 一郎	42年 5月
4	行政管理庁行政管理局統計主幹	戸谷 英雄	43年 6月
5	同上	杉浦 滋	45年 3月
6	同上	北山 恭治	46年 4月
7	同上	増淵 亮夫	48年 8月
8	行政管理庁行政管理局統計主幹 事務取扱(行政管理局長))	平井 迪郎	49年 6月
9	行政管理庁行政管理局統計主幹	松井 敏夫	49年 8月
10	同上	松田 道夫	50年 7月
11	同上	工藤 弘安	52年 9月
12	同上	林 伸樹	56年 4月
13	行政管理庁行政管理局統計主幹、 総務庁統計局統計基準部長	近藤 輝彦	58年 4月 59年 7月
14	総務庁統計局統計基準部長	石田 晃	60年 6月
15	同上	坂本 佶三	62年 3月
16	同上	神澤 正蔵	平成 元年 4月
17	同上	家田 博行	2年 7月
18	同上	片岡 勲	5年 4月
19	同上	橋本 哲也	6年 4月
20	総務庁統計局統計基準部長	山岸 親雄	7年 5月
21	同上	大戸 隆信	8年 11月

	役 職 名	氏 名	就任年月
22	総務庁統計局統計基準部長	堀江 正弘	平成10年 7月
23	総務庁統計局統計基準部長、 総務省統計局統計基準部長	平山 憲一	12年 4月 13年 1月
24	総務省統計局統計基準部長	柚木 俊二	14年 4月
25	同上	大林 千一	15年 1月
26	同上	渡辺 秀一	16年 1月
27	総務省政策統括官（統計基準担当）	久布白 寛	17年 8月
28	同上	橋口 典央	19年 1月
29	同上	貝沼 孝二	19年 7月
30	同上	中田 睦	20年 7月
31	同上	池川 博士	21年 7月
32	同上	伊藤 孝雄	23年 8月
33	同上	平山 眞	24年 9月
34	同上	田家 修	26年 7月
35	同上	新井 豊	28年 6月
36	同上	三宅 俊光	29年 7月
37	同上	横田 信孝	令和 元年 7月
38	総務省政策統括官（統計基準担当）、 総務省政策統括官（統計制度担当）	吉開 正治郎	2年 7月 3年 7月
39	総務省政策統括官（統計制度担当）	阪本 克彦	4年 8月
40	同上	北原 久	5年 7月

統計研究研修所長 ※()は併任

	役 職 名	氏 名	就任年月
1	内閣国勢院第一部統計職員養成所長 (内閣国勢院第一部長)	牛塚 虎太郎	大正10年 2月
2	内閣国勢院第一部統計職員養成所長 (内閣国勢院第一部長)、 内閣統計局統計職員養成所長 (内閣統計局長)	阿部 壽準	11年10月 11年11月
3	内閣統計局統計職員養成所長 (内閣統計局長)	下條 康麿	13年12月
4	同上	長谷川 赳夫	昭和 4年 7月
5	同上	平木 弘	12年10月
6	同上	川島 孝彦	14年 1月
7	内閣統計局統計職員養成所長 (内閣統計局長)、 総理庁統計局統計職員養成所長 (総理庁統計局長)、 総理府統計局統計職員養成所長 (総理府統計局長)	森田 優三	22年 1月 22年 5月 24年 6月
8	総理府統計局統計職員養成所長 (総理府統計局長)	小田原 登志郎	32年 3月
9	同上	野田 章	39年 3月
10	同上	岡部 秀一	42年10月
11	総理府統計局統計職員養成所長 (総理府統計局長) 総理府統計局統計研修所長 (総理府統計局長)	関戸 嘉明	46年 1月 46年 4月
12	総理府統計局統計研修所長 (総理府統計局長)	加藤 泰守	47年 5月
13	同上	川村 皓章	48年 9月
14	同上	吉岡 邦夫	51年10月
15	同上	島村 史郎	53年 9月
16	同上	永山 貞則	56年 6月
17	同上	時田 政之	58年 6月
18	総務庁統計センター統計研修所長	田中 益穂	59年 7月
19	同上	西納 和男	60年 7月
20	同上	栗原 茂明	63年 4月
21	同上	佐々木 恵之	平成 3年 7月
22	同上	大宅 康夫	5年10月
23	同上	永淵 寛幸	7年 7月
24	同上	朝倉 清	9年 4月
25	総務庁統計センター統計研修所長 事務取扱(統計センター所長)	大戸 隆信	11年 6月

	役 職 名	氏 名	就任年月
26	総務庁統計センター統計研修所長	齋藤 昭夫	平成11年 7月
27	総務庁統計センター統計研修所長 事務取扱(統計センター所長)	大戸 隆信	12年 4月
28	総務庁統計センター統計研修所長	古田 裕繁	12年 8月
29	総務省統計研修所長代行 (総務省大臣官房参事官)、 総務省統計研修所長	川崎 茂	15年 4月 15年 11月
30	総務省統計研修所長 (総務省統計局長)	大林 千一	17年 1月
31	総務省統計研修所長	岡本 政人	17年 8月
32	同上	飯島 信也	22年 7月
33	総務省統計研修所長 (総務省統計局長)、 総務省統計研修所長	川崎 茂	23年 4月 23年 8月
34	総務省統計研修所長 (総務省統計局長)、 総務省統計研修所長	福井 武弘	24年 1月 24年 9月
35	総務省統計研修所長 (総務省統計局長)、 総務省統計研修所長	須江 雅彦	26年 4月 26年 7月
36	総務省統計研修所長、 総務省統計研究研修所長	清水 誠	27年 8月 29年 4月
37	総務省統計研究研修所長	會田 雅人	29年 7月
38	総務省統計研究研修所長 (総務省統計局長)	千野 雅人	30年 4月
39	総務省統計研究研修所長	井上 卓	31年 4月
40	総務省統計研究研修所長 (総務省統計局長)	佐伯 修司	令和 元年 7月
41	総務省統計研究研修所長	平池 栄一	2年 7月
42	同上	植山 克郎	3年 7月
43	同上	永島 勝利	4年 6月
44	同上	水野 靖久	5年 7月

独立行政法人統計センター理事長

	役 職 名	氏 名	就任年月
1	統計センター所長	三浦 由己	昭和59年 7月
2	同上	平尾 秀夫	61年 7月
3	同上	井出 満	62年 3月
4	同上	鈴木 芳雄	平成 元年 7月
5	同上	鈴木 榮	2年 7月
6	同上	浦田 信行	4年 7月
7	同上	伊藤 彰彦	6年 7月
8	同上	永島 泰彦	7年 6月
9	同上	井上 達夫	8年 7月
10	同上	大戸 隆信	10年 7月
11	同上	林 幹雄	14年 1月
12	独立行政法人統計センター理事長	中川 良一	15年 4月
13	同上	戸谷 好秀	21年 8月
14	同上	椿 広計	27年 4月
15	同上	笹島 誉行	31年 4月
16	同上	佐伯 修司	令和 5年 4月

統計委員会委員長

	役 職 名	氏 名	就任年月
1	統計委員会委員長、 統計審議会会長	大内 兵衛	昭和21年 12月 27年 9月
2	統計審議会会長	有澤 廣巳	32年 3月
3	同上	中山 伊知郎	35年 10月
4	同上	東畑 精一	37年 10月
5	同上	山内 二郎	39年 10月
6	同上	森田 優三	47年 11月
7	同上	森口 繁一	53年 9月
8	同上	篠原 三代平	61年 1月
9	同上	中村 隆英	平成 2年 11月
10	同上	溝口 敏行	8年 3月
11	同上	竹内 啓	13年 1月
12	同上	美添 泰人	17年 1月
13	統計委員会委員長	竹内 啓	19年 10月
14	同上	樋口 美雄	21年 10月
15	同上	西村 清彦	26年 2月
16	同上	北村 行伸	令和 元年 10月
17	同上	椿 広計	3年 10月

令和 6 年 3 月 発行

統計百五十年史 上巻

編集・発行 総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19 番 1 号
